

令和4年度 第2回栃木地方最低賃金審議会 資料目録

I 第1回 目安に関する小委員会 資料

I-1	令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問文写し）	1
I-2	主要統計資料	3
I-3	足下の経済状況等に関する補足資料	59
I-4	最低賃金に関する調査研究	87

II 第2回 目安に関する小委員会 資料

II-1	令和4年賃金改定状況調査結果	111
II-2	生活保護と最低賃金	121
II-3	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	125
II-4	賃金分布に関する資料（都道府県別、総合指数順）	129
	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	(131)
	時間当たり賃金分布（一般労働者）	(145)
	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	(159)
II-5	最新の経済指標の動向	173
II-6	委員からの追加要望資料	221
II-7	足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）	229
II-8	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	235

III 第3回 目安に関する小委員会 資料

III-1	委員からの追加要望資料	241
-------	-------------	-----

IV 栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使からの意見書

IV-1-1	意見書〔とちぎコープ労働組合〕	247
IV-1-2	意見発表発言要旨〔「意見陳述書」とちぎコープ労働組合〕	251
IV-2-1	意見書〔佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン〕	253
IV-2-2	意見発表発言要旨〔「意見陳述要旨」労働組合わたらせユニオン〕	257

V 統計資料

V-1	栃木県鉱工業指数（令和4年4月：栃木県）	259
V-2	あしぎん経済概況（2022年7月：(株)あしぎん総合研究所）	277

⑤

厚生労働省発基 0628 第1号
令和4年6月28日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 後藤 茂之

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2

- 2 有効求人倍率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 年齢別常用求人倍率の推移（暦年、年齢別） . . . 4

- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人]（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11

- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（令和3年）

- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（令和4年）（連合、経団連） . . . 14

6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・28
Ⅱ 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者(高卒)の所定内給与額）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模30人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・33

ロ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・	34
ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・	35
(2)	労働時間		
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模30人以上〕	・・・	36
	(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))		
5	消費者物価指数等の推移		
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・	37
(2)	消費者物価地域差指数の推移(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・	38
6	労働者数等の推移		
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	39
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	40
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・	41

Ⅲ 業務統計資料編

1	地域別最低賃金改定状況		
(1)	令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況		
	(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・	42
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	43
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	44
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・	45
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・	46
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・	47
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果		
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・	48
(2)	業種別法違反の状況(令和4年1月～3月、全国計)	・・・	49

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
			(%)											
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(H27年=100)	(%)	(H27年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,562,938	0.6	-	5,544,395	0.6	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,584,912	0.4	-	5,531,069	△ 0.2	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2 年	5,380,016	△ 3.7	-	5,280,568	△ 4.5	90.6	△ 10.4	87.1	△ 12.8	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
3 年	5,419,404	0.7	-	5,367,708	1.7	95.7	5.6	94.1	8.0	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
令和 2 年 1~3 月	5,530,795	0.5	2.1	5,444,600	0.5	98.0	0.0	94.6	△ 1.0	2,164	12.9	167	1	2.4
4~6 月	5,124,616	△ 7.3	△ 26.3	5,014,374	△ 7.9	81.5	△ 16.8	75.3	△ 20.4	1,837	△ 11.4	196	27	2.8
7~9 月	5,390,650	5.2	22.4	5,279,336	5.3	88.8	9.0	85.1	13.0	2,021	△ 7.4	206	43	3.0
10~12 月	5,464,704	1.4	5.6	5,372,293	1.8	93.9	5.7	92.6	8.8	1,751	△ 20.8	203	48	2.9
3 年 1~3 月	5,427,106	△ 0.7	△ 2.7	5,350,880	△ 0.4	96.3	2.6	95.4	3.0	1,554	△ 28.2	195	28	2.8
4~6 月	5,451,170	0.4	1.8	5,384,878	0.6	96.5	0.2	95.3	△ 0.1	1,490	△ 18.9	210	14	3.0
7~9 月	5,393,833	△ 1.1	△ 4.1	5,341,939	△ 0.8	94.7	△ 1.9	90.5	△ 5.0	1,447	△ 28.4	193	△ 13	2.8
10~12 月	5,411,574	0.3	1.3	5,394,436	1.0	94.9	0.2	94.7	4.6	1,539	△ 12.1	180	△ 23	2.6
4 年 1~3 月	5,419,704	0.2	0.6	5,387,618	△ 0.1	95.7	0.8	93.2	△ 1.6	1,504	△ 3.2	182	△ 13	2.7
令和 4 年 1 月	-	-	-	-	-	94.3	△ 2.4	92.8	△ 3.6	452	△ 4.6	191	4	2.8
2 月	-	-	-	-	-	96.2	2.0	94.2	1.5	459	2.9	188	△ 3	2.7
3 月	-	-	-	-	-	96.5	0.3	92.7	△ 1.6	593	△ 6.5	179	△ 9	2.6
4 月	-	-	-	-	-	95.1	△ 1.5	92.7	0.0	486	1.9	176	△ 3	2.5
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	524	11.0	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商エリサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期(月、四半期)比(差)である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数より推計した値である。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)	(R2年=100)	(%)	(R2年=100)	(%)	(%)
平成 24 年	1.28	0.80	93.3	0.0	97.7	△ 0.9	97.9	△ 1.0	104.9	△ 1.0	24.10	98.5	△ 0.7	105.6	△ 0.8	10.08
25 年	1.46	0.93	93.7	0.5	98.9	1.3	97.9	△ 0.1	104.5	△ 0.6	24.37	98.4	△ 0.1	105.0	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.1	3.1	98.9	1.1	102.2	△ 2.2	24.50	100.2	1.9	103.5	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.0	0.1	101.2	△ 0.9	25.40	100.4	0.2	102.7	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	100.1	1.1	102.5	1.3	25.22	101.1	0.8	103.5	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.7	0.5	102.4	△ 0.1	25.09	102.4	1.3	104.2	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.9	1.2	102.4	0.0	25.09	103.9	1.5	104.4	0.3	10.16
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.7	△ 0.2	101.7	△ 0.8	25.59	104.1	0.2	104.1	△ 0.4	10.27
2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.7	100.0	△ 1.7	25.28	100.0	△ 4.0	100.0	△ 3.9	10.63
3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.5	4.5	100.9	1.0	101.2	1.2	25.05	102.2	2.2	102.5	2.5	10.55
3 年 1～3月	1.96	1.09	99.8	0.3	101.0	1.4	101.1	1.4	101.4	1.0	25.23	102.8	2.6	103.1	2.2	10.85
4～6月	2.05	1.11	99.2	△ 0.6	103.4	2.4	101.3	0.2	102.0	0.6	24.69	102.9	0.1	103.6	0.5	10.39
7～9月	2.03	1.15	99.8	0.6	105.6	2.1	101.2	△ 0.1	101.5	△ 0.5	25.02	102.5	△ 0.4	102.8	△ 0.8	10.54
10～12月	2.10	1.17	100.0	0.3	108.0	2.3	100.5	△ 0.7	100.6	△ 0.9	25.24	101.8	△ 0.7	101.8	△ 1.0	10.40
4 年 1～3月	2.18	1.21	100.8	0.8	110.3	2.1	103.7	3.2	102.9	2.3	24.35	103.2	1.4	102.4	0.6	10.70
令和 4 年 1月	2.16	1.20	100.4	0.3	109.3	0.8	102.7	3.2	102.5	3.1	24.52	103.3	3.3	103.2	3.4	10.66
2月	2.21	1.21	100.8	0.4	110.3	0.9	103.7	1.0	102.9	0.4	24.34	103.2	△ 0.1	102.4	△ 0.8	10.82
3月	2.16	1.22	101.3	0.5	111.3	0.9	104.8	1.1	103.3	0.4	24.20	103.1	△ 0.1	101.7	△ 0.7	10.62
4月	2.19	1.23	101.8	0.5	112.8	1.3	104.6	△ 0.2	102.6	△ 0.7	24.22	105.1	1.9	103.2	1.5	10.75
5月			102.1	0.3	112.8	0.0										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

- (注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。
- 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。
- 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 国内企業物価指数の令和4年5月分の数値は速報値であり、同指数令和元年以前の暦年値は労働基準局賃金課において月次指数を単純平均した。

2 有効求人倍率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	令和4年			
												1月	2月	3月	4月
全国		0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.20	1.21	1.22	1.23
	Aランク	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	1.01	1.04	1.06	1.09	1.13
	Bランク	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.17	1.25	1.27	1.28	1.31
	Cランク	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.29	1.38	1.39	1.39	1.40
	Dランク	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.22	1.31	1.33	1.33	1.34

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人倍率は、求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、各年における適用ランクである。
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	年齢計	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

2 令和2年4月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

区分	年	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	1.8	2.5	3.4	2.6
	500人以上	△ 0.2	0.5	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	1.2	2.1	2.7	1.6
	100～499人	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	2.3	2.9	4.7	3.6
	30～99人	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.2	3.1	3.6	3.4
	5～29人	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
定期給与額	30人以上	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.0 (1.8)	2.3 (1.9)	2.2 (1.9)	2.5 (2.2)
	500人以上	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.6 (1.2)	1.7 (1.3)	1.7 (1.4)	1.3 (1.1)
	100～499人	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	2.6 (2.0)	3.0 (2.4)	3.1 (2.5)	3.5 (2.8)
	30～99人	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	2.9 (2.8)	3.2 (3.1)	3.0 (2.9)	3.5 (3.3)
	5～29人	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.7 (△ 0.7)	△ 1.0 (△ 1.1)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。
 3 () 内の数値は所定内給与額についての増減率である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年			
											1月	2月	3月	4月
											パートタイム労働者比率	30人以上	24.37	24.50
500人以上	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.23		15.19	14.32	14.86
100～499人	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.80		23.33	22.78	23.08
30～99人	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.09		30.10	30.69	30.24
5～29人	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	40.65		40.78	40.82	40.56

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

区分 年度	高校卒			高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)		(現業)			(事務・技術)				
	一律	差あり				一律	差あり			
		基幹職					補助職	基幹職		補助職
平成24年度	162,047 140 (0.1)	165,323 161 (0.1)	157,745 91 (0.1)	163,789 72 (0.0)	181,656 91 (0.1)	173,003 125 (0.1)	204,095 207 (0.1)	205,374 232 (0.1)	181,773 30 (0.0)	220,576 176 (0.1)
25年度	162,195 141 (0.1)	166,122 187 (0.1)	158,603 125 (0.1)	163,781 38 (0.0)	182,112 153 (0.1)	173,599 223 (0.1)	204,149 132 (0.1)	205,698 461 (0.2)	182,228 175 (0.1)	219,981 161 (0.1)
26年度	162,381 702 (0.4)	167,202 569 (0.3)	159,446 544 (0.3)	163,990 736 (0.5)	182,401 842 (0.5)	174,179 655 (0.4)	204,863 806 (0.4)	206,322 601 (0.3)	183,060 464 (0.3)	220,724 787 (0.4)
27年度	163,737 1,239 (0.8)	167,472 904 (0.5)	159,382 706 (0.4)	165,054 1,151 (0.7)	184,173 1,579 (0.9)	175,591 1,342 (0.8)	205,914 1,574 (0.8)	207,854 1,933 (0.9)	184,169 1,318 (0.7)	222,083 1,875 (0.9)
28年度	164,828 824 (0.5)	167,370 582 (0.3)	159,246 616 (0.4)	166,617 748 (0.5)	185,186 995 (0.5)	176,197 767 (0.4)	207,163 880 (0.4)	209,785 1,263 (0.6)	184,691 631 (0.3)	223,684 1,153 (0.5)
29年度	165,977 1,093 (0.7)	167,090 565 (0.3)	159,497 532 (0.3)	167,568 834 (0.5)	186,402 966 (0.5)	177,546 851 (0.5)	208,235 1,109 (0.5)	211,051 1,132 (0.5)	186,004 745 (0.4)	224,212 930 (0.4)
30年度	168,286 1,361 (0.8)	170,104 2,618 (1.6)	161,889 2,385 (1.5)	168,085 1,386 (0.8)	187,652 1,660 (0.9)	179,334 1,493 (0.8)	208,929 1,637 (0.8)	213,500 2,171 (1.0)	188,362 1,511 (0.8)	225,362 1,707 (0.8)
令和元年度	168,696 1,670 (1.0)	170,298 1,737 (1.0)	161,058 1,641 (1.0)	170,066 1,613 (1.0)	187,941 1,490 (0.8)	180,431 1,642 (0.9)	209,173 1,544 (0.7)	214,378 1,251 (0.6)	188,111 1,041 (0.6)	225,732 1,569 (0.7)
2年度	170,663 1,681 (1.0)	174,719 1,098 (0.8)	163,383 1,160 (0.7)	171,892 1,443 (0.8)	190,068 1,597 (0.8)	182,648 1,202 (0.7)	209,561 1,408 (0.7)	214,974 1,608 (0.8)	189,037 1,231 (0.7)	225,729 1,498 (0.7)
3年度	171,550 634 (0.4)	173,527 781 (0.5)	162,731 603 (0.4)	171,894 505 (0.3)	190,262 867 (0.5)	183,068 797 (0.4)	210,092 727 (0.3)	215,665 904 (0.4)	189,113 544 (0.3)	226,262 778 (0.3)
4年度	175,234 2,676 (1.6)	177,447 3,011 (1.7)	167,371 3,067 (1.9)	175,285 1,959 (1.1)	193,976 2,119 (1.1)	187,044 1,940 (1.0)	216,637 2,574 (1.2)	221,270 1,868 (0.9)	195,904 1,485 (0.8)	234,239 2,139 (0.9)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

- (注) 1 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。
- 2 調査対象は、東証プライム上場企業（令和3年度までは全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業）である。
- 3 令和4年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成26年	97.5	0.0	104.8	△ 0.5	93.0	0.5	268,881	136.3	1,973
27年	98.0	0.6	104.8	△ 0.1	93.5	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.2	270,847	132.0	2,052
2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	1.8	271,025	129.6	2,091
3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	0.0	273,186	130.8	2,089
2年1～3月	99.4	0.4	98.7	△ 0.4	100.7	0.8	269,293	127.9	2,105
4～6月	100.1	△ 0.2	98.7	△ 4.0	101.4	3.8	271,250	127.9	2,121
7～9月	100.1	0.0	100.1	△ 2.1	100.0	2.1	271,292	129.7	2,092
10～12月	100.4	0.0	102.6	△ 0.6	97.9	0.6	272,270	133.0	2,047
3年1～3月	100.1	0.7	98.1	△ 0.6	102.0	1.3	271,181	127.2	2,132
4～6月	101.1	1.1	102.6	3.9	98.5	△ 2.8	274,127	132.9	2,063
7～9月	100.8	0.7	100.3	0.1	100.5	0.6	273,185	130.0	2,101
10～12月	101.2	0.8	102.6	0.0	98.6	0.8	274,251	133.0	2,062
4年1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.7	276,252	127.2	2,172

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数（令和2年=100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
平成26年	98.7	△ 0.4	108.5	△ 0.7	91.0	0.3	206,720	131.1	1,577
27年	98.9	0.2	107.8	△ 0.6	91.7	0.8	207,165	130.3	1,590
28年	99.1	0.2	106.6	△ 1.0	93.0	1.2	207,447	128.9	1,609
29年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
30年	99.3	△ 0.5	104.6	△ 1.3	94.9	0.8	207,902	126.4	1,645
令和元年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.3	207,780	123.5	1,682
2年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.8	209,379	120.9	1,732
3年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
2年1～3月	98.9	1.2	99.0	△ 0.3	99.9	1.5	207,151	119.7	1,731
4～6月	100.2	0.9	98.4	△ 4.3	101.8	5.2	209,852	118.9	1,765
7～9月	100.2	0.4	100.3	△ 2.1	99.9	2.5	209,834	121.3	1,730
10～12月	100.6	0.6	102.3	△ 1.2	98.3	1.8	210,663	123.7	1,703
3年1～3月	99.4	0.5	97.1	△ 2.0	102.4	2.5	208,120	117.4	1,773
4～6月	100.7	0.5	101.3	2.8	99.4	△ 2.3	210,778	122.4	1,722
7～9月	99.8	△ 0.4	99.0	△ 1.3	100.8	0.9	209,064	119.7	1,747
10～12月	100.0	△ 0.6	101.7	△ 0.6	98.3	0.0	209,441	122.9	1,704
4年1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	0.6	206,276	115.6	1,784

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

□ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
平成24年	297.7	165	1,804	0.9	258.2	172	1,501	0.3	255.5	174	1,468	0.6
25年	295.7	163	1,814	0.5	261.5	170	1,538	2.5	259.9	172	1,511	2.9
26年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
27年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
28年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
29年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
30年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和元年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
3年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
平成26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
3年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和4年1月	125.1	0.7	112.8	0.0	11.8	7.1	15.5	9.0	6.8	1.5	8.1	13.8
2月	124.7	0.3	115.0	△ 2.4	11.9	7.0	16.6	10.6	7.0	1.4	9.7	16.4
3月	131.9	△ 0.9	119.0	△ 2.2	12.6	4.9	16.8	6.9	7.6	1.4	10.0	20.1
4月	136.1	△ 1.6	123.7	△ 2.4	12.9	6.4	16.7	6.2	7.7	2.7	9.5	12.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）

連合 第6回 回答集計結果(令和4年6月3日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	304組合 1,480,050人 6,637円(6,044円) 2.18% (2.02%)	30組合 99,310人 2,308円(2,607円) 0.67% (0.76%)	29組合 121,026人 1,147円(370円) 0.40% (0.13%)
300～999人	510組合 279,553人 6,063円(5,539円) 2.24% (2.06%)	53組合 30,249人 3,002円(1,523円) 1.02% (0.53%)	42組合 22,626人 1,666円(802円) 0.67% (0.33%)
100～299人	692組合 127,317人 5,847円(5,300円) 2.27% (2.05%)	69組合 12,237人 2,197円(768円) 0.82% (0.29%)	70組合 12,078人 2,067円(521円) 0.85% (0.22%)
～99人	567組合 28,260人 5,446円(4,797円) 2.22% (1.99%)	83組合 3,971人 1,629円(883円) 0.63% (0.36%)	91組合 4,328人 1,454円(739円) 0.62% (0.32%)
規模計	2,073組合 1,915,160人 6,477円(5,830円) 2.20% (2.03%)	235組合 145,767人 2,192円(1,189円) 0.78% (0.44%)	232組合 160,058人 1,639円(642円) 0.66% (0.27%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和3年6月4日付 第6回集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者) 第6回 回答集計結果(令和4年6月3日)

時給	287組合 712,106人	賃上げ額	単純平均	加重平均
			平均時給	
月給	102組合 27,732人	賃上げ額	3,737円(3,991円)	3,989円(4,218円)
		賃上げ率	1.76%(1.86%)	1.85%(1.94%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和3年6月4日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和4年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手252社	89社 7,430円(6,040円) 2.27% (1.82%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 158社(62.7%)の回答を把握したが、このうち77社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和3年5月28日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和4年6月10日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	249社 5,219円(4,444円) 1.97% (1.72%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 252社(33.4%)から回答を把握したが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和3年6月11日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
3 年	4,694	4,087	1.6	1.5

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和3年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.9)	(1.1)	(11.0)
企業業績	46.8	67.4	34.0
世間相場	3.2	-	0.5
雇用の維持	8.8	12.9	5.4
労働力の確保・定着	8.5	-	1.9
物価の動向	0.1	-	-
労使関係の安定	2.0	4.9	2.2
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.9	-	-
前年度の改定の実績	3.6	1.2	1.6
その他	4.5	4.1	0.6
重視した要素はない	17.0	5.4	49.7
不明	0.7	4.2	4.2

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の — は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和4年6月3日)

一時金		2022年回答			2021年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考)昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.39ヶ月		0.13ヶ月	2.26ヶ月	
		1,844組合	1,558,435人		1,691組合	1,159,439人
	回答額	726,362円		20,736円	705,626円	
		1,303組合	842,816人		1,060組合	761,120人
年 間	回答月数	4.88ヶ月		0.25ヶ月	4.63ヶ月	
		1,806組合	1,698,233人		1,739組合	1,696,663人
	回答額	1,578,784円		8,527円	1,570,257円	
		1,055組合	964,564人		933組合	1,017,196人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2021年回答の数値は2021年6月4日付 第6回集計結果

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

	2022年夏季			2021年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
非製造業平均	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。

2 20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全 国		0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	0.6	1.1	1.5	3.0	2.9
Aランク		△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9
Bランク		0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7
Cランク		△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7
Dランク		0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
地域別 最低賃金 (円)	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
未満率 (%)	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
影響率 (%)	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

(単位：%)

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
未満率	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—
影響率	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
- 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

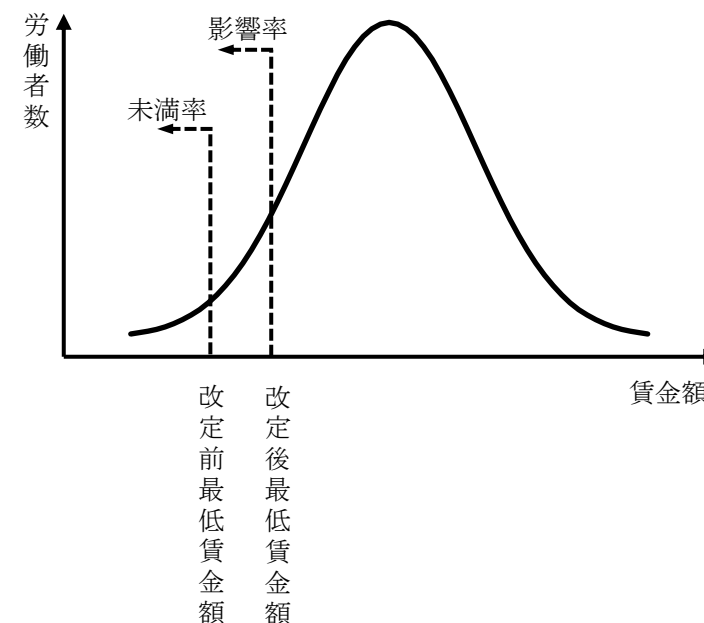
(単位：%)

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
未満率	1.7	1.9	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9
影響率	2.7	3.5	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
- 2 平成24年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

項目	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）								
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人				
			時間額	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比
①	②	③	④=②/③	①/④	⑤	⑥	⑦=⑤/⑥	①/⑦			
		(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	
見直し 前の 集計 方法	平成24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9	
	25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7	
	26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8	
	27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9	
	28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8	
	29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9	
	30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7	
	令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4	
見直し 後の 集計 方法	平成24年	749	296.9	165	1,799	41.6	259.6	172	1,509	49.6	
	25年	764	294.8	164	1,798	42.5	262.8	170	1,546	49.4	
	26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2	
	27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4	
	28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4	
	29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4	
	30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2	
		令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
		2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	3年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

項目	年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			時間額	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)
①	②	①/②	③	①/③	④	①/④	⑤	①/⑤		
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し前の集計方法	平成24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8
	25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6
	26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9
	27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し後の集計方法	平成24年	749	1,171	64.0	1,059	70.7	1,119	66.9	1,031	72.6
	25年	764	1,157	66.0	1,059	72.1	1,122	68.1	1,039	73.5
	26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1
	27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1	
3年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成24年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模30人以上）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	厚生労働省「毎月勤労統計調査」					
	時間額	産業計・事業所規模30人以上					
		所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比
①	②	③	④	②/③	⑤=②/④	①/⑤	
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,882	2,052	43.9
2年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1
3年	930	273,186	18.0	130.8	15,177	2,089	44.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

		平成31年	令和元年				令和2年				令和3年				令和4年3月	
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き	
規模計	製造業	7	3	-1	-4	-12	-39	-37	-20	-6	2	5	6	2	0	
	非製造業	15	14	14	11	1	-25	-21	-11	-9	-7	-7	0	-2	-5	
大企業	製造業	12	7	5	0	-8	-34	-27	-10	5	14	18	18	14	9	
	非製造業	21	23	21	20	8	-17	-12	-5	-1	1	2	9	9	7	
中堅企業	製造業	7	5	2	1	-8	-36	-34	-17	-2	5	6	6	3	1	
	非製造業	18	18	18	14	0	-27	-23	-14	-11	-8	-6	1	0	-3	
中小企業	製造業	6	-1	-4	-9	-15	-45	-44	-27	-13	-7	-3	-1	-4	-5	
	非製造業	12	10	10	7	-1	-26	-22	-12	-11	-9	-10	-4	-6	-10	

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、令和4年3月調査の時点で、約9,400社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。
そして、次式によりディフュージョン・インデックス(Diffusion Index)を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)
規模計	製造業	-15.9	-3.8	39.7	-2.8
	非製造業	-5.1	-30.4	25.3	1.0
大企業	製造業	-17.5	-1.4	42.0	-2.9
	非製造業	-7.8	-37.9	34.1	0.5
中堅企業	製造業	-3.1	-11.5	28.1	-0.6
	非製造業	-2.8	-23.9	21.9	3.7
中小企業	製造業	-18.1	-10.2	37.1	-4.9
	非製造業	0.7	-16.1	10.3	0.0

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (計画)	令和4年度 (計画)
規模計	製造業	6.14	6.39	8.16	7.71
	非製造業	4.78	3.61	4.47	4.45
大企業	製造業	7.00	7.48	9.70	9.21
	非製造業	6.18	4.22	5.93	5.90
中堅企業	製造業	5.22	4.93	5.79	5.46
	非製造業	3.70	3.03	3.34	3.36
中小企業	製造業	3.80	3.70	4.64	4.30
	非製造業	3.53	3.18	3.38	3.34

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

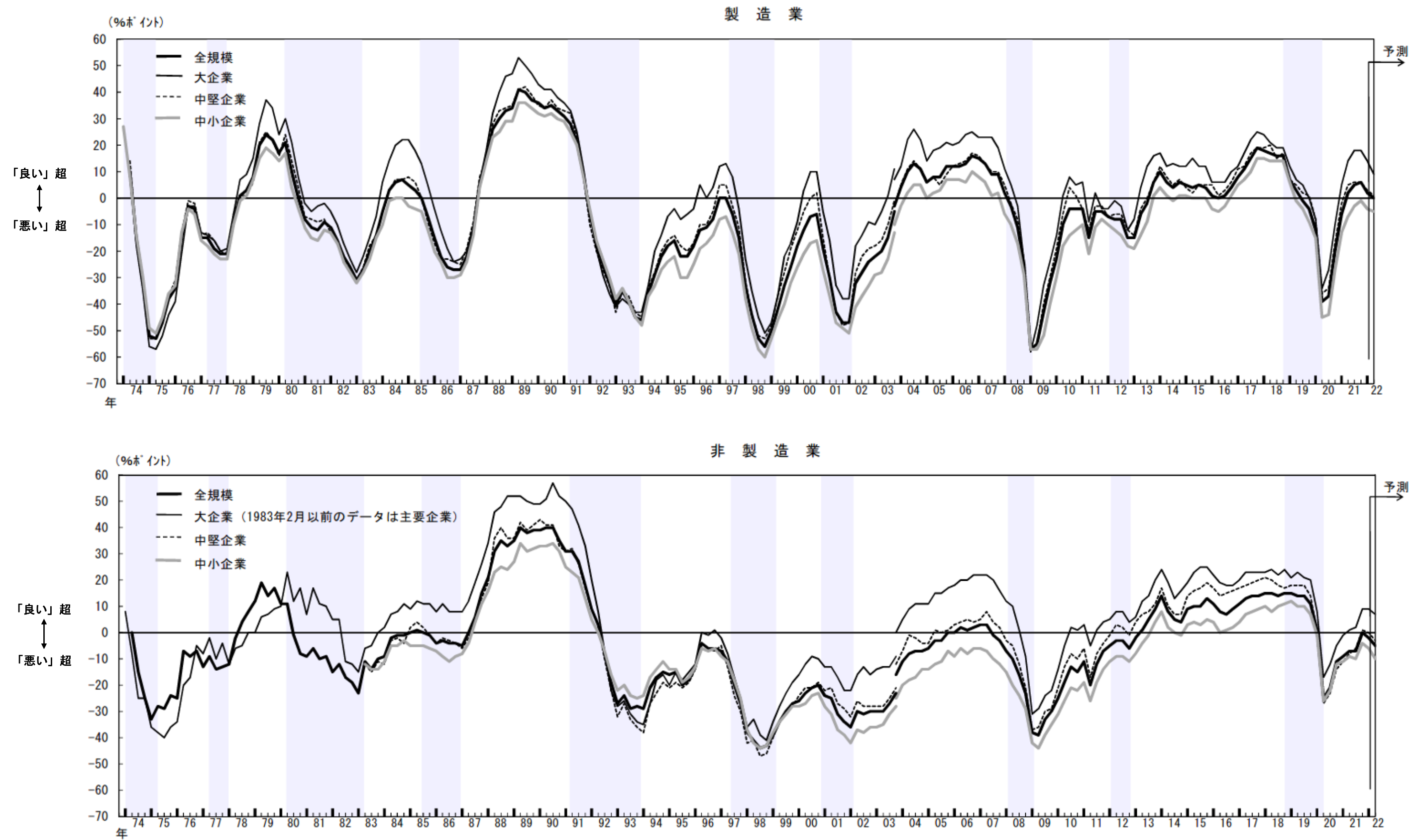
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

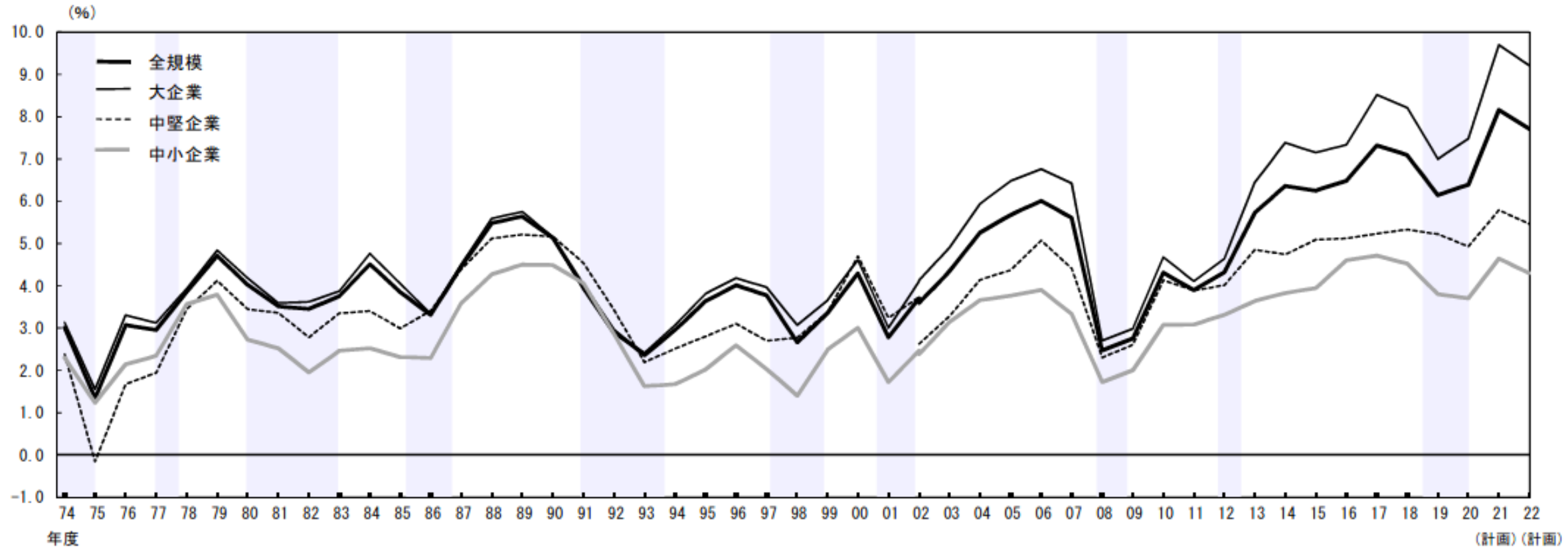
(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

▽業況判断の推移

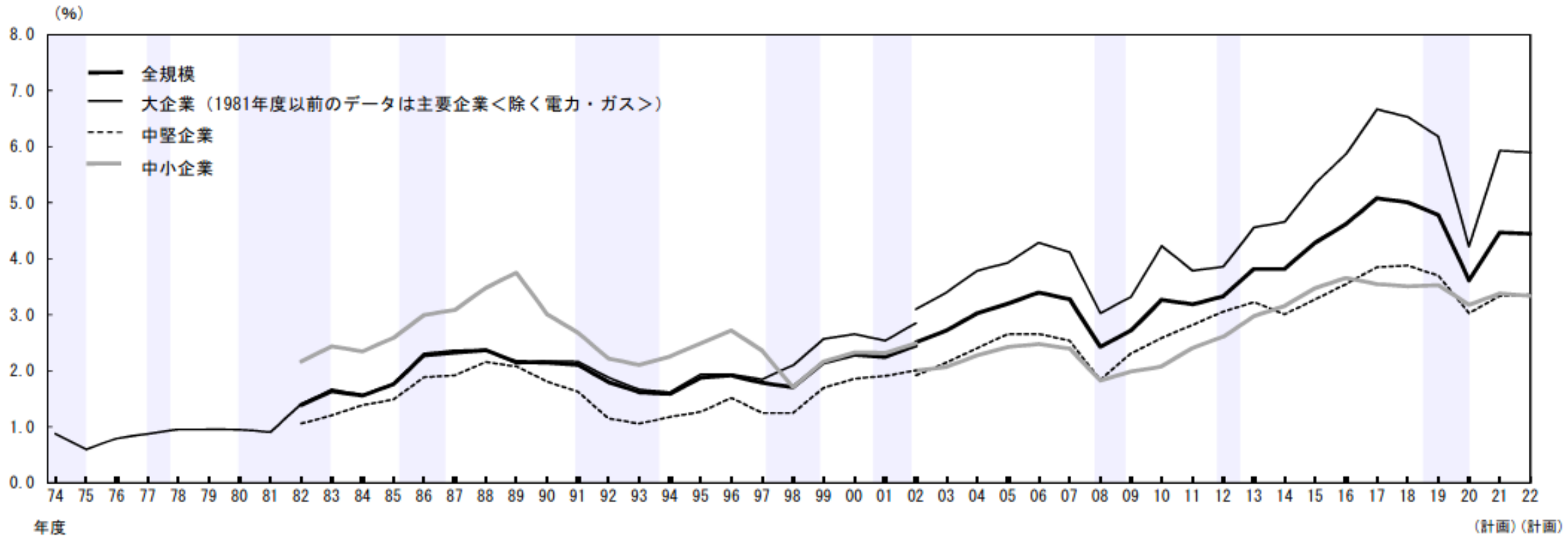


▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2022年3月調査）

(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年				令和4年
					1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	1～3月期
経常利益	規模計	839,177	714,385	628,538	200,746	240,736	167,508	230,145	228,323
	前年同期比	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	26.0	93.9	35.1	24.7	13.7
	資本金規模10億円以上	482,378	416,995	370,705	105,027	163,113	95,107	117,616	124,141
	前年同期比	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	48.9	61.7	41.3	25.4	18.2
	〃 1億円～10億円	136,617	115,306	104,222	33,773	32,015	30,947	41,416	40,289
	前年同期比	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	21.7	184.9	28.8	32.0	19.3
	〃 1,000万円～1億円	183,789	154,438	126,043	61,947	45,608	41,454	71,113	63,893
前年同期比	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	1.6	278.6	26.9	19.8	3.1	
売上高経常利益率	規模計	5.5	4.8	4.6	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
	資本金規模10億円以上	8.2	7.4	7.2	7.3	12.7	7.3	8.2	8.3
	〃 1億円～10億円	4.6	4.0	3.9	4.9	4.8	4.4	5.4	5.2
	〃 1,000万円～1億円	3.6	3.1	2.7	5.1	3.9	3.4	5.4	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 年次別調査は規模計に資本金規模1000万円未満を含む（四半期別調査は含まず。）。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	平成31年	令和元年				令和2年				令和3年				令和4年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	
合計	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	
製造業	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	
建設業	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	
卸売業	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	
小売業	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	
サービス業	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

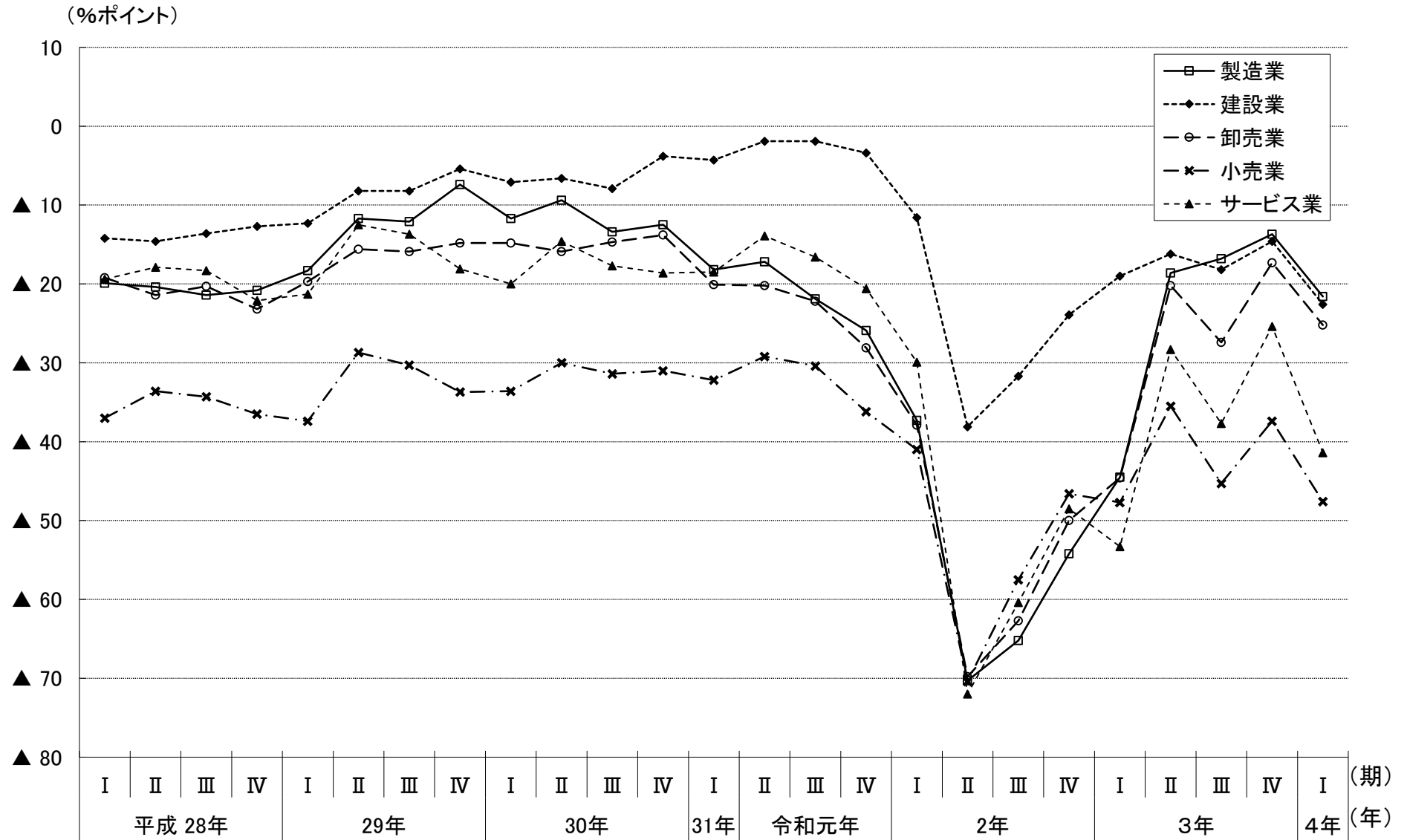
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注)前年同期比「好転」-「悪化」

11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

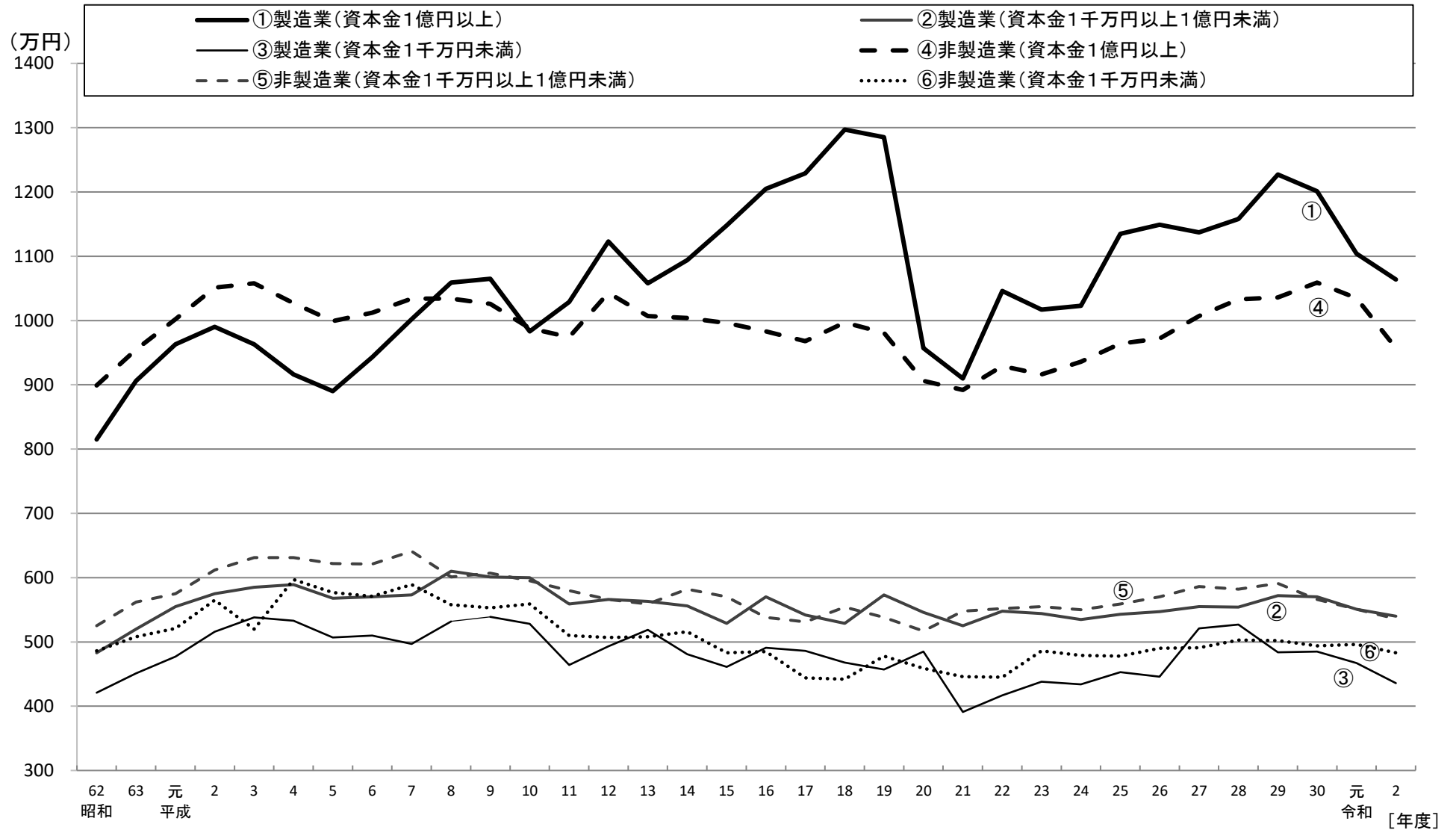
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[平成18年度(2006年度)調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[平成19年度(2007年度)調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成30年度）			標準生計費（月額、令和3年4月）			新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和3年）					
		指数	順位	（千円）	4人世帯	指数	順位	男性	指数	順位	女性	指数	順位
		(東京=100)	(位)	(円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(位)	(千円)	(東京=100)	(位)	
A ランク	東 京 神 奈 大 京 愛 川 埼 玉 千 葉	5,415	100.0	1	263,130	100.0	2	192.3	100.0	2	211.7	100.0	1
		3,268	60.3	10	229,340	87.2	11	201.2	104.6	1	191.0	90.2	2
		3,190	58.9	12	204,190	77.6	21	188.0	97.8	6	187.6	88.6	3
		3,728	68.8	2	218,510	83.0	15	182.1	94.7	14	175.7	83.0	14
		3,047	56.3	18	255,640	97.2	5	183.5	95.4	11	176.5	83.4	12
		3,116	57.5	15	256,870	97.6	4	186.7	97.1	7	184.5	87.2	5
B ランク	京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨	2,983	55.1	22	195,230	74.2	29	188.8	98.2	4	181.8	85.9	7
		2,968	54.8	23	242,330	92.1	9	184.4	95.9	10	185.8	87.8	4
		3,432	63.4	4	228,162	86.7	12	178.8	93.0	19	172.4	81.4	20
		3,318	61.3	7	202,400	76.9	24	189.7	98.6	3	173.4	81.9	18
		3,327	61.4	6	180,932	68.8	40	185.4	96.4	8	174.2	82.3	16
		3,479	64.3	3	187,281	71.2	35	179.5	93.3	18	169.1	79.9	29
		3,109	57.4	16	189,597	72.1	33	176.8	91.9	25	163.5	77.2	41
		3,010	55.6	21	210,330	79.9	20	177.7	92.4	22	183.5	86.7	6
		3,398	62.8	5	250,106	95.1	6	176.5	91.8	26	175.5	82.9	15
		3,121	57.6	14	211,690	80.5	19	180.8	94.0	15	172.2	81.3	22
		3,160	58.4	13	202,350	76.9	25	177.5	92.3	23	162.1	76.6	45
C ランク	馬 山 岡 川 石 川 香 奈 奈 良 宮 城 福 岡 山 崎 岐 阜 福 井 和 歌 北 海 新 道 徳 島	3,283	60.6	8	197,680	75.1	27	180.2	93.7	16	172.3	81.4	21
		2,769	51.1	32	203,960	77.5	23	175.0	91.0	31	171.5	81.0	24
		3,023	55.8	19	218,070	82.9	16	175.3	91.2	29	170.5	80.5	27
		3,013	55.7	20	259,115	98.5	3	178.5	92.8	21	171.2	80.9	26
		2,632	48.6	41	243,620	92.6	8	168.2	87.5	42	176.4	83.3	13
		2,945	54.4	24	183,873	69.9	37	175.6	91.3	28	169.4	80.0	28
		2,885	53.3	30	195,080	74.1	30	182.9	95.1	12	177.4	83.8	10
		3,199	59.1	11	186,407	70.8	36	176.3	91.7	27	163.6	77.3	40
		2,919	53.9	26	179,570	68.2	41	175.2	91.1	30	172.8	81.6	19
		3,280	60.6	9	170,690	64.9	44	188.2	97.9	5	181.8	85.9	7
		2,913	53.8	28	173,840	66.1	42	176.9	92.0	24	164.1	77.5	38
		2,742	50.6	34	197,380	75.0	28	179.8	93.5	17	168.4	79.5	30
		2,916	53.9	27	245,620	93.3	7	182.2	94.7	13	177.5	83.8	9
		3,092	57.1	17	234,670	89.2	10	174.7	90.8	32	165.9	78.4	34
D ランク	福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄	2,943	54.3	25	228,050	86.7	13	171.2	89.0	36	164.8	77.8	36
		2,714	50.1	35	160,480	61.0	47	185.3	96.4	9	174.0	82.2	17
		2,897	53.5	29	217,370	82.6	18	169.5	88.1	38	162.7	76.9	44
		2,658	49.1	39	181,720	69.1	39	178.8	93.0	19	176.6	83.4	11
		2,667	49.3	38	192,050	73.0	31	169.1	87.9	39	161.4	76.2	46
		2,515	46.5	43	182,430	69.3	38	172.4	89.7	34	171.8	81.2	23
		2,667	49.3	37	217,904	82.8	17	167.5	87.1	44	164.4	77.7	37
		2,629	48.6	42	201,770	76.7	26	171.8	89.3	35	165.2	78.0	35
		2,644	48.8	40	204,000	77.5	22	168.4	87.6	41	171.5	81.0	24
		2,841	52.5	31	268,020	101.9	1	168.9	87.8	40	168.4	79.5	30
		2,509	46.3	44	191,100	72.6	32	171.1	89.0	37	166.8	78.8	33
		2,753	50.8	33	167,070	63.5	45	166.7	86.7	45	168.0	79.4	32
		2,507	46.3	45	173,640	66.0	43	173.0	90.0	33	163.2	77.1	42
		2,697	49.8	36	165,292	62.8	46	163.7	85.1	47	163.2	77.1	42
		2,468	45.6	46	220,960	84.0	14	166.5	86.6	46	157.6	74.4	47
		2,391	44.2	47	187,980	71.4	34	167.9	87.3	43	164.1	77.5	38
資料出所	内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与動向（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」						

- (注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
 3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東 京	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45	1.19
	神 奈 川	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87	0.79
	大 阪	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29	1.13
	愛 知	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21	1.17
	埼 玉	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.23	1.33	1.31	1.00	0.93
B ランク	千 葉	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98	0.85
	京 都	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17	1.06
	兵 庫	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04	0.93
	静 岡	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04	1.10
	滋 賀	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95	0.94
	茨 城	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35
	栃 木	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06
	広 島	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42	1.32
	長 野	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16	1.33
	富 山	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91	1.31	1.37
C ランク	山 重	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16	1.20
	三 重	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05	1.19
	群 馬	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26	1.26
	岡 山	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59	1.39
	石 川	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31	1.34
	香 川	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42	1.36
	奈 良	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21	1.17
	宮 城	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26	1.30
	福 岡	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15	1.06
	山 口	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27	1.33
	岐 阜	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39	1.43
	福 井	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64	1.74
	和 歌 山	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05	1.09
	北 海 道	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03	1.00
	新 潟	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64	1.28	1.34
徳 島	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	1.16	1.19	
D ランク	福 島	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.25	1.28
	大 分	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19	1.16
	山 形	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54	1.15	1.27
	愛 媛	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64	1.33	1.28
	島 根	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70	1.46	1.49
	鳥 取	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71	1.32	1.35
	熊 本	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23	1.30
	長 崎	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98	1.06
	高 知	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29	1.03	1.08
	高 岩 手	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39	1.09	1.19
	鹿 島	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14	1.25
	佐 賀	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09	1.20
	青 森	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	0.99	1.05
	秋 田	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.52	1.48	1.29	1.44
	宮 崎	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18	1.32
沖 縄	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	0.81	0.73	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は求人票を受理したハローワークの所在地で集計した受理地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年1月～3月
A ランク	京	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.8
	神	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.9
	奈	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	2.9
	大	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	1.9
	愛	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.3	2.9	3.1	2.9
B ランク	千	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5
	都	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.4	2.7	2.8	3.0
	京	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.5
	兵	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2
	静	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.5	2.4
	滋	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.8
	茨	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.5
	栃	3.6	3.6	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
	広	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	2.0	2.1	2.4	2.5
	富	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	2.1
C ランク	三	3.2	2.9	2.3	2.2	2.0	1.8	1.2	1.3	1.8	2.0	1.5
	山	3.4	3.1	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	2.1
	群	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.4	2.4
	岡	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.4	2.3	2.4	2.2	2.3	2.5
	山	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.9	1.9	2.3
	石	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.2	2.0	2.2	2.4	2.3
	香	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	2.7	2.5	2.5
	奈	4.8	4.2	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.0	3.0	2.8
	宮	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.8	3.0	3.0	2.9
	福	3.5	3.4	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.6
D ランク	山	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	1.9	1.3	1.3	1.6	1.7	1.2
	岐	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.6	1.7
	福	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.5	2.6
	和	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.1
	北	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.8
	新	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	2.2	1.9	2.2	2.5	2.5
	徳	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.4	2.3	2.2
	福	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.0	2.2	2.0
	大	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.2	2.3
	山	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	1.7	1.7	2.0	2.0	2.2
D ランク	愛	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.6	1.4	1.7	1.1
	島	3.7	3.4	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.4
	熊	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.7	2.7	2.8	2.8	2.7
	長	4.4	4.2	3.6	3.2	2.8	2.6	2.2	2.2	2.5	2.4	2.2
	高	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.5	2.5
	岩	3.9	3.3	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.5	2.4	2.4
	手	4.5	4.3	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	1.8
	鹿	3.8	3.4	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.4
	児	5.3	4.9	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	3.0	3.3
	佐	4.4	4.0	3.7	3.5	3.0	2.8	2.6	2.6	2.8	2.6	2.7
	青	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.4	1.4	1.9	2.3	2.5
	秋	6.8	5.7	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.9
	宮											
	沖											

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注）1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
A ラ ン ク	東京都	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	358,390	—
	神奈川県	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	300,198	—
	大阪府	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	297,353	295,199	—
	愛知県	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	303,422	—
	埼玉県	258,803	258,139	258,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,480	257,748	—
B ラ ン ク	千葉県	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	269,050	275,330	271,345	—
	東京都	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	266,443	—
	兵庫県	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	270,450	—
	静岡県	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	274,972	—
	滋賀県	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	278,543	—
	茨城県	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	288,642	—
	栃木県	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	277,560	—
	広島県	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	282,376	—
	長野県	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	272,542	—
	富山県	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	269,880	—
	三重県	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	290,270	—
C ラ ン ク	山梨県	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	265,392	—
	群馬県	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	270,130	—
	山梨県	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	269,358	—
	石川県	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	271,705	—
	香川県	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	264,357	—
	奈良県	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	247,530	—
	宮城県	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	268,970	—
	福岡県	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	271,270	—
	山口県	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	256,769	—
	岐阜県	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	262,690	—
	福井県	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	273,558	—
	和歌山県	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	252,589	—
	北海道	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	264,924	—
D ラ ン ク	新潟県	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	256,321	—
	徳島県	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	265,351	—
	福島県	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	267,665	—
	大分県	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	258,210	—
	山形県	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	246,311	—
	愛媛県	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	250,932	—
	島根県	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	261,702	—
	鳥取県	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	245,504	—
	熊本県	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	247,247	—
	長崎県	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	256,406	—
	高知県	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	254,550	—
	岩手県	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	249,563	—
	鹿嶋	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	233,038	242,699	—
	佐賀県	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	240,844	—
青森県	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	227,720	—	
秋田県	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	245,127	241,408	—	
宮崎県	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	238,656	—	
沖縄県	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	240,683	—	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模30人以上の数値である。
2 令和3年結果は、令和4年6月下旬公表予定。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年3月	令和4年4月
A ランク	東京都	1,151	1,165	1,175	1,217	1,238	1,236	1,204
	神奈川県	1,152	1,169	1,201	1,236	1,256	1,262	1,264
	大阪府	1,080	1,106	1,130	1,158	1,167	1,182	1,176
	愛知県	1,085	1,101	1,124	1,149	1,158	1,156	1,162
	埼玉県	1,063	1,090	1,117	1,146	1,155	1,171	1,164
	千葉県	1,081	1,105	1,127	1,158	1,168	1,177	1,168
	東京都	1,037	1,061	1,088	1,118	1,132	1,136	1,119
	兵庫県	1,069	1,087	1,113	1,134	1,151	1,152	1,152
	静岡県	1,032	1,051	1,071	1,093	1,103	1,123	1,110
	滋賀県	1,004	1,020	1,042	1,078	1,082	1,094	1,108
B ランク	茨城県	999	1,015	1,041	1,066	1,078	1,093	1,087
	栃木県	1,002	1,022	1,041	1,069	1,075	1,071	1,096
	広島県	981	997	1,019	1,037	1,042	1,062	1,044
	長野県	965	977	1,000	1,022	1,025	1,038	1,026
	富山県	974	994	1,018	1,040	1,050	1,040	1,049
	三重県	999	1,025	1,046	1,069	1,073	1,097	1,081
	山梨県	982	1,004	1,020	1,045	1,050	1,070	1,042
	群馬県	997	1,012	1,035	1,052	1,056	1,052	1,056
	岡山県	976	992	1,003	1,024	1,030	1,038	1,037
	石川県	978	992	1,017	1,028	1,023	1,027	1,018
C ランク	香川県	967	984	1,001	1,024	1,032	1,033	1,052
	奈良県	1,016	1,033	1,047	1,076	1,092	1,090	1,105
	宮城県	970	981	1,002	1,025	1,037	1,039	1,038
	福井県	964	986	1,010	1,030	1,065	1,073	1,058
	山梨県	938	958	980	1,003	1,011	1,032	1,020
	岐阜県	984	998	1,025	1,047	1,054	1,063	1,063
	福井県	948	964	986	1,005	1,013	1,019	1,026
	和歌山県	969	994	1,008	1,034	1,043	1,046	1,048
	北海道	938	963	987	1,010	1,024	1,049	1,035
	新潟県	942	958	978	1,001	1,007	1,027	1,015
D ランク	徳島県	980	999	1,024	1,041	1,053	1,064	1,054
	福島県	956	971	988	1,000	993	1,010	1,000
	山形県	896	922	939	967	980	998	995
	愛媛県	901	916	942	973	974	986	982
	島根県	938	948	970	988	997	1,018	1,005
	鳥取県	925	939	959	982	990	1,008	982
	熊本県	935	951	969	987	989	1,013	998
	長崎県	913	944	971	990	1,005	1,028	1,019
	高知県	888	907	935	961	976	984	979
	岩手県	902	920	941	971	982	997	990
全 国	鹿嶋県	878	898	914	945	947	965	950
	佐賀県	884	899	929	955	973	990	986
	青森県	909	927	954	972	981	991	993
	秋田県	861	880	901	928	942	945	949
	宮崎県	879	894	915	938	956	981	977
	沖縄県	877	902	929	946	960	994	971
	全国	919	944	974	1,010	1,030	1,045	1,024
	全国	1,018	1,037	1,059	1,082	1,092	1,101	1,095

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	平成29年平均	平成30年平均	令和元年平均	令和2年平均	令和3年平均	令和4年3月	令和4年4月
A ラ ン ク	東 京	1,084	1,100	1,111	1,157	1,176	1,177	1,150
	神 奈 川	1,090	1,105	1,132	1,163	1,184	1,194	1,193
	大 阪	1,026	1,051	1,074	1,099	1,108	1,124	1,118
	愛 知	1,007	1,024	1,046	1,070	1,079	1,080	1,085
	埼 玉	1,004	1,029	1,056	1,083	1,090	1,106	1,100
B ラ ン ク	千 葉	1,024	1,049	1,070	1,097	1,106	1,116	1,109
	京 都	980	1,002	1,029	1,057	1,069	1,074	1,064
	兵 庫	1,009	1,025	1,052	1,071	1,086	1,090	1,094
	静 岡	977	997	1,017	1,034	1,043	1,065	1,053
	滋 賀	954	970	993	1,024	1,028	1,042	1,053
	茨 城	944	958	983	1,003	1,017	1,028	1,027
	栃 木	942	961	982	1,011	1,017	1,021	1,036
	広 島	932	949	970	987	993	1,015	1,001
	長 野	910	924	947	971	976	986	978
	富 山	921	941	964	983	996	992	996
C ラ ン ク	三 重	944	969	992	1,013	1,017	1,043	1,025
	山 梨	922	945	963	983	987	1,010	988
	群 馬	933	951	971	990	995	992	999
	岡 山	915	932	949	968	975	985	987
	石 川	919	932	956	970	970	975	969
	香 川	911	927	945	968	974	975	987
	奈 良	957	975	989	1,015	1,030	1,029	1,041
	宮 城	919	931	953	974	982	986	991
	福 岡	910	930	954	973	1,001	1,016	1,002
	山 口	896	917	939	958	964	988	974
	岐 阜	928	943	969	988	996	1,007	1,008
	福 井	900	915	937	955	963	972	970
	和 歌 山	916	938	955	977	986	992	1,000
	北 海 道	901	925	949	969	982	1,004	994
	新 潟	897	913	933	954	960	983	969
D ラ ン ク	徳 島	918	935	958	970	982	997	989
	福 島	902	918	935	950	944	966	952
	大 分	854	880	899	924	934	953	953
	山 形	858	873	899	923	928	940	938
	愛 媛	885	896	917	936	945	970	959
	島 根	884	899	917	932	942	957	940
	鳥 取	884	903	918	935	941	967	951
	熊 本	864	892	919	935	949	973	964
	長 崎	851	870	896	917	934	943	937
	高 知	866	888	910	930	942	954	953
	岩 手	840	860	877	901	906	925	914
	鹿 嶋	841	858	887	909	925	946	940
	佐 賀	870	886	914	925	936	946	947
	青 森	829	847	868	893	906	914	917
	秋 田	845	860	880	900	917	941	940
宮 崎	837	861	888	902	916	953	930	
沖 縄	878	899	928	957	973	988	974	
全 国	962	982	1,003	1,025	1,035	1,045	1,041	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年					
												1月	2月	3月	4月	5月	
A ランク	東京都 神奈川県	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	0.7	1.1	1.5	2.9	2.9	
		0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	0.5	1.2	1.7	3.1	2.9	
		0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.2	0.8	1.0	2.9	2.7	
		0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.4	0.9	1.4	2.9	3.1	
		0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	0.7	1.2	1.6	3.2	3.2	
		△ 0.2	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	0.0	0.7	2.9	2.5		
B ランク	東京都 兵庫県 静岡県 滋賀県 茨城県 栃木県 広島県 長野県 富山県 三重県	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	0.8	1.5	1.5	3.1	2.9	
		△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	0.8	1.1	1.1	2.7	2.3	
		0.5	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	0.2	0.7	1.2	2.7	2.8	
		0.0	0.4	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	0.5	0.9	0.8	2.5	2.2	
		0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	0.1	0.7	1.5	3.0	2.6	
		0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	0.3	0.7	1.3	3.0	3.1	
		△ 0.3	0.0	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	0.5	1.1	1.5	2.6	2.9	2.9
		△ 0.2	0.4	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	0.0	1.1	2.0	2.2	3.4	3.2
		△ 0.1	0.2	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	0.5	0.7	1.3	3.0	3.0	3.0
		0.2	0.4	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.7	1.0	2.7	2.3	2.3
		0.3	0.8	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	0.8	1.1	2.6	2.6		
C ランク	群馬県 岡山県 石川県 香川県 奈良県 宮城県 福山県 岐阜県 福和県 北新徳島	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.3	1.3	3.0	2.8	
		△ 0.2	0.3	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	0.2	0.4	0.5	1.8	2.2	
		△ 0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	0.1	1.0	0.9	2.3	2.1	
		△ 0.1	0.1	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.6	1.0	2.7	2.5	
		△ 0.3	0.4	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	1.0	1.1	1.4	3.1	3.4	
		△ 0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	0.7	1.5	1.9	3.2	3.3	
		△ 0.1	0.3	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	0.0	0.4	0.8	2.1	2.2	2.2
		△ 0.1	0.1	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	1.2	1.3	1.3	2.9	3.0	3.0
		0.0	0.3	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	0.2	0.9	1.0	2.7	2.5	2.5
		0.5	0.3	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	△ 0.3	0.3	0.7	2.7	2.2	2.2
		△ 0.2	0.7	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	△ 0.2	△ 0.3	0.1	0.2	2.3	2.2	2.2	
		0.1	1.0	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	0.8	1.5	3.5	3.6	3.6	
		0.4	0.2	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	1.2	1.4	3.5	3.5	3.5	
		△ 0.2	0.2	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	0.6	0.9	2.3	2.0	2.0	
D ランク	福山県 大分県 山形県 愛媛県 島根県 鳥取県 熊本県 長崎県 高知県 岩手県 鹿島県 佐賀県 青森県 秋田県 宮城	0.3	△ 0.1	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	0.4	1.0	1.6	3.4	3.3	
		0.3	0.4	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	△ 0.3	0.3	0.3	1.9	2.3	2.3
		0.2	0.8	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	0.2	0.4	1.1	2.8	2.8	2.8
		0.5	0.3	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1	0.6	0.9	2.0	2.0	2.0
		0.1	0.1	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	0.5	0.8	1.1	2.5	2.7	2.7
		0.2	0.3	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	0.1	0.6	1.0	2.6	2.5	2.5
		△ 0.5	0.0	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.8	0.1	0.5	2.1	2.2	2.2
		0.1	0.1	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	△ 0.4	0.1	0.4	1.0	2.4	2.5
		0.1	0.2	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.4	0.5	2.3	2.4	2.4
		0.0	0.9	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	△ 0.2	0.3	0.8	1.5	2.7	3.2	3.2
		△ 0.5	0.2	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	△ 0.4	0.7	0.2	1.7	2.2	2.2
		0.0	0.3	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	0.2	0.2	2.9	3.1	3.1
		△ 0.8	0.4	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	1.5	2.1	2.2	6.8	3.8
△ 0.3	0.5	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	0.7	△ 0.6	0.3	2.3	2.3	2.7	4.1	4.1		
0.2	0.2	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	0.0	△ 0.5	0.2	0.6	1.0	2.6	2.5		
△ 0.3	0.4	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.5	0.4	△ 0.7	0.0	0.5	0.8	1.2	3.4	3.6		

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県 (注1、2)			消費者物価地域差指数 (全国平均=100)										
			平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	
全国			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ランク	東 神 奈 大 愛 埼 千	京	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	
		川	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	
		阪	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	
		知	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	
		玉	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	
		葉	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	
B ランク	京 兵 静 滋 茨 栃 広 長 富 三 山	都	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	
		庫	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	
		岡	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	
		賀	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	
		城	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	
		木	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	
		島	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	
		野	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	
		山	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	
		重	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	
		梨	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	98.2	98.3		
C ランク	群 岡 石 香 奈 宮 福 山 岐 福 和 北 新 徳	馬	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.6	96.6	96.5	
		山	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	
		川	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	
		川	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	
		良	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	
		城	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	
		岡	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	
		口	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	
		阜	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	
		井	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	
		山	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	
		道	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	
		瀨	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	
		島	100.3	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	100.1		
D ランク	福 大 山 愛 島 鳥 熊 長 高 岩 鹿 佐 青 秋 宮 沖	島	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	
		分	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.4	98.1	
		形	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	
		媛	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	
		根	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	
		取	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	
		本	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	
		崎	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	
		知	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	
		手	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	
		島	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	
		鹿	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	
		賀	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	
		森	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	
		田	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	
		崎	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.1	99.6		

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京	750	797	812	806	-	1.7	6.3	1.9	△ 0.7	-
	神奈川	276	299	303	302	-	1.4	8.2	1.3	△ 0.5	-
	大阪	392	389	394	394	-	2.0	△ 0.7	1.2	0.0	-
	愛知	302	319	320	319	-	0.7	5.5	0.4	△ 0.3	-
	埼玉	209	211	214	215	-	0.3	1.2	1.5	0.2	-
	千葉	169	174	172	172	-	0.8	2.6	△ 0.9	△ 0.1	-
B ランク	京都	88	92	95	95	-	1.0	4.2	4.1	△ 0.8	-
	兵庫	172	180	182	180	-	△ 0.2	4.7	0.9	△ 1.0	-
	静岡	140	140	141	141	-	0.1	△ 0.2	1.0	△ 0.4	-
	滋賀	49	51	51	50	-	2.2	3.5	△ 0.9	△ 0.4	-
	茨城	100	99	99	98	-	0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	-
	栃木	71	70	70	70	-	△ 0.5	△ 1.7	0.6	0.2	-
	広島	101	105	107	107	-	0.4	4.6	1.7	0.2	-
	長野	73	75	74	75	-	0.8	2.8	△ 0.7	1.8	-
	富山	42	42	42	42	-	1.1	0.1	0.1	0.9	-
	三重	63	65	65	65	-	0.8	3.3	0.1	0.8	-
C ランク	山梨	28	29	29	29	-	1.4	4.1	1.5	△ 0.1	-
	群馬	71	73	73	71	-	0.1	3.4	△ 0.1	△ 2.7	-
	岡山	68	68	68	68	-	0.4	0.5	0.7	△ 1.1	-
	石川	44	43	44	43	-	0.2	△ 1.8	2.3	△ 1.0	-
	香川	34	34	35	34	-	1.5	0.9	1.3	△ 1.4	-
	奈良	33	39	39	39	-	△ 1.7	16.4	0.2	1.1	-
	宮城	83	81	80	80	-	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	0.4	-
	福岡	166	180	180	182	-	0.3	8.4	△ 0.3	1.0	-
	山口	50	48	49	48	-	1.5	△ 2.5	0.2	△ 0.3	-
	岐阜	66	68	68	68	-	△ 0.2	2.0	0.2	0.0	-
	福井	29	30	30	30	-	0.8	0.7	1.2	△ 1.3	-
	和歌山	28	29	29	29	-	0.9	3.3	0.1	△ 2.9	-
	北海道	177	177	179	180	-	0.9	△ 0.3	1.4	0.5	-
D ランク	新潟	81	80	82	82	-	△ 0.2	△ 0.7	2.5	△ 0.2	-
	徳島	23	24	23	24	-	△ 0.1	4.4	△ 1.4	1.9	-
	福島	68	65	66	66	-	1.2	△ 4.3	1.7	0.5	-
	大分	39	38	38	38	-	0.2	△ 2.5	0.2	△ 0.3	-
	山形	38	38	38	38	-	0.5	△ 0.9	1.3	△ 0.8	-
	愛媛	43	45	46	45	-	0.4	3.8	1.4	△ 0.8	-
	根拠	24	23	24	23	-	1.7	△ 1.2	1.1	△ 1.8	-
	鳥取	18	18	18	18	-	0.9	△ 3.7	1.2	0.0	-
	熊本	54	57	58	57	-	0.3	5.2	0.9	△ 1.8	-
	長崎	42	43	43	42	-	△ 0.1	1.9	1.1	△ 3.2	-
	高知	22	23	23	23	-	2.2	2.8	0.9	△ 0.4	-
	岩手	41	42	42	42	-	△ 0.4	2.4	△ 1.4	0.3	-
	鹿児島	47	51	53	53	-	0.5	8.2	4.0	△ 1.2	-
	佐賀	25	28	28	28	-	△ 1.2	8.5	0.3	1.1	-
青森	41	42	42	42	-	1.0	4.5	△ 0.5	△ 1.0	-	
秋田	32	33	33	33	-	0.4	2.1	0.5	△ 1.3	-	
宮崎	31	34	35	35	-	0.5	9.5	1.4	△ 0.7	-	
沖縄	41	46	47	47	-	1.5	11.0	2.2	0.8	-	
全国計		5,003	4,981	5,078	5,130	5,189	2.5	1.1	2.0	1.0	1.2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

- (注) 1 事業所規模5人以上の数値である。
 2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。
 4 令和3年結果は、令和4年6月下旬公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京	983	1,006	1,028	1,039	1,056	3.1	2.3	2.2	1.0	1.6
	神奈川	215	220	223	226	228	3.2	2.0	1.4	1.3	1.0
	大阪	354	362	368	370	373	2.8	2.2	1.7	0.7	0.9
	愛知	281	286	291	293	294	3.1	1.9	1.8	0.5	0.4
	埼玉	148	151	154	156	159	4.1	2.4	1.7	1.5	1.7
	千葉	119	122	124	126	128	4.6	2.4	2.0	1.5	1.3
B ランク	京都	74	75	76	77	77	2.6	1.4	1.3	0.8	0.1
	兵庫	138	141	142	143	144	3.3	1.8	1.3	0.6	0.3
	静岡	115	117	118	118	119	3.0	1.5	1.2	0.2	0.5
	滋賀	38	39	40	40	40	3.6	2.1	1.8	0.3	△ 0.0
	茨城	78	79	80	81	82	3.1	1.8	1.3	0.9	1.0
	栃木	56	57	58	58	59	2.9	1.8	1.3	0.8	1.0
	広島	99	101	102	102	103	2.5	1.5	0.9	0.3	0.8
	長野	62	63	64	64	64	2.5	1.6	1.0	0.2	0.3
	富山	37	37	37	37	37	2.3	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.4
	三重	49	50	50	51	51	3.2	2.3	1.2	0.1	0.4
C ランク	山梨	22	22	22	23	23	3.3	2.2	1.5	0.7	0.6
	群馬	60	61	62	63	63	3.4	2.2	1.6	0.8	0.2
	岡山	59	60	60	61	60	2.7	1.1	1.2	0.9	△ 0.4
	石川	38	38	39	39	39	3.1	1.7	0.8	0.0	△ 0.3
	香川	32	32	33	33	32	2.5	1.4	0.9	0.8	△ 2.8
	奈良	24	25	25	25	25	3.7	1.9	1.3	0.8	0.2
	宮城	72	73	74	74	74	2.8	1.4	0.9	0.0	0.1
	福岡	168	172	174	177	178	3.6	2.0	1.5	1.4	0.6
	山口	40	41	41	41	41	2.6	1.0	0.7	0.0	△ 0.2
	岐阜	59	60	60	61	61	2.8	1.6	1.2	0.4	0.3
	福井	26	26	26	26	26	2.8	1.1	0.9	0.3	△ 0.1
	和歌山	24	24	24	24	25	2.8	1.2	0.8	0.3	0.3
	北海道	152	154	156	157	157	2.7	1.2	1.1	0.8	0.1
	新潟	72	73	73	73	73	1.6	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3
徳島	20	20	20	20	20	1.0	0.4	0.7	0.0	△ 0.4	
D ランク	福島	58	58	58	58	58	2.0	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3
	大分	33	34	34	33	33	2.5	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.5
	山形	32	33	33	32	32	1.6	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.4
	愛媛	40	41	41	41	41	2.5	1.2	0.5	0.2	△ 0.8
	島根	20	21	21	21	20	1.9	0.7	0.3	△ 0.8	△ 0.5
	鳥取	16	16	16	16	16	2.3	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.6
	熊本	48	49	49	50	50	2.5	2.4	1.1	0.7	0.7
	長崎	37	37	37	37	37	2.3	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.5
	高知	20	20	20	20	20	1.8	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.0
	岩手	37	37	37	37	37	1.6	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.7
	鹿児島	45	46	46	46	46	2.2	0.9	0.8	0.3	0.3
	佐賀	24	24	24	24	24	1.9	1.2	0.6	0.4	0.2
	青森	36	36	36	36	35	1.7	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.8
	秋田	29	29	29	29	29	1.4	0.3	△ 0.2	0.4	0.0
宮崎	29	30	30	30	30	2.7	1.5	0.9	0.3	0.2	
沖縄	41	42	43	44	45	4.4	2.7	2.2	2.0	1.2	
全国計		4,256	4,335	4,399	4,430	4,461	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
 (=雇用保険における一括適用)
 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。
 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	平成29年	30年	令和元年	2年	3年
A ランク	東京	770	795	810	816	823	2.3	3.2	1.9	0.7	0.9
	神奈川	485	496	509	505	500	1.6	2.3	2.6	△ 0.8	△ 1.0
	大阪	435	443	459	463	463	1.1	2.0	3.6	0.7	0.0
	愛知	396	408	414	414	417	1.1	2.9	1.6	0.0	0.6
	埼玉	382	392	398	396	399	1.8	2.6	1.4	△ 0.4	0.6
	千葉	328	333	337	337	337	1.1	1.6	1.1	0.2	△ 0.1
B ランク	京都	134	135	136	136	136	1.4	1.0	0.8	0.0	△ 0.4
	兵庫	272	275	276	275	277	1.5	1.2	0.3	△ 0.2	0.6
	静岡	197	200	200	198	198	1.6	1.6	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.3
	滋賀	73	76	77	76	75	5.2	3.0	1.7	△ 0.8	△ 1.6
	茨城	149	150	151	150	150	0.6	0.9	0.3	△ 0.2	△ 0.1
	栃木	103	103	103	103	103	0.5	0.7	0.2	△ 0.3	△ 0.2
	広島	143	144	145	145	145	1.1	0.6	0.7	0.3	△ 0.1
	長野	112	114	114	114	112	0.8	1.4	0.3	△ 0.4	△ 1.3
	富山	56	56	56	56	56	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.2	△ 0.4
	三重	93	96	99	96	95	△ 2.1	3.6	3.2	△ 2.8	△ 1.3
C ランク	山梨	44	45	45	44	44	5.3	3.2	△ 0.2	△ 2.9	0.7
	群馬	101	102	103	103	103	0.7	1.6	0.6	△ 0.1	0.0
	岡山	95	95	96	96	96	0.6	0.7	0.2	0.1	0.0
	石川	61	62	62	61	61	0.2	1.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.8
	香川	48	49	49	49	49	0.8	1.7	0.0	△ 0.2	△ 1.2
	奈良	65	66	66	66	66	1.6	1.4	0.5	0.0	0.0
	宮城	119	122	123	122	122	2.8	1.8	1.0	△ 0.4	△ 0.6
	福岡	254	258	261	262	262	1.8	1.7	0.9	0.4	0.0
	山口	69	70	69	68	68	0.6	1.2	△ 0.6	△ 1.4	△ 0.4
	岐阜	111	112	113	113	113	1.0	1.3	0.3	0.0	0.1
	福井	42	42	43	43	42	△ 1.2	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.9
	和歌山	49	48	48	48	46	0.6	△ 2.5	1.9	△ 1.4	△ 2.7
	北海道	258	264	267	263	261	0.4	2.4	0.9	△ 1.2	△ 0.8
	新潟	118	119	118	117	117	0.5	0.9	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.6
徳島	36	36	36	36	36	0.3	0.6	0.0	△ 0.6	△ 0.6	
D ランク	福島	98	98	98	98	97	0.5	0.4	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.5
	大分	58	59	59	59	59	0.3	1.2	1.0	0.0	△ 1.2
	山形	57	58	59	58	58	△ 1.6	1.8	1.7	△ 1.9	0.2
	愛媛	67	68	69	69	68	0.6	1.3	0.6	△ 0.3	△ 1.3
	島根	35	36	36	35	35	0.9	4.9	△ 0.3	△ 3.6	△ 0.3
	鳥取	30	30	30	30	30	1.7	1.3	0.0	△ 0.3	0.0
	熊本	90	91	92	92	92	1.2	1.1	0.5	0.2	0.0
	長崎	67	68	68	67	66	0.3	1.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.2
	高知	35	36	36	36	35	0.0	0.6	0.3	△ 0.6	△ 0.6
	岩手	66	67	66	66	65	0.3	1.7	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.7
	鹿児島	81	81	80	80	80	1.8	0.4	△ 1.4	△ 0.5	0.3
	佐賀	44	44	42	44	44	3.6	0.5	△ 3.2	3.3	0.9
	青森	65	65	65	65	64	0.5	0.5	0.0	△ 0.6	△ 0.8
	秋田	49	50	50	49	49	0.6	0.8	0.0	△ 1.6	0.0
	宮崎	55	56	56	56	55	0.9	0.7	0.4	0.0	△ 1.4
	沖縄	69	71	73	74	74	1.6	2.4	3.0	0.4	0.5
全国計		6,542	6,682	6,750	6,710	6,713	1.1	2.1	1.0	△ 0.6	0.0

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

- (注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

Ⅲ 業務統計資料編

(1) 令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1013	1041	103	28	2.76%	7月21日	■ 使側退席3 使側棄権3	10月1日
A	神奈川	1012	1040	103	28	2.77%	8月4日	●	10月1日
A	大阪	964	992	103	28	2.90%	8月4日	●	10月1日
A	愛知	927	955	103	28	3.02%	8月5日	●	10月1日
A	埼玉	928	956	103	28	3.02%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	925	953	103	28	3.03%	8月5日	● 使側棄権1	10月1日
B	京都	909	937	103	28	3.08%	8月5日	●	10月1日
B	兵庫	900	928	103	28	3.11%	8月5日	●	10月1日
B	静岡	885	913	103	28	3.16%	8月6日	●	10月2日
B	滋賀	868	896	103	28	3.23%	8月4日	●	10月1日
B	茨城	851	879	103	28	3.29%	8月5日	○	10月1日
B	栃木	854	882	103	28	3.28%	8月5日	●	10月1日
B	広島	871	899	103	28	3.21%	8月5日	●	10月1日
B	長野	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	富山	849	877	103	28	3.30%	8月5日	●	10月1日
B	三重	874	902	103	28	3.20%	8月5日	●	10月1日
B	山梨	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	群馬	837	865	103	28	3.35%	8月6日	●	10月2日
C	岡山	834	862	103	28	3.36%	8月6日	●	10月2日
C	石川	833	861	103	28	3.36%	8月11日	○	10月7日
C	香川	820	848	103	28	3.41%	8月5日	●	10月1日
C	奈良	838	866	103	28	3.34%	8月5日	●	10月1日
C	宮城	825	853	103	28	3.39%	8月5日	●	10月1日
C	福岡	842	870	103	28	3.33%	8月5日	●	10月1日
C	山口	829	857	103	28	3.38%	8月5日	●	10月1日
C	岐阜	852	880	103	28	3.29%	8月3日	●	10月1日
C	福井	830	858	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	和歌山	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	889	103	28	3.25%	8月5日	●	10月1日
C	新潟	831	859	103	28	3.37%	8月5日	●	10月1日
C	徳島	796	824	104	28	3.52%	8月5日	●	10月1日
D	福島	800	828	104	28	3.50%	8月5日	● 使側棄権1	10月1日
D	大分	792	822	104	30	3.79%	8月10日	●	10月6日
D	山形	793	822	104	29	3.66%	8月6日	●	10月2日
D	愛媛	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	島根	792	824	104	32	4.04%	8月6日	●	10月2日
D	鳥取	792	821	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	熊本	793	821	104	28	3.53%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	高知	792	820	104	28	3.54%	8月6日	●	10月2日
D	岩手	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	鹿児島	793	821	104	28	3.53%	8月6日	●	10月2日
D	佐賀	792	821	104	29	3.66%	8月10日	▲	10月6日
D	青森	793	822	104	29	3.66%	8月10日	●	10月6日
D	秋田	792	822	104	30	3.79%	8月5日	●	10月1日
D	宮崎	793	821	104	28	3.53%	8月10日	●	10月6日
D	沖縄	792	820	104	28	3.54%	8月12日	▲	10月8日
全国加重平均額		902	930	103	28	3.12%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 930円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致3件 ●使用者側反対38件 ▲労働者側反対 2件
●使側一部反対 3件 ■使用者側退席 1件
- 3 答申時期 前年より早い 20件 前年より遅い 15件 前年と同じ 12件
- 4 発効日 前年より早い 14件 前年より遅い 25件 前年と同じ 8件 (前年据え置きであった場合は、前々年と比較)
- 5 目安との比較 目安を上回る 7件 (前年度引き上げは40)
- 6 異議申出状況 44局 (前年度46局)

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

年度		平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	都道府県名
A ラ ン ク	東 京 神 奈 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉	+3	+3	+1	-1 +1 +1	+1				+1		東 京 神 奈 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉
	京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨	+3	+2	+1		+1		+1	+1	+1		京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨
C ラ ン ク	群 馬 岡 山 石 川 香 川 奈 良 宮 城 福 岡 山 口 岐 阜 福 井 和 歌 山 北 海 道 新 潟 徳 島	+2	+1	+2	+1 +1	+1		+1		+2		群 馬 岡 山 石 川 香 川 奈 良 宮 城 福 岡 山 口 岐 阜 福 井 和 歌 山 北 海 道 新 潟 徳 島
	福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 児 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄	+2	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+2	+2	+2
D ラ ン ク	福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 児 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄	+2	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+2	+2	+2	福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 児 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄
	福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 児 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄	+2	+1	+1	+1	+1	+1	+1	+2	+2	+2	福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 児 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

年度		平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	都道府県
都道府県名												
A ラ ン ク	東 京	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1		10.1	東 京
	神奈川	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川
	大 阪	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1		10.1	大 阪
	愛 知	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛 知
	埼 玉	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼 玉
B ラ ン ク	千 葉	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千 葉
	京 都	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1		10.1	京 都
	兵 庫	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵 庫
	静 岡	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.1	10.2	静 岡
	滋 賀	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	10.1	滋 賀
	茨 城	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨 城
	栃 木	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃 木
	広 島	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広 島
	長 野	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	長 野
	富 山	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富 山
三 重	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三 重	
C ラ ン ク	山 梨	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.9	10.1	山 梨
	群 馬	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.3	10.2	群 馬
	岡 山	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	10.2	岡 山
	石 川	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	10.7	石 川
	香 川	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香 川
	奈 良	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.5	10.1	10.1	奈 良
	宮 城	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	宮 城
	福 岡	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福 岡
	山 口	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	山 口
	岐 阜	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐 阜
	福 井	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	福 井
	和 歌 山	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和 歌 山
	北 海 道	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3		10.1
新 潟	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	新 潟
徳 島	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	10.1	徳 島
D ラ ン ク	福 島	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.1	福 島
	大 分	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	大 分
	山 形	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.2	山 形
	愛 媛	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	愛 媛
	島 根	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	島 根
	鳥 取	10.20	10.25	10.8	10.4	10.4	10.12	10.6	10.5	10.2	10.6	鳥 取
	熊 本	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊 本
	長 崎	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	長 崎
	高 知	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	高 知
	岩 手	10.20	10.27	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	岩 手
	鹿 児 島	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	鹿 児 島
	佐 賀	10.21	10.26	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.2	10.6	佐 賀
	青 森	10.12	10.24	10.24	10.18	10.20	10.6	10.6	10.4	10.4	10.6	青 森
	秋 田	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	秋 田
宮 崎	10.26	11.2	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	10.3	10.6	宮 崎	
沖 縄	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.8	沖 縄	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位:円)

ランク	年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
	全 国		749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)
Aランク		817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)
Bランク		734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)
Cランク		699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)
Dランク		654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)

- (注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。
 2 ()内は引上げ率(%)を示す。
 3 各ランクは、各年度における適用ランクである。
 4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 ランク	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
① 最高額 (円)	708 東 京	708 東 京	710 東 京	714 東 京	719 東 京	739 東 京	766 東 京 神 奈 川	791 東 京	821 東 京	837 東 京
② 最低額 (円)	沖 縄	青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	青森 岩手 秋田 沖縄	秋田 沖 縄	宮崎 鹿児島 沖 縄	佐賀 長崎 宮崎 沖縄	鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	岩手 高知 沖 縄
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1

年度 ランク	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
① 最高額 (円)	850 東 京	869 東 京	888 東 京	907 東 京	932 東 京	958 東 京	985 東 京	1,013 東 京	1,013 東 京	1,041 東 京
② 最低額 (円)	島根 高知	鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖 縄	鳥取 高知 宮崎 沖縄	宮崎 沖 縄	高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	鹿児島	青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖 縄	秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖 縄	高知 沖縄
格差 ②/①×100	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

年度		平成 2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3
A ラ ン ク	東 京	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76
	神 奈 川	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77
	大 阪	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90
	愛 知	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02
	埼 玉	1.58	1.82	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02
千 葉	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	
B ラ ン ク	京 都	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08
	兵 庫	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11
	静 岡	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16
	滋 賀	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23
	茨 城	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29
	栃 木	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28
	広 島	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21
	長 野	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30
	富 山	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30
	三 重	0.98	1.80	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20
山 梨	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	
C ラ ン ク	群 馬	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35
	岡 山	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36
	石 川	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36
	香 川	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41
	奈 良	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34
	宮 城	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39
	福 岡	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33
	山 口	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38
	岐 阜	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29
	福 井	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	3.37
	和 歌 山	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37
	北 海 道	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25
	新 潟	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37
徳 島	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	
D ラ ン ク	福 島	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50
	大 分	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79
	山 形	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66
	愛 媛	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53
	根 根	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04
	鳥 取	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66
	熊 本	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53
	長 崎	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53
	高 知	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54
	岩 手	1.24	1.84	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53
	鹿 児 島	1.08	1.68	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53
	佐 賀	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66
	青 森	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66
	秋 田	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79
	宮 崎	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53
沖 縄	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未払労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未払労働者数	最低賃金未払労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (令和4年1月～3月、全国計)

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違 反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,616	506	11.0%	4,269	467	10.9%	347	39	11.2%
01 食料品製造業	1,292	131	10.1%	1,285	131	10.2%	7	0	0.0%
02 繊維工業	276	35	12.7%	276	35	12.7%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	413	42	10.2%	413	42	10.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	9	7.9%	113	9	8.0%	1	0	0.0%
05 家具・装備品製造業	70	6	8.6%	70	6	8.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	15	12.3%	122	15	12.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	171	20	11.7%	171	20	11.7%	0	0	-
08 化学工業	367	49	13.4%	365	49	13.4%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	94	10	10.6%	79	8	10.1%	15	2	13.3%
10 鉄鋼業	16	1	6.3%	10	1	10.0%	6	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
12 金属製品製造業	230	13	5.7%	228	13	5.7%	2	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	175	18	10.3%	128	12	9.4%	47	6	12.8%
14 電気機械器具製造業	328	40	12.2%	132	16	12.1%	196	24	12.2%
15 輸送用機械等製造業	111	9	8.1%	51	5	9.8%	60	4	6.7%
16 電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	812	105	12.9%	807	103	12.8%	5	2	40.0%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	174	15	8.6%	174	15	8.6%	0	0	-
01 土木木工事業	43	5	11.6%	43	5	11.6%	0	0	-
02 建築工事業	80	7	8.8%	80	7	8.8%	0	0	-
03 その他の建設業	51	3	5.9%	51	3	5.9%	0	0	-
04 運輸交通業	45	10	22.2%	45	10	22.2%	0	0	-
02 道路旅客運送業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
03 道路貨物運送業	36	8	22.2%	36	8	22.2%	0	0	-
05 貨物取扱業	8	3	37.5%	8	3	37.5%	0	0	-
1号～5号 計	4,845	534	11.0%	4,498	495	11.0%	347	39	11.2%
06 農林業	114	17	14.9%	114	17	14.9%	0	0	-
01 農業	109	17	15.6%	109	17	15.6%	0	0	-
02 林業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	33	6	18.2%	33	6	18.2%	0	0	-
01 畜産業	21	4	19.0%	21	4	19.0%	0	0	-
02 水産業	12	2	16.7%	12	2	16.7%	0	0	-
08 商業	5,655	598	10.6%	5,611	589	10.5%	44	9	20.5%
01 卸売業	985	88	8.9%	985	88	8.9%	0	0	-
02 小売業	3,849	442	11.5%	3,805	433	11.4%	44	9	20.5%
03 理美容業	721	61	8.5%	721	61	8.5%	0	0	-
04 その他の商業	100	7	7.0%	100	7	7.0%	0	0	-
09 金融・広告業	67	5	7.5%	67	5	7.5%	0	0	-
01 金融業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	62	4	6.5%	62	4	6.5%	0	0	-
10 映画・演劇業	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0	0	-
11 通信業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	79	5	6.3%	79	5	6.3%	0	0	-
13 保健衛生業	740	79	10.7%	740	79	10.7%	0	0	-
01 医療保健業	212	24	11.3%	212	24	11.3%	0	0	-
02 社会福祉施設	494	50	10.1%	494	50	10.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	34	5	14.7%	34	5	14.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,752	292	10.6%	2,752	292	10.6%	0	0	-
01 旅館業	507	53	10.5%	507	53	10.5%	0	0	-
02 飲食店	2,120	226	10.7%	2,120	226	10.7%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	125	13	10.4%	125	13	10.4%	0	0	-
15 清掃・と畜業	321	26	8.1%	321	26	8.1%	0	0	-
16 官公署	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
17 その他の事業	350	42	12.0%	350	42	12.0%	0	0	-
01 派遣業	29	1	3.4%	29	1	3.4%	0	0	-
02 その他の事業	321	41	12.8%	321	41	12.8%	0	0	-
6号～17号 計	10,120	1,073	10.6%	10,076	1,064	10.6%	44	9	20.5%
合計	14,965	1,607	10.7%	14,574	1,559	10.7%	391	48	12.3%

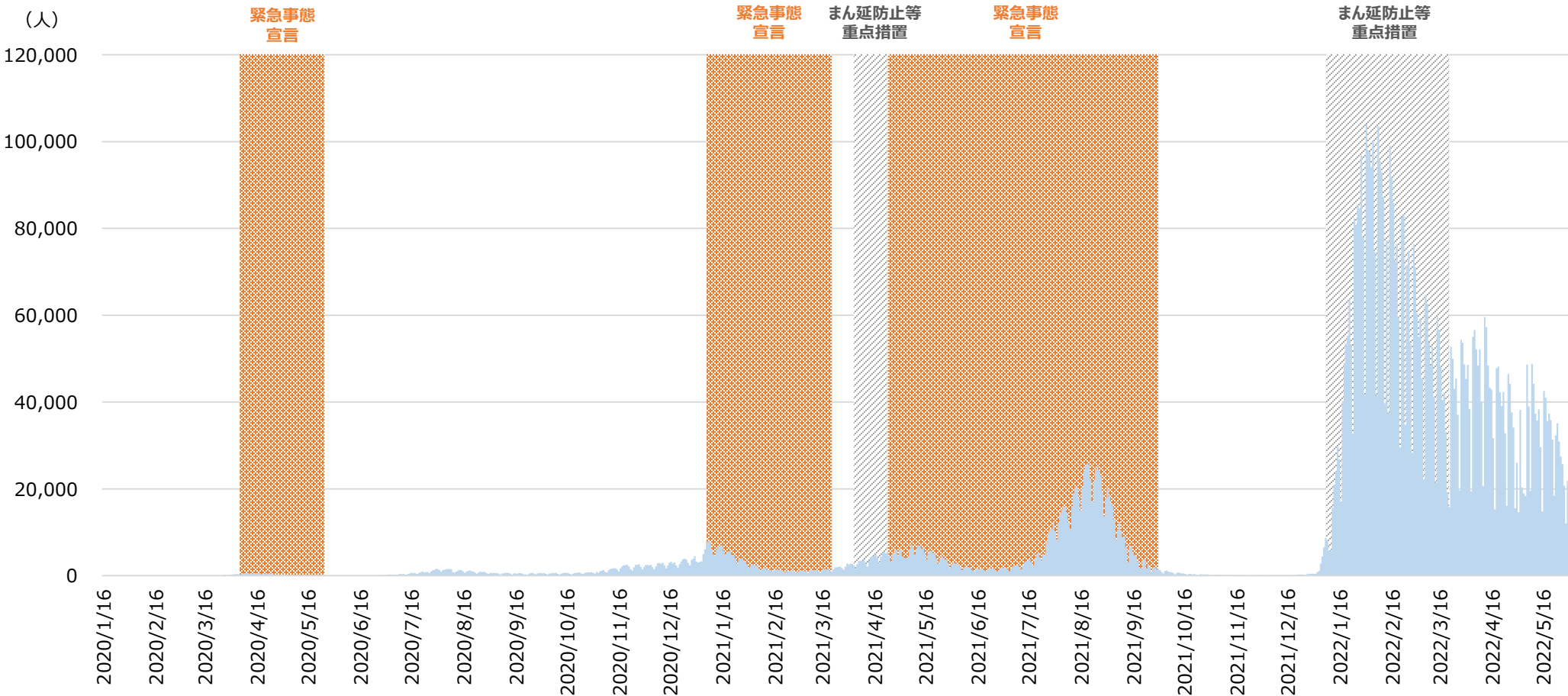
足下の経済状況等に関する補足資料

(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移(日別)

○ 新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移をみると、2022年に入って感染者数が急増したが、3月以降減少傾向が続いており、まん延防止等重点措置は3月21日に解除されている。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移(日別)



内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2022年1月～6月)

○ 2022年6月の月例経済報告では、「景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	底堅さがみられる
2 月月例	景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	底堅さがみられる
3 月月例	景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	このところ緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、求人等に持ち直しの動きもみられる	このところ緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。	持ち直しの動きがみられる	このところ上昇している
6 月月例	景気は、持ち直しの動きがみられる。	先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。	持ち直しの動きがみられる	このところ上昇している

(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

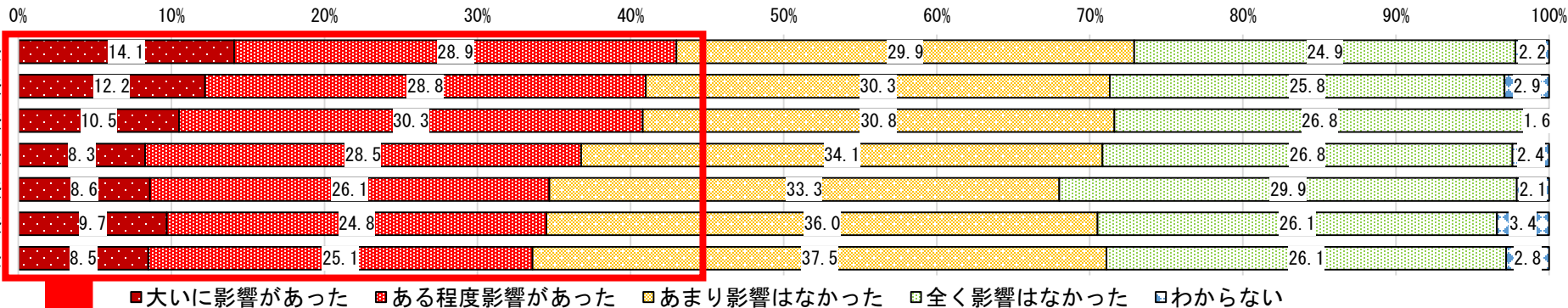
(注) 下線は前月からの主な変更点

新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響

- 新型コロナウイルス感染症に関連した仕事や生活への影響をみると、影響があったとする割合は低下傾向ある。
- 影響の内容をみると、「収入の減少」が最も多く、次いで「勤務日数や労働時間の減少」が多くなっている。

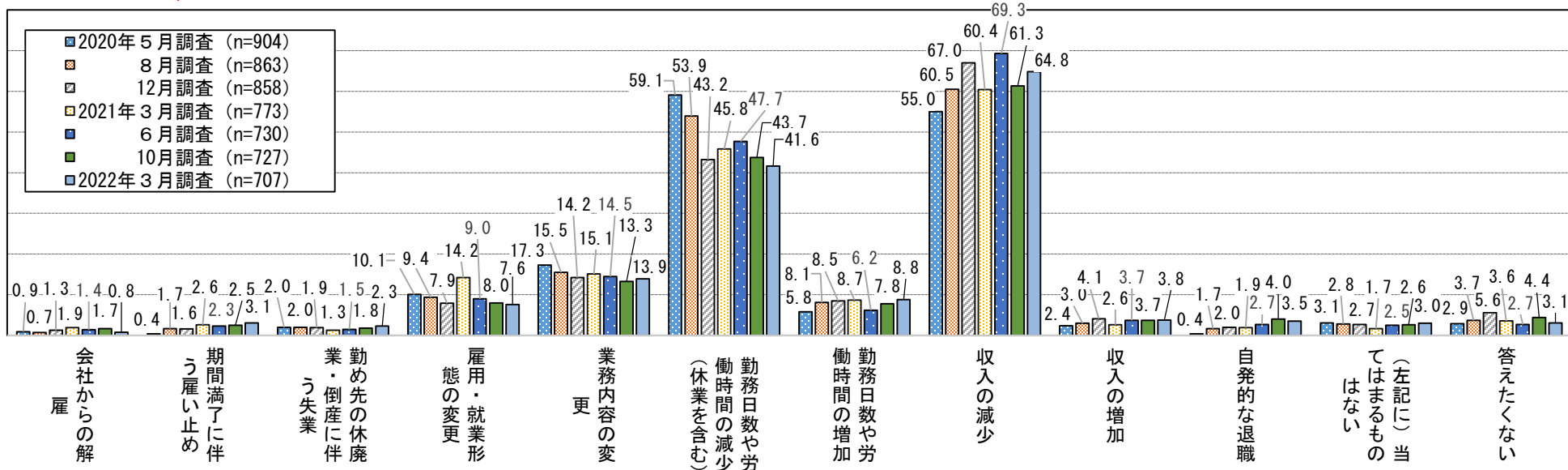
新型コロナウイルス感染症に関連した自身の雇用や収入にかかわる影響についての回答推移（パネル集計）

(n=2020年4月1時点の民間企業の雇用者で、この間のすべての調査の継続回答者2,105人)



■大いに影響があった ■ある程度影響があった ■あまり影響はなかった ■全く影響はなかった □わからない

影響の内容（「大いに影響があった」又は「ある程度影響があった」と回答した者、複数回答）

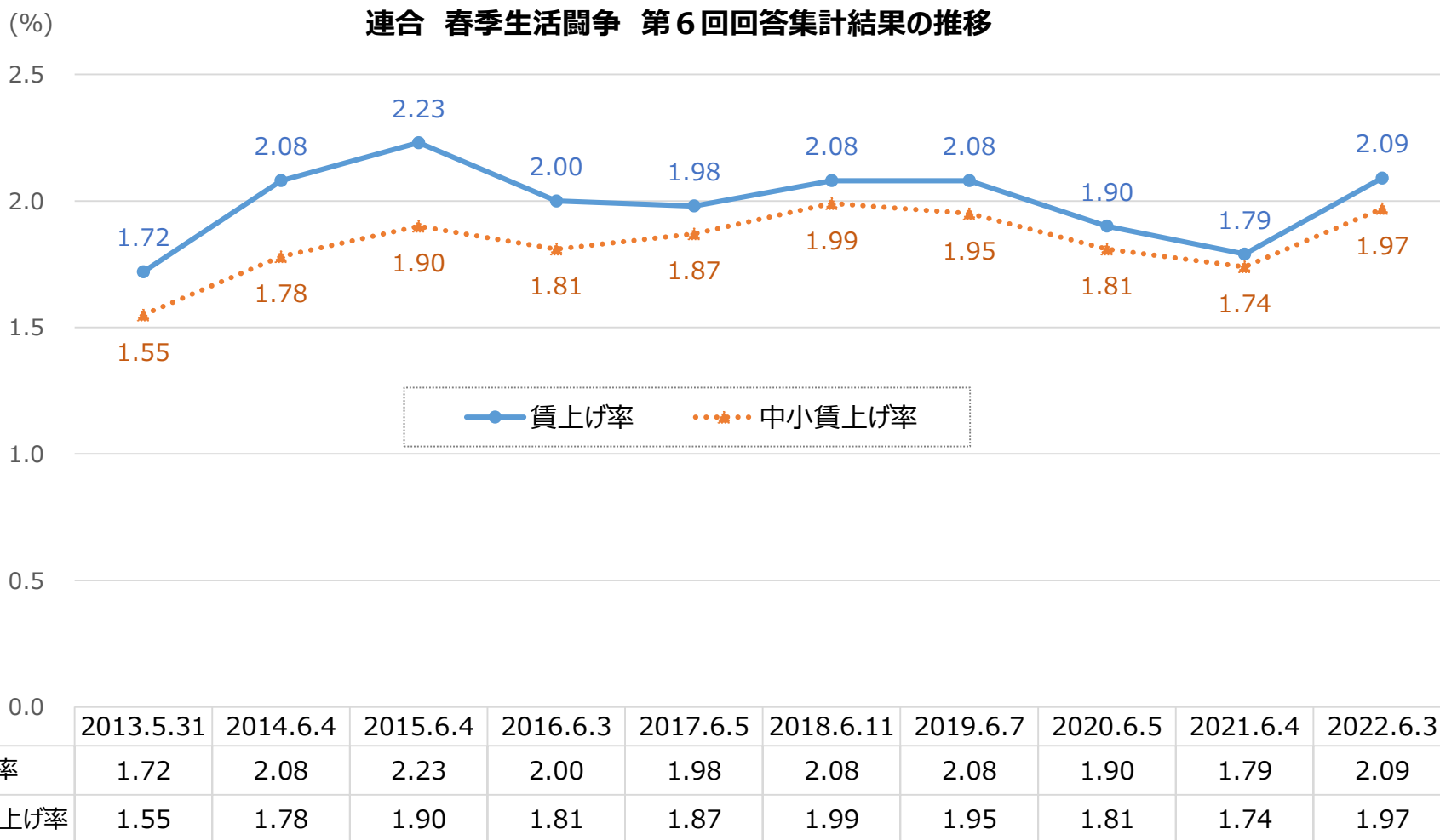


(資料出所) 資料出所 労働政策研究・研修機構 (JILPT) 「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」

(注) 公益財団法人連合総合生活開発研究所との共同研究で回答者パネルを形成。同法人の第39回勤労者短観「新型コロナウイルス感染症関連緊急報告」(2020年4月調査)からの継続回答者を中核に据えている。

連合 春季賃上げ妥結状況

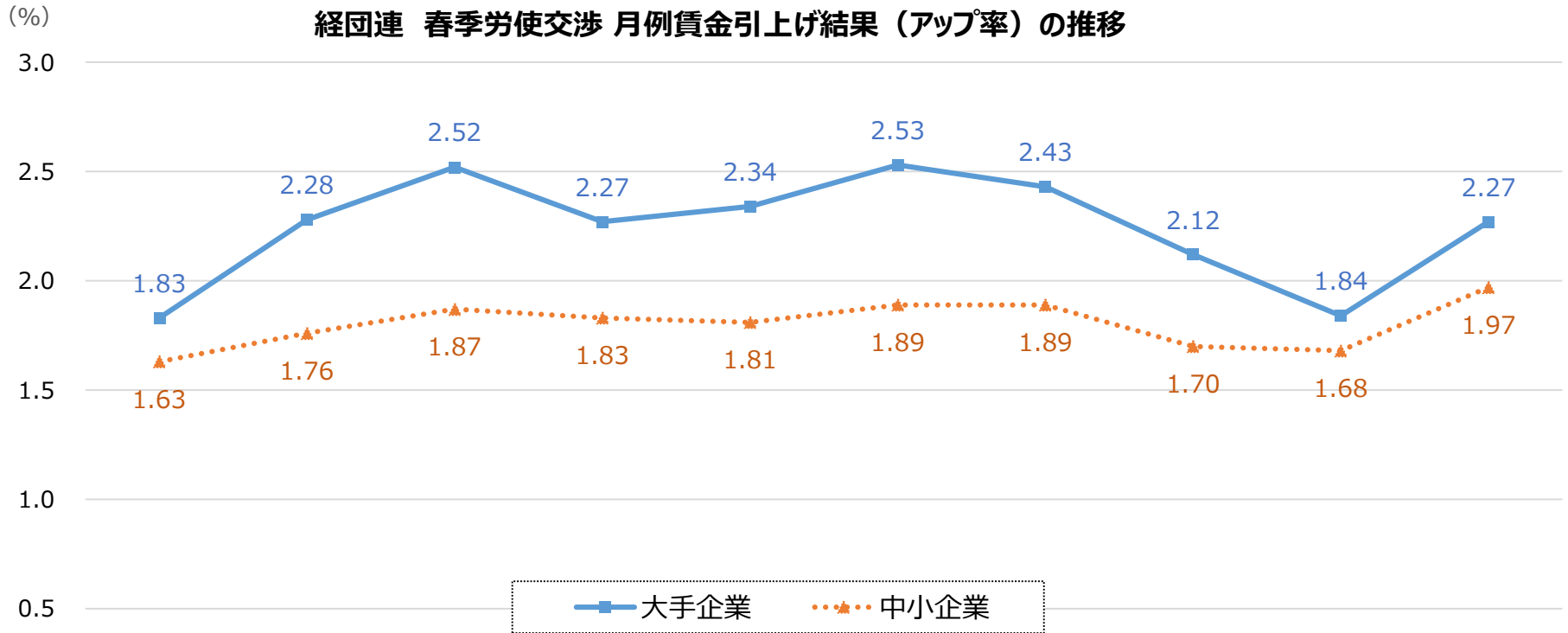
○ 2022年の連合 春季生活闘争 第6回回答集計結果(2022年6月3日公表)では、賃上げ率は2.09%(中小賃上げ率は1.97%)となっている。



(資料出所) 連合「2022春季生活闘争第6回回答集計結果」(2022年6月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の経団連 春季労使交渉 回答状況(第1回集計)では、アップ率は大手企業2.27%、中小企業1.97%となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
■ 大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27
▲ 中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.97

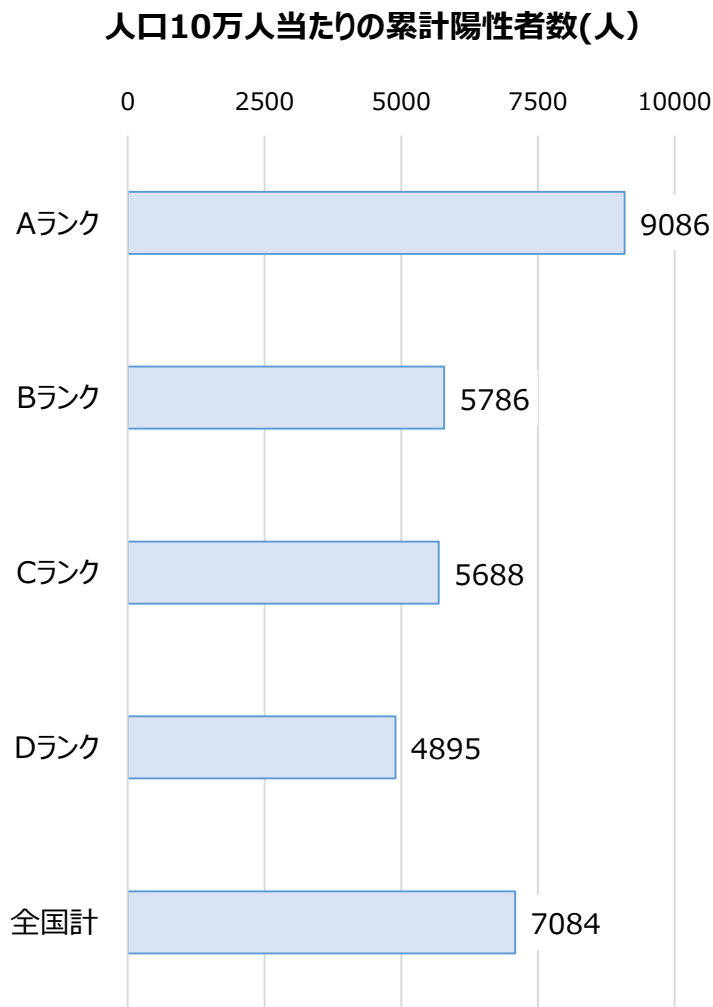
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2022年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2021年までは最終集計結果、2022年は第1回集計結果

地域別の状況

新型コロナウイルス感染症の都道府県別感染者数(累積)

○ 新型コロナウイルス感染症の人口10万人当たりの都道府県別累積感染者数(令和4年6月2日時点)をみると、沖縄県を除き、Aランク地域で感染者数が多くなっている。



		陽性者数の累計 (令和4年 6月2日時 点) (人)	人口10万人 当たりの累計陽 性者数(人)			陽性者数の累計 (令和4年 6月2日時 点) (人)	人口10万人 当たりの累計陽 性者数(人)
A ラ ン ク	東京都	1,545,058	11,099	C ラ ン ク	群馬県	94,709	4,877
	大阪府	977,328	11,095		福井県	35,541	4,628
	神奈川県	755,870	8,218		和歌山県	42,294	4,572
	埼玉県	552,030	7,511		宮城県	87,469	3,793
	千葉県	450,848	7,203		山口県	45,174	3,327
	愛知県	542,408	7,182		新潟県	72,361	3,255
	Aランク計	4,823,542	9,086		徳島県	22,341	3,069
					Cランク計	1,587,235	5,688
B ラ ン ク	京都府	203,864	7,893	D ラ ン ク	沖縄県	218,094	15,010
	兵庫県	425,644	7,787		佐賀県	52,639	6,459
	滋賀県	91,149	6,446		熊本県	99,172	5,673
	広島県	157,735	5,625		鹿児島県	83,744	5,227
	茨城県	159,208	5,567		宮崎県	53,546	4,990
	栃木県	91,257	4,719		大分県	54,631	4,813
	静岡県	171,117	4,696		青森県	56,980	4,573
	三重県	82,684	4,643		長崎県	59,325	4,471
	山梨県	32,764	4,040		高知県	27,808	3,984
	長野県	73,916	3,607		福島県	63,741	3,453
富山県	37,536	3,595	秋田県	30,589	3,167		
Bランク計	1,526,874	5,786	愛媛県	39,981	2,986		
C ラ ン ク	福岡県	427,521	8,376	岩手県	35,084	2,859	
	奈良県	92,906	6,985	鳥取県	15,206	2,735	
	北海道	361,224	6,880	山形県	28,676	2,660	
	岡山県	98,915	5,234	島根県	17,042	2,528	
	岐阜県	102,099	5,138	Dランク計	936,258	4,985	
	香川県	48,433	5,066	全国計	8,874,058	7,034	
	石川県	56,248	4,943				

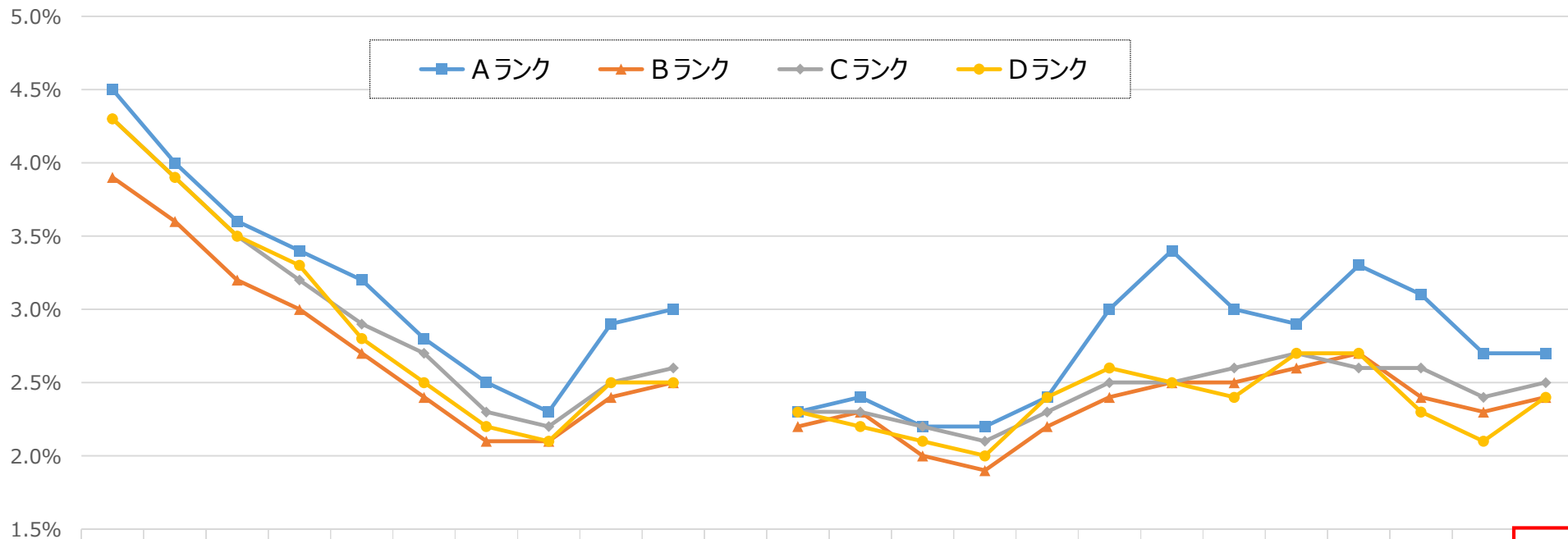
(資料出所) 厚生労働省「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」(<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>) (令和4年6月3日取得)、
総務省「人口推計」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 人口は令和3年10月1日現在のものを用いている。

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、足下では一時期に比べて改善している。

ランク別完全失業率の推移



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2019年				2020年				2021年				2022年	
											1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
Aランク	4.5%	4.0%	3.6%	3.4%	3.2%	2.8%	2.5%	2.3%	2.9%	3.0%	2.3%	2.4%	2.2%	2.2%	2.4%	3.0%	3.4%	3.0%	2.9%	3.3%	3.1%	2.7%	2.7%	
Bランク	3.9%	3.6%	3.2%	3.0%	2.7%	2.4%	2.1%	2.1%	2.4%	2.5%	2.2%	2.3%	2.0%	1.9%	2.2%	2.4%	2.5%	2.5%	2.6%	2.7%	2.4%	2.3%	2.4%	
Cランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.2%	2.9%	2.7%	2.3%	2.2%	2.5%	2.6%	2.3%	2.3%	2.2%	2.1%	2.3%	2.5%	2.5%	2.6%	2.7%	2.6%	2.6%	2.4%	2.4%	2.5%
Dランク	4.3%	3.9%	3.5%	3.3%	2.8%	2.5%	2.2%	2.1%	2.5%	2.5%	2.3%	2.2%	2.1%	2.0%	2.4%	2.6%	2.5%	2.4%	2.7%	2.7%	2.3%	2.1%	2.1%	2.4%

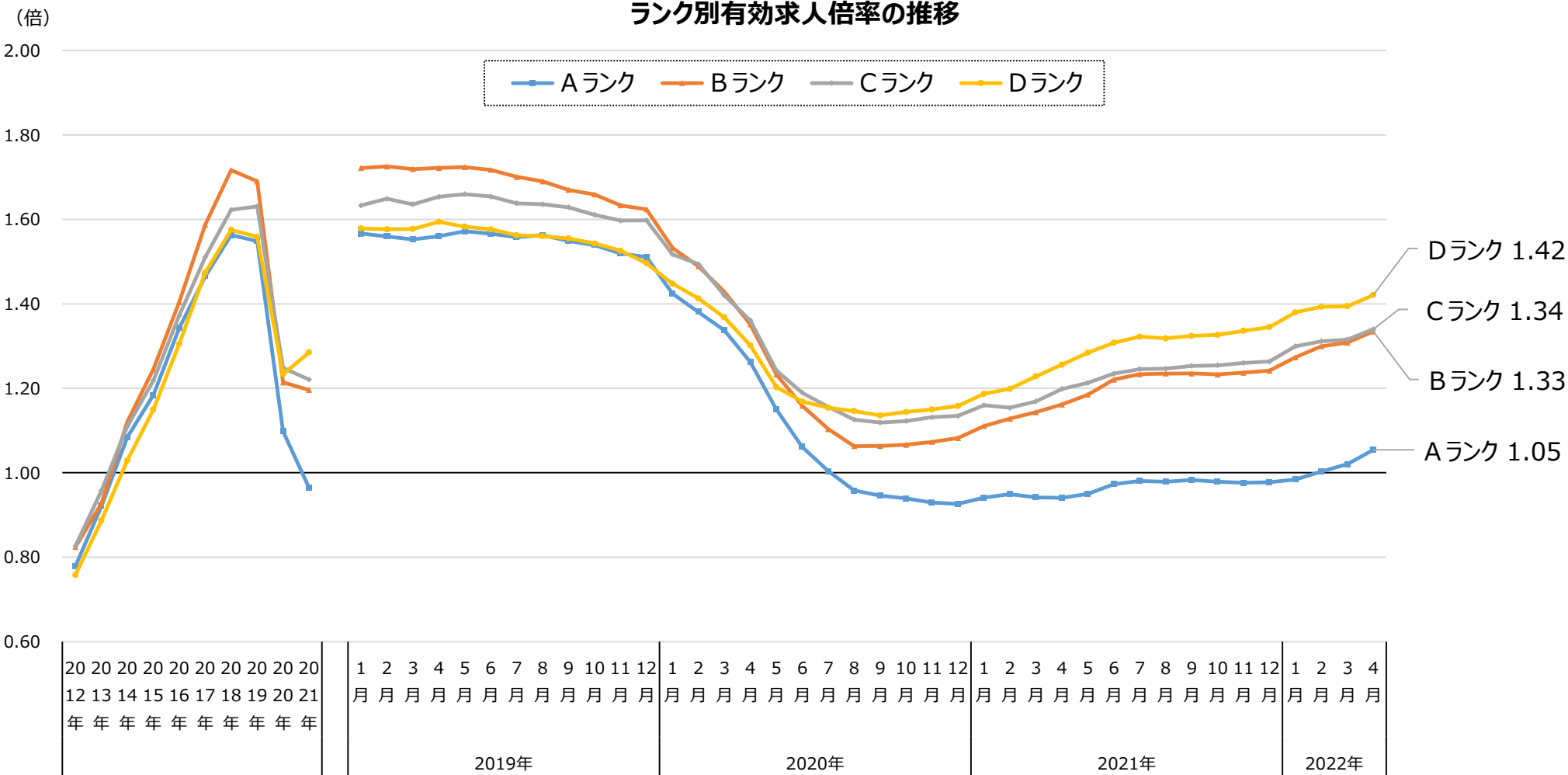
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

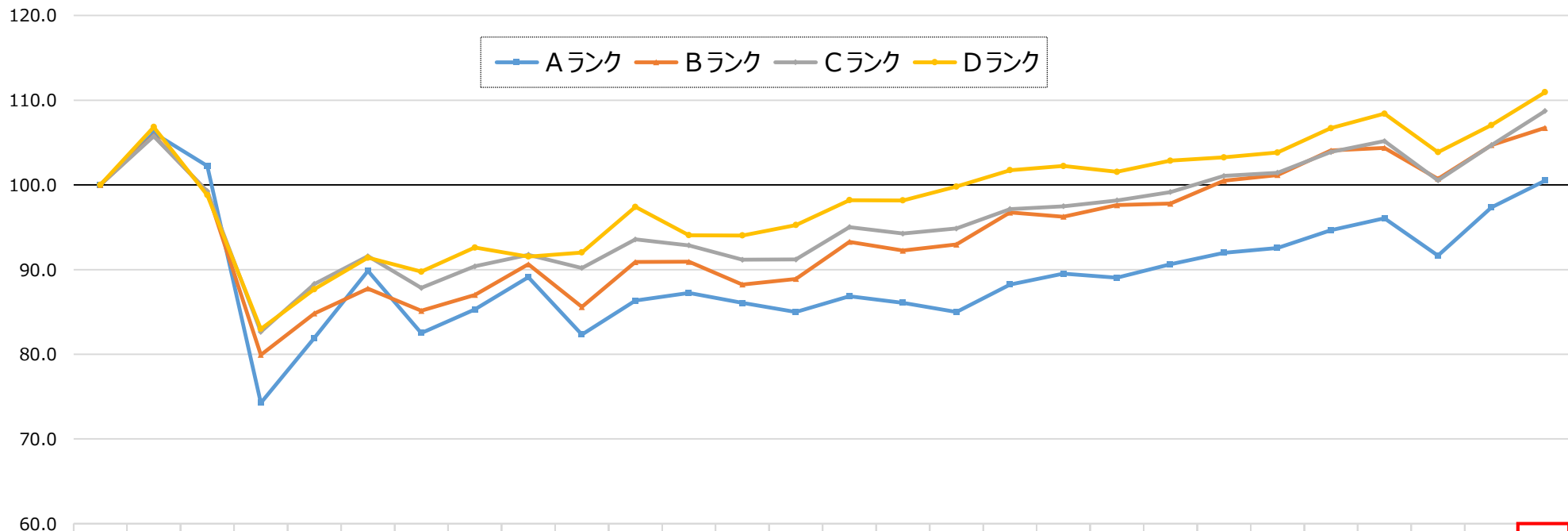
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2022年4月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の水準の推移

(2020年1月 = 100)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	2020年												2021年												2022年			
Aランク	100.0	106.1	102.3	74.3	81.9	89.9	82.5	85.3	89.1	82.3	86.3	87.2	86.1	85.0	86.9	86.1	85.0	88.2	89.5	89.0	90.6	92.0	92.5	94.7	96.0	91.7	97.4	100.5
Bランク	100.0	105.8	99.2	79.9	84.8	87.8	85.1	87.0	90.6	85.6	90.9	90.9	88.2	88.9	93.3	92.2	93.0	96.7	96.2	97.6	97.8	100.5	101.2	104.1	104.4	100.7	104.7	106.7
Cランク	100.0	105.7	99.3	82.6	88.3	91.6	87.8	90.4	91.8	90.2	93.6	92.9	91.2	91.2	95.0	94.3	94.9	97.1	97.5	98.2	99.2	101.1	101.4	103.9	105.2	100.5	104.7	108.7
Dランク	100.0	106.8	98.8	83.0	87.7	91.4	89.8	92.6	91.5	92.0	97.4	94.1	94.0	95.3	98.2	98.2	99.8	101.7	102.2	101.5	102.9	103.2	103.8	106.7	108.4	103.9	107.1	110.9

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

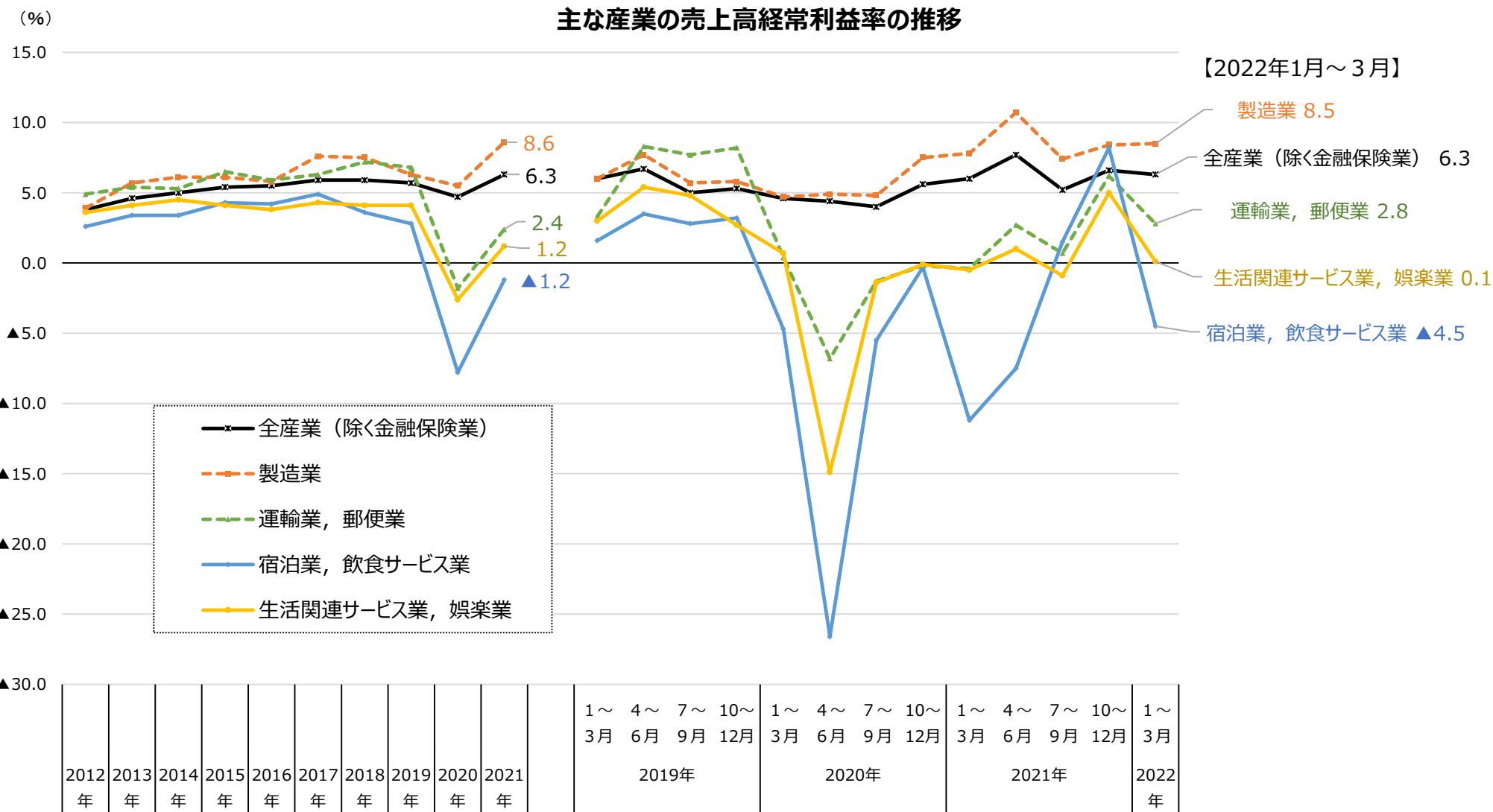
(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年			
								1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月		1~3月		
全産業(除金融保険業)	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.3
製造業	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.5
非製造業	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.4
農林水産業	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	24.4
建設業	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	7.9
電気業	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲2.5
ガス・熱供給・水道業	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	8.6
情報通信業	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	9.0
運輸業、郵便業	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	2.8
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.3
不動産業、物品賃貸業	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.2
サービス業	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	9.0
宿泊業、飲食サービス業	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	▲4.5
生活関連サービス業、娯楽業	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	19.9
教育、学習支援業	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8
医療、福祉業	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	3.2
職業紹介・労働者派遣業	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.5
その他のサービス業	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

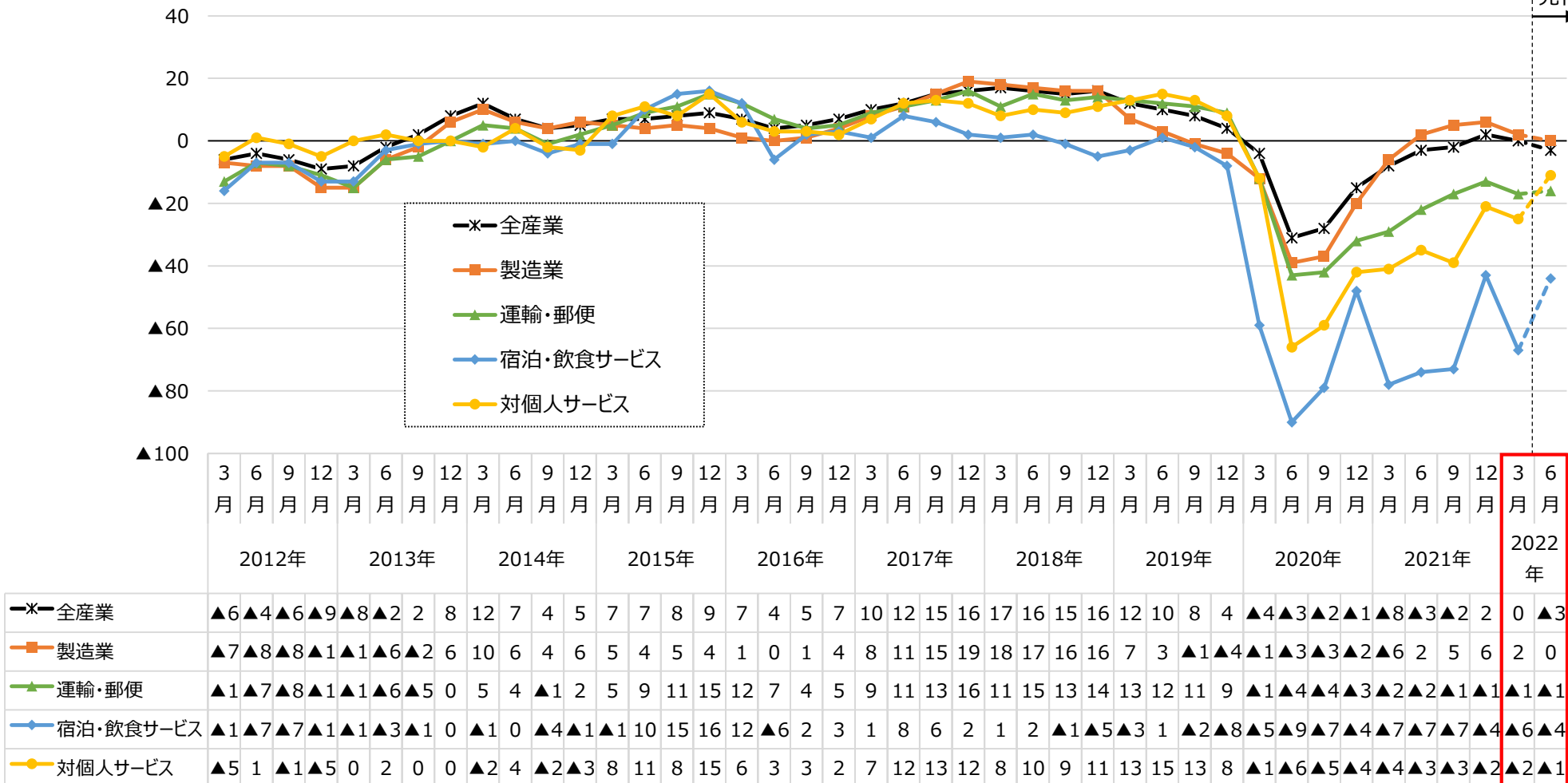
日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント:「良い」-「悪い」)

主な産業の業況判断DIの推移

先行き



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き(3か月後)の状況」の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

消費者物価の動向

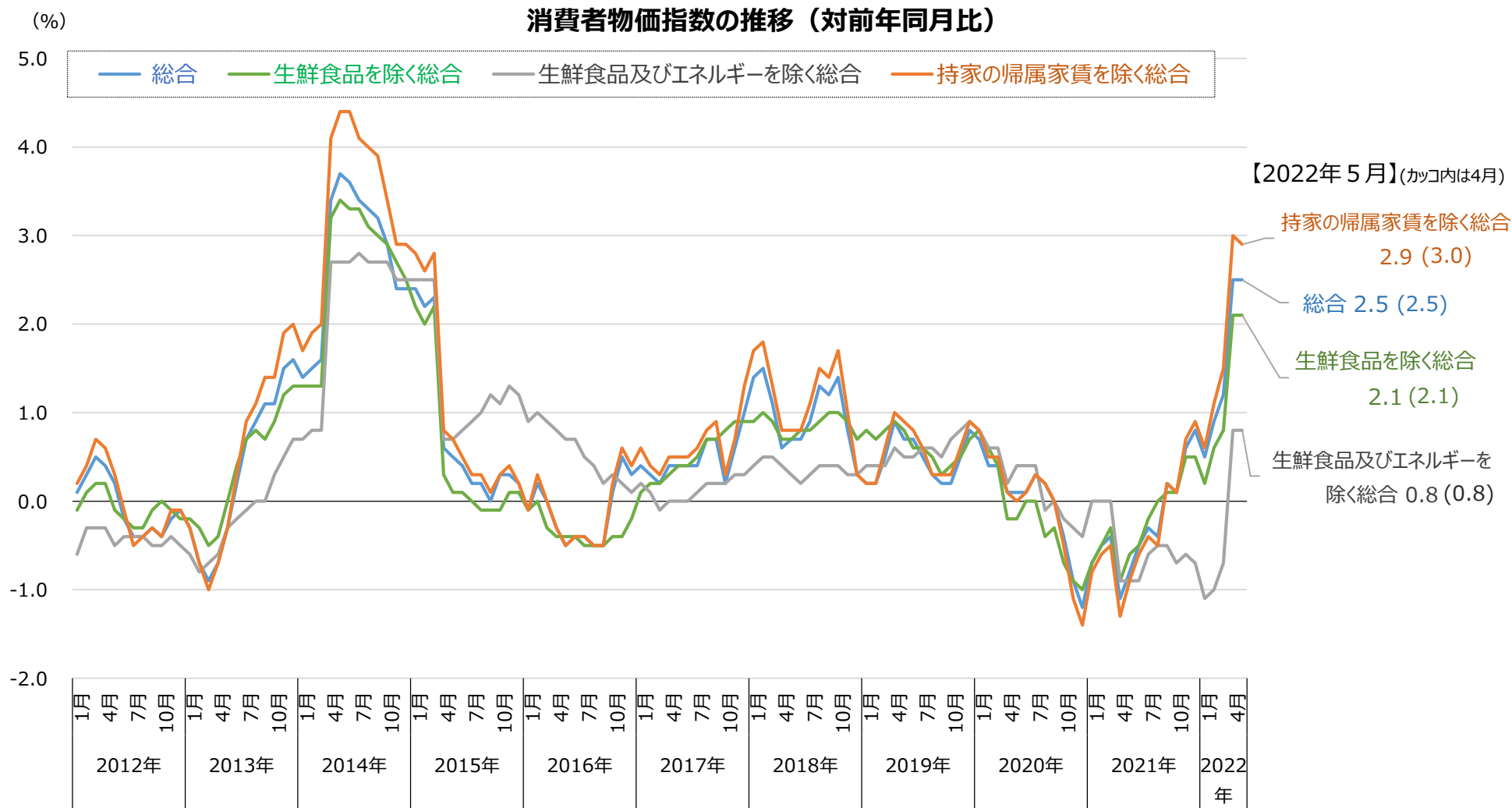
消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

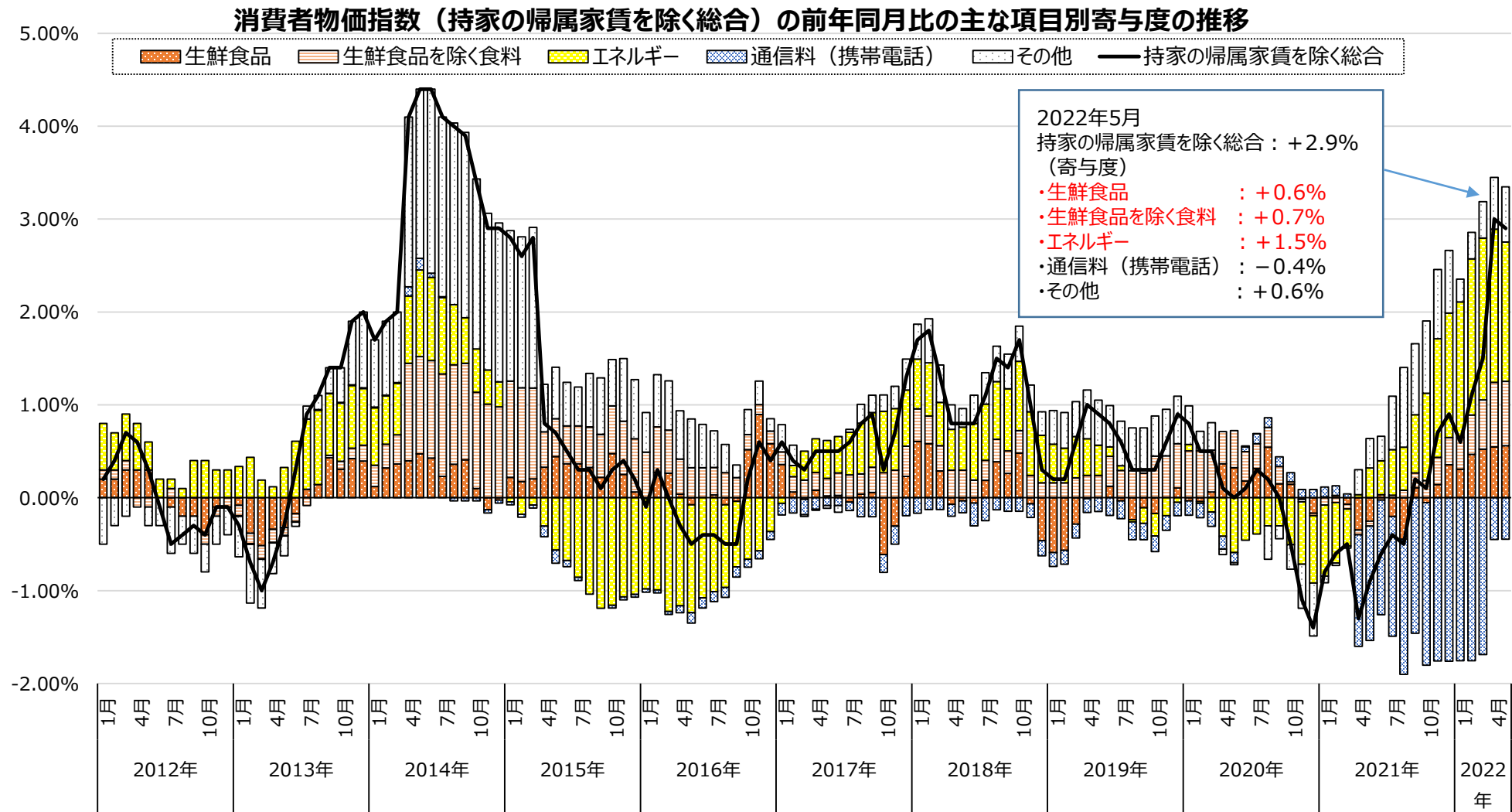
消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2022年5月の消費者物価指数の「総合」は+ 2.5%、「生鮮食品を除く総合」は+2.1%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+0.8%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.9%となっている(いずれも対前年同月比)。



消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2022年5月に+2.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、食料品及びエネルギーの寄与度が大きくなっている。



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

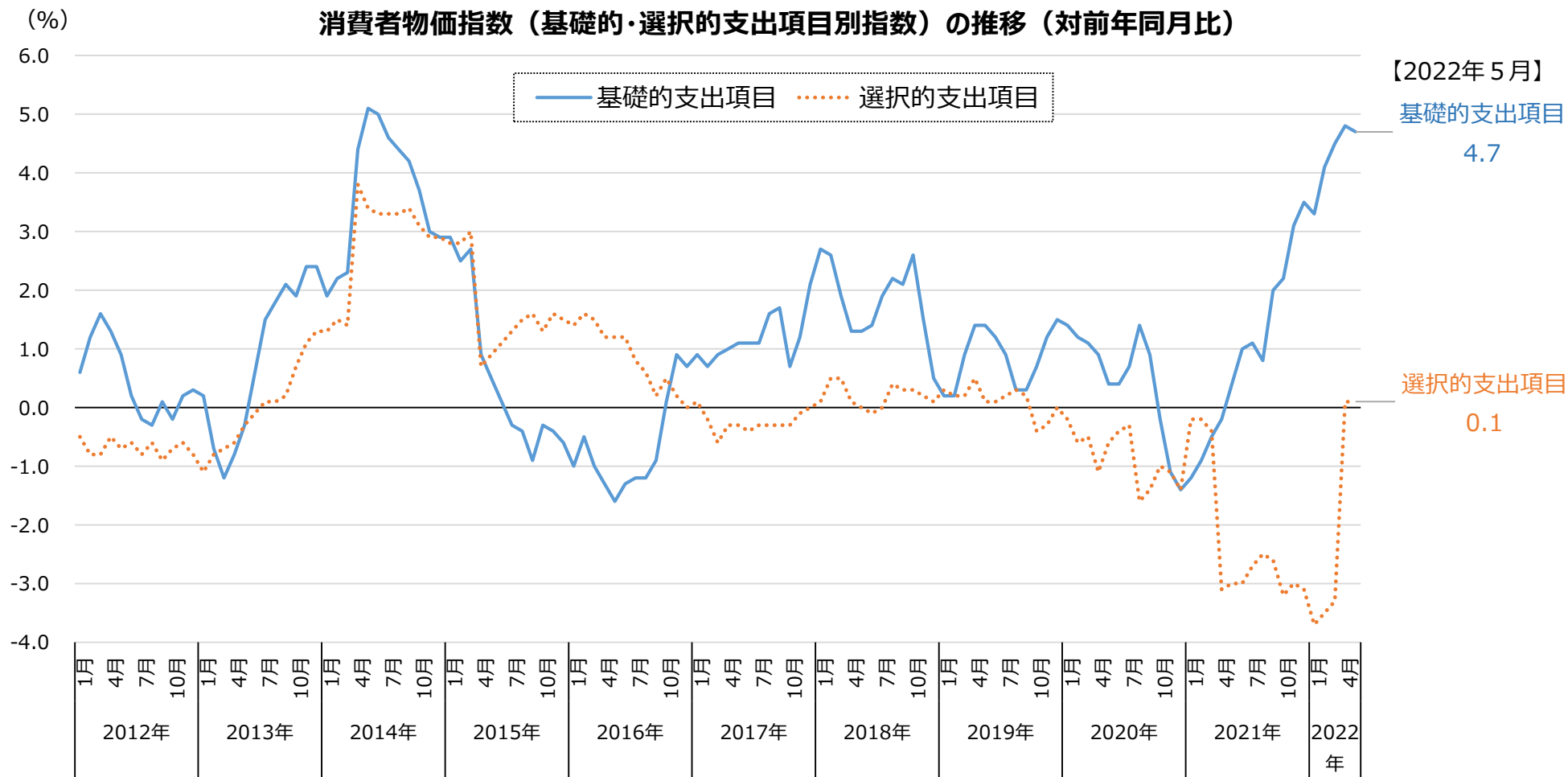
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2022年5月では、「基礎的支出項目」は+4.7%である一方、「選択的支出項目」は+0.1%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



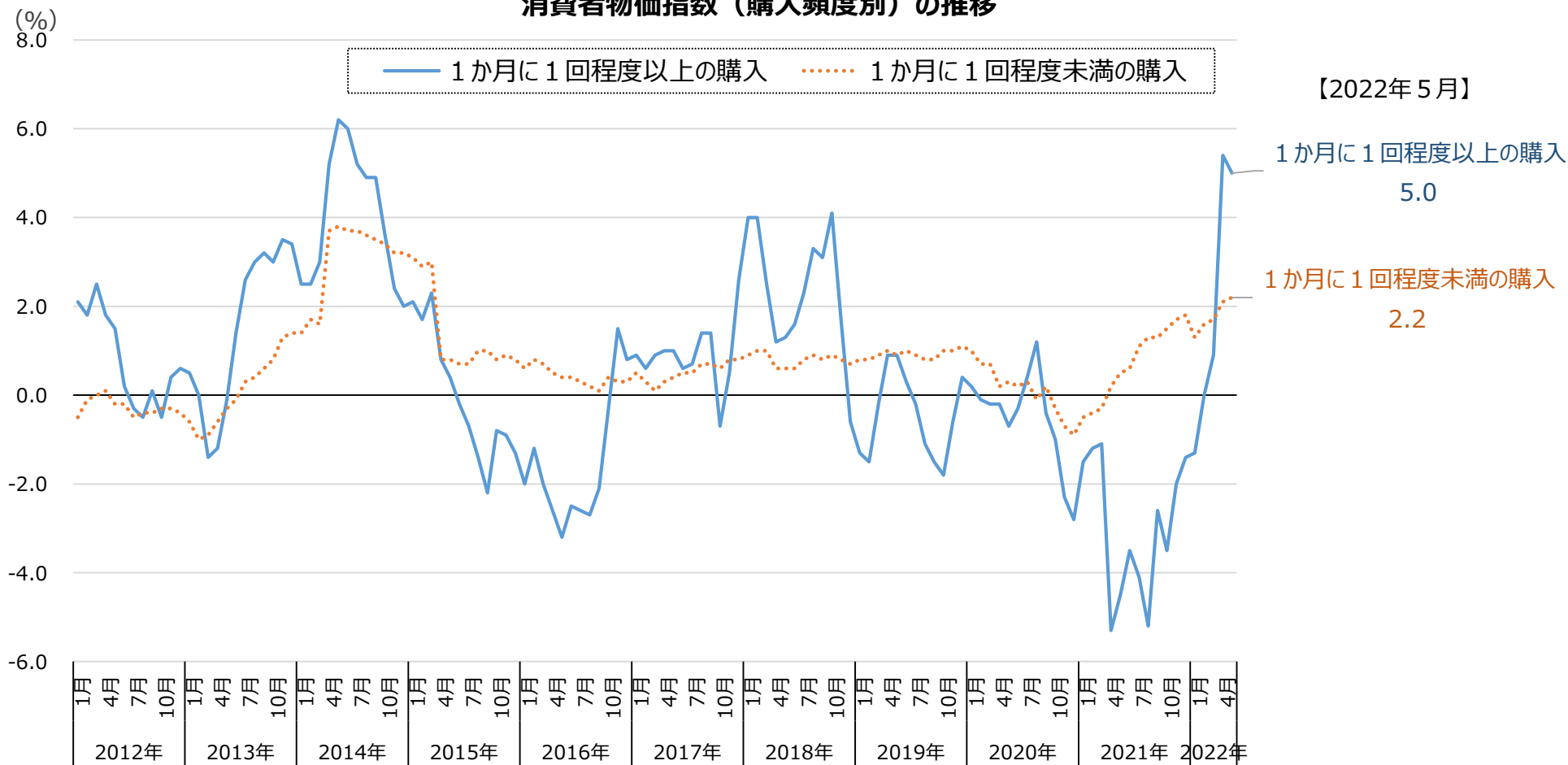
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2022年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.0%、「1か月に1回程度未満の購入」は+2.2%となっている。

消費者物価指数（購入頻度別）の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

経済対策・中小企業への支援策

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)

○ 令和3年11月に、新型コロナウイルス対策に万全を期し、コロナ禍で厳しい影響を受けた方々に寄り添って万全の支援を行うとともに、成長戦略と分配戦略による新しい資本主義を起動するため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

令和3年11月19日
閣議決定

- ◆ 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況。他方、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数は足元で減少しており、行動制限も段階的に緩和。
- ◆ この機を捉え、本経済対策を契機として、ウィズコロナの下で、一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図る。「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。
- ◆ こうした成長に向けた機運を途切れさせないためにも、感染拡大の可能性に備えて、危機管理に万全を期すとともに、感染の再拡大や供給制約などによる景気下振れリスクに十分に注意し経済の底割れを防ぐ。

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

1. 医療提供体制の確保等

- ◆ 医療提供体制の強化：公立公的病院の専用病床化、感染拡大時の確保病床8割以上の確実な稼働体制の構築、地域の医療機関等と連携した自宅・宿泊療養者に対する対策の徹底
- ◆ ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保：ワクチンの追加接種の無料実施、治療薬（中和抗体薬・経口薬）の確保・投与体制の構築
- ◆ 感染防止策の徹底：地方創生臨時交付金（都道府県等による感染防止対策）、幼稚園・保育所・学校等の感染防止対策

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- ◆ 事業者への支援：地域・業種を限定しない事業規模に応じた給付金（事業復活支援金）、実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援延長、地方創生臨時交付金（時短等要請時の協礼金等）
- ◆ 生活・暮らしへの支援：住民税非課税世帯（1世帯当たり10万円給付）や厳しい状況にある学生などお困りの方々への支援、雇用調整助成金等の特別措置延長、孤独・孤立で悩む方々への支援
- ◆ エネルギー価格高騰対策

II. 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え

1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- ◆ ワクチン・検査パッケージの活用：電子ワクチン接種証明の年内発行、予約不要・無料のPCR・抗原定性検査の実施
- ◆ 社会経済活動の再開：安全・安心を確保したGoToトラベル等による需要喚起、イベントの開催・キャンセル費用等への支援

2. 感染症有事対応の抜本的強化

- ◆ ワクチン・治療薬等の国内開発：ワクチン・治療薬等の研究開発から実用化まで支援し生産、安定供給を確保できる体制を整備、緊急時にワクチン製造に転用可能なデュアルユース生産設備の整備支援
- ◆ 感染症の収束に向けた国際協力等：COVAXファシリティを通じた途上国への支援、アジア・大洋州地域におけるコロナ対策・社会経済活動再開支援、海外との往來の正常化
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

成長戦略

1. 科学技術立国の実現

- ◆ 科学技術：10兆円規模の大学ファンドの年度内設置、若手研究者の人材育成、デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙、海洋分野など先端科学技術の研究開発
- ◆ クリーンエネルギー：自動車の電動化推進、蓄電池・半導体の国内生産基盤の確保に向けた大規模投資促進、太陽光発電設備の整備支援等による再生可能エネルギーの導入拡大
- ◆ スタートアップ支援：イノベーション・エコシステムの機能強化、オープンイノベーション促進税制

2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

- ◆ デジタル実装：ローカル5G等のデジタルインフラの整備、交付金の大規模展開によるテレワーク・ドローン宅配などデジタル実装の推進、デジタル推進委員の全国展開などデジタルデバйд対策
- ◆ DXの推進：デジタル庁を司令塔として準公共分野（健康・医療・介護・教育等）のデータ利活用を推進、行政手続きのオンライン化、一人当たり最大2万円相当のマイナポイント付与
- ◆ 農業・観光・文化：農林水産業の輸出力・生産基盤強化、観光の高付加価値化、地域公共交通支援、文化芸術振興
- ◆ 中小企業：事業再構築・生産性向上支援、私的整理等ガイドラインの整備等による事業再生推進

3. 経済安全保障

先端半導体の生産拠点の国内立地・先端的な重要技術の実用化を支援するための基金の造成

分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援

- ◆ 賃上げの推進：賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化、下請取引に対する監督体制強化、最低賃金引上げに向けた事業者への助成の拡充
- ◆ 労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進：3年間で4,000億円の施策パッケージ職業訓練と再就職支援の組み合わせによる労働移動やステップアップの支援、デジタル人材育成の強化等の実施、リカレント教育や職業訓練の拡充
- ◆ 働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援：テレワークの定着や兼業・副業の促進、女性や就職氷河期世代の支援、非正規雇用労働者の待遇改善

2. 公的部門における分配機能の強化等

- ◆ 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等：公的価格の在り方の抜本的見直し、民間部門における賃上げ議論に先んじた措置の前倒し実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援
- ◆ 「こども・子育て支援」の推進：新型コロナの影響が長期化する中で子育て世帯に対して子供1人当たり10万円相当の給付、早期の待機児童解消を目指した保育の受け皿整備、子育て世帯の住宅取得支援

IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

1. 防災・減災、国土強靱化の推進：5か年加速化対策等に基づく防災・減災、国土強靱化の強化

2. 自然災害からの復旧・復興の加速：東電福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策、自然災害による被災者の生活・生業の再建と復旧・復興

3. 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心：自衛隊の変化する国際情勢への即応的な対応、戦略的海上保安体制の構築等の推進

本対策の規模	財政支出 事業規模	I	II	III	IV	合計	本対策の効果	GDPの下支え・押し上げ効果
		22.1兆円程度	9.2兆円程度	19.8兆円程度	4.6兆円程度	55.7兆円程度		
		35.1兆円程度	10.7兆円程度	28.2兆円程度	5.0兆円程度	78.9兆円程度		5.6%程度

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策における主な経済支援策の執行状況

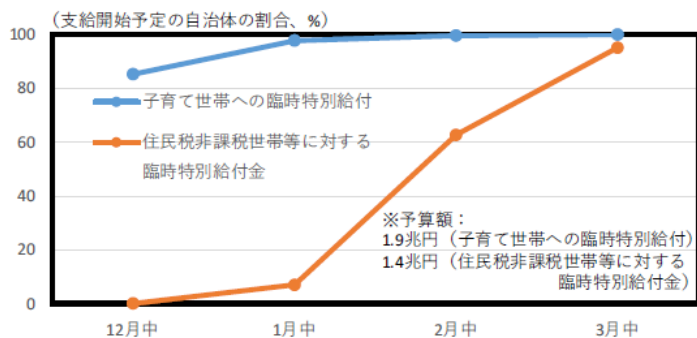
○ 緊急小口資金等の特例貸付(家計支援)の支給決定件数、雇用調整助成金(雇用支援)の支給額は大幅に減少しており、公庫へのコロナ融資(事業者支援)の申込数は平時並みとなっている。

主な経済支援策の執行状況

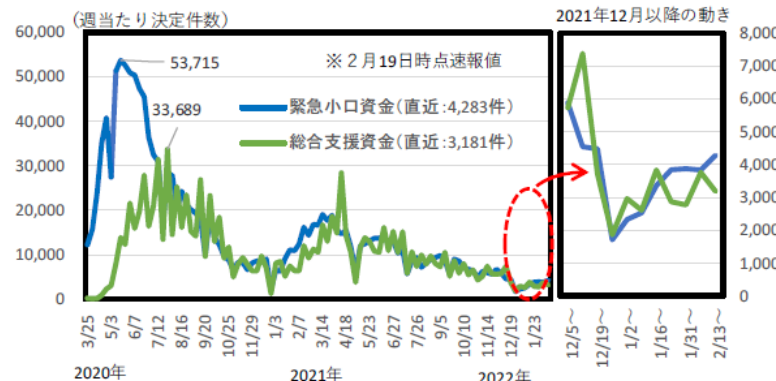
令和4年3月3日 経済財政諮問会議資料
「経済対策のフォローアップについて」

- 家計支援：子育て世帯への給付については令和4年1月末までにほとんど全ての自治体で支給開始、住民税非課税世帯等に対する給付についても3月末までにほとんど全ての自治体が支給開始予定であるなど、執行が進捗。緊急小口資金等の特例貸付については、ピーク時は週7万件を越える支給決定件数があったが、直近では週7,000件程度まで縮小。
- 雇用支援：雇用調整助成金については、ピーク時週1,600億円の支給額が、直近では190億円まで減少。休業支援金・給付金についても支給額は減少傾向。
- 事業者支援：事業復活支援金は1/31に申請受付開始、2/7には支給を開始（P.6参照）。公庫へのコロナ関係融資の申込数は、ピーク時週72,000件が、現在は週4,000件程度と平時並に落ち着いている。

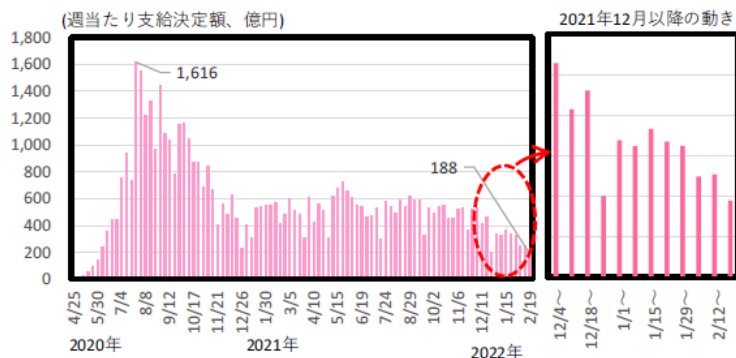
図表1 子育て世帯への臨時特別給付・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給開始時期



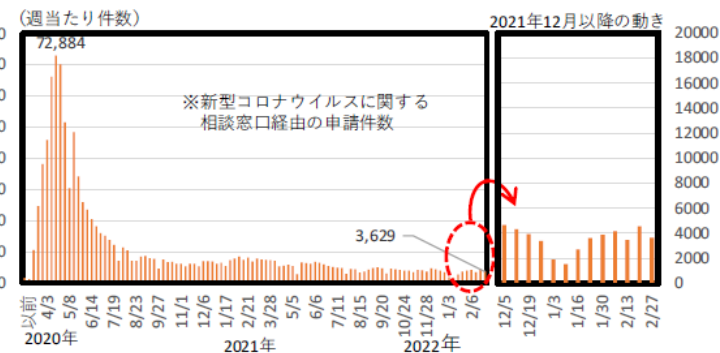
図表2 緊急小口資金等の特例貸付の支給決定件数



図表3 雇用調整助成金等の支給決定額



図表4 日本公庫(国民・中小)のコロナ融資申込件数



コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日決定)

○ 令和4年4月に、現下の物価高騰等に対応し、①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③中小企業対策(賃上げ・価格転嫁対策、資金繰り支援)、④生活困窮者等への支援などを内容とする「総合緊急対策」を決定。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」

令和4年4月26日
原油価格・物価高騰等に関する閣僚関係会議

- ◆我が国経済は、**原油や穀物等の価格が高い水準で推移し**、食料、飼料、肥料原料、化石燃料や半導体原材料等の**物資の安定供給が滞り**、今後、**コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況**。
- ◆このため、直面する**物価高騰による影響を緩和**するための対応を**緊急かつ機動的に実施**するとともに、価格転嫁や賃上げを促し、**コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする総合緊急対策を策定**。
- ◆本年6月までに**新しい資本主義のグランドデザインと実行計画、骨太方針2022を取りまとめる**。物価高騰等の長期化に留意しつつ、機動的・弾力的に対応し、**これらを前に進めるための総合的な方策を打ち出す**。

I. 原油価格高騰対策

1. 激変緩和策

- ◆**燃料油に対する激変緩和事業(延長・拡充)**(注)：
 - ・基準価格を172円から168円に引き下げ
 - ・支給幅を35円とするとともに、更なる超過分についても1/2を支援
 - ・ガソリン、灯油、軽油、重油に加えて、航空機燃料も対象に
 - ・今年度上半期中実施し、一定期間経過後、基準価格の見直しを検討

2. 業種別対策

- ◆**漁業**：漁業経営セーフティネット構築事業等による燃料価格等が上昇した場合の補てん金交付等
- ◆**農林業**：施設園芸等燃料価格高騰対策等による燃料価格が上昇した場合の補てん金交付等
- ◆**運輸業**：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策
- ◆**生活衛生関係営業**：業種ごとの特性に応じた効果的な省エネのノウハウの共有・還元等
- ◆**その他**：持続化補助金を活用した、LPGガス等の価格高騰の影響を受ける事業者への支援

II. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策

1. エネルギー

- ◆**省エネルギーの推進**：省エネ住宅・ビル、クリーンエネルギー自動車の普及促進、こどもみらい住宅支援事業の拡充等
- ◆**燃料供給の緊急対応策等の強化**等：LNG・石油の上流開発投資リスクマネー供給支援 等

2. 原材料

- ◆**戦略物資・エネルギー安定供給確保のためのサプライチェーン強靱化**：半導体製造用ガス、パラジウム、石炭等の国内生産設備の増強やリサイクル回収設備の導入 等

3. 食料等

- ◆**小麦等の食品原材料**：米粉・国産小麦等の代替原材料への切替支援等、輸入小麦の政府売渡しの着実な実施
- ◆**肥料・飼料**：化学肥料原料の調達支援対策、配合飼料の価格高騰対策 等
- ◆**木材**：国産材への転換支援対策 ◆**水産**：加工原材料調達の円滑化対策 等

4. その他

- ◆**サイバーセキュリティ対策の強化等、観光事業者等への支援**(環境配慮型の持続可能な観光推進の支援)

III. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 賃上げ・価格転嫁対策

- ◆**賃上げを行う企業への支援の強化**：
 - ・積極的な賃上げや人材投資に取り組む中小企業に対する賃上げ促進税制
 - ・赤字でも賃上げした中小企業に対する補助金の補助率引上げ 等
- ◆**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**：
 - ・取引適正化の取組を進め、価格転嫁、賃金引上げの環境を整備 等

2. 資金繰り支援等

- ◆**政府系金融機関等による資金繰り支援等の強化**：
 - ・ウクライナ情勢等の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の更なる金利引下げ
 - ・新型コロナの影響を受けた事業者への実質無利子・無担保融資等を9月末まで延長
 - ・事業再構築補助金の拡充による事業者支援強化 等

IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援

- ◆**生活困窮者支援策の申請期限の延長**：緊急小口資金等の特例貸付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び住居確保給付金の特例措置の申請期限を8月末まで延長
- ◆**生活困窮者への各種支援策を確実につなげるための生活再建や就労面の伴走型支援の強化**
- ◆**真に生活に困っている方々への支援措置の強化**：
 - ・低所得の子育て世帯に対する給付金(児童一人当たり一律5万円)のプッシュ型給付
 - ・住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付(運用改善)
 - ・生活困窮者自立支援金の求職活動要件を緩和
 - ・地方創生臨時交付金の拡充・活用による生活困窮者支援 等

2. 孤独・孤立対策

- ◆**地方における官民連携プラットフォーム等の構築推進、支援活動を行うNPO等への支援**

3. 地方公共団体の実施する対策への支援

- ◆**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**：
 - ・コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設による生活困窮者支援や学校給食費等軽減など子育て世帯支援、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援
 - ◆**地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る地方交付税措置**

V. 今後への備え VI. 公共事業の前倒し VII. その他

- ◆**予備費の確保**：国民の安心を確保するため、一般予備費について、引き続き5,000億円の水準を確保。新型コロナウイルス感染症対策予備費について、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費(仮称)」として改組・用途を拡大した上で、5兆円の水準を確保等
- ◆**公共事業の前倒し執行、政府広報も含めた施策の周知徹底**

本対策の規模	国費(備考)	I	II	III	IV	V	合計
		事業規模	1.5兆円程度	0.5兆円程度	1.3兆円程度	1.3兆円程度	1.5兆円程度
		1.5兆円程度	2.4兆円程度	6.5兆円程度	1.3兆円程度	1.5兆円程度	13.2兆円程度

(備考) 国費のうち、一般予備費の使用額は、0.4兆円程度(I:0.3兆円程度、II:0.1兆円程度)、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額は、1.1兆円程度(II:90億円程度、III:0.1兆円程度、IV:1.0兆円程度)。補正予算額は、2.7兆円程度(I:1.2兆円程度、V:1.5兆円程度)。

(注) 激変緩和策(本年5~9月)によるガソリン・軽油・灯油価格の上昇抑制を通じた直接的な効果として、消費者物価(総合)は0.5ポイント程度の上昇抑制が見込まれる。これに加え、漁業・農林業・運輸業向けの燃油等価格対策、輸入小麦や配合飼料の価格対策、その他学校給食費等軽減など地方公共団体が独自に実施する対策等による効果も期待される。

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,001億円>

(独)中小企業基盤整備機構が中小企業を生産性向上を継続的に支援。さらに、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組も支援。

- ① **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)**
(補助額: 100万~3,000万円、補助率: 中小1/2 小規模2/3)
… 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援
- ② **小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)**
(補助額: ~200万円、補助率: 2/3等)
… 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援
- ③ **サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)**
(補助額: 5万~450万円、補助率: 1/2~3/4)
… バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツール導入を支援
- ④ **事業承継・引継ぎ支援事業 (事業承継・引継ぎ補助金)**
(補助額: 150万~600万円、補助率: 1/2~2/3)
… 事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援

よろず支援拠点等の支援体制の充実 | 40.0億円(40.9億円) | <17.1億円>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

中小企業等事業再構築促進事業 | 1,000億円(※令和4年度予算) | <6,123億円>

中小企業等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業 | 10.2億円(新規) |

複数の中小企業等が連携し、連携体として新たな付加価値創造や生産性向上、新分野、業態展開、革新的な製品・サービス開発等を行う取組を最大2年間支援。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.9億円(10.8億円) |

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

共創型サービスIT連携支援事業 | 2.5億円(5億円) |

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援。またその際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援。

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 | 11.9億円(11.9億円) | <135億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 66.0億円(65.4億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 | 43.8億円(66.8億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 | 839億円(739億円) | <251億円>

非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援

| 7.5億円(7.6億円) |

前回の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

生産性向上の事例に関する調査研究事業 | 0.4億円(0.5億円) |

助成金の活用事例や生産性向上の好事例をとりまとめた事例集を周知及び簡易に申請書を作成できる支援ツールの作成

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 | 243億円の内数(258億円の内数) |

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 | 862億円(355億円) | <216億円>

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保等支援助成金により、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度等の整備を通じて、雇用管理改善に取り組む、生産性向上・賃金アップ等を図った事業主に対して助成。(※新規の計画受付休止中)

テレワークの定着・促進に向けた支援 | 19.4億円(28.2億円) |

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 | 1.7億円(令和4年度新規事業) |

令和4年4月より新たに行動計画策定等が義務づけられた常時雇用労働者数101人以上300人以下の中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援

生活衛生業関連施策

・ 日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用

… 事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に特別利率を適用

・ 生産性向上推進事業 <2.0億円>

… デジタル化の好事例の展開等、生活衛生関係営業者のデジタル化推進を支援

・ 生活衛生関係営業収益力向上事業 | 0.9億円(0.6億円) |

… 最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業継承やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和3年度実績（件） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	10,185件
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	44,757件
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	30,825件
中小企業等事業再構築促進事業	35,183件
業務改善助成金	3,859件
働き方改革推進支援助成金	6,614件
キャリアアップ助成金	76,992件
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	31,142件
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	2,409件 (テレワークコースは、令和3年4月～ 令和4年2月時点)

取引適正化に向けた取組

- 昨年末の「転嫁円滑化施策パッケージ」に加え、価格交渉の促進や約束手形の利用廃止、知財取引の適正化に向けた「取引適正化に向けた5つの取組」を実施。

「転嫁円滑化施策パッケージ」(2021年12月27日 閣議了解)に関連し、以下の取組を推進。

- ① 転嫁円滑化スキームの創設・下請法の執行強化
 - ・下請法等の執行に関する報告書を公表(6月目途)
 - ・重点業種の指定→立入検査の強化
- ② 下請Gメンの体制強化
 - ・下請Gメン倍増(120名⇒248名)(4月)
→年間4千件⇒1万件以上の生声を聴取
- ③ パートナースhip構築宣言の拡大、実効性強化
 - ・宣言企業数：12月末 4600者(大企業450者)
⇒5月上旬9000者(大企業700者)
 - ・宣言した内容の実施状況を全社調査

「取引適正化に向けた5つの取組」(2022年2月10日 第3回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議)に基づく取組を推進。

- ① 価格交渉促進月間の実施
 - ・3月「価格交渉促進月間」実施
→フォローアップ調査(4万者⇒15万者に増加)をとりまとめ(6月)
→下請振興法に基づく「指導・助言」を実施(7~8月)
- ② 約束手形の2026年の利用廃止に向けた取組
 - ・業界団体ごとに、ロードマップ作成を要請
 - ・金融業界に、手形交換所における手形等の取扱い廃止に向けた検討を要請(秋にフォローアップ)
- ③ 知財取引の適正化に向けた取組
 - ・「知財Gメン」の立上げ(4月)
 - ・特許庁INPITとの連携協定締結
→個別企業における実態調査の推進

これらの取組を裏付け・下支えすべく、下請振興法の「振興基準」を改定(7月目途)。

最低賃金に関する調査研究

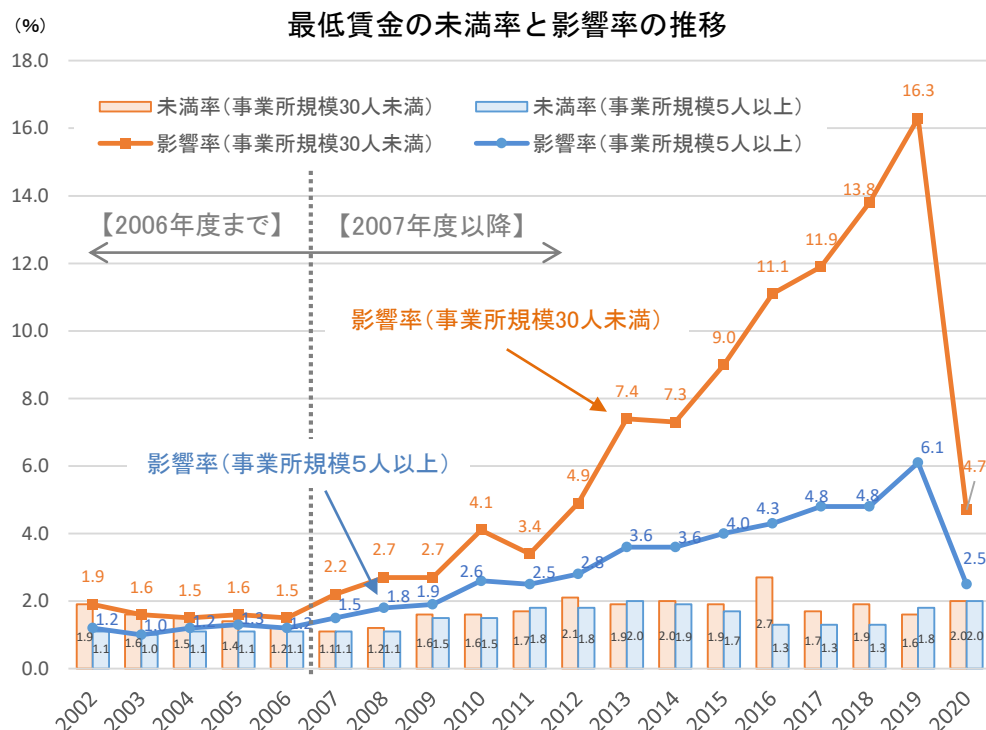
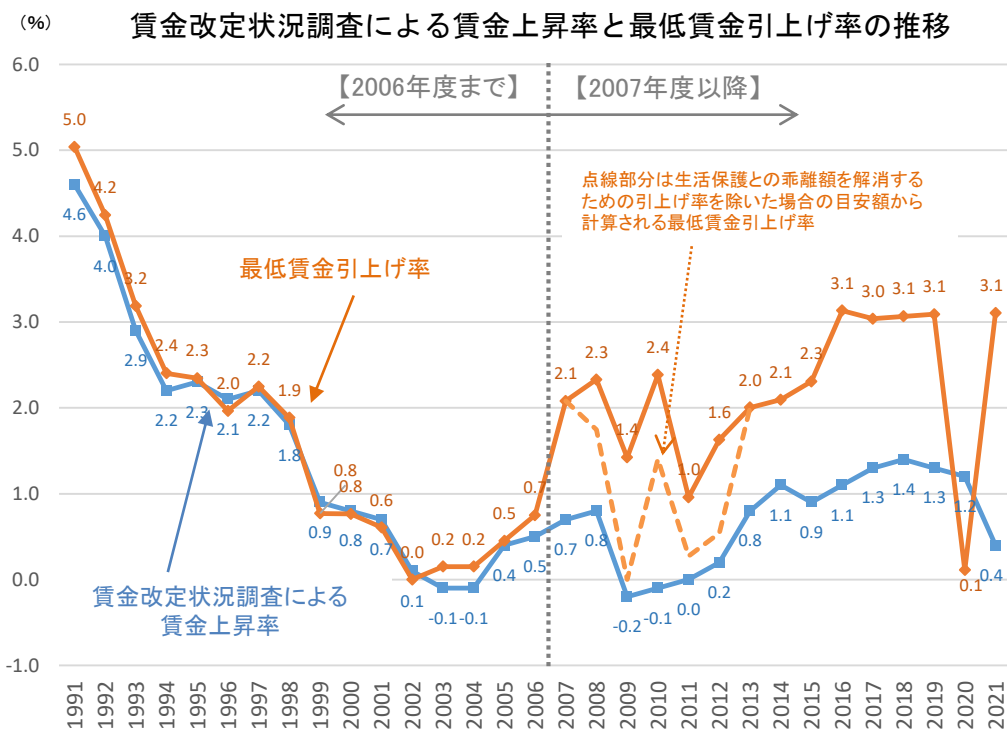
最低賃金に関する報告書(概要)

はじめに・第1章 最低賃金制度の全体像

○ 最低賃金の引上げ率(左図)は、2006年度までは賃金改定状況調査(常用労働者数30人未満の企業が対象)による賃金上昇率に近い水準で推移していたが、2007年度以降、最低賃金法の改正や政府方針への配慮等もあり、これを大きく上回る水準で推移している(2020年度を除く)。その結果、最低賃金の影響率(右図)は高まり、労働者の賃金への影響が大きくなってだけでなく、労働市場や企業活動等にも一定の影響を及ぼしうるものとなってきている。また、イギリス、ドイツ等の諸外国でも、最低賃金引上げの影響について記述統計や実証研究等により検証し、報告書を作成している。

○ このような国内外の動向を踏まえ、日本の最低賃金の影響を分析・検証し、エビデンス・ベースでの検討に資することを目的として、2021年度「最低賃金に関する調査研究等事業」により本報告書を作成(委託先:三菱総合研究所)。

※ 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合、「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。

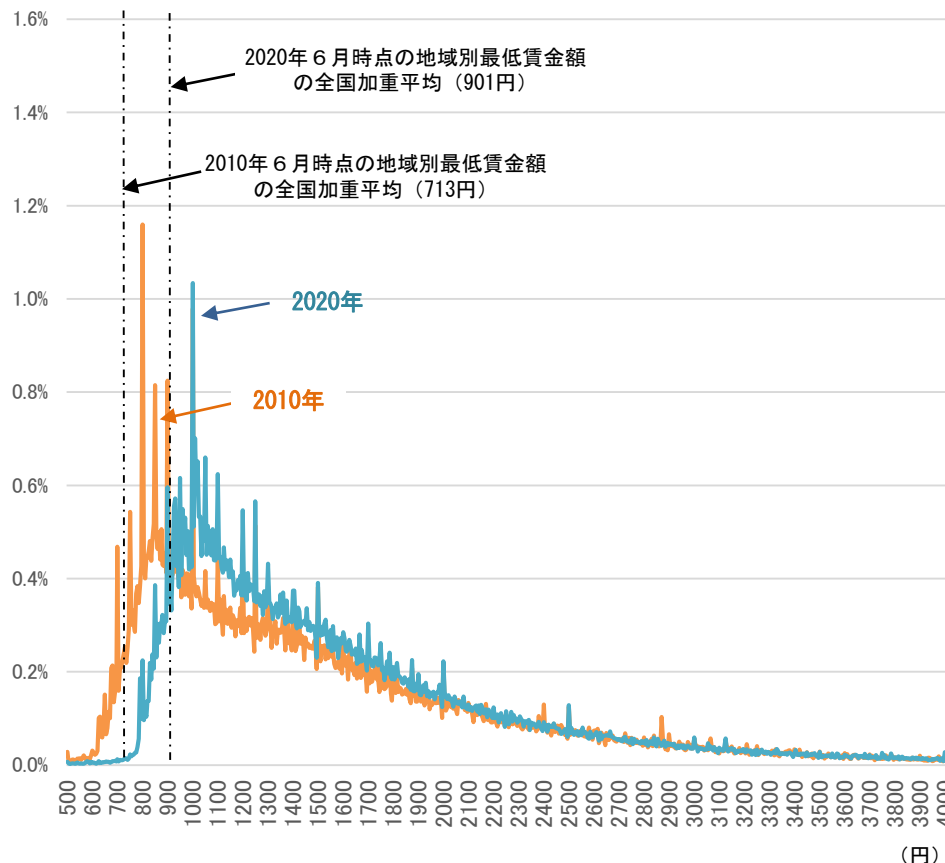


(資料出所)厚生労働省「賃金改定状況調査」
 (注) 1. 賃金改定状況調査結果第4表は、常用労働者数30人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年6月と当年6月の労働者の賃金等を調査した結果に基づき、時間当たり所定内賃金の上昇率を示したものである。
 2. 最低賃金引上げ率は、地域別最低賃金額(時間額)全国加重平均の上昇率。

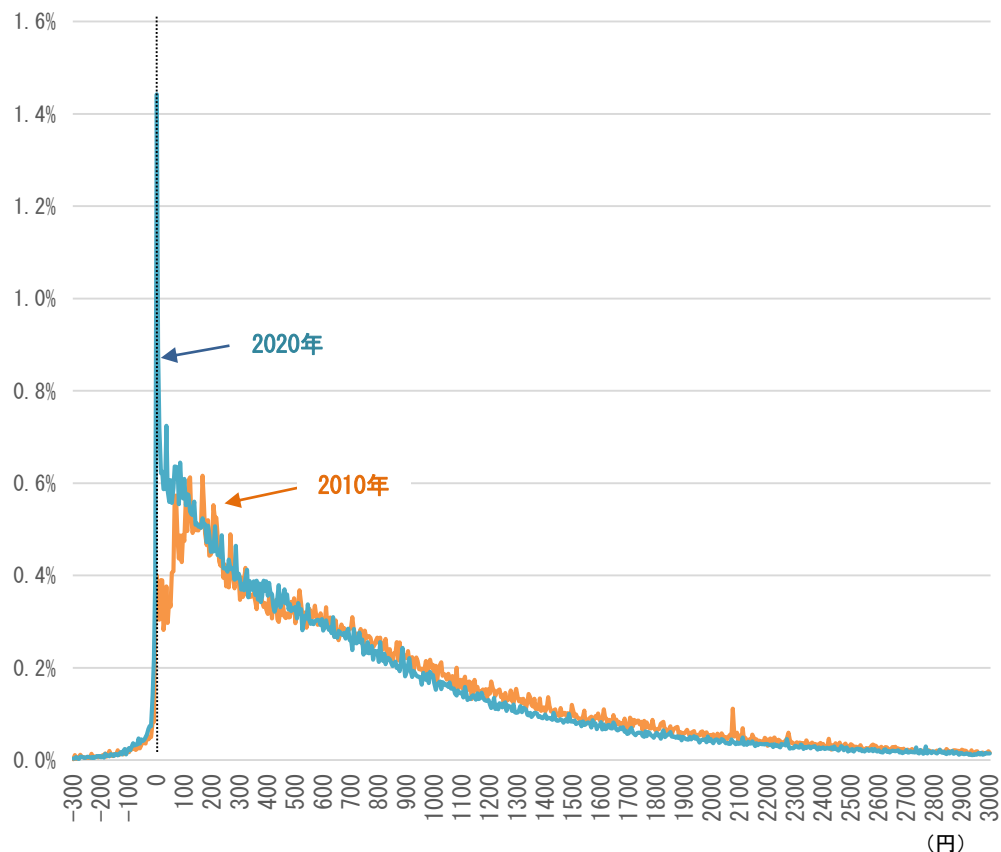
(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」「賃金構造基本統計調査特別集計」
 (注) 1. 「最低賃金に関する基礎調査」は、事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としており、「賃金構造基本統計調査」は、事業所規模5人以上を対象としている。賃金構造基本統計調査では、2020年から調査事項や集計方法が変更されたため、2015～2020年の数値は、時系列比較を行うために2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものであり、2014年以前とは連続しない。
 2. 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合であり、「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合である。

- 最低賃金引上げによる賃金分布への影響については、先行研究では、賃金分布の左裾に「こぶ」(スパイク)を生じさせる「賃金分布の圧縮」、最低賃金額よりも高い水準の賃金も上昇させる「波及効果」が示されている。どの程度まで波及するか等は研究により異なる。
- 時間当たり所定内給与額の分布(左図)をみると、2020年は2010年と比較して、低賃金層を中心に右方にシフトしている。また、都道府県ごとに最低賃金額が異なるため、時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布(右図)をみると、2020年は2010年と比較して、最低賃金額に張り付く労働者が増えている。10年前と比べ、最低賃金引上げによる賃金分布への影響が大きくなってきている。

時間当たり所定内給与額の分布(常用労働者)



時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布(常用労働者)



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して算出。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の常用労働者の数値。

2. 1時間当たり所定内給与額は、6月所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除して算出。なお、所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。

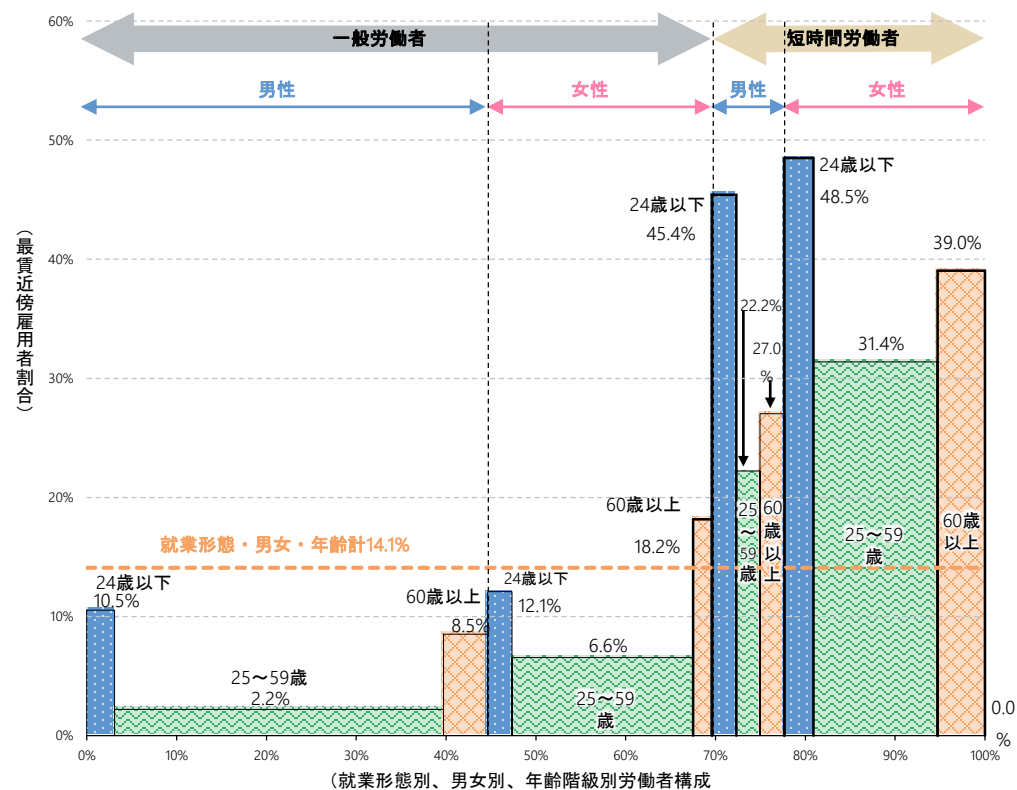
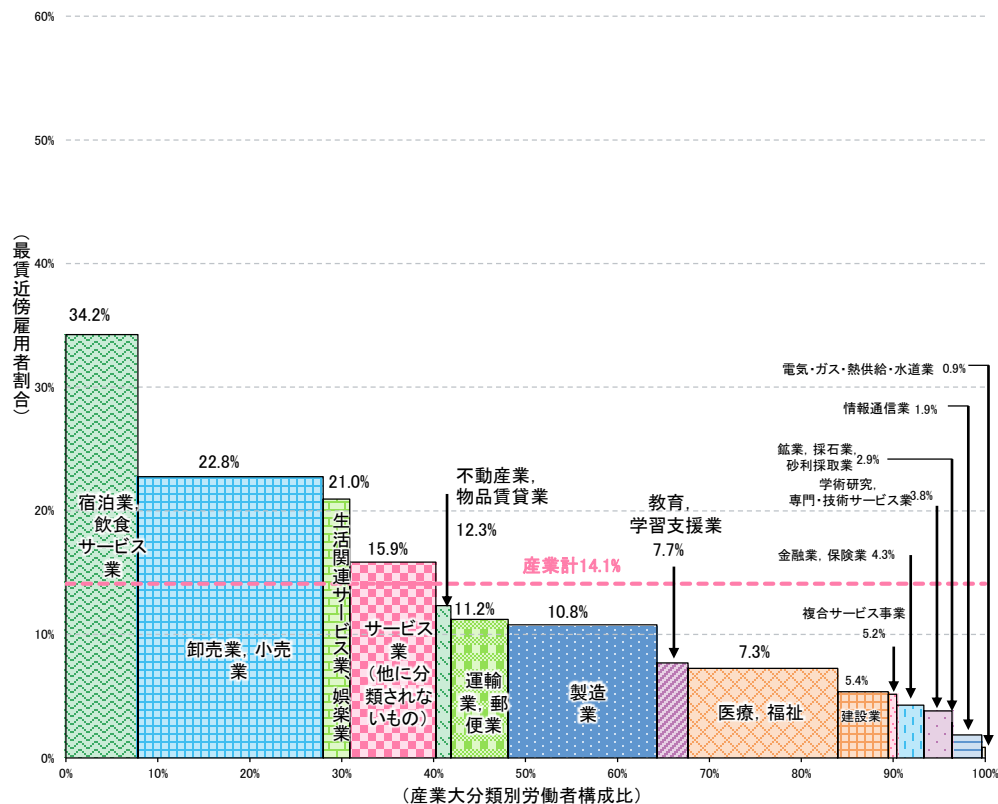
3. 右図の横軸は、1時間当たり所定内給与額と、その前年の秋から適用されている地域別最低賃金額の差の5円単位の分布。

4. 2010年の数値は、2020年調査の集計範囲、復元方法に合わせて集計している。

○ どのような労働者が最低賃金引上げの影響を受けるか確認するため、属性別に「最賃近傍雇用者」(地域別最低賃金額×1.1倍の賃金の雇用者)の割合をみると、産業別(左図)では「宿泊業, 飲食サービス業」「卸売業, 小売業」等で、企業規模別では小規模ほど、職業別では「運搬・清掃・包装等従事者」「販売従事者」等で高い。また、労働者個人の属性については(右図)、男女別では女性で、年齢階級別では若年層と高齢層で、就業形態別では短時間労働者で、学歴別では学歴が低いほど割合が高い(これらの傾向は先行研究と同様)。

産業別の最賃近傍雇用者割合

就業形態別、男女別、年齢階級別の最賃近傍雇用者割合



(資料出所)厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 常用労働者数が10人以上の民営事業所及び常用労働者数が5~9人で企業全体の常用労働者数も5~9人である民営事業所の数値。

2. ここでは、令和2年6月の1時間当たり所定内給与額がその時点で適用されている事業所の所在地の地域別最低賃金額×1.1未満である労働者を「最賃近傍雇用者」と定義し、縦軸の「最賃近傍雇用者割合」は常用労働者のうち最賃近傍雇用者の割合を示している。所定内給与額には、通勤手当、精進手当、家族手当を含む。

3. 横軸の「産業大分類別労働者構成比」「就業形態別、男女別、年齢階級別労働者構成比」は、常用労働者数に占める各区分の常用労働者数の比率を示している。

4. 各区分の長方形の面積は、最賃近傍雇用者のボリューム(産業計の常用労働者に占める比率)を示している。

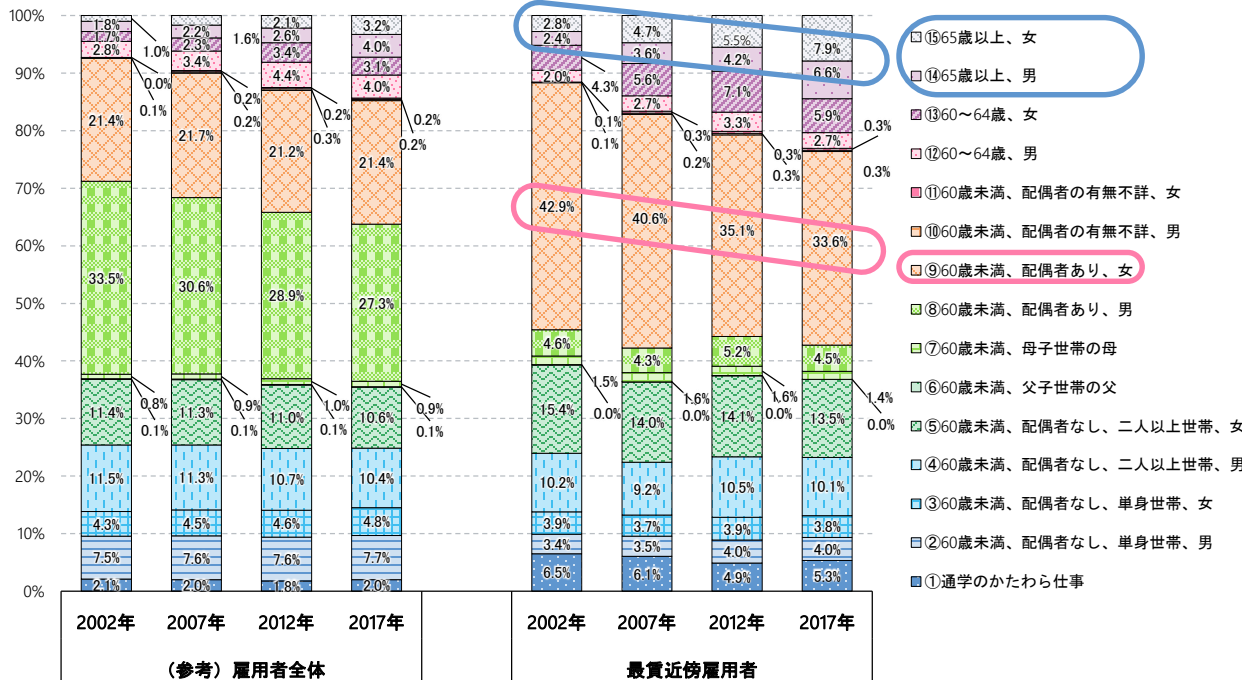
第2章 最低賃金と労働者の賃金・生活 2. 最賃近傍雇用者の世帯所得・暮らしの状況

○ 最賃近傍雇用者を世帯属性性別(左図)にみると、「60歳未満で配偶者のある女性」が直近で約1/3と最も多くを占めるが、減少傾向にある。また、「60歳未満で配偶者のない者」も約1/3を占めるが、その多くが二人以上世帯に属する。さらに、高齢化に伴い、「60歳以上の者」の割合も直近で2割以上を占め、特に「65歳以上の者」は増加傾向にある。このほか、「通学のかたわら仕事」が5%前後、「母子家庭の母」が1%台半ばとなっている。こうした最賃近傍雇用者のうち世帯の最多所得者である者の割合をみると、全体の約1/3で推移しており、必ずしも世帯の最多所得者というわけではない。

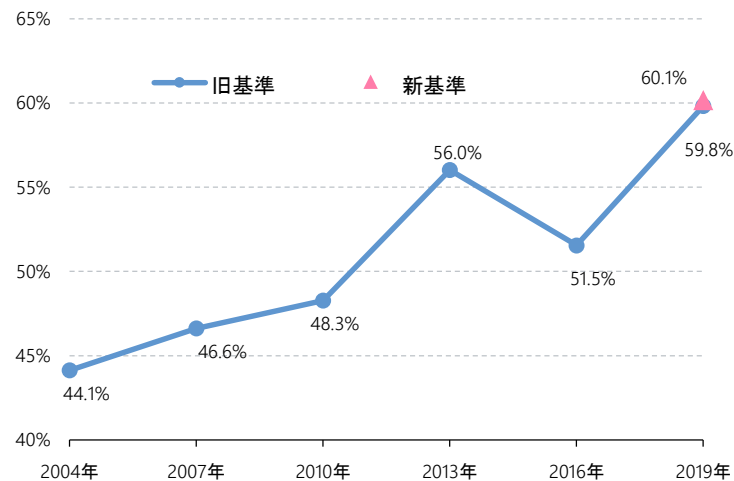
○ 他方で、最賃近傍雇用者には世帯所得が低く経済的に厳しい者もいるほか、世帯所得が高くとも経済的に独立できない者もいると考えられ、例えば、60歳未満の男性の最賃近傍雇用者では、雇用者全体と比べ配偶者や子のいる者の割合が低くなっている。

また、貧困線(全世帯の等価可処分所得の中央値の半分の額)未満の世帯に属する雇用者に占める最賃近傍雇用者の割合(右図)は、最低賃金引上げに連れて最低賃金額に張り付く労働者が増えてきたことに伴い、上昇傾向にある。最低賃金引上げが貧困線未満世帯の雇用者の所得・生活水準の改善に果たす役割が、増してきているといえる。

最賃近傍雇用者の属性別内訳の推移



等価可処分所得が貧困線未満の世帯に属する雇用者に占める最賃近傍雇用者の割合の推移



(資料出所) 総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得が50週/主な仕事の週の労働時間×居住地の地域別最低賃金額(調査年の前年秋より適用されたもの)×1.1である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。

2. 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

(注) 1. 集計対象は、雇用者(役員を除く)のうち、現在の主な仕事の就業開始時期が調査年の前年の1月以前であり、前年の雇用者所得に記載のある者に限っている。

2. 調査年の前年の雇用者所得/50週/調査年の5月の特定の1週間の就業時間により時間当たり賃金を推計し、これが調査年の前年の秋より適用されている居住地の地域別最低賃金額×1.1より低い者を最賃近傍雇用者としている。

3. 等価可処分所得は、OECDの新基準に基づく可処分所得(世帯の総所得から次の額を控除したものを世帯人員の平方根で除して算出。新基準:税金(所得税、住民税、固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税・自動車重量税)、社会保険料、企業年金掛金、仕送り。旧基準:税金(所得税、住民税、固定資産税・都市計画税)、社会保険料)。

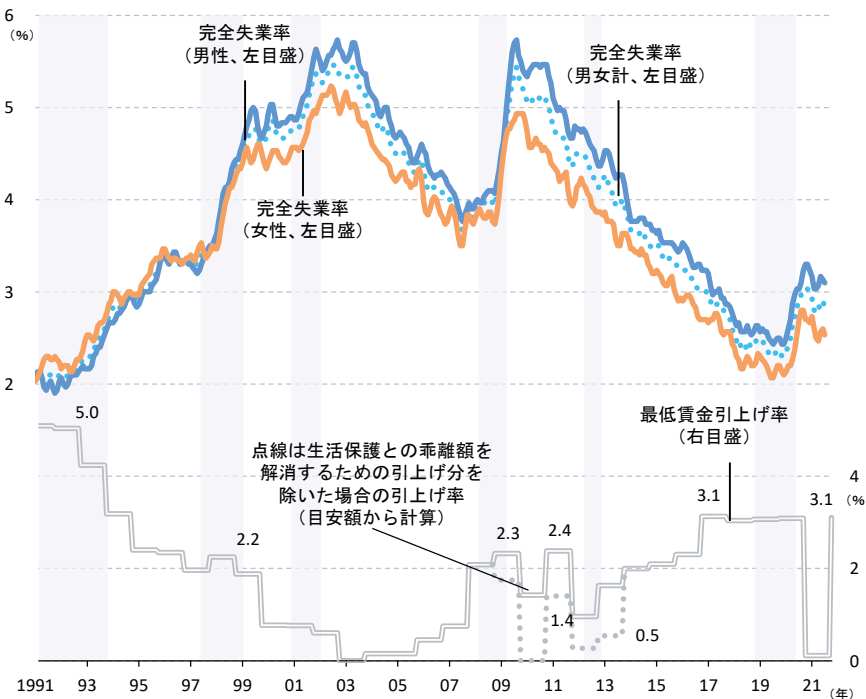
4. 貧困線は、全世帯の全世帯員の等価可処分所得の中央値の半分の額であり、国民生活基礎調査の公表値を用いている。

5. 等価可処分所得が不詳の者は除いて集計している。

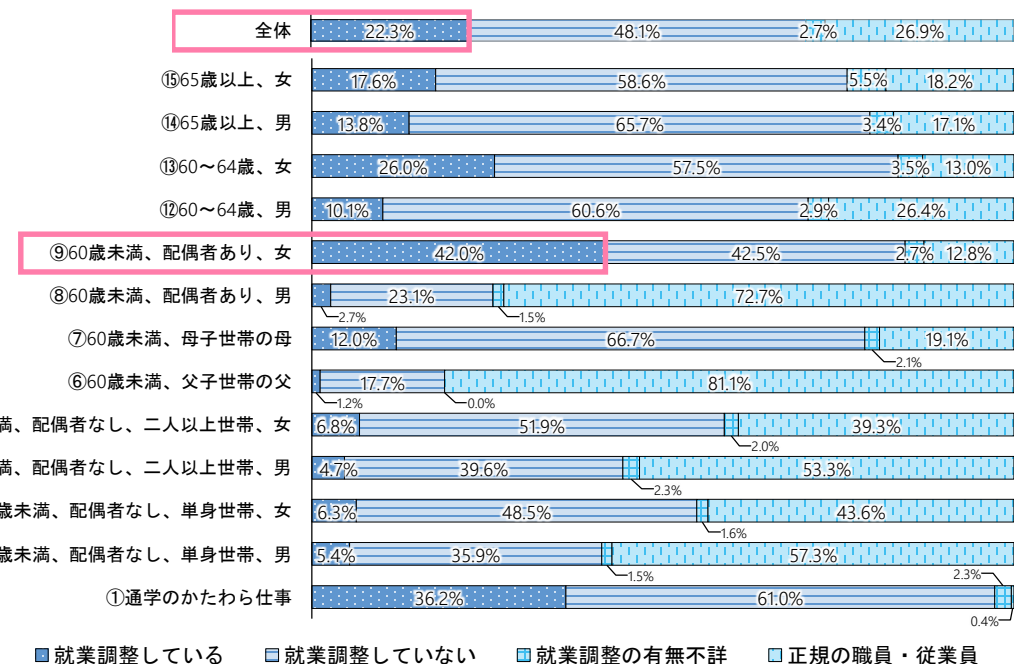
第3章 最低賃金と労働市場(雇用や労働時間への影響)

- 最低賃金引上げによる雇用への影響については、完全失業率(左図)や産業別等の雇用者数等の推移をみる限りでは、明確な影響を読み取ることはできなかった。最低賃金の引上げ幅を決定する際には経済・雇用情勢等が勘案されるため雇用情勢が良い時期ほど引上げ幅が大きくなりやすく、最低賃金と雇用には双方向の関係が想定されることなどから、こうした記述統計の分析によって因果関係を特定することは困難であり、国内外で実証研究が進められている。
- 日本では、最低賃金引上げにより、若年者・女性・教育水準の低い労働者の雇用を減らす影響を示唆する研究がある一方で、そうでない研究もある。また、景気後退期には雇用減の影響が強まることや、労働市場の弛緩期(人員過剰期)には求人数を減らし求職数を増やす影響がある一方、逼迫期(人手不足期)にはその影響が大幅に弱まることを示唆する研究もあるが、定まった結論は得られていない。
- 最低賃金引上げによる労働時間への影響については、先行研究では労働者全体の労働時間への影響はほとんどみられないことなどが示されているが定まった結論は得られていない。一方、最賃近傍雇用者の2割程度は就業調整を行っており(右図)、最低賃金の引上げに伴い賃金が上昇した際、一部の労働者が社会保障制度や税制、企業の賃金制度等を意識して労働時間数を減らす可能性もある。

完全失業率と最低賃金の引上げ率の推移



最賃近傍雇用者の就業調整の有無別内訳



(資料出所)総務省「労働力調査」

(注)1. 完全失業率は、月次季節調整値を3項移動平均した。

2. シャド一部分は景気後退期。2018年10月の景気の上及び2020年5月の谷は暫定。

3. 最低賃金引上げ率は最低賃金の全国加重平均から計算。各年10月から改定後の最低賃金が適用されたものとした。

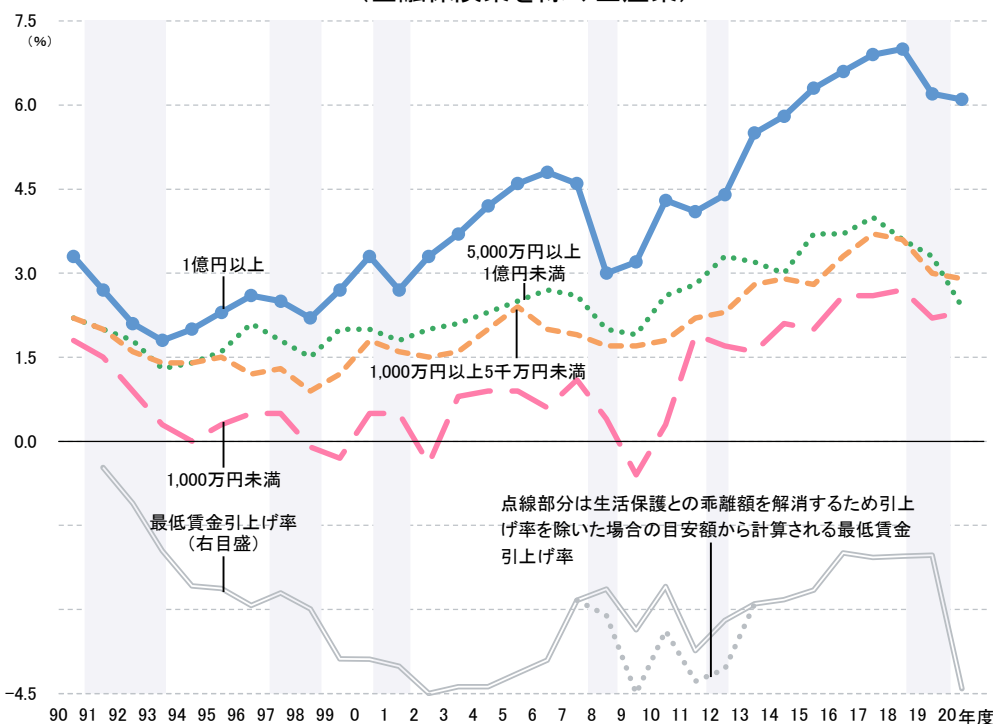
(資料出所)総務省「平成29年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成

(注)1. 「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得/50週/主な仕事の週の労働時間<居住地の地域別最低賃金額(調査年の前年秋より適用されたもの)×1.1である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級×週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
2. 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

第4章 最低賃金と生産性、企業の対応

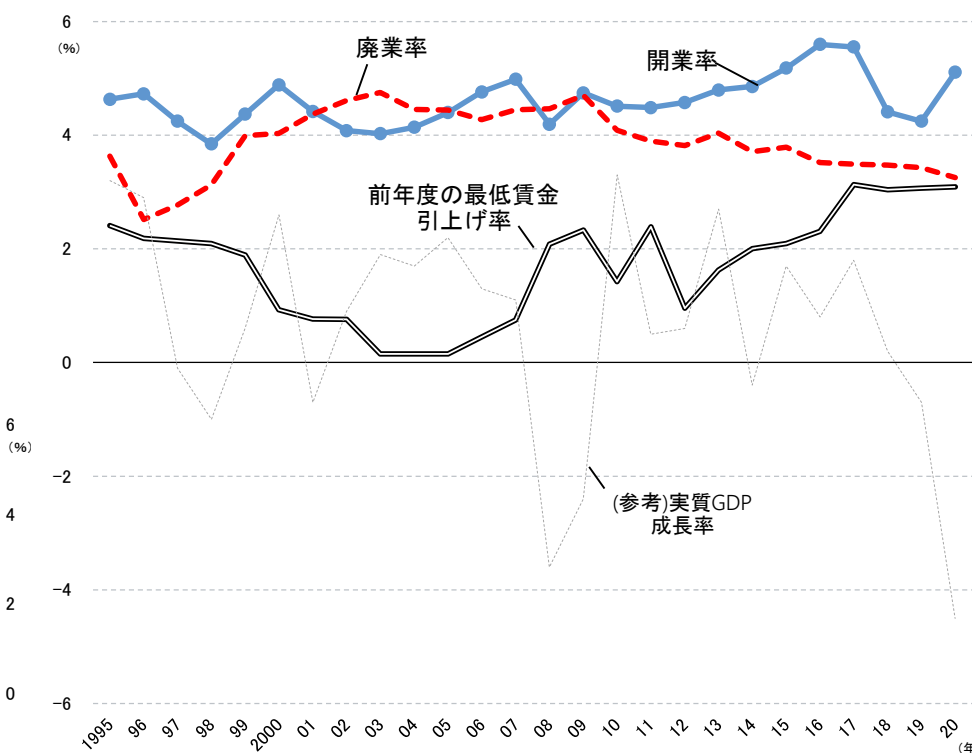
- 最低賃金と生産性については、先行研究では、①最低賃金上昇によるコスト増に対処するため、企業が生産性の向上に努めるという「内部効果」と、②生産性の低い企業が規模の縮小や市場からの退出を行い、生産性の高い企業がシェアを拡大するという「再分配効果」が指摘されている。日本でも、例えば、最低賃金引上げに伴い内部効果による生産性の向上はみられないとする研究や、業種によっては低下する又は上昇するとする研究もあり、最低賃金と生産性の関係について定まった結論は得られていない。
- 最低賃金引上げによる企業への影響、企業の対応については、売上高経常利益率の推移(左図)をみると、景気後退期に低下し景気拡大期に上昇しているが、最低賃金が3%程度と高い引上げ率となった時期(2016~2019年)にも、上昇傾向にあり、最低賃金引上げと売上高経常利益率との関係は明らかではない。また、開業率・廃業率の推移(右図)をみても、最低賃金引上げとの関係は明らかではない。企業の対応に関する国内の先行研究の蓄積は十分とはいえず、今後の企業調査等の結果にも注視したい。

資本金階級別売上高経常利益率と最低賃金額の推移
(金融保険業を除く全産業)



(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 1.最低賃金引上げ率は、各年度の秋より適用された地域別最低賃金の全国加重平均のもの。
 2.シャド一部分は景気後退期、2018年10月の景気の山及び2020年5月の谷は暫定。
 3.図表の横軸は各年度とも四半期で作成(景気の部分も含む)しており、各データは各年度の第3四半期に表示している。

雇用保険適用事業所でみた開業率・廃業率と最低賃金引上げ率

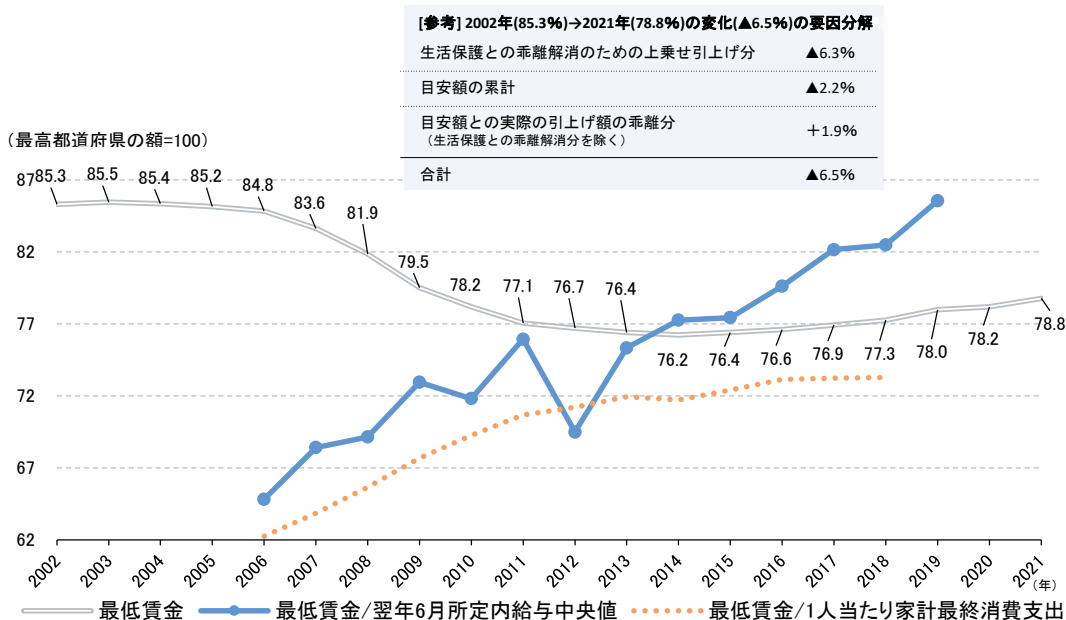


(資料出所) 厚生労働省「雇用保険事業統計」、内閣府「国民経済計算」
 (注) 開業率は、年度中に開業した事業所(新規適用事業所)の数を前年度末適用事業所数で除して得た割合、
 廃業率は、年度中に廃業した事業所(廃止事業所)の数を前年度末適用事業所数で除して得た割合。

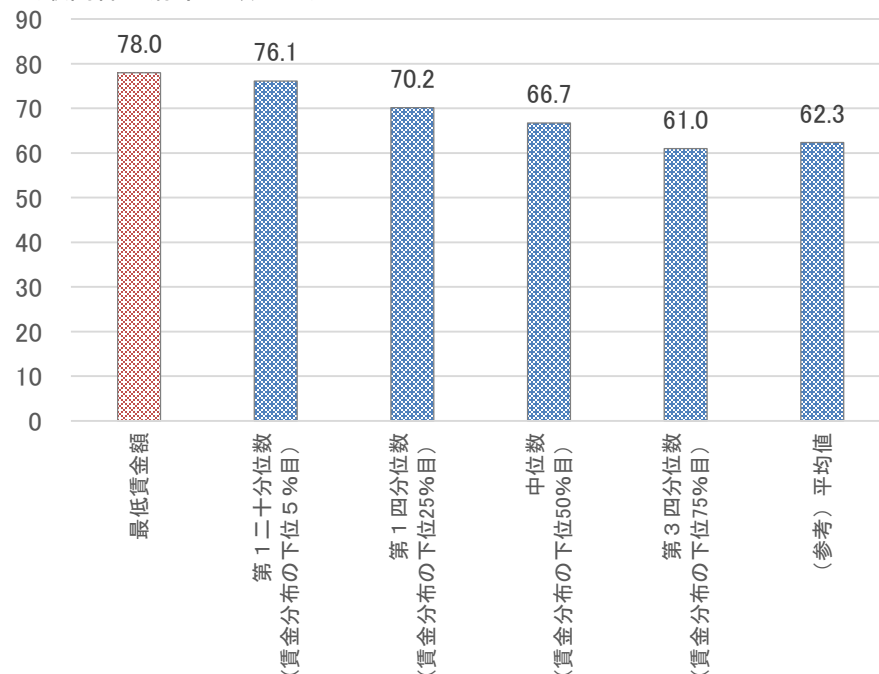
第5章 最低賃金と地域 1. 最低賃金の地域差

- 最低賃金の地域差について、地域別最低賃金額の最高額に対する最低額の割合(左図)をみると、2014年まで低下した後、2015年から上昇傾向にあり、地域差は縮小傾向にある。2002年から2014年までの地域差の拡大を要因分解すると、生活保護との乖離解消のための都市部を中心とした最低賃金引上げ(2008年～2014年)が主な要因であると考えられる。
- また、国内の先行研究では、各都道府県の賃金水準、消費支出等の経済実態を考慮して実質化した最低賃金により、地域差を分析するものがあるが、各都道府県の「最低賃金／所定内給与中央値」や「最低賃金／1人当たり家計最終消費支出」の最高値に対する最低値の割合の推移をみると、ここ10年以上、上昇傾向にあり、実質化した最低賃金の地域差は縮小傾向にある(左図)。
- 都道府県別の最高額に対する最低額の割合を、最低賃金額(名目値)だけでなく、賃金分布の特性値(下位5%目、25%目、50%目、75%目)についてもみると(右図)、最低賃金額で最も大きく、賃金分布の上位の特性値ほど小さくなっている。これは、賃金の地域差は高賃金層ほど大きく、低賃金層ほど小さくなっており、この中で最低賃金の地域差が最も小さいことを示している。最低賃金があることにより、特に低賃金層の賃金の地域差が一定の範囲に抑えられている可能性が示唆される。

地域別最低賃金等の最高額を100としたときの最低額の推移



都道府県別の賃金分布の特性値の最高額を100としたときの最低額 (最高都道府県の額=100)



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計)、内閣府「県民経済計算」
 (注) 2002年、2021年とも最高額は東京都であり、2002年、2021年とも最低額であるのは沖縄県のみであることから、2002年の東京都の最低賃金額をX、沖縄県の最低賃金額をY、2002年から2021年にかけての各要因による最低賃金の引上げ額を東京都についてa、b、c、沖縄県についてp、q、rとして、下記の式により要因分解。

最高額に対する最低額の比率の変化

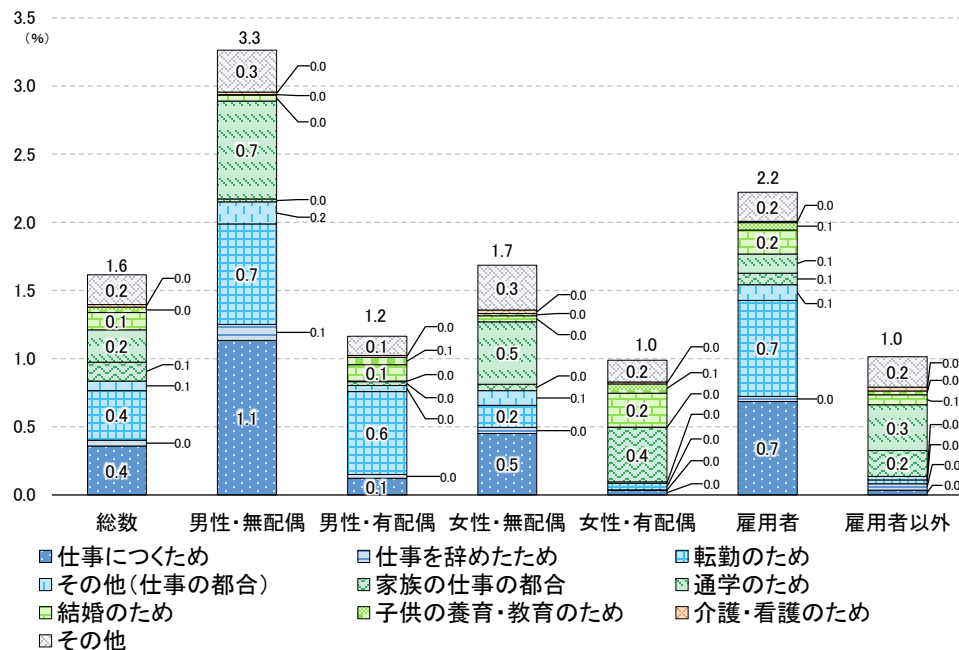
$$= \frac{Y+p+q+r}{X+a+b+c} - \frac{Y}{X} = \frac{pX-aY}{(X+a+b+c)X} + \frac{qX-bY}{(X+a+b+c)X} + \frac{rX-cY}{(X+a+b+c)X}$$

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省労働基準局にて再集計)

- (注) 1) 最低賃金額は、2019年に決定されたもの。
 2) 第1二十分位数～平均値は、2020年6月時点(2019年に決定された最低賃金が適用)の1時間当たり所定内賃金による。

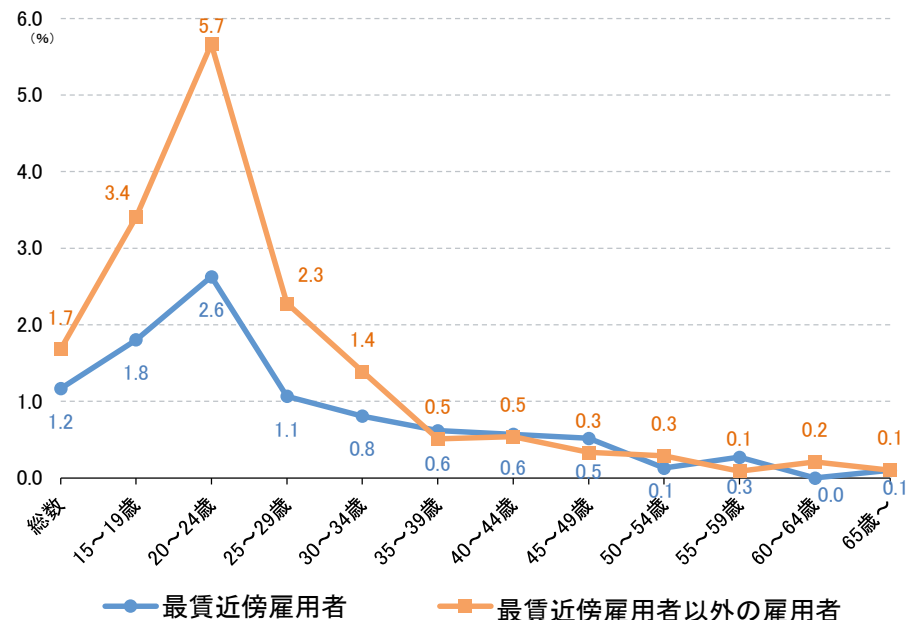
- 最低賃金と労働者の地域間移動の関係については、国内の実証研究はあまり蓄積がない(米国では、最低賃金の上昇により低賃金層の雇用機会が減少することを通じて、最低賃金が高い地域から低い地域に人口移動が生じるとする研究がある)。
- 県間移動率と移動理由の内訳について男女別・配偶関係別、雇用形態別にみると(左図)、県間移動の理由は、「仕事につくため」のほか、家族の仕事の都合、通学、結婚等の様々な理由がある。このうち、「仕事につくため」の割合をみると、男女ともに有配偶者では低く(男性0.1%、女性0.0%)、無配偶者の方が高い(男性1.1%、女性0.5%)。
- 仕事につくために移動する者が相対的に多い無配偶の雇用者に着目し、「仕事につくため」を理由とした県間移動率をみると(右図)、若年層で他の年齢層よりも高く、若年層では最賃近傍雇用者よりもそれ以外の雇用者の方で高い。仕事につくために移動する者が相対的に多い無配偶者・若年者の中でも、最賃近傍雇用者は、それ以外の雇用者に比べて、仕事につくために移動する者は少ないことが分かる。

過去1年間の県間移動率と移動理由の内訳



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

無配偶雇用者の過去1年間における「仕事につくため」を理由とした県間移動率



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働基準局にて独自集計して作成。

- 「最賃近傍雇用者」は、主な仕事の年間所得/50週/主な仕事の週の労働時間<居住地の地域別最低賃金額(調査年の前年秋より適用されたもの) $\times 1.1$ である雇用者と定義。就業構造基本調査では、主な仕事の年間所得と週の労働時間を階級で調査しているため、年間所得階級 \times 週の労働時間階級の各ブロック内で雇用者が一様に分布していると仮定して集計を行っている。
- 主な仕事の年間所得及び週の労働時間が記入されている雇用者(役員を除く)のみを集計対象としている。従って、週の労働時間が調査対象外となる1年間の就業日数が200日未満かつ就業が規則的でない雇用者は含まれていない。

- 本報告書では、各章における分析を通じて日本の最低賃金の現状や影響について一定程度、事実を明らかにすることができた。他方で、最低賃金の分析の難しさにより、今回の検証では必ずしも明らかとはならず、今後の更なる検証が必要な論点も見出された。特に、最低賃金が賃金や雇用に影響するのみならず賃金や雇用の状況が最低賃金にも影響するほか、労働市場・企業活動も最低賃金以外の多様な要因から様々な影響を受ける可能性があるため、最低賃金の影響のみを取り出すことが難しいことが背景にある。また、こうした事情に加え、分析に利用できるデータに制約があることなどから実証研究によっても分析結果に相違があり、定説が得られなかったテーマも多い。こうした限界を超えるべく、更なる学術研究の蓄積が期待されよう。
- 最低賃金に関する実証研究の蓄積には一定の時間を要し、また、分析に用いる政府統計の実施頻度にも限りがあるため、本書と同様の報告書を毎年作成することは必ずしも現実的ではない。しかしながら、社会や地域での健全な議論と合意を形成し、合理的な根拠に基づく最低賃金政策を進めるに当たっては、今後とも、定期的に最低賃金の影響について体系的な分析・検証を行い、その成果を関係者と共有していくことがますます望まれる。

<本報告書について>

- 本報告書は、厚生労働省の2021年度委託事業「最低賃金に関する調査研究等事業」により、受託者である株式会社三菱総合研究所が作成。本文中のデータや図表の一部については、厚生労働省労働基準局が提供。
- 本事業では、下記の学識経験者からなる「最低賃金に関する研究会」を開催し、助言・指導を受けた。

【最低賃金に関する研究会】

<委員> ※所属は2022年3月時点、氏名50音順、○は座長

- | | |
|--------|---------------------|
| 太田 聰一 | 慶應義塾大学経済学部 教授 |
| 川口 大司 | 東京大学公共政策大学院 教授 |
| 神吉 知郁子 | 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授 |
| ○玄田 有史 | 東京大学社会科学研究所 教授 |
| 森川 正之 | 一橋大学経済研究所 教授 |
| 山田 篤裕 | 慶應義塾大学経済学部 教授 |

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する 調査」(2021年)の概要(速報)

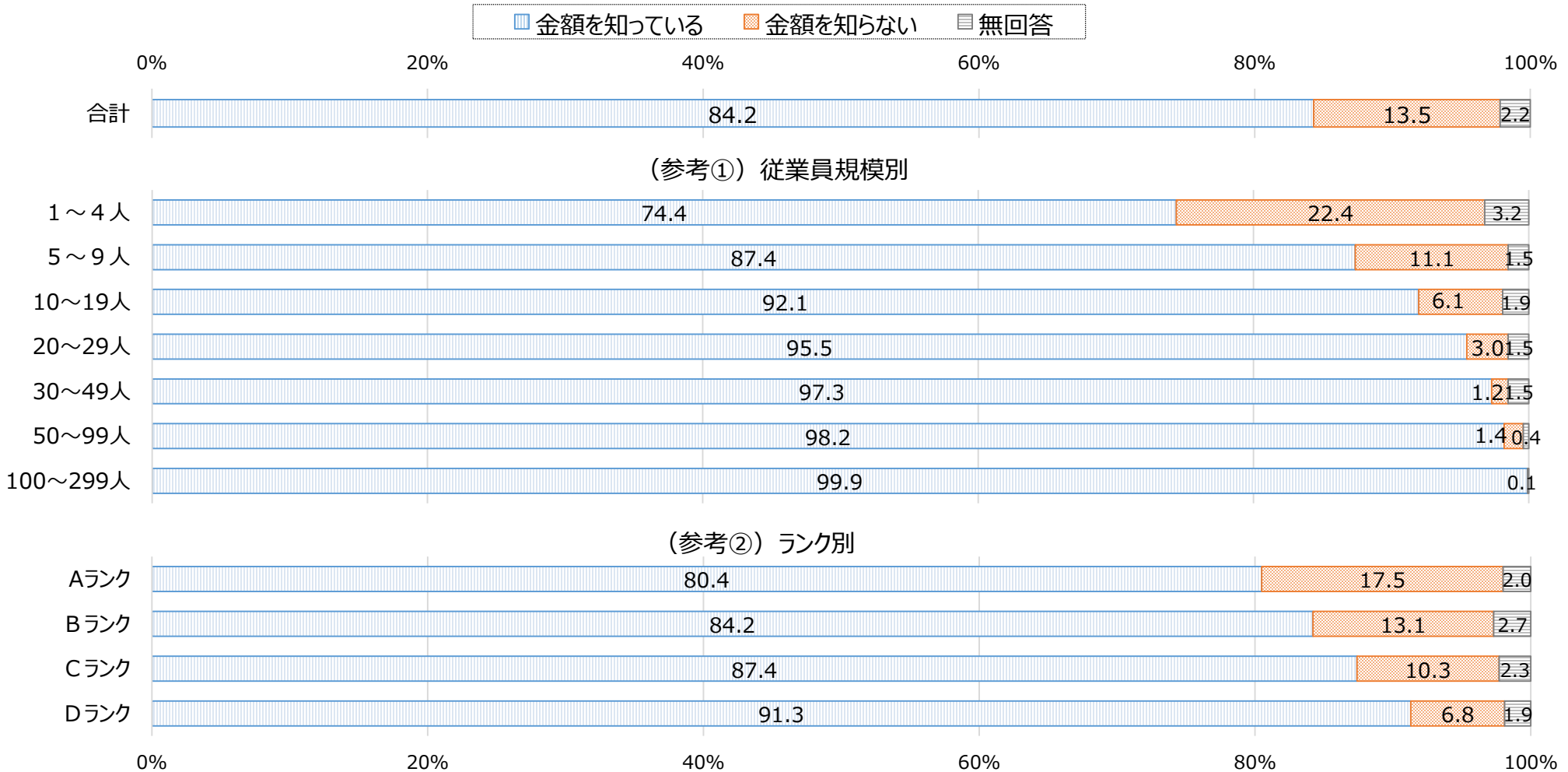
JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2021年)の概要(速報)

調査の概要	調査の実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																																																																											
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2016年以降の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																																																																											
	調査の対象	従業員規模1人以上300人未満の全国の企業20,000社（官公営、非営利法人除く）。 ※民間調査会社が保有する企業データベースから、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Dの4ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																																																																											
	調査方法	郵送による配布・回収																																																																																											
	調査期間	2021年11月5日～26日（12月上旬までに到着した調査票を集計）																																																																																											
有効回答数等	有効回答数・率	有効回答数：6,590社 有効回答率：33.0%																																																																																											
	有効回答企業の主な属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>有効回答数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>1422</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>Bランク</td> <td>1646</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>Cランク</td> <td>1617</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>Dランク</td> <td>1905</td> <td>28.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>有効回答数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4人</td> <td>2009</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>5～9人</td> <td>1535</td> <td>23.3</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>1269</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>20～29人</td> <td>559</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>30～49人</td> <td>546</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>429</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>100～299人</td> <td>243</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table>	ランク	有効回答数	構成比(%)	Aランク	1422	21.6	Bランク	1646	25.0	Cランク	1617	24.5	Dランク	1905	28.9	従業員数	有効回答数	構成比(%)	1～4人	2009	30.5	5～9人	1535	23.3	10～19人	1269	19.3	20～29人	559	8.5	30～49人	546	8.3	50～99人	429	6.5	100～299人	243	3.7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>有効回答数</th> <th>構成比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>1436</td> <td>21.8</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1171</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>情報通信業</td> <td>132</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>266</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>617</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>957</td> <td>14.5</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業</td> <td>74</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>不動産業、物品賃貸業</td> <td>216</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>宿泊業</td> <td>81</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>飲食サービス業</td> <td>312</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>生活関連サービス業</td> <td>150</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>娯楽業</td> <td>53</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業</td> <td>85</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>医療、福祉</td> <td>329</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>上記以外のサービス業</td> <td>678</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>33</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	業種	有効回答数	構成比(%)	建設業	1436	21.8	製造業	1171	17.8	情報通信業	132	2.0	運輸業	266	4.0	卸売業	617	9.4	小売業	957	14.5	金融業、保険業	74	1.1	不動産業、物品賃貸業	216	3.3	宿泊業	81	1.2	飲食サービス業	312	4.7	生活関連サービス業	150	2.3	娯楽業	53	0.8	教育、学習支援業	85	1.3	医療、福祉	329	5.0	上記以外のサービス業	678	10.3	その他	33	0.5
	ランク	有効回答数	構成比(%)																																																																																										
Aランク	1422	21.6																																																																																											
Bランク	1646	25.0																																																																																											
Cランク	1617	24.5																																																																																											
Dランク	1905	28.9																																																																																											
従業員数	有効回答数	構成比(%)																																																																																											
1～4人	2009	30.5																																																																																											
5～9人	1535	23.3																																																																																											
10～19人	1269	19.3																																																																																											
20～29人	559	8.5																																																																																											
30～49人	546	8.3																																																																																											
50～99人	429	6.5																																																																																											
100～299人	243	3.7																																																																																											
業種	有効回答数	構成比(%)																																																																																											
建設業	1436	21.8																																																																																											
製造業	1171	17.8																																																																																											
情報通信業	132	2.0																																																																																											
運輸業	266	4.0																																																																																											
卸売業	617	9.4																																																																																											
小売業	957	14.5																																																																																											
金融業、保険業	74	1.1																																																																																											
不動産業、物品賃貸業	216	3.3																																																																																											
宿泊業	81	1.2																																																																																											
飲食サービス業	312	4.7																																																																																											
生活関連サービス業	150	2.3																																																																																											
娯楽業	53	0.8																																																																																											
教育、学習支援業	85	1.3																																																																																											
医療、福祉	329	5.0																																																																																											
上記以外のサービス業	678	10.3																																																																																											
その他	33	0.5																																																																																											
備考	<ul style="list-style-type: none"> 本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2021年)の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 産業、企業規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック）を行っている。 																																																																																												

地域別最低賃金額の認知の有無

○ 立地する県(都、道、府)の地域別最低賃金の額を知っている中小企業の割合は84.2%、知らない割合は13.5%となっており、従業員規模別では規模が大きいほど、ランク別ではD、C、B、Aランクの順に、知っている企業の割合が多い。

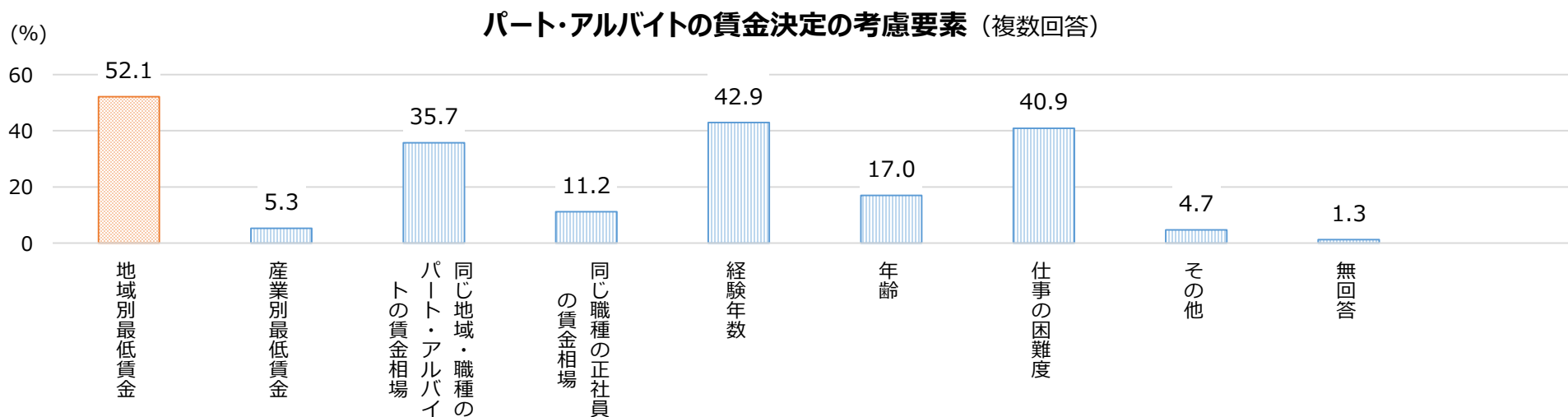
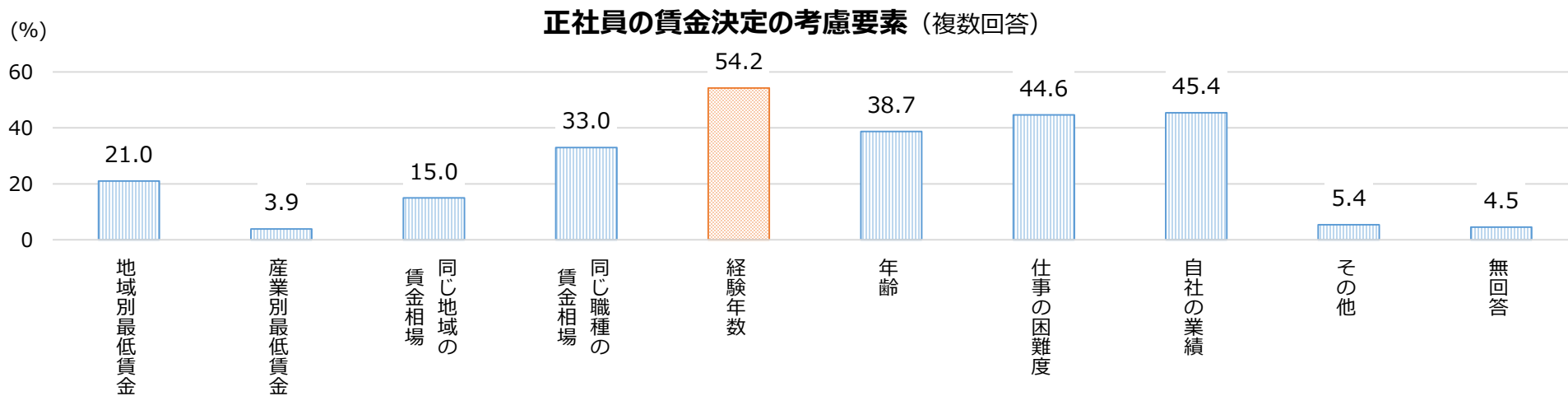
本社が立地する県(都、道、府)の地域別最低賃金額の認知の有無



(注) 有効回答企業(6,590社)について集計。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

○ 正社員の賃金決定の考慮要素として、「経験年数」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。

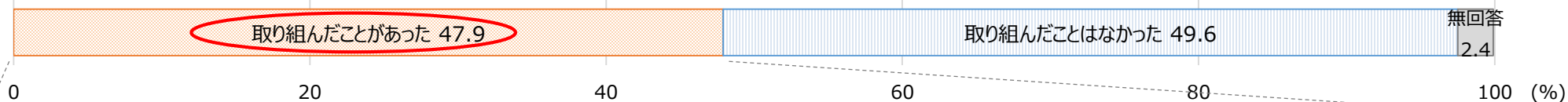


(注) 有効回答企業（6,590社）のうち、上図は正社員がいる企業（6,191社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（3,562社）について集計。

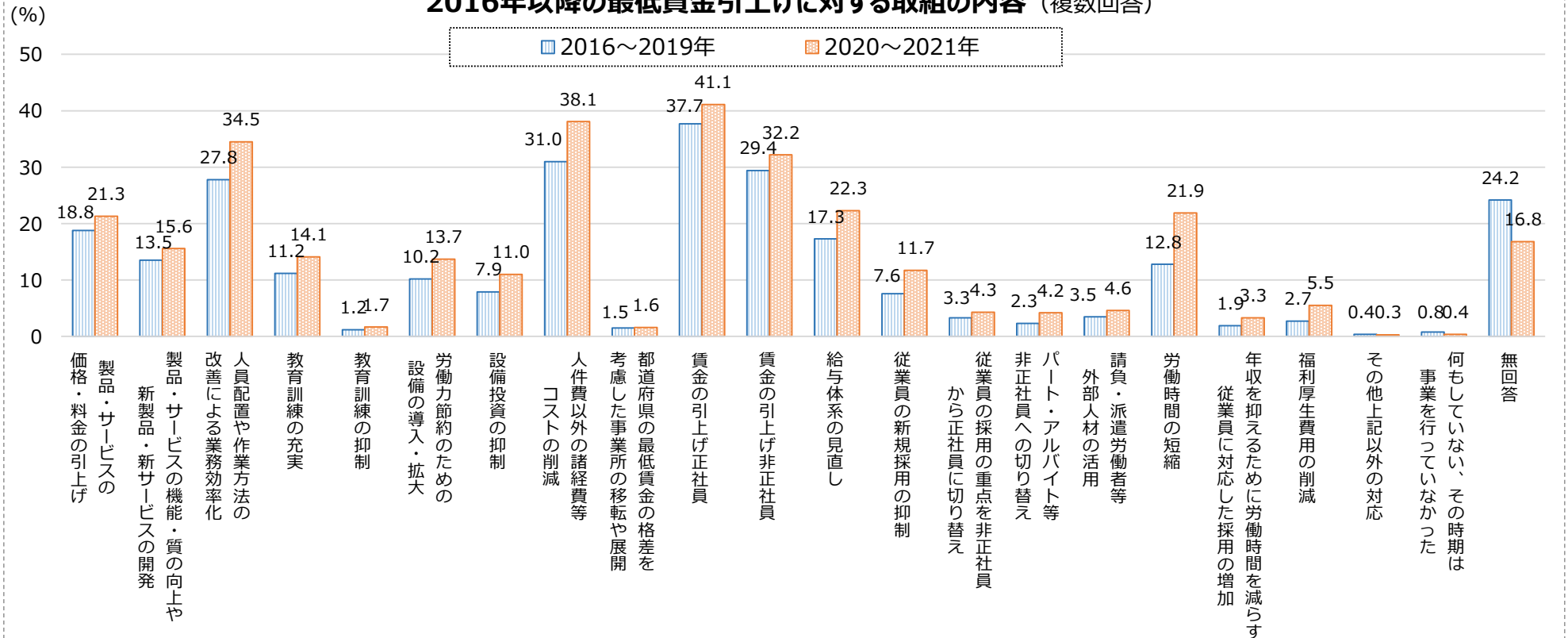
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は47.9%となっており、2016～2019年、2020～2021年ともに、取組の内容(賃金の引上げを除く)として最も多いのは「人件費以外の諸経費等コストの削減」、次いで「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」となっている。

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組の有無



2016年以降の最低賃金引上げに対する取組の内容 (複数回答)

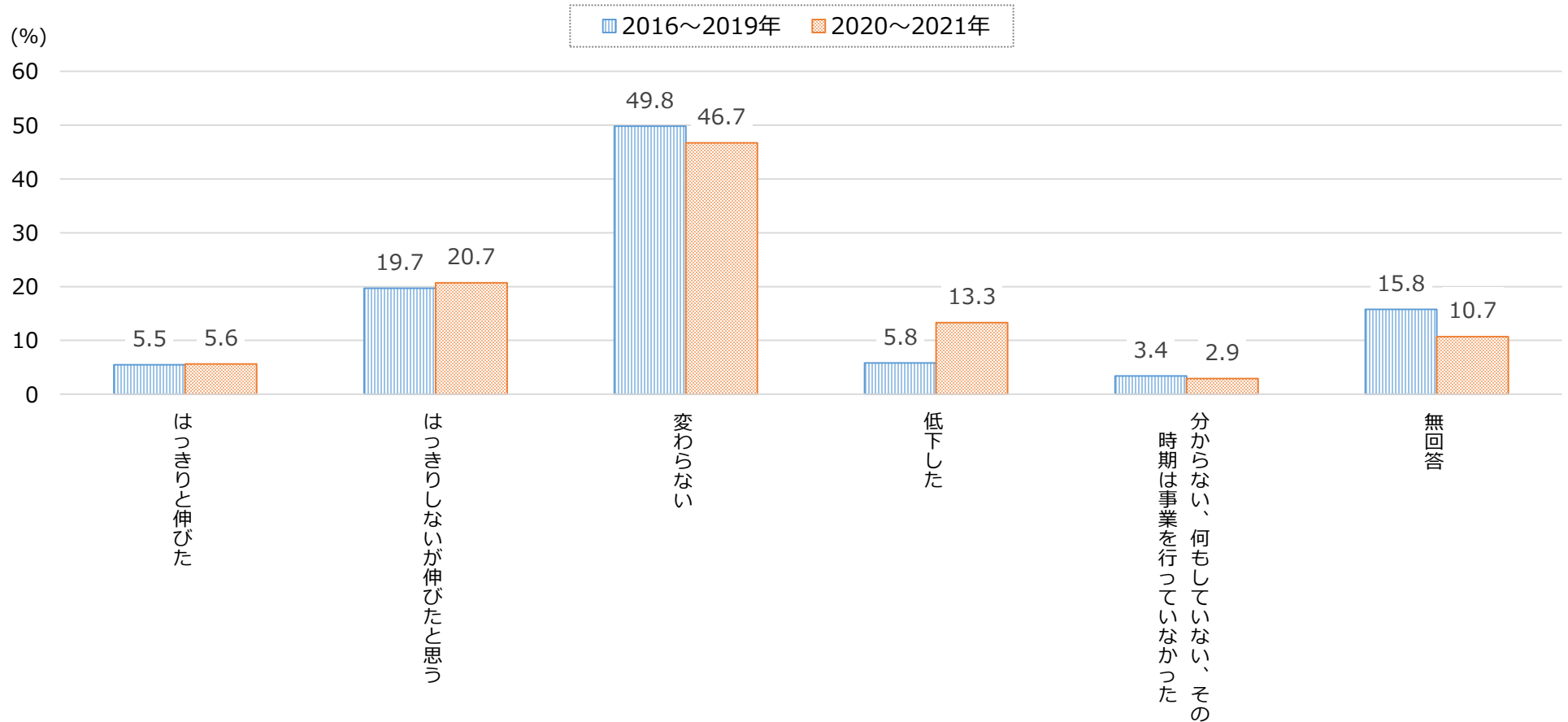


(注) 上図は有効回答企業 (6,590社)、下図は有効回答企業のうち最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,513社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による労働生産性の変化に関する企業の認識

○ 2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、事業が効率化し、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、2016～2019年、2020～2021年ともに「変わらない」が最も多く、半数程度を占めている。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、事業が効率化し、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

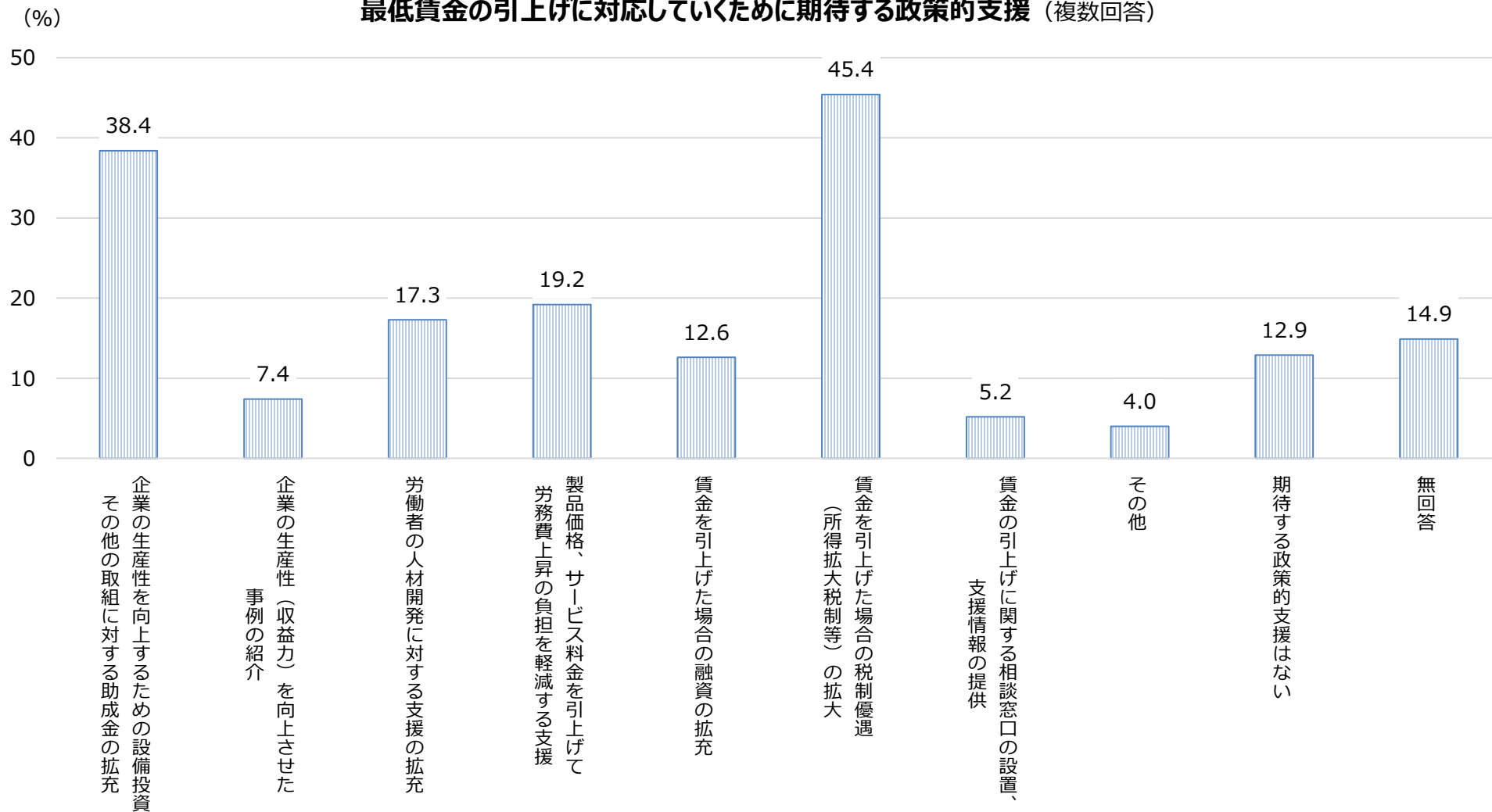


(注) 有効回答企業 (6,590社) のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (3,513社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

○ 中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を上げた場合の税制優遇(所得拡大税制等)の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援 (複数回答)



(注) 有効回答企業 (6,590社) について集計。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2022年)の概要(速報)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2022年)の概要(速報)

調査の概要	調査事業の委託先	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（厚生労働省委託事業）																																											
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2021年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。																																											
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																											
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																											
	調査期間	2022年5月13日～18日																																											
有効回答数等	有効回答数	有効回答数：2,895人																																											
	有効回答者の属性	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【性別】</th> <th colspan="2">【年齢階級】</th> <th colspan="2">【勤務地の地域区分】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>601人</td> <td>～29歳</td> <td>533人</td> <td>Aランク</td> <td>1,429人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>2,294人</td> <td>30～39歳</td> <td>314人</td> <td>Bランク</td> <td>550人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,895人</td> <td>40～49歳</td> <td>568人</td> <td>Cランク</td> <td>567人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50～59歳</td> <td>552人</td> <td>Dランク</td> <td>349人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>60歳以上</td> <td>928人</td> <td>合計</td> <td>2,895人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td>2,895人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】		男性	601人	～29歳	533人	Aランク	1,429人	女性	2,294人	30～39歳	314人	Bランク	550人	合計	2,895人	40～49歳	568人	Cランク	567人			50～59歳	552人	Dランク	349人			60歳以上	928人	合計	2,895人			合計	2,895人			<p>※ 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。</p> <p>※ 20代男性のみ属性毎の目標回答数に達しなかったため、本調査を集計する際には、賃金構造基本調査における最賃近傍雇用者の属性毎の構成比と同様となるよう、20代男性のみ復元処理（ウェイトバック）を行っている。</p>
	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】																																								
男性	601人	～29歳	533人	Aランク	1,429人																																								
女性	2,294人	30～39歳	314人	Bランク	550人																																								
合計	2,895人	40～49歳	568人	Cランク	567人																																								
		50～59歳	552人	Dランク	349人																																								
		60歳以上	928人	合計	2,895人																																								
		合計	2,895人																																										
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業」（2022年）の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																												

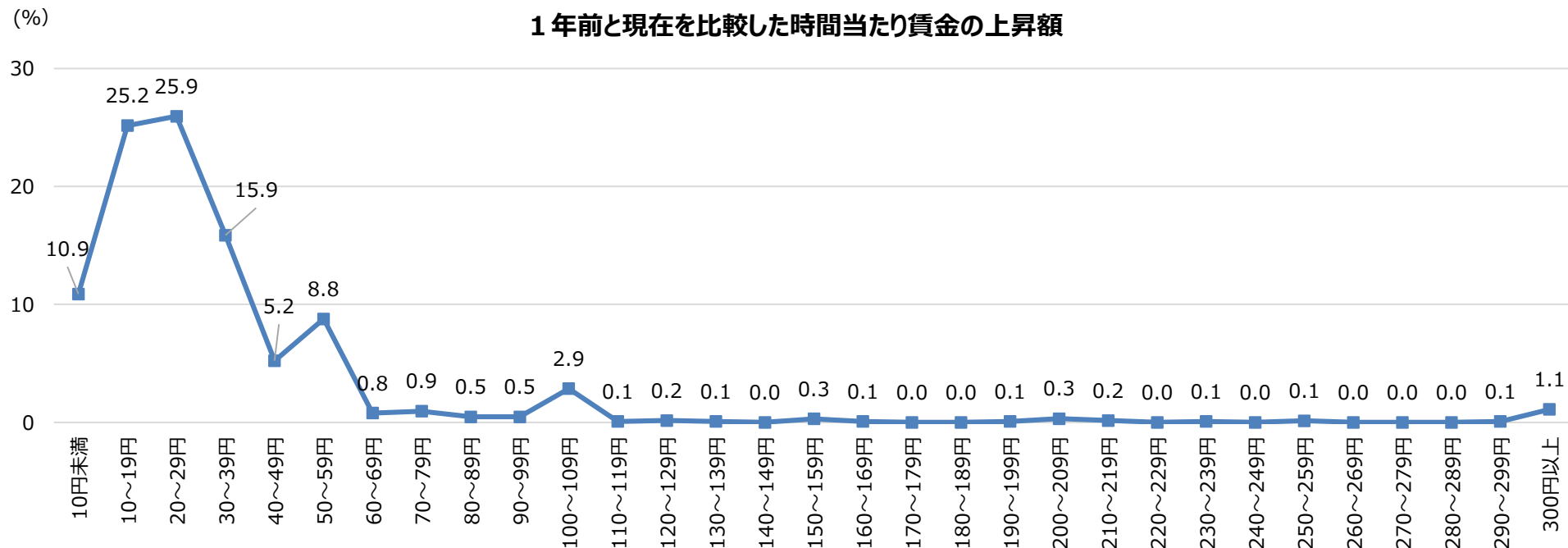
過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

○ 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金が増えたのは42.4%であり、賃金上昇額は「20～29円」(25.9%)、「10～19円」(25.2%)、「30～39円」(15.9%)の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



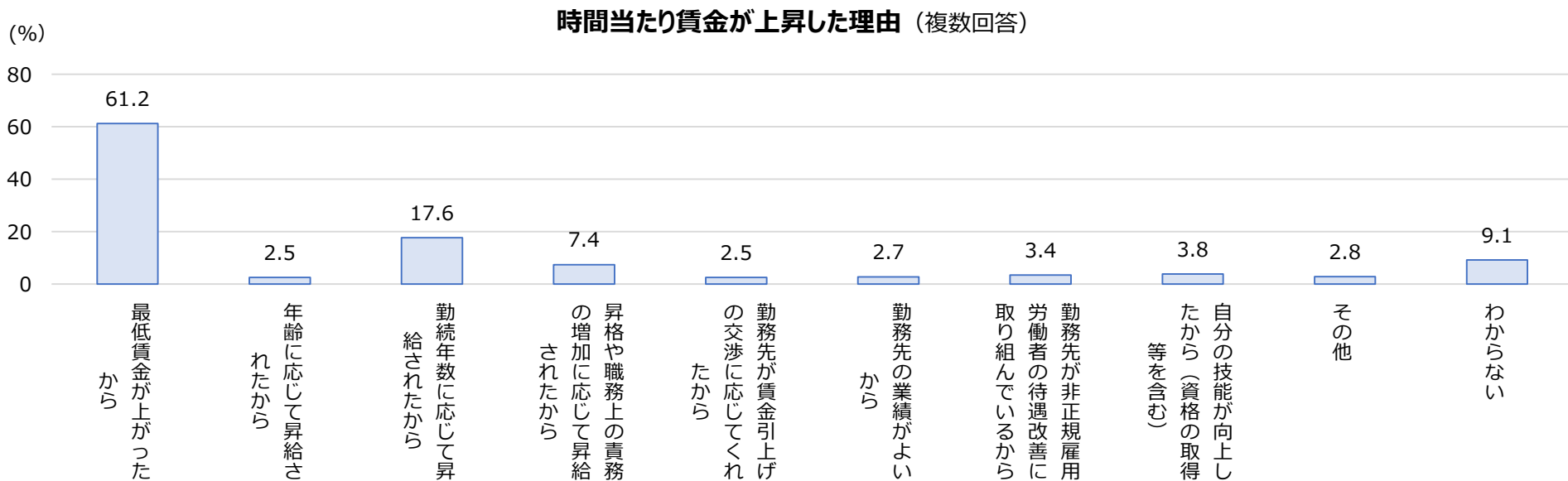
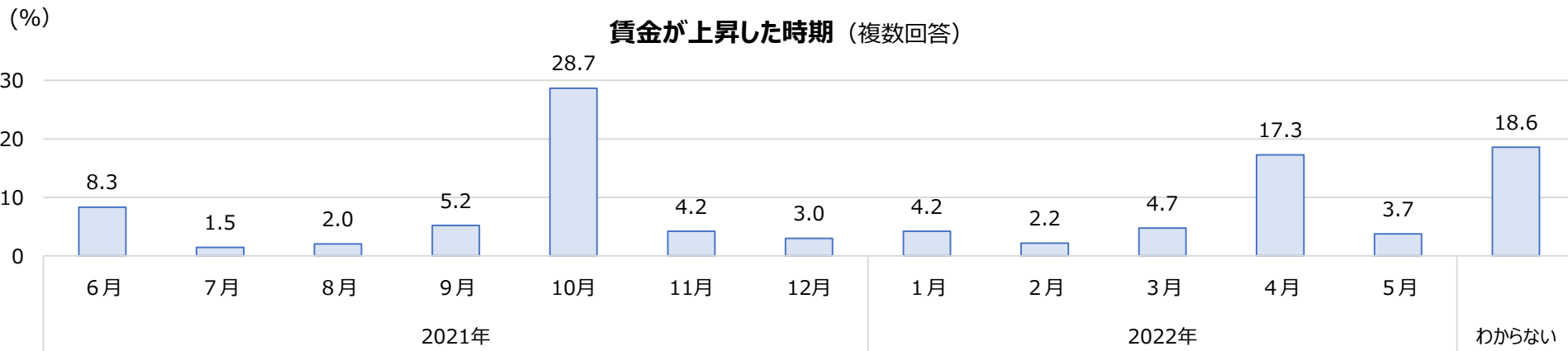
1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



(注) 有効回答者 (2,895人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,228人) について集計。

過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

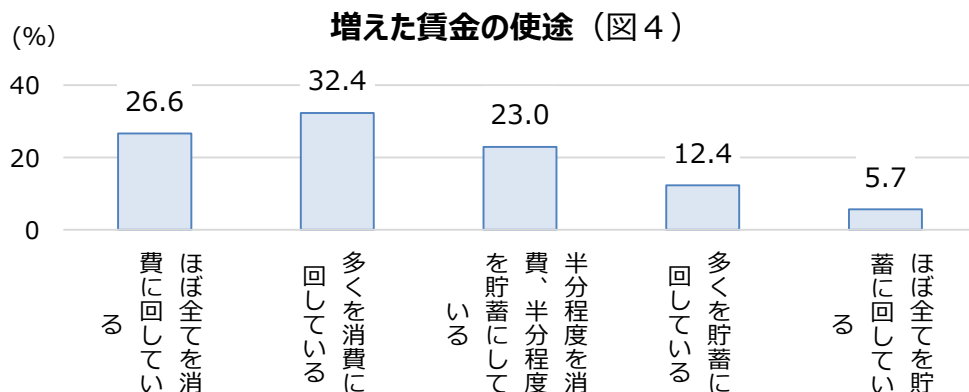
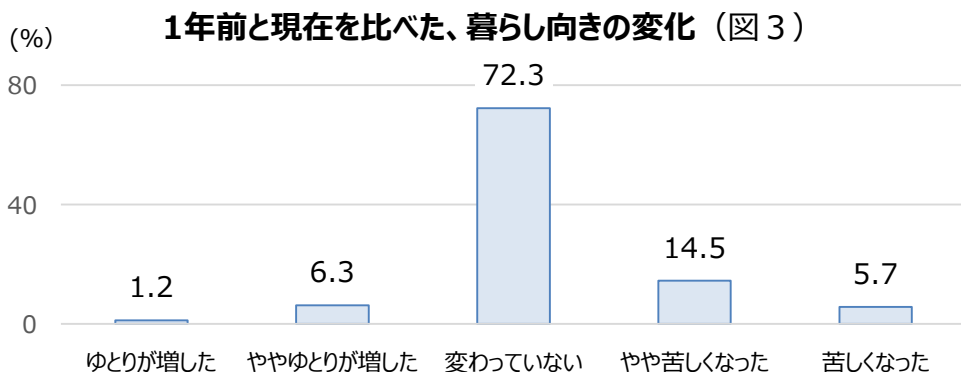
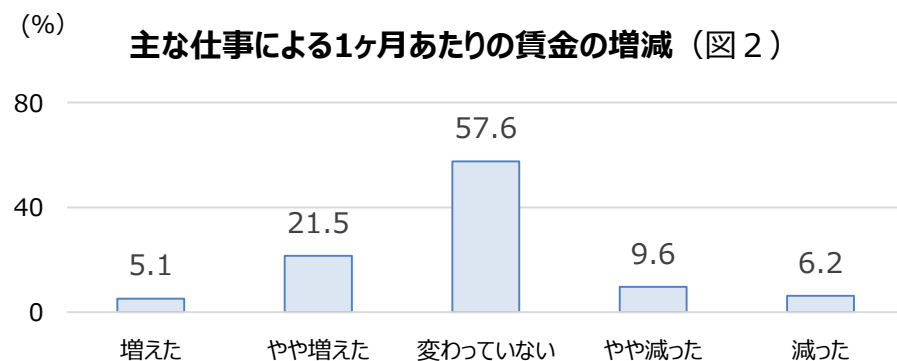
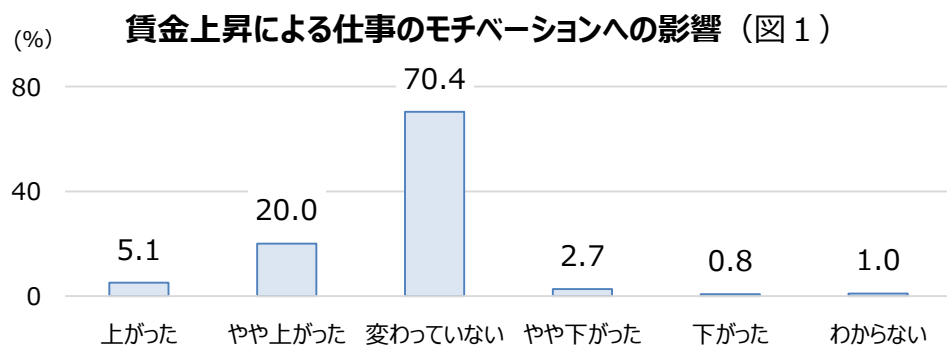
○ 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2021年10月」(28.7%)が最も多く、「2022年4月」(17.3%)が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」(61.2%)が最も多くなっている。



(注) 有効回答者(2,895人)のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(1,228人)について集計。

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者のモチベーション、暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、仕事のモチベーションへの影響を尋ねたところ、「変わっていない」が70.4%、「上がった」「やや上がった」が計25.1%となっている(図1)。また、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を尋ねたところ、「変わっていない」が57.6%、「増えた」「やや増えた」が26.6%、「やや減った」「減った」が15.8%となっている(図2)。さらに、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が72.3%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計20.2%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計7.5%となっている(図3)。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.0%となっている(図4)。

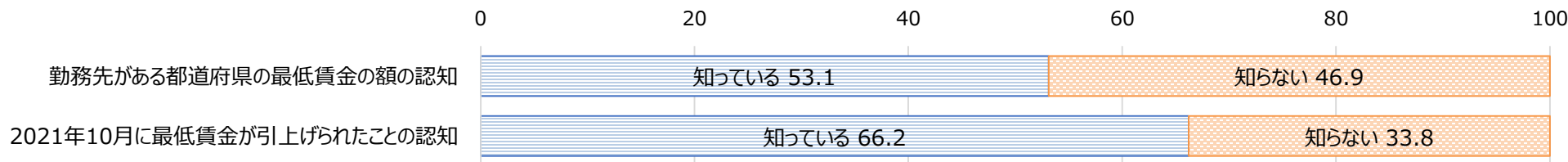


(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者(753人)について集計。増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者(357人)について集計。

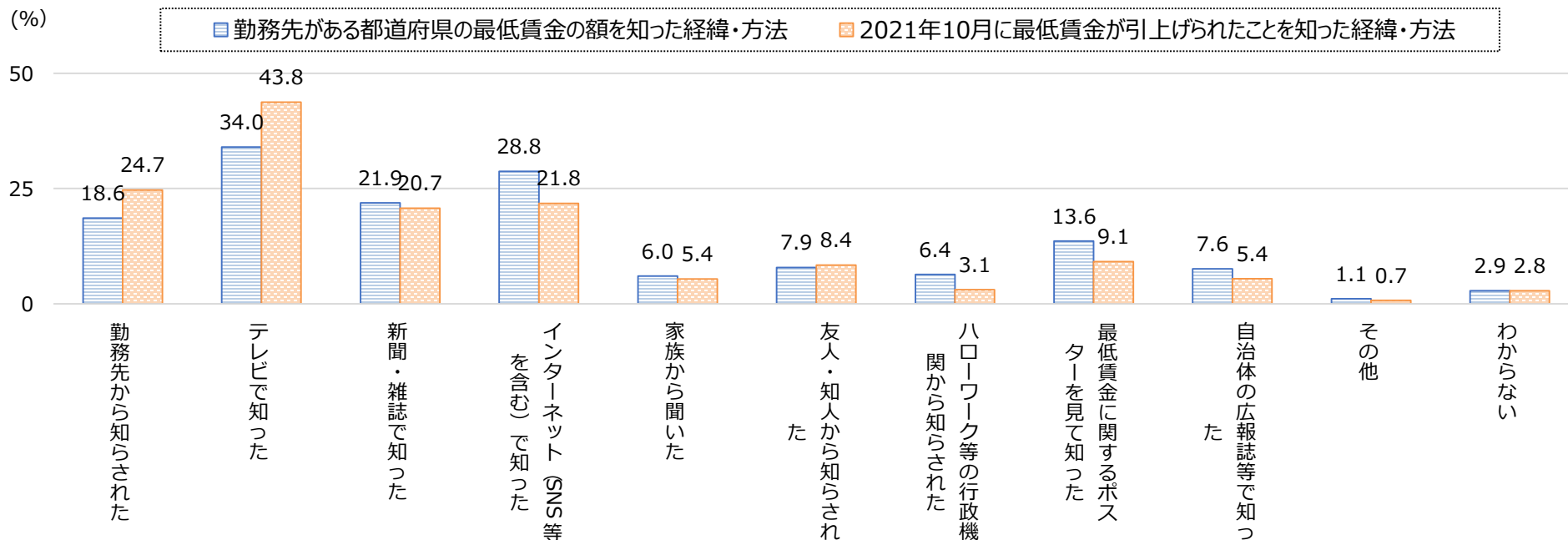
(参考)最低賃金額及び2021年10月の引上げの認知の有無、知った経緯・方法

- ①勤務先がある都道府県の最低賃金の額と、②2021年10月に最低賃金が引き上げられたことについて「知っている」者は最賃近傍雇用者のうち、それぞれ53.1%、66.2%となっており、知った経緯・方法としては、「テレビで知った」がいずれも最も多くなっている。

勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことの認知の有無



勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことを知った経緯・方法 (複数回答)



(注) 勤務先がある都道府県の最低賃金の額及び2021年10月に最低賃金が引き上げられたことの認知の有無については、有効回答者 (2,895人) について集計。

勤務先がある都道府県の最低賃金の額を知った経緯・方法については、額を「知っている」と回答した者 (1,536人)、2021年10月に最低賃金が引き上げられたことを知った経緯・方法については、引き上げられたことを「知っている」と回答した者 (1,918人) について集計。

令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,861 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8			-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	-35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R3年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.3 %	2.5 %	4.5 %	0.64	1.4 %	2.3 %	4.0 %	0.57	1.5 %	2.2 %	3.6 %	0.48	1.5 %	3.0 %	4.3 %	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R3年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0 %	4.0 %	7.8 %	0.73	1.8 %	3.0 %	5.0 %	0.53	1.0 %	2.0 %	4.0 %	0.75	1.0 %	2.0 %	3.7 %	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R3年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年
男	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年
一般 パート 計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R3年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R3年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R3年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和3年	令和4年
40.1	40.9

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3 年間所定労働日数（事業所平均）

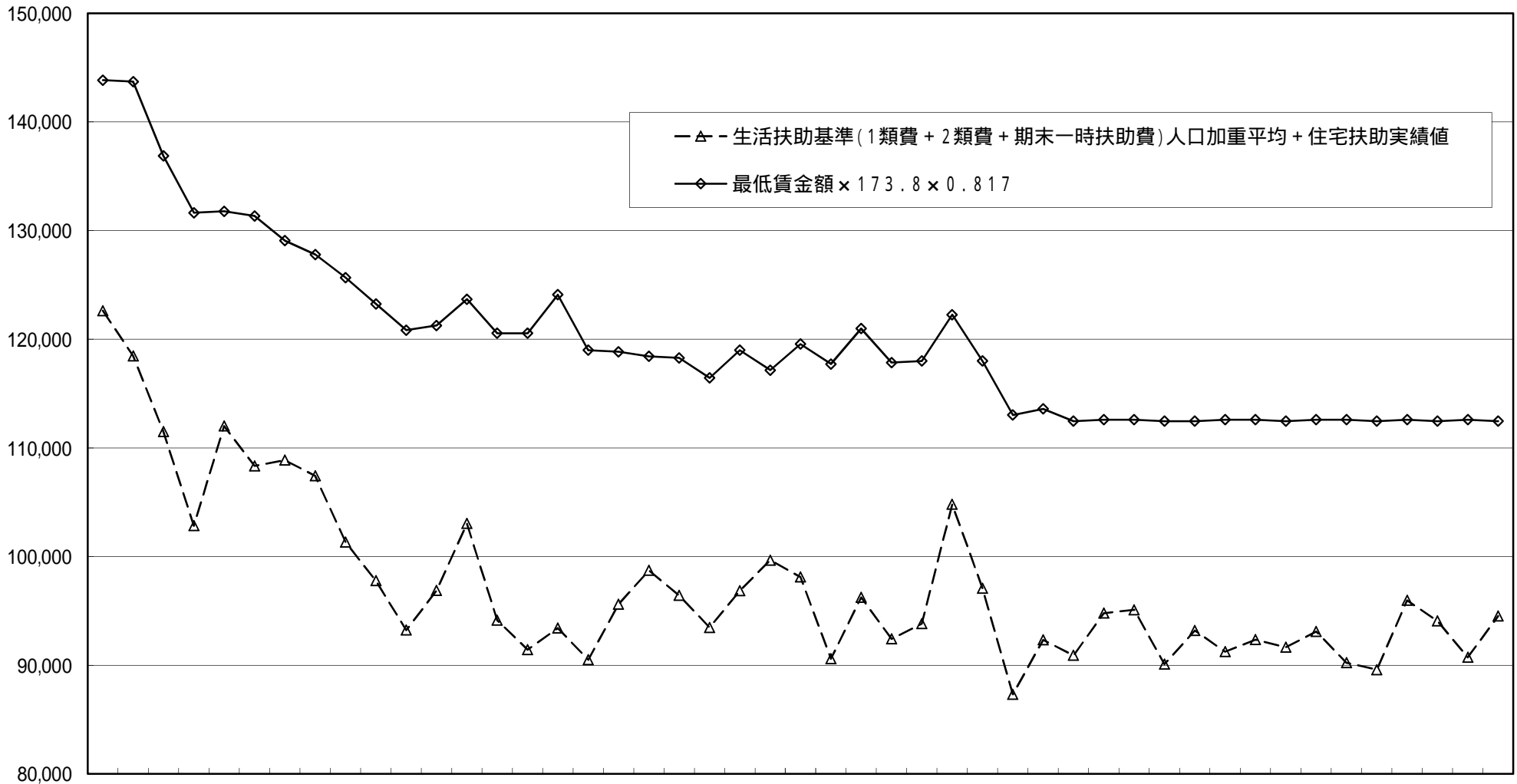
(日)

令和2年度	令和3年度
243.3	242.9

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東 京 神 奈 川 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉 京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨 群 馬 岡 山 石 川 香 川 奈 良 宮 城 福 岡 山 口 岐 阜 福 井 和 歌 山 北 海 道 新 潟 徳 島 福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 児 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

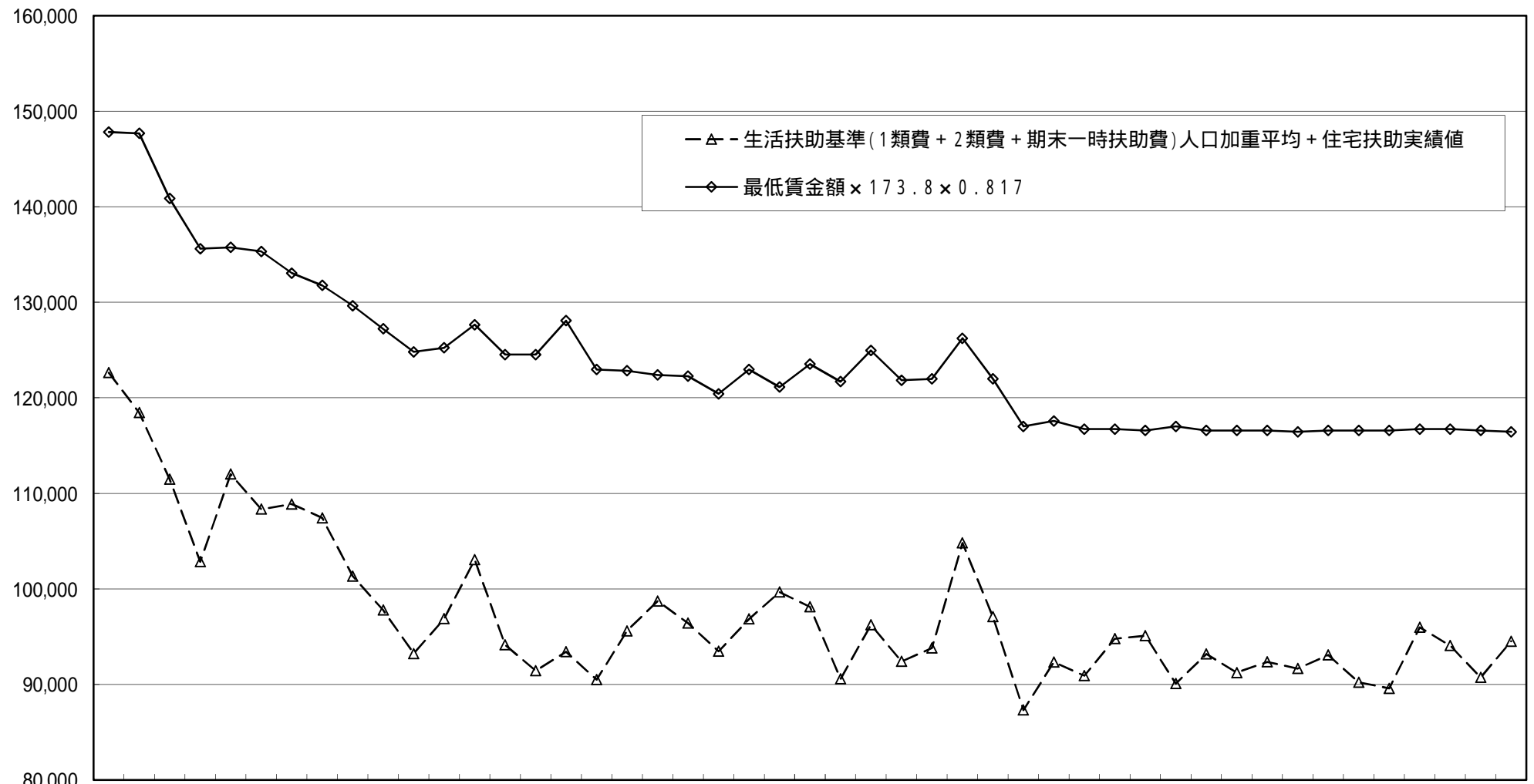
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和2年度のものである。ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。

注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東川 神奈川 大阪府 愛知県 埼玉県 千葉県 東京都 兵庫県 静岡県 滋賀県 茨城県 栃木県 栃木県 長野県 富山県 三重県 山梨県 群馬県 岡山県 石川県 香川県 奈良県 宮城県 宮城県 福井県 山口県 山梨県 岐阜県 岐阜県 北海道 北海道 新潟県 徳島県 福島県 大分県 山形県 愛媛県 島根県 鳥取県 熊本県 長崎県 高知県 岩手県 鹿児島県 鹿児島県 佐賀県 青森県 秋田県 宮崎県 沖縄県

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和2年度(ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは令和3年度のもの。
 注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和2年度データに基づく乖離額 (A)	令和3年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (= A - B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	乖離の変動額				
					(E) (= C - D)	最低賃金の引上げによる影響額 (e)	可処分所得比率の変動(0.817 0.817)による影響額 (e)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e)
北海道	123	28	151	119	32	28	0	4	0
青森	117	29	146	117	29	29	0	0	0
岩手	137	28	165	137	28	28	0	0	0
宮城	123	28	151	120	31	28	0	3	0
秋田	130	30	160	129	30	30	0	0	0
山形	125	29	154	125	29	29	0	0	0
福島	150	28	178	150	28	28	0	0	0
茨城	194	28	222	195	27	28	0	1	0
栃木	172	28	200	171	29	28	0	1	0
群馬	164	28	192	162	29	28	0	1	0
埼玉	139	28	167	136	32	28	0	4	0
千葉	162	28	190	158	32	28	0	4	0
東京	149	28	177	143	34	28	0	6	0
神奈川	178	28	206	171	34	28	0	6	0
新潟	147	28	175	146	29	28	0	1	0
富山	205	28	233	203	30	28	0	2	0
石川	154	28	182	153	29	28	0	1	0
福井	179	28	207	178	29	28	0	1	0
山梨	201	28	229	201	28	28	0	0	0
長野	186	28	214	185	29	28	0	1	0
岐阜	174	28	202	174	28	28	0	0	0
静岡	171	28	199	170	30	28	0	2	0
愛知	203	28	231	200	31	28	0	3	0
三重	216	28	244	215	29	28	0	1	0
滋賀	179	28	207	178	30	28	0	2	0
京都	142	28	170	138	32	28	0	4	0
大阪	179	28	207	173	34	28	0	6	0
兵庫	143	28	171	139	32	28	0	4	0
奈良	156	28	184	155	29	28	0	1	0
和歌山	170	28	198	170	29	28	0	1	0
鳥取	136	29	165	135	30	29	0	1	0
島根	158	32	190	157	33	32	0	1	0
岡山	139	28	167	134	33	28	0	5	0
広島	145	28	173	140	34	28	0	6	0
山口	191	28	219	190	29	28	0	1	0
徳島	181	28	209	181	28	28	0	0	0
香川	162	28	190	161	29	28	0	1	0
愛媛	123	28	151	123	28	28	0	0	0
高知	147	28	175	147	28	28	0	0	0
福岡	151	28	179	147	32	28	0	4	0
佐賀	161	29	190	162	29	29	0	0	0
長崎	143	28	171	142	29	28	0	1	0
熊本	150	28	178	151	28	28	0	0	0
大分	152	30	182	151	31	30	0	1	0
宮崎	154	28	182	154	28	28	0	0	0
鹿児島	158	28	186	157	29	28	0	1	0
沖縄	126	28	154	126	28	28	0	0	0

- 1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
- 2 生活保護のデータのうち、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。
- 3 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE = e + e + e + e とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成24～令和3年度）

		年度									
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)
Aランク	未満率 (%)	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9
	影響率 (%)	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4
Bランク	未満率 (%)	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7
	影響率 (%)	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9
Cランク	未満率 (%)	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7
	影響率 (%)	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4
Dランク	未満率 (%)	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5
	影響率 (%)	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9
計	未満率 (%)	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7
	影響率 (%)	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2

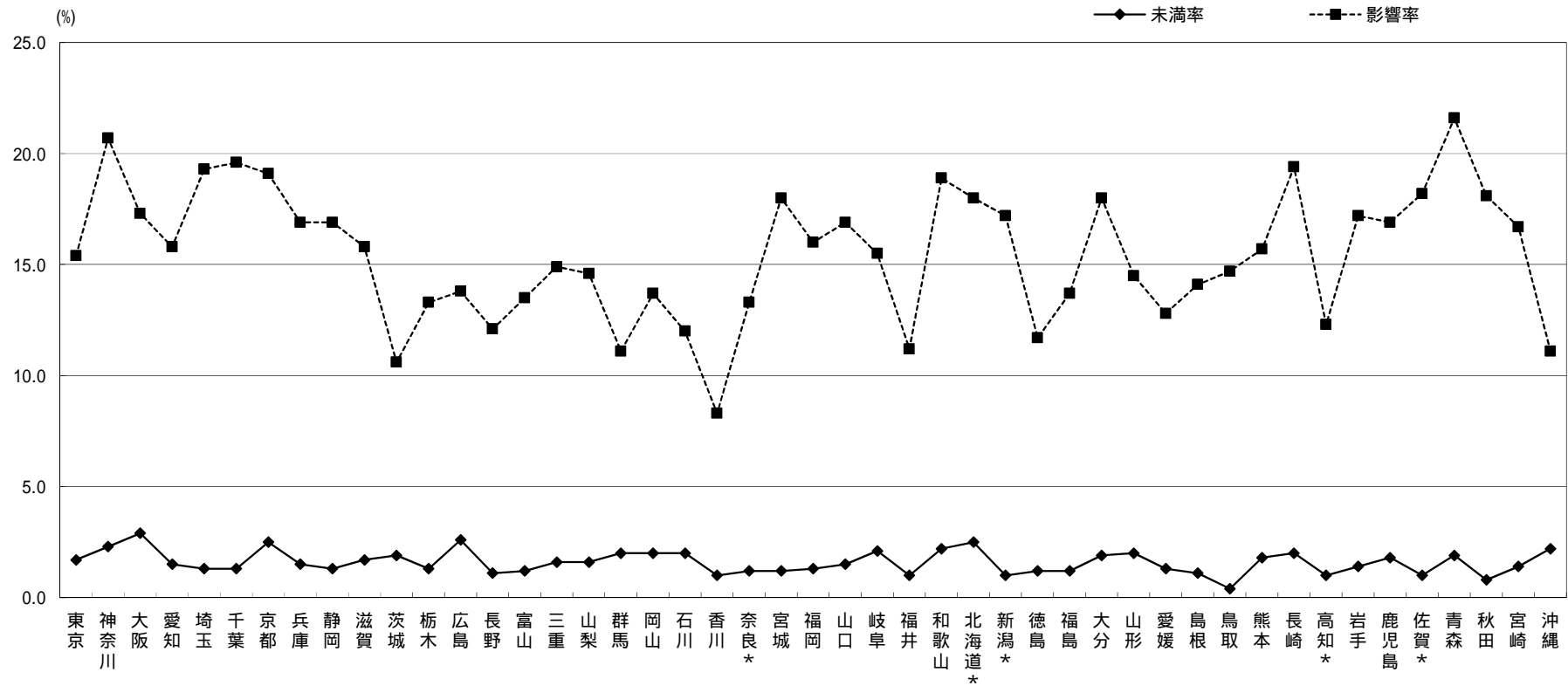
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成24～令和3年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和3年)

未満率(全国加重平均) 1.7%
 影響率(全国加重平均) 16.2%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	茨 城	栃 木	広 島	長 野	富 山	三 重	山 梨	群 馬	岡 山	石 川	香 川	奈 良 *	宮 城	福 岡	山 口	岐 阜	福 井	和 歌 山	北 海 道 *	新 潟 *	徳 島	福 島	大 分	山 形	愛 媛	島 根	鳥 取	熊 本	長 崎	高 知 *	岩 手	鹿 児 島	佐 賀 *	青 森	秋 田	宮 崎	沖 縄	(%) 全 国 平 均
未満率	1.7	2.3	2.9	1.5	1.3	1.3	2.5	1.5	1.3	1.7	1.9	1.3	2.6	1.1	1.2	1.6	1.6	2.0	2.0	2.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.5	2.1	1.0	2.2	2.5	1.0	1.2	1.2	1.9	2.0	1.3	1.1	0.4	1.8	2.0	1.0	1.4	1.8	1.0	1.9	0.8	1.4	2.2	1.7
影響率	15.4	20.7	17.3	15.8	19.3	19.6	19.1	16.9	16.9	15.8	10.6	13.3	13.8	12.1	13.5	14.9	14.6	11.1	13.7	12.0	8.3	13.3	18.0	16.0	16.9	15.5	11.2	18.9	18.0	17.2	11.7	13.7	18.0	14.5	12.8	14.1	14.7	15.7	19.4	12.3	17.2	16.9	18.2	21.6	18.1	16.7	11.1	16.2

資料出所 厚生労働省「令和3年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

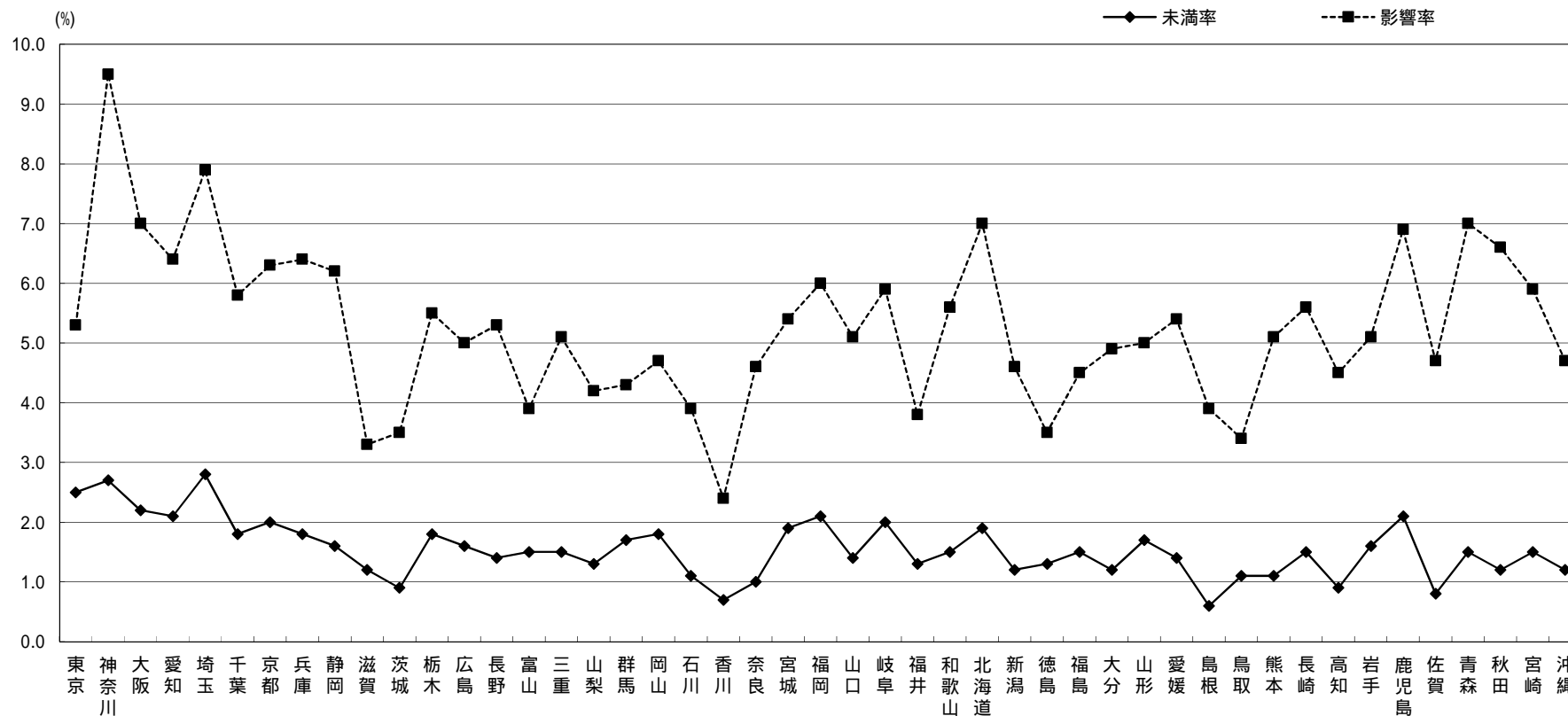
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和3年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和3年)

未満率(全国加重平均) 1.9%

影響率(全国加重平均) 5.9%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	茨 城	栃 木	広 島	長 野	富 山	三 重	山 梨	群 馬	岡 山	石 川	香 川	奈 良	宮 城	福 岡	山 口	岐 阜	福 井	和 歌 山	北 海 道	新 潟	徳 島	福 島	大 分	山 形	愛 媛	島 根	鳥 取	熊 本	長 崎	高 知	岩 手	鹿 児 島	佐 賀	青 森	秋 田	宮 崎	沖 縄	全 国 平 均
未満率	2.5	2.7	2.2	2.1	2.8	1.8	2.0	1.8	1.6	1.2	0.9	1.8	1.6	1.4	1.5	1.5	1.3	1.7	1.8	1.1	0.7	1.0	1.9	2.1	1.4	2.0	1.3	1.5	1.9	1.2	1.3	1.5	1.2	1.7	1.4	0.6	1.1	1.1	1.5	0.9	1.6	2.1	0.8	1.5	1.2	1.5	1.2	1.9
影響率	5.3	9.5	7.0	6.4	7.9	5.8	6.3	6.4	6.2	3.3	3.5	5.5	5.0	5.3	3.9	5.1	4.2	4.3	4.7	3.9	2.4	4.6	5.4	6.0	5.1	5.9	3.8	5.6	7.0	4.6	3.5	4.5	4.9	5.0	5.4	3.9	3.4	5.1	5.6	4.5	5.1	6.9	4.7	7.0	6.6	5.9	4.7	5.9

資料出所 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

賃金分布に関する資料

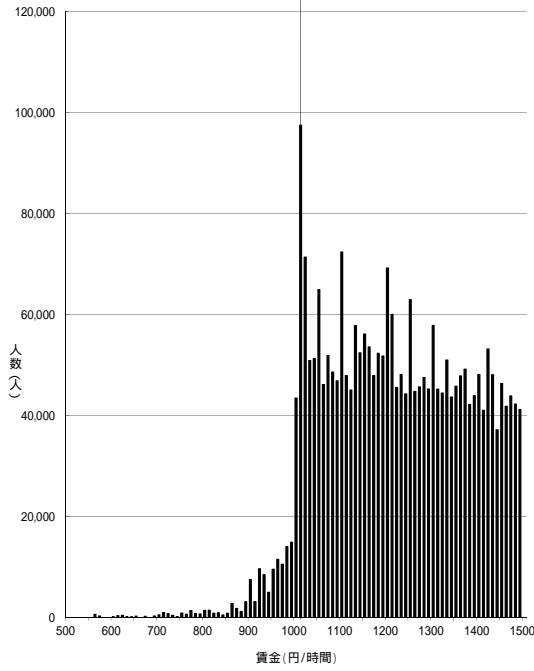
(都道府県別、総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	……………15
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	……………29

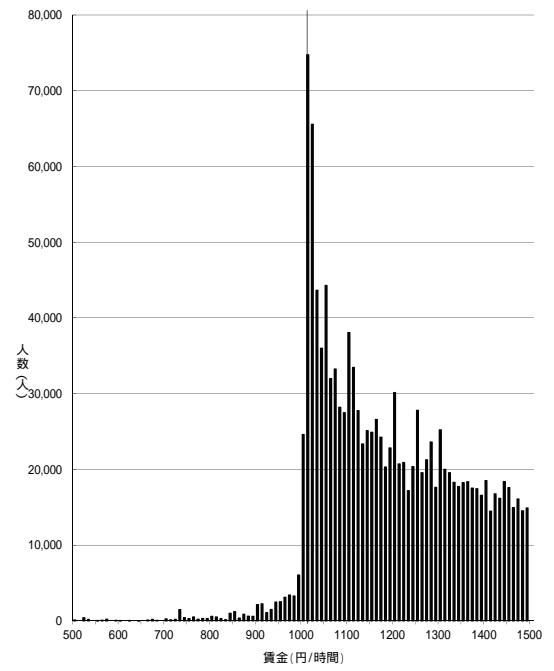
時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4 - 1

東京(A)
1013円



神奈川(A)
1012円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

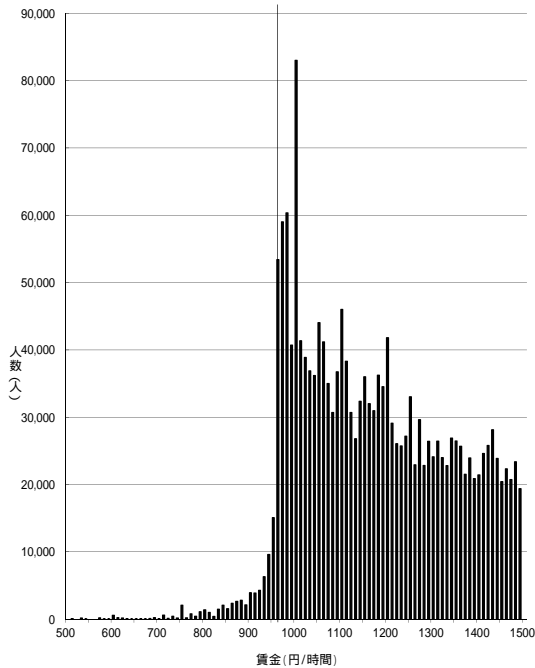
一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

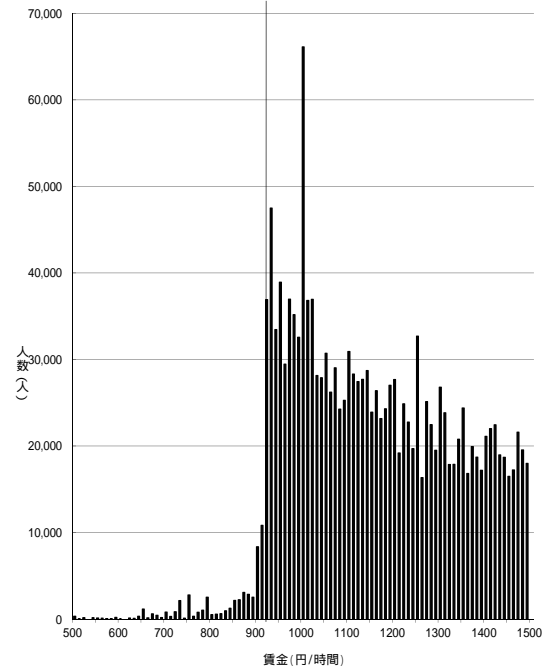
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)
964円



愛知(A)
927円



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

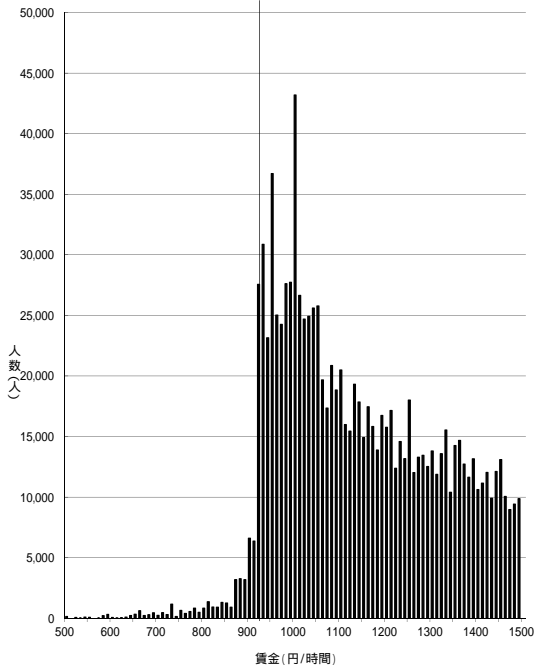
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

928円



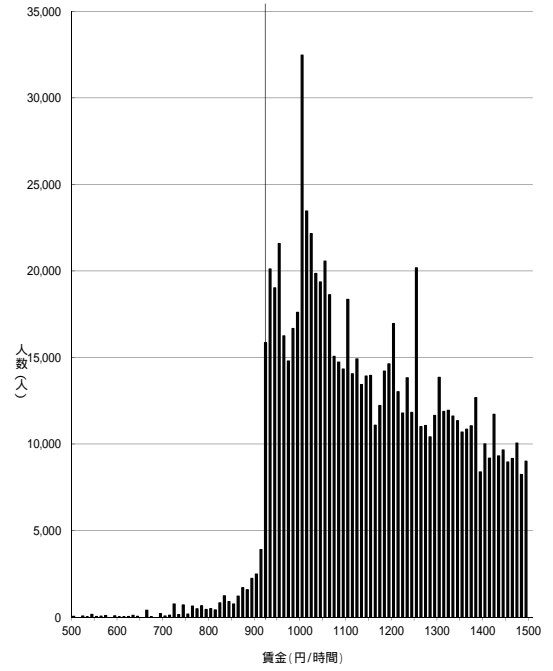
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

925円

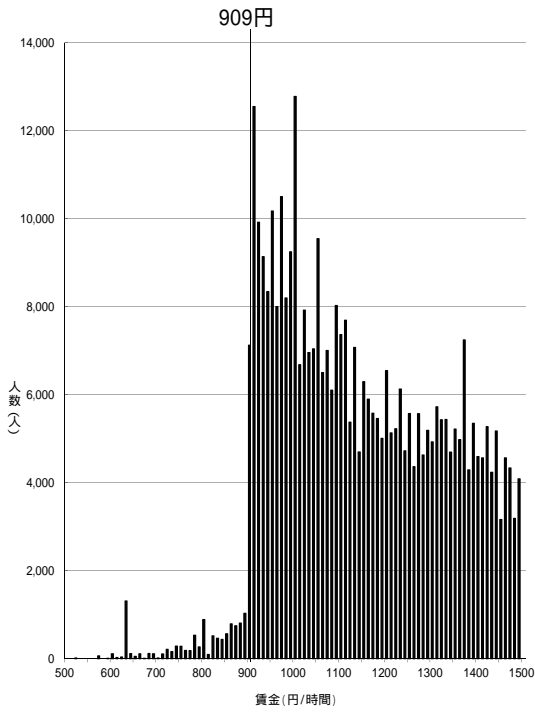


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都 (B)

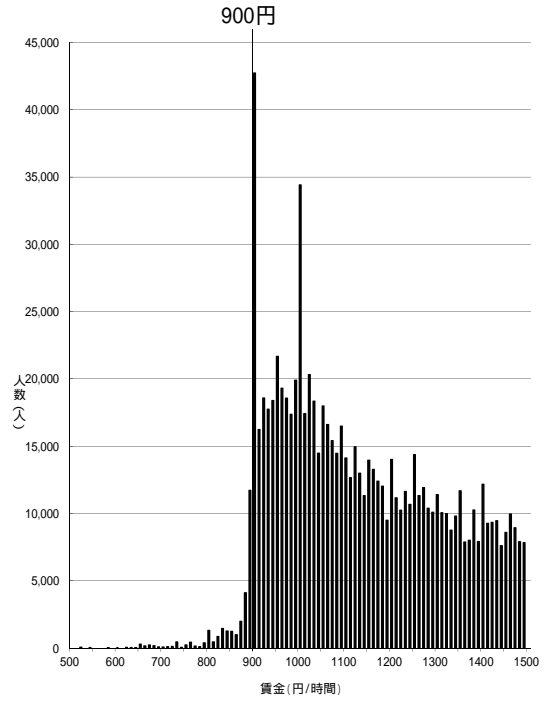


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫 (B)

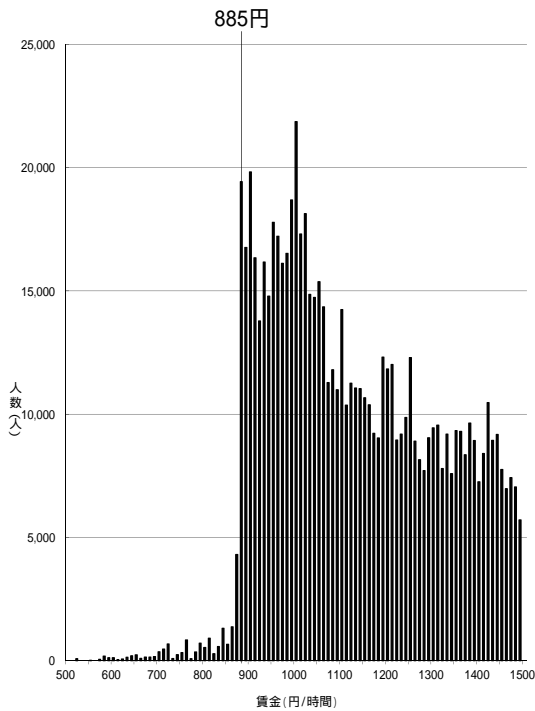


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡 (B)

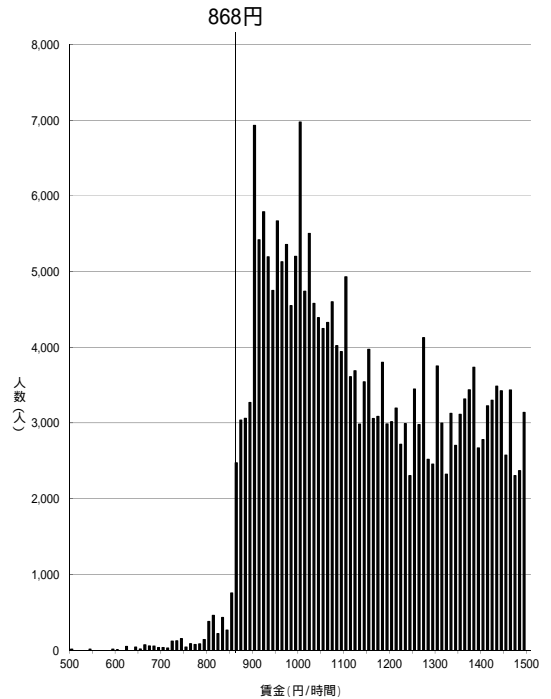


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀 (B)



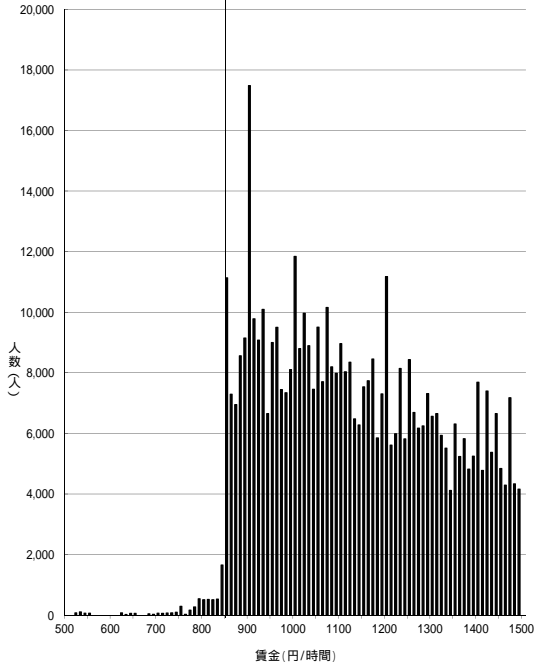
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

851円



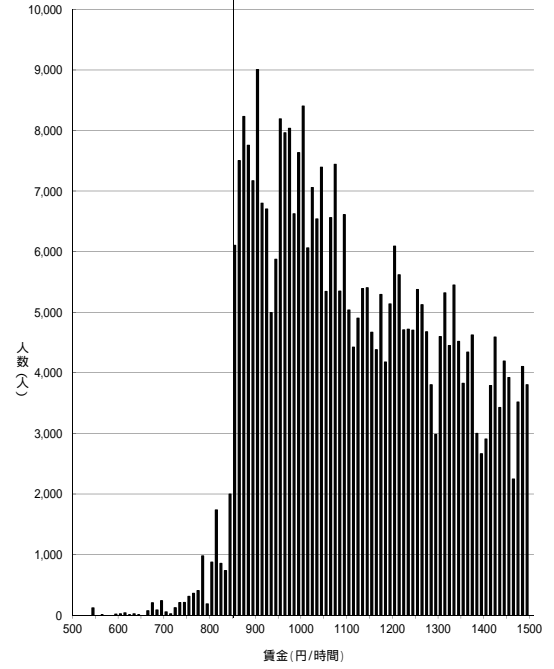
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

854円



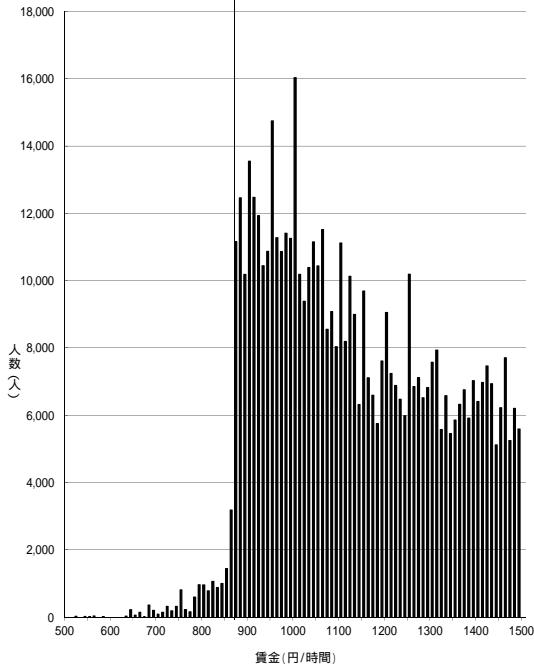
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

871円



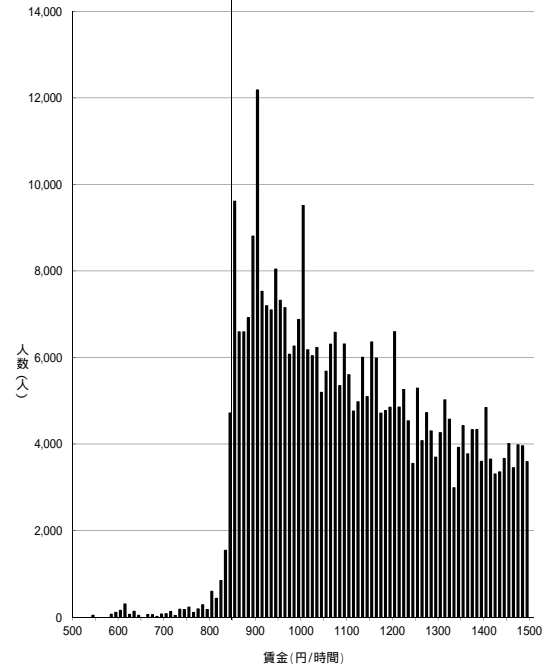
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

849円

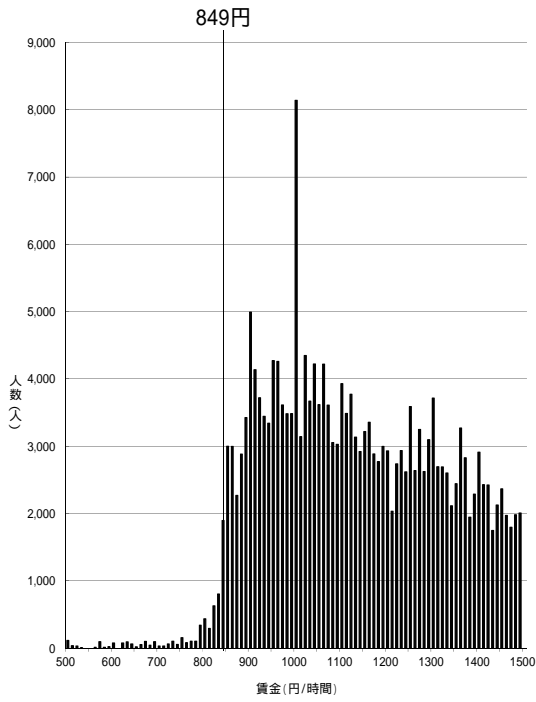


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

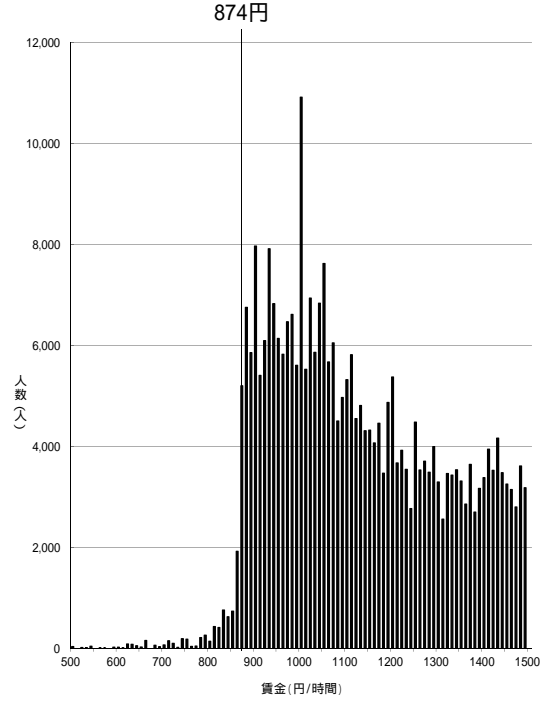
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)



三重(B)



資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

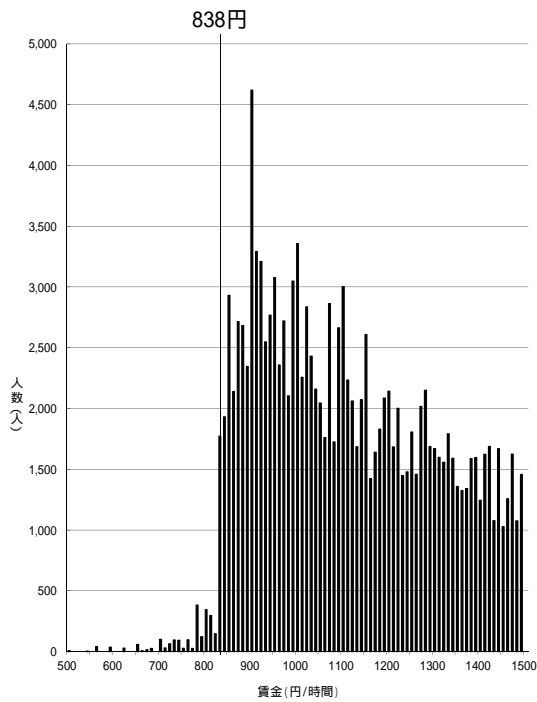
一般・短時間計

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

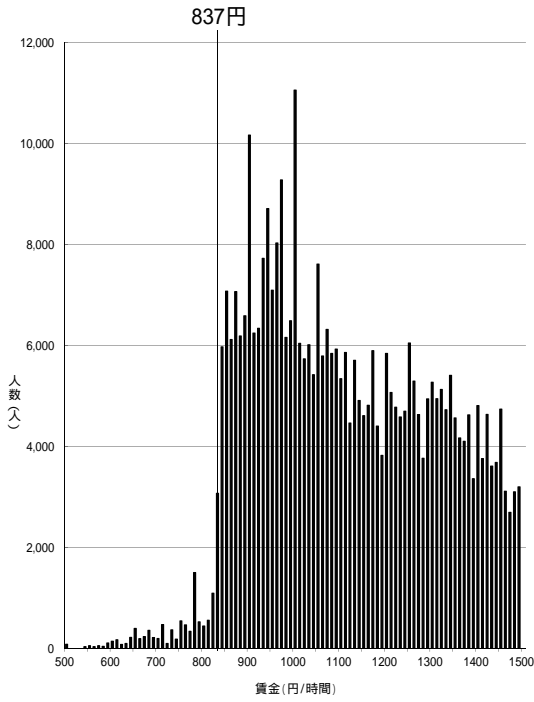


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬 (C)

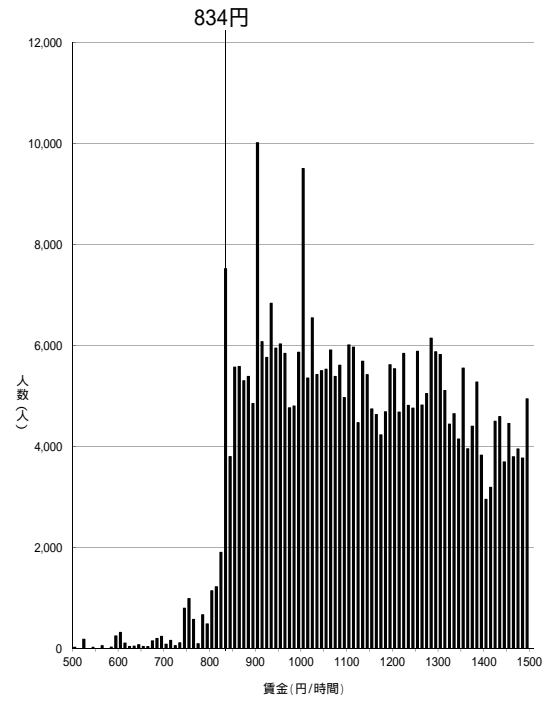


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山 (C)

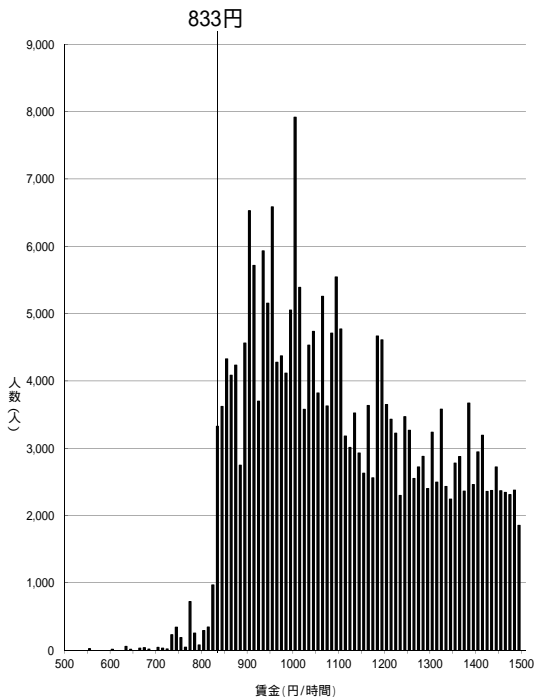


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川 (C)

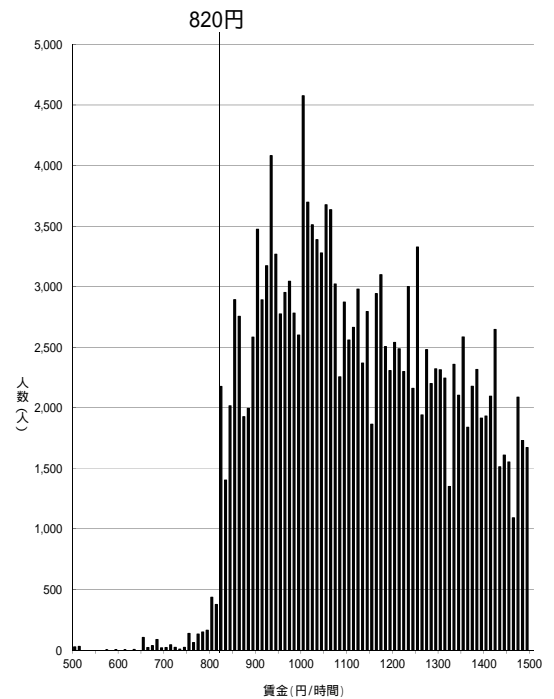


資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川 (C)



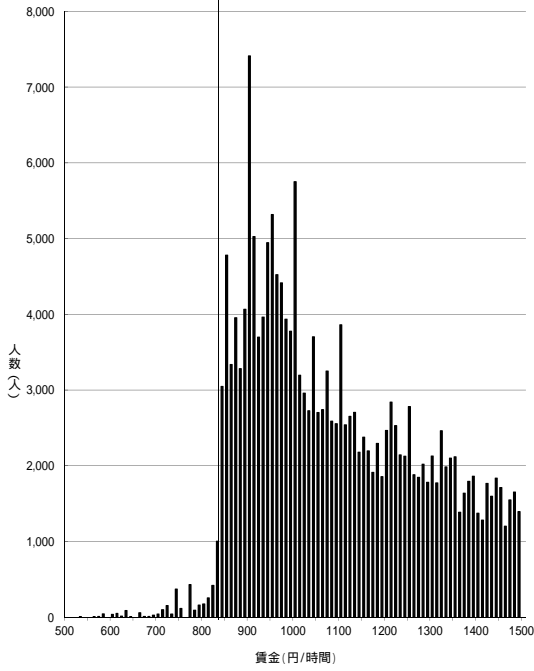
資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(C)

838円



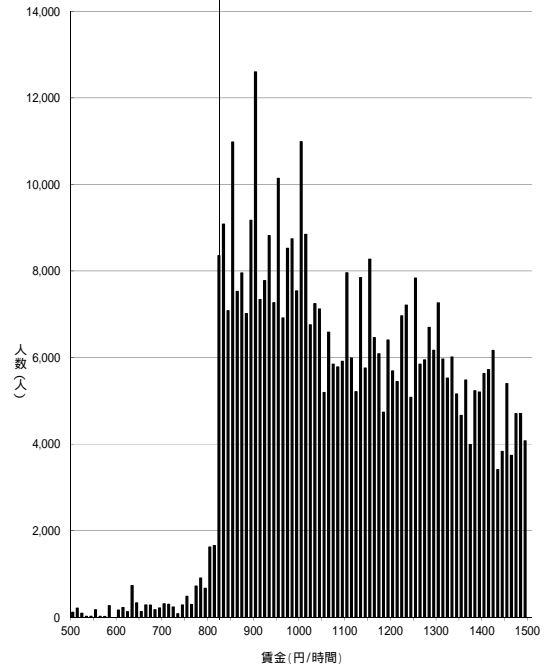
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(C)

825円



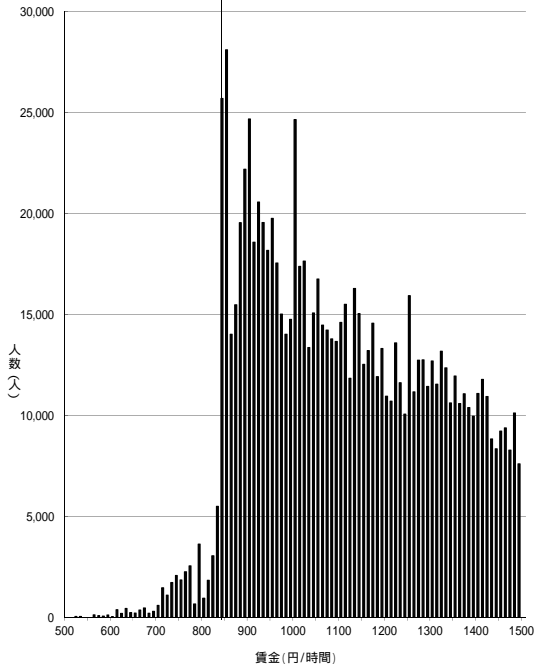
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(C)

842円



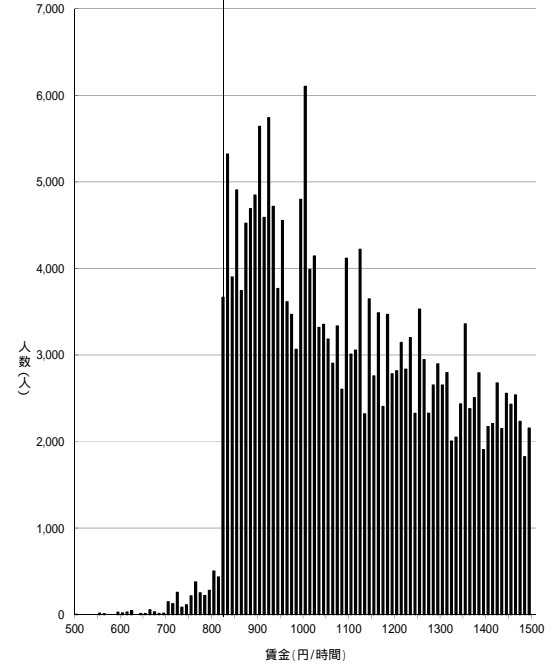
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(C)

829円



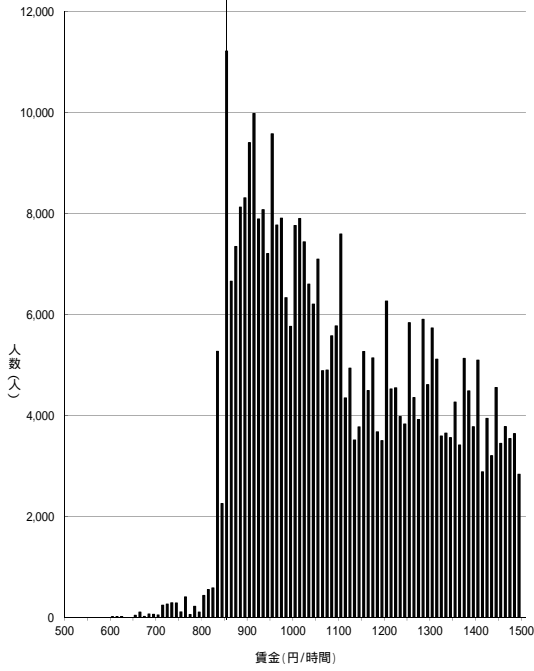
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(C)

852円



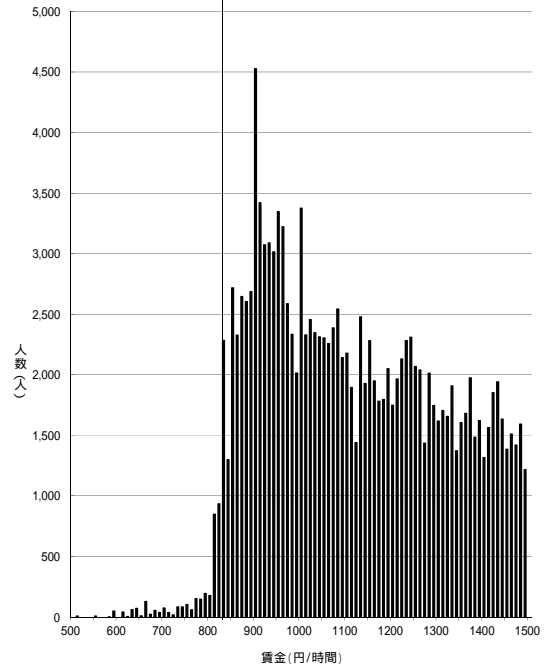
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(C)

830円



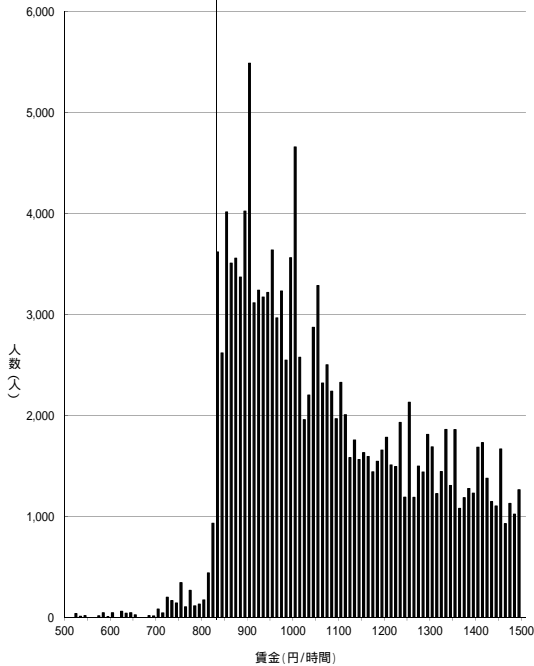
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(C)

831円



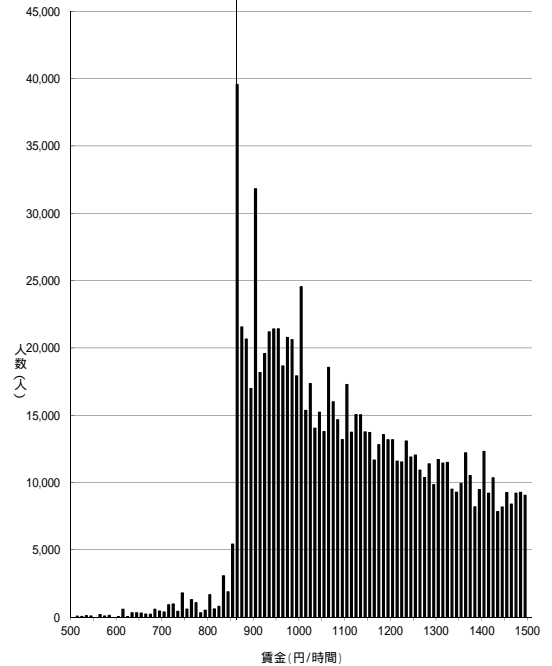
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(C)

861円

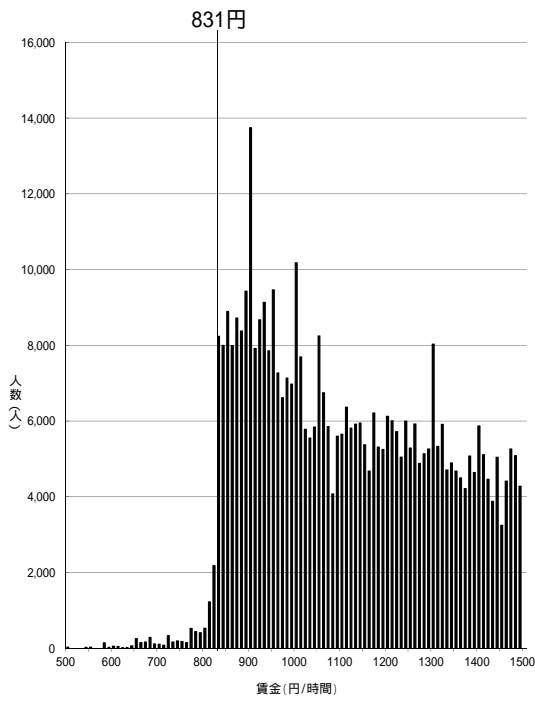


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

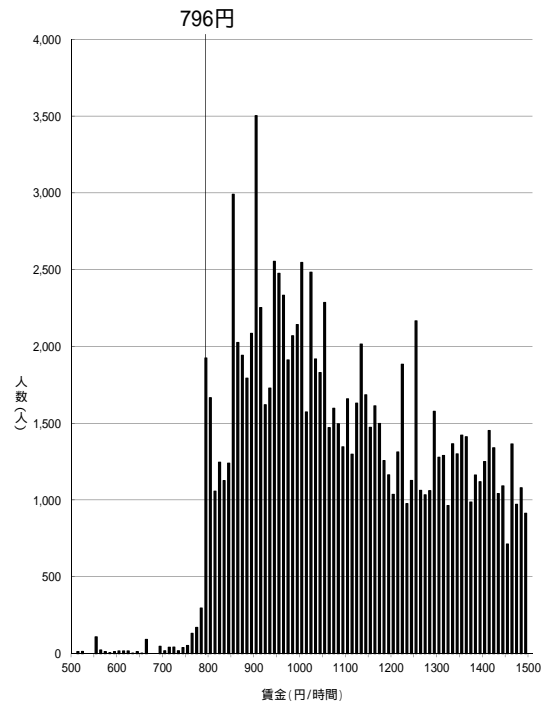
- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(C)



徳島(C)



資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

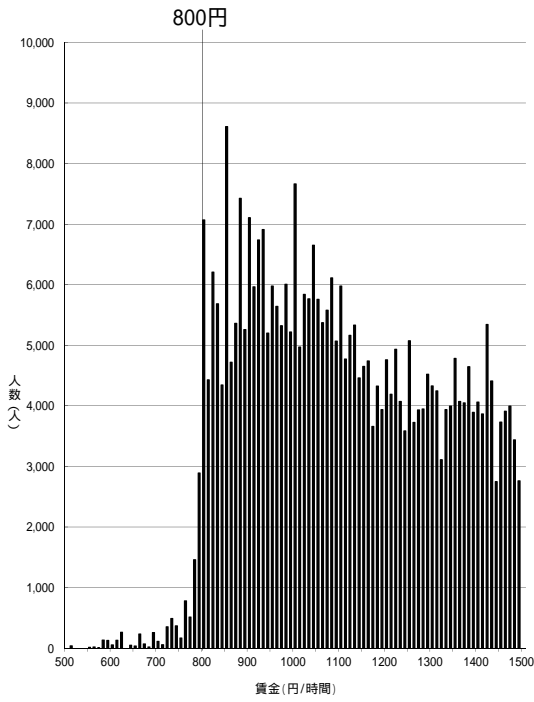
一般・短時間計

資料出所：厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(D)

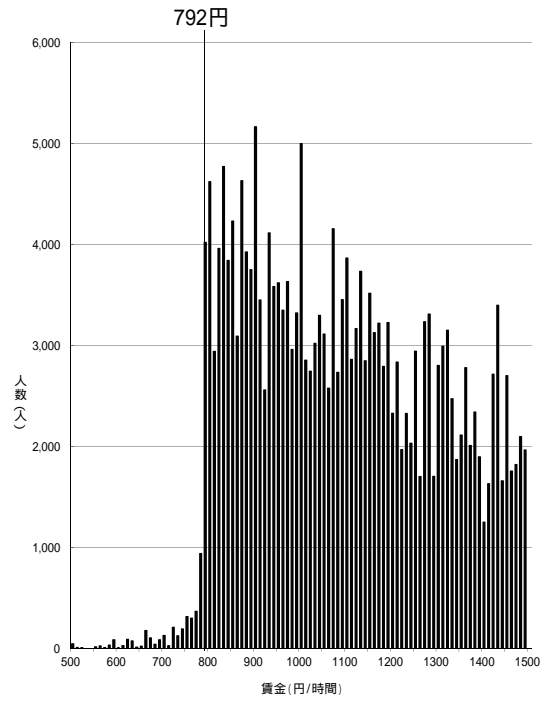


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(D)

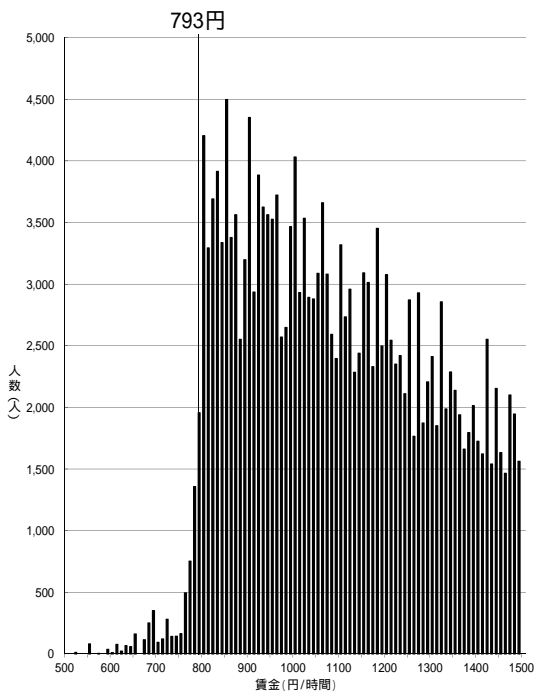


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(D)

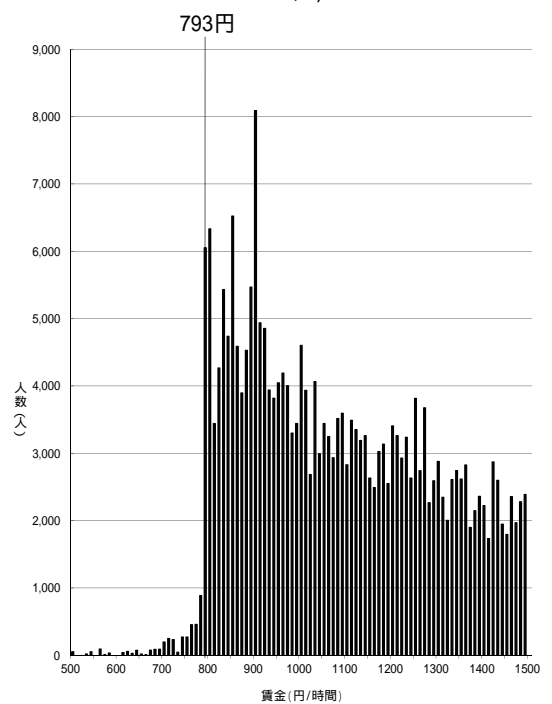


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(D)

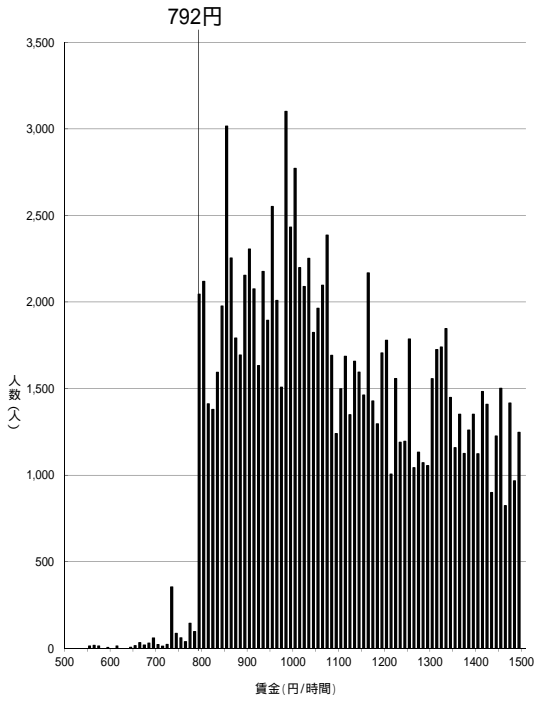


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(D)

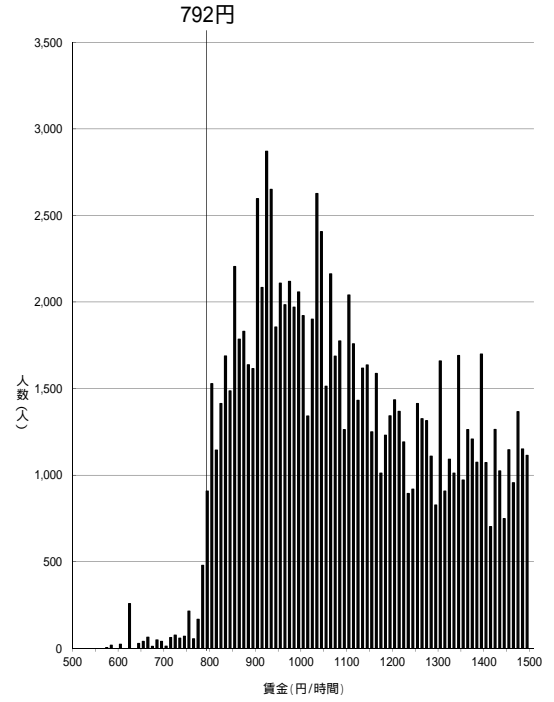


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(D)

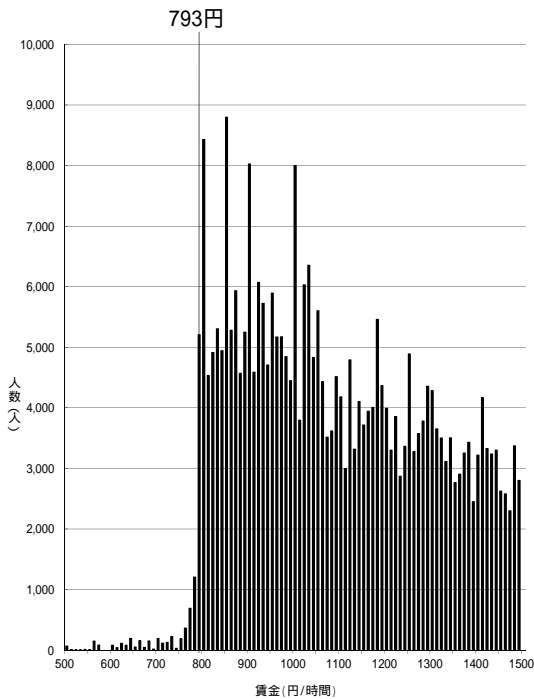


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(D)

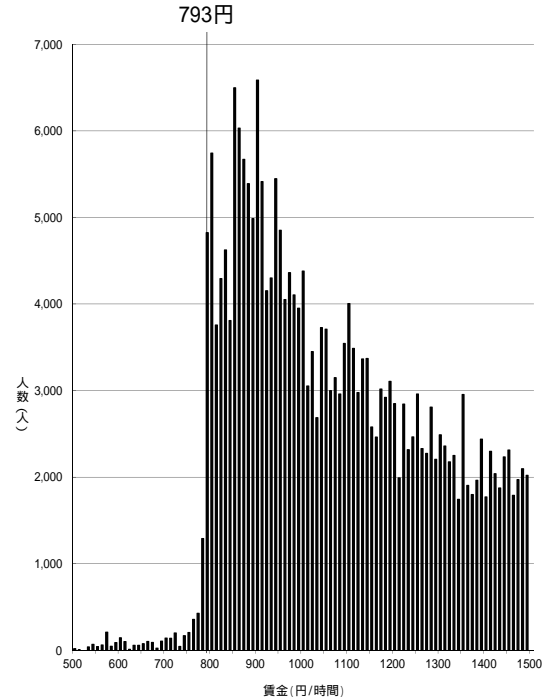


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(D)

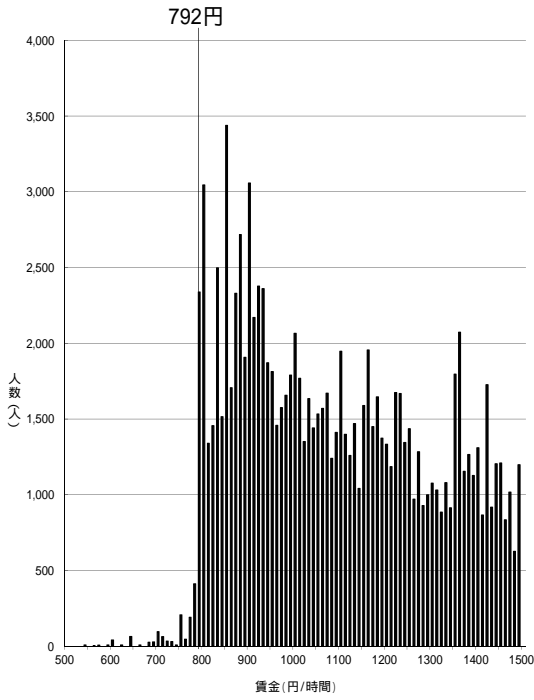


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(D)

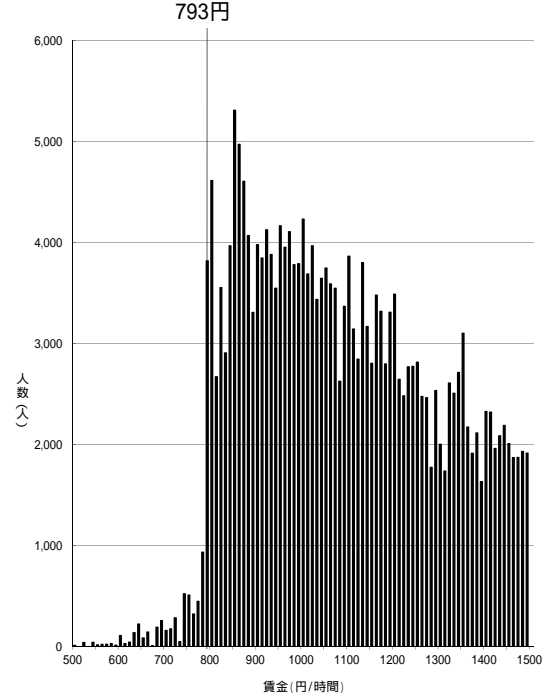


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(D)

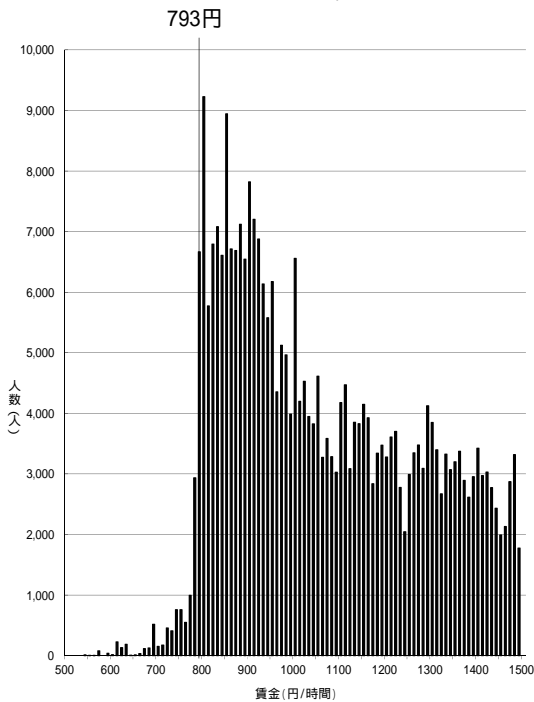


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(D)

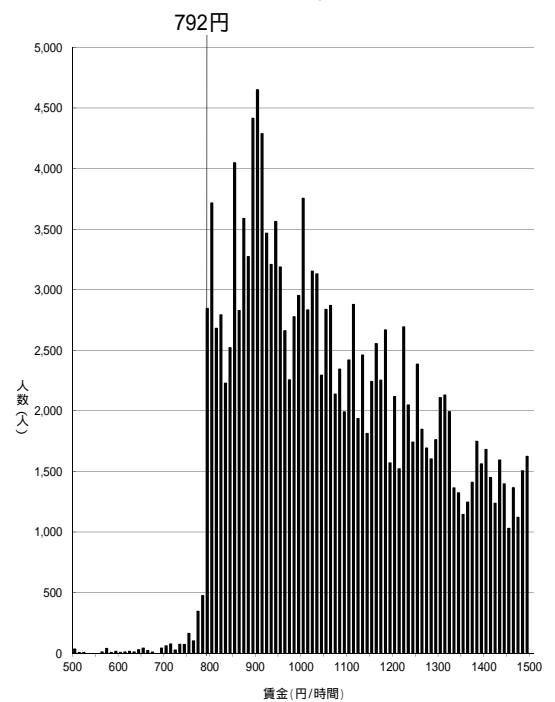


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(D)

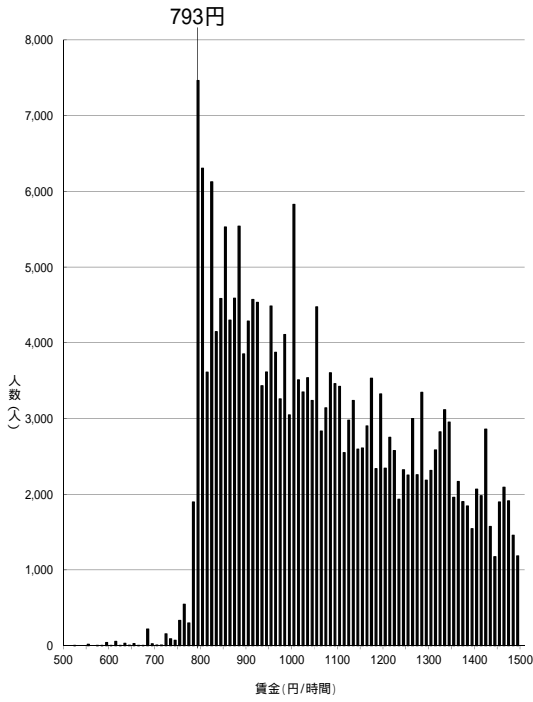


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(D)

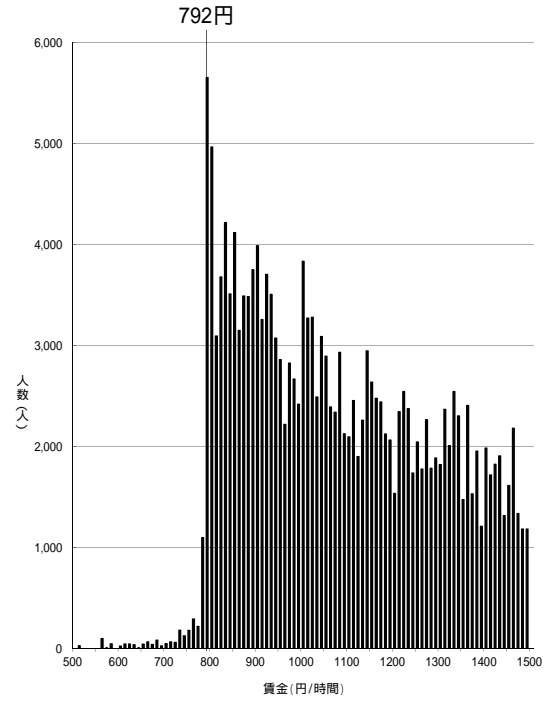


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(D)

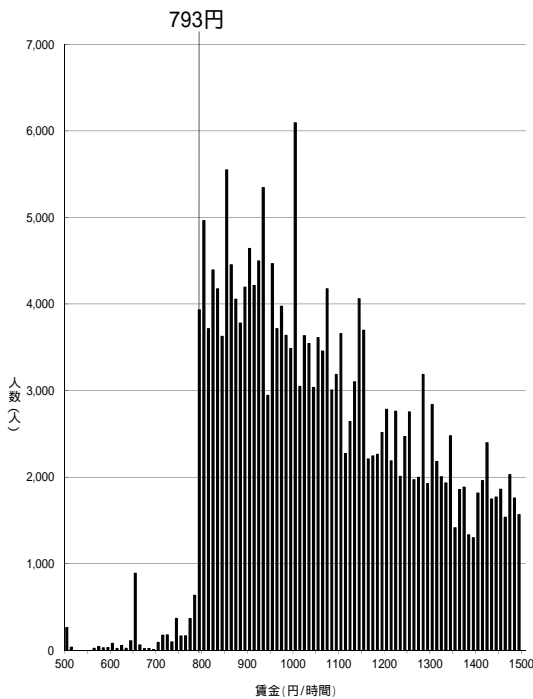


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(D)

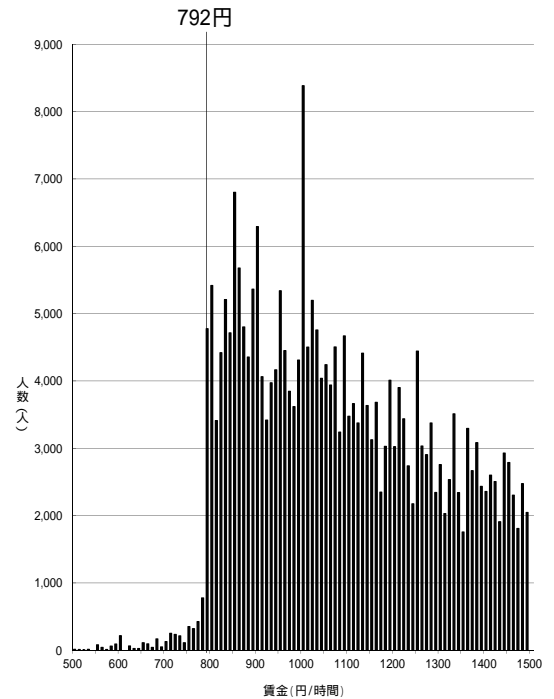


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(D)



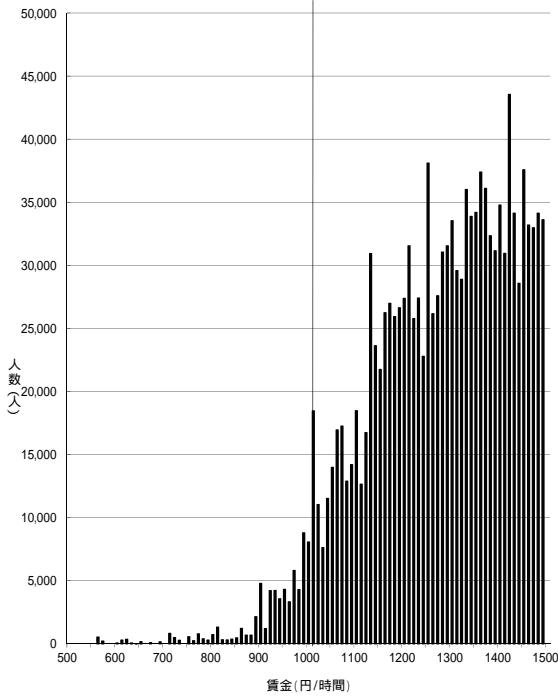
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精霊勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

東京(A)

1013円



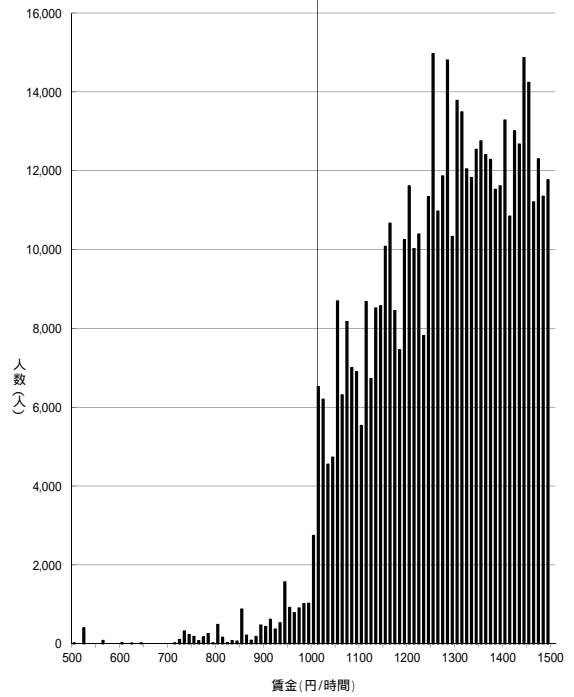
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

1012円



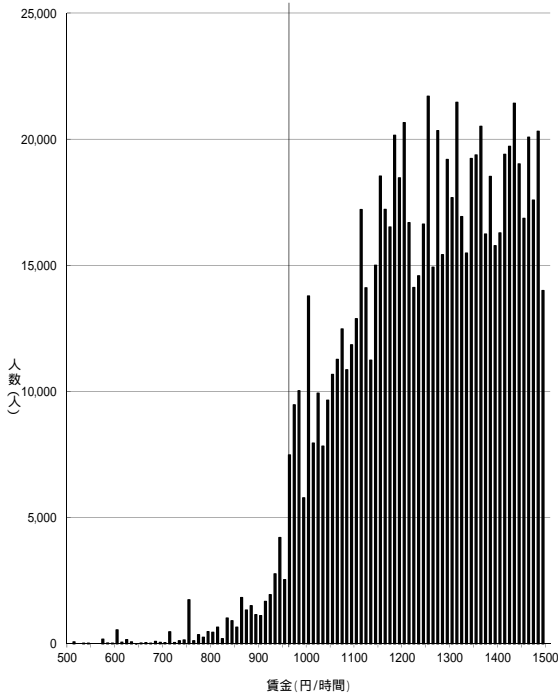
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

964円



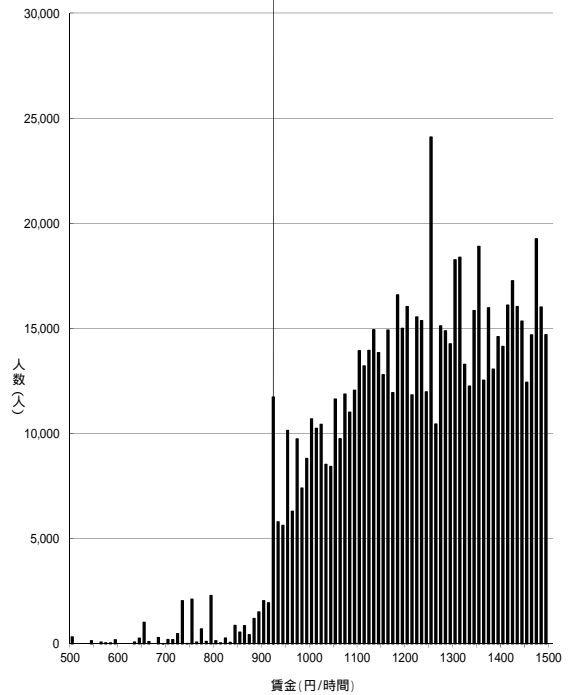
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

927円

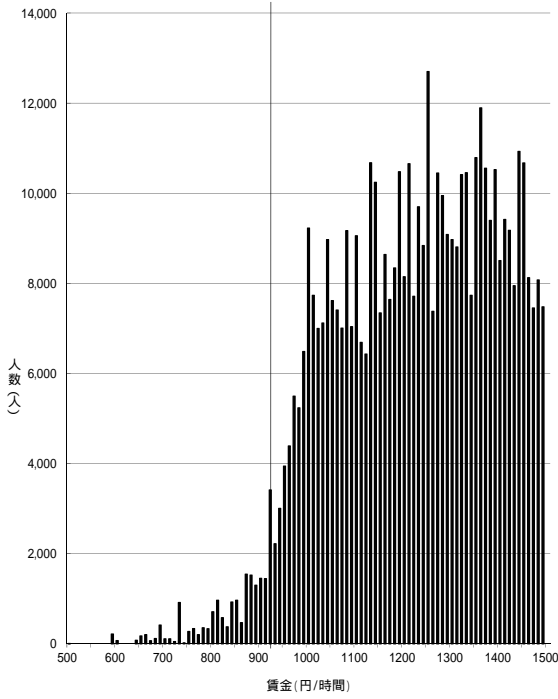


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)
928円

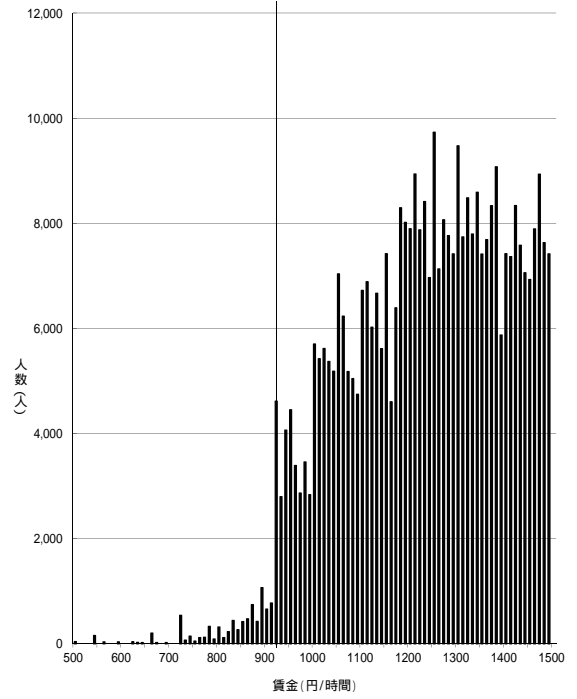


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)
925円

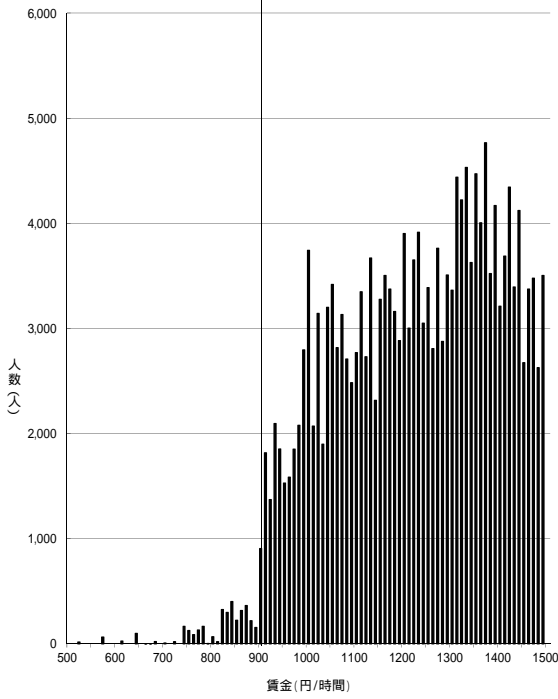


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)
909円

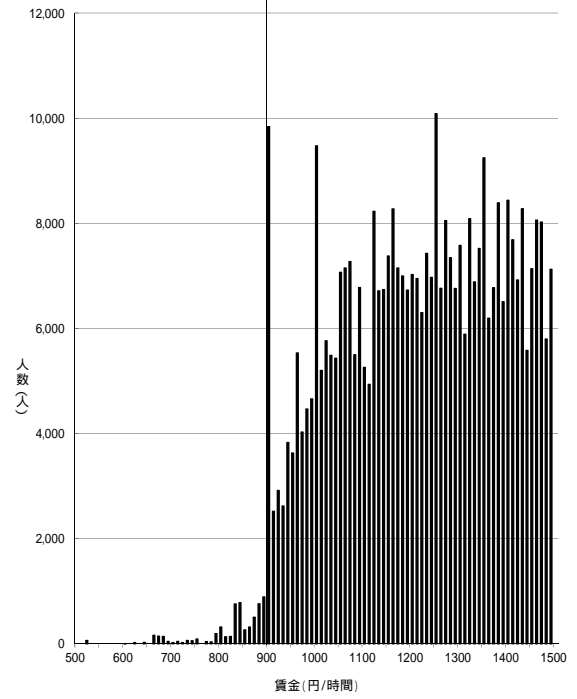


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)
900円

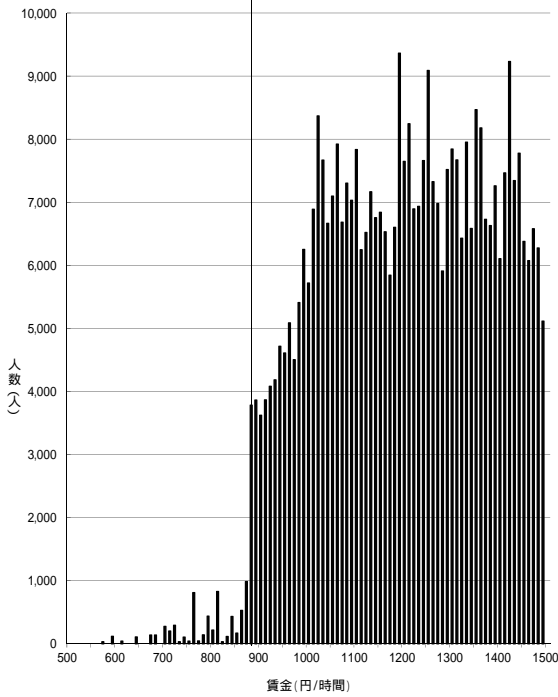


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)
885円

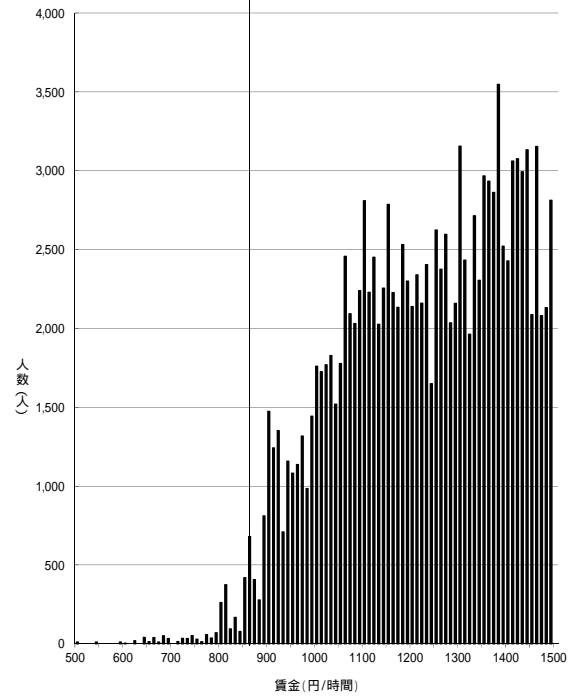


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)
868円



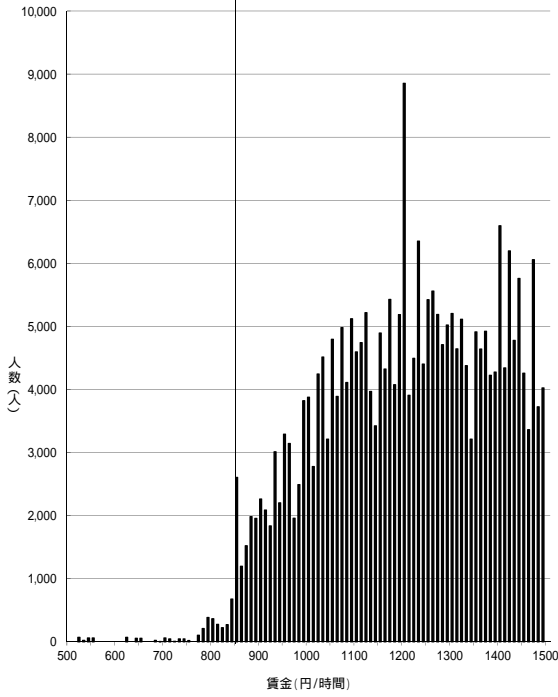
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

851円



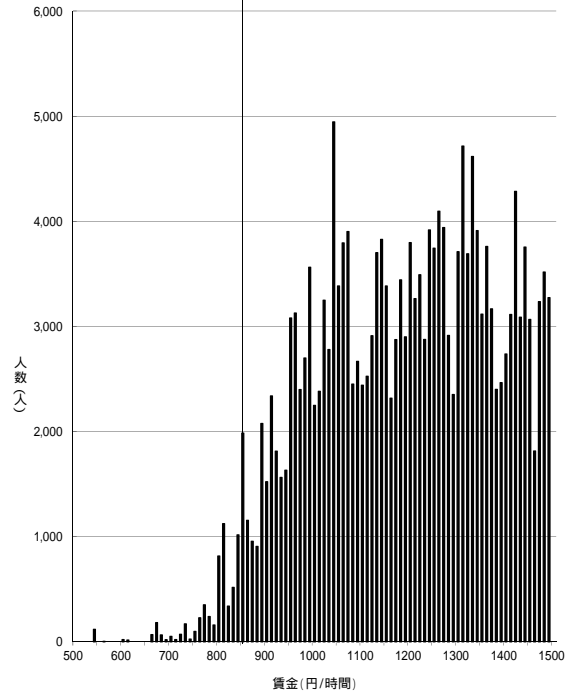
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

854円



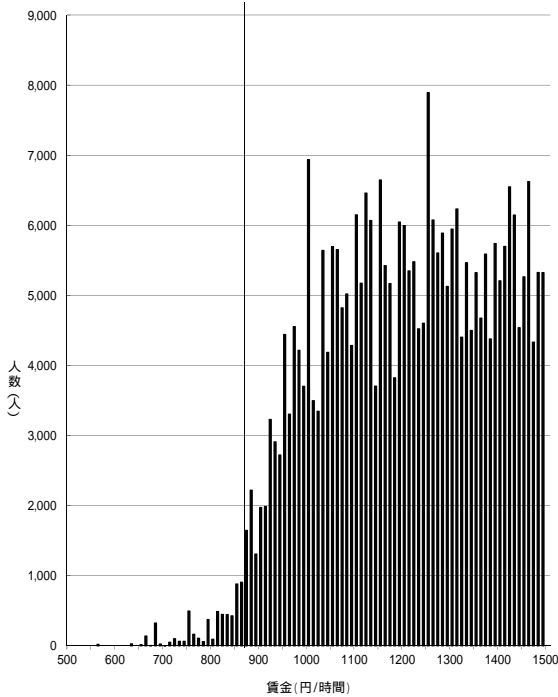
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

871円



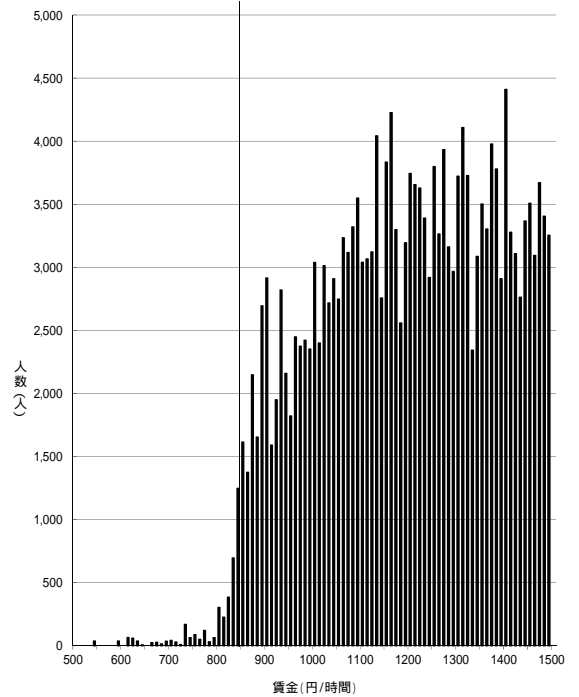
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

849円



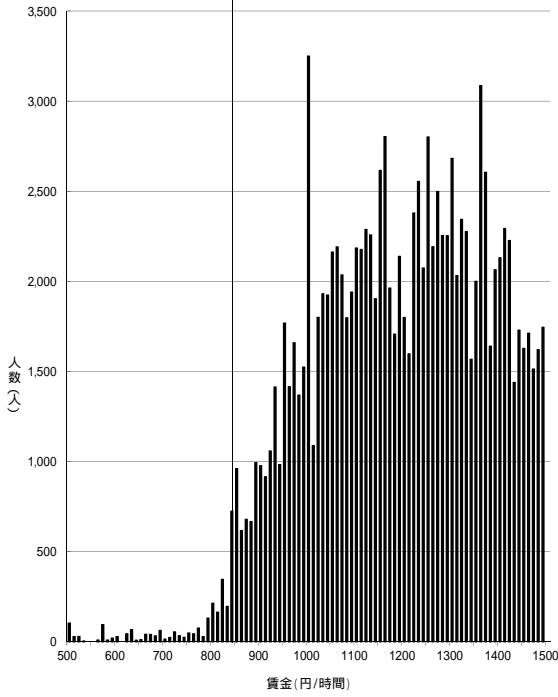
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

849円



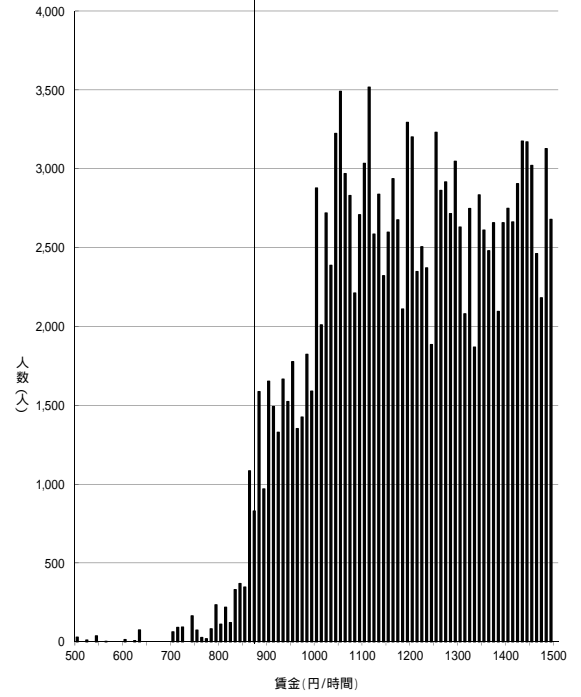
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

874円



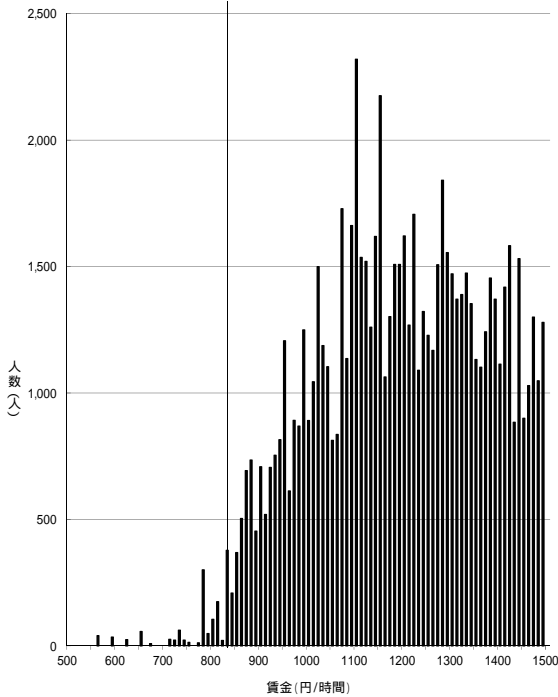
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

838円

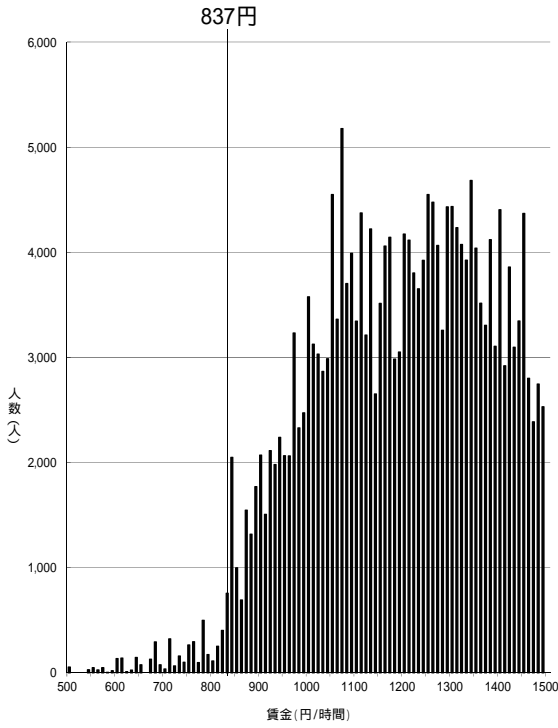


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬 (C)

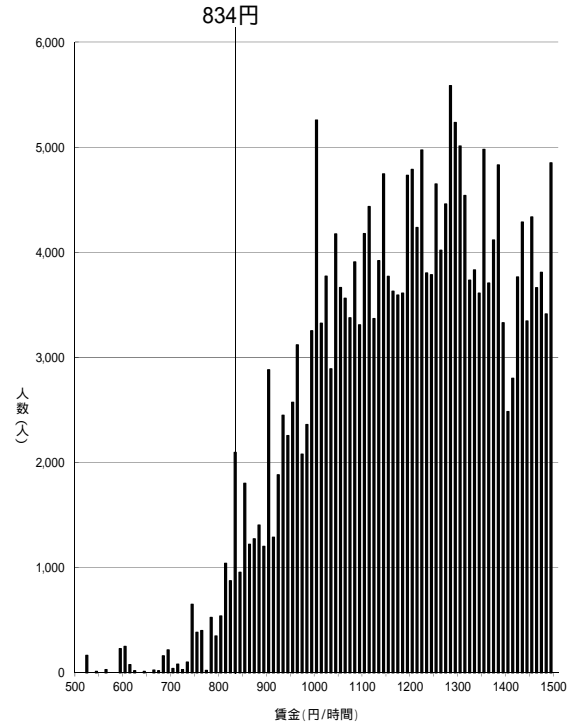


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山 (C)

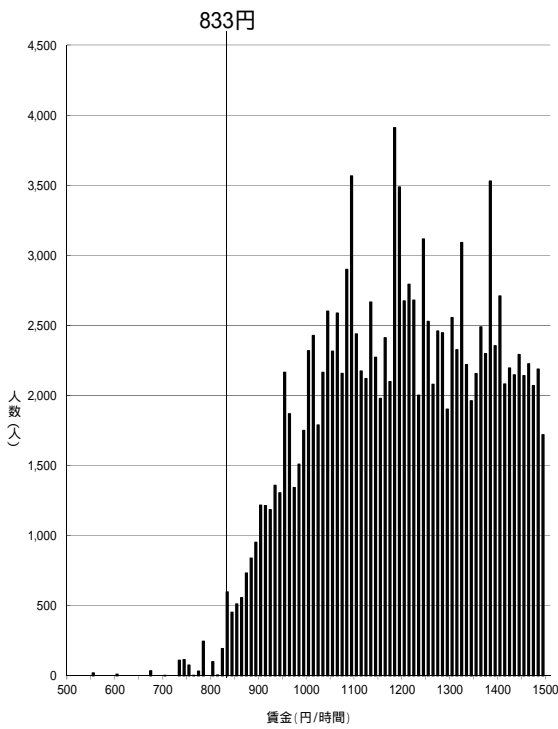


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川 (C)

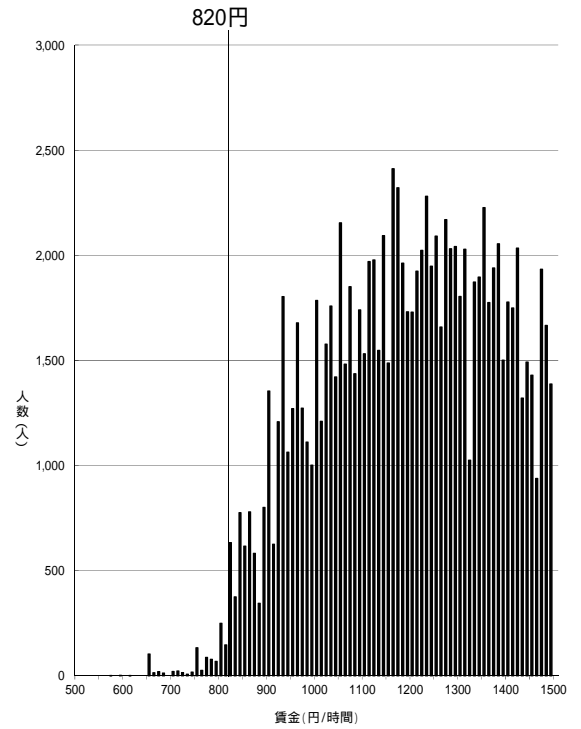


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川 (C)



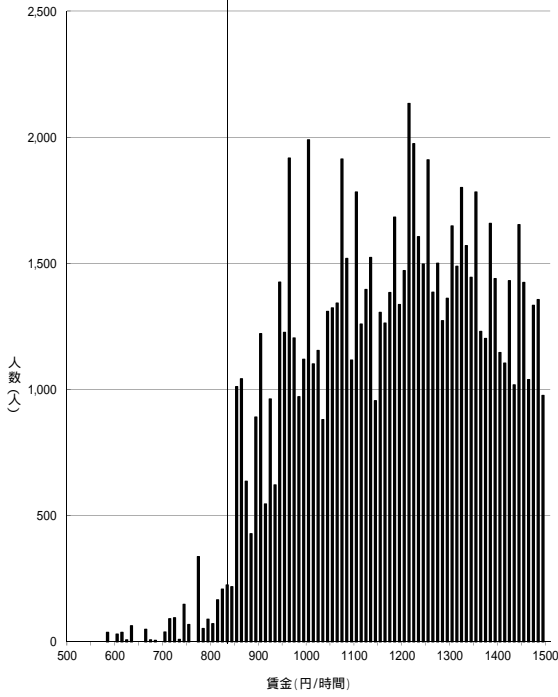
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(C)

838円



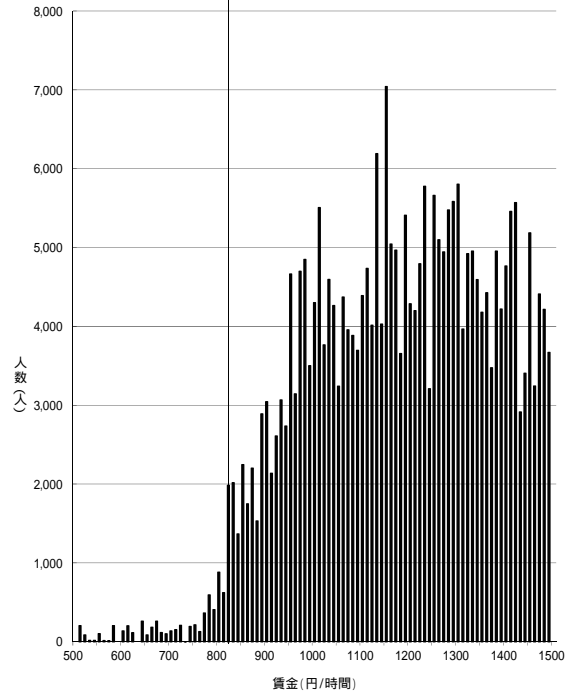
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(C)

825円



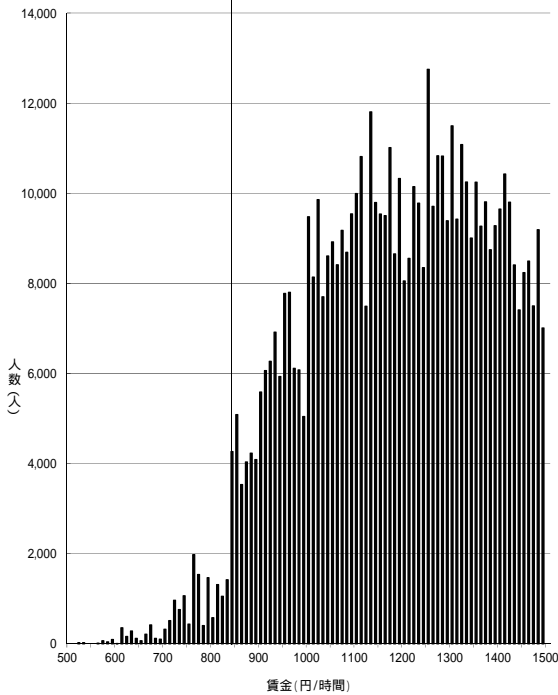
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(C)

842円



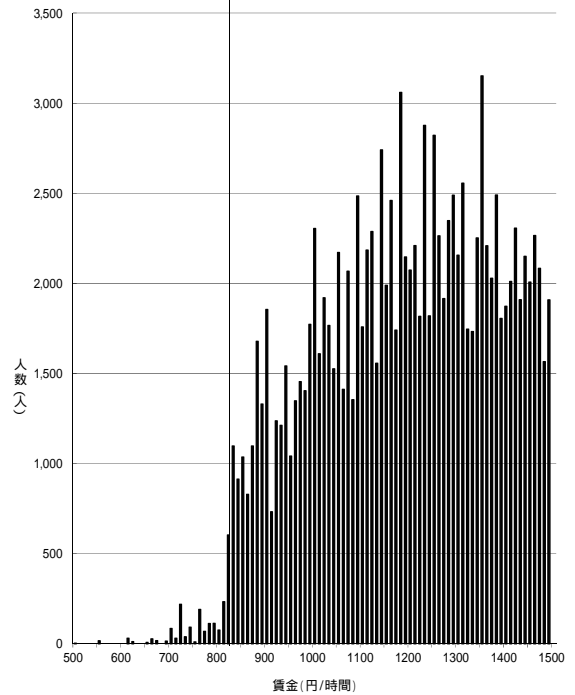
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(C)

829円



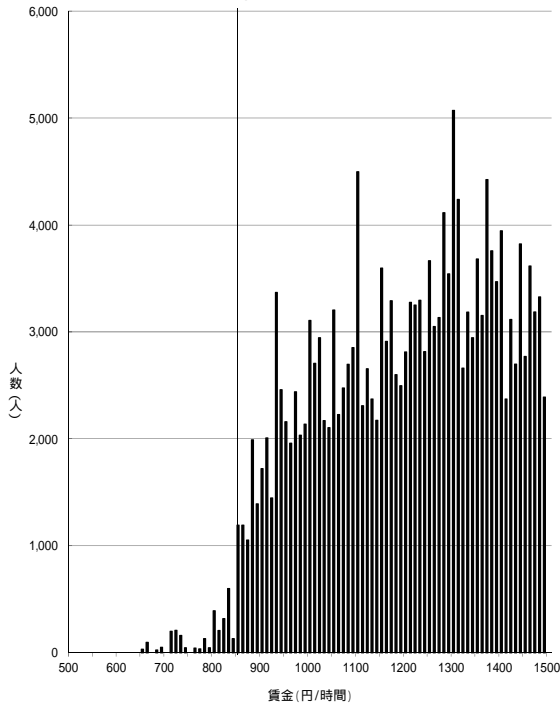
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜 (C)

852円



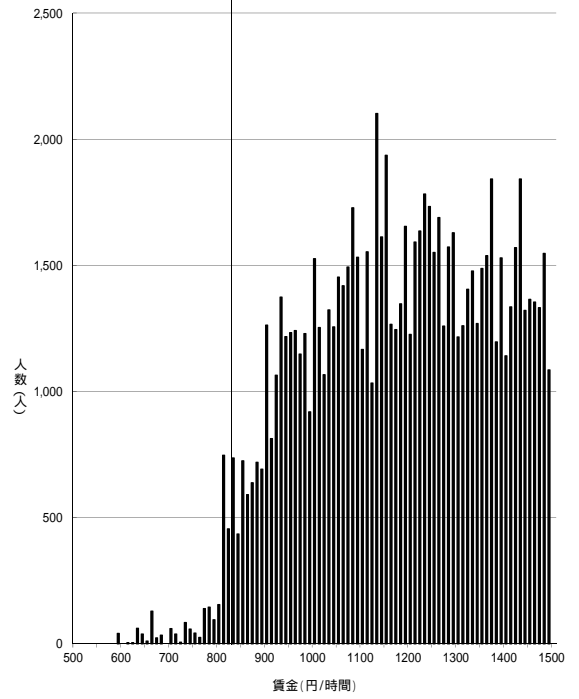
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井 (C)

830円



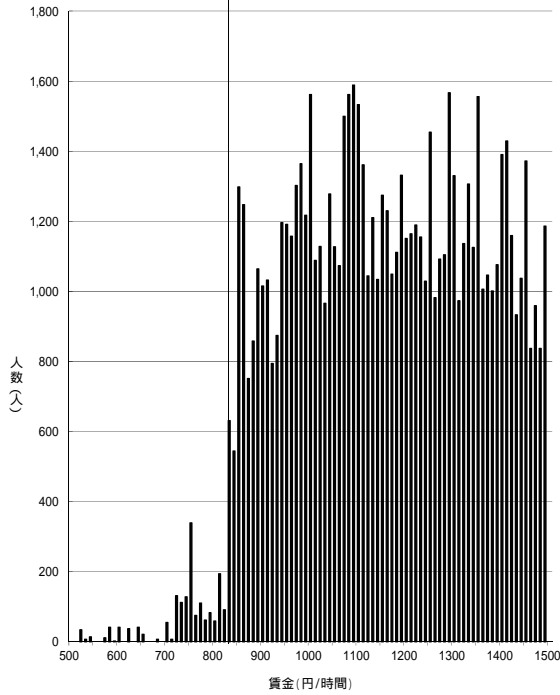
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山 (C)

831円



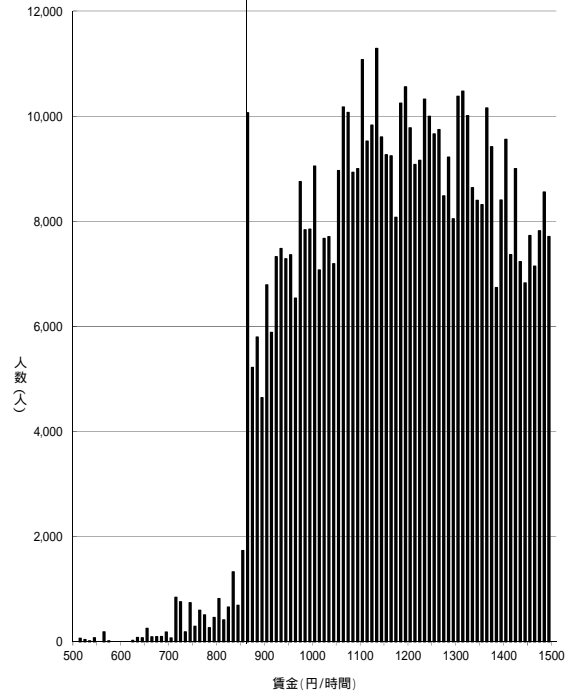
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道 (C)

861円



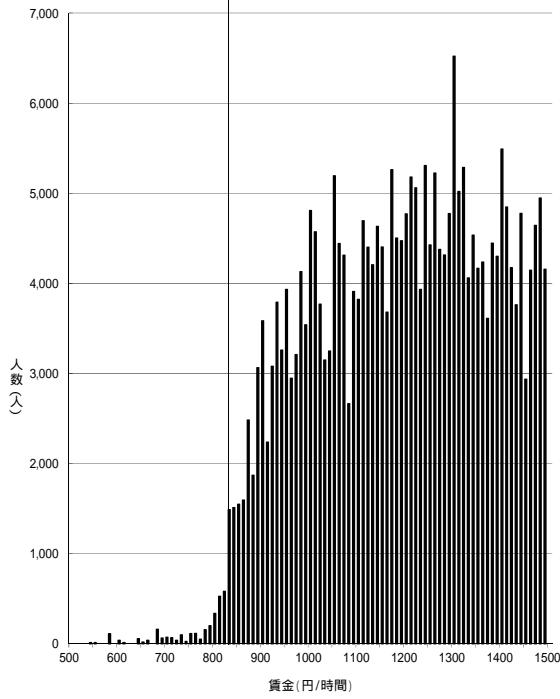
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(C)

831円



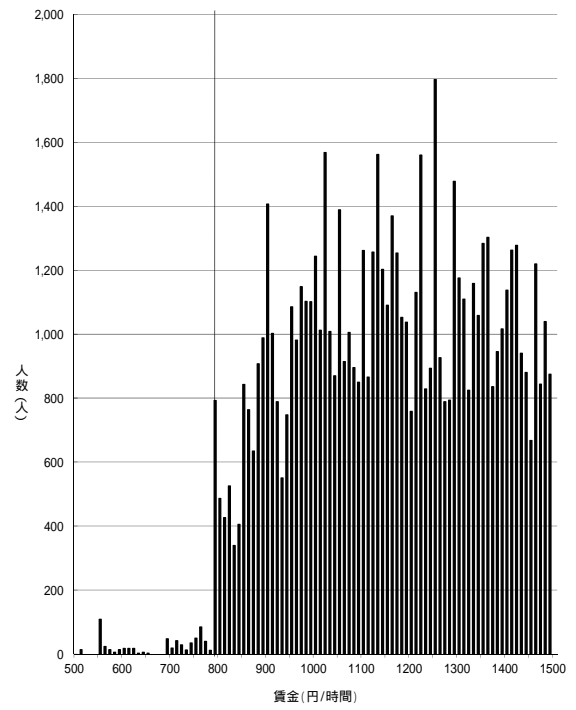
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(C)

796円



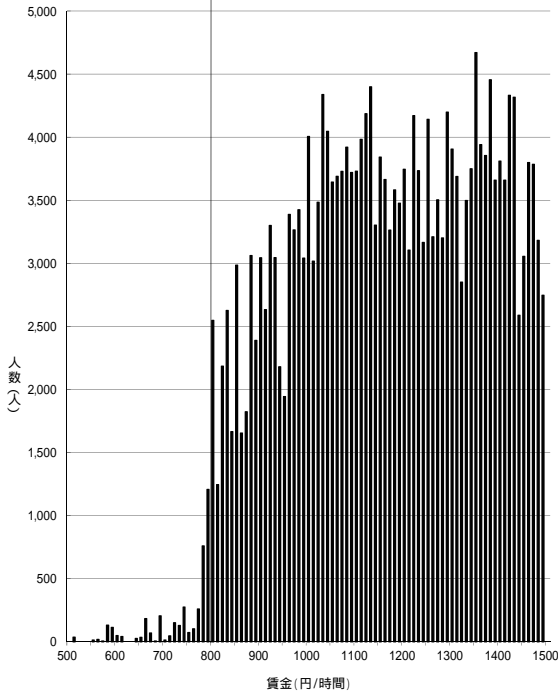
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(D)

800円



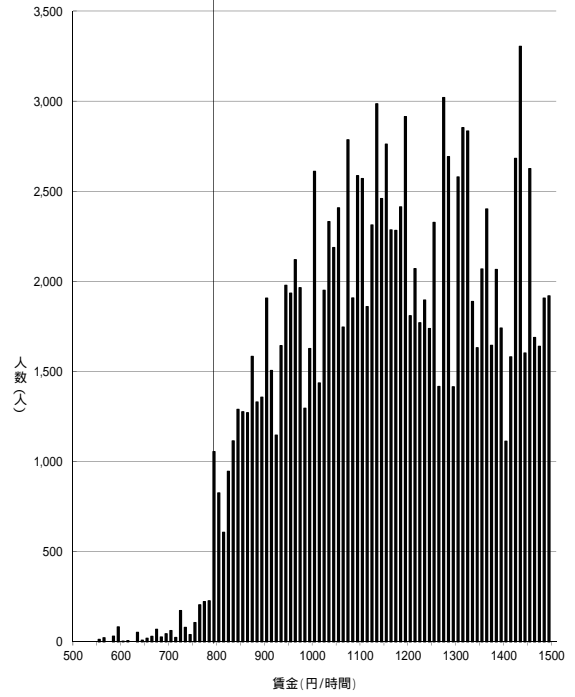
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(D)

792円



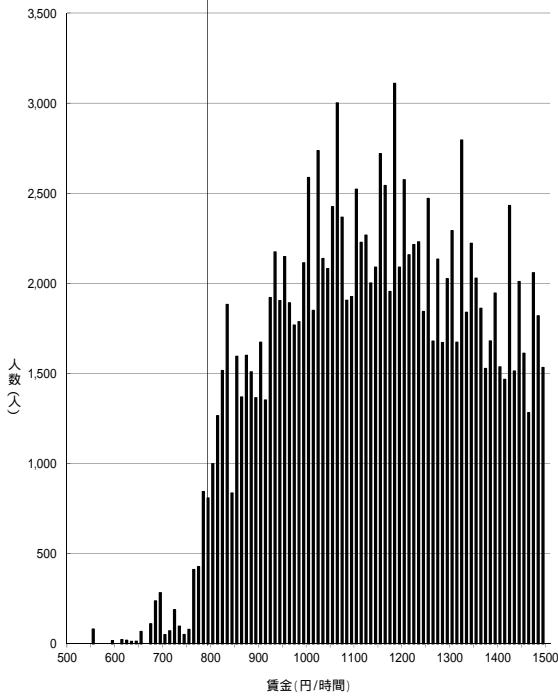
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(D)

793円



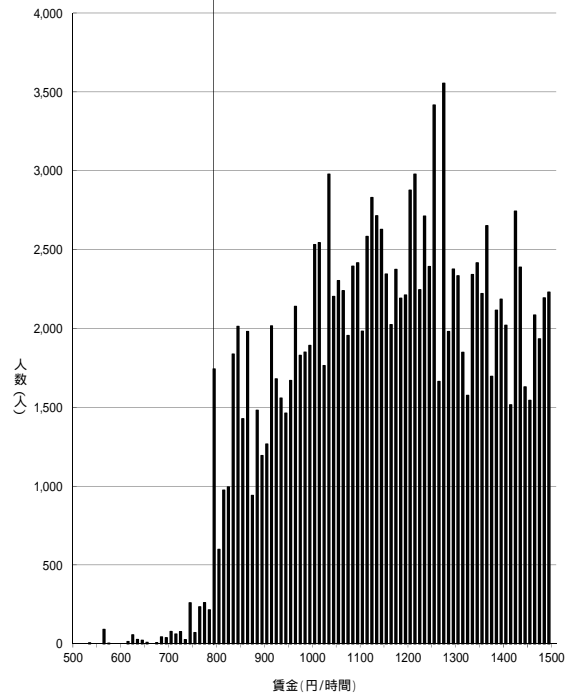
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(D)

793円

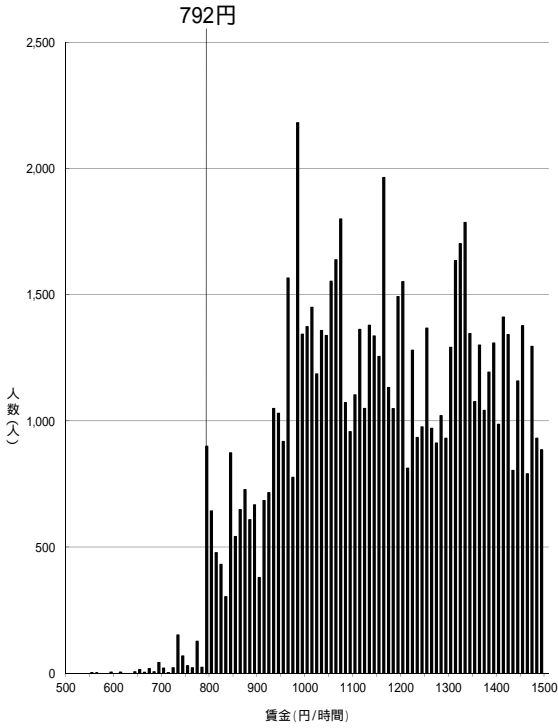


資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(D)

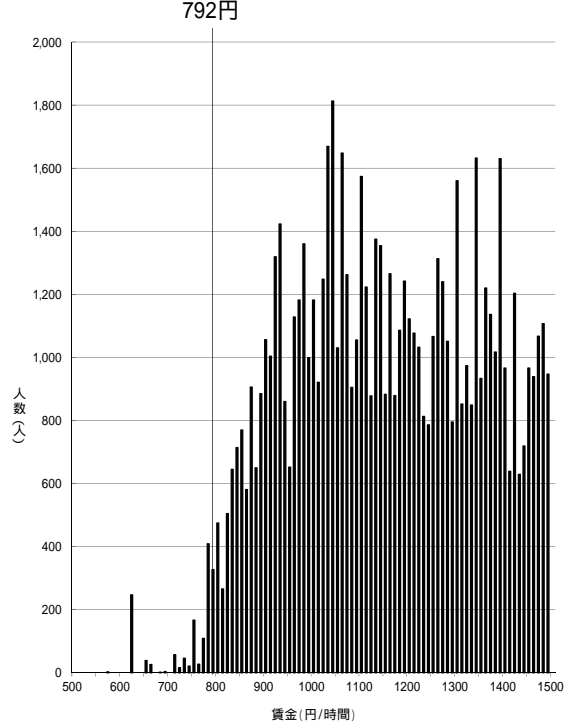


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(D)

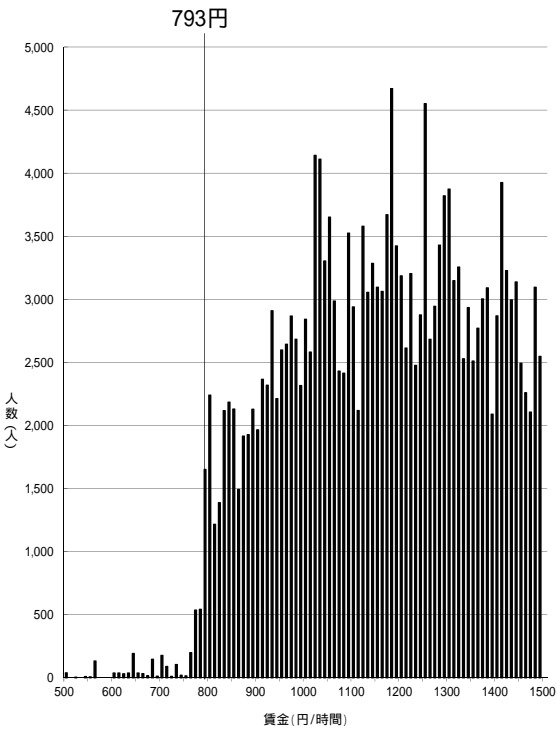


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(D)

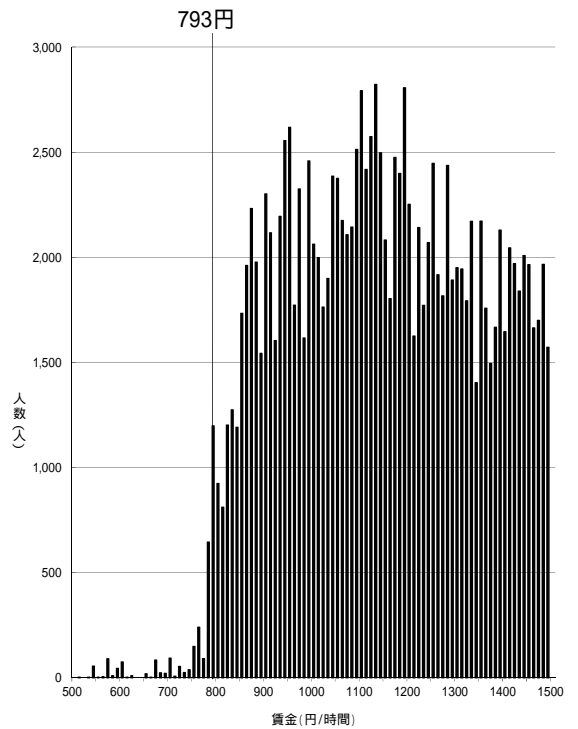


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(D)



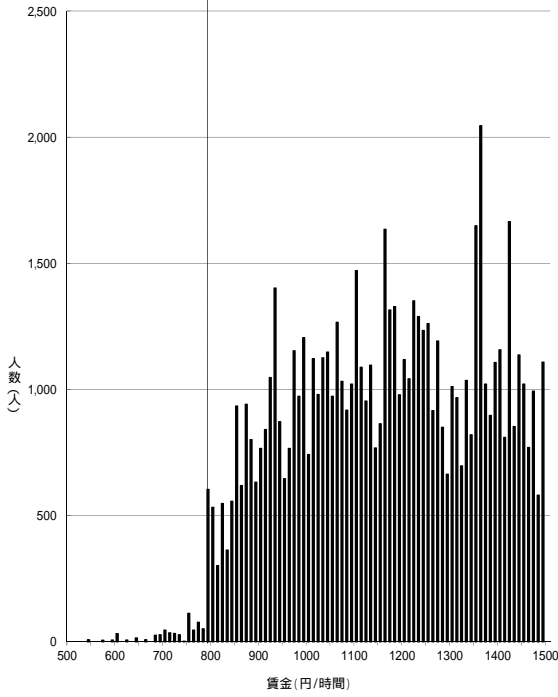
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(D)

792円



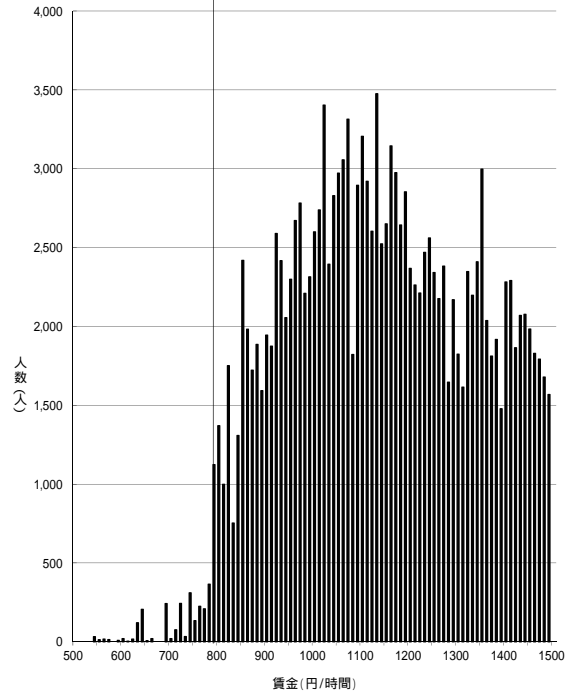
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(D)

793円



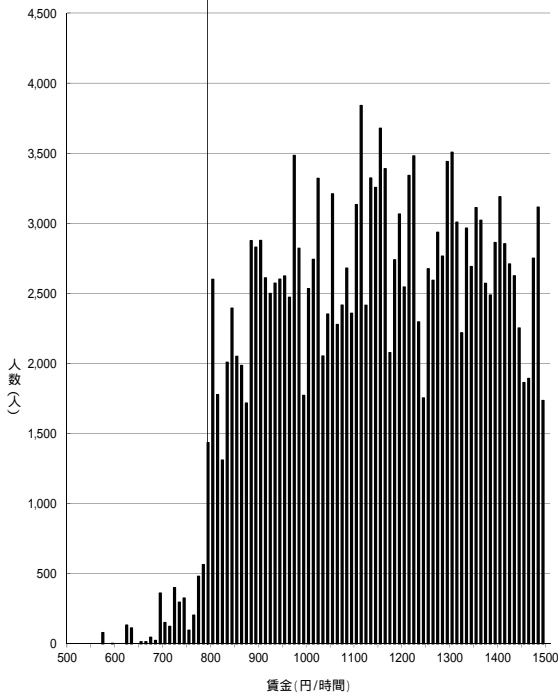
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(D)

793円



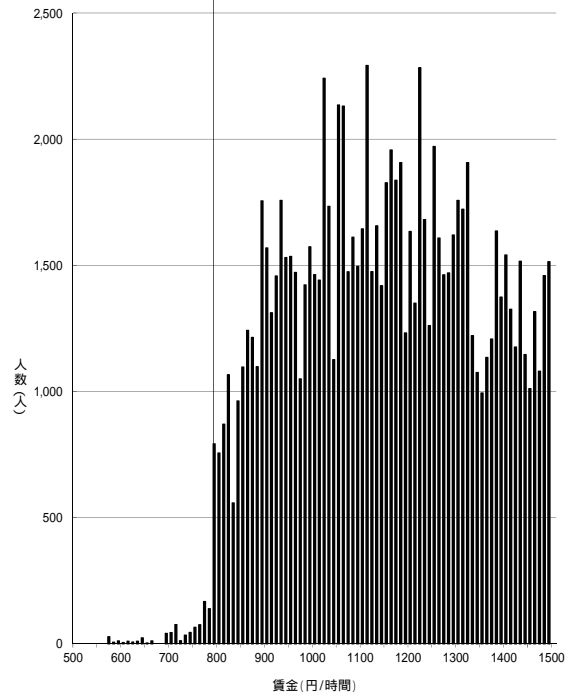
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(D)

792円



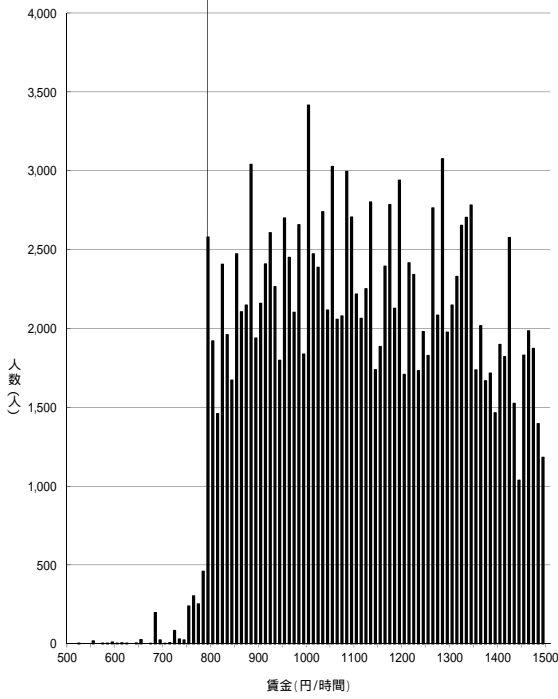
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計,

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(D)

793円



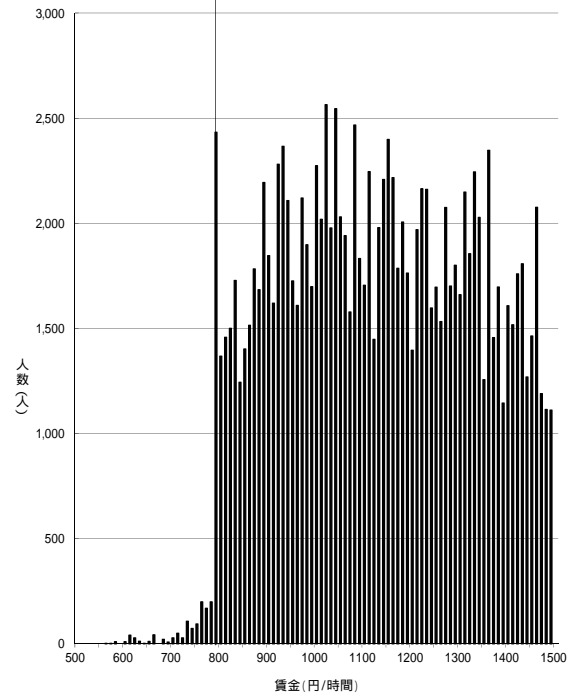
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(D)

792円



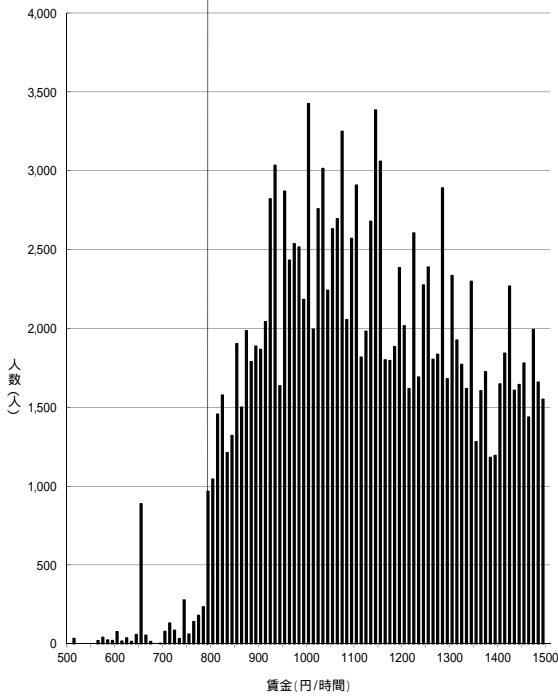
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(D)

793円



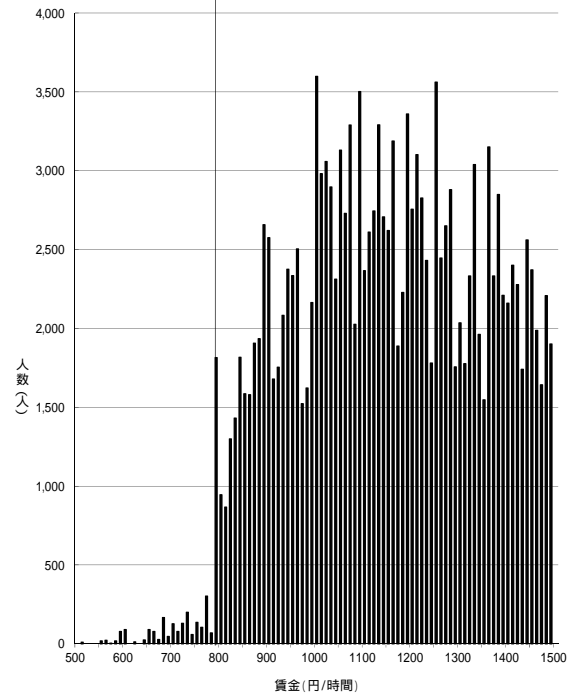
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(D)

792円



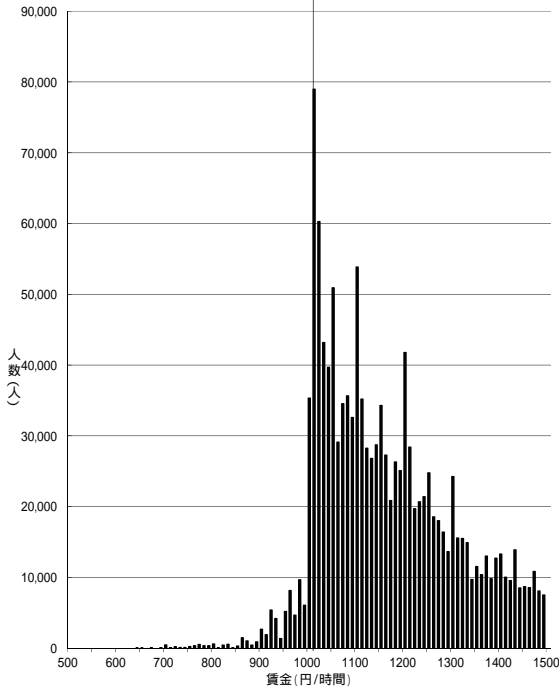
資料出所:厚生労働省'令和3年賃金構造基本統計調査特別集計

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

東京(A)

1013円



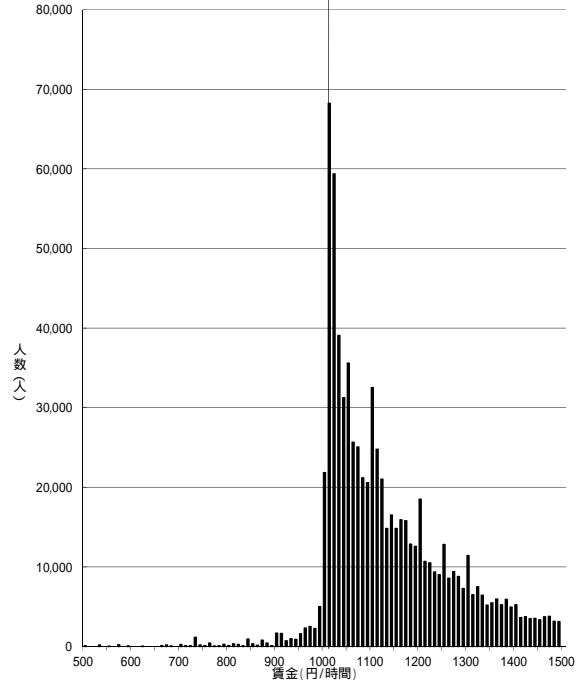
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

1012円



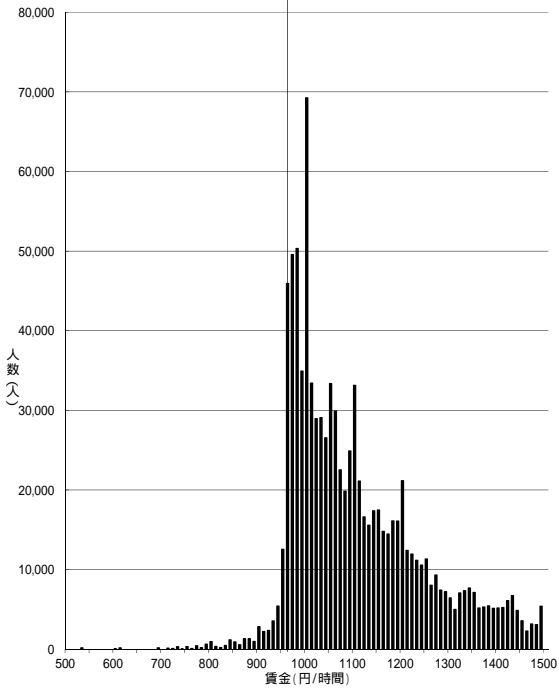
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

964円



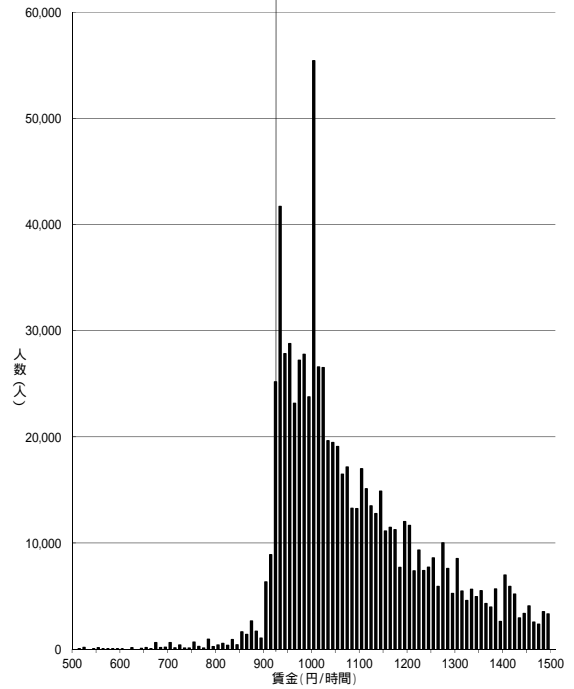
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

927円



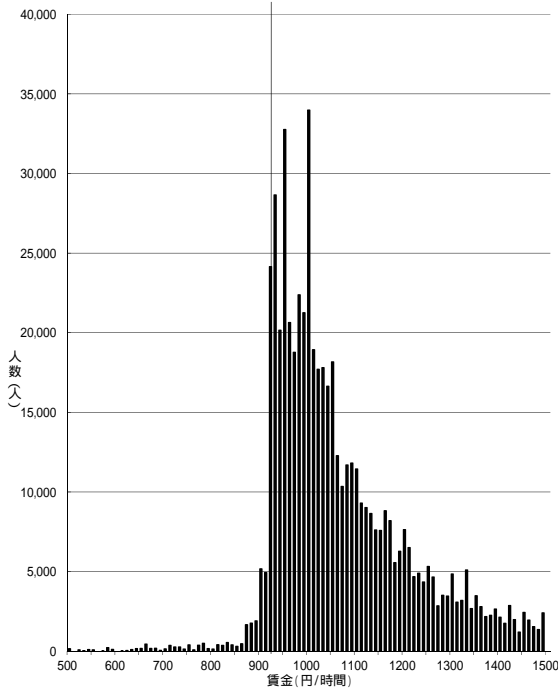
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

928円



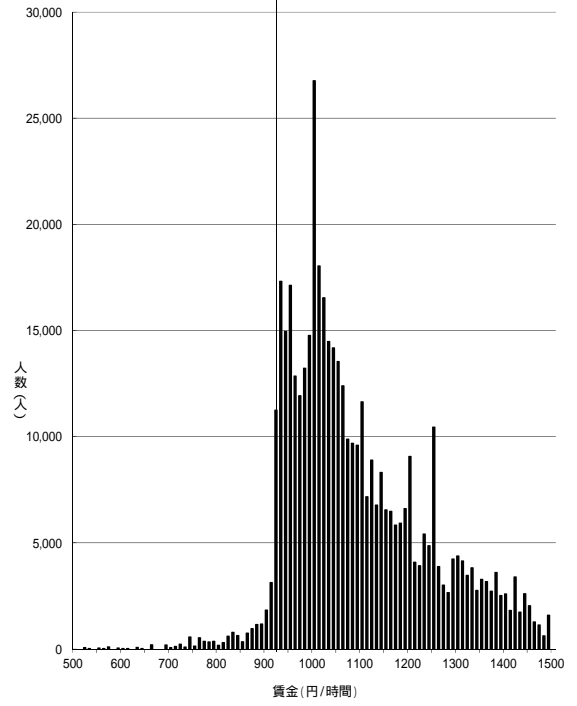
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

925円



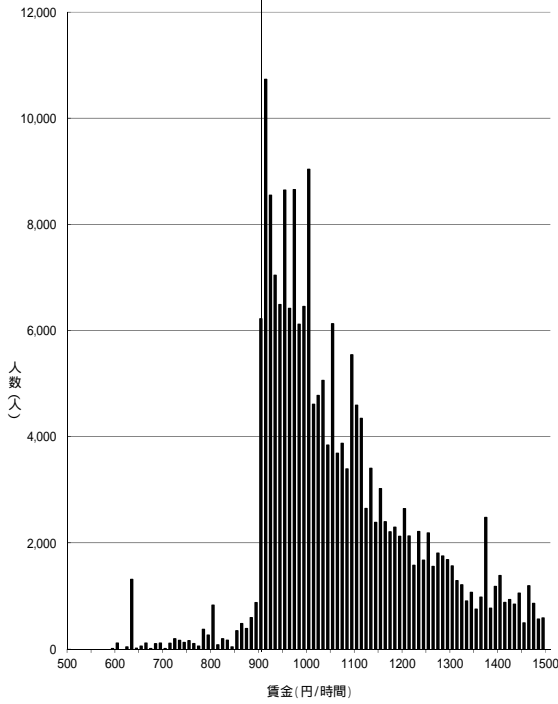
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

909円



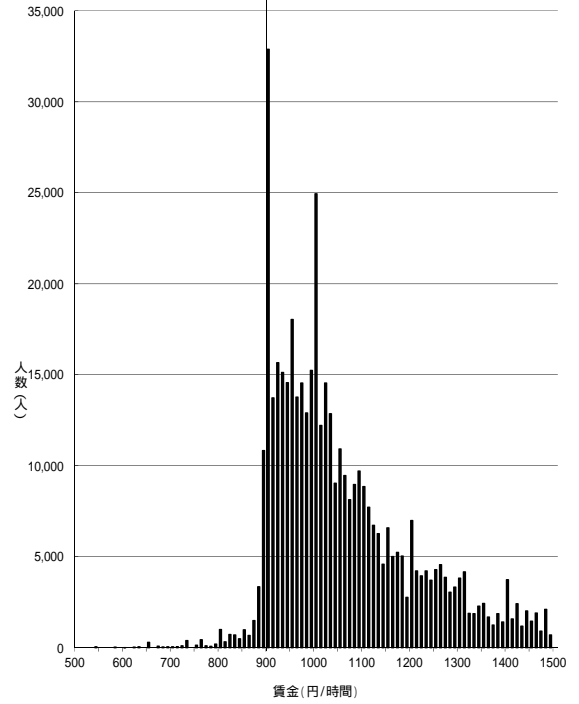
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

900円



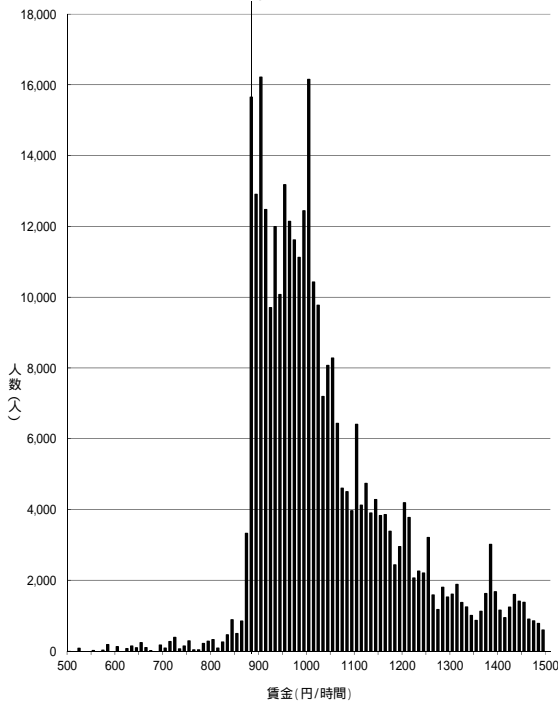
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

885円



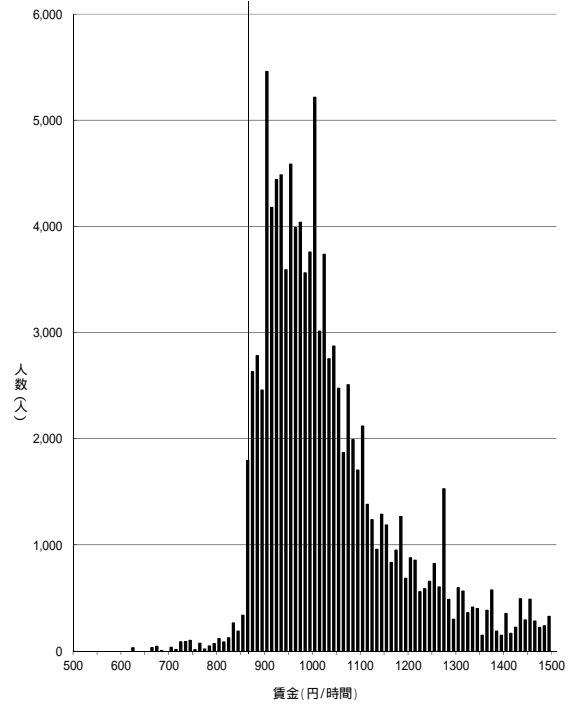
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

868円

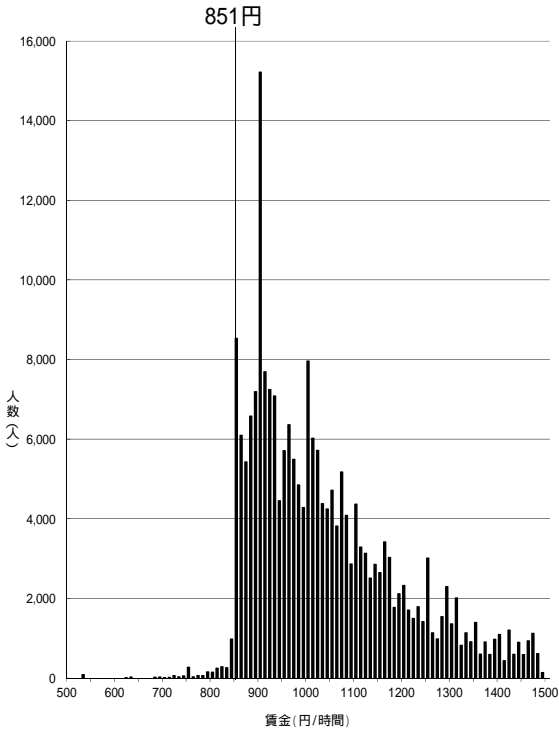


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

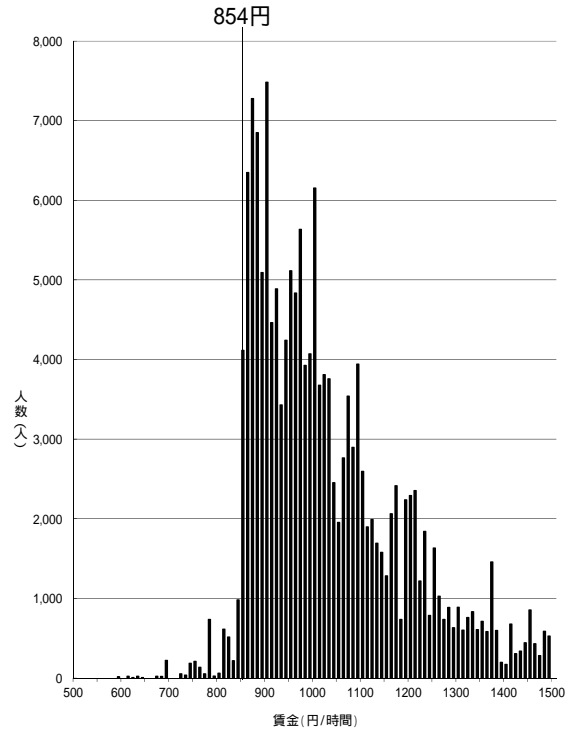


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

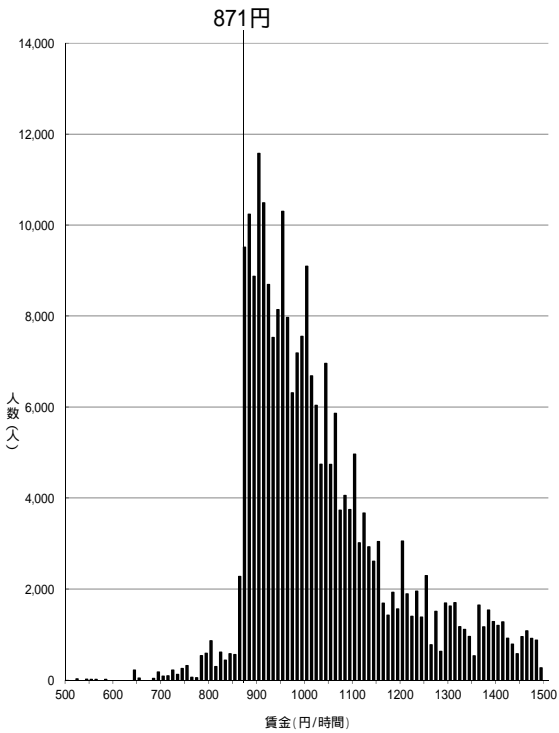


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

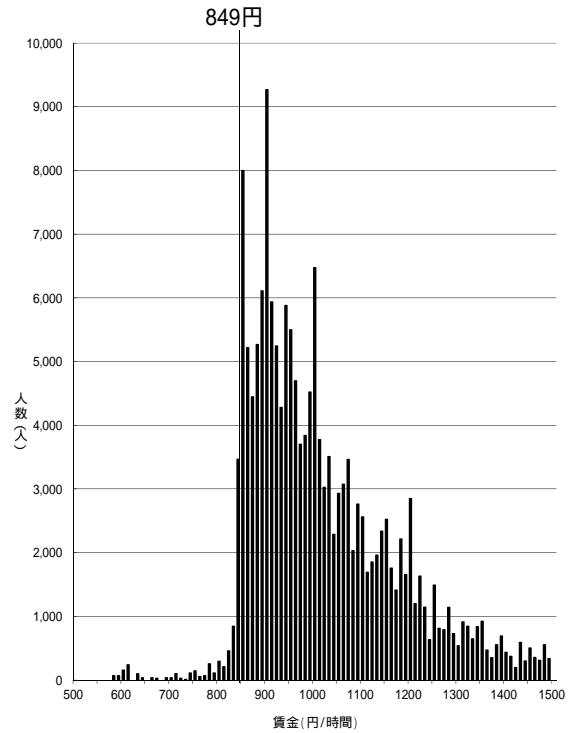


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)



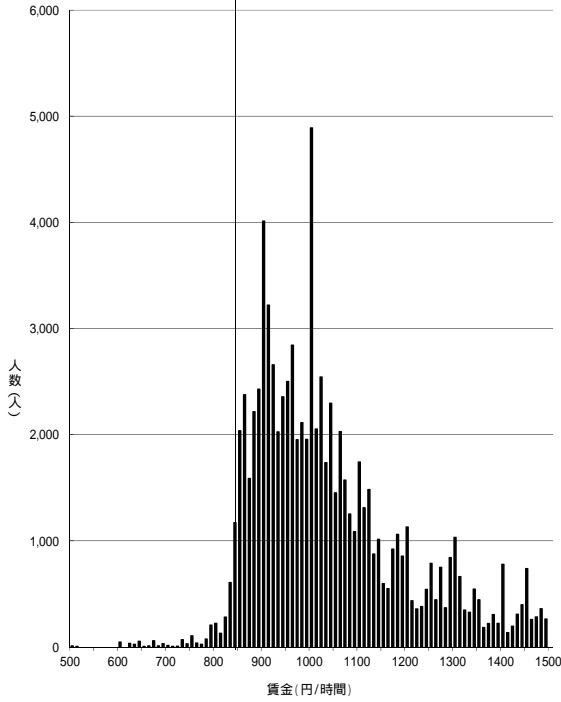
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

849円



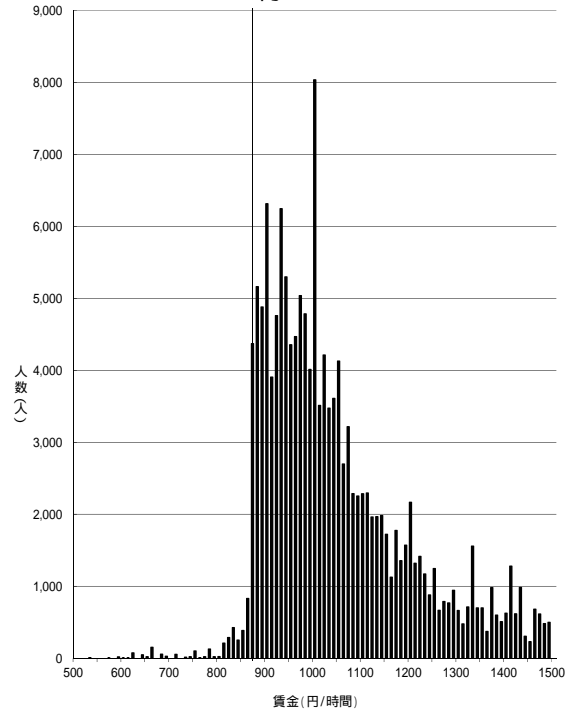
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

874円



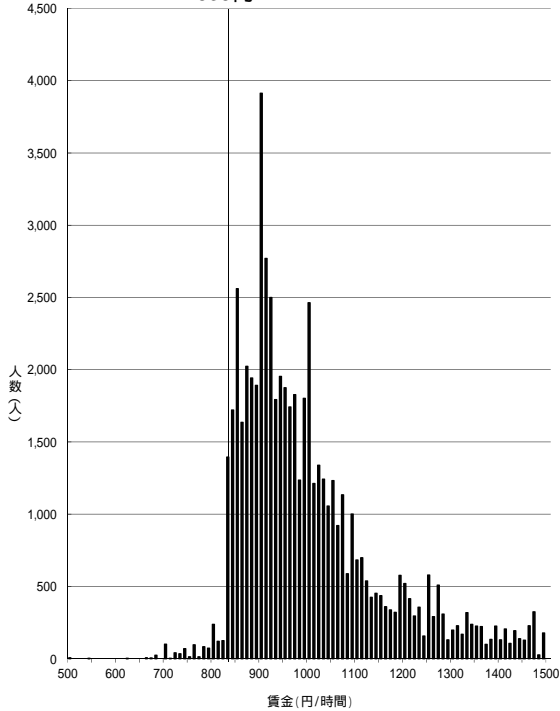
資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

838円

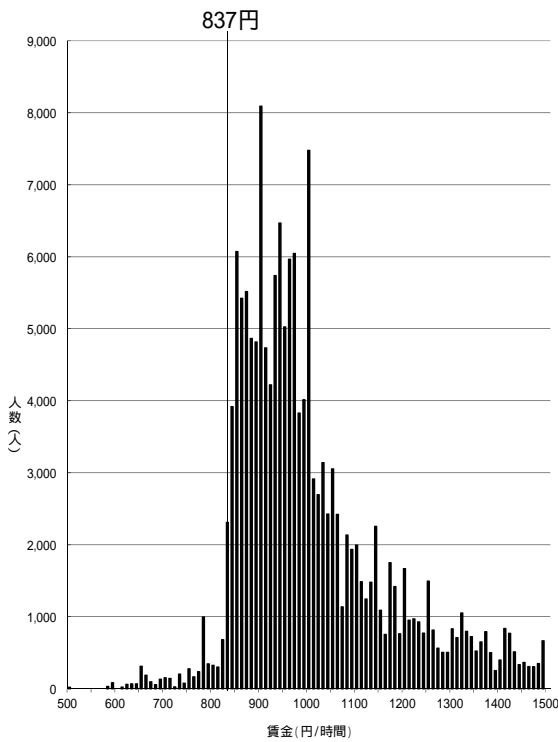


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(C)

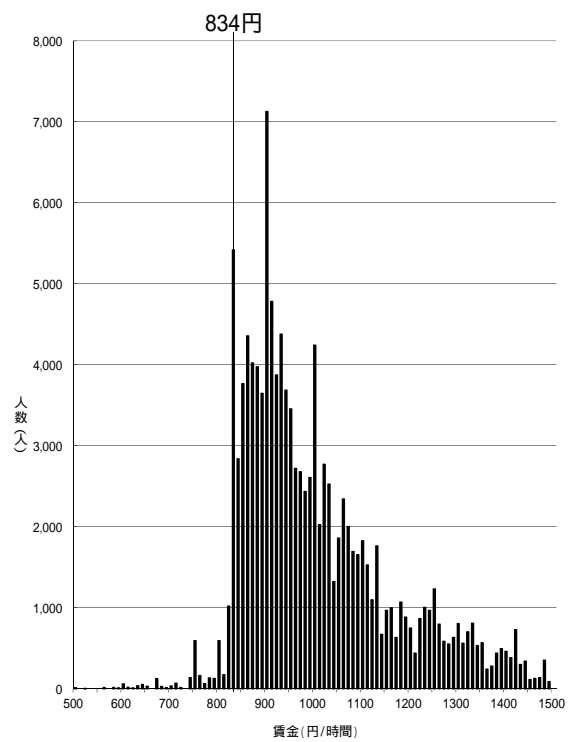


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(C)

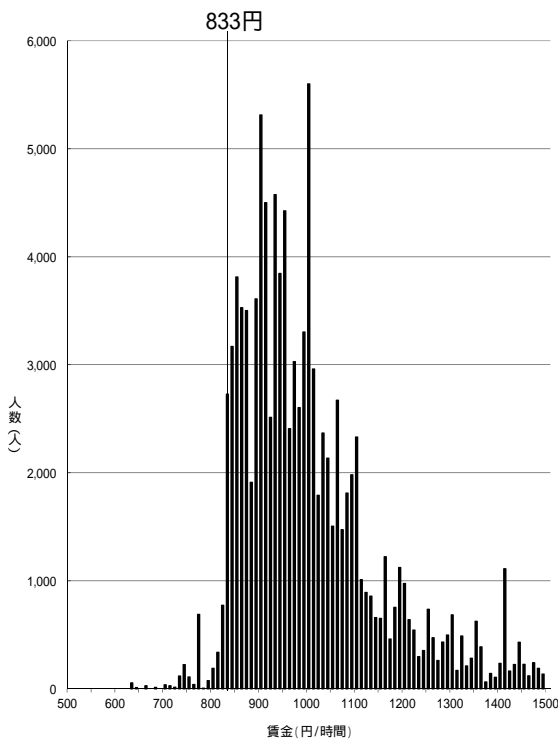


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(C)

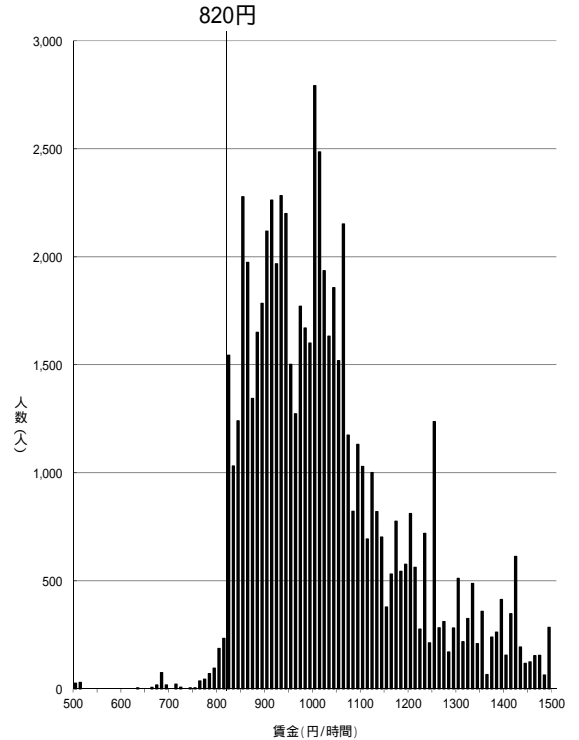


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(C)

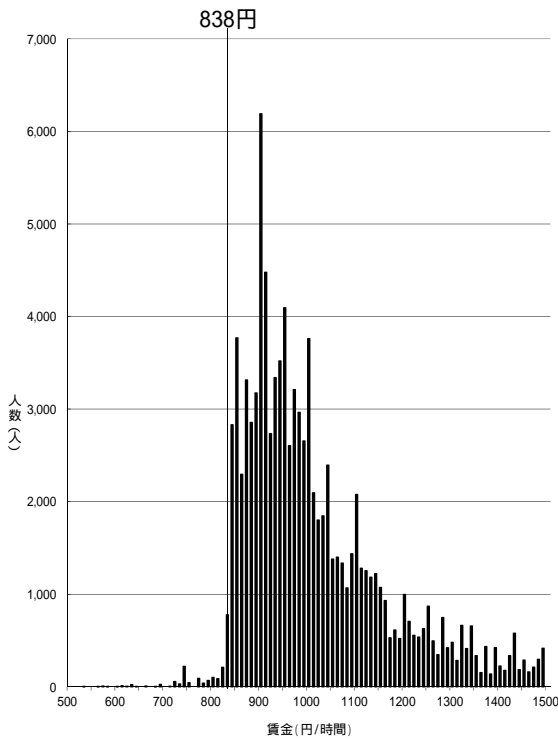


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(C)

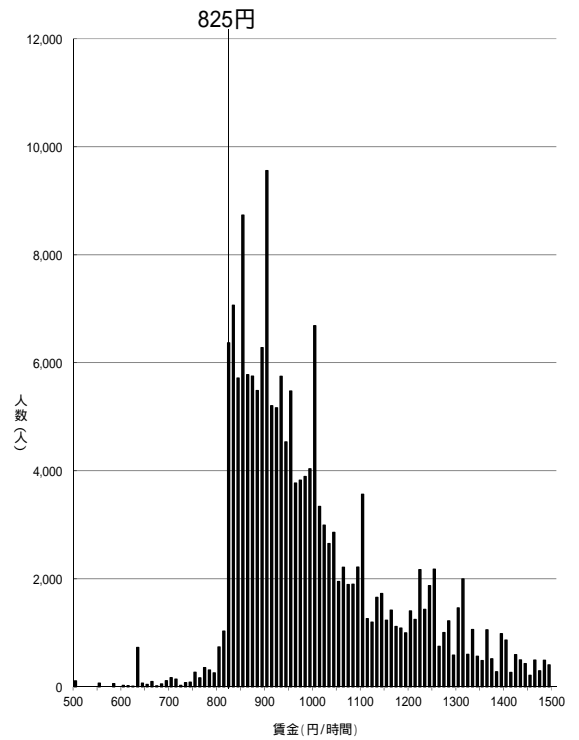


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(C)

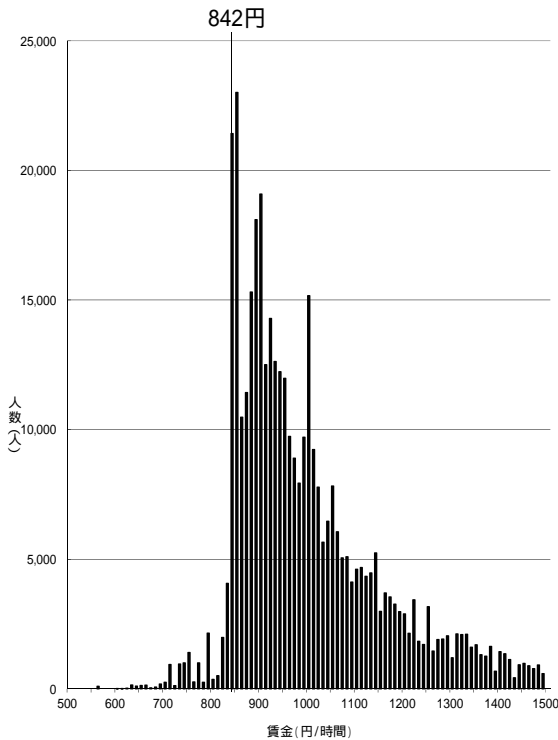


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(C)

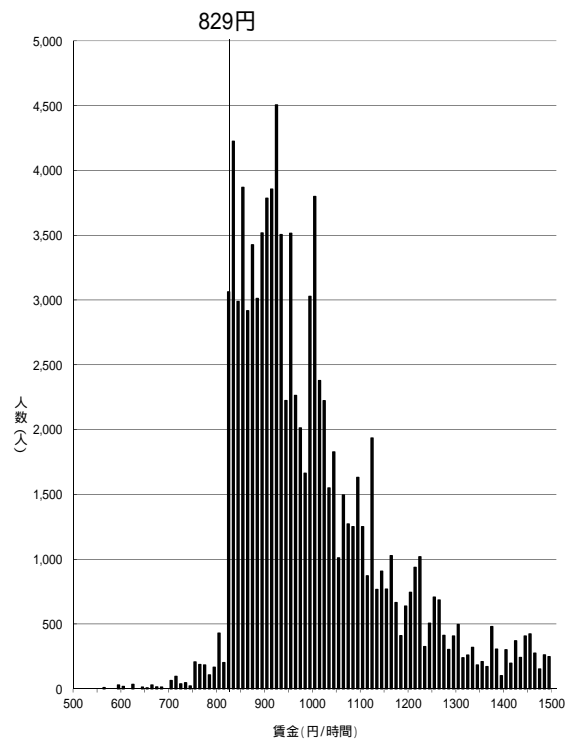


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(C)

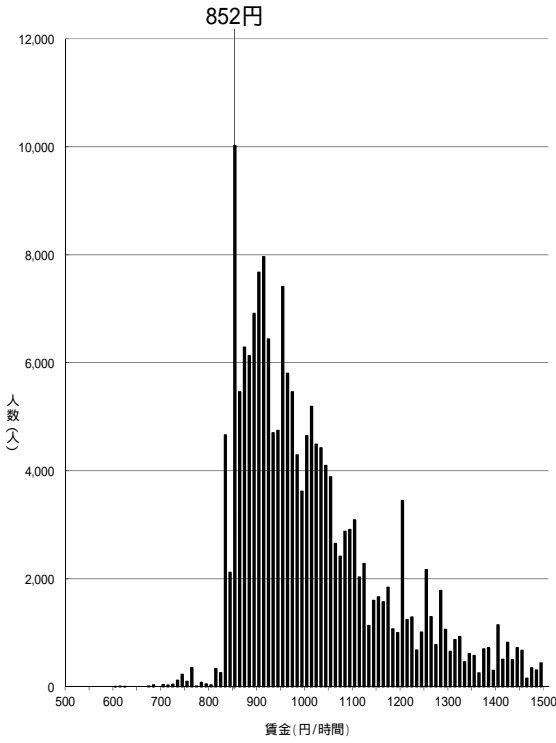


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(C)

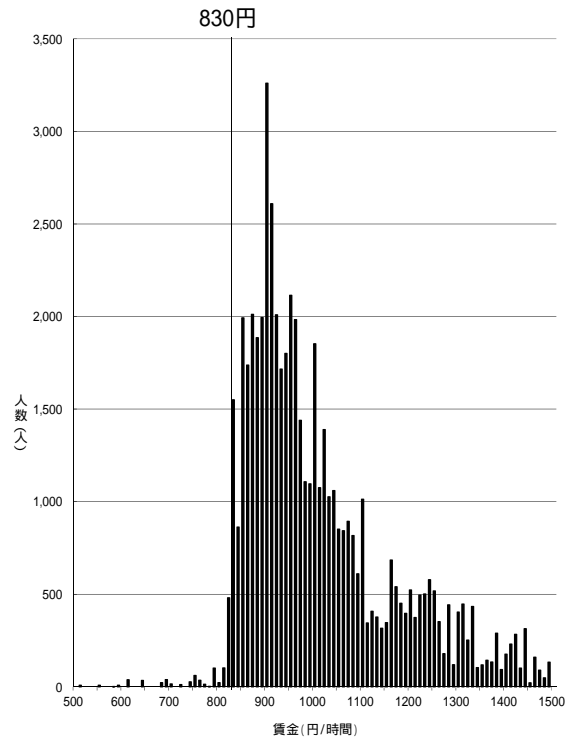


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(C)

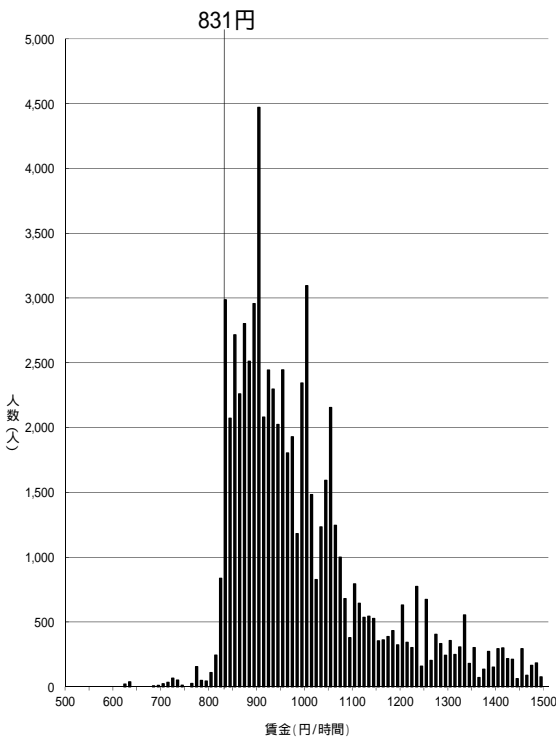


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(C)

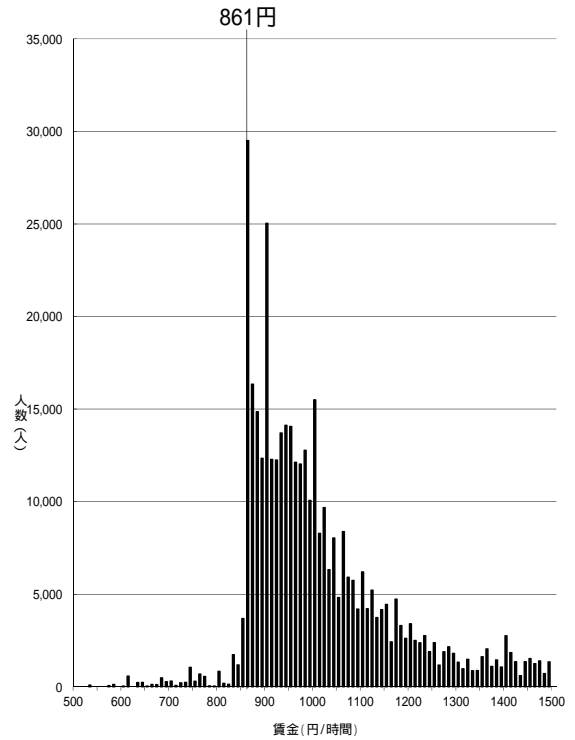


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(C)

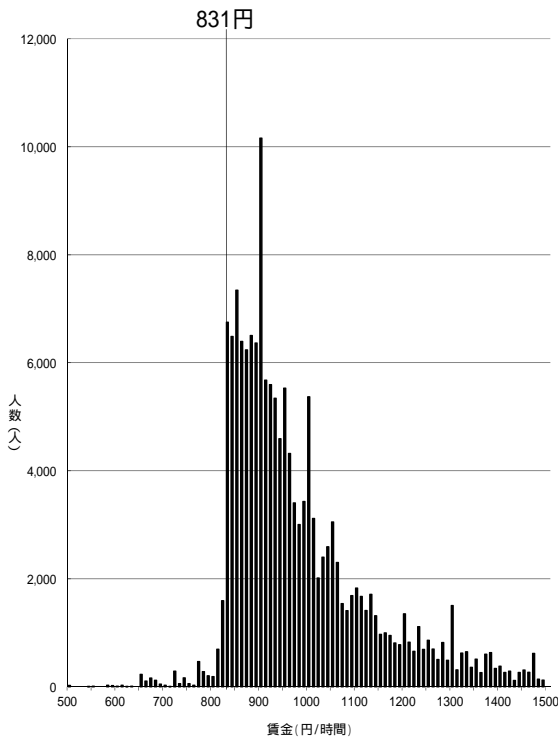


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(C)

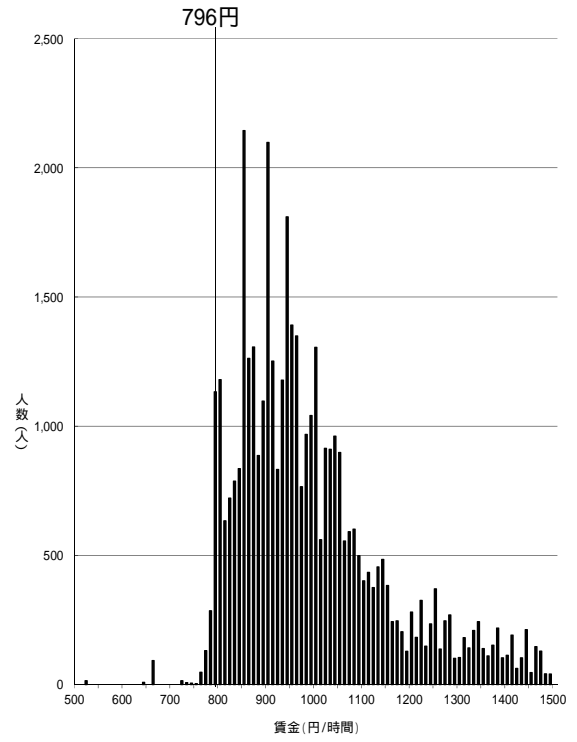


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(C)

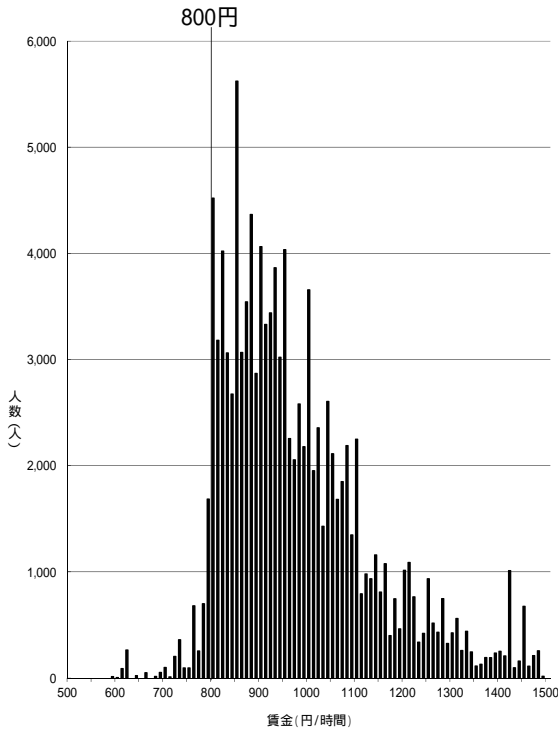


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(D)

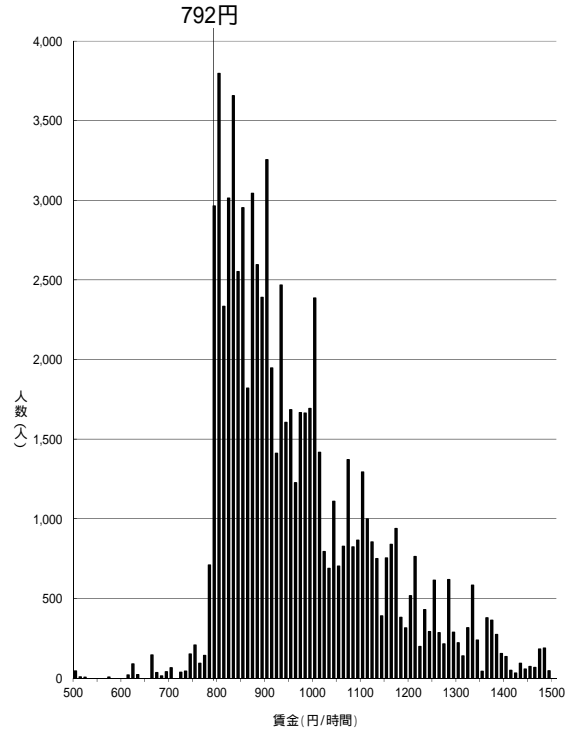


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(D)

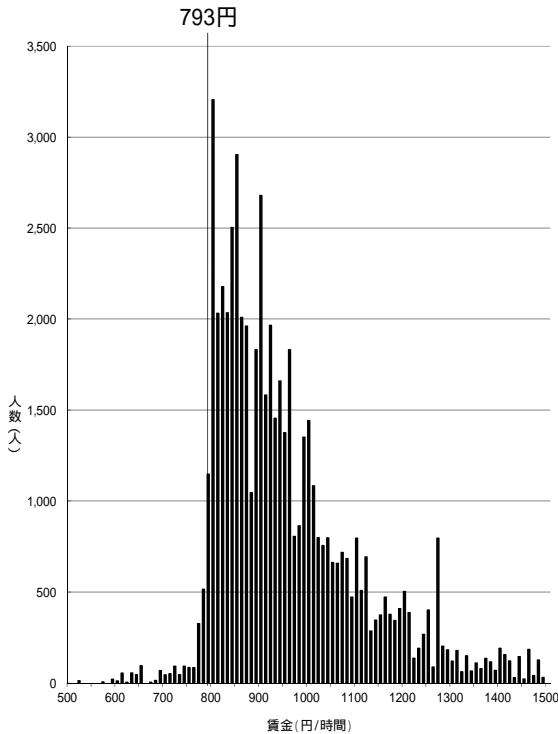


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(D)

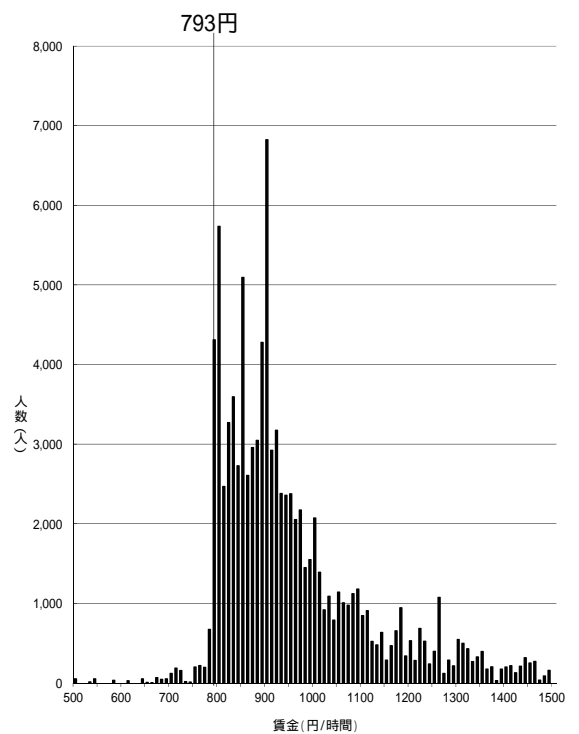


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(D)

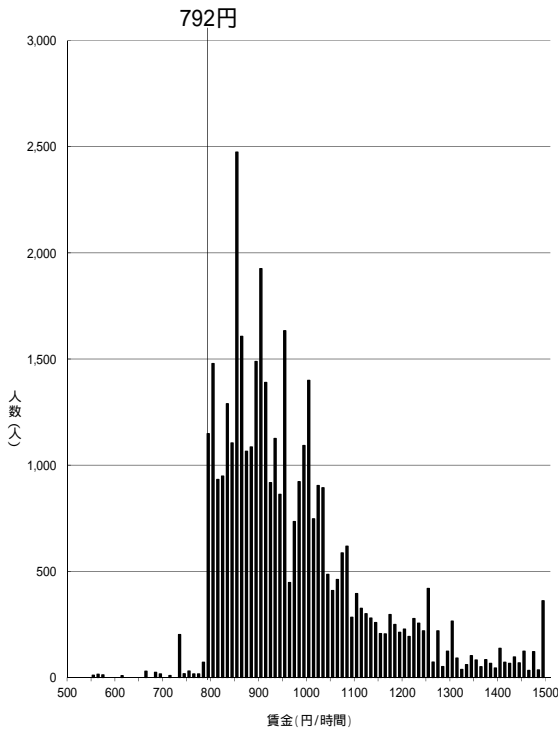


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(D)

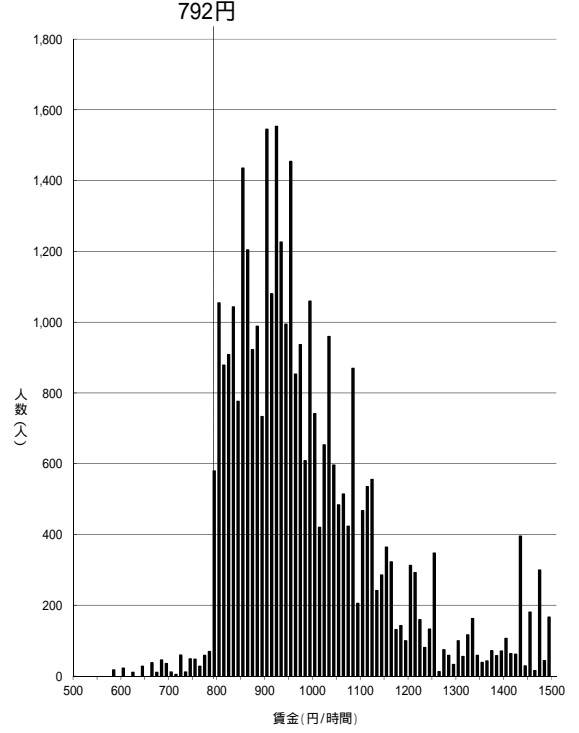


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(D)

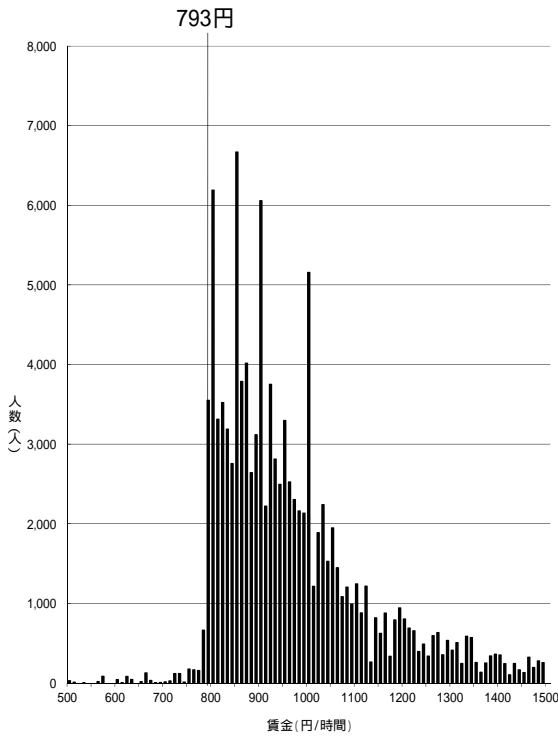


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(D)

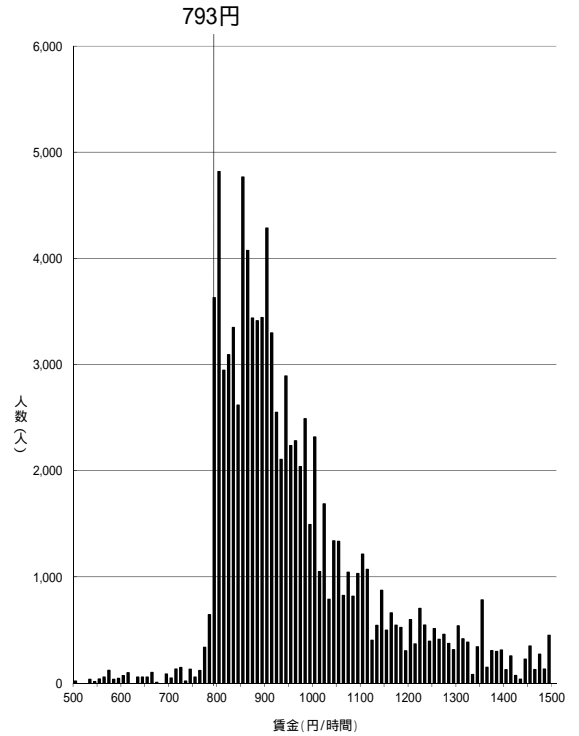


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(D)

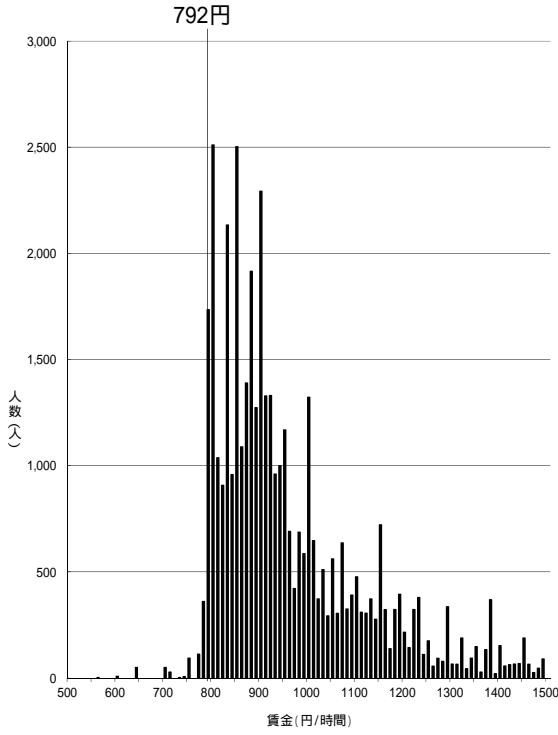


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精進手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(D)

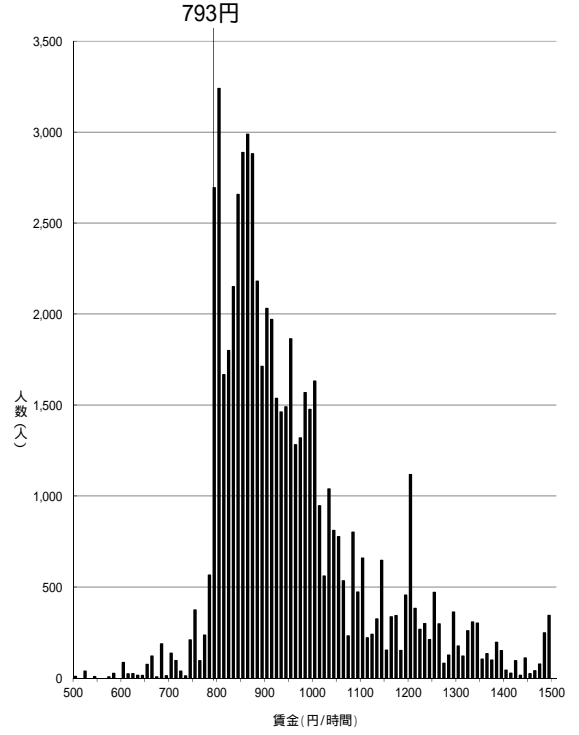


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(D)

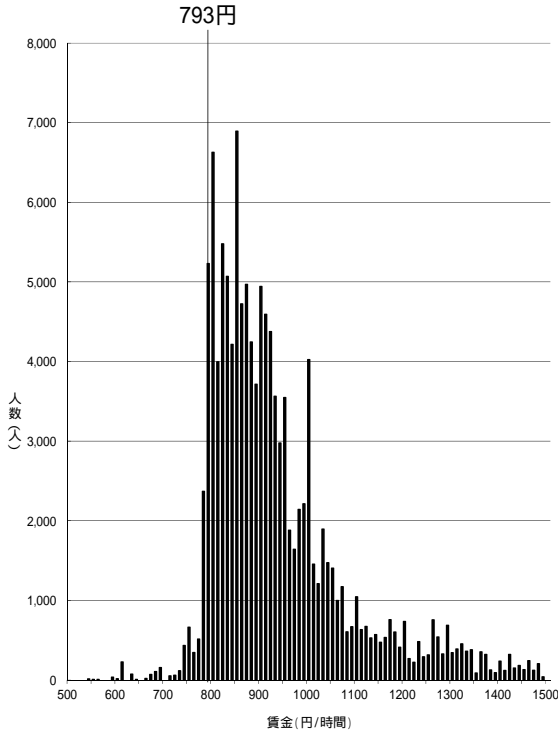


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(D)

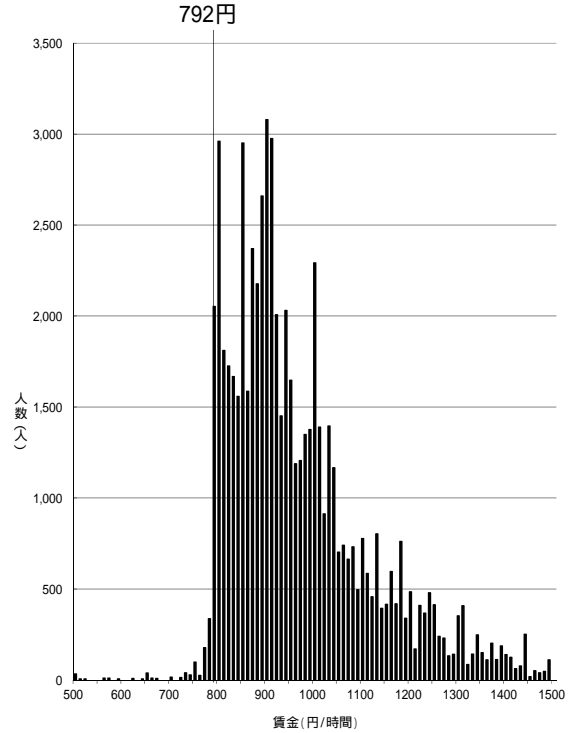


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(D)

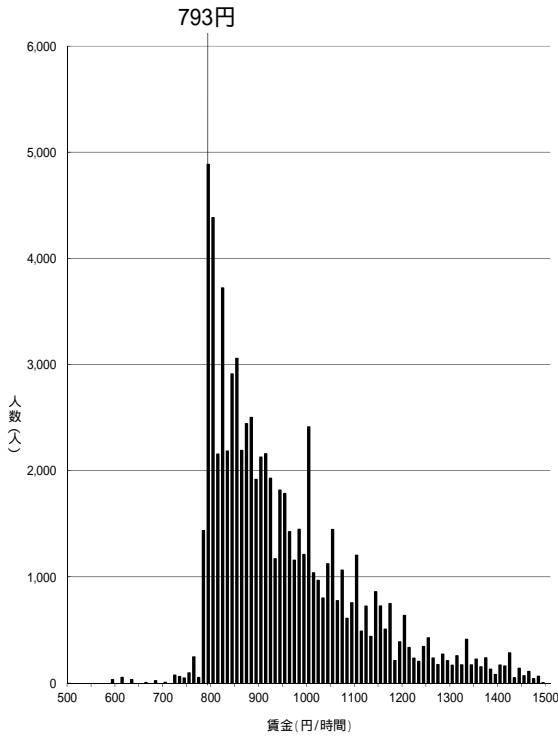


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(D)

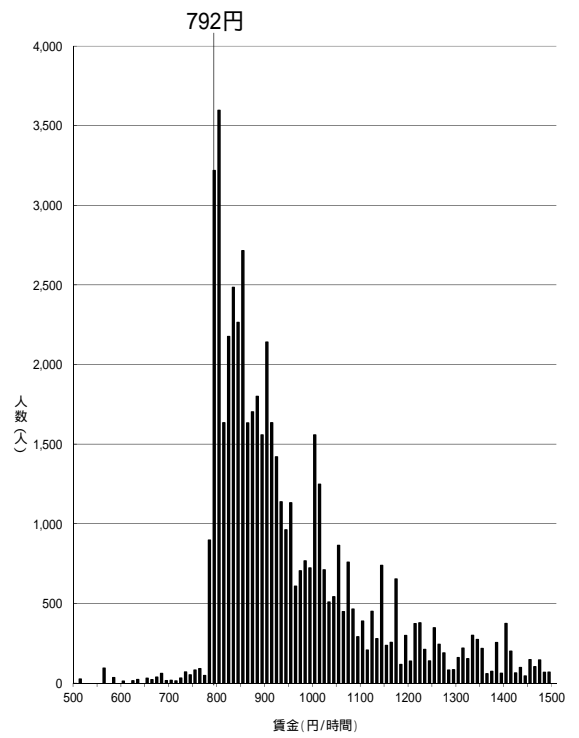


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(D)

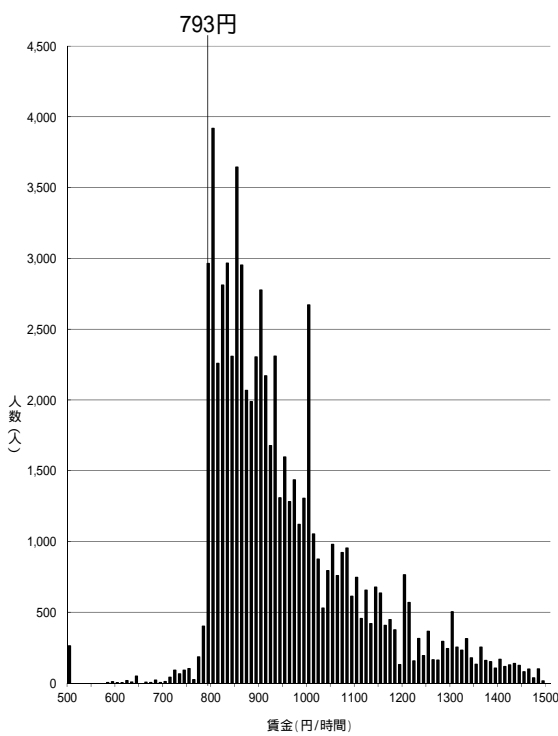


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(D)

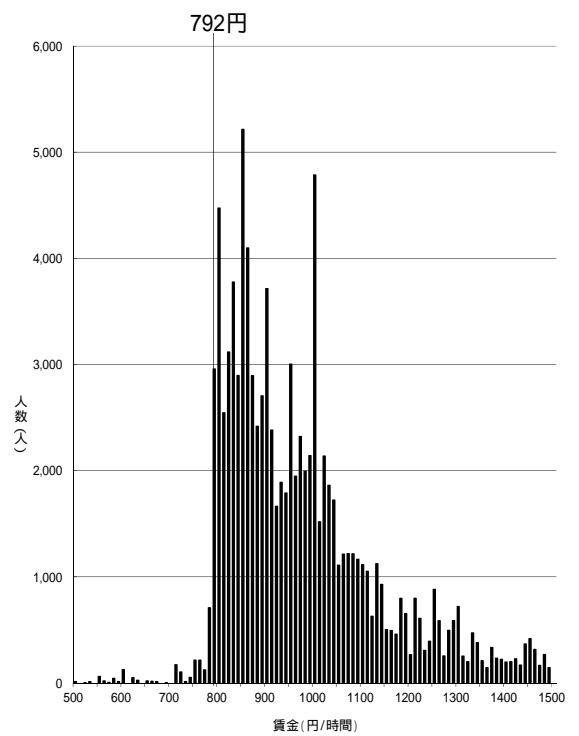


資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和2年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和4年6月)主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期別 GDP 速報
- 2 個人消費
- 3 民間設備投資
- 4 住宅建設
- 5 公共投資
- 6 輸出・輸入・国際収支
- 7 生産・出荷・在庫
- 8 企業収益・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査

II 海外経済

- 1 アメリカ
- 2 アジア地域
- 3 ヨーロッパ地域
- 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2022年1-3月期（2次速報）の実質国内総生産は、前期比0.1%減（年率0.5%減）となった。

（実質値、季節調整済前期比、（ ）内は寄与度、％）

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2021年				2022年	
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.4	0.6	▲ 0.8	1.0	▲ 0.1	—
(前期比年率)	▲ 4.5	1.7	▲ 4.5	2.2	▲ 1.6	2.6	▲ 3.2	4.0	▲ 0.5	—
(前年同期比)					▲ 1.7	7.3	1.2	0.4	0.4	—
国内需要	(▲ 3.7)	(0.6)	(▲ 3.9)	(1.4)	(▲ 0.5)	(0.9)	(▲ 0.9)	(0.9)	0.3	(0.3)
民間需要	(▲ 4.4)	(0.4)	(▲ 4.7)	(1.5)	(▲ 0.4)	(0.9)	(▲ 0.9)	(1.2)	0.5	(0.4)
民間最終消費支出	▲ 5.2	1.3	▲ 5.4	2.6	▲ 0.8	0.7	▲ 1.0	2.4	0.1	(0.0)
民間住宅	▲ 7.9	▲ 1.9	▲ 7.8	▲ 1.6	1.0	1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 1.2	(▲ 0.0)
民間企業設備	▲ 6.5	▲ 0.7	▲ 7.5	0.8	0.5	2.0	▲ 2.4	0.1	▲ 0.7	(▲ 0.1)
民間在庫変動	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	—	(0.5)
公的需要	(0.7)	(0.2)	(0.8)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(0.0)	(▲ 0.3)	▲ 0.4	(▲ 0.1)
政府最終消費支出	2.3	2.1	2.5	2.0	▲ 0.7	0.8	1.1	▲ 0.3	0.5	(0.1)
公的固定資本形成	3.9	▲ 3.7	5.1	▲ 9.4	▲ 0.0	▲ 3.7	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.9	(▲ 0.2)
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.8)	(1.0)	(▲ 0.6)	(0.8)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(0.1)	—	(▲ 0.4)
財貨・サービスの輸出	▲ 11.7	11.8	▲ 10.2	12.5	2.6	2.8	▲ 0.3	0.9	1.1	(0.2)
財貨・サービスの輸入	▲ 6.9	5.1	▲ 6.5	7.2	1.8	4.3	▲ 0.8	0.3	3.3	(▲ 0.6)
最終需要	▲ 4.4	1.8	▲ 4.4	2.1	▲ 0.3	0.4	▲ 0.9	1.1	▲ 0.6	—
実質国民総所得(GNI)	▲ 3.9	0.5	▲ 3.9	0.6	▲ 1.1	0.3	▲ 1.6	0.5	▲ 0.2	—
実質雇用者報酬	▲ 1.7	2.2	▲ 1.7	2.1	1.1	0.2	▲ 0.2	0.3	▲ 0.3	—

(名目値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2021年				2022年		
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)
名目国内総支出(GDP)	▲ 3.7	0.7	▲ 3.9	1.2	▲ 0.7	0.4	▲ 1.1	0.3	0.2	—	—
(前年同期比)					▲ 1.8	6.1	0.0	▲ 0.9	▲ 0.1	—	—
(実額)	538.0	541.9	535.5	541.8	542.7	545.1	539.4	541.2	—	—	542.0
国内需要	(▲ 3.7)	(1.0)	(▲ 4.2)	(2.4)	(▲ 0.2)	(1.1)	(▲ 0.4)	(0.9)	1.1	(1.1)	555.2
民間需要	(▲ 4.3)	(0.6)	(▲ 4.8)	(2.1)	(▲ 0.1)	(0.9)	(▲ 0.6)	(1.3)	1.3	(1.0)	409.0
民間最終消費支出	▲ 5.0	0.8	▲ 5.5	2.4	▲ 0.5	0.3	▲ 0.8	2.2	1.0	(0.5)	298.5
民間住宅	▲ 6.9	3.0	▲ 7.3	5.5	2.3	3.3	1.6	1.0	0.0	(0.0)	21.1
民間企業設備	▲ 6.7	0.7	▲ 8.0	3.1	0.9	2.8	▲ 1.6	0.9	▲ 0.0	(▲ 0.0)	87.1
民間在庫変動	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(▲ 0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.1)	—	(0.5)	2.3
公的需要	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.3)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.2)	(▲ 0.3)	0.5	(0.1)	146.2
政府最終消費支出	1.7	2.6	1.7	3.1	▲ 0.3	1.3	1.9	▲ 0.8	1.4	(0.3)	118.5
公的固定資本形成	4.7	▲ 1.4	5.5	▲ 6.3	0.7	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 3.1	(▲ 0.2)	27.7
財貨・サービスの純輸出	(0.0)	(▲ 0.3)	(0.3)	(▲ 1.2)	(▲ 0.5)	(▲ 0.6)	(▲ 0.7)	(▲ 0.6)	—	(▲ 1.0)	▲ 13.3
財貨・サービスの輸出	▲ 14.0	19.3	▲ 11.8	22.8	5.0	6.0	1.7	4.2	2.4	(0.5)	108.1
財貨・サービスの輸入	▲ 13.9	20.9	▲ 13.2	30.3	8.8	9.8	5.4	7.0	6.8	(▲ 1.4)	121.3
最終需要	▲ 3.5	0.8	▲ 3.7	1.1	▲ 0.6	0.2	▲ 1.1	0.4	▲ 0.3	—	—
GDPデフレーター	0.9	▲ 0.9	0.6	▲ 1.0	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	0.3	—	—
(前年同期比)					▲ 0.1	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 0.5	—	—

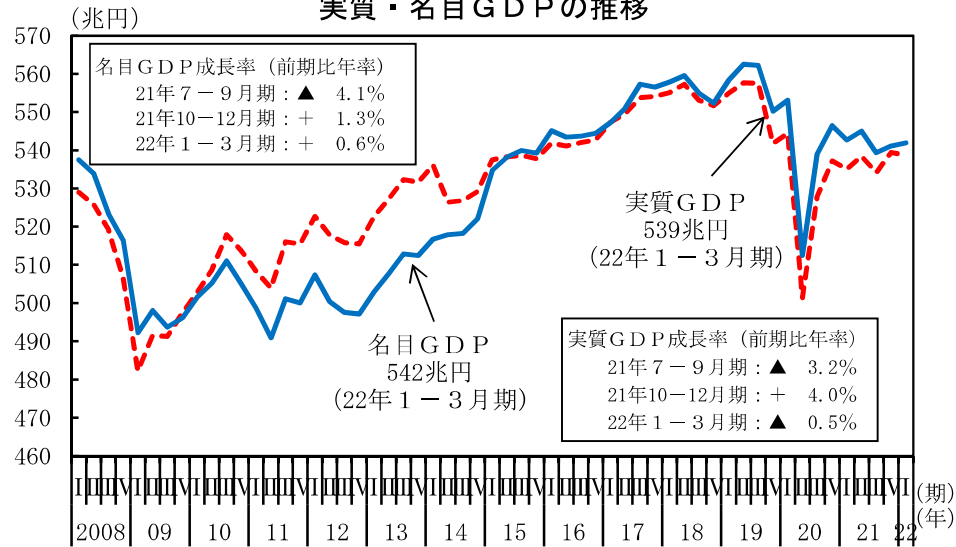
(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。

体系基準年(名目値のベンチマークとなる年) : 2015年

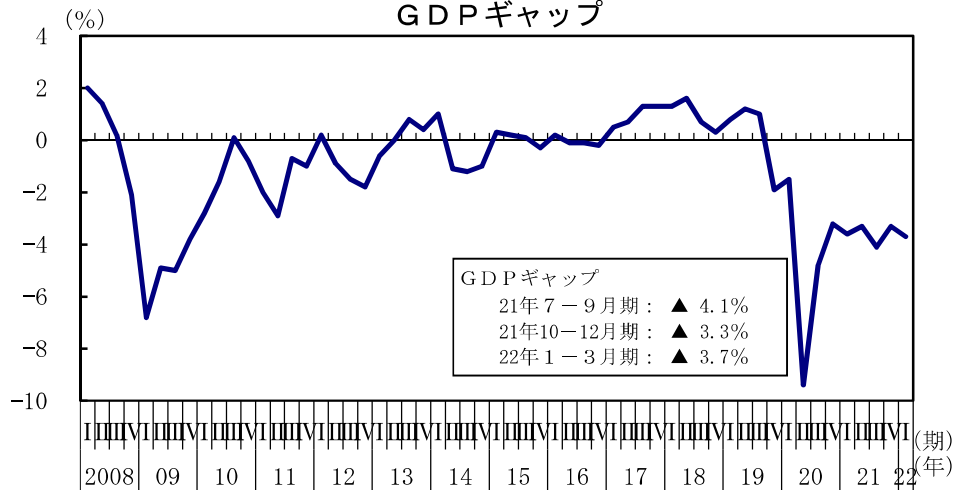
基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年) : 前暦年

実額は季節調整系列(単位: 兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
 値は「2022年1-3月期四半期別GDP速報（2次速報値）」による。
 下図：内閣府「2022年1-3月期四半期別GDP速報（1次速報値）」等に基づく内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

(()内は寄与度)

	2020年度 (令和2年度) 実績 (%)	2021年度 (令和3年度) 実績見込み (%程度)	2022年度 (令和4年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	▲ 4.5	2.6	3.2
国内需要	(▲ 3.9)	(2.0)	(3.0)
民間需要	(▲ 4.7)	(1.7)	(3.0)
民間最終消費支出	▲ 5.5	2.5	4.0
民間住宅	▲ 7.8	▲ 0.5	0.9
民間企業設備	▲ 7.5	2.5	5.1
公的需 要	(0.8)	(0.2)	(0.0)
政府最終消費支出	2.5	2.1	0.2
公的固定資本形成	5.1	▲ 3.6	▲ 0.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.7)	(0.6)	(0.2)
財貨・サービスの輸出	▲ 10.5	11.4	5.5
(控除) 財貨・サービスの輸入	▲ 6.6	7.4	4.1

名目国内総生産	▲ 3.9	1.7	3.6
GDPデフレーター	0.7	▲ 0.8	0.4
消費者物価上昇率	▲ 0.2	▲ 0.1	0.9

(備考) 内閣府「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2. 個人消費

個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

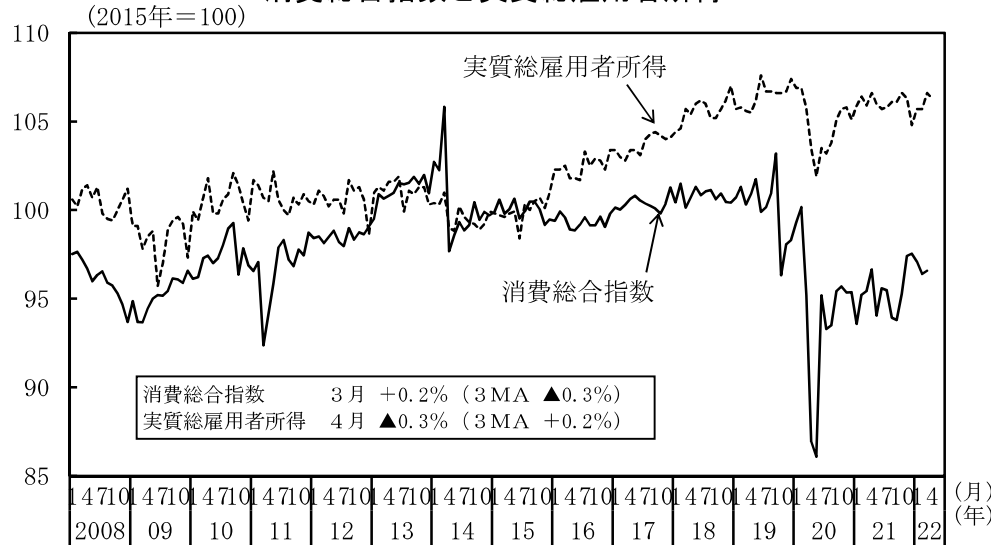
(金額等)

(前年同期比 (%)、[]内は暦年前年比 (%)、()内は季調済前期比 (%)、< >は季調済前月差 (ポイント))

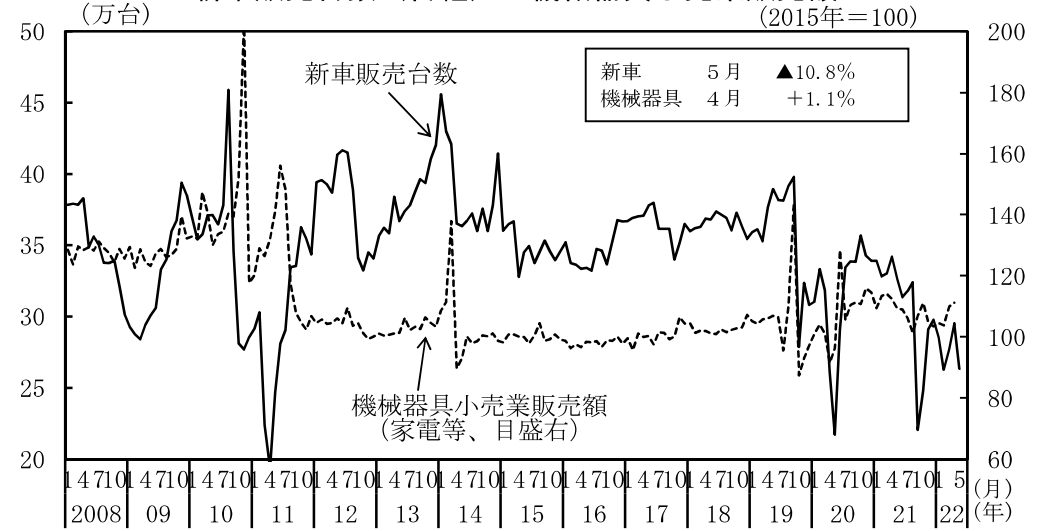
	[2021年] 2021年度	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年7-9月	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年2月	3月	4月	5月	
消費総合指数(実質)	—	[▲5.9] ▲6.1	[1.1] 2.6	(▲1.1)	(2.5)	(▲0.1)	(▲0.7)	(0.2)	—	—	
実質総雇用者所得	—	[▲1.8] ▲2.0	[1.2] 1.3	(▲0.1) 2.0	(▲0.1) 0.2	(0.1) 0.0	(0.1) ▲0.5	(0.8) 0.8	(▲0.3) ▲0.5	—	
名目総雇用者所得	—	[▲1.4] ▲2.0	[0.7] 1.0	(0.1) 1.3	(▲0.4) 0.0	(1.3) 0.7	(0.7) 0.3	(1.4) 1.8	(0.2) 2.4	—	
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<▲1.3>	<▲2.4>	<0.2>	<1.1>	
家計調査	実質消費支出	—	[▲5.3] ▲4.9	[0.7] 1.6	(▲4.7) ▲1.5	(5.2) ▲0.7	(▲1.8) 1.8	(▲2.8) 1.1	(4.1) ▲2.3	(1.0) ▲1.7	—
	実質消費支出 (除く住居等)	—	[▲5.5] ▲4.7	[0.4] 1.2	(▲3.3) ▲1.4	(4.2) ▲0.6	(▲1.9) 1.4	(0.5) 1.7	(3.0) ▲1.5	(0.9) ▲0.6	—
販売側統計	小売業販売額 (商業動態統計、名目)	[150.5兆円] 150.6兆円	[▲3.2] ▲2.8	[1.9] 1.8	(0.5) ▲0.4	(1.5) 1.3	(▲0.9) 0.3	(▲0.9) ▲0.9	(1.7) 0.7	(1.0) 3.1	—
	百貨店販売額 (全店、名目)	[4.9兆円] 5.0兆円	[▲25.5] ▲24.5	[4.5] 8.9	(8.0) ▲4.8	(9.7) 6.4	(▲6.5) 5.6	(4.2) ▲1.8	(8.5) 4.2	(0.1) 18.2	—
	スーパー販売額 (全店、名目)	[15.0兆円] 15.0兆円	[3.4] 2.9	[▲0.3] ▲0.3	(0.1) ▲0.4	(▲0.6) ▲0.2	(1.0) 0.7	(2.4) 1.2	(▲0.6) 1.3	(▲1.2) 0.6	—
	コンビニエンスストア販売額 (全店、名目)	[11.8兆円] 11.8兆円	[▲4.4] ▲5.0	[1.3] 2.4	(▲0.4) 2.0	(2.1) 0.9	(0.3) 1.8	(▲1.4) 0.6	(1.5) 1.7	(0.4) 2.7	—
	機械器具小売業販売額	[10.0兆円] 9.9兆円	[2.6] 6.6	[0.7] ▲3.7	(▲4.9) ▲6.6	(1.5) ▲6.3	(▲0.3) ▲5.1	(▲0.9) ▲8.1	(6.0) ▲3.3	(1.1) 0.8	—
	新車販売台数(登録・届出) (乗用車、軽を含む)	[367.6万台] 346.8万台	[▲11.4] ▲7.5	[▲3.5] ▲10.1	(▲12.2) ▲16.3	(▲2.9) ▲19.1	(▲1.4) ▲17.4	(▲7.9) ▲19.9	(5.4) ▲16.5	(6.6) ▲15.3	(▲10.8) ▲19.0

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、総務省「労働力調査(基本集計)」、「家計調査」、厚生労働省「毎月労働統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会により作成。Pは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値。新車販売台数の季節調整は内閣府による。
2. 名目総雇用者所得は、毎月労働統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じることで作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレーター(除く持ち家の帰属家賃)(月次の値は消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合))で除することにより作成。
3. 消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。
4. 2021年の名目消費支出は279,024円(月平均)。家計調査の実質消費支出(除く住居等)は、二人以上の世帯の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。
5. 小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。なお、2021年3月より、調査の見直しによりコンビニエンスストアで不連続性が生じている。リンク係数(経済産業省公表)を用いて内閣府で算出した場合の、コンビニエンスストアの2021年暦年は11.8兆円。

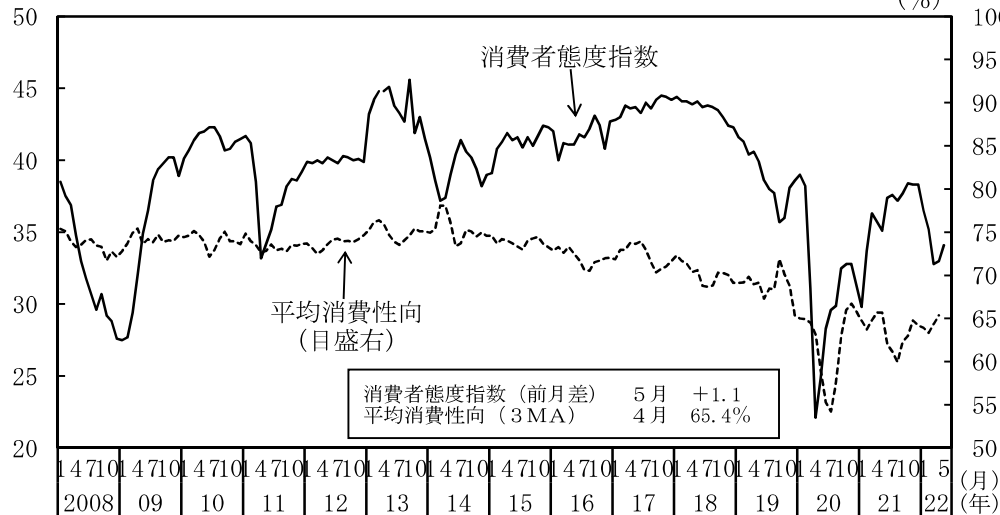
消費総合指数と実質総雇用者所得



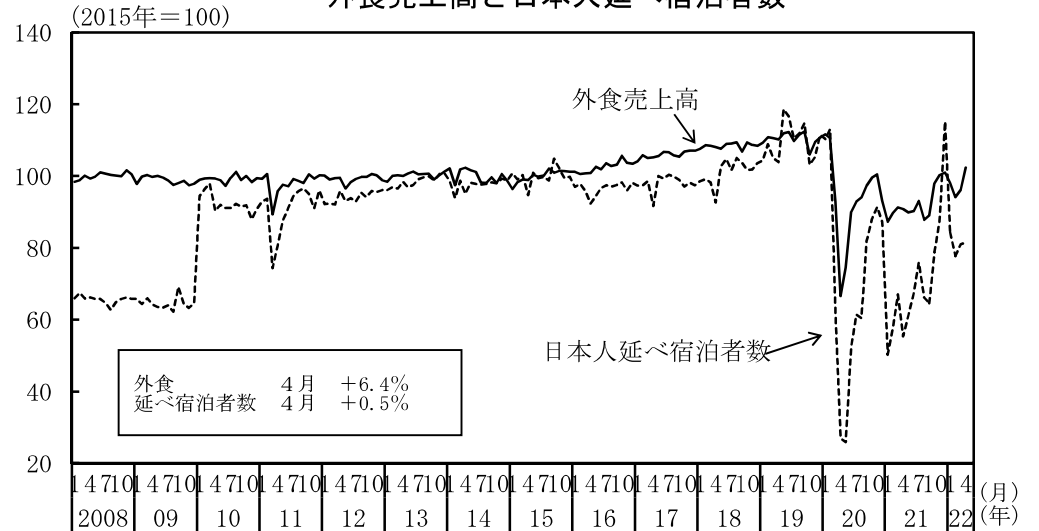
新車販売台数（含軽）と機械器具小売業販売額



消費者態度指数と平均消費性向



外食売上高と日本人延べ宿泊者数



(備考) 上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
 下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
 平均消費性向（季節調整値、二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
 消費者態度指数（季節調整値、二人以上の世帯）は、2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に調査方法を変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。内閣府による季節調整値。ナンバーベース。機械器具小売業販売額は、経済産業省「商業動態統計」により作成。季節調整値。
 下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。日本人延べ宿泊者数は、観光庁「宿泊旅行統計調査」により作成。2021年1月以降は速報値。内閣府による季節調整値。2010年4月～6月調査から、従業員数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしているため、不連続が生じている（なお2010年1月～3月は、拡充した母集団施設数を基に遡及推計が行われている）。

3. 民間設備投資

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

法人企業統計季報	[2021年実績] 2021年度実績	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年度 上期	2021年度 下期	2021年 4－6月期	7－9月期	10－12月期	2022年 1－3月期
全産業	[47.1兆円] 47.5兆円	[▲ 6.1] ▲ 8.5	[▲ 0.2] 3.4	3.1	3.6	(2.8) 5.3	(▲ 2.9) 1.2	(3.1) 4.3	(0.3) 3.0
製造業	[16.0兆円] 16.3兆円	[▲ 8.2] ▲ 8.6	[0.3] 4.1	2.3	5.5	(3.1) 4.0	(▲ 1.6) 0.9	(2.9) 5.1	(1.7) 5.9
非製造業	[31.1兆円] 31.2兆円	[▲ 4.9] ▲ 8.5	[▲ 0.5] 3.0	3.5	2.6	(2.7) 5.9	(▲ 3.5) 1.4	(3.2) 3.8	(▲ 0.3) 1.6
大中堅企業	[35.1兆円] 35.3兆円	[▲ 4.6] ▲ 8.9	[▲ 3.7] 0.7	▲ 0.9	P 1.9	(2.9) ▲ 0.9	(0.3) ▲ 0.9	(1.6) 1.5	(▲ 1.1) 2.2
中小企業	[12.0兆円] 12.2兆円	[▲ 10.7] ▲ 7.5	[11.5] 12.0	15.2	9.2	(2.5) 23.7	(▲ 11.6) 7.5	(7.6) 12.8	(4.5) 6.1

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

(前年同期(月)比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2021年実績] 2021年度実績	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 7－9月	10－12月	2022年 1－3月	2022年 2月	3月	4月
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 9.5] ▲ 6.6	[13.2] 12.8	(▲ 0.7) 19.2	(▲ 1.5) 9.5	(0.0) 4.4	(▲ 5.1) 0.8	(1.7) 5.5	(1.9) ▲ 2.5
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 6.7] ▲ 4.3	[11.3] 12.4	(0.0) 16.9	(1.3) 12.8	(2.9) 10.1	(▲ 12.1) 2.2	(▲ 0.7) 6.1	P P
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[10.2兆円] 10.4兆円	[▲ 8.4] ▲ 8.8	[6.8] 9.3	(1.1) 13.3	(5.1) 6.4	(▲ 3.6) 6.1	(▲ 9.8) 4.3	(7.1) 7.6	(10.8) 19.0
建築着工 工事費予定額 (民間非居住用)	[9.7兆円] 9.6兆円	[▲ 9.2] ▲ 7.7	[12.2] 9.5	(▲ 20.6) 2.9	(38.0) 34.7	(▲ 28.3) ▲ 7.3	(14.3) ▲ 6.6	(▲ 6.4) ▲ 5.5	(47.3) 33.4

4－6月期見通し
(▲ 8.1)

(備考) 1. Pは速報値。

2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

主要機関の設備投資アンケート調査結果

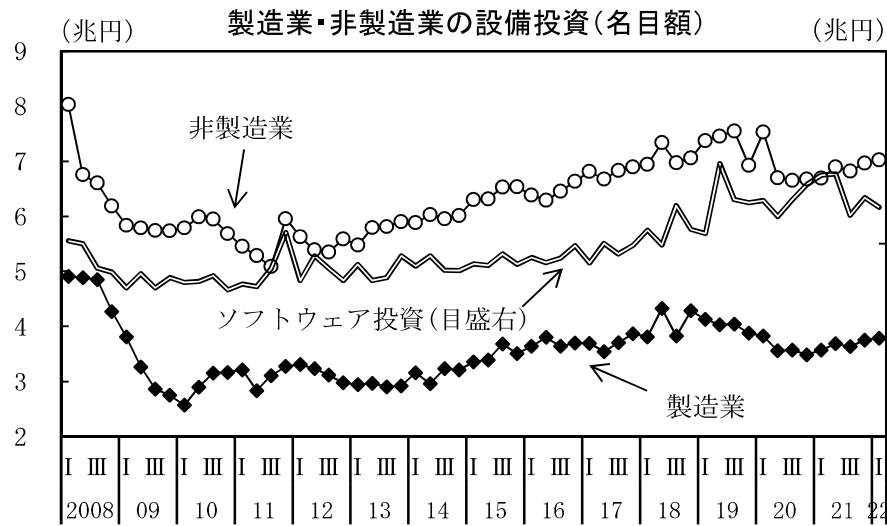
(前年度比、%)

機関名 調査名	日本銀行 全国企業短期経済観測調査						日本政策投資銀行 全国設備投資計画調査		日本経済新聞社 設備投資動向調査		内閣府・財務省 法人企業景気予測調査	
	全規模		大企業		中小企業		資本金10億円以上		上場企業、資本金1億円以上の有力企業		資本金1000万円以上	
調査対象企業	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
全産業	5.2	3.2	6.2	3.4	4.2	▲ 6.7	▲ 10.2	12.6	▲ 9.3	11.0	2.4	16.0
(除く電力)	8.2	3.1	8.6	3.4	5.2	▲ 6.7	▲ 9.7	12.8	—	—	2.6	15.7
製造業	6.5	6.8	6.3	5.7	7.6	3.3	▲ 11.6	18.6	▲ 12.6	16.3	2.3	26.4
非製造業 (除く電力)	3.7	▲ 0.7	6.0	0.6	2.2	▲ 13.2	▲ 9.5	9.7	▲ 4.6	4.1	2.4	11.2
電力	6.2	▲ 1.4	7.9	▲ 0.0	4.6	▲ 13.3	▲ 8.6	9.6	—	—	2.7	10.5
	▲ 3.8	4.1	▲ 3.5	3.4	18.5	1.3	▲ 13.1	10.9	—	—	▲ 6.7	25.5
調査時点	2022年2月～3月						2021年6月		2021年10月		2022年5月	
発表時期	2022年4月						2021年8月		2021年12月		2022年6月	
回答社数	9,362		1,828		4,913		1,823		1,092		11,013	

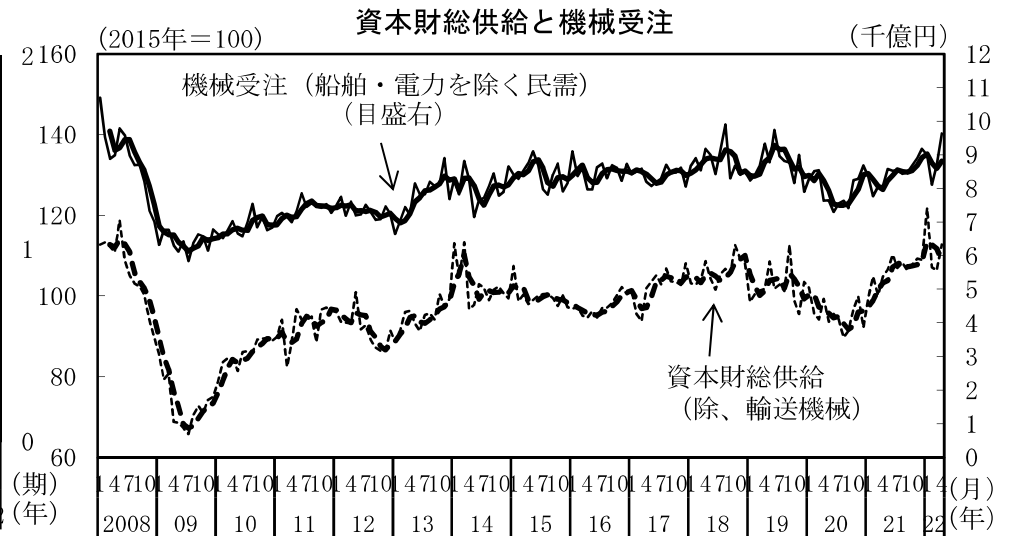
(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリース会計対応ベース。

2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。

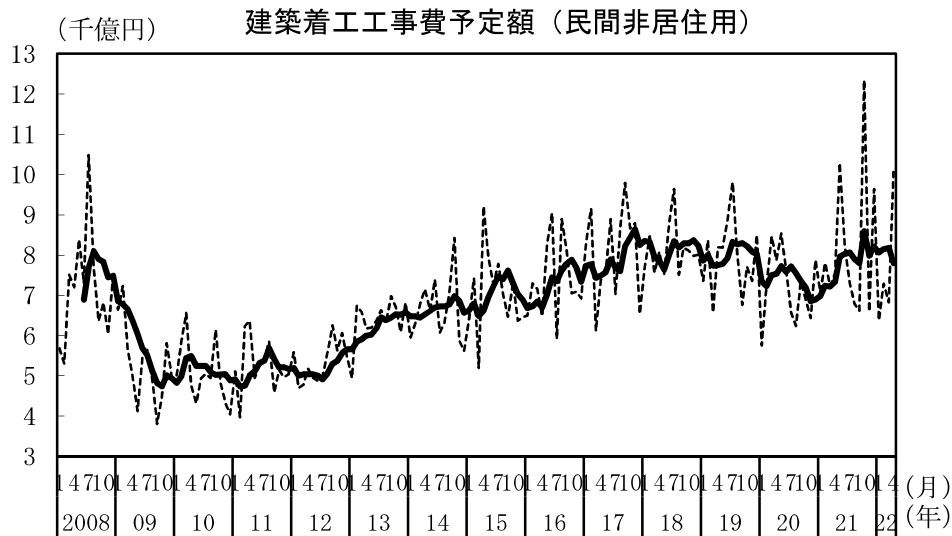
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



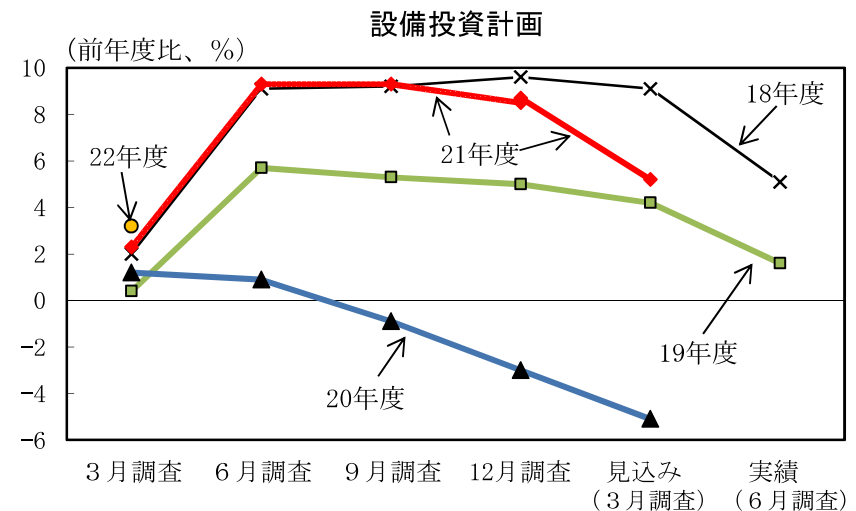
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
 2. 製造業と非製造業はソフトウェア除く設備投資(当期末)、季節調整値。ソフトウェア投資は季節調整値。



(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
 2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
 2. 太線は後方6か月移動平均。



(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
 2. 2022年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、2021年度のグラフが不連続となっている。

4. 住宅建設

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 7-9月	10-12月	2022年 1-3月	2022年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸) (万戸)	[81.5] 81.2	[85.6] 86.6	86.7	85.5	87.3	87.2	92.7	88.5
	[▲ 9.9] ▲ 8.1	[5.0] 6.6	(0.2) 7.2	(▲ 1.3) 6.1	(2.1) 4.9	(6.4) 6.3	(6.3) 6.0	(▲ 4.6) 2.4
建築主が民間	[▲ 10.0] ▲ 7.9	[5.2] 6.6	(0.4) 7.1	(▲ 0.9) 6.2	(1.8) 5.3	(6.7) 7.2	(4.8) 6.0	(▲ 4.0) 3.2
持家	[▲ 9.6] ▲ 7.1	[9.4] 6.9	(4.7) 14.7	(▲ 3.1) 7.2	(▲ 8.8) ▲ 6.9	(2.6) ▲ 5.6	(▲ 0.1) ▲ 9.4	(▲ 2.3) ▲ 8.0
貸家	[▲ 10.4] ▲ 9.4	[4.8] 9.2	(▲ 1.1) 7.2	(▲ 2.8) 6.4	(10.1) 13.5	(1.3) 4.6	(18.7) 18.6	(▲ 11.8) 2.4
分譲	[▲ 10.2] ▲ 7.9	[1.5] 3.9	(▲ 2.7) ▲ 0.3	(2.6) 6.4	(5.3) 7.6	(17.7) 23.3	(▲ 2.7) 6.0	(3.2) 12.1
一戸建て	[▲ 11.5] ▲ 11.6	[7.8] 11.4	(2.3) 17.2	(0.3) 12.4	(1.5) 9.4	(4.1) 10.9	(2.5) 9.7	(▲ 2.2) 7.7
マンション	[▲ 8.7] ▲ 3.2	[▲ 6.1] ▲ 5.0	(▲ 9.4) ▲ 18.0	(6.1) ▲ 1.9	(10.6) 5.4	(38.5) 42.2	(▲ 8.7) 2.1	(10.1) 16.9
着工床面積	[▲ 11.2] ▲ 9.3	[6.3] 7.3	(1.4) 9.5	(▲ 0.8) 8.1	(▲ 0.6) 3.2	(3.8) 4.7	(2.6) 2.0	(▲ 2.4) 1.1
建築主が民間	[▲ 11.3] ▲ 9.2	[6.5] 7.4	(1.5) 9.4	(▲ 0.5) 8.1	(▲ 0.7) 3.4	(4.0) 5.3	(1.7) 2.1	(▲ 2.0) 1.7
工事費予定額平米単価 (万円) (万円)	[20.1] 20.1	[20.1] 20.3	20.1	20.2	21.0	20.9	20.5	21.1
	[0.6] 0.5	[0.4] 1.0	▲ 1.8	2.6	3.5	5.2	▲ 0.3	6.0

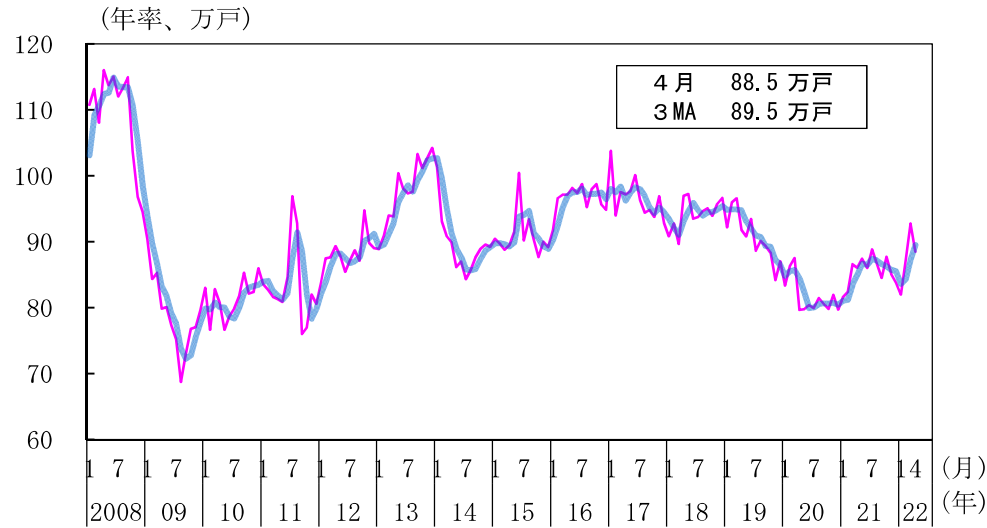
(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

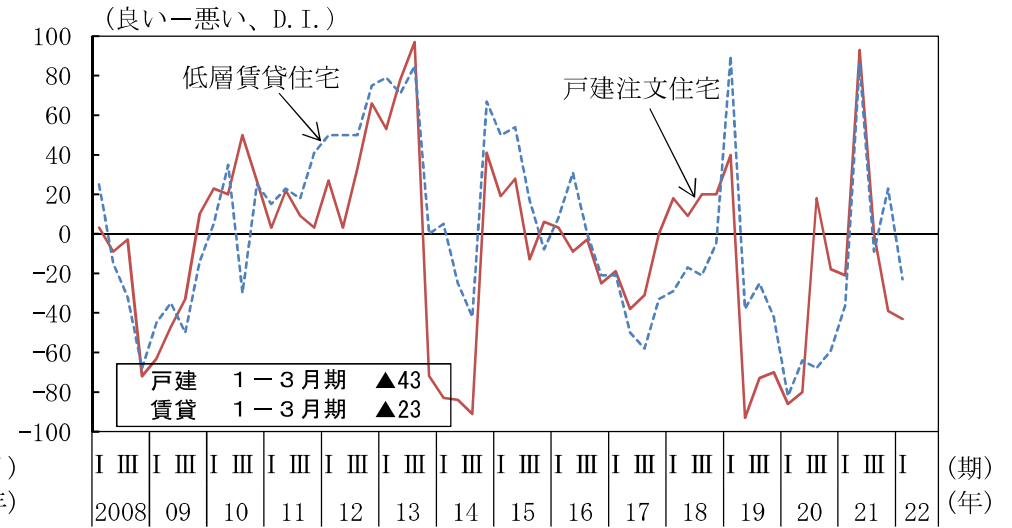
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

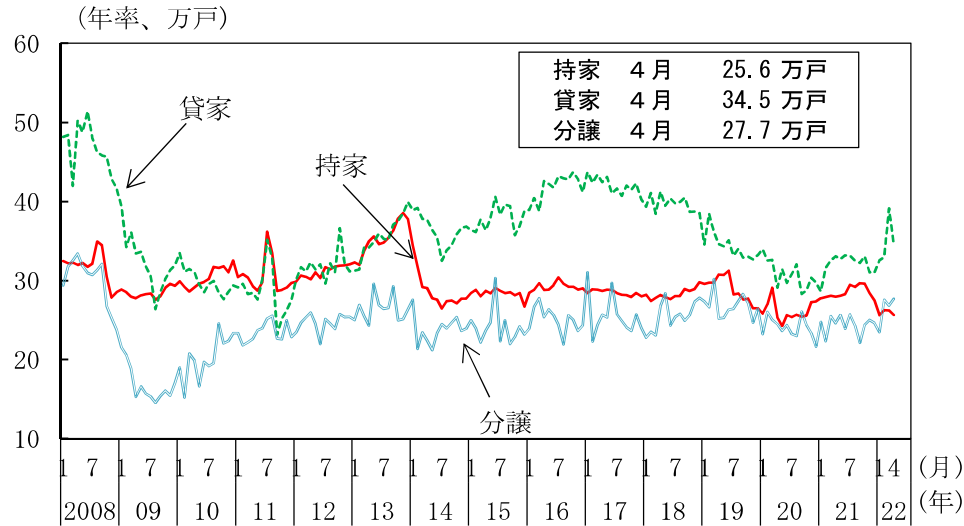
住宅着工戸数（季節調整値）



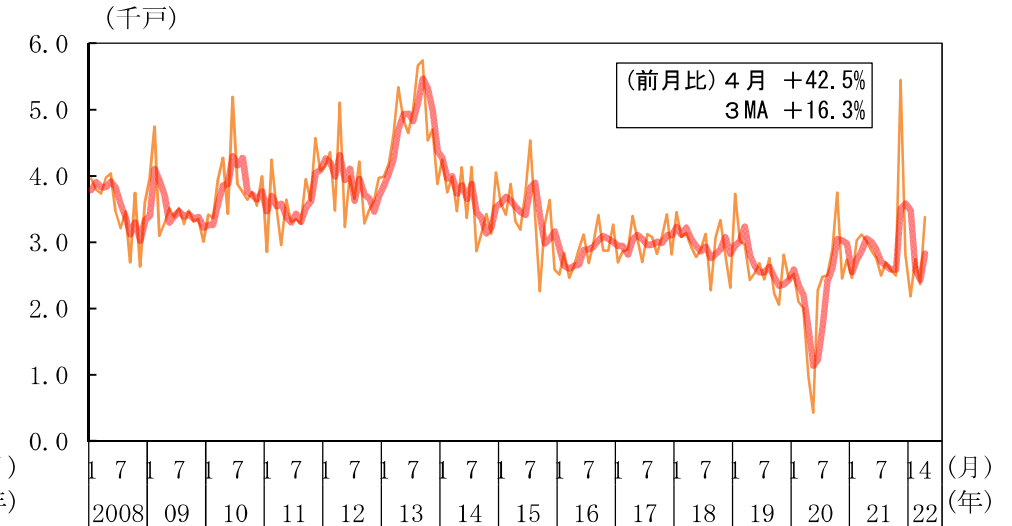
住宅景況判断指数（受注戸数）



利用関係別住宅着工戸数（季節調整値）



首都圏のマンション総販売戸数（季節調整値）



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
 2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比(実績)について「10%程度以上良い」から「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値(-100~+100)。
 3. 首都圏のマンション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資

公共投資は、このところ底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	—	[▲ 0.9]	(▲ 4.3)	(2.3)	(▲ 1.9)	(15.2)	(15.6)	—
	—	▲ 6.2	▲ 13.9	▲ 9.9	▲ 11.8	▲ 2.2	0.4	—
公共工事受注額 (大手50社)	[18.3]	[7.4]	(9.0)	(6.6)	(▲ 30.0)	(60.5)	(4.6)	—
	29.6	▲ 14.2	▲ 17.3	▲ 28.8	▲ 30.8	▲ 29.5	32.5	—
公共工事請負金額	[3.8]	[▲ 7.2]	(▲ 6.3)	(2.7)	(0.7)	(13.6)	(▲ 3.4)	(▲ 2.0)
	2.3	▲ 8.6	▲ 15.0	▲ 8.5	▲ 9.1	▲ 4.3	▲ 4.0	▲ 10.3
公共工事出来高	[7.0]	[▲ 2.3]	(▲ 5.5)	(▲ 4.5)	(▲ 0.7)	(1.1)	—	—
	6.4	▲ 8.0	▲ 10.4	▲ 14.8	▲ 14.9	▲ 14.8	—	—
公的固定資本形成 (名目)	[4.7]	[▲ 1.4]	(▲ 3.6)	(▲ 3.1)				
	5.5	▲ 6.3	▲ 8.0	▲ 11.9				

- (備考) 1. 内閣府「四半期別GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、2022年3月以前の前期(月)比は、新推計方法に基づき参考値として再集計した前期(月)の額に対する比。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

年 度	2019	2020	2021	2022
当初予算 (億円)	—	—	60,549	60,575
	[60,596]	[60,669]	[60,695]	
(前年度比、%)	—	—	—	0.0
	[1.3]	[0.1]	[0.0]	
補正後予算 (億円)	84,752	92,692	80,663	60,575
(前年度比、%)	12.2	9.4	▲ 13.0	▲ 24.9

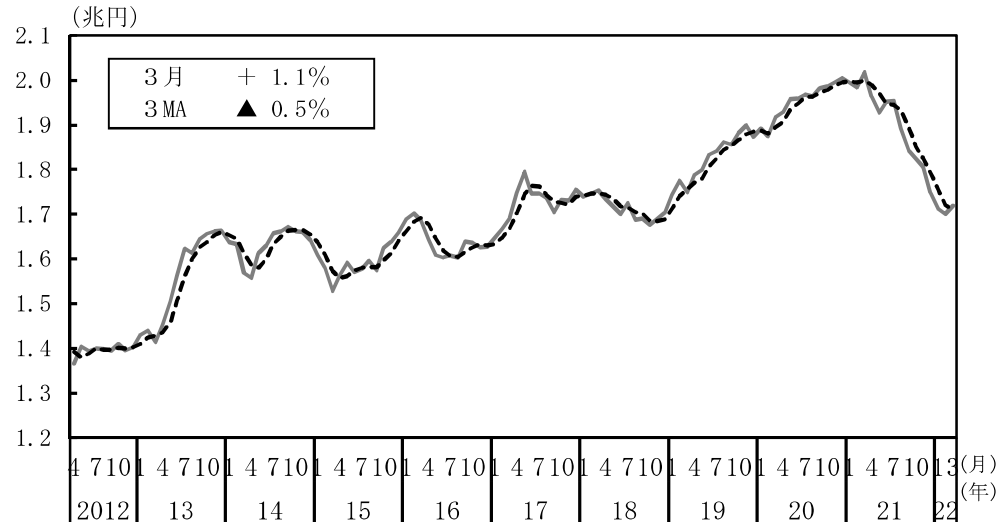
②地方の普通建設事業費

(前年度比、%)

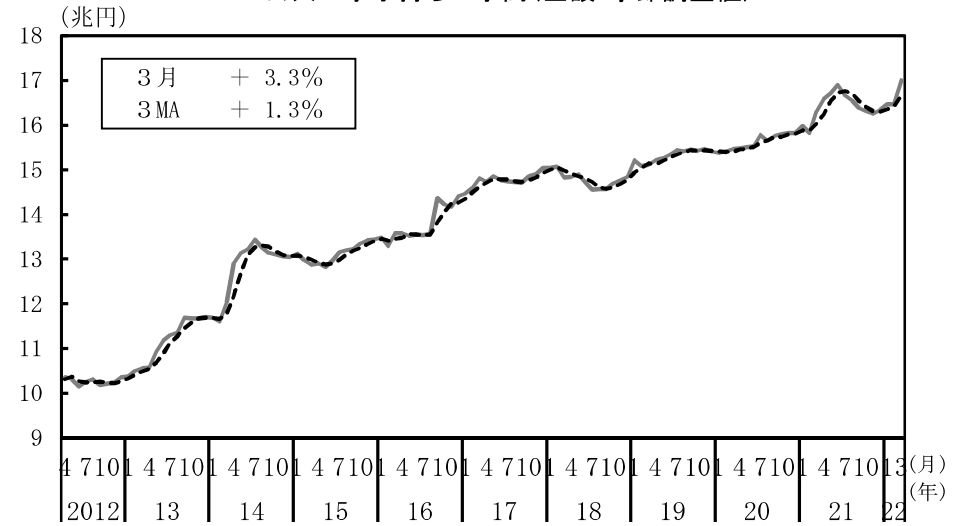
調査機関	総務省		時事通信社		日経グローバル	
区 分	(当初予算)		(当初予算)		(当初予算)	
年 度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
普通建設事業費	—	▲ 10.9	▲ 12.0	1.4	▲ 12.9	2.4
うち補助事業費	—	▲ 18.1	▲ 16.6	▲ 1.5	▲ 16.5	2.8
うち単独事業費	—	▲ 0.9	▲ 5.8	4.2	▲ 8.7	1.9
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。		一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	

- (備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①の当初予算には、デジタル庁に一括計上している情報システム関係経費は含まない。なお、[]内は、河川情報システム等の情報システム関係経費を含む計数とその比較。
 3. ②の日経グローバルのうち補助事業費、単独事業費は未回答の自治体を除き算出。

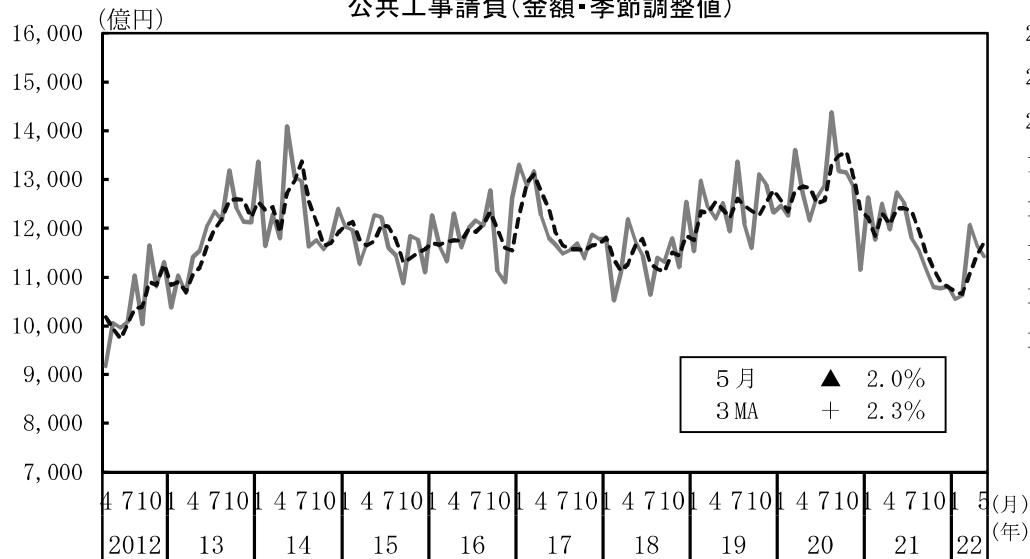
公共工事出来高(金額・季節調整値)



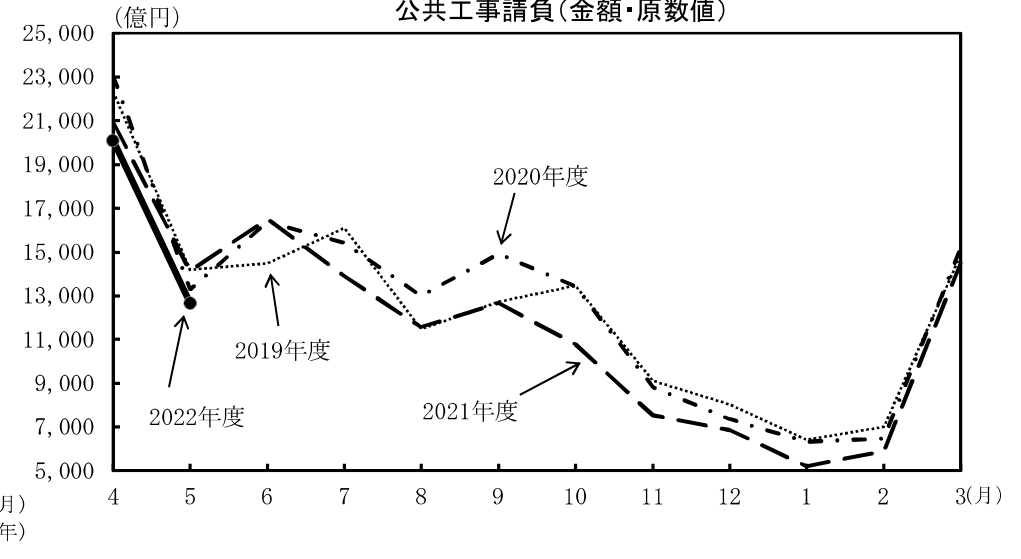
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
左下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
点線は後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
右下図：東日本建設業保証株式会社他「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、おおむね横ばいとなっている。

輸入は、下げ止まっている。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

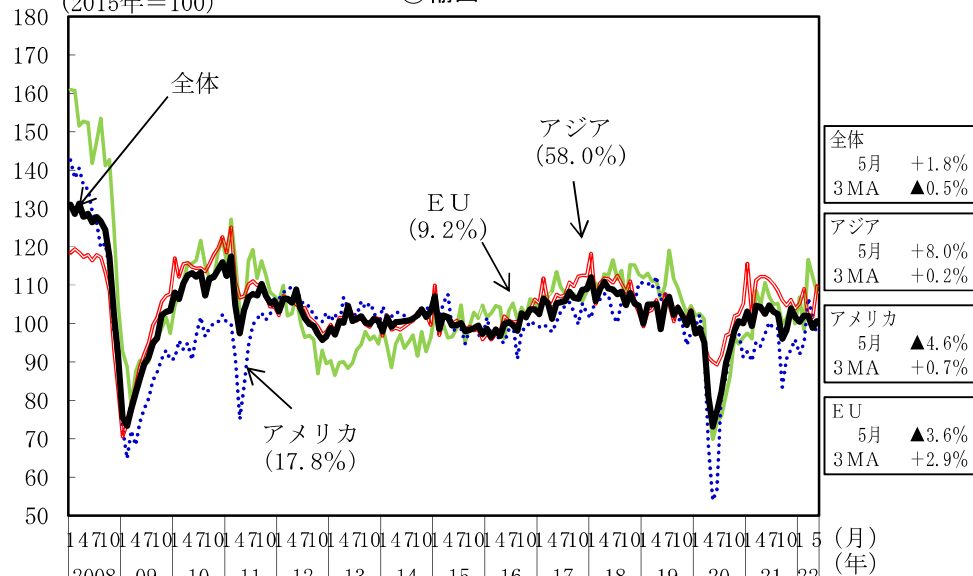
(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済前期(月)比、%、Pは速報値)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 10-12月	2022年 1-3月	2022年 3月	4月	5月
輸出数量	[▲11.7] ▲9.3	[12.2] 10.5	(0.9) 1.3	(0.2) ▲ 0.8	(▲ 0.0) ▲ 1.4	(▲ 3.1) ▲ 4.4	P (1.8) ▲ 3.5
輸入数量	[▲6.4] ▲3.3	[5.1] 3.8	(▲ 1.6) 1.4	(2.6) 1.3	(▲ 1.3) 0.0	P (▲ 2.9) ▲ 9.0	P (7.0) 4.7
貿易・サービス収支(億円)	[▲8,773] 2,364	[▲25,615] P ▲64,468	▲ 18,270	P ▲ 32,152	P ▲ 10,291	P ▲ 13,955	—
貿易収支(億円)	[27,779] 37,770	[16,701] P ▲16,507	▲ 7,155	P ▲ 17,215	P ▲ 5,619	P ▲ 9,861	—
第一次所得収支(億円)	[191,209] 188,252	[204,781] P 215,883	52,444	P 61,728	P 28,203	P 21,558	—
経常収支(億円)	[156,739] 162,673	[154,877] P 126,442	28,396	P 22,574	P 15,559	P 5,115	—
金融収支(億円)(原数値)	[138,073] 138,276	[107,527] P 99,142	▲ 4,748	P 37,837	P 15,159	P ▲ 8,340	—

地域別輸出入数量指数

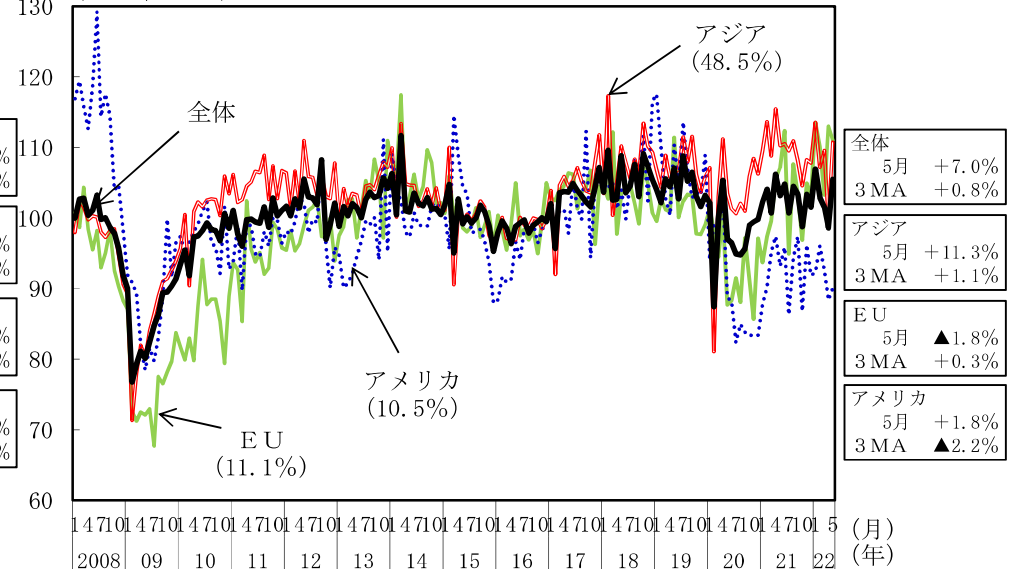
(2015年=100)

①輸出



②輸入

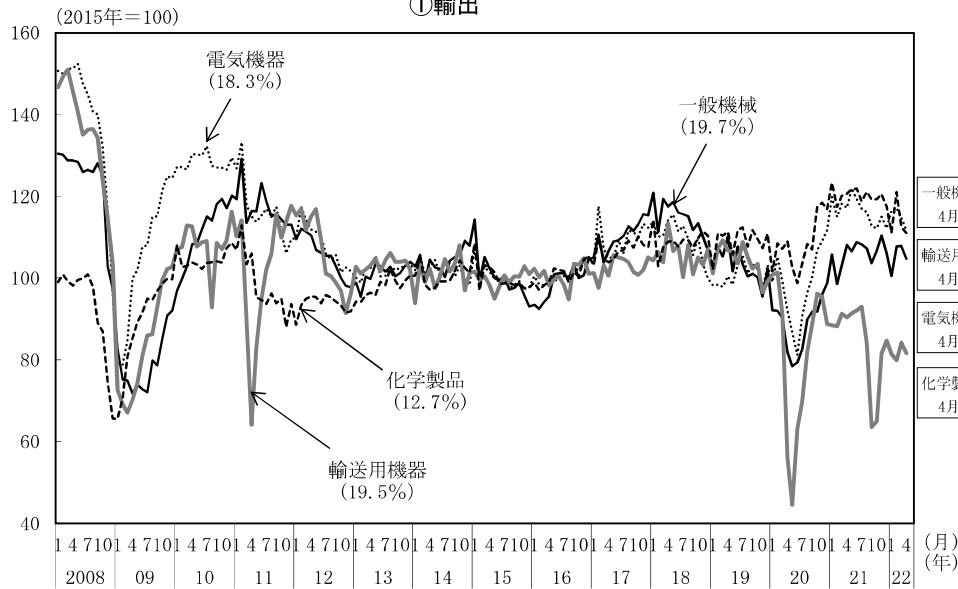
(2015年=100)



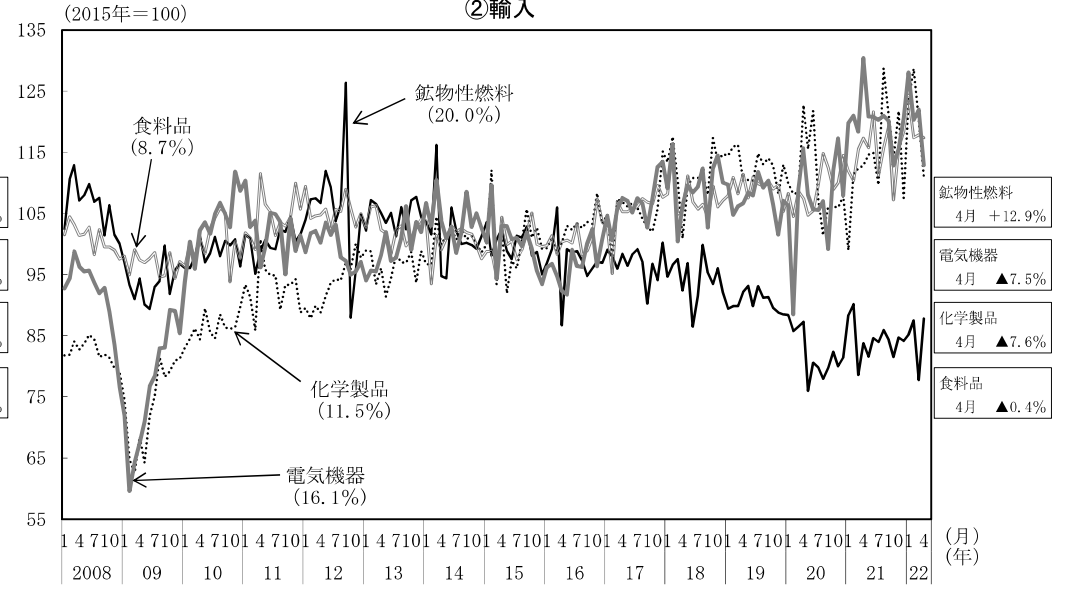
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。なお、EUは27か国ベース。

品目別輸出入数量指数

①輸出

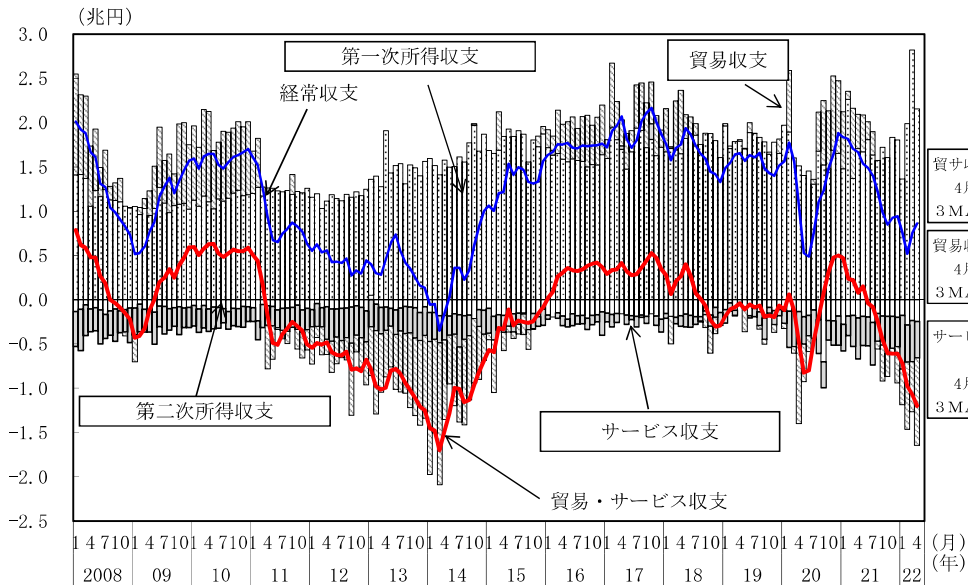


②輸入

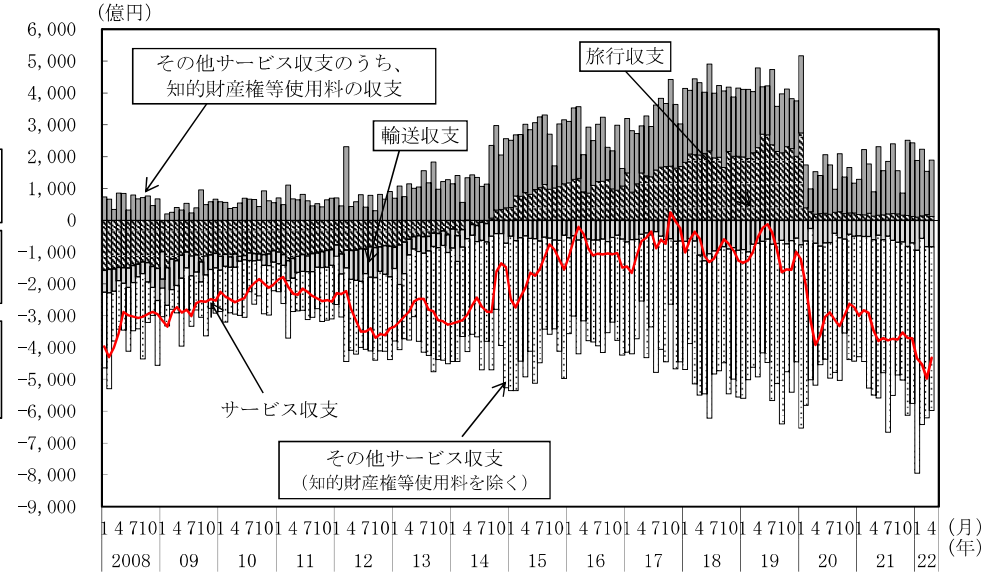


(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2021年の金額ウェイト。

経常収支



サービス収支



(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支(知的財産権等使用料を除く)は、内閣府による季節調整値。
2. 積上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

7. 生産・出荷・在庫

生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

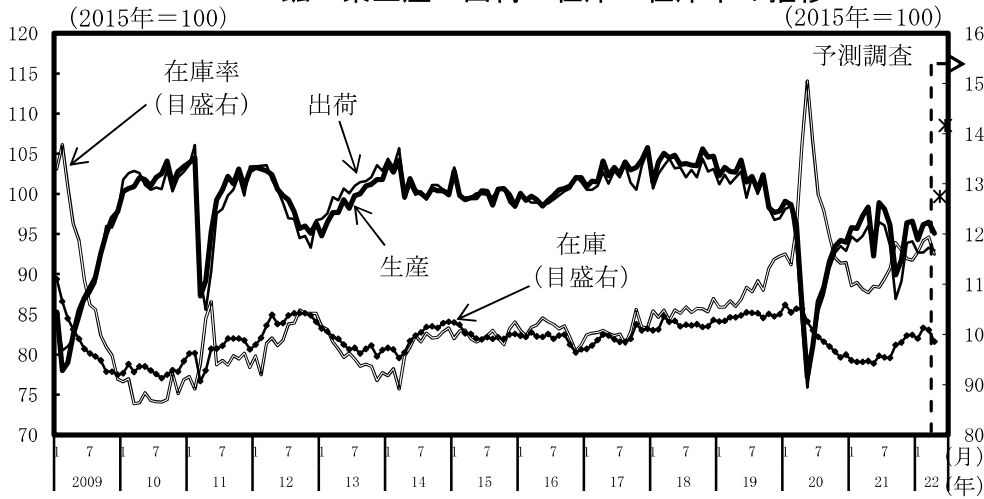
(%)

	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年 7－9月期	10－12月期	2022年 1－3月期	2022年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 10.4] ▲ 9.6	[5.6] 5.8	(▲ 1.9) 5.4	(0.2) 0.9	(0.8) ▲ 0.6	(2.0) 0.5	(0.3) ▲ 1.7	(▲ 1.5) ▲ 4.9
鉱工業出荷指数	[▲ 10.6] ▲ 9.8	[4.6] 4.6	(▲ 3.3) 3.9	(0.2) 0.0	(0.5) ▲ 1.8	(0.0) ▲ 1.5	(0.6) ▲ 2.4	(▲ 0.3) ▲ 4.6
鉱工業在庫指数	[▲ 8.4] ▲ 10.0	[4.9] 6.8	(2.3) 0.4	(2.0) 4.9	(1.0) 6.8	(2.1) 7.1	(▲ 0.4) 6.8	(▲ 2.3) 4.1
製造工業生産能力指数 (2015年=100)	[97.3] 97.0	[96.2] 95.8	96.2	96.2	95.8	95.7	95.8	95.4
製造工業稼働率指数 (2015年=100)	[87.1] 87.3	[94.1] 93.5	(90.5)	(94.7)	(93.2)	(94.2)	(92.7)	(92.7)
第3次産業 活動指数	[▲ 6.9] ▲ 6.8	[1.5] P 2.3	(▲ 0.5) 0.7	(1.5) 0.8	P (▲ 0.9) P 0.4	(▲ 1.9) 0.0	P (1.7) P ▲ 0.5	P (0.7) P 0.3

予測調査
5月 4.8%
6月 8.9%

- (備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の [] 内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期（月）比、上段の（）内は季節調整済前期（月）比。
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の [] 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は原数値。
4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値（年度）、上段の [] 内は原数値（暦年）。四半期次・月次は季節調整済値。

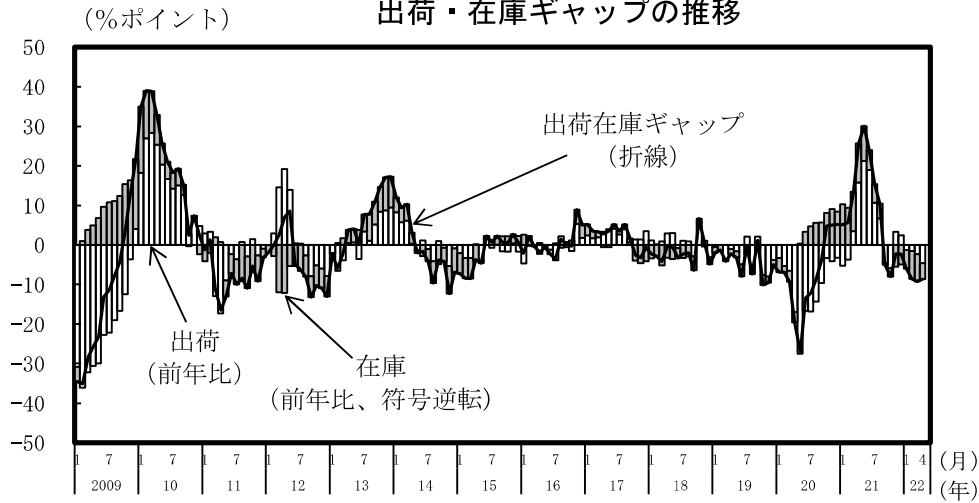
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



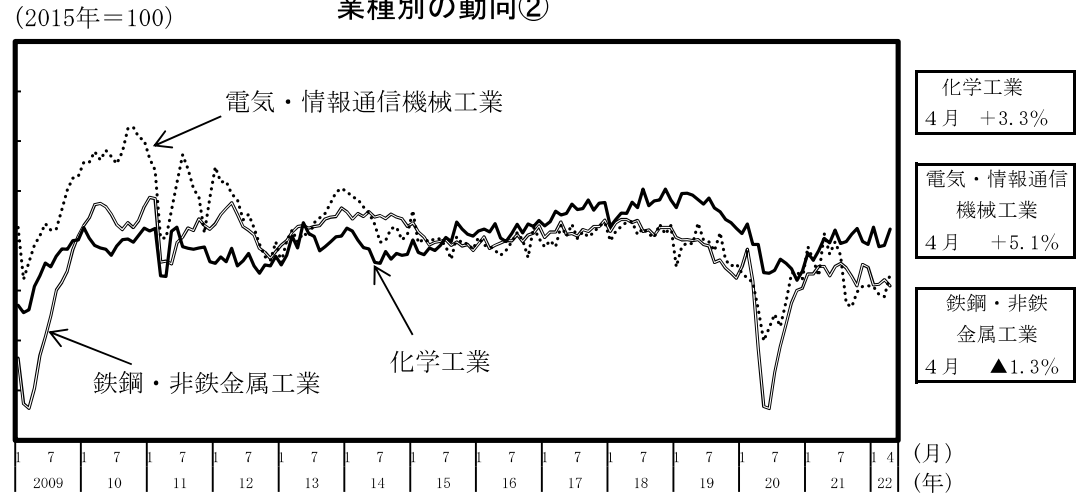
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比) - 在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。
企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年3月調査）」

(前年同期比、%)

経常利益		2019年度	2020年度	2021年度 実績見込み			2022年度 計画		
		実績	実績	上期	下期	上期	下期		
全規模	全産業	▲ 9.6	▲ 20.1	32.0	69.8	6.6	▲ 0.9	▲ 2.5	0.9
大企業	製造業	▲ 17.5	▲ 1.4	42.0	110.5	0.8	▲ 2.9	▲ 4.3	▲ 1.0
	非製造業	▲ 7.8	▲ 37.9	34.1	33.1	35.1	0.5	1.7	▲ 0.8
中小企業	製造業	▲ 18.1	▲ 10.2	37.1	114.3	▲ 0.4	▲ 4.9	▲ 12.9	3.5
	非製造業	0.7	▲ 16.1	10.3	45.5	▲ 7.5	0.0	0.1	0.0

財務省「法人企業統計季報」

(前年同期比、()内は季調済前期比、%)

経常利益	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年4-6月	7-9月	10-12月	2022年1-3月
全規模全産業	▲ 27.3	41.8	▲ 15.6	36.8	93.9 (2.8)	35.1 (▲ 6.4)	24.7 (17.4)	13.7 (0.2)
製造業	▲ 21.7	68.7	▲ 4.3	53.2	159.4 (7.5)	71.0 (▲ 7.3)	22.1 (11.0)	18.4 (5.9)
非製造業	▲ 29.8	28.2	▲ 20.9	27.7	64.2 (▲ 0.2)	17.0 (▲ 5.7)	26.4 (21.8)	10.9 (▲ 3.4)
大中堅企業	▲ 26.8	45.0	▲ 12.2	37.9	74.1 (9.4)	38.0 (▲ 10.0)	27.1 (9.8)	18.5 (8.6)
中小企業	▲ 28.4	33.4	▲ 23.9	33.8	278.6 (▲ 15.0)	26.9 (6.5)	19.8 (40.1)	3.1 (▲ 19.6)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。

(%ポイント)

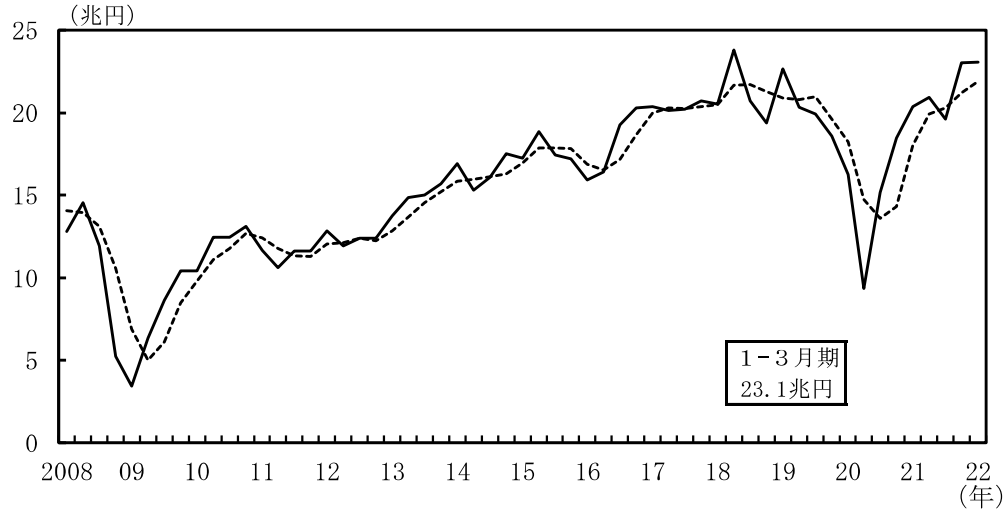
日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2022年3月調査）」

→ 見込み

業況判断D I		2020年9月	12月	2021年3月	6月	9月	12月	2022年3月	6月
全規模	全産業	▲ 28	▲ 15	▲ 8	▲ 3	▲ 2	+ 2	+ 0	▲ 3
	製造業	▲ 37	▲ 20	▲ 6	+ 2	+ 5	+ 6	+ 2	+ 0
	非製造業	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 7	▲ 7	+ 0	▲ 2	▲ 5
大企業	製造業	▲ 27	▲ 10	+ 5	+ 14	+ 18	+ 18	+ 14	+ 9
	非製造業	▲ 12	▲ 5	▲ 1	+ 1	+ 2	+ 9	+ 9	+ 7
中小企業	製造業	▲ 44	▲ 27	▲ 13	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 5
	非製造業	▲ 22	▲ 12	▲ 11	▲ 9	▲ 10	▲ 4	▲ 6	▲ 10

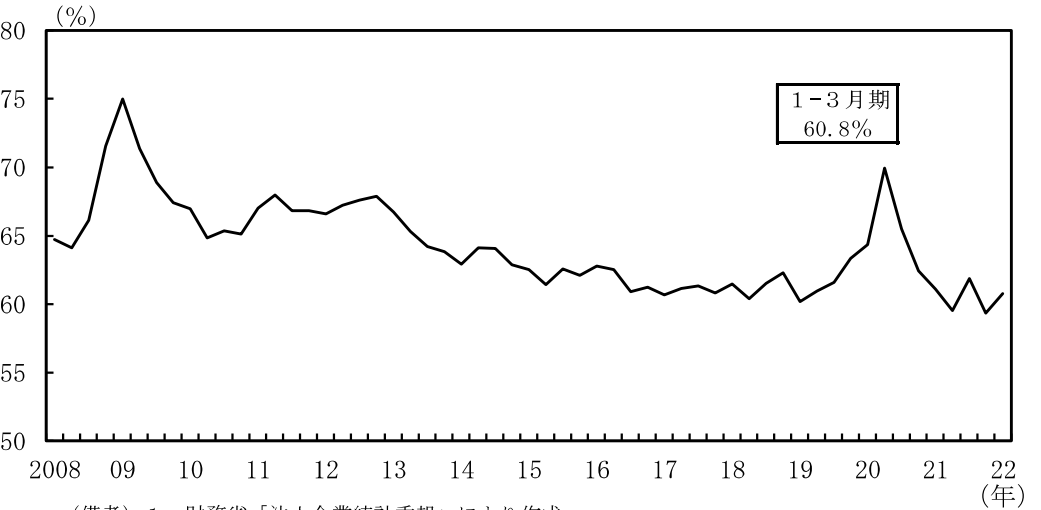
(備考) D I = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

<企業収益>
経常利益額の推移



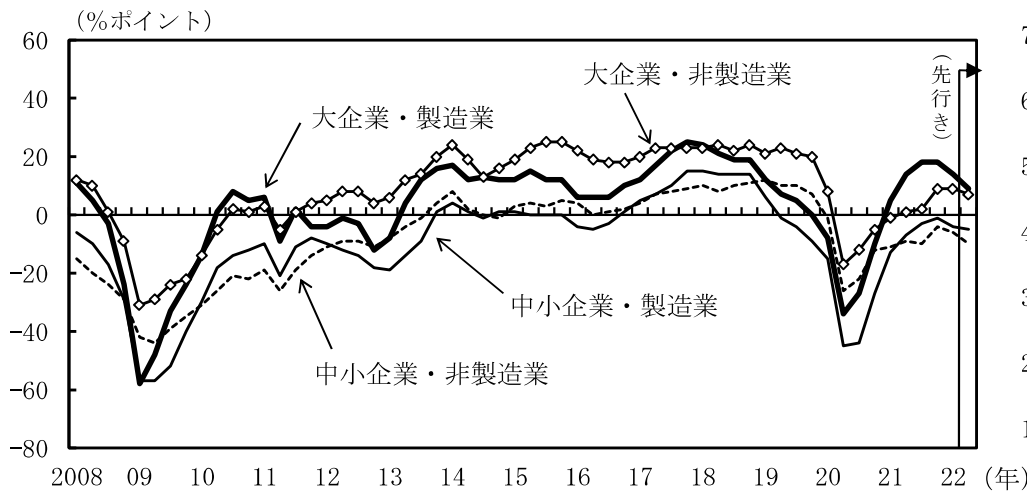
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 季節調整値。点線は後方3四半期移動平均。

労働分配率の推移



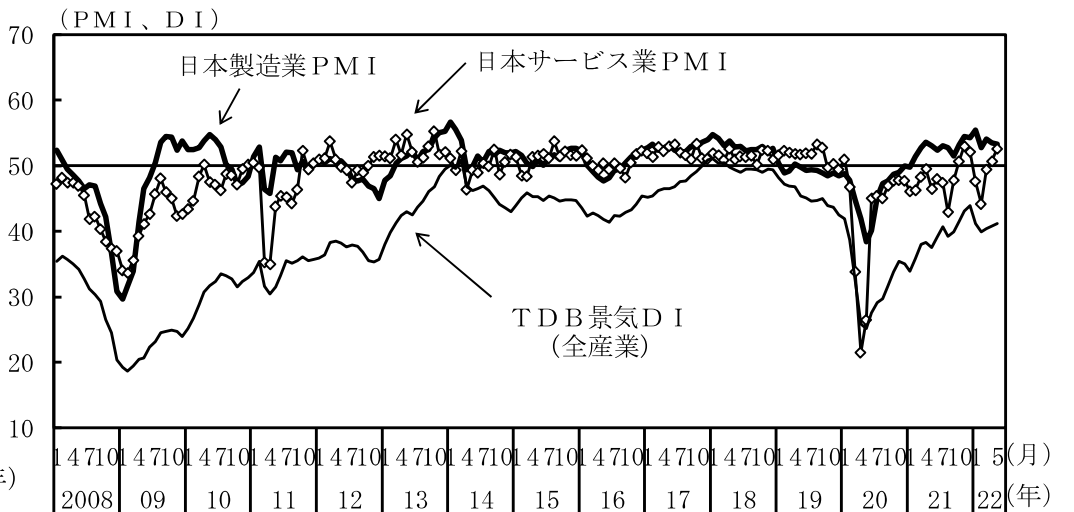
(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 労働分配率=人件費/(人件費+営業利益+減価償却費+受取利息)
3. 内閣府の試算による季節調整値。

<企業の景況感>
日銀短観の業況判断DIの推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。DIは「良い」-「悪い」。

各種調査における業況判断指標の推移



(備考) 1. S&P Global社、(株)帝国データバンク「TDB景気動向調査(全国)」により作成。
2. PMIは、「前月に比べ増加(改善)」の回答割合と、「前月に比べ変化なし」の回答割合を2で除した値を足した値(季節調整値)。DIは、景気の現状について7段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値。

9. 倒産

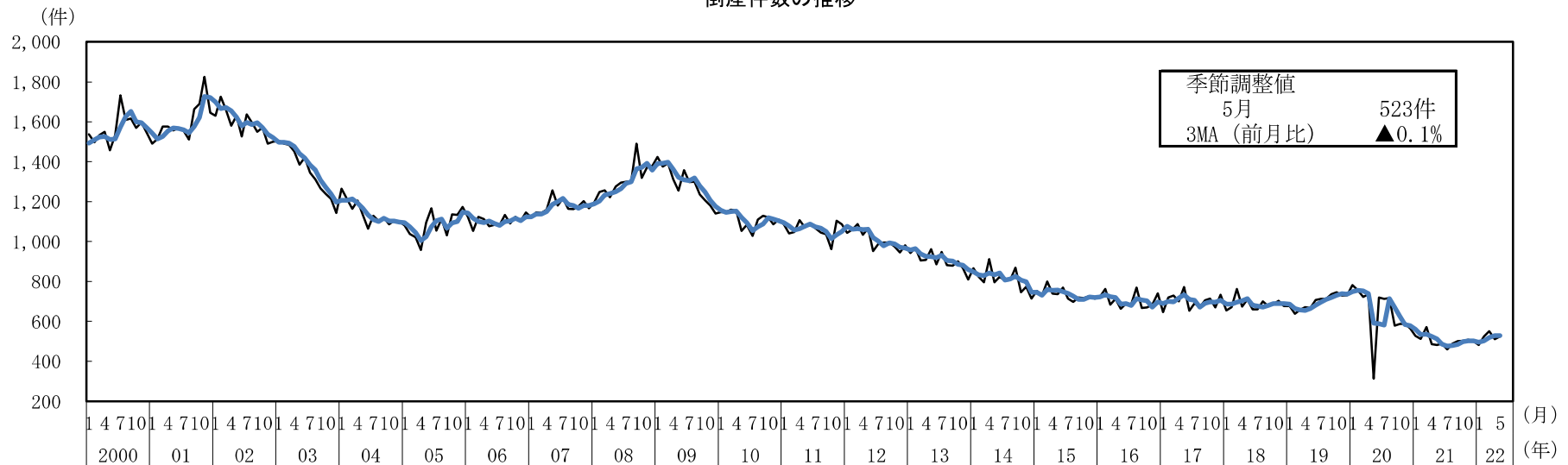
倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。

(株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」

(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

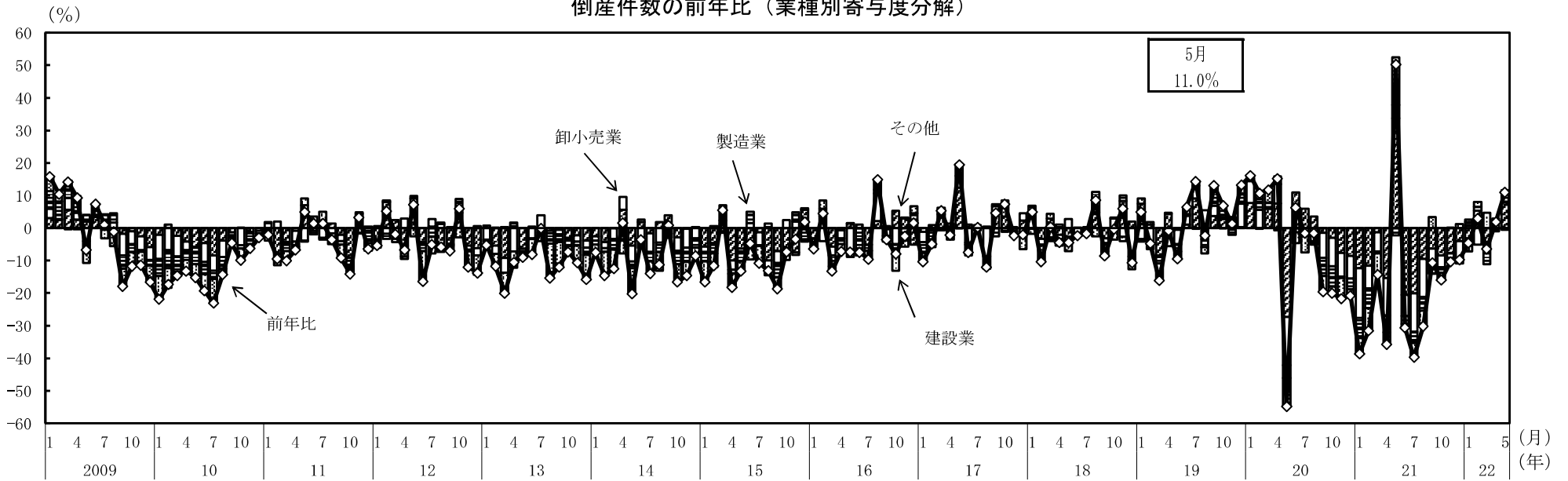
	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	[2021年] 2021年度	2021年10-12月期	2022年1-3月期	2022年3月	4月	5月
企業倒産件数	[8,383]	[7,773]	[6,030]	1,539	1,504	593	486	524
前年比(%)	8,631 [1.7]	7,163 [▲7.2]	5,980 [▲22.4]	▲12.1	▲3.2	▲6.4	1.8	11.0
前月比(%)	6.4	▲17.0	▲16.5	(4.2)	(3.0)	(4.7)	(▲7.0)	(2.3)
負債金額(億円)	[14,232]	[12,200]	[11,507]	2,857	3,076	1,696	812	873
前年比(%)	12,647 [▲4.1]	12,084 [▲14.2]	11,679 [▲5.6]	▲10.4	5.9	19.9	▲3.3	▲48.1
大型倒産除く(億円)	[6,958]	[6,112]	[4,984]	1,283	1,260	484	455	451
前年比(%)	7,065 [▲0.1]	5,563 [▲12.1]	4,964 [▲18.4]	▲1.6	▲1.6	▲4.6	31.3	18.7
	2.0	▲21.2	▲10.7					

倒産件数の推移



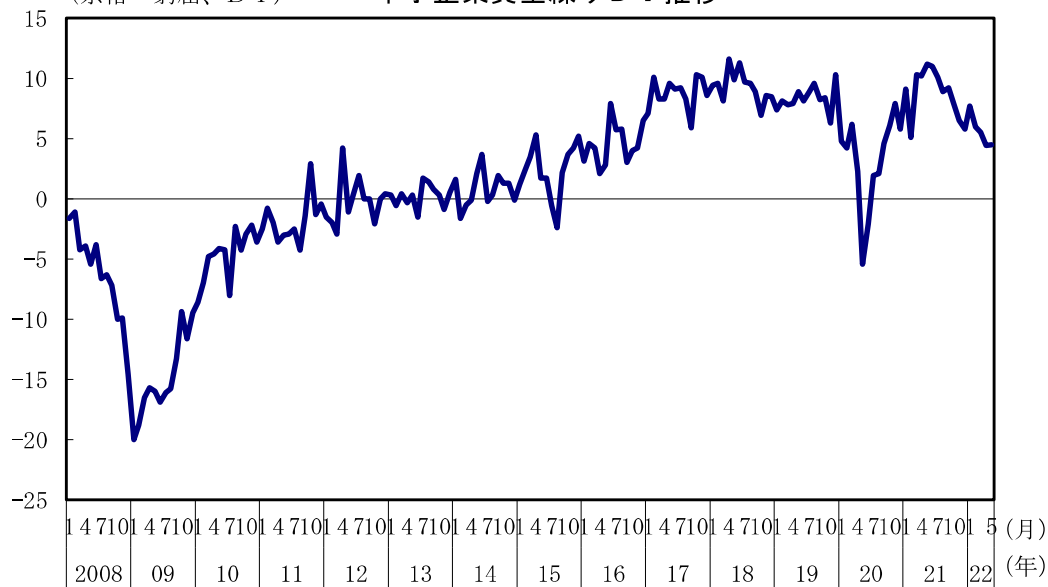
(備考) 1. (株)東京商工リサーチ(TSR)「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

倒産件数の前年比（業種別寄与度分解）



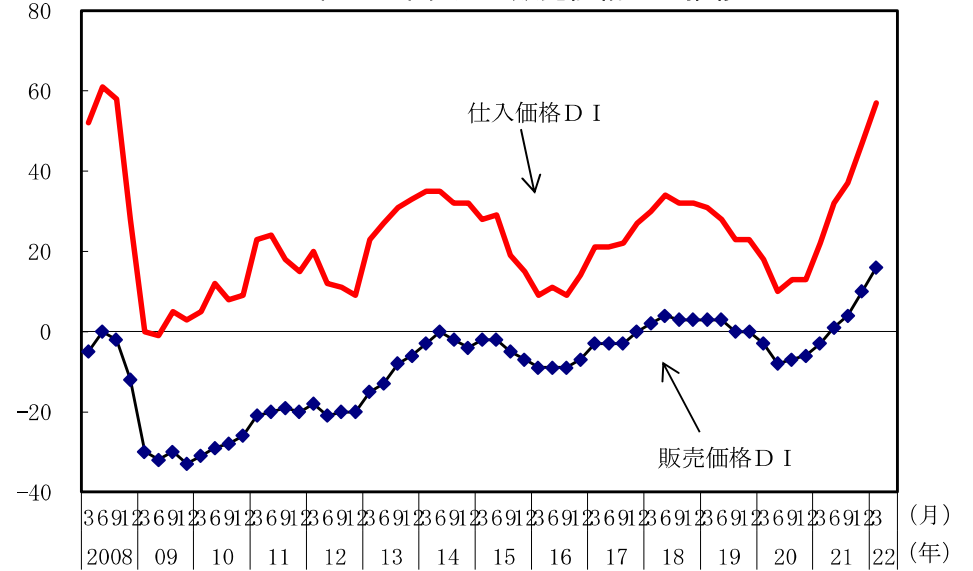
(備考) (株)東京商工リサーチ (TSR) 「倒産月報」により作成。

(余裕-窮屈、DI) 中小企業資金繰りDI推移



(備考) (株)日本政策金融公庫「中小企業景況調査」により作成。

(上昇-下落、DI) 中小企業仕入・販売価格DI推移



(備考) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

10. 雇用情勢

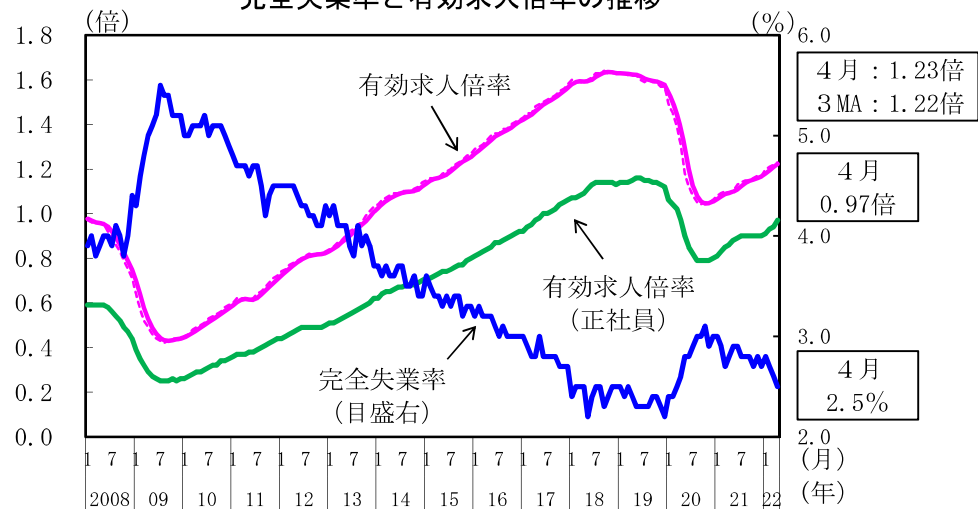
雇用情勢は、持ち直しの動きがみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

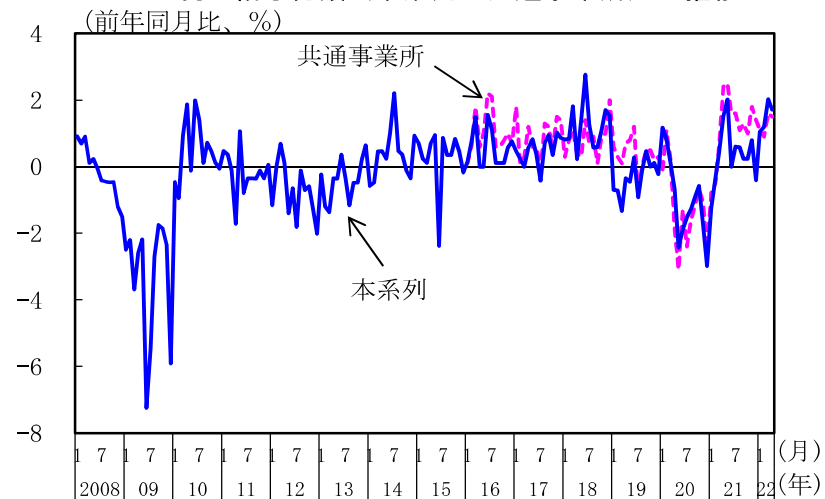
	2020年度[年]	2021年度[年]	2021年7-9月	2021年10-12月	2022年1-3月	2022年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.9 [2.8]	2.8 [2.8]	2.8	2.7	2.7	2.7	2.6	2.5
うち15~24歳	4.8 [4.6]	4.4 [4.6]	4.3	4.7	4.1	3.8	4.0	4.1
完全失業者数総数 (万人)	199 [192]	191 [195]	192	188	186	188	179	176
うち非自発的な離職による者	59 [55]	56 [57]	55	51	58	60	55	43
雇用者数	▲0.8 [▲0.4]	0.3 [0.2]	0.7 (0.1)	▲0.3 (▲0.2)	▲0.2 (0.1)	▲0.4 (0.4)	0.2 (0.6)	1.0 (0.5)
常用労働者数(労働者計)	0.7 [1.0]	1.1 [1.2]	1.4 (0.1)	1.1 (0.2)	0.6 (▲0.1)	0.5 (▲0.1)	0.5 (0.4) p	0.5 (0.1)
新規求人数	▲20.8 [▲21.7]	9.8 [4.1]	8.2 (2.0)	11.0 (4.7)	10.5 (3.2)	9.5 (▲4.8)	7.5 (4.4)	12.3 (2.5)
有効求人数	▲22.3 [▲21.0]	9.5 [1.6]	9.2 (2.9)	10.3 (3.4)	12.9 (4.1)	13.0 (▲0.2)	11.7 (0.2)	11.8 (0.9)
有効求人倍率 (倍)	1.10 [1.18]	1.16 [1.13]	1.15	1.17	1.21	1.21	1.22	1.23
正社員 (倍)	0.83 [0.88]	0.90 [0.88]	0.90	0.90	0.93	0.93	0.94	0.97
求人広告掲載件数 (万件)	78.8 [95.3]	99.1 [90.8]	90.9	101.5	120.8	120.9	131.3	137.8
所定外労働時間(残業時間等)	▲13.9 [▲13.2]	8.2 [5.1]	7.3 (▲1.1)	4.1 (▲0.9)	4.3 (2.4)	5.1 (0.5)	3.8 (2.7) p	5.7 (4.1)
製造業	▲19.8 [▲20.7]	18.9 [14.1]	27.9 (2.3)	9.2 (▲6.4)	10.7 (6.8)	12.4 (▲1.8)	9.8 (2.0) p	6.1 (0.3)
現金給与総額(1人当たり・名目)	▲1.5 [▲1.2]	0.7 [0.3]	0.5 (▲0.3)	0.0 (▲0.6)	1.5 (2.2)	1.2 (0.7)	2.0 (1.0) p	1.7 (0.2)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.9	1.6 p	1.5
定期給与(名目)	▲0.8 [▲0.7]	0.8 [0.5]	0.6 (▲0.2)	0.3 (▲0.1)	1.1 (1.2)	1.0 (0.0)	1.2 (0.4) p	1.5 (0.4)
※共通事業所	-	-	-	-	-	0.7	0.9 p	1.3

- (備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。
 2. 定期給与とは、きまって支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。
 3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

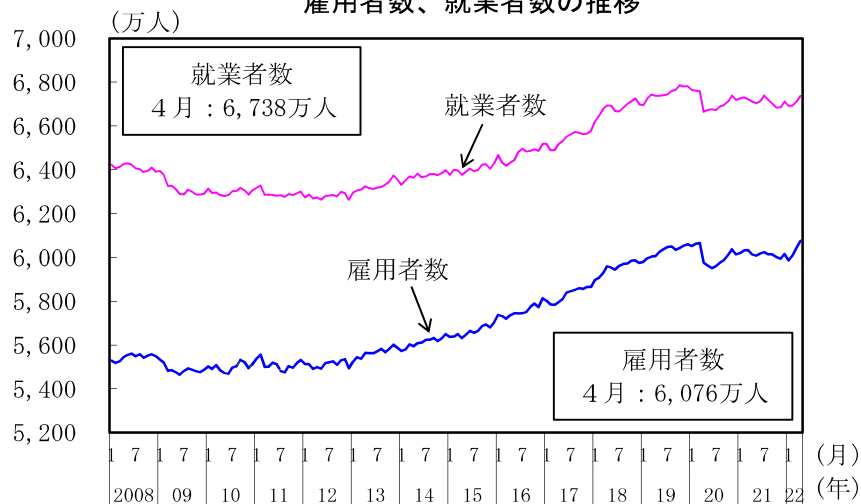
完全失業率と有効求人倍率の推移



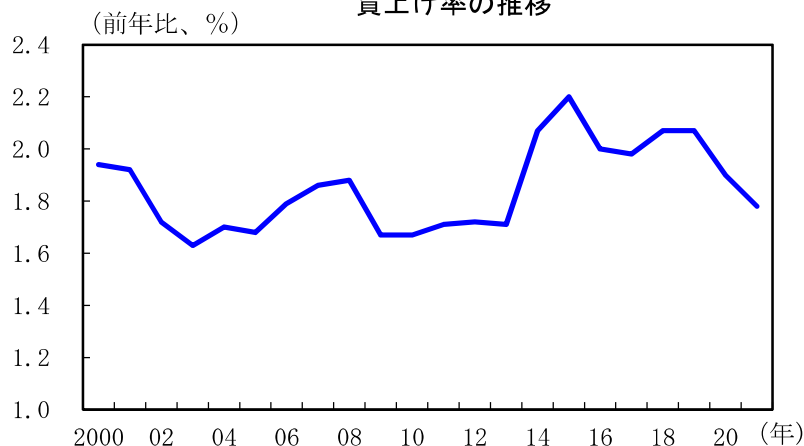
現金給与総額（本系列と共通事業所）の推移



雇用者数、就業者数の推移



賃上げ率の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の推計値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争（最終）回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。

11. 物価

国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、このところ上昇している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は前期(月)比、<>内は季節調整済前期(月)比、%)

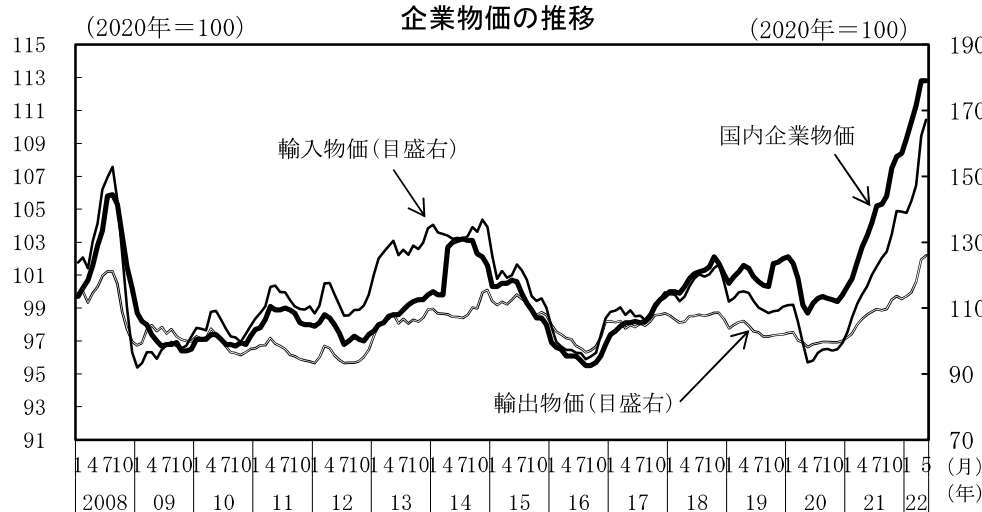
		[2020年] [2020年度]	[2021年] [2021年度]	2021年 7-9月	10-12月	2022年 1-3月	2022年 3月	4月	5月			
国内企業物価		[▲ 1.2] ▲ 1.5	[4.5] 7.0	(2.1) 5.8	(2.3) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) 9.1			
夏季電力料金調整後		[▲ 1.1] ▲ 1.4	[4.5] 7.0	(1.9) 5.8	(2.5) 8.4	(2.1) 9.2	(0.9) 9.3	(1.3) 9.8	P (0.0) 9.1			
輸出物価		[▲ 3.2] ▲ 2.2	[8.3] 11.2	(1.6) 10.0	(3.1) 13.2	(2.2) 12.4	(3.0) 12.6	(5.5) 16.9	P (1.0) 16.7			
輸入物価		[▲ 10.3] ▲ 10.0	[21.5] 31.2	(6.8) 28.7	(9.7) 39.9	(4.2) 33.4	(3.3) 32.3	(10.3) 42.2	P (3.0) 43.3			
契約通貨ベース		[▲ 9.3] ▲ 8.7	[18.7] 25.4	(6.5) 25.4	(7.0) 31.5	(2.6) 24.7	(1.2) 23.9	(5.0) 27.4	P (1.3) 26.3			
企業向けサービス価格		[0.9] 0.4	[0.9] 1.2	(0.3) 1.1	(0.7) 1.1	(0.2) 1.2	(0.9) 1.3	P (0.0) 1.7	(-) -			
国際運輸を除くベース		[1.0] 0.5	[0.7] 0.9	< 0.2 > 0.8	< 0.4 > 0.8	< 0.3 > 0.9	< 0.2 > 0.9	P < 0.2 > 1.2	< - > -			
消費者物価	総合	固定基準	[0.0] ▲ 0.2	[▲ 0.2] 0.1	< 0.4 > ▲ 0.2	< 0.3 > 0.5	< 0.7 > 0.9	< 0.4 > 1.2	< 0.4 > 2.5	< - > -	< 0.3 > 2.4	< 0.2 > 2.4
		連鎖基準	[0.0] -	[▲ 0.2] -	- -	- -	- -	< 0.4 > 1.2	< 0.3 > 2.5	< - > -		
	生鮮食品	[3.3] 3.5	[▲ 1.2] 1.1	(4.3) ▲ 3.7	(0.1) 3.2	(5.8) 9.4	(▲ 1.1) 11.6	(0.0) 12.2	(-) -			
	エネルギー	[▲ 4.2] ▲ 5.8	[3.9] 10.7	(3.2) 6.3	(4.4) 14.4	(5.4) 19.8	(2.5) 20.8	(0.5) 19.1	(-) -			
	生鮮食品を除く総合	固定基準	[▲ 0.2] ▲ 0.4	[▲ 0.2] 0.1	< 0.5 > 0.0	< 0.3 > 0.4	< 0.6 > 0.6	< 0.4 > 0.8	< 0.2 > 2.1	< - > -	< 0.4 > 1.9	< 0.1 > 1.9
		連鎖基準	[▲ 0.2] -	[▲ 0.2] -	- -	- -	- -	< 0.3 > 0.8	< 0.4 > 2.1	< - > -		
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	固定基準	[0.2] 0.1	[▲ 0.5] ▲ 0.8	< 0.2 > ▲ 0.5	< ▲ 0.2 > ▲ 0.7	< 0.3 > ▲ 0.9	< 0.2 > ▲ 0.7	< 0.2 > 0.8	< - > -	< 0.4 > 0.8	< 0.1 > 0.9
		連鎖基準	[0.2] -	[▲ 0.5] -	- -	- -	- -	< 0.2 > ▲ 0.8	< 0.2 > 0.8	< - > -		
(政策等による特殊要因を除く)		[0.3] -	[0.3] -	- -	- -	- -	< 0.2 > 0.4	< 0.2 > 0.7	< - > -			

(備考) 1. 企業向けサービス価格は2015年基準。国内企業物価及び消費者物価は2020年基準。Pは速報値。

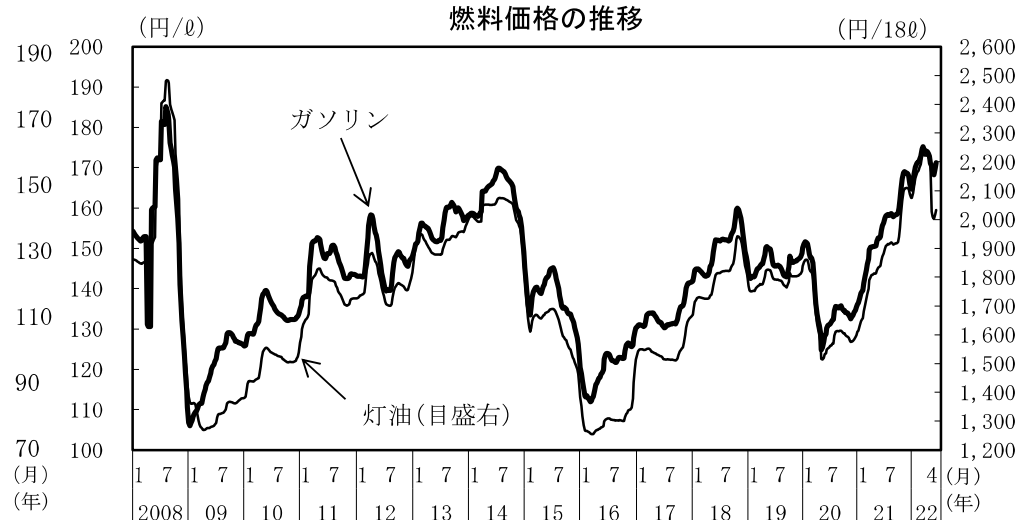
2. 企業向けサービス価格の「国際運輸を除くベース」は、国際航空旅客輸送、外航貨物輸送(除外航タンカー)、外航タンカー、国際航空貨物輸送、国際郵便を除いたもの。季節調整済前期(月)比は、内閣府試算値。

3. 消費者物価の四半期前期比及び「生鮮食品」、「エネルギー」の四半期前年同期比は内閣府で算出。

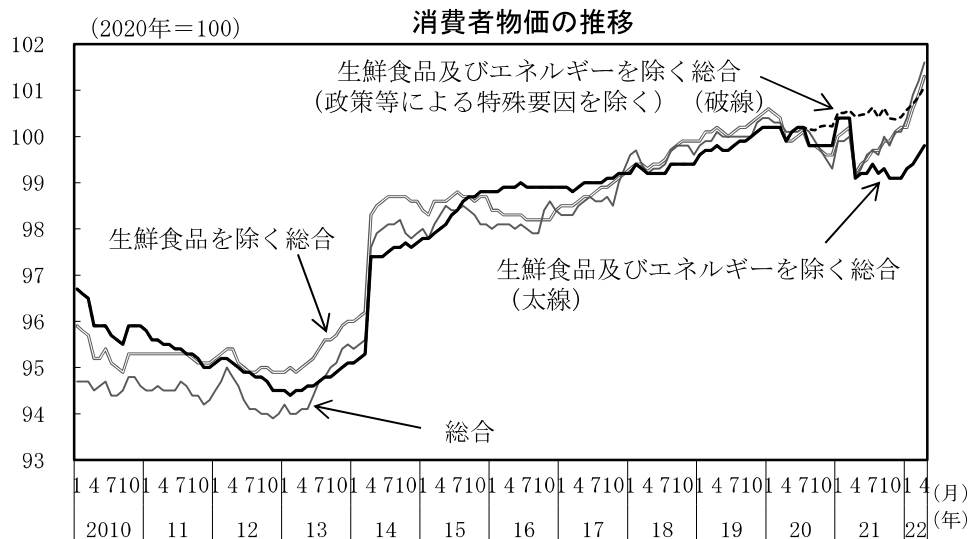
4. 消費者物価のうち「政策等による特殊要因を除く」とは、Go To トラベル事業及び2021年4月の通信料(携帯電話)下落等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



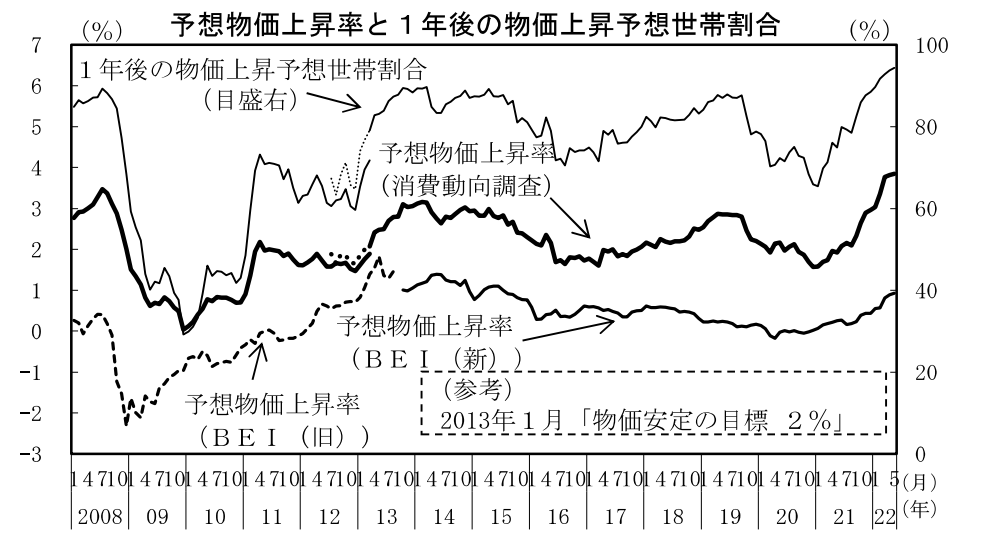
(備考) 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。



(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、Go Toトラベル事業及び2021年4月の通送料(携帯電話)下落等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、Bloombergにより作成。
2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更等があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
4. BEI(ブレイク・オープン・インフレ率)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの(BEI(旧)は旧物価連動国債、BEI(新)は新物価連動国債(残存10年物))を使用。

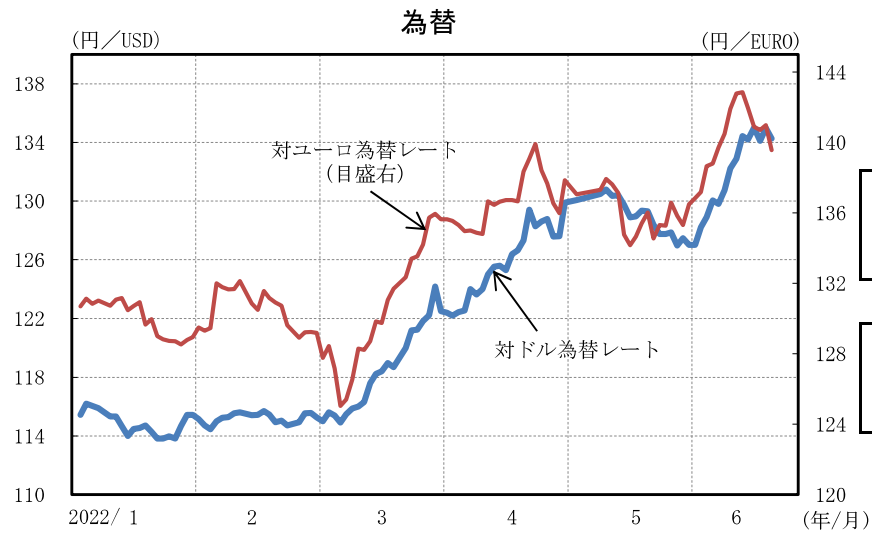
12. 金融

株価（日経平均株価）は、26,600円台から28,200円台まで上昇した後、26,400円台まで下落した。
対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、127円台から134円台まで円安方向に推移した。

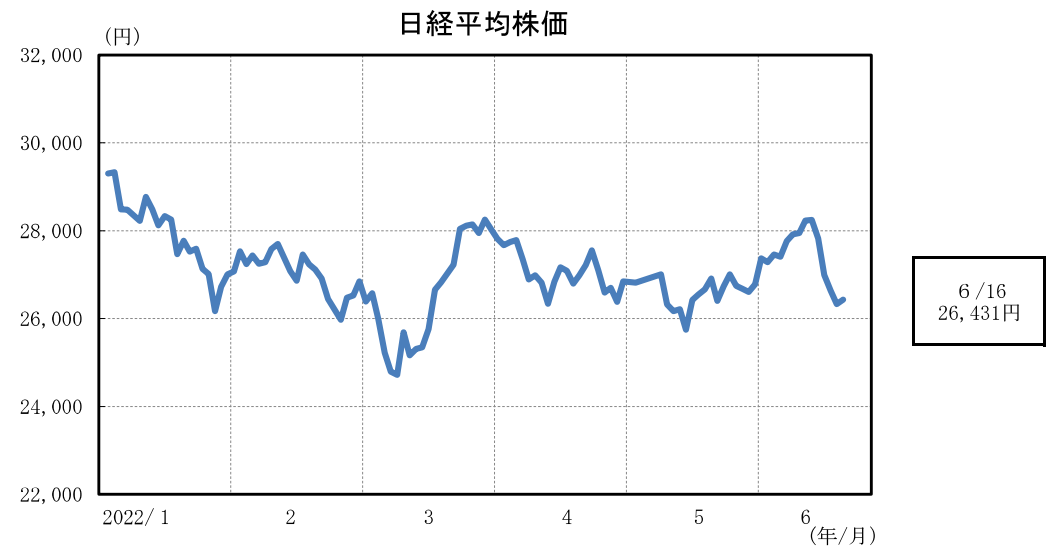
(%、ポイント、円)

	2020年	2021年	2020年度	2021年度	2021年		2022年	2022年			
					7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	
コールレート (無担保翌日物)	-0.035	-0.024	-0.031	-0.024	-0.031	-0.031	-0.015	-0.008	-0.012	-0.018	6/16 -0.042
ユーロ円TIBOR (3か月物)	-0.034	-0.064	-0.051	-0.063	-0.072	-0.064	-0.049	-0.049	-0.049	-0.049	6/16 -0.022
国債流通利回り	0.002	0.061	0.030	0.086	0.026	0.067	0.177	0.195	0.233	0.234	6/16 0.255
株式相場 東証株価指数(TOPIX)	1,597	1,953	1,675	1,956	1,974	1,996	1,917	1,885	1,902	1,879	6/16 1,867
日経平均株価	22,705	28,836	24,459	28,389	28,553	28,810	27,156	26,584	27,043	26,653	26,431
円相場 (対米ドル)	106.73	109.89	106.09	112.38	110.09	113.70	116.32	118.51	126.04	128.78	6/16 134.26
(対ユーロ)	121.87	129.90	123.74	130.53	129.82	130.00	130.40	130.61	136.71	136.08	139.56
(韓国ウォン・1円当たり)	11.05	10.42	10.94	10.39	10.54	10.41	10.36	10.29	9.78	9.83	6/15 9.56
日銀当座預金残高 (億円、前年比)	4,418,178 11.3	5,237,058 18.5	4,666,015 16.7	5,347,929 14.6	5,346,918 15.8	5,362,369 10.3	5,396,396 9.0	5,515,753 8.3	5,610,040 6.0	5,463,040 4.2	
マネタリーベース (億円、前年比)	5,552,289 9.1	6,434,962 15.9	5,804,620 13.2	6,557,140 13.0	6,556,206 (3.2) 14.0	6,589,419 (5.4) 9.2	6,606,743 (9.2) 8.0	6,621,323 (14.5) 7.9	6,874,736 (9.1) 6.6	6,800,213 (▲14.3) 4.6	
マネーストック M2 (億円、前年比)	10,926,297 6.5	11,626,959 6.4	11,174,430 8.1	11,728,097 5.0	11,690,288 (2.8) 4.7	11,748,440 (2.9) 4.0	11,811,999 (3.9) 3.5	11,833,218 (3.7) 3.5	12,018,440 (4.6) 3.4	12,048,644 (1.4) 3.2	
マネーストック 広義流動性 (億円、前年比)	18,759,434 4.1	19,801,769 5.6	19,020,614 4.9	20,007,146 5.2	19,987,873 (3.1) 5.2	20,068,629 (2.5) 4.8	20,112,017 (2.2) 4.3	20,136,402 (4.4) 4.3	20,492,005 (13.3) 4.1	20,643,726 (6.0) 3.6	
銀行貸出	4.8	2.3	5.8	1.0	0.4	0.6	0.4	0.5	1.0	0.9	
普通社債発行額	0.3	▲2.6	28.2	▲4.6	▲18.8	▲0.5	▲9.7	▲37.0	▲11.4	▲7.4	

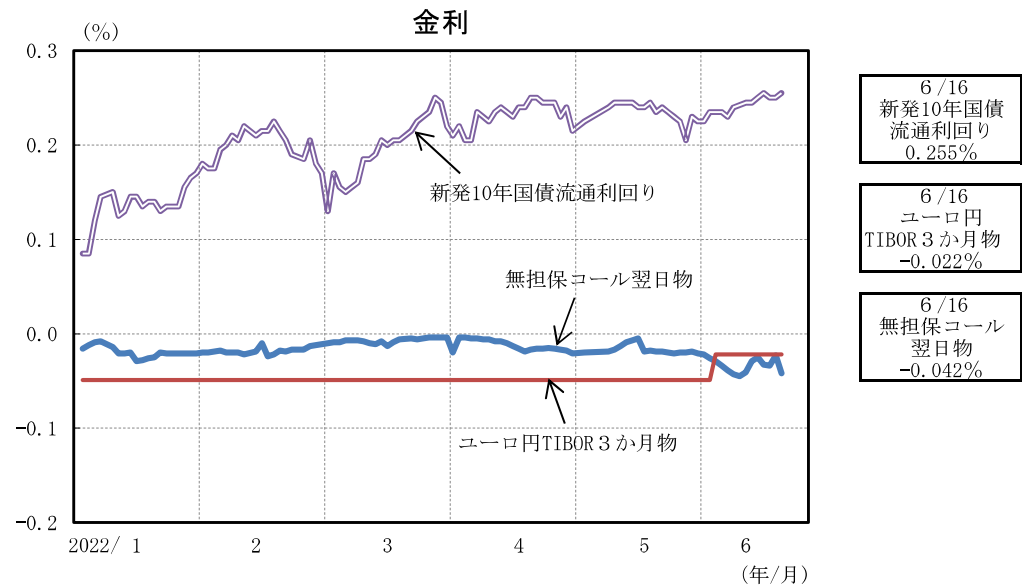
- (備考) 1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。
2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。
3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。
4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。（）内は季調済前期比年率。
6. マネーストックは、平均残高。（）内は季調済前期比年率。
7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。
8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い遡及改定を実施。



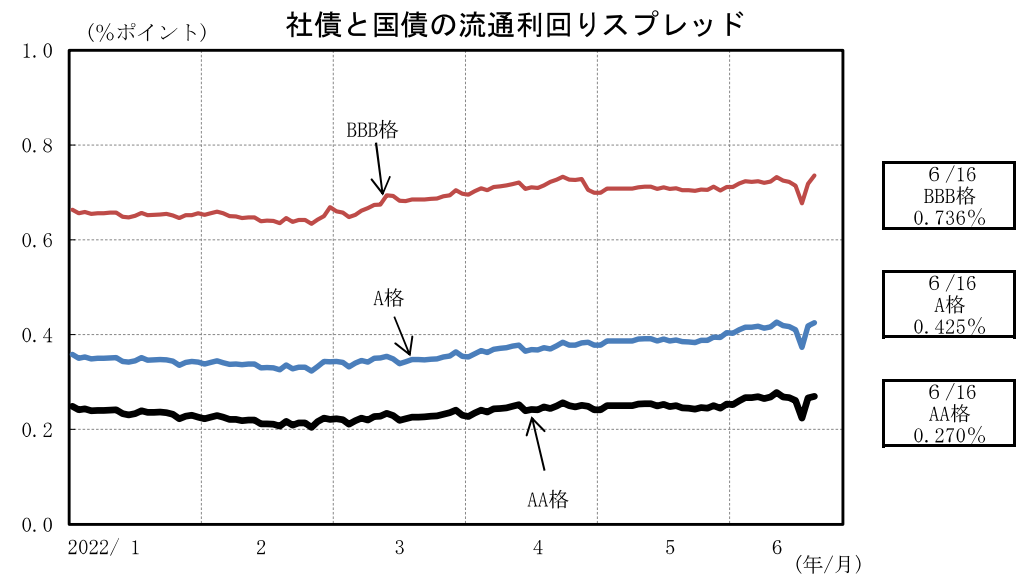
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
 2. 対ドル為替レートはインターバンク直物中心相場。
 対ユーロ為替レートはインターバンク直物17時時点。



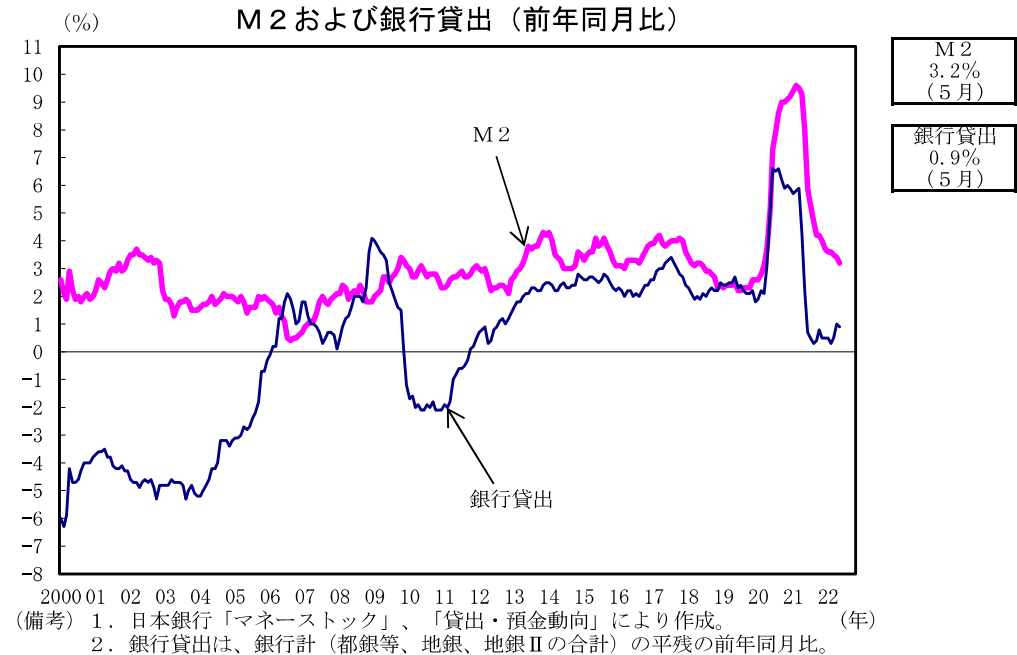
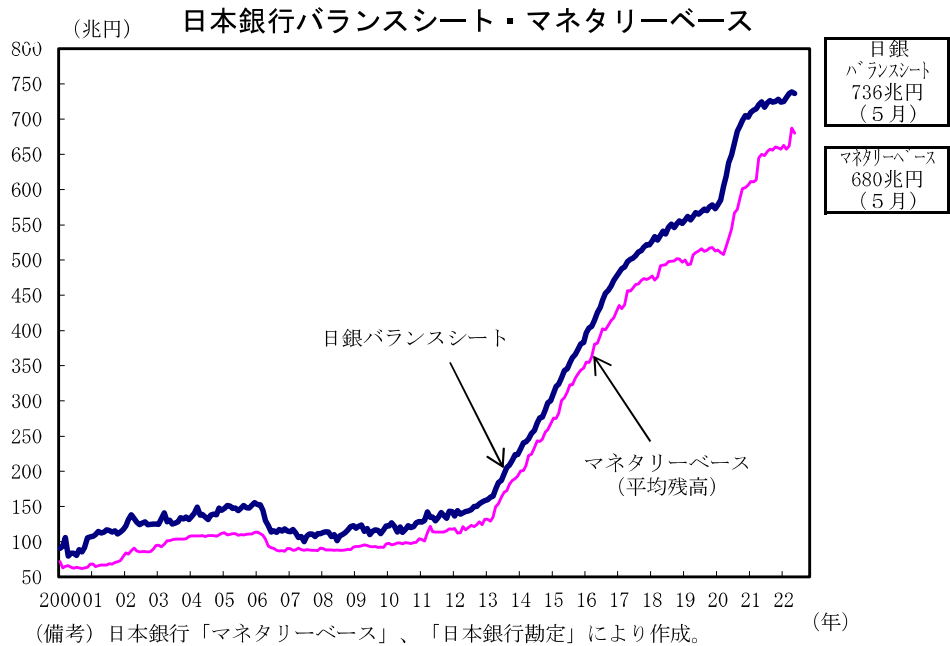
(備考) 日経NEEDSにより作成。



(備考) 日経NEEDSにより作成。



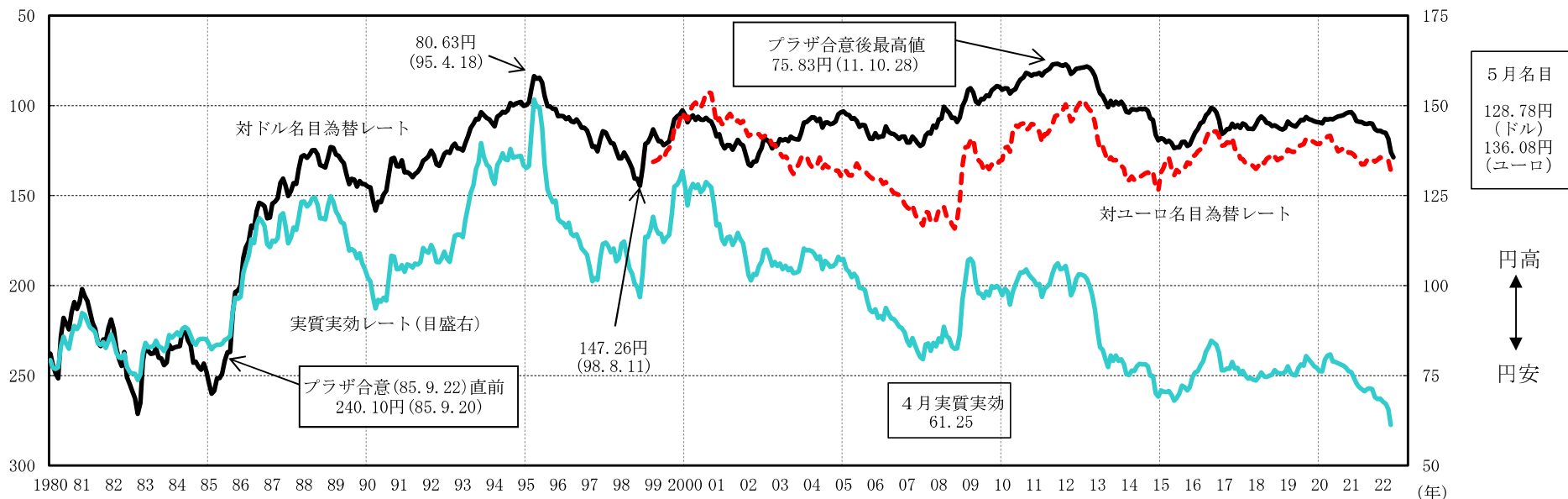
(備考) 1. Bloombergにより作成。
 2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
 3. 格付けは格付投資情報センター (R & I) ベース。



(円/EURO)
(円/USD)

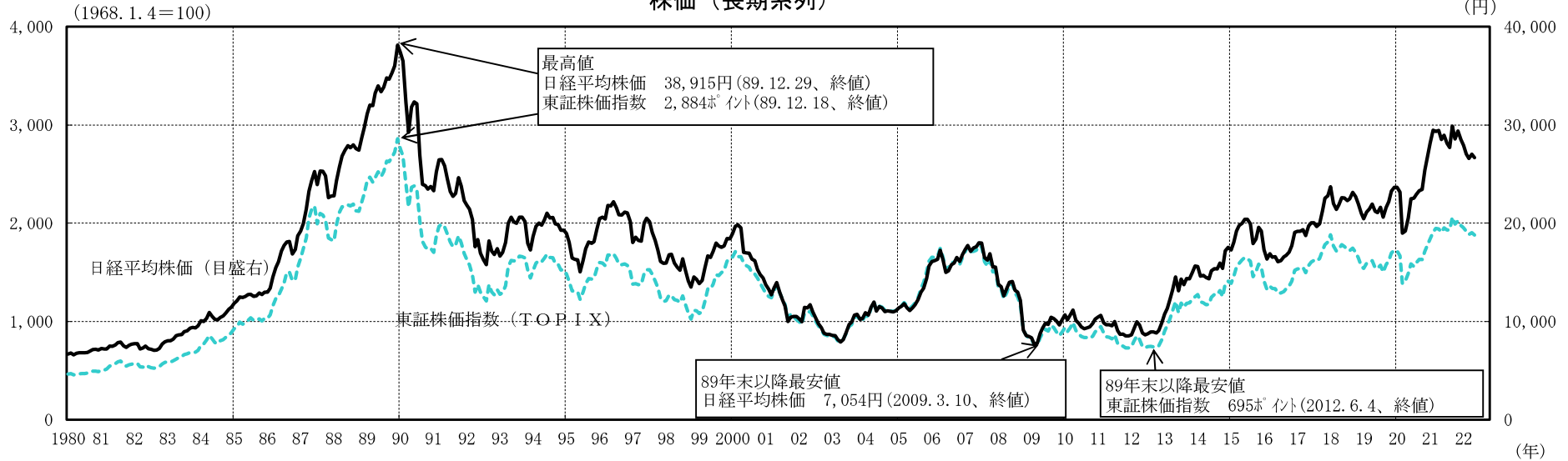
為替レート（長期系列）

(1990年=100)



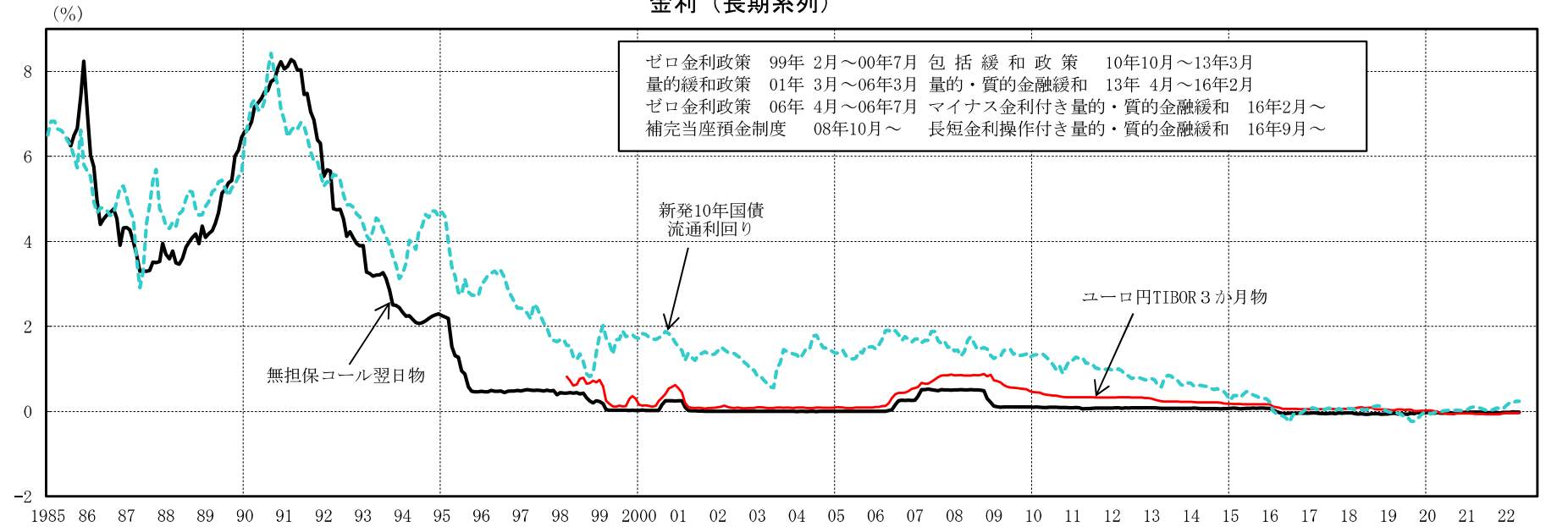
(備考) 1. 日経NEEDS、日本銀行、Bloombergにより作成。
2. 対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場（月中平均）。対ユーロ名目為替レートは直物17時時点（月中平均）。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。ただし、対ドル名目為替レートの日次で記した値は直物のニューヨーク17時時点。

株価（長期系列）



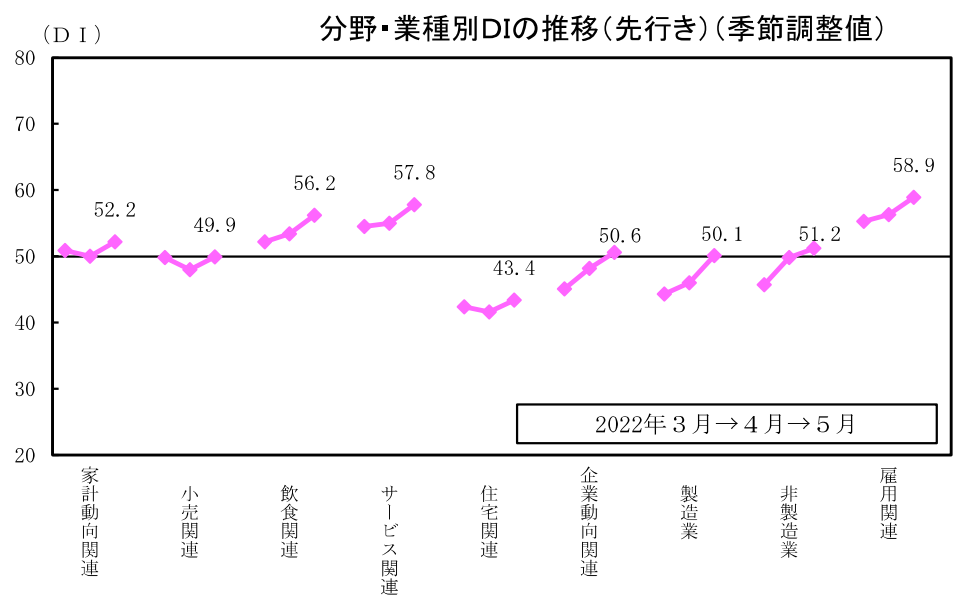
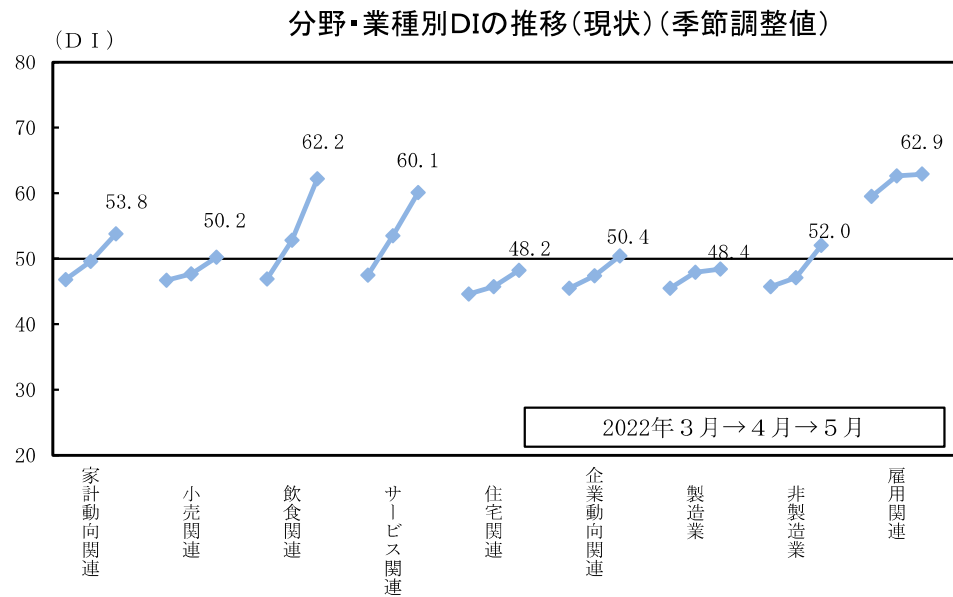
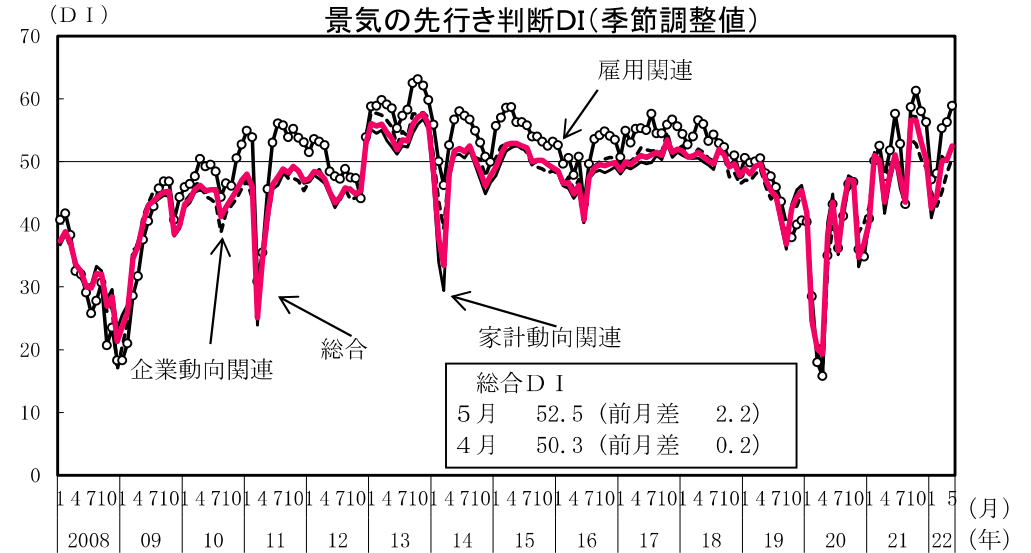
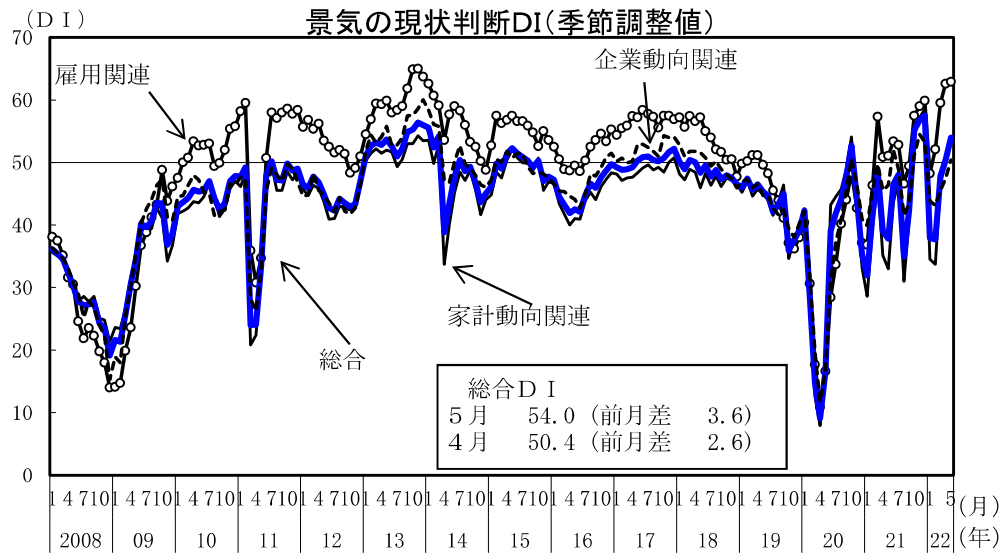
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数ともに月中平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもととして算出。

金利（長期系列）



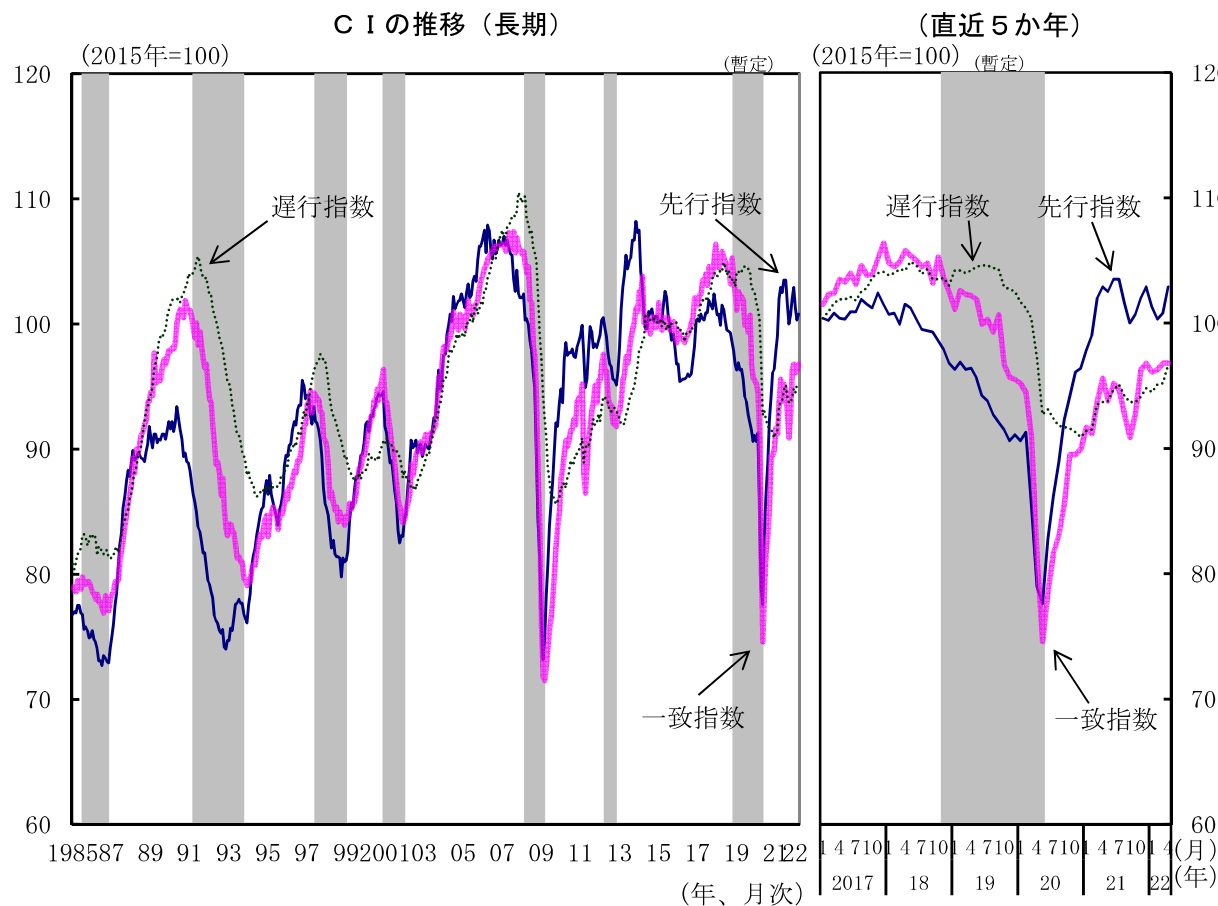
(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新発10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物ともに月中平均。

13. 景気ウォッチャー調査



(備考) 現状判断D I、先行き判断D Iは各々、景気ウォッチャーによる、3か月前と比較した当該月の景気の良し悪しの判断、当該月と比較した2～3か月前先の景気の良し悪しの判断である。

(参考1) 景気動向指数



(備考) 内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。
 ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。
 なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山及び2020年5月の谷は暫定。

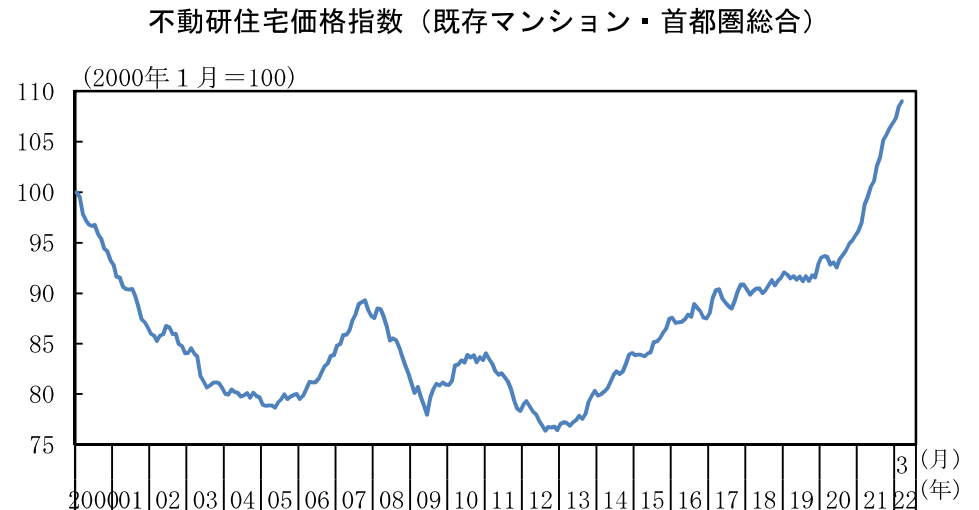
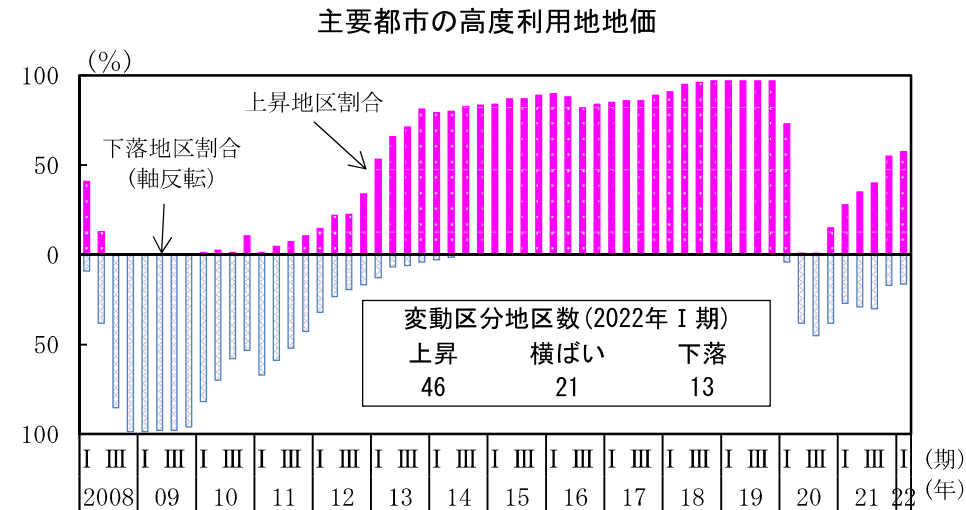
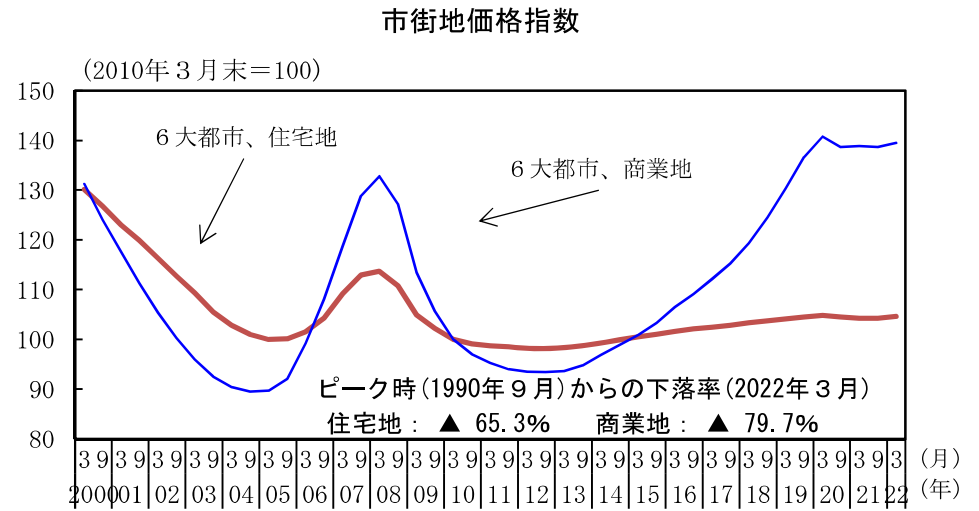
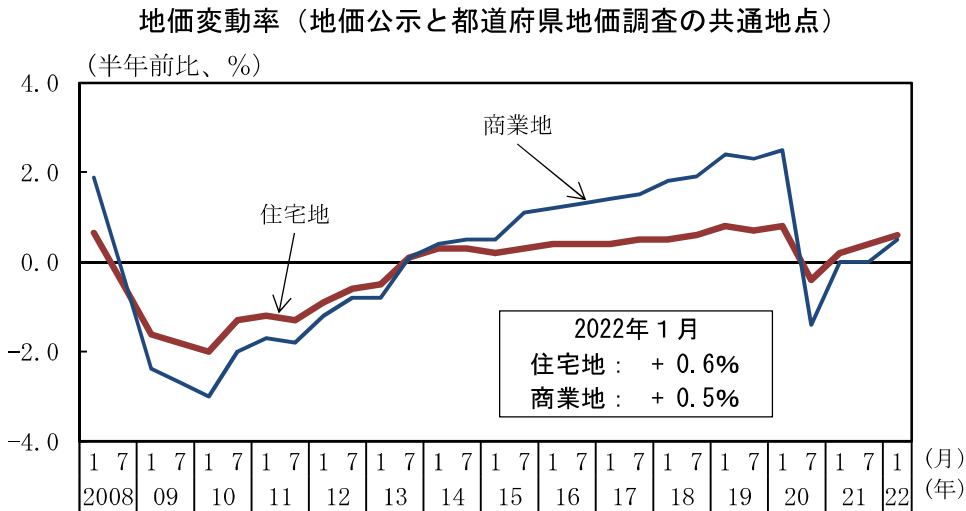
一致指数採用系列の寄与度

	22年1月	2月	3月	4月
一致指数	96.1	96.3	96.8	96.8
生産指数(鉱工業)	-0.29	0.24	0.04	-0.20
鉱工業用生産財出荷指数	-0.32	0.24	0.05	-0.21
耐久消費財出荷指数	-0.44	0.37	-0.19	0.01
労働投入量指数(調査産業計)	-0.01	-0.29	0.42	-0.01
投資財出荷指数(除輸送機械)	0.12	-0.35	0.16	0.30
商業販売額(小売業、前年比)	-0.01	-0.18	0.14	0.24
商業販売額(卸売業、前年比)	0.06	-0.04	-0.09	-0.05
営業利益(全産業)	-0.10	-0.10	-0.11	0.01
有効求人倍率(除学卒)	0.36	0.13	0.13	0.17
輸出数量指数	-0.11	0.13	-0.00	-0.32

景気基準日付

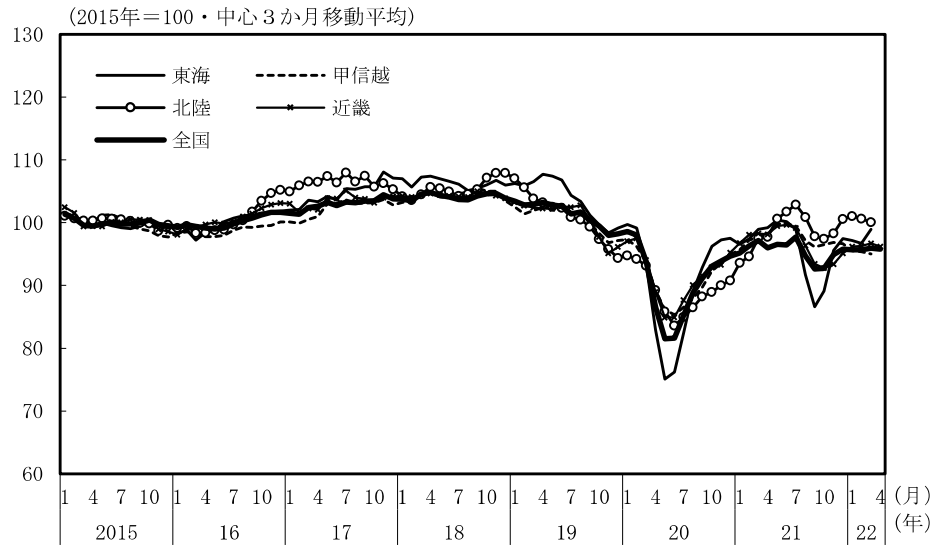
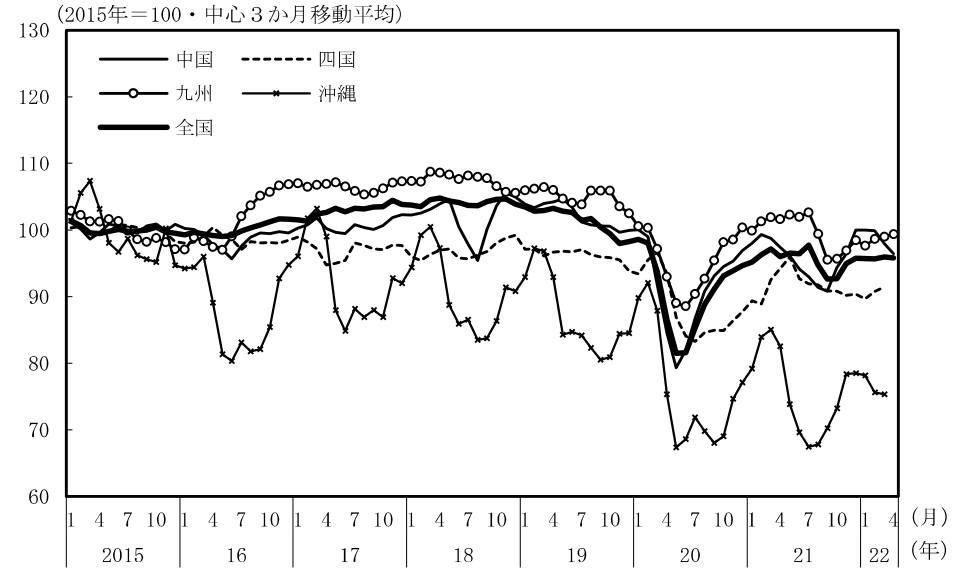
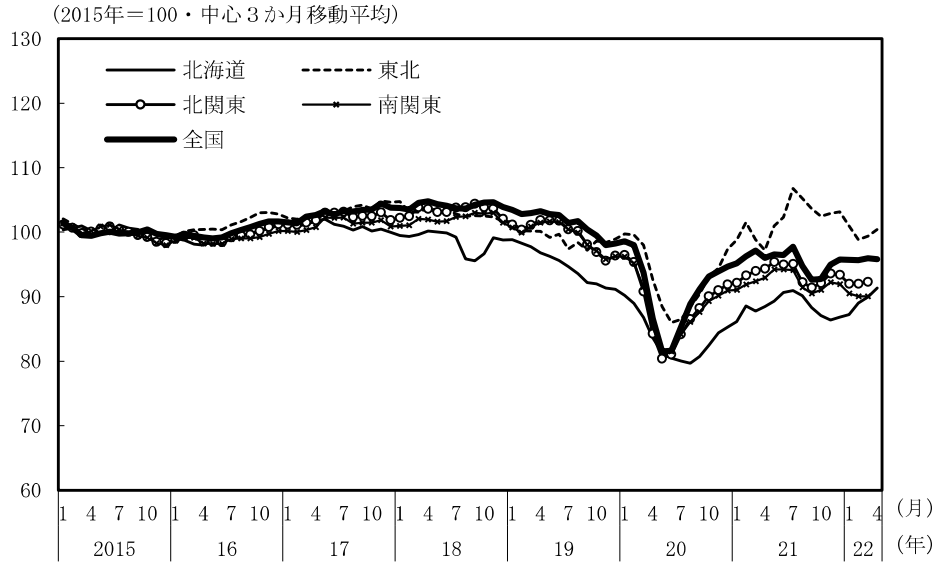
循環	谷(年/月)	山(年/月)	谷(年/月)	期間(か月)		
				拡張	後退	全循環
1		1951/6	51/10		4	
2	51/10	54/1	54/11	27	10	37
3	54/11	57/6	58/6	31(神武)	12	43
4	58/6	61/12	62/10	42(岩戸)	10	52
5	62/10	64/10	65/10	24	12	36
6	65/10	70/7	71/12	57(いざなぎ)	17	74
7	71/12	73/11	75/3	23	16	39
8	75/3	77/1	77/10	22	9	31
9	77/10	80/2	83/2	28	36	64
10	83/2	85/6	86/11	28	17	45
11	86/11	91/2	93/10	51(バブル)	32	83
12	93/10	97/5	99/1	43	20	63
13	99/1	2000/11	02/1	22	14	36
14	02/1	08/2	09/3	73	13	86
15	09/3	12/3	12/11	36	8	44
16	12/11	(暫定) 18/10	(暫定) 20/5	71	19	90
第2～第16 循環の平均				38.5	16.3	54.9

(参考2) 地価・住宅価格の推移



- (備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地地価動向報告～地価LOOKレポート～」、
 (一財)日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。
 2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したもの。
 3. 6大都市とは、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数(6大都市)のピークは1990年9月。
 4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

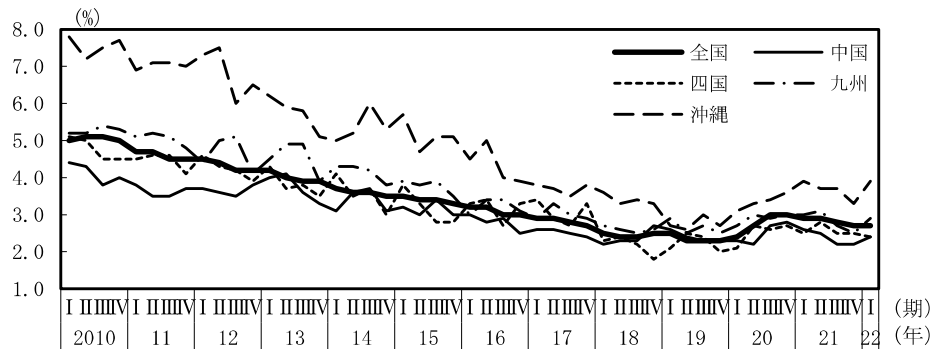
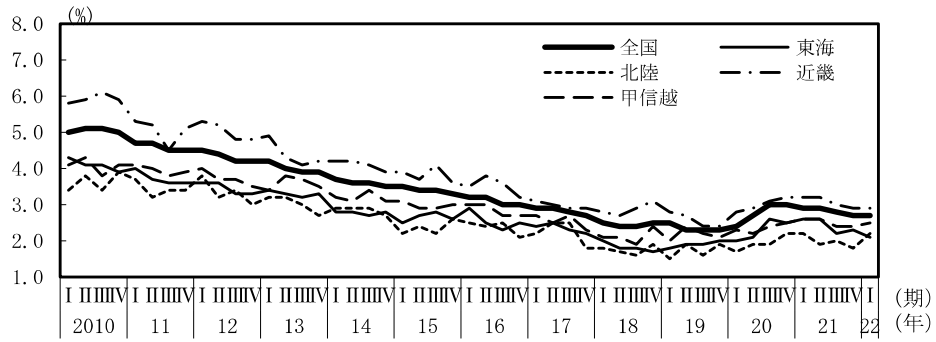
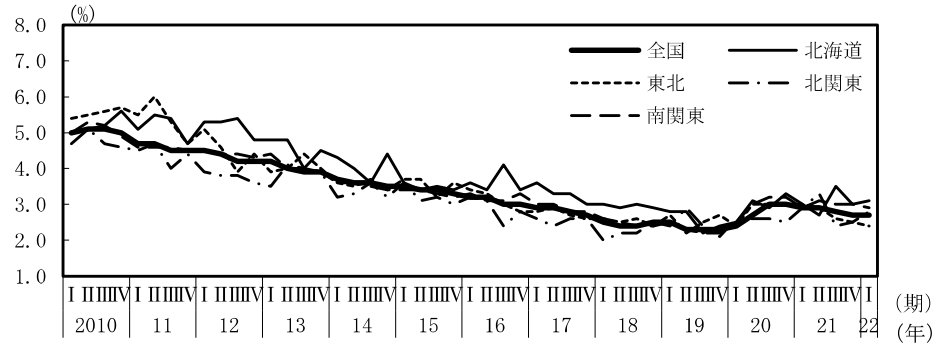


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析ディスカッション・ペーパー「地域経済動向」の新地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法についてを参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 全国、北海道、東北、近畿、中国、九州は、4月まで更新。その他地域は、3月まで更新。

地域名	都道府県名	
北海道	北海道	
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
関東	北関東	茨城、栃木、群馬
	南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野	
東海	静岡、岐阜、愛知、三重	
北陸	富山、石川、福井	
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	
四国	徳島、香川、愛媛、高知	
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	
沖縄	沖縄	

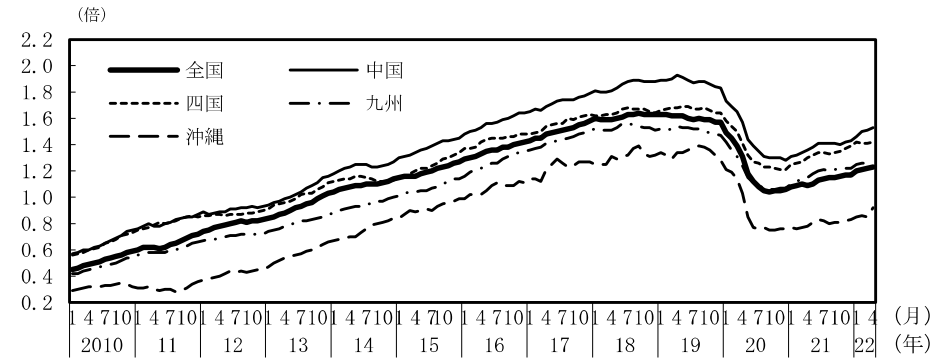
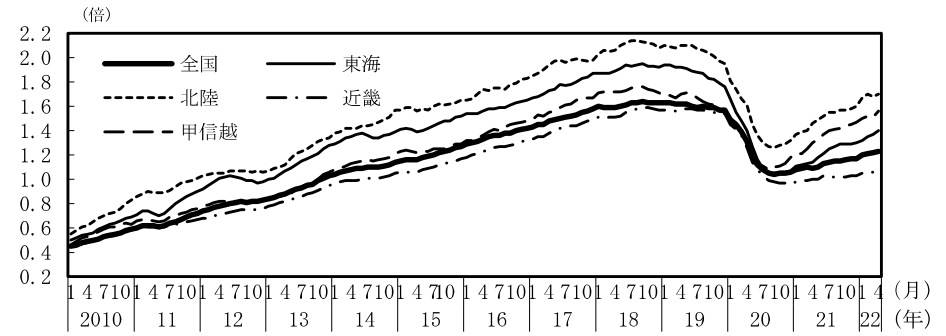
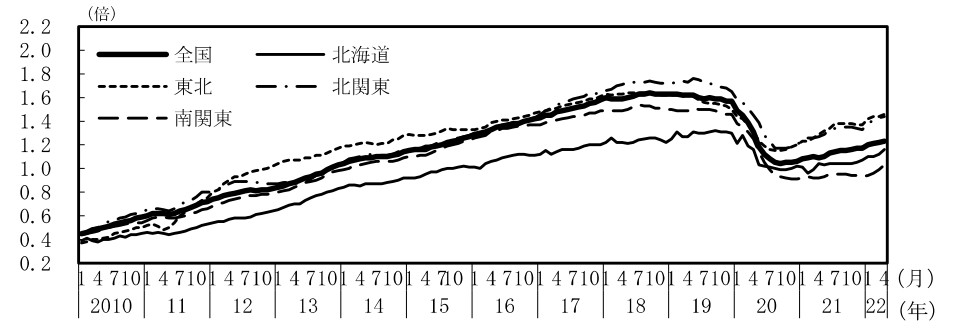
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 北関東、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることで県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国、九州は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人数、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

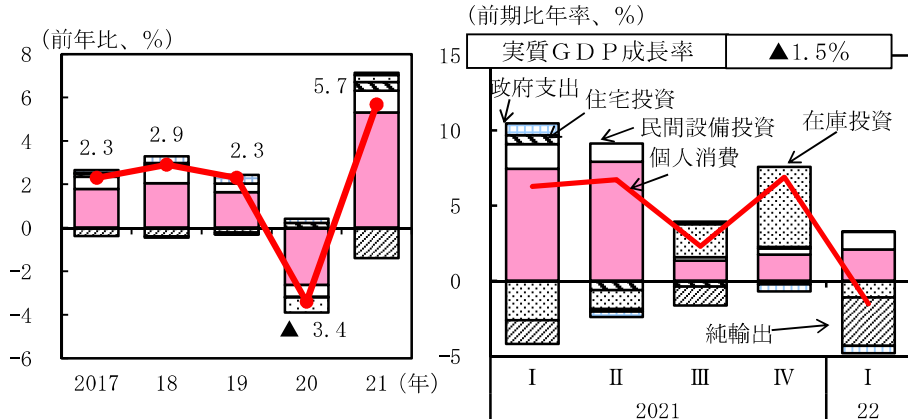
		5月月例	6月月例
世界経済		<p>世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、<u>中国での感染の再拡大</u>やウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、<u>原材料価格の上昇や金融資本市場の変動</u>、供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。</p>	<p>世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる<u>ほか、中国で経済活動抑制の影響が残る</u>中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。<u>また、世界的に金融政策正常化が進む中で、金融資本市場の変動等による下振れリスクに留意する必要がある。</u></p>
アメリカ		<p>アメリカでは、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、<u>金融資本市場の変動の影響や金融政策正常化の影響</u>等を注視する必要がある。</p>	<p>アメリカでは、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、<u>金融政策正常化が進む中で</u>、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>
アジア地域	中国	<p>中国では、景気は<u>感染の再拡大の影響により、一部地方で経済活動が抑制されており</u>、持ち直しの動きに足踏みがみられる。</p> <p>先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が<u>続く</u>と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>	<p>中国では、景気は一部地方で<u>経済活動の抑制の影響が残る</u>、持ち直しの動きに足踏みがみられる。</p> <p>先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が<u>残る</u>と見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</p>
	その他アジア	<p>韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。</p>	<p>韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。</p>
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	<p>ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>	<p>ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>
	英国	<p>英国では、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>	<p>英国では、景気は持ち直している。</p> <p>先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。</p>

(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

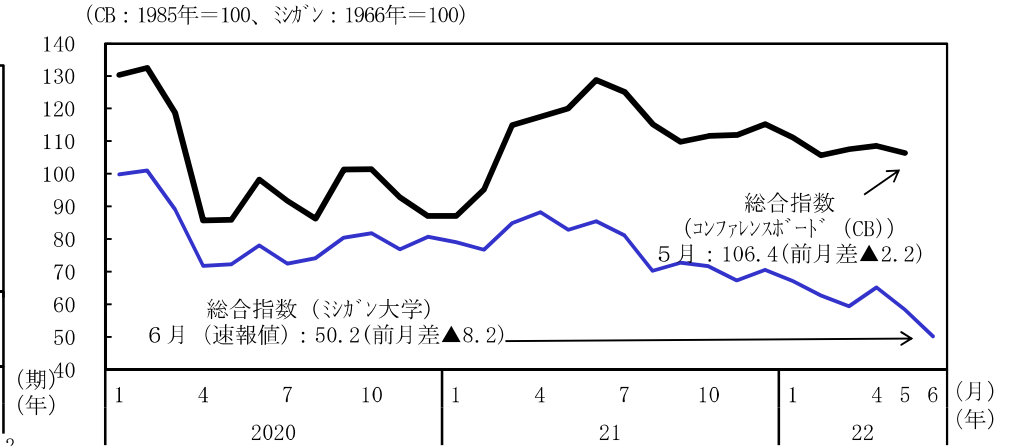
○アメリカでは、景気は持ち直している。

①実質GDP成長率（第2次推計値）
2022年1-3月期は前期比年率▲1.5%成長

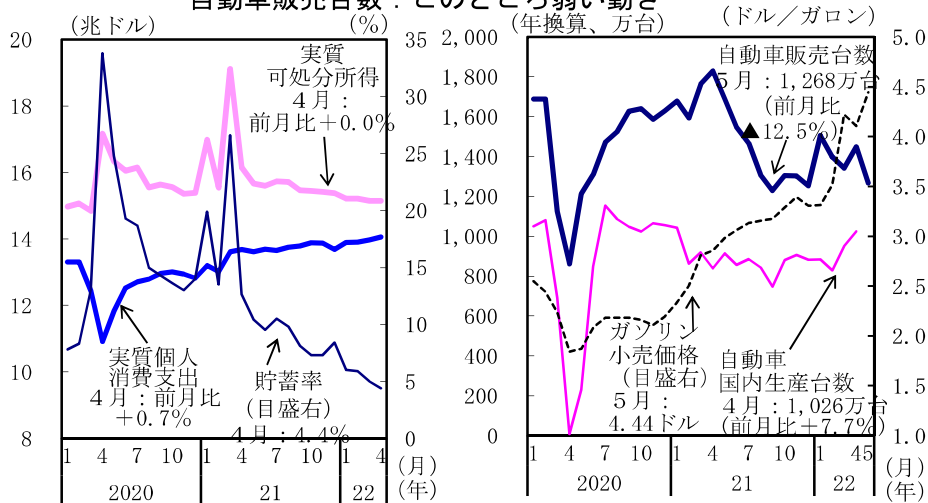


(備考) 2022年1-3月期の寄与度(%)は以下のとおり。個人消費：+2.1、民間設備投資：+1.2、住宅投資：+0.0、在庫投資：▲1.1、政府支出：▲0.5、純輸出：▲3.2。

消費者信頼感指数

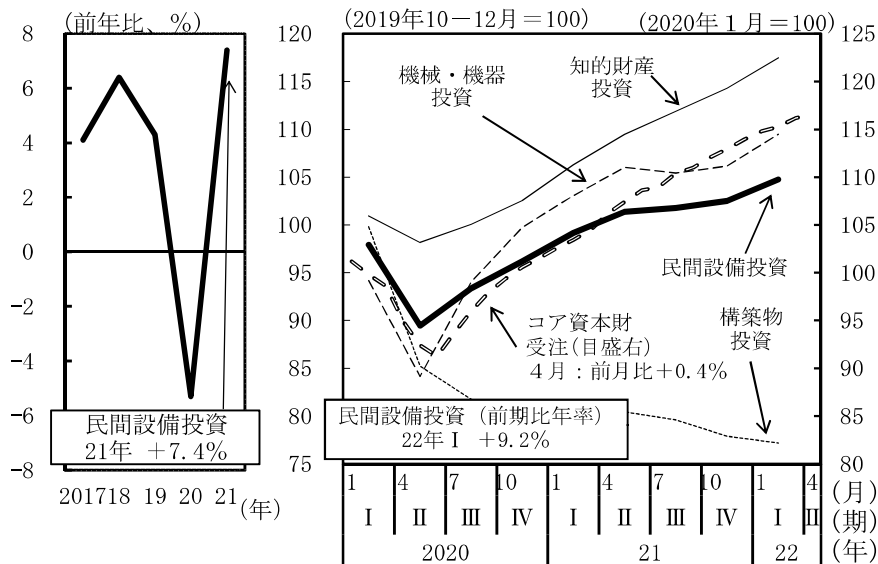


②消費：緩やかに持ち直し、
自動車販売台数：このところ弱い動き



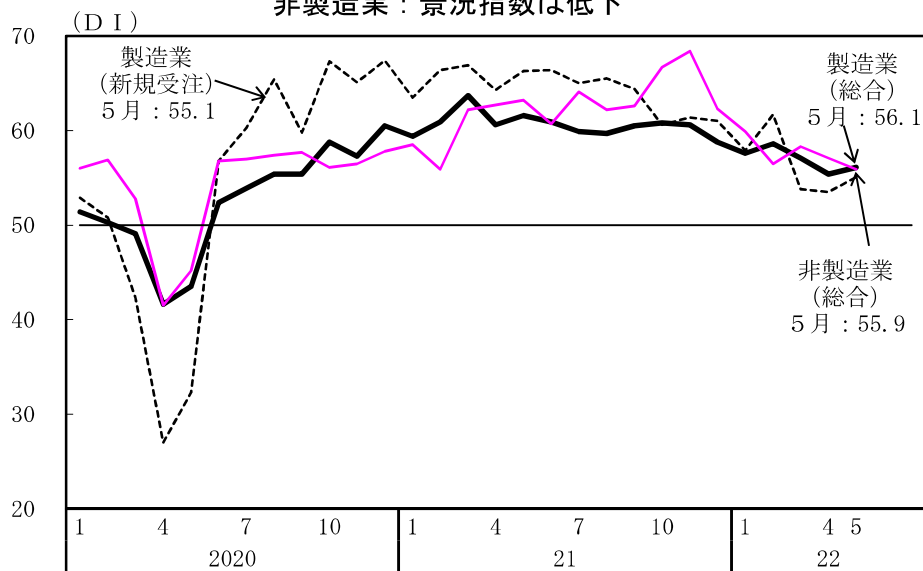
(備考) 月次の値は年率換算。

④設備投資は緩やかに増加

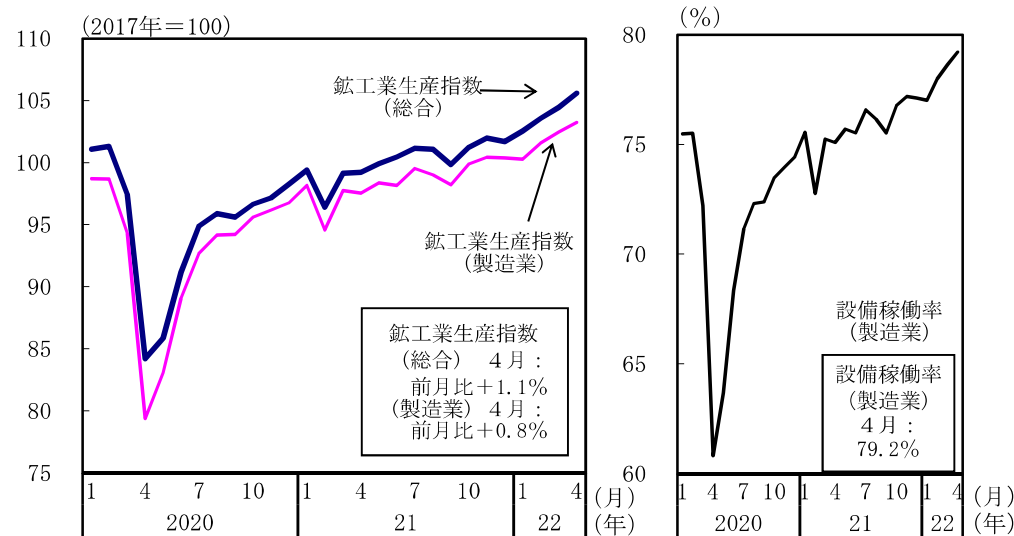


(備考) コア資本財受注は3か月移動平均値。

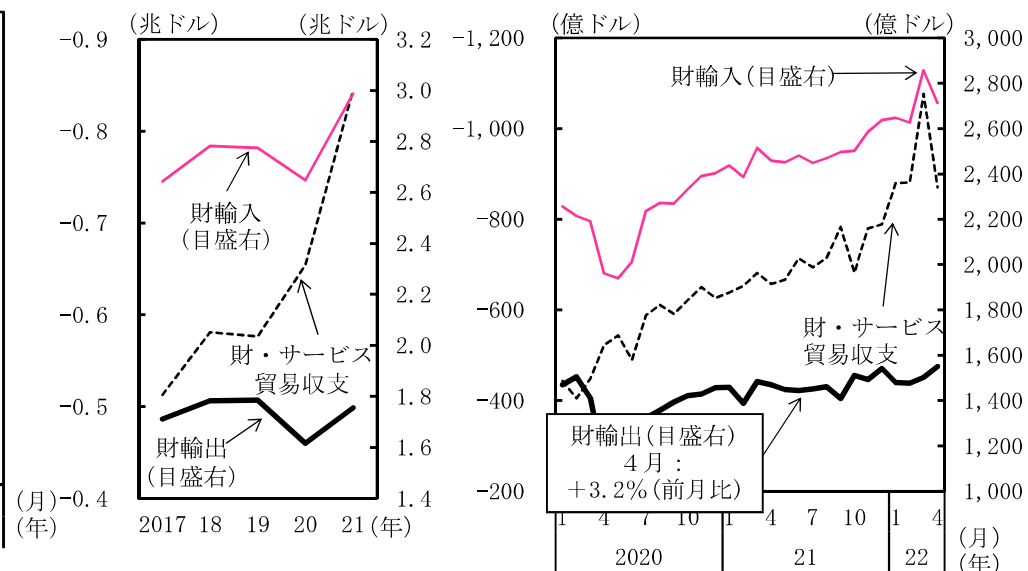
製造業 : 景況指数は低下
非製造業 : 景況指数は低下



⑤生産は緩やかに増加

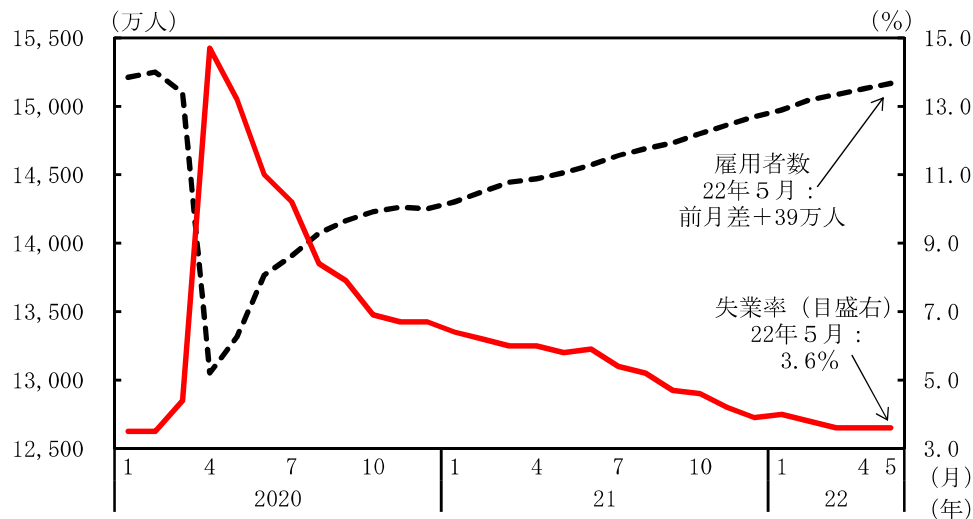


⑥財輸出は緩やかに増加



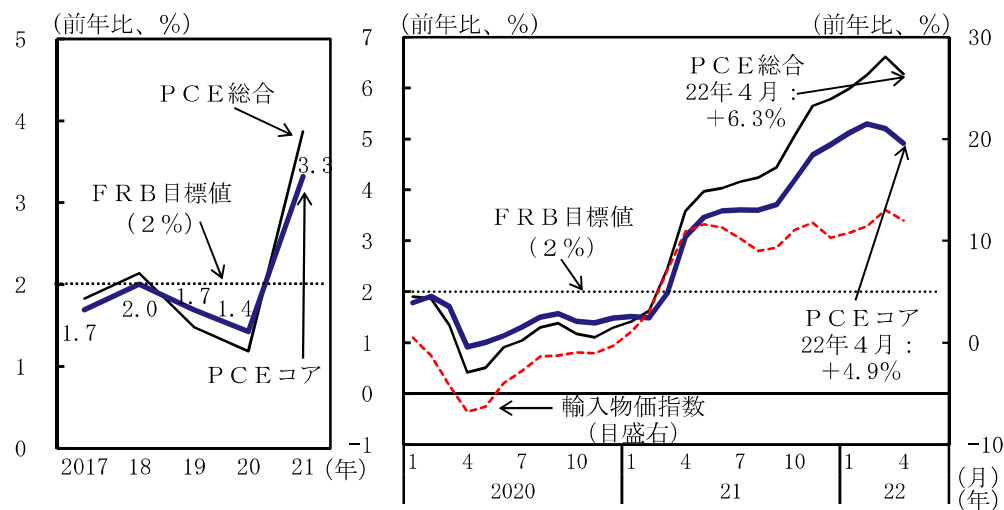
(備考) 財輸出入は通関ベース(実質)、財・サービス貿易収支は国際収支ベース(名目)。

⑦雇用者数は増加、失業率はおおむね横ばい



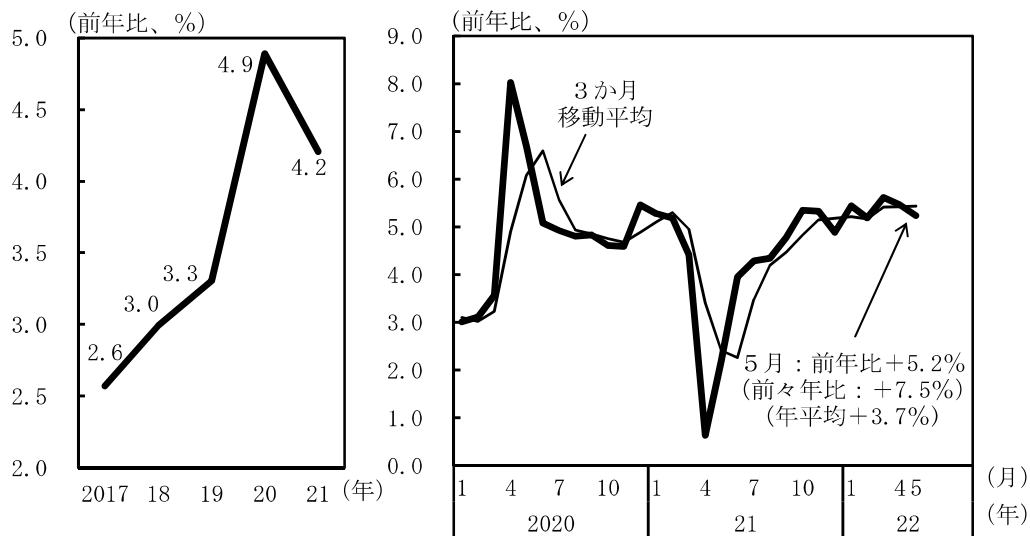
(備考) 雇用者数は非農業部門。

⑧コア物価上昇率は高水準でおおむね横ばい



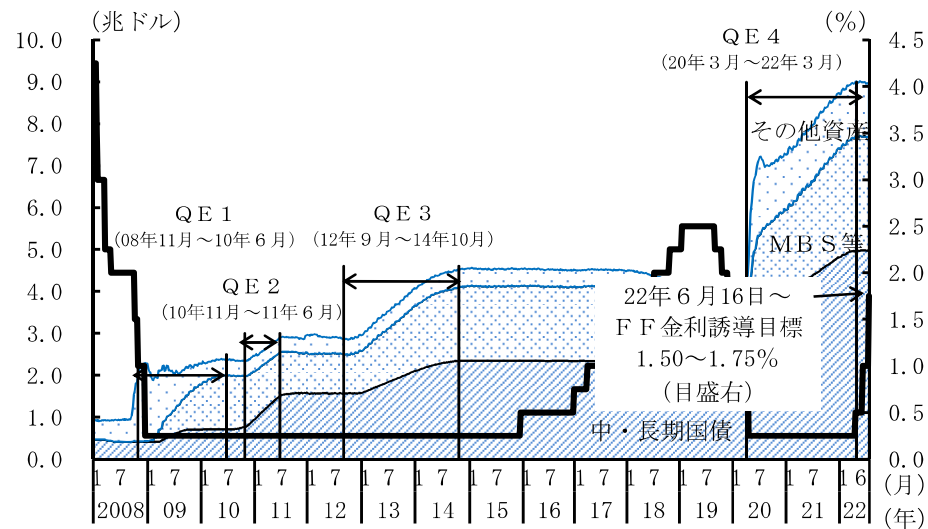
(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

賃金の伸びはおおむね横ばい



(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

金融政策



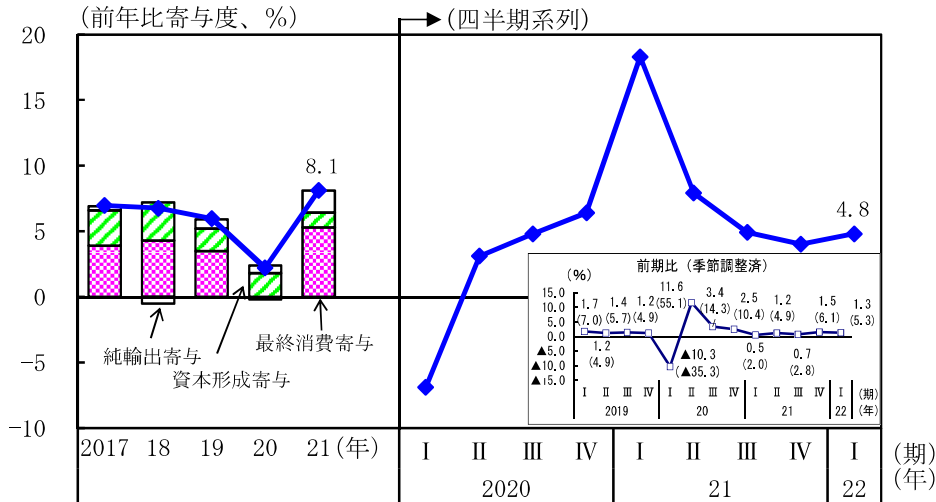
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

中国：

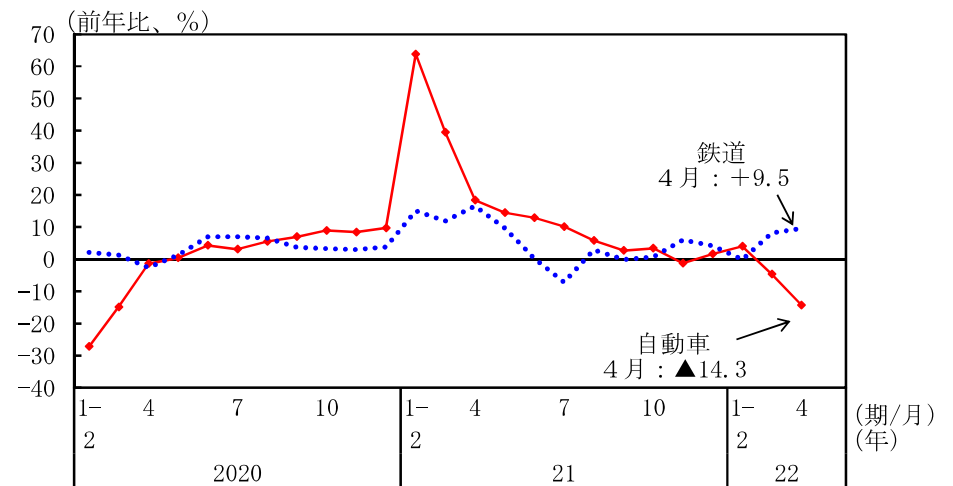
○中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残り、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

①実質GDP成長率



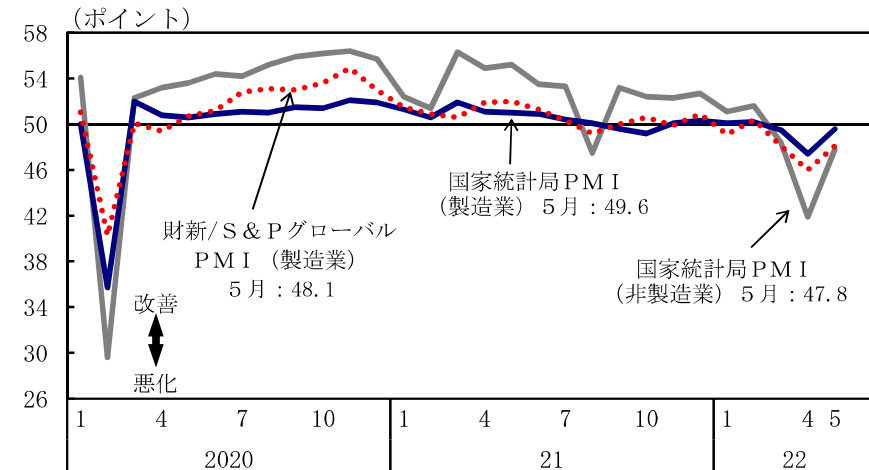
(備考) 前期比のグラフの () 内の数値は内閣府による年率換算。

貨物輸送(自動車、鉄道)



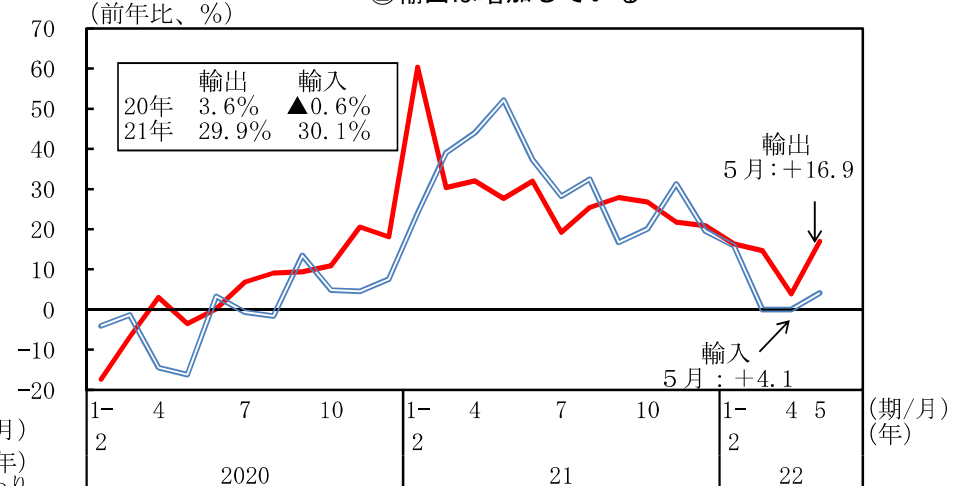
(備考) 輸送量ベースの前年比。

②輸出は増加している



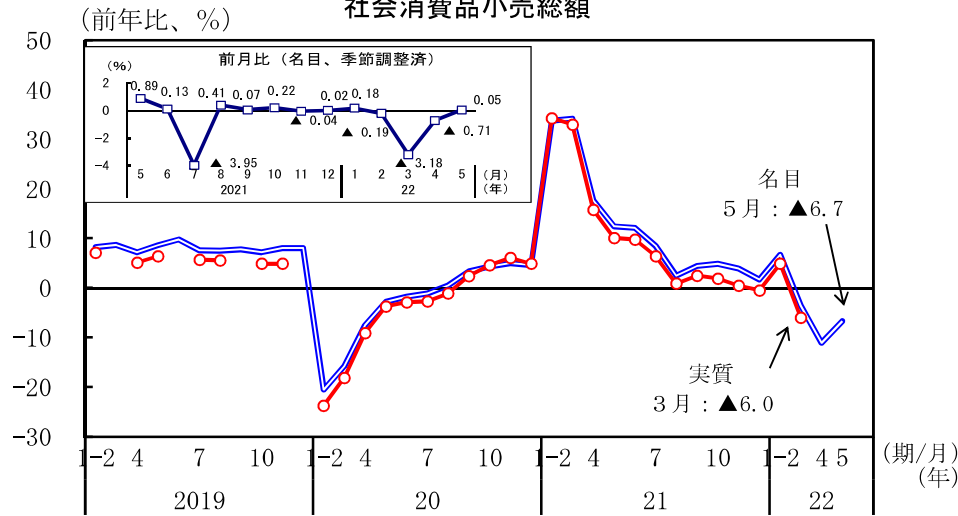
- (備考) 1. 国家統計局、財新/S&Pグローバルより作成。財新は中国の経済メディアであり、S&Pグローバル社との共同調査により、独自にPMIを発表している。
 2. 製造業・非製造業の業況に関わる各項目について企業調査を行い、各々が前月に比べてどう変わったのかを集計。
 3. 統計対象社数は、国家統計局が3,000社(製造業)、4,000社(非製造業)、財新/S&Pグローバルが500社以上。

②輸出は増加している



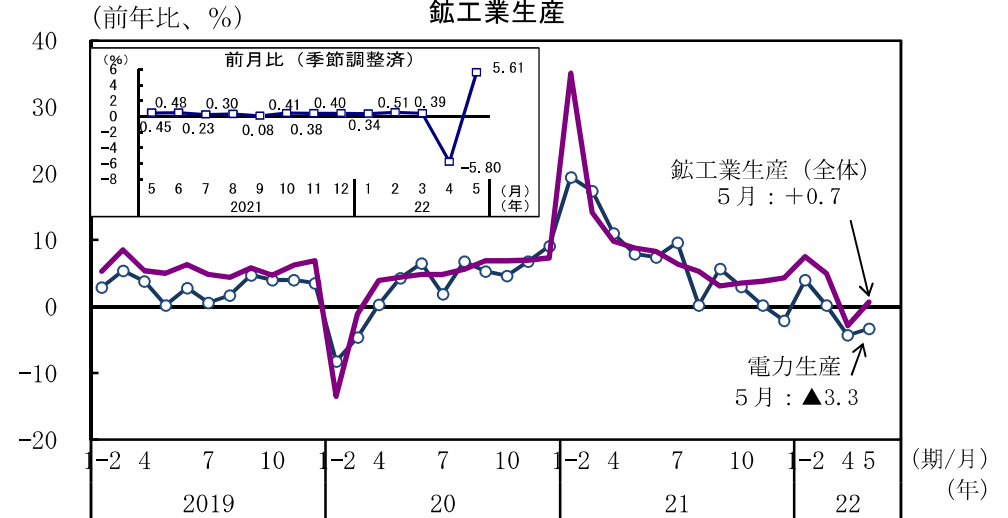
- (備考) 1. 輸出入ともドルベースの金額。
 2. 春節(旧正月)休暇は、19年2月4~10日、20年1月24~2月2日、21年2月11~17日、22年1月31日~2月6日。

③消費はこのところ弱い動きとなっている
社会消費品小売総額

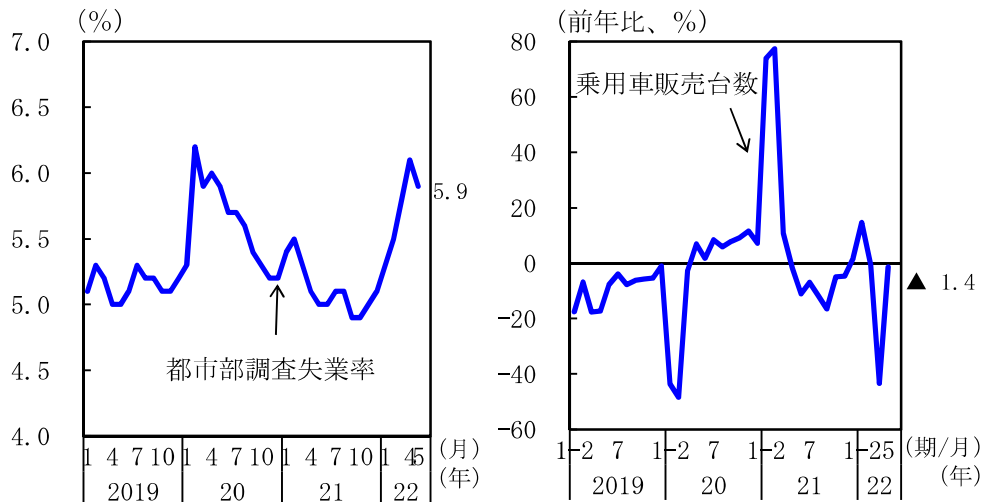


(備考) 22年4月、5月の実質値は未公表。

④生産はこのところ持ち直しの動きがみられる
鉱工業生産

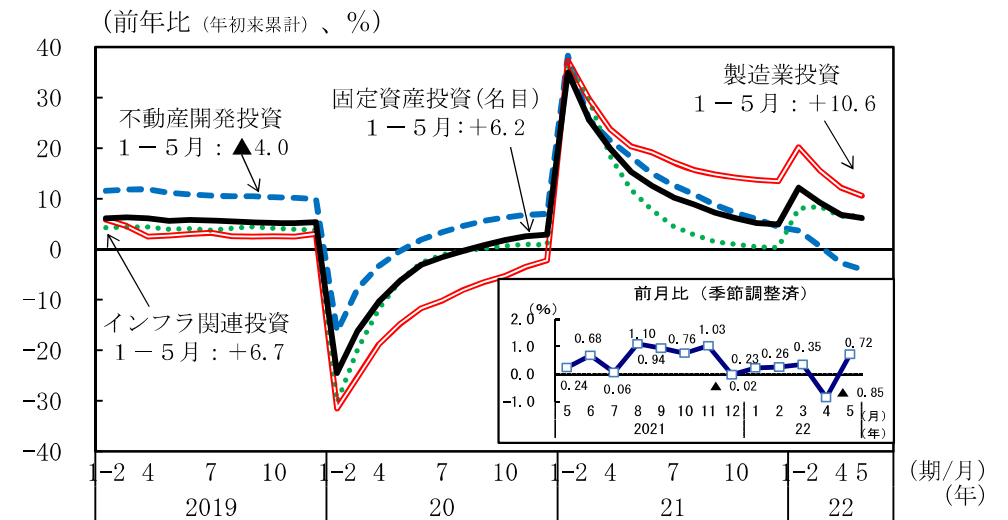


都市部調査失業率はおおむね横ばい
乗用車販売台数は大幅な減少からは持ち直している

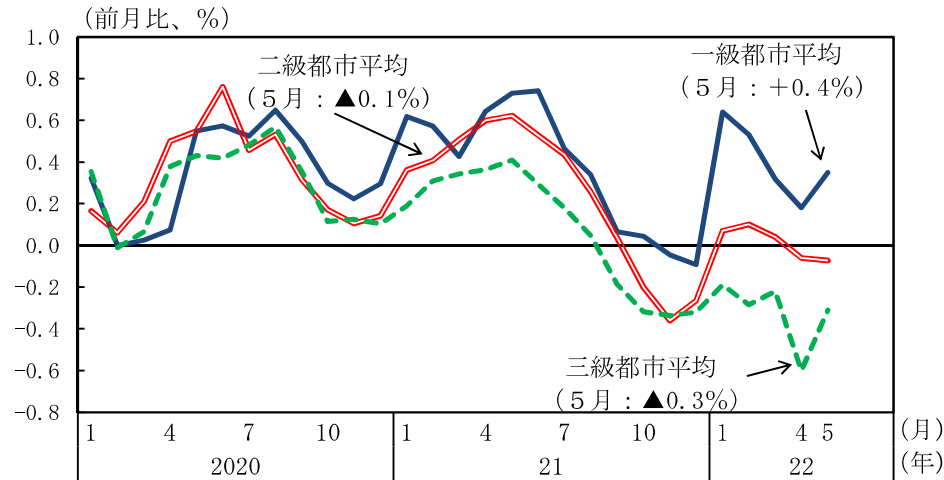


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、19年9.6%減、20年6.0%減、21年6.5%増。

⑤固定資産投資はこのところ伸びがやや低下している

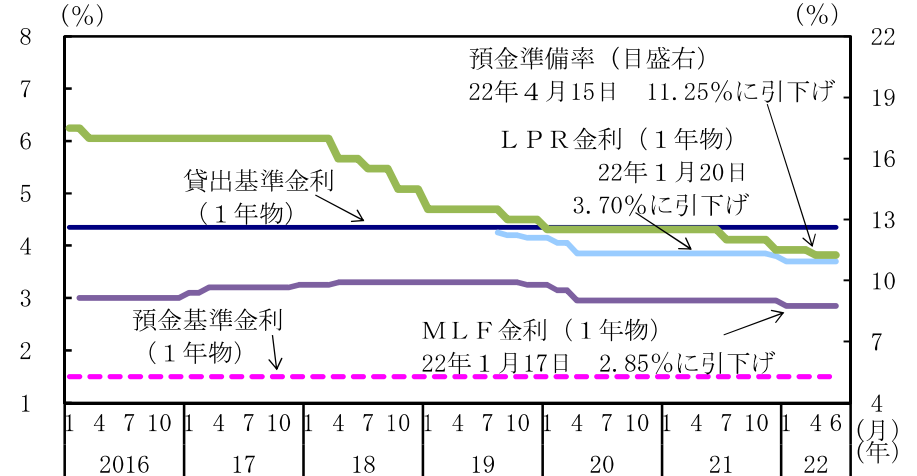


新築住宅販売価格は低下している



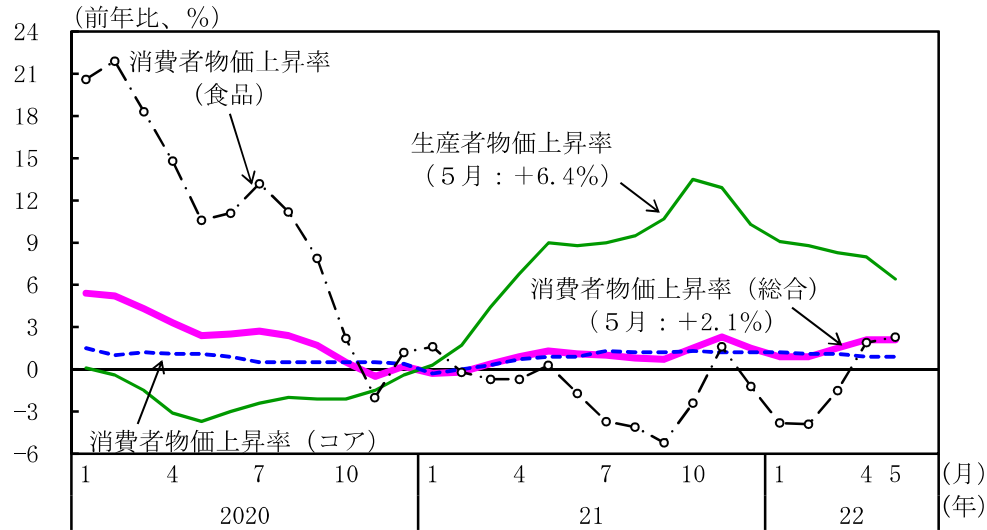
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
 2. MLFとは中期貸出ファシリティの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
 3. LPRとは最優遇貸出金利の略。中央銀行が選定した18の銀行から報告された貸出金利の加重平均値。19年より実施。

⑥消費者物価上昇率はこのところ上昇している



(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

人民元名目為替レート



その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

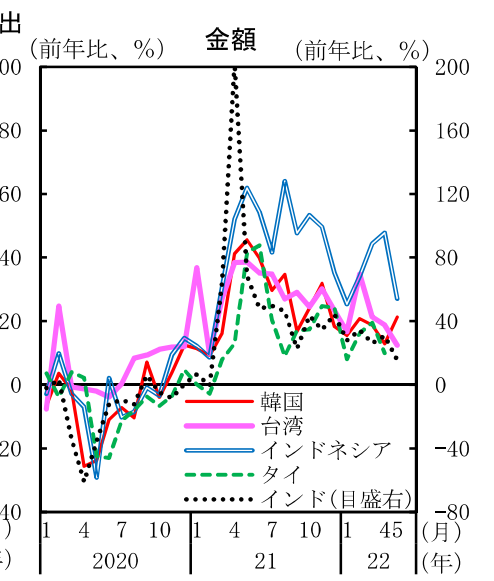
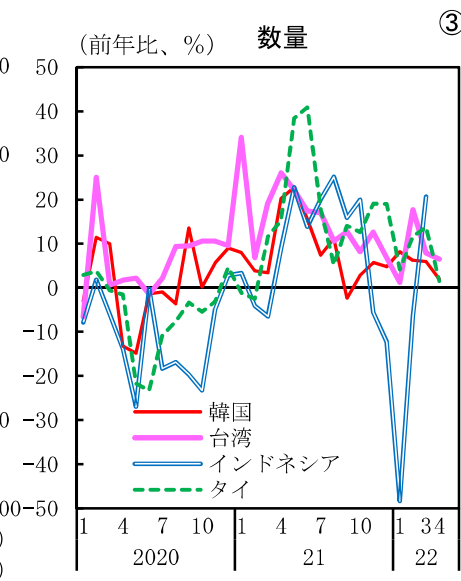
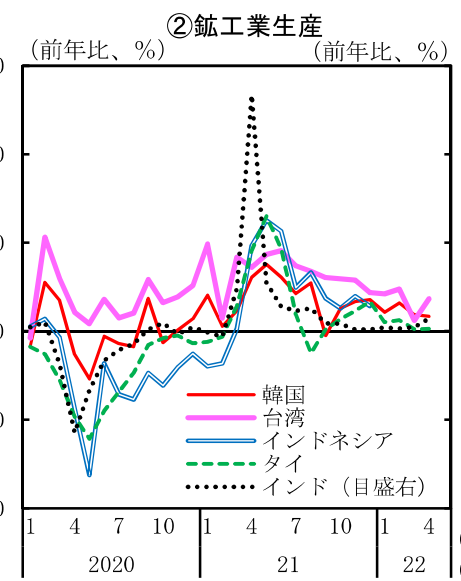
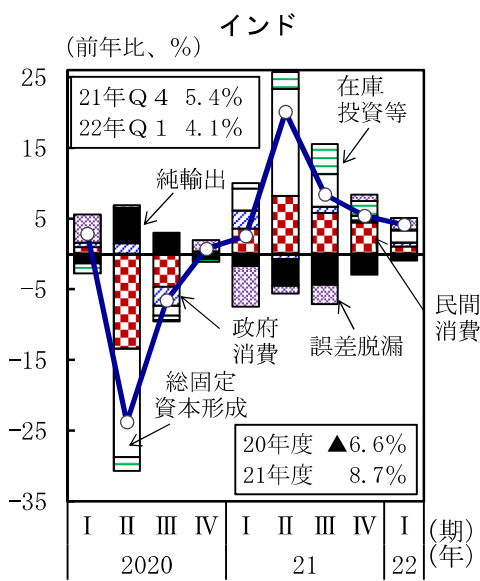
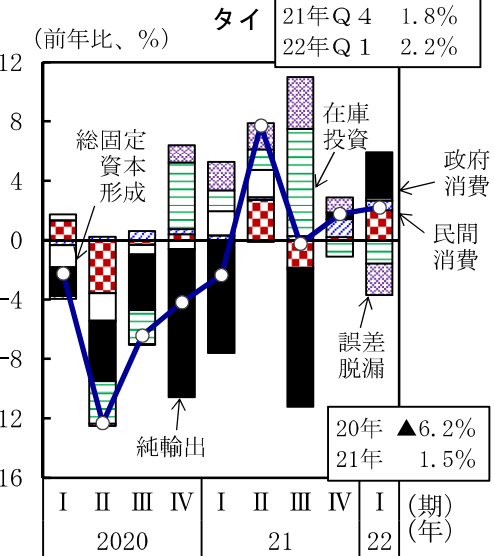
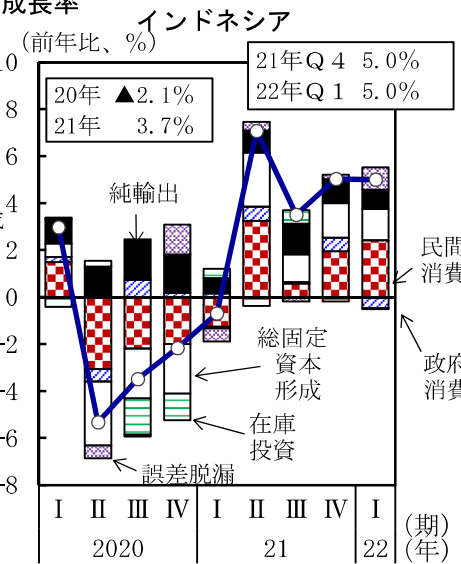
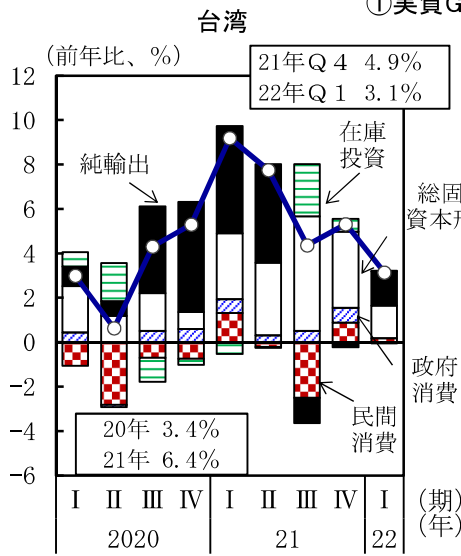
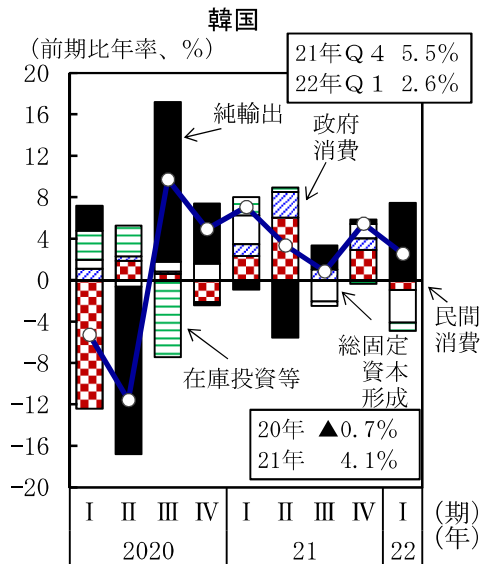
○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。

インドネシアでは、景気は持ち直している。

タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

インドでは、景気は持ち直している。

①実質GDP成長率



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

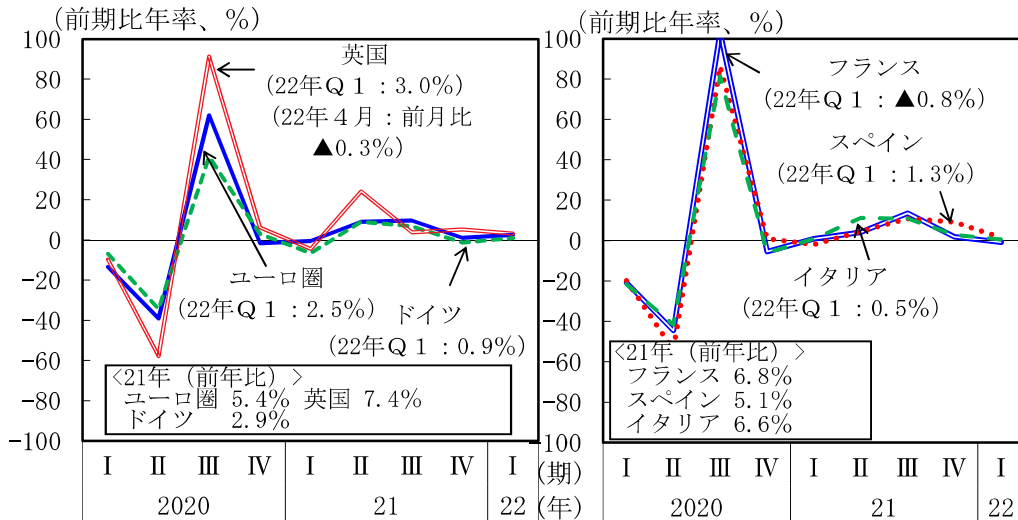
3. ヨーロッパ地域

○ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。

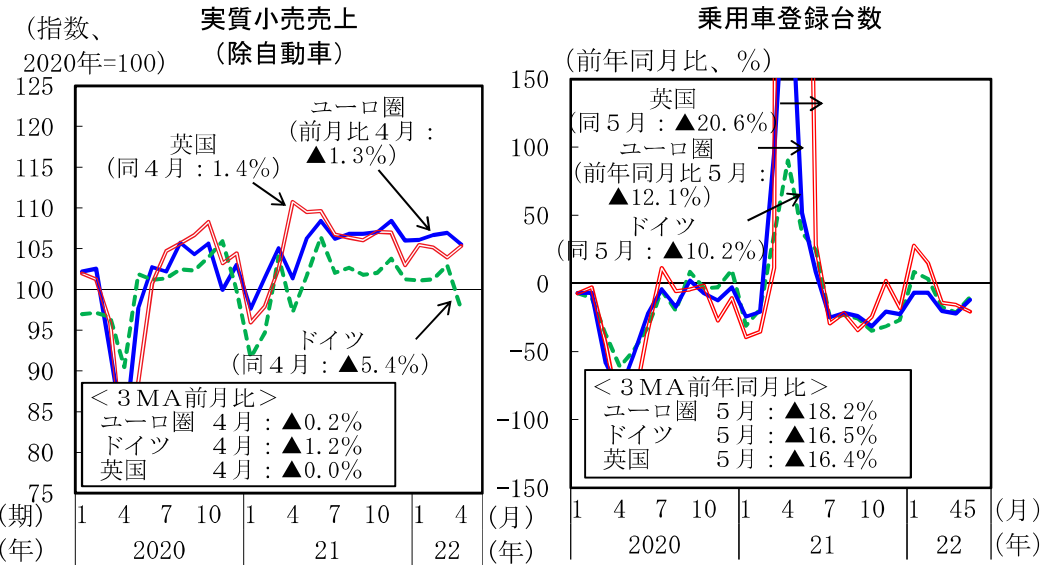
ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。

英国では、景気は持ち直している。

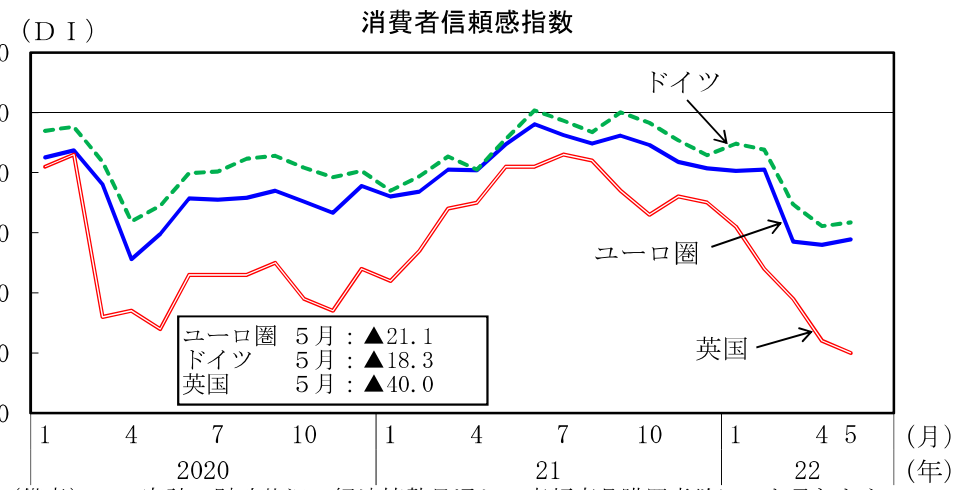
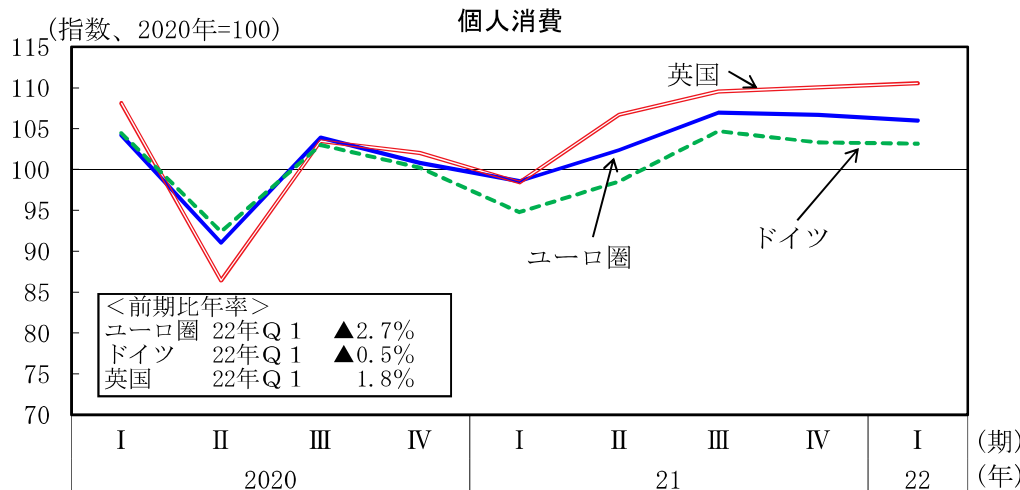
①GDP ユーロ圏：22年1-3月期は前期比年率2.5%成長
 英国：22年1-3月期は前期比年率3.0%成長



②個人消費



②個人消費 ユーロ圏：持ち直しに足踏みがみられる
 英国：持ち直しに足踏みがみられる

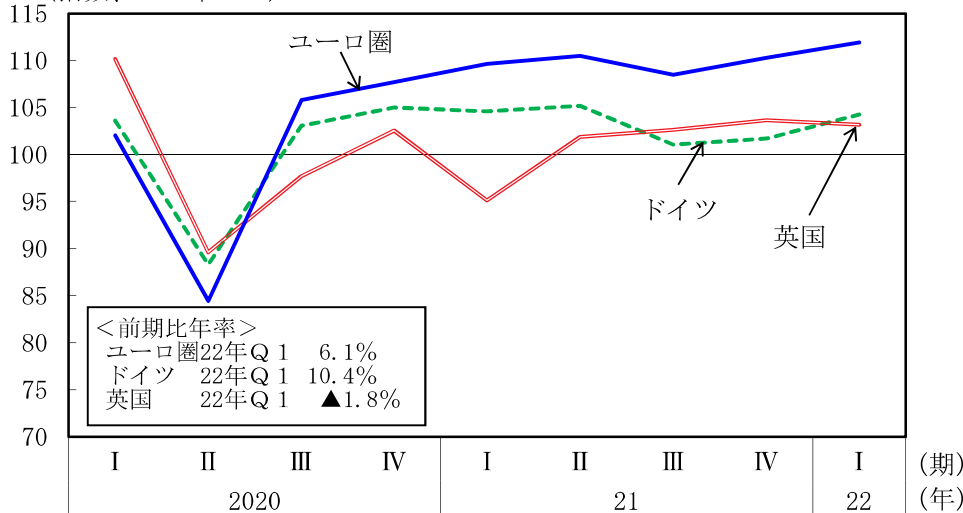


(備考) 1. 家計の財政状況、経済情勢見通し、高額商品購買意欲につき尋ねたもの。
 2. 英国は原数値。

③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
 英国：設備投資は持ち直している

(指数、2020年=100)

設備投資

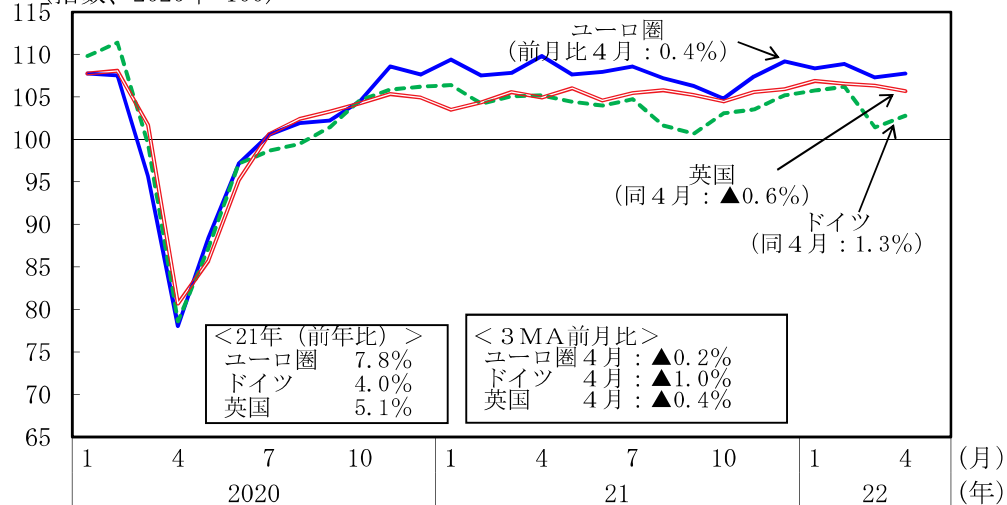


(備考) 1. ユーロ圏及びドイツは公的部門を含む機械設備投資。
 2. 英国は民間の設備投資(住宅は含まない)。

⑤生産 ユーロ圏：生産は横ばいとなっている
 英国：生産はこのところ横ばい

(指数、2020年=100)

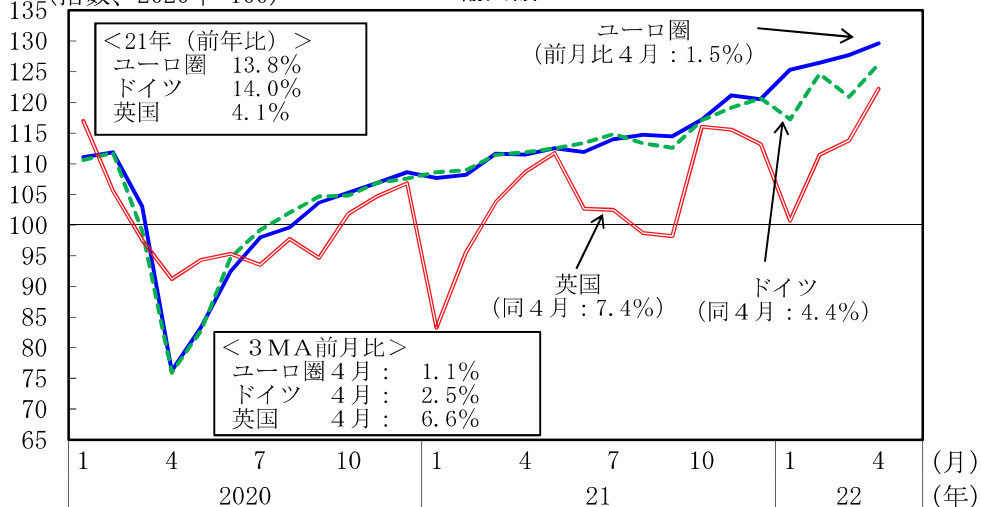
鉱工業生産



④輸出 ユーロ圏：輸出は持ち直している
 英国：輸出はこのところ増加

(指数、2020年=100)

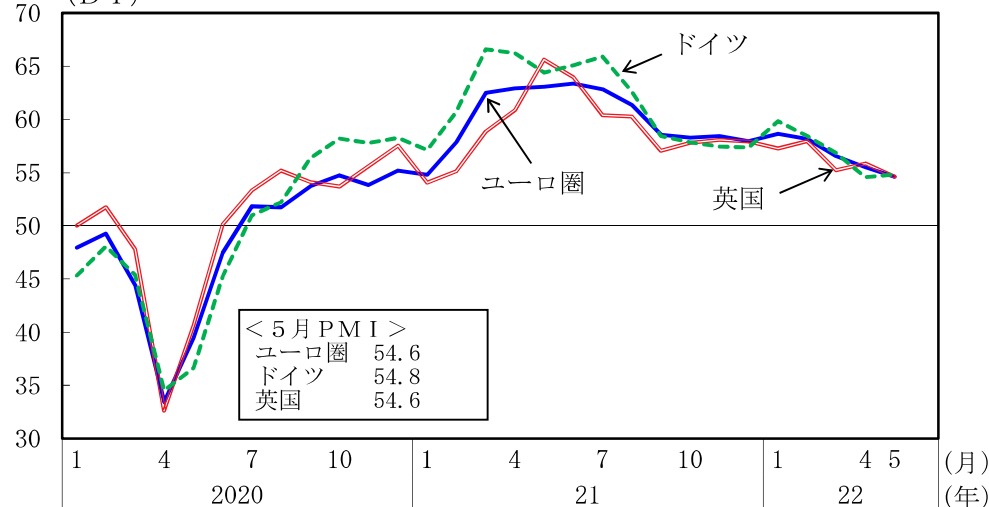
輸出額



(備考) 1. ユーロ圏は圏外向けの。
 2. 英国の21年10月及び11月の輸出増、22年1月の輸出減は非貨幣用金等の寄与によるものが大きい。

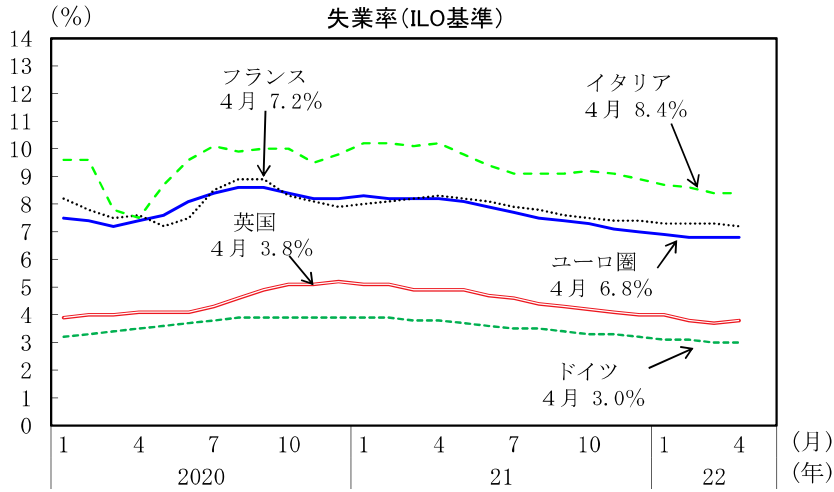
製造業購買担当者指数 (PMI)

(D I)

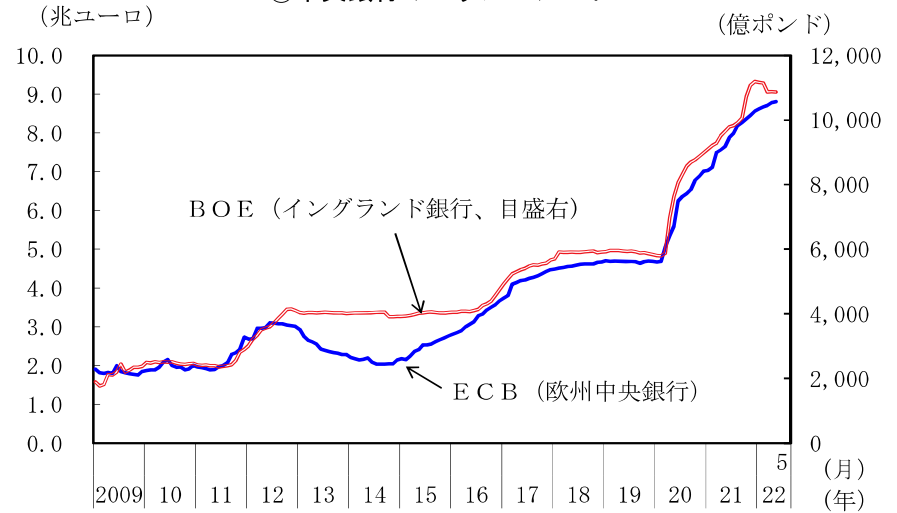


(備考) 1. 新規受注、生産、雇用、サプライヤー納期、原材料在庫につき前月と比べた当月の変化を調査し、「改善(1p)、変化なし(0.5p)、悪化(0p)」として指数化。
 2. ユーロ圏は、圏内3,000社の製造業購買担当者を対象にしている。

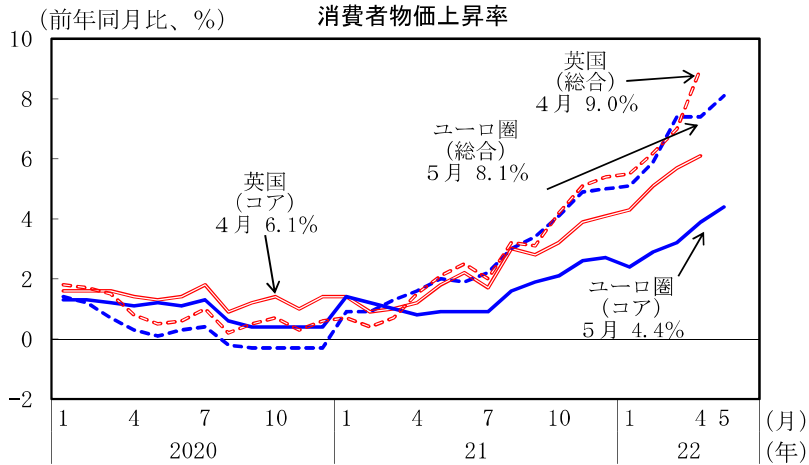
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は低下している
 英 国：失業率は低下している
 失業率(ILO基準)



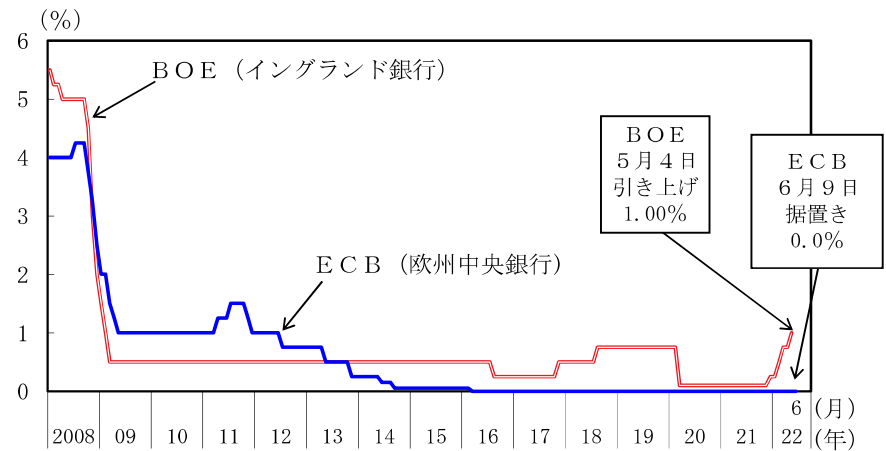
⑧中央銀行のバランスシート



⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率は上昇している
 英 国：コア物価上昇率は上昇している
 消費者物価上昇率



⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は据置き
 英 国：イングランド銀行 (BOE) は引き上げ

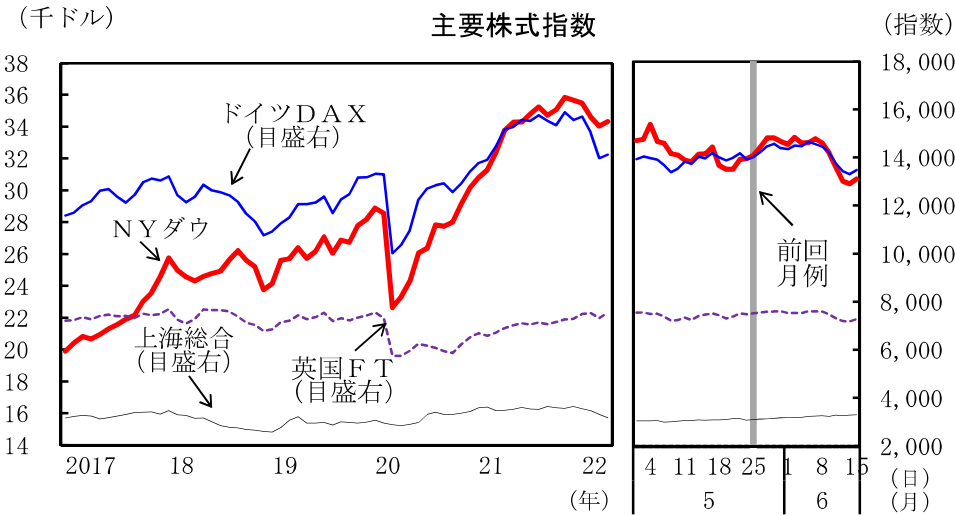


(備考) 1. ECBのインフレ目標は中期的に2%。BOEのインフレ目標は2%。
 2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

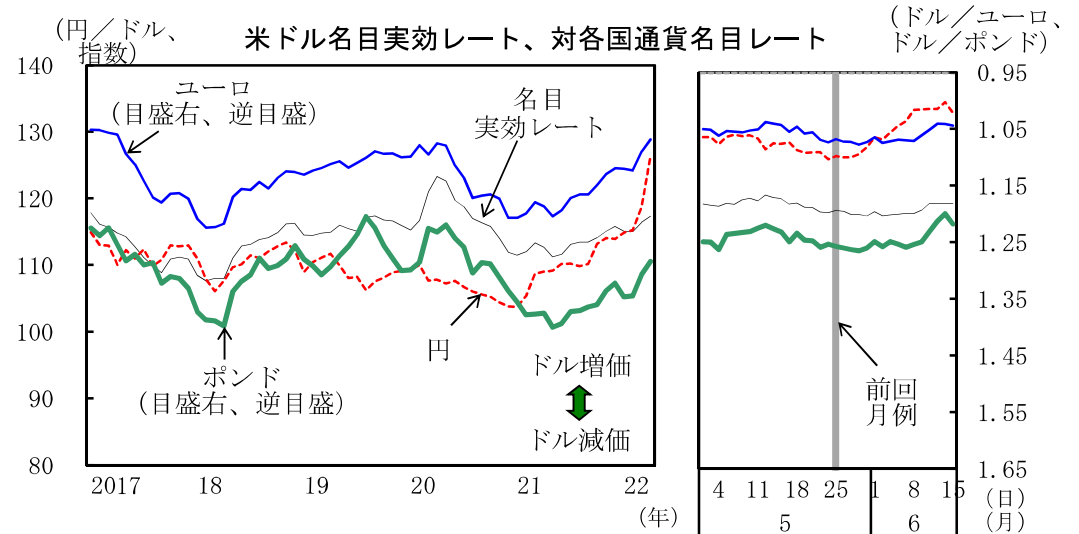
(備考) ECBでは、2014年6月より中銀預金金利にマイナス金利を適用 (現在▲0.50%)。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

4. 国際金融

株価：アメリカ、英国、ドイツではやや下落、
中国では上昇

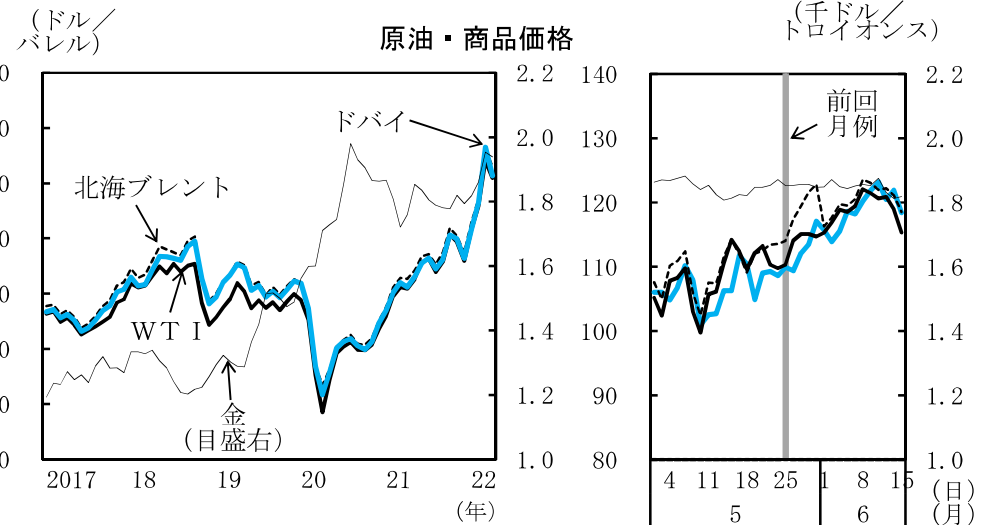
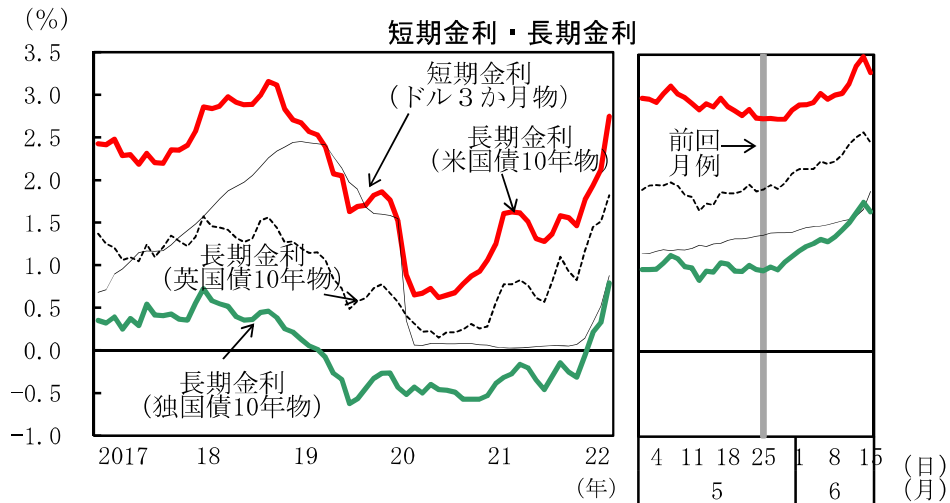


為替：ドルは、ユーロ、ポンドに対して増価、
円に対して大幅に増価



短期金利：上昇
長期金利：アメリカ、英国、ドイツでは大幅に上昇

原油価格 (WT I)：上昇
金価格：やや下落



(備考) いずれも、左図は日次の終値の月中平均値、右図は日次の終値。

主要経済指標の国際比較（1）

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				備考	鉱工業生産(%)					備考	失業率(%)					
				2020年	2021年	22年			2020年	2021年	22年				2020年	2021年	22年			
						10-12月	1-3月				3月	4月	5月				3月	4月	5月	
日本	12,551	4,937	39.3	▲4.5	1.7	4.0	▲0.5	前期比年率	▲10.4	5.6	0.3	▲1.5		前期比	2.8	2.8	2.6	2.5		
アメリカ	33,218	22,998	69.2	▲3.4	5.7	6.9	▲1.5	前期比年率	▲7.2	5.5	0.9	1.1		前期比	8.1	5.4	3.6	3.6	3.6	
カナダ	3,823	1,991	52.1	▲5.2	4.5	6.6	3.1	前期比年率	▲8.1	4.2	0.8			前期比	9.6	7.4	5.3	5.2	5.1	
ユーロ圏	34,257	14,505	42.3	▲6.3	5.4	1.0	2.5	前期比年率	▲8.0	7.8	▲1.4	0.4		前期比	8.0	7.7	6.8	6.8		
ドイツ	8,320	4,226	50.8	▲4.6	2.9	▲1.4	0.9	前期比年率	▲10.1	4.0	▲4.5	1.3		前期比	3.7	3.6	3.0	3.0	IL0基準	
フランス	6,545	2,935	44.9	▲7.8	6.8	1.8	▲0.8	前期比年率	▲10.7	5.7	▲0.4	▲0.1		前期比	8.0	7.9	7.3	7.2		
イタリア	5,924	2,101	35.5	▲9.1	6.6	2.8	0.5	前期比年率	▲11.0	11.7	0.2	1.6		前期比	9.2	9.5	8.4	8.4		
スペイン	4,740	1,426	30.1	▲10.8	5.1	9.2	1.3	前期比年率	▲9.5	7.3	▲2.0	2.1		前期比	15.5	14.8	13.5	13.3		
英国	6,753	3,188	47.2	▲9.3	7.4	5.2	3.0	前期比年率	▲8.4	5.1	▲0.2	▲0.6		前期比	4.5	4.5	3.7	3.8	後方3か月平均	
スイス	867	813	93.7	▲2.4	3.8	0.6	1.9	前期比年率	▲3.9	9.0	4.2			前年比	3.1	3.0	2.2	2.2	2.2	
ロシア	14,556	1,776	12.2	▲2.7	4.7	5.0	3.5	前年比	▲2.1	5.3	3.0	▲1.6		前年比	5.8	4.8	4.1	4.0		
オーストラリア	2,571	1,633	63.5	▲2.2	4.8	15.3	3.1	前期比年率	▲0.7	0.8	-	-	-	四半期のみの前期比	6.5	5.1	3.9	3.9	3.9	
中国	141,260	17,458	12.4	2.2	8.1	4.0	4.8	前年比	2.8	9.6	5.0	▲2.9	0.7	前年比	5.6	5.1	5.8	6.1	5.9	
韓国	5,168	1,799	34.8	▲0.7	4.1	5.5	2.6	前期比年率	▲0.2	7.4	1.1	▲3.3		前期比	3.9	3.7	2.7	2.7	2.8	
台湾	2,338	790	33.8	3.4	6.6	5.3	3.1	前年比	7.1	13.4	▲6.3	4.1		前期比	3.9	4.0	3.7	3.7		
香港	740	368	49.7	▲6.5	6.3	0.0	▲11.4	前期比年率	▲5.9	5.5	-	-	-	四半期のみの前期比	5.8	5.2	5.0	5.4		
シンガポール	545	397	72.8	▲4.1	7.6	9.5	2.8	前期比年率	7.5	13.3	▲11.2	2.2		前期比	3.0	2.7	2.2	2.2		
インドネシア	27,225	1,186	4.4	▲2.1	3.7	5.0	5.0	前年比	▲10.1	7.6				前年比	7.1	6.5	-	-	-	原数値 2.8月のみ
マレーシア	3,270	373	11.4	▲5.5	3.1	3.6	5.0	前年比	▲4.1	7.2	▲0.7	0.0		前期比	4.5	4.6	4.1	3.9		
フィリピン	11,020	394	3.6	▲9.5	5.7	14.7	7.6	前期比年率	▲43.0	49.5	375.1	9.7		前年比	10.4	8.0	-	-	-	四半期のみの原数値
タイ	6,995	513	7.3	▲6.2	1.5	7.4	4.7	前期比年率	▲9.5	5.8	0.4	0.6		前年比	1.6					原数値
ベトナム	9,832	366	3.7	2.9	2.6	5.2	5.0	前年比	3.4	4.8	9.1	11.1	10.4	前年比	2.5	3.2	-	-	-	四半期のみの原数値
インド	139,201	3,042	2.2	▲6.6	8.7	5.4	4.1	前年比	▲8.4	11.4	2.2	7.1		前年比	-	-	-	-	-	
ブラジル	21,261	1,608	7.6	▲3.9	4.6	1.7	1.7	前年比	▲4.4	3.9	▲1.9	▲0.5		前年比	13.5	13.5	11.1	10.5		
メキシコ	12,897	1,295	10.0	▲8.1	4.8	1.1	1.8	前年比	▲9.5	6.4	2.7	2.7		前年比	4.4	4.1	3.0	3.0		原数値
アルゼンチン	4,584	489	10.7	▲9.9	10.3	8.6		前年比	-	-	3.7	4.7		前年比	11.6	8.8	-	-	-	四半期のみの原数値
トルコ	8,468	807	9.5	1.8	11.0	9.1	7.3	前年比	1.7	17.8	9.7	10.5		前年比	13.1	12.0	11.4	10.6		原数値
サウジアラビア	3,546	834	23.5	▲4.1		6.7	9.9	前年比	-	-	-	-	-		7.7	6.6	-	-	-	四半期のみの原数値
南アフリカ	6,014	418	7.0	▲6.3	4.9	1.5	1.9	前期比年率	▲12.6	6.8	▲1.4	▲6.7		前年比	29.2	34.3	-	-	-	暦年のみの原数値

(備考) 1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度（4月～3月）の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月（期）比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

4. 2021年の暦年の失業率は、イタリアは内閣府計算値。

主要経済指標の国際比較（２）

（参考）国際機関の実質GDP見通し（％）

国・地域名	消費者物価（前年比％）								一般政府財政収支（名目GDP比％）		一般政府債務残高（名目GDP比％）		経常収支（名目GDP比％）		IMF, 2022年4月		OECD, 2022年6月	
	2020年	2021年	21年		22年 1-3月	22年			2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2022年	2023年	2022年	2023年
			7-9月	10-12月		3月	4月	5月										
日本	0.0	▲ 0.2	▲ 0.2	0.5	0.9	1.2	2.5		▲ 9.0 (▲2.6)	▲ 7.6 (▲9.1)	259.0 (191.0)	263.1 (209.9)	3.0	2.9	2.4	2.3	1.7	1.8
アメリカ	1.2	4.7	5.3	6.7	8.0	8.5	8.3	8.6	▲ 14.5	▲ 10.2	134.2	132.6	▲ 2.9	▲ 3.5	3.7	2.3	2.5	1.2
カナダ	0.7	3.4	4.1	4.7	5.8	6.7	6.8		▲ 11.4	▲ 4.7	117.8	112.1	▲ 1.8	0.1	3.9	2.8	3.8	2.6
ユーロ圏	0.3	2.6	2.8	4.6	6.1	7.4	7.4	8.1	▲ 7.2	▲ 5.5	97.3	96.0	1.9	2.4	2.8	2.3	2.6	1.6
ドイツ	0.5	3.1	3.9	5.0	5.8	7.3	7.4	7.9	▲ 4.3	▲ 3.7	68.7	70.2	7.1	7.4	2.1	2.7	1.9	1.7
フランス	0.5	1.6	1.7	2.7	3.7	4.5	4.8	5.2	▲ 9.1	▲ 7.0	115.2	112.3	▲ 1.9	▲ 0.9	2.9	1.4	2.4	1.4
イタリア	▲ 0.2	1.9	2.1	3.5	5.6	6.5	6.0	6.8	▲ 9.6	▲ 7.2	155.3	150.9	3.7	3.3	2.3	1.7	2.5	1.2
スペイン	▲ 0.3	3.1	3.4	5.8	7.9	9.8	8.3	8.7	▲ 11.0	▲ 7.0	120.0	118.7	0.8	0.9	4.8	3.3	4.1	2.2
英国	0.9	2.6	2.8	4.9	6.2	7.0	9.0		▲ 12.8	▲ 8.0	102.6	95.3	▲ 2.5	▲ 2.6	3.7	1.2	3.6	0.0
スイス	▲ 0.7	0.6	0.8	1.4	2.1	2.4	2.6	2.9	▲ 2.8	▲ 1.9	42.4	42.2	2.8	9.3	2.2	1.4	2.5	1.3
ロシア	3.4	6.7	6.9	8.3	11.6	16.7	17.8	17.1	▲ 4.0	0.7	19.2	17.0	2.4	6.9	▲ 8.5	▲ 2.3	▲ 10.0	▲ 4.1
オーストラリア	0.8	2.9	3.0	3.5	5.1	-	-	-	▲ 8.6	▲ 7.7	57.8	59.8	2.6	3.5	4.2	2.5	4.2	2.5
中国	2.5	0.9	0.8	1.8	1.1	1.5	2.1	2.1	▲ 10.7	▲ 6.0	68.1	73.3	1.7	1.8	4.4	5.1	4.4	4.9
韓国	0.5	2.5	2.5	3.5	3.8	4.1	4.8	5.4	▲ 2.2	▲ 0.6	48.9	49.8	4.6	4.9	2.5	2.9	2.7	2.5
台湾	▲ 0.2	2.0	2.3	2.7		3.3	3.4	3.4	▲ 2.9	▲ 1.2	32.6	28.5	14.2	14.7	3.2	2.9	-	-
香港	0.3	1.6	2.3	2.0	1.5	1.7	1.3		▲ 9.2	▲ 0.2	1.0	2.1	7.0	11.2	0.5	4.9	-	-
シンガポール	▲ 0.2	2.3	2.5	3.7	4.6	5.4	5.4		▲ 5.9	▲ 0.2	152.0	132.8	16.8	18.1	4.0	2.9	-	-
インドネシア	2.0	1.6	1.6	1.8	2.3	2.6	3.5	3.6	▲ 6.1	▲ 4.6	39.8	42.8	▲ 0.4	0.3	5.4	6.0	4.7	4.7
マレーシア	▲ 1.1	2.5	2.1	3.2	2.2	2.2	2.3		▲ 4.6	▲ 5.5	67.8	69.0	4.2	3.5	5.6	5.5	-	-
フィリピン	2.4	3.9	4.1	3.6	3.4	4.0	4.9	5.4	▲ 5.7	▲ 6.5	51.7	57.5	3.2	▲ 1.8	6.5	6.3	-	-
タイ	▲ 0.8	1.2	0.7	2.4	4.7	5.7	4.6	7.1	▲ 4.7	▲ 7.8	49.8	58.0	4.2	▲ 2.1	3.3	4.3	-	-
ベトナム	3.2	1.8	2.5	1.9	1.9	2.4	2.6	2.9	▲ 3.9	▲ 4.2	41.7	40.2	4.4	▲ 0.5	6.0	7.2	-	-
インド	6.2	5.5	5.1	5.0	6.3	7.0	7.8	7.0	▲ 12.8	▲ 10.4	90.1	86.8	0.9	▲ 1.6	8.2	6.9	6.9	6.2
ブラジル	3.2	8.3	9.6	10.5	10.7	11.3	12.1	11.7	▲ 13.3	▲ 4.4	98.7	93.0	▲ 1.7	▲ 1.7	0.8	1.4	0.6	1.2
メキシコ	3.4	5.7	5.8	7.0	7.3	7.5	7.7	7.7	▲ 4.4	▲ 3.8	60.3	57.6	2.4	▲ 0.4	2.0	2.5	1.9	2.1
アルゼンチン	42.7	48.1	52.0	51.4	52.7	55.1	58.0	60.7	▲ 8.6	▲ 4.6	102.8	80.6	0.9	1.3	4.0	3.0	3.6	1.9
トルコ	12.3	19.6	19.3	25.8	54.8	61.1	70.0	73.5	▲ 5.1	▲ 3.5	39.5	41.6	▲ 4.9	▲ 1.8	2.7	3.0	3.7	3.0
サウジアラビア	3.4	3.1	0.4	1.1	1.6	2.0	2.3	2.2	▲ 11.3	▲ 2.4	32.4	30.0	▲ 3.1	6.6	7.6	3.6	-	-
南アフリカ	3.3	4.6	4.8	5.5	5.8	5.9	5.9		▲ 9.7	▲ 6.4	69.4	69.1	2.0	3.7	1.9	1.4	1.8	1.3
世界															3.6	3.6	3.0	2.8

（備考） 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。

2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度（4月～3月）の値。内閣府より作成。

3. インドは年度（4月～3月）の数値。

（出所）IMF“World Economic Outlook”（22年4月）

OECD“Economic Outlook”（22年6月）

委員からの追加要望資料

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

第1回目安に関する
小委員会 資料No4
に一部追記

名称	令和3年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	令和3年度 実績（件） ※一部暫定値	令和3年度 執行額（億円） ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	18,854	10,185	754.1
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	79,419	44,757	331.1
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	52,026	30,825	448.6
中小企業等事業再構築促進事業	83,011	35,183	21.5
業務改善助成金	5,047	3,859	28.9
働き方改革推進支援助成金	7,652	6,614	57.2
キャリアアップ助成金	77,341	76,992	612.5
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	33,127	31,136	191.0
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	844	2,409	12.2
※テレワークコースは、令和3年4月～令和4年2月時点			

業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみの予算を記載。()内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

	令和2年度	令和3年度
北海道	18	120
青森	11	37
岩手	11	68
宮城	10	45
秋田	5	37
山形	16	65
福島	9	53
茨城	11	90
栃木	10	46
群馬	7	56
埼玉	15	75
千葉	17	115
東京	30	219
神奈川	27	171
新潟	6	55
富山	3	61
石川	18	54
福井	6	80
山梨	4	17
長野	10	102
岐阜	4	55
静岡	17	164
愛知	32	197
三重	11	58

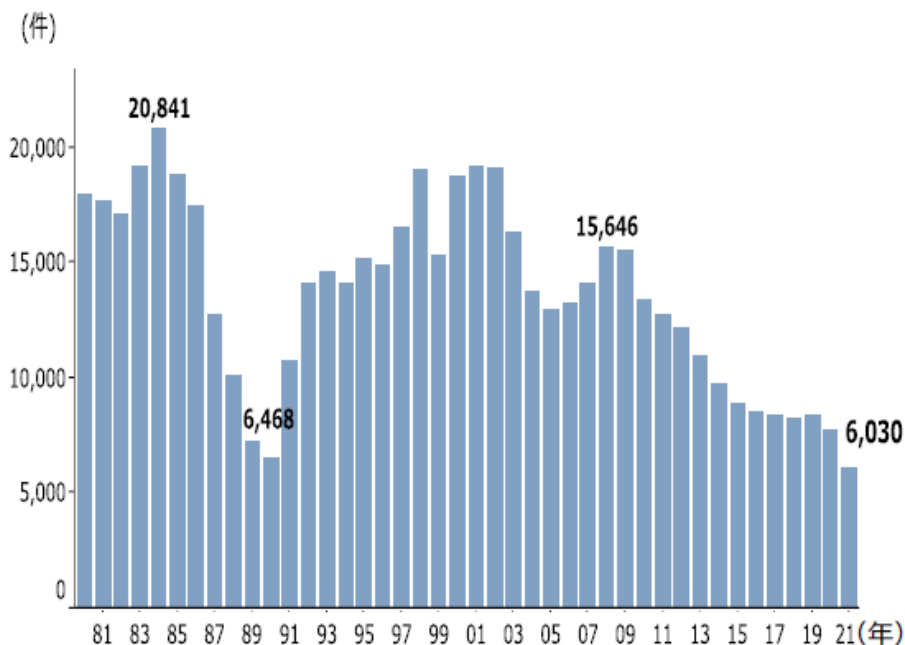
	令和2年度	令和3年度
滋賀	14	95
京都	16	60
大阪	21	238
兵庫	22	108
奈良	8	49
和歌山	5	59
鳥取	10	52
島根	13	35
岡山	26	93
広島	20	137
山口	7	72
徳島	2	54
香川	7	72
愛媛	9	65
高知	10	14
福岡	36	195
佐賀	17	38
長崎	11	44
熊本	22	93
大分	9	125
宮崎	16	43
鹿児島	9	25
沖縄	8	53
全国計	626	3,859

(件)

倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移

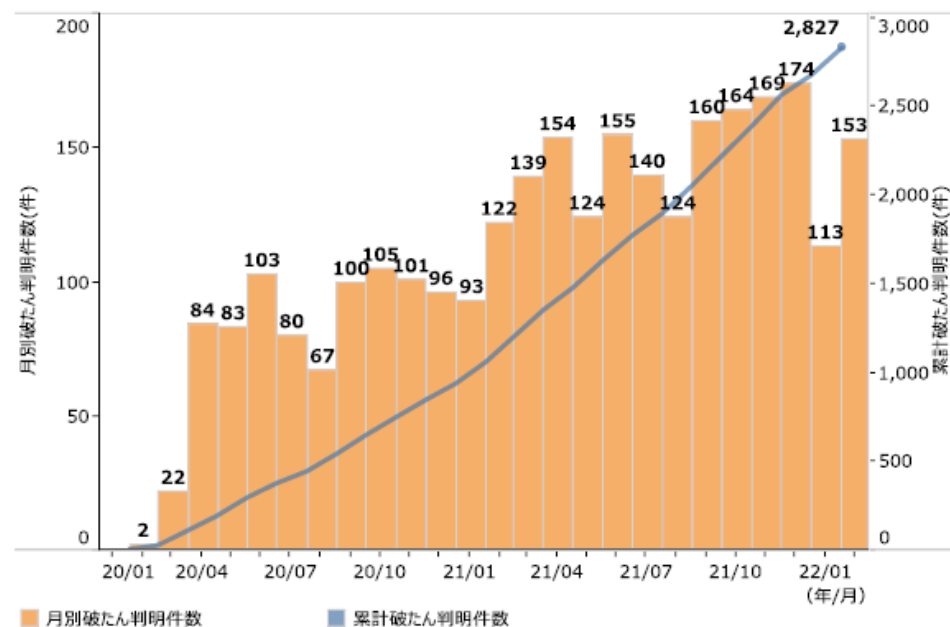
- 我が国の倒産件数は、2009年以降は減少傾向で推移。2021年は資金繰り支援策などの効果もあり、**6,030件**と**57年ぶりの低水準**となった。
- 一方で、**新型コロナウイルス関連破たんの件数**は、昨年9月から4ヶ月連続で**月別件数として過去最多を更新**するなど、**月別件数は増加傾向**にある。

図1 倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

図2 新型コロナウイルス関連破たんの月別判明件数



資料：東京商工リサーチ「『新型コロナウイルス』関連破たん状況」(2022年2月28日)

- (注)1.負債1,000万円以上の法的整理、私的整理を対象に集計されたもの(準備中を含む)。
 2.(株)東京商工リサーチの取材で経営破たんが判明した日を基準に集計されたもの。
 3.新型コロナウイルス関連破たんとは、(株)東京商工リサーチの取材で担当弁護士や当事者から新型コロナウイルスが要因であると言質が取れた経営破たん。

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

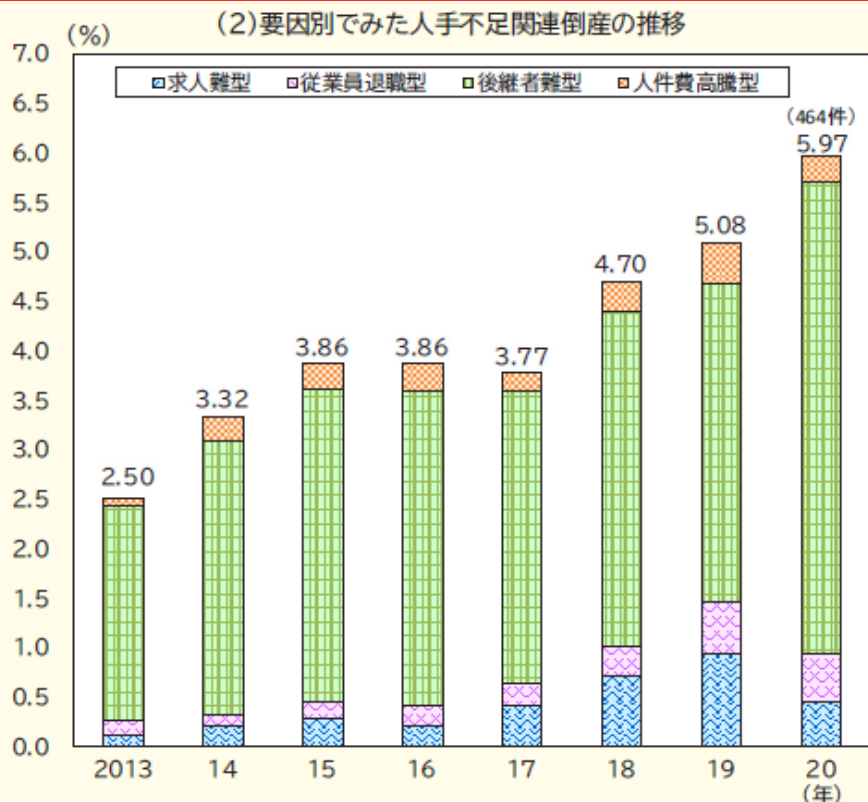
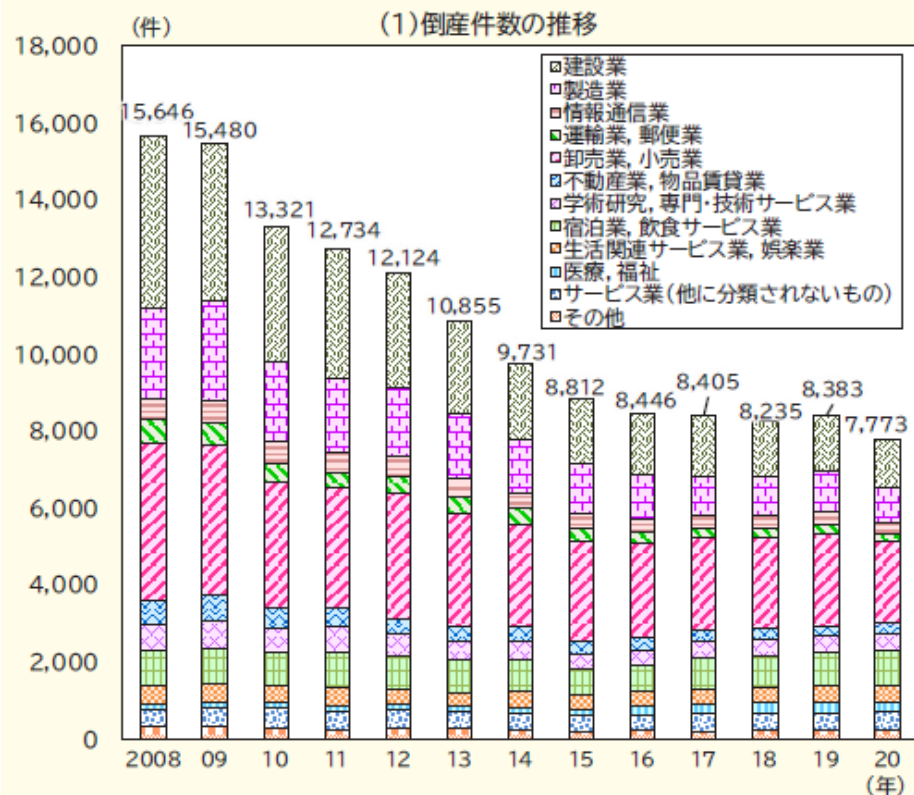
	合計	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわ寄せ	信用性の低下	販売不振	回収難 売掛金	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
平成27年	8,812	376	397	553	1,136	49	5,959	54	8	61	219
令和28年	8,446	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
令和29年	8,405	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
令和30年	8,235	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
令和元年	8,383	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
令和2年	7,773	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
令和3年	6,030	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm> 令和4年6月30日取得)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産が倒産件数全体に占める割合は2020年時点で5.97%となっており、要因別にみると、「求人難型」「従業員退職型」「人件費高騰型」に比べ、「後継者難型」の倒産の割合が多くなっている。



資料出所 (株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 1) 「その他」は「農業, 林業」「漁業」「鉱業, 採石業, 砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業, 保険業」「教育, 学習支援業」「複合サービス事業」の合計。

2) (2) は倒産件数の総計に占める人手不足関連倒産件数の割合を表したもの。

休廃業・解散件数と休廃業・解散企業の代表者年齢

2022年版 中小企業白書（抜粋）

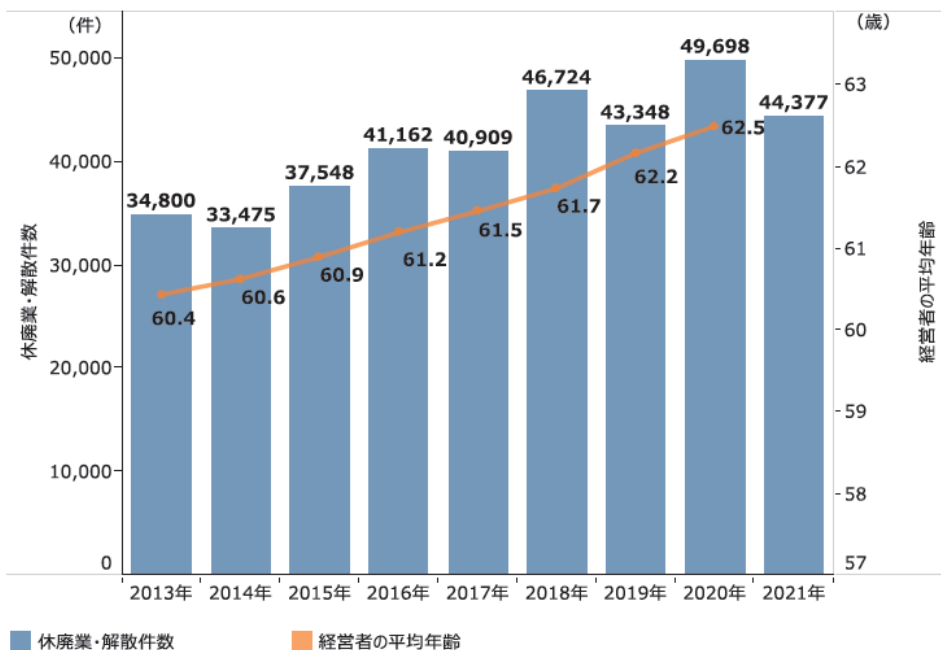
第1部 令和3年度（2021年度）の中小企業の動向

第1-1-79図は、休廃業・解散件数と我が国企業の経営者平均年数の推移について見たものである。2021年の休廃業・解散件数は、4万4377件であり、2020年、2018年に次ぐ高水準である。また、経営者の平均年齢は上昇傾向にあり、休廃業・解散件数増加の背景には経営者の高齢化が一因にあると考えられ、引き続き、こうした状況への対応は喫緊の課題である。

第1-1-80図は、休廃業・解散企業の代表者年齢について見たものである。2021年は、70代の割合が最も高く、42.7%となっている。また、70代以上が全体に占める割合は年々高まっており、2021年は6割超となっている。

<第1-1-79図>

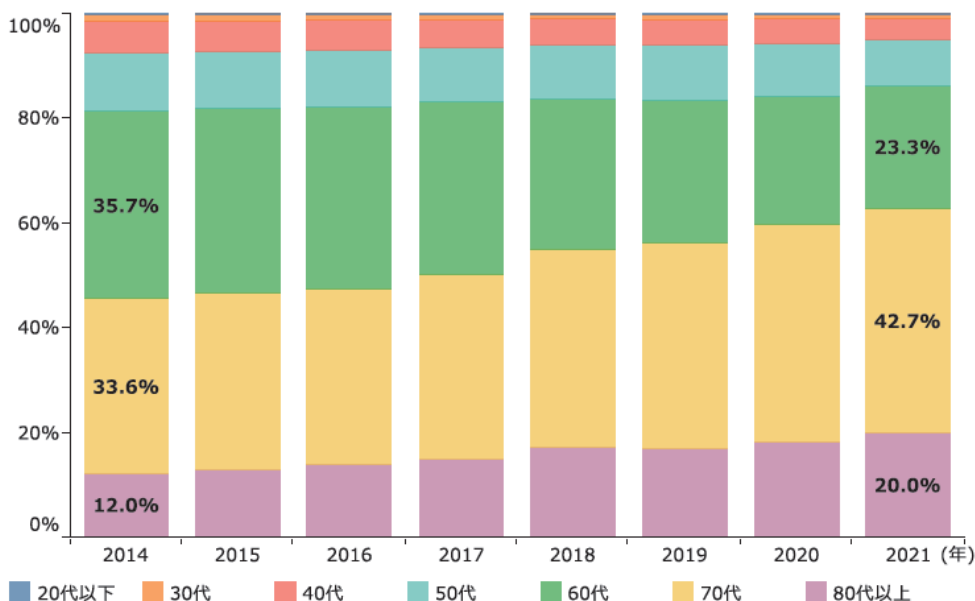
休廃業・解散件数と経営者平均年齢の推移



資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」、「全国社長の年齢調査」
（注）経営者の平均年齢は2020年までを集計している。

<第1-1-80図>

休廃業・解散企業の代表者年齢の構成比

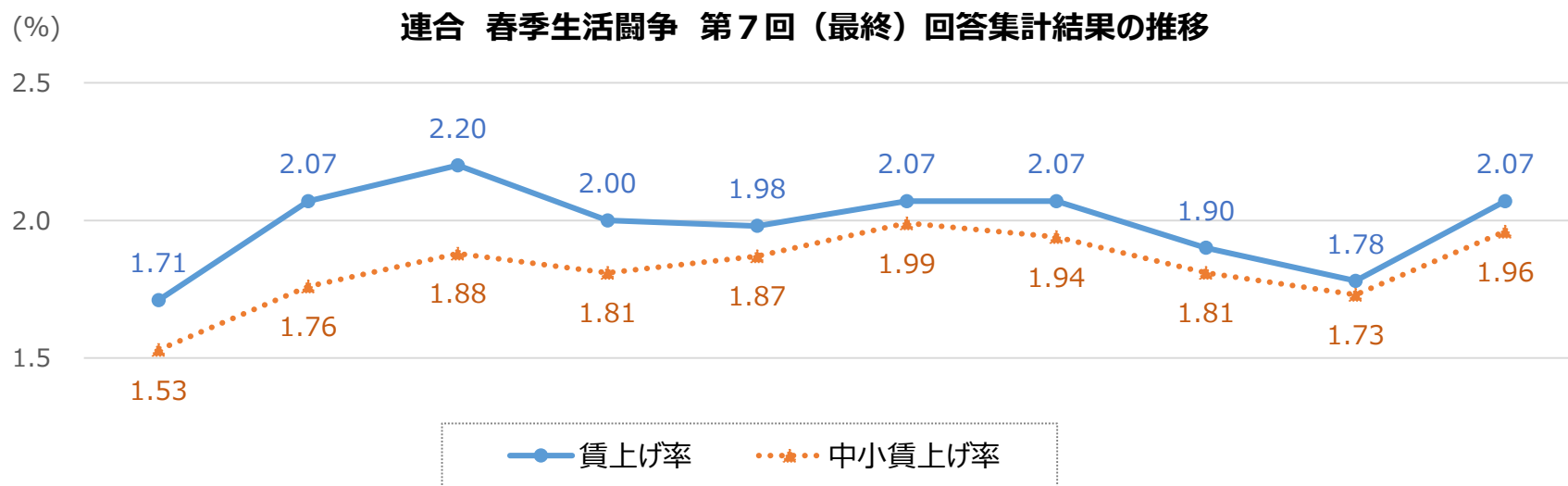


資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」

足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋) (新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の連合 春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果(2022年7月5日公表)では、賃上げ率は2.07%(中小賃上げ率は1.96%)となっている。



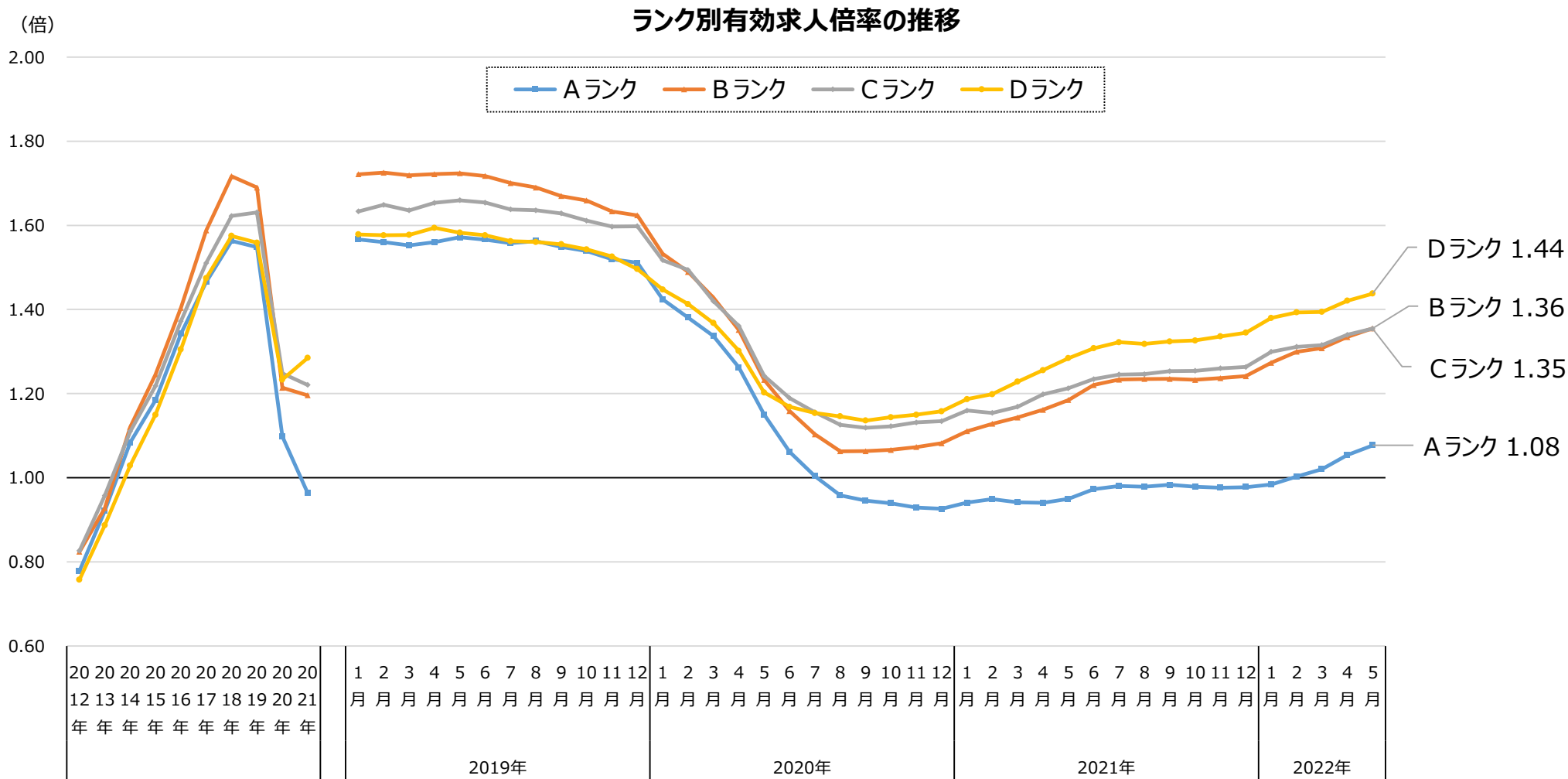
	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5
● 賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07
◆ 中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96

(資料出所) 連合「2022春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2022年7月5日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

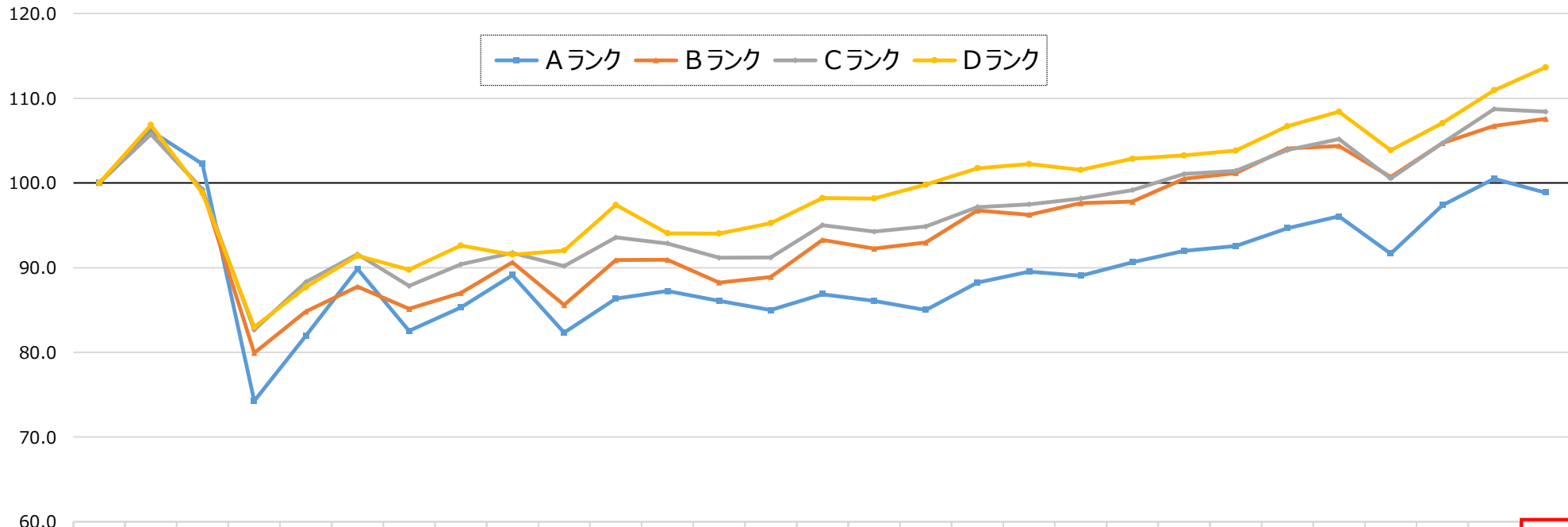
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、足下では、最も改善が遅れているAランクでも2020年1月の水準を概ね回復している。

ランク別新規求人数の水準の推移

(2020年1月 = 100)



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	2020年												2021年												2022年				
Aランク	100.0	106.1	102.3	74.3	81.9	89.9	82.5	85.3	89.1	82.3	86.3	87.2	86.1	85.0	86.9	86.1	85.0	88.2	89.5	89.0	90.6	92.0	92.5	94.7	96.0	91.7	97.4	100.5	98.9
Bランク	100.0	105.8	99.2	79.9	84.8	87.8	85.1	87.0	90.6	85.6	90.9	90.9	88.2	88.9	93.3	92.2	93.0	96.7	96.2	97.6	97.8	100.5	101.2	104.1	104.4	100.7	104.7	106.7	107.6
Cランク	100.0	105.7	99.3	82.6	88.3	91.6	87.8	90.4	91.8	90.2	93.6	92.9	91.2	91.2	95.0	94.3	94.9	97.1	97.5	98.2	99.2	101.1	101.4	103.9	105.2	100.5	104.7	108.7	108.4
Dランク	100.0	106.8	98.8	83.0	87.7	91.4	89.8	92.6	91.5	92.0	97.4	94.1	94.0	95.3	98.2	98.2	99.8	101.7	102.2	101.5	102.9	103.2	103.8	106.7	108.4	103.9	107.1	110.9	113.7

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

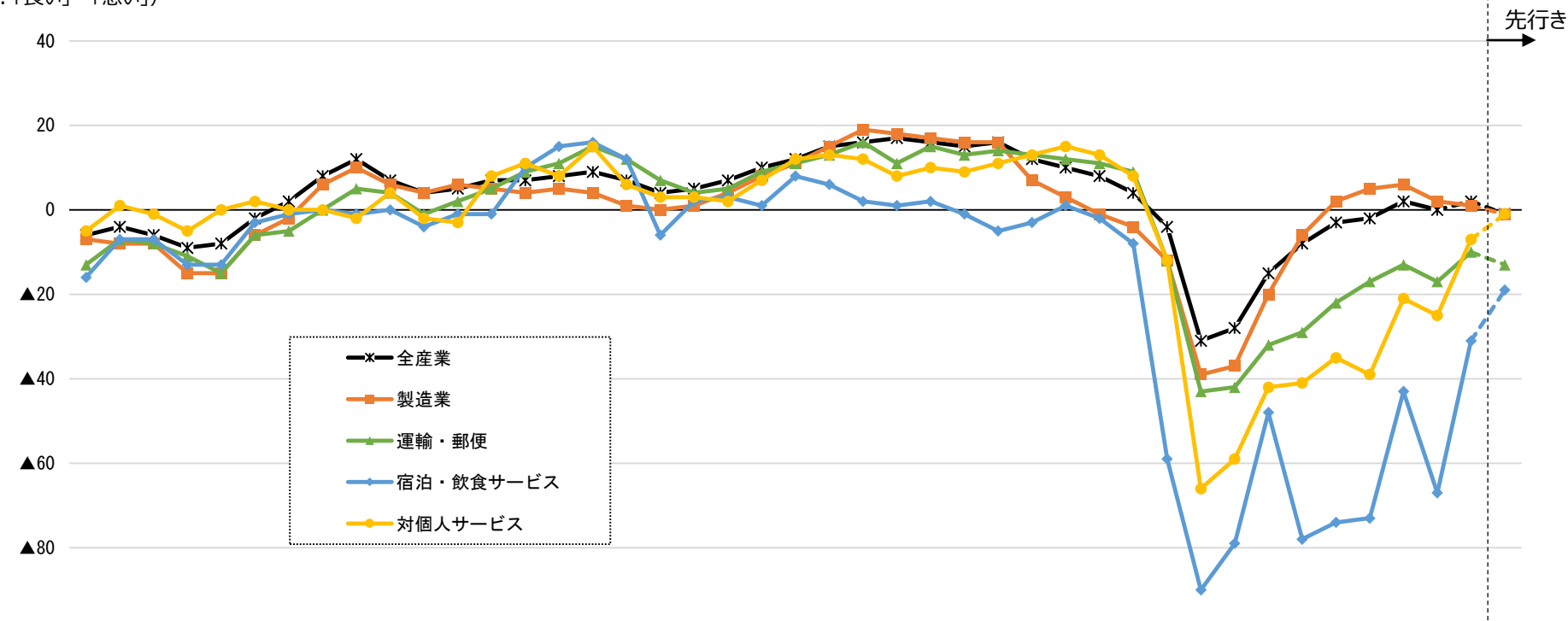
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント:「良い」-「悪い」)

主な産業の業況判断DIの推移



	2012年				2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月				
全産業	▲6	▲4	▲6	▲9	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	▲1
製造業	▲7	▲8	▲8	▲15	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	▲1
運輸・郵便	▲13	▲7	▲8	▲11	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲13
宿泊・飲食サービス	▲16	▲7	▲7	▲13	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲19
対個人サービス	▲5	1	▲1	▲5	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲1

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き(3か月後)」の状況の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）

連合 第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月5日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)	個別賃金方式(組合数による単純平均)	
		35歳	30歳
1,000人以上	304組合 1,480,050人 6,637円(6,051円) 2.18% (2.02%)	30組合 99,310人 2,308円(2,518円) 0.67% (0.74%)	29組合 121,026人 1,147円(356円) 0.40% (0.13%)
300～999人	533組合 291,462人 6,093円(5,522円) 2.25% (2.06%)	53組合 30,249人 3,002円(1,618円) 1.02% (0.56%)	42組合 22,626人 1,666円(917円) 0.67% (0.37%)
100～299人	740組合 135,270人 5,842円(5,291円) 2.27% (2.05%)	68組合 12,271人 1,861円(844円) 0.70% (0.32%)	69組合 12,112人 1,719円(558円) 0.71% (0.24%)
～99人	636組合 32,128人 5,461円(4,885円) 2.24% (2.01%)	86組合 4,122人 1,633円(855円) 0.64% (0.35%)	94組合 4,479人 1,464円(755円) 0.62% (0.33%)
規模計	2,213組合 1,938,910人 6,474円(5,831円) 2.20% (2.03%)	237組合 145,952人 2,090円(1,197円) 0.75% (0.44%)	234組合 160,243人 1,536円(679円) 0.62% (0.28%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回(最終)集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月5日)

			単純平均	加重平均
			時給	337組合 754,004人
		平均時給	1,057.31円(1,023.96円)	1,047.00円(1,038.77円)
月給	100組合 27,425人	賃上げ額	3,728円(3,480円)	3,997円(3,667円)
		賃上げ率	1.75%(1.64%)	1.85%(1.72%)

- (注) 1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和4年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手252社	89社 7,430円(6,040円) 2.27% (1.82%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 158社(62.7%)の回答を把握したが、このうち77社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和3年5月28日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和4年6月10日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	249社 5,219円(4,444円) 1.97% (1.72%)

- (注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。
 2 252社(33.4%)から回答を把握したが、このうち3社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()の数値は、令和3年6月11日付第1回集計結果。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月5日)

一時金		2022年回答			2021年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.33ヶ月		0.15ヶ月	2.18ヶ月	
		2,509組合	1,820,757人		2,435組合	1,406,199人
	回答額	708,319円		48,070円	660,249円	
		1,862組合	1,030,274人		1,814組合	1,078,620人
年 間	回答月数	4.87ヶ月		0.25ヶ月	4.62ヶ月	
		2,018組合	1,827,428人		1,933組合	1,781,130人
	回答額	1,560,045円		39,921円	1,520,124円	
		1,237組合	1,080,221人		1,136組合	1,183,121人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2021年回答の数値は令和3年7月5日付第7回(最終)集計結果。

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

	2022年夏季			2021年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
非製造業平均	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。

2 20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和元年			令和2年				令和3年				令和4年	
	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

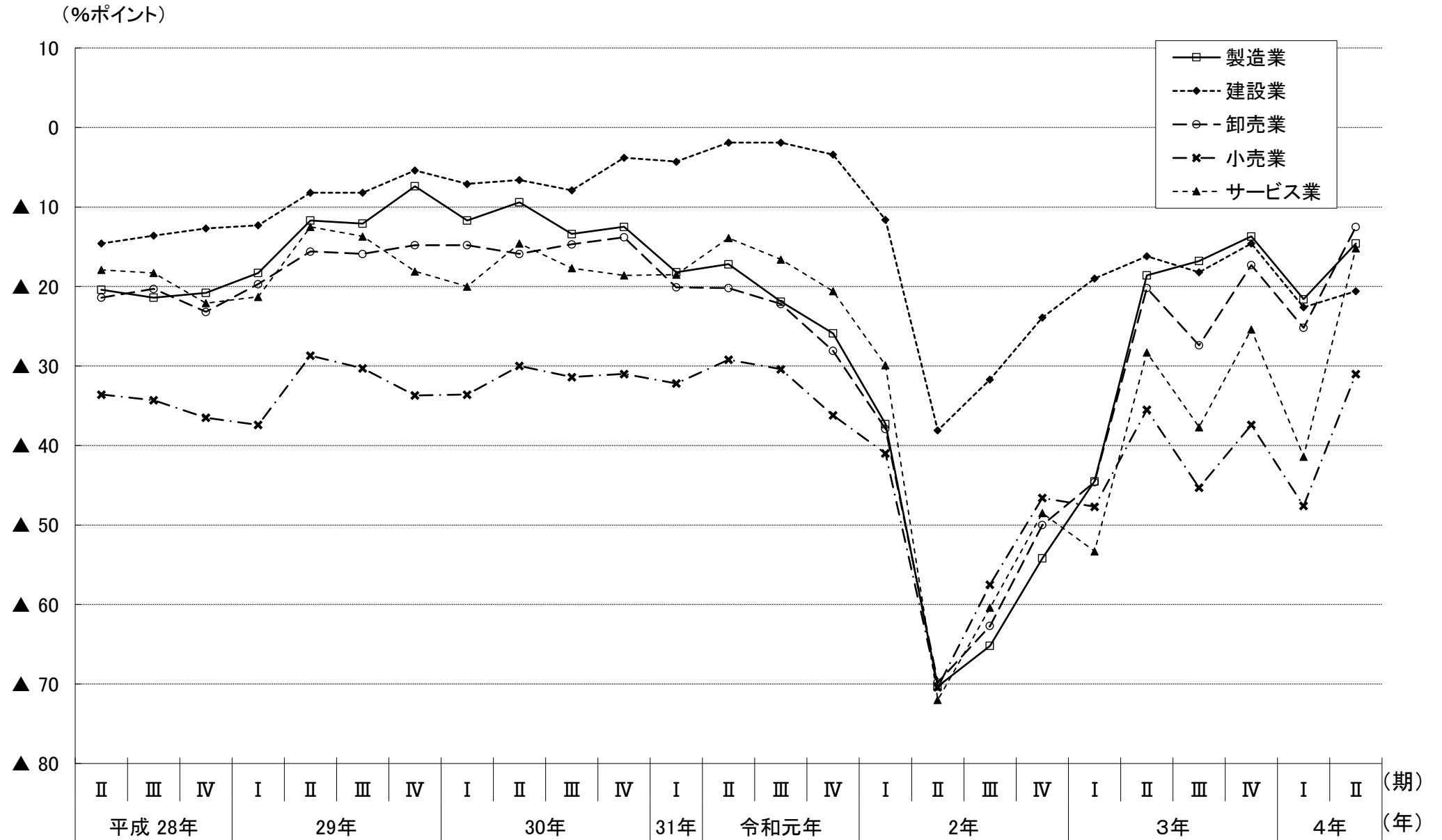
(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)

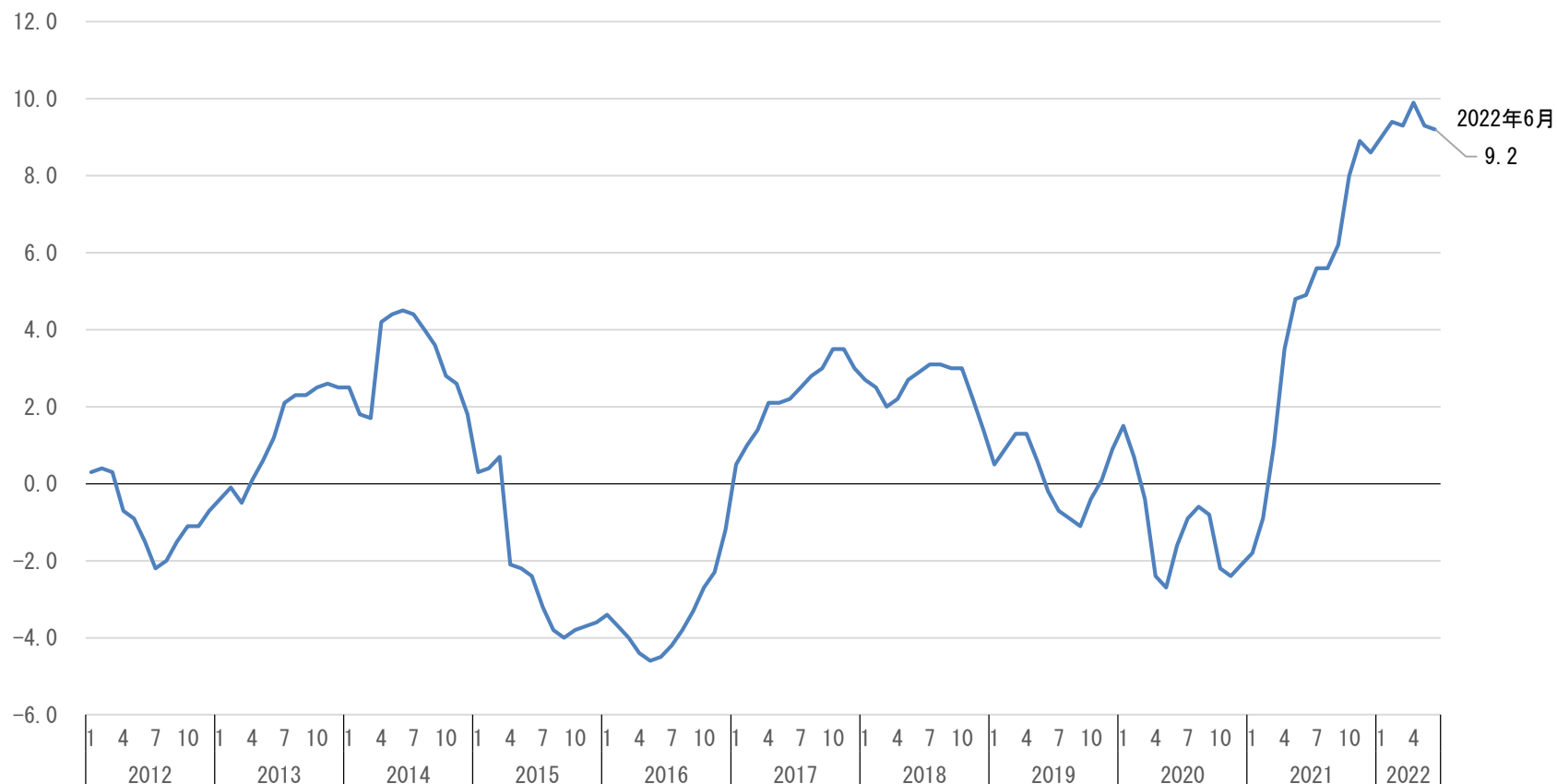


委員からの追加要望資料

国内企業物価指数(前年同月比)の推移

○ 国内企業物価指数については、2022年に入ってから前年同月比で9%を超える水準で推移している。

国内企業物価指数（前年同月比）

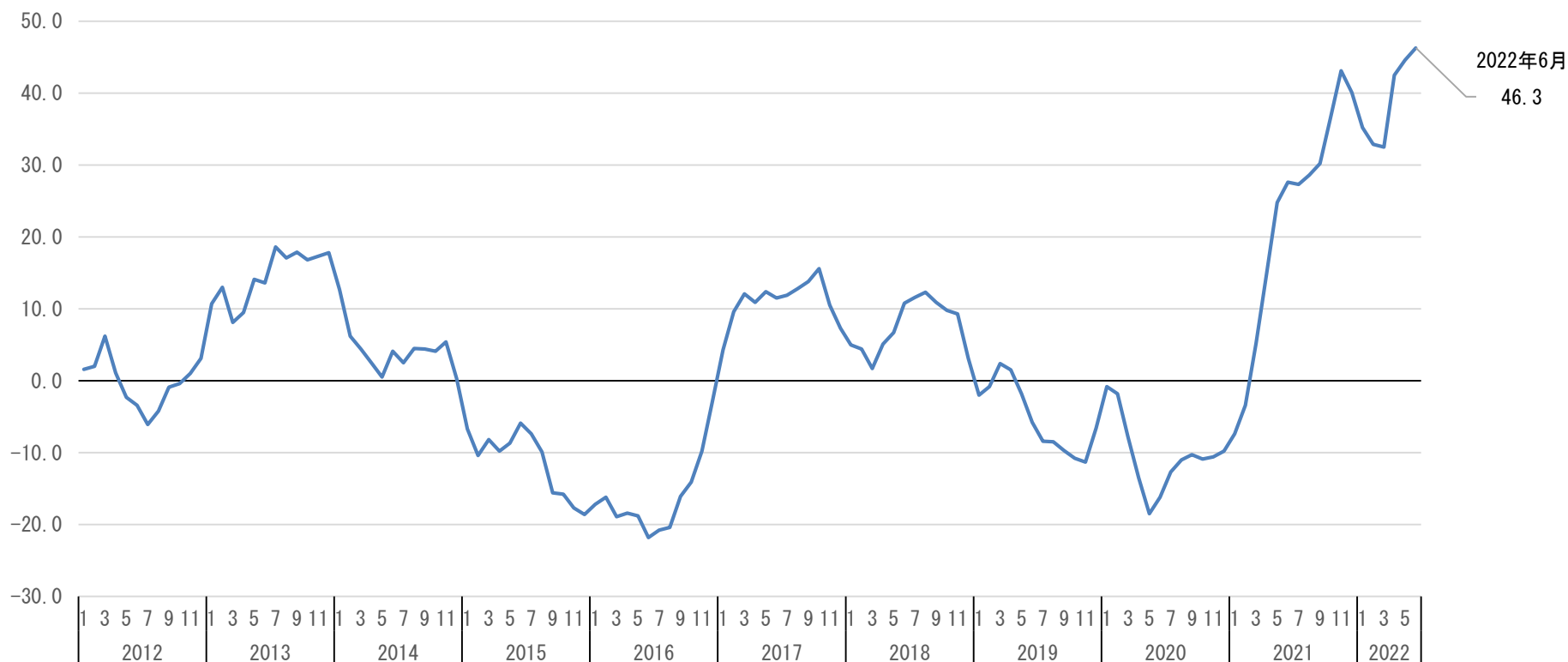


(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2022年6月は速報値。

輸入物価指数(円ベース・前年同月比)の推移

○ 輸入物価指数については、2022年に入ってから円ベース・前年同月比で30%を超える水準で推移している。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2022年6月は速報値。

令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,861 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

（うち、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	
計	A	1,532	1,562	2.0	1.2	1,588	1,623	2.2	1.6	1,557	1,590	2.1	0.9	1,869	1,910	2.2	1.8	1,260	1,286	2.1	0.6	1,343	1,369	1.9	0.9	1,495	1,528	2.2	1.6	1,718	1,729	0.6	1.8
	B	1,351	1,378	2.0	1.1	1,452	1,482	2.1	1.0	1,317	1,339	1.7	1.0	1,492	1,520	1.9	-0.1	1,096	1,115	1.7	1.7	1,123	1,143	1.8	0.3	1,523	1,564	2.7	1.4	1,408	1,433	1.8	1.1
	C	1,268	1,293	2.0	1.0	1,268	1,293	2.0	1.6	1,307	1,335	2.1	1.0	1,469	1,504	2.4	1.2	1,026	1,034	0.8	0.9	1,137	1,160	2.0	0.5	1,341	1,372	2.3	1.3	1,372	1,401	2.1	0.4
	D	1,208	1,237	2.4	1.2	1,273	1,303	2.4	1.3	1,209	1,230	1.7	1.4	1,521	1,555	2.2	1.0	974	1,000	2.7	0.7	1,178	1,189	0.9	0.2	1,235	1,282	3.8	1.2	1,280	1,316	2.8	1.7
	計	1,379	1,408	2.1	1.1	1,437	1,467	2.1	1.4	1,387	1,415	2.0	1.0	1,672	1,708	2.2	1.2	1,122	1,142	1.8	0.9	1,223	1,244	1.7	0.6	1,421	1,457	2.5	1.5	1,498	1,520	1.5	1.3
男	A	1,769	1,801	1.8	1.4	1,819	1,857	2.1	1.6	1,767	1,798	1.8	1.0	2,039	2,087	2.4	2.0	1,392	1,417	1.8	0.3	1,535	1,580	2.9	1.7	1,817	1,840	1.3	4.1	1,907	1,920	0.7	2.0
	B	1,554	1,578	1.5	1.0	1,606	1,634	1.7	0.9	1,524	1,543	1.2	1.0	1,777	1,813	2.0	-0.7	1,278	1,295	1.3	2.4	1,304	1,321	1.3	-0.9	1,862	1,894	1.7	0.7	1,547	1,572	1.6	1.1
	C	1,464	1,486	1.5	1.0	1,462	1,485	1.6	1.8	1,500	1,527	1.8	1.0	1,731	1,766	2.0	0.5	1,154	1,152	-0.2	1.1	1,235	1,242	0.6	0.6	1,602	1,634	2.0	1.3	1,516	1,544	1.8	0.4
	D	1,388	1,418	2.2	1.3	1,425	1,456	2.2	1.2	1,368	1,391	1.7	1.7	1,718	1,751	1.9	0.4	1,137	1,185	4.2	1.3	1,302	1,318	1.2	-0.7	1,478	1,498	1.4	1.0	1,410	1,453	3.0	1.6
	計	1,593	1,620	1.7	1.2	1,632	1,663	1.9	1.5	1,587	1,613	1.6	1.1	1,881	1,922	2.2	0.9	1,276	1,297	1.6	1.0	1,383	1,409	1.9	0.5	1,734	1,761	1.6	2.4	1,656	1,679	1.4	1.4
女	A	1,355	1,385	2.2	0.9	1,205	1,232	2.2	1.8	1,351	1,386	2.6	0.8	1,716	1,751	2.0	1.6	1,196	1,223	2.3	0.6	1,245	1,261	1.3	0.4	1,450	1,484	2.3	1.1	1,442	1,451	0.6	1.5
	B	1,201	1,230	2.4	1.2	1,160	1,194	2.9	1.2	1,147	1,173	2.3	0.9	1,254	1,274	1.6	1.0	1,021	1,040	1.9	1.3	1,054	1,074	1.9	0.8	1,458	1,501	2.9	1.5	1,219	1,245	2.1	0.7
	C	1,133	1,160	2.4	1.0	1,018	1,047	2.8	1.2	1,135	1,164	2.6	1.0	1,230	1,265	2.8	2.9	976	988	1.2	0.8	1,093	1,123	2.7	0.4	1,303	1,335	2.5	1.3	1,127	1,158	2.8	0.5
	D	1,081	1,111	2.8	1.0	1,006	1,035	2.9	1.5	1,062	1,082	1.9	0.8	1,266	1,302	2.8	2.5	914	932	2.0	0.5	1,076	1,082	0.6	1.2	1,208	1,258	4.1	1.2	1,103	1,128	2.3	2.0
	計	1,225	1,254	2.4	1.0	1,119	1,148	2.6	1.5	1,204	1,233	2.4	0.9	1,477	1,509	2.2	1.8	1,055	1,075	1.9	0.8	1,142	1,161	1.7	0.6	1,375	1,413	2.8	1.2	1,265	1,285	1.6	1.3
一般	A	1,745	1,779	1.9	1.5	1,749	1,788	2.2	1.7	1,787	1,828	2.3	1.1	1,945	1,989	2.3	2.0	1,534	1,559	1.6	-0.2	1,541	1,576	2.3	1.6	1,590	1,618	1.8	2.4	1,891	1,900	0.5	2.1
	B	1,541	1,572	2.0	1.2	1,559	1,590	2.0	0.9	1,525	1,548	1.5	1.0	1,601	1,635	2.1	-0.4	1,376	1,391	1.1	2.9	1,287	1,312	1.9	0.0	1,651	1,704	3.2	1.9	1,540	1,569	1.9	0.7
	C	1,428	1,456	2.0	1.1	1,364	1,388	1.8	1.8	1,493	1,522	1.9	1.1	1,568	1,607	2.5	1.4	1,260	1,255	-0.4	1.3	1,276	1,312	2.8	0.9	1,424	1,461	2.6	1.3	1,482	1,511	2.0	0.4
	D	1,330	1,365	2.6	1.5	1,348	1,381	2.4	1.7	1,341	1,369	2.1	1.5	1,596	1,632	2.3	0.7	1,120	1,166	4.1	1.3	1,256	1,263	0.6	1.0	1,310	1,359	3.7	1.6	1,342	1,379	2.8	1.7
	計	1,555	1,587	2.1	1.3	1,554	1,587	2.1	1.5	1,584	1,617	2.1	1.1	1,764	1,804	2.3	1.3	1,361	1,382	1.5	1.2	1,382	1,410	2.0	1.0	1,503	1,543	2.7	1.9	1,624	1,647	1.4	1.3
パート	A	1,230	1,255	2.0	0.8	1,140	1,163	2.0	1.3	1,190	1,211	1.8	0.4	1,450	1,474	1.7	0.1	1,150	1,177	2.3	0.8	1,085	1,097	1.1	0.1	1,415	1,451	2.5	1.0	1,254	1,271	1.4	1.0
	B	1,069	1,088	1.8	0.9	1,070	1,094	2.2	1.0	1,037	1,059	2.1	0.9	1,179	1,187	0.7	1.3	994	1,013	1.9	0.9	975	990	1.5	0.4	1,292	1,312	1.5	0.6	1,096	1,109	1.2	2.1
	C	1,011	1,032	2.1	0.7	975	1,003	2.9	0.6	1,007	1,034	2.7	0.8	1,060	1,077	1.6	0.7	946	958	1.3	0.5	961	968	0.7	0.1	1,177	1,199	1.9	1.3	1,038	1,067	2.8	1.1
	D	974	993	2.0	0.3	989	1,005	1.6	-0.7	975	985	1.0	0.8	1,043	1,065	2.1	2.9	900	916	1.8	0.4	1,019	1,037	1.8	-1.4	1,054	1,098	4.2	0.1	1,034	1,065	3.0	1.4
	計	1,108	1,131	2.1	0.7	1,067	1,091	2.2	0.9	1,077	1,098	1.9	0.7	1,251	1,269	1.4	0.8	1,027	1,047	1.9	0.8	1,020	1,033	1.3	0.0	1,305	1,337	2.5	0.9	1,138	1,159	1.8	1.3

(資料注) 第4表①、②の集計労働者30,533人のうち、本表の集計対象となる令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人(83.9%)。

2022年7月19日

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正 様

とちぎコープ労働組
中央執行委員長

2022年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2022年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに、心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、とちぎコープ労働組合としての意見を述べさせていただきます。

1. 景気回復と働けば人間らしく暮らせる最低賃金へ

2020年から続くコロナ禍の中、第7波に入った中での生活は、今も変わらず感染症対策をとりながら窮屈なものになっています。そこにきてウクライナ情勢も相まって、電気やガソリンが値上がりし、資源や物価が極端に上昇し、生活費（主に食費）を切り詰めるにも限界がきており、最賃で働く労働者の生活はますます厳しくなっています。

栃木県の最低賃金時間額882円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万2,600円、年収約183万円にしかならず、税金・年金や健康保険料等を支払うと、賃金だけで自らの生活を維持していくことは困難です。日本の相対的貧困率は依然として15.4パーセント（2018年）と高く、貧困と格差の拡大は性別や世代を問わず深刻化しています。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされており、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻む大きな要因となっています。

生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものです。しかし、そこで働く多くの方はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。



2. 全国一律最低賃金制度の実現を

栃木県の2021年の最低賃金は28円引き上がり882円となりました。東京都(1,041円)との差は159円となり、1日8時間働いても1,272円の差があり、1ヶ月150時間働いて23,850円もの差が開きます。神奈川県(1,040円)との差は158円、埼玉県(956円)とは74円、千葉県(953円)とは71円の差となり、通勤圏内での地域間格差は大きな問題となっています。

最低賃金はすべての労働者に適用され、現在の全国平均額は930円となり、東京都と神奈川県が1,000円を超える一方、最も低い高知県と沖縄県は820円で、栃木県を含む多くは800円台にとどまっています。最高額と最低額の差は194円となり、時間額表示になった2002年の104円からの差は一向に縮まりません。

全国で最低生計費試算調査が行われており、全労連・国民春闘共闘委員会が6月24日に厚生労働省で会見し、新たに調査した兵庫県と高知県を加えた調査結果を発表しました。兵庫県の25歳単身で男性が時給1,626円女性1,582円、高知県で男性1,665円女性1,669円となり、2019年に調査された東京都北区の男性1,664円女性1,642円とほとんど差はありませんでした。高知県の最賃額は全国最下位の820円で東京と221円の差があります。年収でも41万円の差となりますが、生活にかかる費用は変わらないことから最低賃金を全国一律で時給1,500円にする必要性を示しました。兵庫県は最賃Aランクの大阪と隣り合い、大学生の3分の2が県外で就職するなど人口流出が起きていると訴えていました。

私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じで、同じ商品を売って、同じ仕事をしています。どこで暮らして、どこで働いても賃金格差がないことを大前提に、同じ仕事には同じ賃金の同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域間格差をなくしていかなければなりません。物価高騰の今だからこそ、賃上げの環境を整え、最賃の大幅引き上げと地域間格差の是正をして、景気や消費改善を図っていくことを強く望みます。

3. 最低賃金引き上げは中小企業支援とセットで

コロナ禍でも最低賃金を引き上げている諸外国を参考に、全国加重平均1,000円の早期実現のためには、中小企業・小規模事業者が賃金を上げやすいよう支援強化の実施や下請取引の適正化も進めていく必要があります。

資源高や円高で物価が高騰する中、賃上げの環境を整えなければ、景気や消費は改善しないと危機感が背景にあるなか、人件費増加などにつながることに中小・零細企業の懸念は大きいものです。賃金を上げられない理由に、中小

企業の労働分配率が高く、労働生産性が低い事が上げられています。経済産業省 HP 掲載の労働分配率の値には、業種ごとにかかなりの差が見られ、業種別のデータによると、飲食業のような接客業では人そのものが重要であり、人件費をかけなければならない労働集約型の産業であるため労働分配率が高くなる傾向が見られます。適正な単価による公正な取引をきちんと行わせ、有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていく必要があります。経営者の賃金支払い能力ばかりに偏重した審議にならないことを強く求めます。

4. 透明で国民本位の審議会運営を

本審議会に置かれましては、日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを、あらためて強く求めます。同時に専門部会や小委員会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、とちぎコープ労働組合の推薦する労働者の、意見陳述の機会を保障していただくことを強く要請し、意見書と致します。

以上

2022年7月19日

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正 様

とちぎコープ労働

意見陳述書

私は、2022年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2022年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

1. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は2,087万人を超え、非正規率は37%（総務省「労働力調査」）となり、賃金が200万円以下のワーキングプアが15年連続で1,000万人以上（国税庁民間給与実態統計調査）になっています。また、金融広報中央委員会があらわした金融資産非保有世帯（貯蓄ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯38%」「2人以上世帯23.6%」と、単身世帯の4割、2人以上の世帯の4分の1が貯蓄のない状況となっています。コロナ禍の中、国民の暮らしを支えつづけるエッセンシャルワークの重要性が注目されている中で、その多くの働くなかまは、非正規労働者で不安定な雇用と将来の不安をかかえ、さらに低賃金により蓄えのない世帯に深刻な影を落としています。

コロナ禍の中で、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの方はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。

コロナ第7波に入り、さらに感染への危険や心配にさらされながら働き続けていかななくてはなりません。コロナと物価高騰の危機を乗り切るためにも、労働者の生活と地域を守り経済を活性化させる事が必要です。

2. 「パート労働黒書No.9」から見えてきたもの

私共とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしてきました。生協やその関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが多くの課題が見えてきました。

- ① 生活費と奨学金の返済で貯金ができない実態にあること。
- ② 子どもの通院も我慢させている状況にあること。
- ③ 自分たちの生活だけではなく、親の生活もささえる必要があること。
- ④ 親の働き方をみていて子どもが自分の進学をあきらめてしまったこと。



- ⑤ トリプルワークで月に3日間しか休みが取れない実態にあること。
⑥ 物価高と増税で、今後の若い人たちの将来が見えなくなっている実態にあること。以上が概略です。

物価高騰前の聞き取りにも関わらず「物価上昇による影響が大きい」、「コロナで外に出かけなくなったが、水道・光熱費・食費が増えて負担が大きい」の声があり、なかでも「老後が不安」の声が多くあげられていました。

生協労連が実施した「2022年春闘準備のための生活実感アンケート」からも、「家計の中で充実させたい項目は」の質問に対し、月給者・時給者共に第一位は老後の備えとなりました。「あなたの家計の現状は？」の質問の特に負担に感じているものでは、住宅関連費や税金・社会保険、食費などとなり、節約・切り詰めているものでは、食費や被服費、教育・娯楽費となりました。値上げが続く今、生活費を切り詰めるにも限界が来ており、物価高騰は私たちの生活に大きな影響をもたらしています。

パート・アルバイトなど、かつては家庭の補助的労働と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じで、同じ商品売り、同じ仕事をしています。どこで暮らして、どこで働いても賃金格差がないことを大前提に、同じ仕事には同じ賃金の同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域間格差をなくしていかなければなりません。

3. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

2021年の最低賃金改定により栃木県の最低賃金は882円、全国の加重平均の最低賃金は930円となりました。この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が全国で取り組んでいる最低生計費試算調査では、生活にかかる費用は変わらないことから、最低賃金を全国一律で時給1,500円にする必要性を示しました。最低賃金は時間給労働者だけの問題ではありません。生協で働く正規職員の給料を時給に換算してみると、18歳で基本給と職能給合わせて1ヶ月16万7千200円、時給に換算すると1,036円となり、最低賃金は超えていますが1,500円には程遠い金額です。ちなみに私の子供は栃木県内勤務、高卒で働き始め現在28歳、基本時給と職種手当で23万円、時給に換算したら1,380円と1,500円に届かず、自宅から通っていて一人で働き生活するのは厳しいからと言っています。

最後に、本審議会に置かれましては、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

以上

2022年7月22日

栃木地方最低賃金審議会
会長 太田 正 様

佐野地区労働
議長

労働組合わたら
委員長

最低賃金法25条5項にもとづき2022年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

今、急激な物価上昇が国民生活を襲っていますが、特に低賃金労働者は、いっそうの生活困窮に直面しています。総務省が発表した2022年5月の消費者物価指数は、総合指数で前年比2.5%の上昇となっていますが、食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない「基礎的支出項目」は前年同月と比べ4.7%上昇しました。今後も値上げラッシュが続くことが想定されています。今年度の最低賃金改定の議論においては、こうした物価騰貴の現況を考慮した議論が必要です。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2022年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。
- (2) 全国一律最低賃金制度とすること。
- (3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。
- (4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求める。

以下、理由を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2022年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。

現在の882円という最低賃金では、労働者の生活の安定は得られず、労働条件の改善がはかられているとは言えません。時給882円では、週40時間フルタイムで働いても、年収では184万円にしかありません。ワーキングプアといわれる200万円に届きません。時給1000円でフルタイム働いた場合によりやく年収が200万円を超えることとなります。

私たちは、昨年までの意見書において、最低賃金の水準について本格的に議論すべきであると主張してきました。日本の最低賃金は、労働組合がまったく関与しない業者間協定によって、中卒女性初任給をもとに決められたのが始まりです。その後、審議会方式になっていきますが、30人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第4表）を最重要参考資料として引き上げ額を議論してきました。最低賃金の対象となるのは、学生アルバイトや主婦パートなど、家計補助的労働者とみなされて、審議会では、自立して生活できる最低賃金の水準については議論されず、毎年、引き上げ幅の議論に終始してきました。

2007年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。14年に「生活保護との逆転現象が全国で解消した」と言われましたが、その後、政府からの



事情」などによる第4表の賃上げ率を上まわる引き上げが続きました。なぜ「時々の事情」という根拠の不明瞭な引き上げが行われてきたのでしょうか。「生活保護との整合性」の議論に問題がありました。当時、比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、真の問題は、比較対象を若年単身者の生活保護基準としたことです。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告しています。

最低賃金の水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、最低賃金を賃金中央値（メジアン）の50%程度に設定し、60%を目標にしているEU諸国の政策です。今年の栃木地方最低賃金審議会の意見陳述において、宇都宮市における「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較し、生活保護基準を上回るためには、1500円の最低賃金が必要であると述べました。目指すべき最低賃金の水準として1500円は、十分根拠のある金額です。中央最低賃金審議会では「目安制度の在り方に関する全員協議会」を設置し、来年3月に報告を取りまとめるべく議論が始まっています。そこではランク制度の見直しなどとともに、最低賃金の水準に関する議論も行われることになっています。栃木地方最低賃金審議会においては、最低賃金の水準に関し、中央の「目安制度の在り方に関する全員協議会」の報告を待つのではなく、積極的に議論を行うべきです。

最低賃金近傍で働く労働者は、最低賃金が上がらなければ賃上げは期待できないというのが実態です。今年度、物価の高騰が続いている中で、低賃金労働者の生活困窮対策として最低賃金を1000円以上とすべきです。

最低賃金法第1条は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としていますが、最低賃金1500円で、年間1800時間働けば年収が270万円となり、この収入でようやくワーキングプアから抜け出すことができ、最低賃金法第1条の目的に合致すると言えるのではないのでしょうか。

(2) 都市と地方の格差を拡大するランク制は廃止し、全国一律最低賃金制度を検討すべきです。

①都市と地方の格差を広げる最低賃金制度、221円という差額は看過できません。

現在の地域最低賃金額は、最低で820円、最高で1041円で、差額は221円です。1ヶ月法定労働時間である173.8時間働くとする、約38,410円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は159円の差がついており、1ヶ月に換算すると27,634円もの差になります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなることが各方面から指摘されています。

現行の目安制度は、1975年、労働4団体が「全国一律最低賃金の確立」を求めストライキを計画したことを契機に、全国的な整合性の確保のために1978年から発足しました。1978年の最初の目安作成に当たっては、「最低賃金額の地域間格差は従来縮小傾向にあることを考慮した」（昭和53年7月27日 中央最低賃金審議会第1小委員会報告）としています。当時、最高金額の大阪に対する最低金額の割合は84.4ポイント、1999年には86.3ポイントまで格差が縮小しますが、その後は拡大に転じ、2021年度は78.8ポイントとなり、目安制度発足の理念から外れてきています。

格差の根拠については、一般的には地方と都市の生活費や経済水準の違いなどが言われています。確かに都市部の住居費は地方よりも大きなものとなっていますが、公共交通が後退している地方では、自動車の保有などが必須であり、トータルで考えれば地方と都市部の生活費に大きな違いはないと言えます。しかし、現行のランク制を根拠づけている指標を使えば都市と地方の差は拡大するばかりです。その格差と連動し、最低が820円という絶対的な水準の低さが、若年労働者の都市への移動を誘発し、地方経済をいっそう疲弊させることは明らかです。地方の自治体や議会から多くの最低賃金引き上げの意見書が出されていますが、地方経済の疲弊に対し、大幅な最低賃金の引き上げによる関与が求められています。

②地方の空洞化を阻止する役割を果たす全国一律最低賃金制度

最低賃金制度を全国一律制度とすることはナショナルミニマムなどとの整合性を強化し、体系的な貧困対策、格差対策に有効であり、「公正な競争に資する」ものであると考えます。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがありますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どここのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

最低賃金の引き上げは当然のことながら各種の中小企業支援策と結合して行われるべきです。日本商工会議所などは最低賃金引き上げに毎年反対していますが、本来からいけば最低賃金が上がり、低賃金に対する歯止めがかかることは、地方の中小企業にとって良質な労働力を育成、確保していくうえで有利なことであると考えます。これらを踏まえ最低賃金制度を全国一律最低賃金制度とすべきです。あわせて地方経済に対する支援策の強化が求められます。

全国一律最低賃金制度を目指す中で、今年度の目安審議においては、ランク間の金額格差が縮小する方向で検討すべきです。

(3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる小委員会です。審議は最低賃金審議会運営規定第6条によれば「原則として公開」のはずであり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、目安審議などの重要な議論に対して適用されています。これでは審議会は原則、非公開であるとしきれないようがありません。

ワーキングプアや、貧困が社会問題になる中、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めています。最低賃金審議を公開し、大いに論争し、今日、要求されている最低賃金の水準、社会的に意味のある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何をあらためるべきか、などを発信していくことが求められています。審議を公開すれば、様々な意見が関係者からよせられ社会的関心も高まり、制度の改善にむけた世論も形成されるはずです。

密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大し最低賃金の大幅引き上げが社会的に要求されている中で、審議の公開に耐えられないような委員は、委員である資格にかけると考えます。

審議の完全公開を強く要求します。

(4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求めます。

佐野地区労働組合会議に加盟する労働組合わたらせユニオンは、派遣、パート、嘱託、アルバイトなどの有期雇用労働者や失業者、半失業者も組織しています。彼らの賃金水準は極めて低く、その生活実態は厳しいものです。有期雇用労働者や中小零細企業で働く労働者にとって、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。私たちは労働組合の通常の活動として、組合員が在籍する企業にたいし春闘などで賃金引き上げ要求をおこないます。しかし中小零細企業などでは、経営困難、一人組合員、少数派などで賃上げ要求そのものが難しい場合があります。このような状況の中で私たちは最低賃金引き上げの闘いを、春闘とならぶ、中小零細企業に働く労働者や、非正規雇用労働者の重要な賃金引き上げの闘いとして位置づけ取り組んでいます。

このような事情から私たちは審議会の傍聴をおこない、意見書や異義申出書なども提出してきました。これらのことから、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者に、栃木地方最低賃金審議会において直接意見を述べる機会を与えていただきますよう要請します。

以上

2022最低賃金審議会意見陳述要旨

わたらせユニオン

本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います、わたらせユニオンの書記長の嶋田です。

私は、昨年の意見陳述の中で、宇都宮市における「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入の比較を行い、最低賃金が1000円になった場合に、やや「ひとり親世帯」の生活保護基準に近い収入が得られるものの、生活保護では医療費が無料になるなどを考えれば、時給1500円になったときに、明確に「ひとり親世帯」の生活保護基準を上回る収入ということができるとを具体的な数字を基に述べました。

日本政府も批准しているILO131号条約や135号勧告では、最低賃金の水準決定の要素として「労働者及びその家族の必要」をあげており、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金を比較することは国際規格から見て当然のことではないでしょうか。

最低賃金額の国際的な動向は次の表のとおりです。1年に2～3回改訂されるなど、改定の頻度が高く、改定率も大幅な引き上げが行われています。

最低賃金額の国際的な動向

為替レートは7月15日現在

国	最低賃金の動向		現在の円換算額
フランス	2021年10月	10.48ユーロ (2.6%引上げ)	1549円
	2022年1月	10.57ユーロ (0.9%引上げ)	
	2022年5月	10.85ユーロ (2.2%引上げ)	
ドイツ	2021年7月	9.60ユーロ (1.1%引上げ)	1492円
	2022年1月	9.82ユーロ (2.3%引上げ)	
	2022年7月	10.45ユーロ (6.4%引上げ)	
イギリス (23歳以上)	2021年4月	8.91ポンド (2.2%引上げ)	1574円
	2022年4月	9.50ポンド (6%引き上げ)	

ドイツは2022年10月に、最低賃金を14.8%引き上げ12ユーロにすることを閣議決定しています。

世界的な物価上昇の中で、各国は最低賃金の大幅な引き上げ、改定の頻度を上げるなどして、特に低賃金労働者の生活困窮に対応しようとしています。

5人以上の民営事業所を対象とした昨年の最低賃金の影響率は、全国加重平均で5.9%でした。直接、最低賃金の引き上げの影響を受ける労働者は全国で約350万人。最低賃金の1.1倍以下で働く労働者が何らかの最低賃金引



き上げの影響を受けるとすれば、その数はおよそ800万人と推測されています。最低賃金近傍で働く労働者は、労働組合への組織率も低く、自分で賃金交渉をすることが難しい状況に置かれています。最低賃金の引上げこそが唯一の賃上げのチャンスです。

今年度の最低賃金改定の議論にあたっては、大幅な物価の上昇を考慮した議論がなされるべきです。この25年、労働者の賃金が低迷する中で、大企業の内部留保は膨大に膨らんでいます。この内部留保に課税するなどして、その原資を中小企業に対する支援策にあてるなど知恵を出す中で、大幅な最低賃金の引き上げが行われるべきです。

最低賃金は1500円を目指すべきですが、今年度は物価騰貴の現状を考慮した議論をしていただき、最低賃金を1000円以上とすべきです。

以上

平成27(2015)年基準

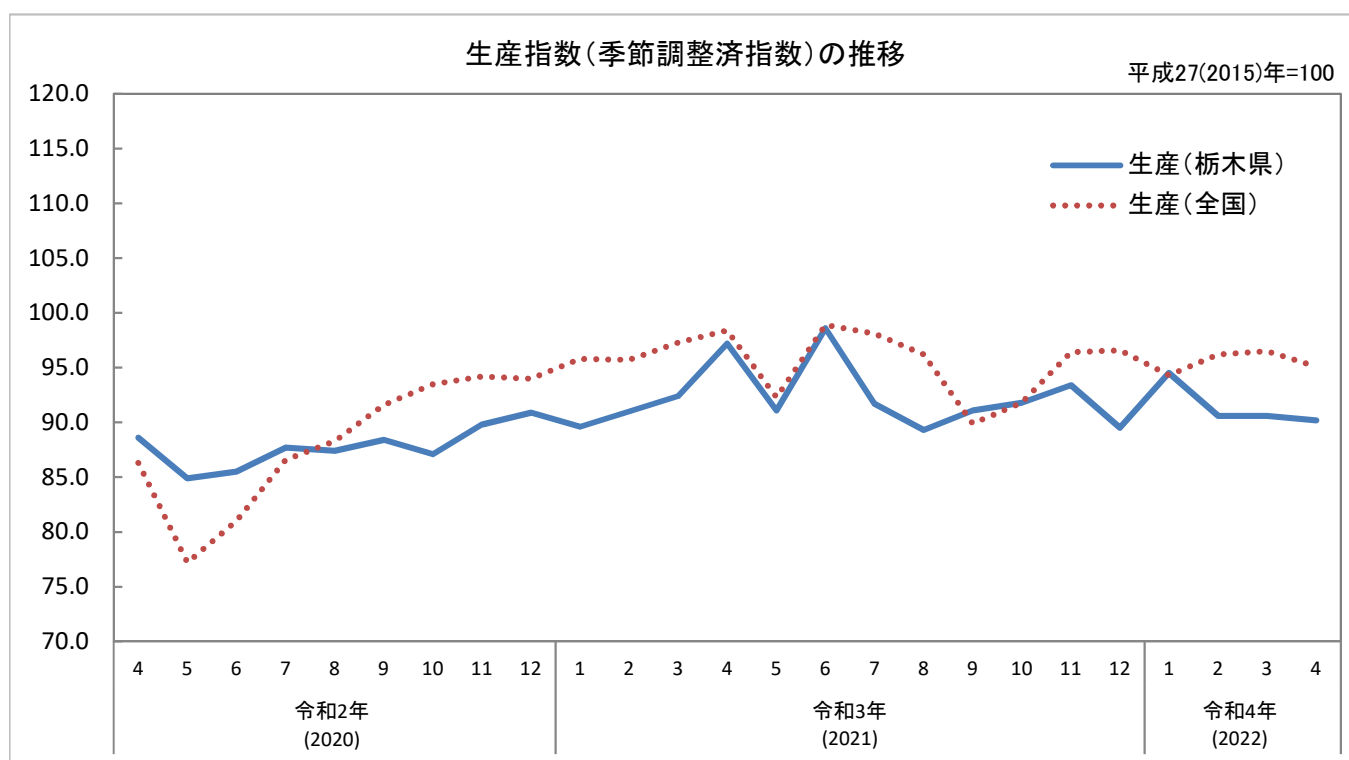
栃木県鉱工業指数

令和4(2022)年4月

—生産指数は90.2となり、2か月ぶりの低下となりました。—

平成27(2015)年=100

項目	季節調整済指数				原指数			
	栃木県		全国		栃木県		全国	
		前月比(%)		前月比(%)		前年同月比(%)		前年同月比(%)
生産	90.2	▲ 0.4	95.1	▲ 1.5	89.2	▲ 8.7	93.8	▲ 4.9
出荷	93.6	1.6	93.0	▲ 0.3	89.6	▲ 6.7	90.9	▲ 4.6
在庫	130.5	▲ 7.8	98.6	▲ 2.3	129.6	16.3	97.3	4.1



令和4(2022)年6月24日

栃木県県民生活部統計課

利用上の注意

1 目的

栃木県内の鉱工業の生産、出荷及び在庫の動態を明らかにし、その生産活動の推移をひとつの指標として観察する目的で毎月作成しています。

結果については栃木県景気動向指数を始めとして、県内の生産活動や景気の動向を把握する重要な経済指標として、行政、産業界などで広く利用されています。

2 基準時及びウェイト算定年次

県は、指数、ウェイトとも平成 27(2015)年を基準(平成 31(2019)年1月報から、基準時を従来の平成 22(2010)年から平成 27(2015)年に改定)としており、指数は基準時を「100.0」とする比率の形で表示しています。

なお、5年ごとに改定を行います。

3 分類

日本標準産業分類の中分類に準拠した「業種分類」と、品目の経済的用途に着目した「特殊分類」の2つの分類を設けています。

4 採用品目

生産指数 171 品目、出荷指数 170 品目
在庫指数 89 品目、在庫率指数 89 品目

5 算式及びウェイト

基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレス算式です。

(1) 算式

$$\text{総合指数} = \frac{\left[\frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right] \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100$$

(2) ウェイト

ウェイトの表示は、業種別、品目別の合計が総合において「10,000.0」になる単式形式です。

ウェイトの算出は、「平成 28 年経済センサス-活動調査」、「経済産業省生産動態統計調査」等から、生産指数は付加価値額、出荷指数は出荷額、在庫指数は在庫額を算出し、非採用分を採用分に按分加算した「膨らましウェイト」によります。

6 季節調整

原指数には、通常1か年を周期とする季節変動が含まれているので、この変動を原指数から取り除くため、季節調整を行っています。

季節調整法は X-12-ARIMA を採用し、X-12-ARIMA では、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因についても調整しています。季節調整済指数は以下のように算出されます。

$$\text{季節調整済指数} = \text{原指数} \div (\text{季節指数} \times \text{曜日・祝祭日指数})$$

7 年間補正について

栃木県の指数について、令和3(2021)年 12 月報公表時に令和2(2020)年年間補正を行い、令和2(2020)年1月以降の数値を遡及して改定しました。

令和2(2020)年年間補正において、異常値処理を行った系列、種別、年月は次のとおりです。

系列名称	異常値種別	処理年月
出荷	TC (一時的変化)	平成 25 (2013) 年1月

1 概況

(1) 生産指数

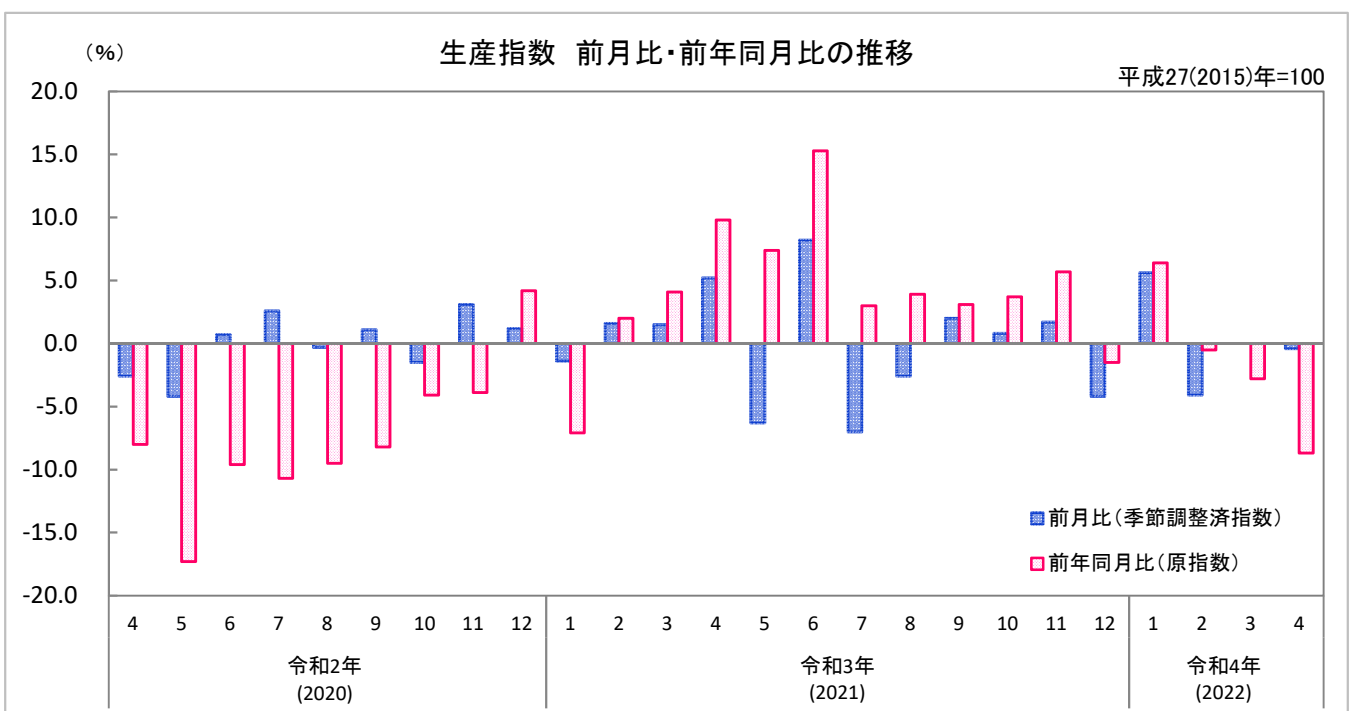
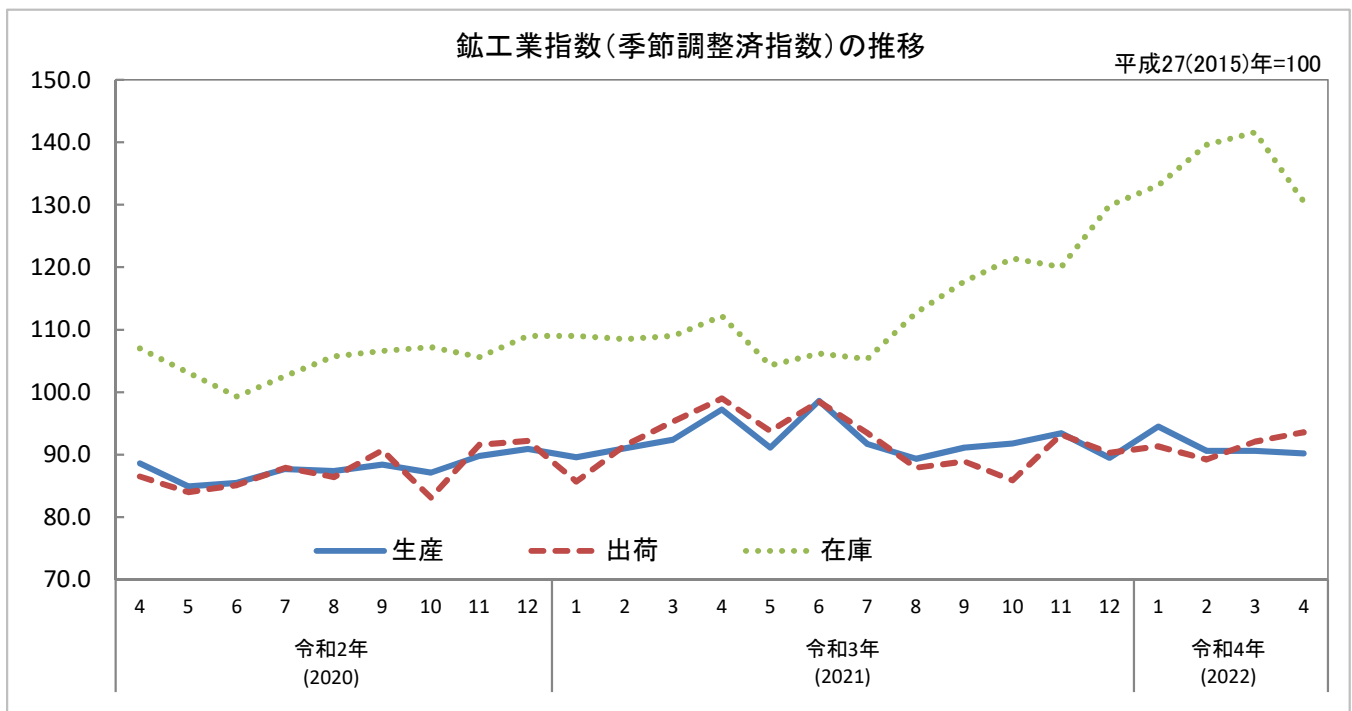
生産指数(季節調整済)は90.2で、前月に比べて、0.4%低下し、2か月ぶりの低下となりました。また、前年同月(原指数)に比べて8.7%低下し、3か月連続の低下となりました。

(2) 出荷指数

出荷指数(季節調整済)は93.6で、前月に比べて1.6%上昇し、2か月連続の上昇となりました。また、前年同月(原指数)に比べて6.7%低下し、3か月連続の低下となりました。

(3) 在庫指数

在庫指数(季節調整済)は130.5で、前月に比べて7.8%低下し、5か月ぶりの低下となりました。また、前年同月(原指数)に比べて16.3%上昇し、20か月連続の上昇となりました。



2 業種別の動向(季節調整済指数)

(1) 生産指数

業種別にみると、前月に比べ、情報通信機械工業、金属製品工業、鉄鋼業など11業種が上昇し、パルプ・紙・紙加工品工業、化学工業、業務用機械工業など6業種が低下しました。

指数に最も影響を与えた業種は、「化学工業」でした。

(2) 出荷指数

業種別にみると、前月に比べ、輸送機械工業、情報通信機械工業、窯業・土石製品工業など13業種が上昇し、化学工業、パルプ・紙・紙加工品工業、生産用機械工業など4業種が低下しました。

指数の上昇に最も影響を与えた業種は、「輸送機械工業」でした。

(3) 在庫指数

業種別にみると、前月に比べ、化学工業、その他工業、窯業・土石製品工業など3業種が上昇し、輸送機械工業、業務用機械工業、電気機械工業など12業種が低下しました。

指数の低下に最も影響を与えた業種は、「輸送機械工業」でした。

◎指数の上昇・低下が大きかった業種

		業種	前月比(%)	影響した主な品目
生産 指数	上昇	情報通信機械工業	21.3	カーナビゲーションシステム、無線応用装置、デジタル伝送装置等
		金属製品工業	16.6	鉄骨、スチール・ステンレスシャッター、橋りょう等
		鉄鋼業	10.7	精密鋳造品、鋳鉄物、普通鋼熱間圧延鋼材等
	低下	パルプ・紙・紙加工品工業	▲ 16.6	紙加工品、板紙等
		化学工業	▲ 15.7	医薬品、塗料、写真用化学薬品等
		業務用機械工業	▲ 13.4	測量機械器具、分析機器、精密測定機等
出荷 指数	上昇	輸送機械工業	22.8	普通乗用車、フォークリフトトラック、懸架制動装置部品等
		情報通信機械工業	20.9	カーナビゲーションシステム、無線応用装置、デジタル伝送装置等
		窯業・土石製品工業	14.3	ガラス繊維、碎石、道路・護岸用コンクリート製品等
	低下	化学工業	▲ 19.9	医薬品、写真用化学薬品、化粧品等
		パルプ・紙・紙加工品工業	▲ 15.9	紙加工品、板紙等
		生産用機械工業	▲ 4.9	半導体製造装置、コンバイン、田植機等
在庫 指数	上昇	化学工業	11.1	化粧品、調合香料、写真用化学薬品等
		その他工業	9.5	自動車用タイヤ、合成繊維織物、システムキッチン等
		窯業・土石製品工業	2.0	安全ガラス、生体用部材、通信用線材等
	低下	輸送機械工業	▲ 31.3	フォークリフトトラック等
		業務用機械工業	▲ 26.1	カメラ用交換レンズ、工業用長さ計、精密測定機等
		電気機械工業	▲ 7.1	セパレート形エアコン、電気冷蔵庫等

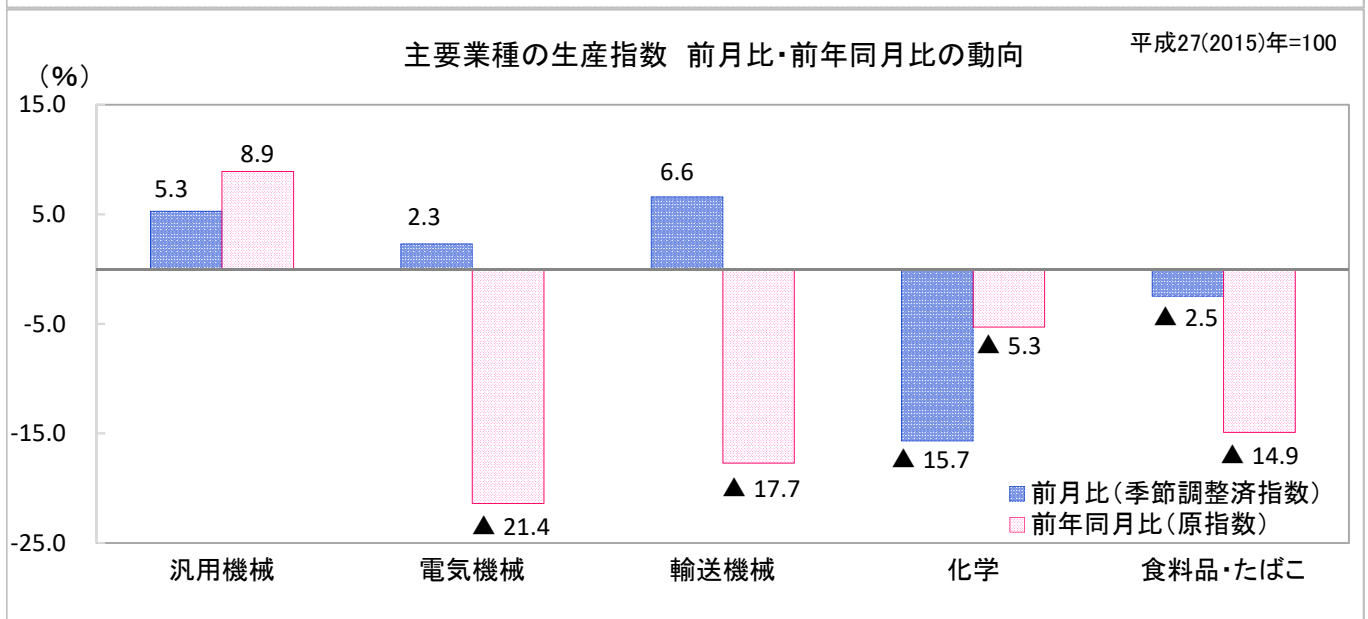
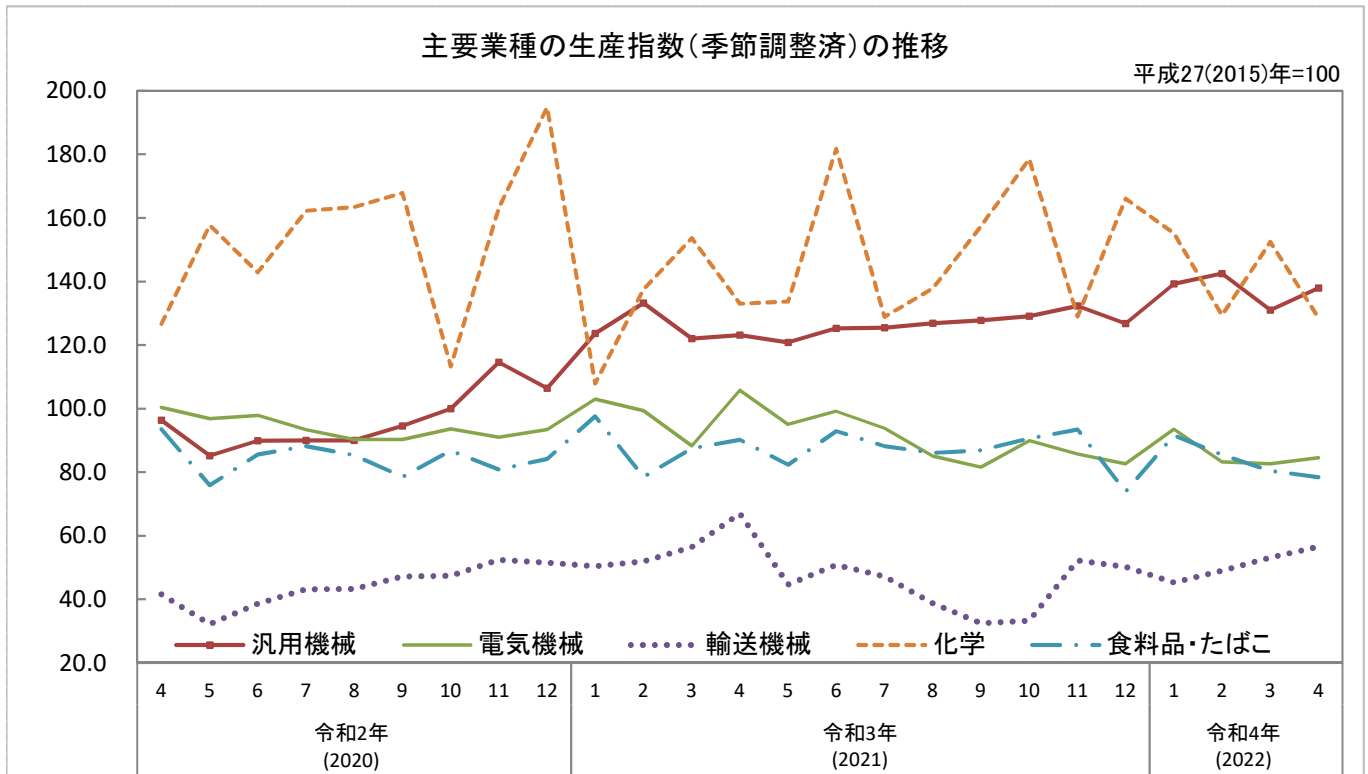
※品目については、全体に与える影響の大きいものを掲載しています。

◎指数の上昇・低下に影響した業種

		業種	前月比(%)	影響した主な品目
生産 指数		化学工業	▲ 15.7	医薬品、塗料、写真用化学薬品等
		生産用機械工業	▲ 12.6	田植機、半導体製造装置、ミシン等
		パルプ・紙・紙加工品工業	▲ 16.6	紙加工品、板紙等
出荷 指数		輸送機械工業	22.8	普通乗用車、フォークリフトトラック、懸架制動装置部品等
		電気機械工業	8.3	電気冷蔵庫、X線装置、開閉制御装置等
		情報通信機械工業	20.9	カーナビゲーションシステム、無線応用装置、デジタル伝送装置等
在庫 指数		輸送機械工業	▲ 31.3	フォークリフトトラック等
		業務用機械工業	▲ 26.1	カメラ用交換レンズ、工業用長さ計、精密測定機等
		電気機械工業	▲ 7.1	セパレート形エアコン、電気冷蔵庫等

※業種、品目については、全体に与える影響の大きいものを掲載しています。

3 主要業種の動向



4 特殊分類(財別分類)の動向(季節調整済指数)

平成27(2015)年=100

項目	最終需要財		投資財		消費財		生産財	
	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)	指数	前月比(%)
生産	83.4	▲ 2.0	96.5	1.8	77.8	▲ 3.4	103.9	1.2
出荷	87.8	0.9	102.9	8.3	82.6	▲ 3.7	105.5	1.3
在庫	152.8	▲ 13.6	85.0	▲ 11.8	193.4	▲ 14.1	104.1	▲ 0.9

- 最終需要財: 鉱工業及び他の産業に原材料等として投入されない最終製品
 - ・投資財: 資本形成に向けられる製品
 - ・消費財: 家計で購入される製品
- 生産財: 鉱工業及び他の産業に原材料等として投入される製品

業種分類別生産指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業	製造工業								
		鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	
ウェイト	10000.0	9981.5	193.0	200.6	600.0	275.2	607.7	511.9	365.4	1139.7
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	98.8	98.8	97.5	105.1	98.4	104.8	95.2	89.5	101.5	98.1
29(2017)年	100.8	100.8	94.1	112.6	110.1	125.5	117.5	87.3	107.0	93.0
30(2018)年	97.9	97.9	94.8	110.5	109.3	137.3	108.4	84.6	108.4	101.3
令和元(2019)年	95.4	95.4	87.5	102.0	102.0	113.2	90.6	58.4	98.6	96.1
2(2020)年	88.7	88.7	74.1	89.4	93.5	97.1	91.9	53.7	97.6	93.9
3(2021)年	92.4	92.4	81.0	98.8	96.6	126.5	104.3	61.3	109.6	92.9
原指数										
令和3(2021)年4月	97.7	97.7	85.0	108.0	101.3	126.1	104.8	58.0	106.9	107.4
5月	84.5	84.5	70.3	92.7	88.2	111.4	95.1	55.1	108.6	108.4
6月	104.8	104.8	85.4	108.2	103.7	130.0	125.6	68.4	112.6	135.4
7月	97.6	97.7	88.6	105.4	96.6	122.5	132.0	59.9	112.3	110.4
8月	82.4	82.4	69.7	83.2	88.3	102.0	114.4	60.2	107.9	72.2
9月	93.0	93.0	77.5	98.7	97.7	133.0	125.8	73.5	107.9	72.4
10月	92.8	92.8	86.2	98.5	90.0	138.2	101.7	73.8	100.1	73.4
11月	95.1	95.1	87.7	105.2	96.6	134.9	96.9	64.6	124.1	77.5
12月	91.0	91.0	78.0	96.7	91.5	138.5	99.1	69.6	123.6	82.7
令和4(2022)年1月	83.2	83.2	80.3	87.5	81.7	131.5	79.3	57.9	113.1	68.2
2月	87.5	87.5	83.5	87.5	88.0	137.7	88.1	55.8	106.7	75.2
3月	100.5	100.5	86.0	105.5	96.9	144.4	114.7	69.6	117.6	102.0
4月	89.2	89.2	86.4	98.0	93.6	137.3	91.6	55.0	112.0	84.4
前年同月比(%)	▲ 8.7	▲ 8.7	1.6	▲ 9.3	▲ 7.6	8.9	▲ 12.6	▲ 5.2	4.8	▲ 21.4
季節調整済指数										
令和3(2021)年4月	97.2	97.2	85.8	105.5	104.2	123.1	113.0	55.8	109.2	105.8
5月	91.1	91.0	76.6	98.5	97.4	120.8	96.1	58.0	120.1	95.0
6月	98.6	98.6	82.3	103.8	102.9	125.3	106.0	62.4	113.1	99.2
7月	91.7	91.8	86.2	101.9	93.4	125.5	100.6	58.6	114.8	93.8
8月	89.3	89.3	82.8	99.6	93.9	126.9	102.1	69.5	106.4	85.1
9月	91.1	91.1	74.0	94.5	95.4	127.8	123.5	69.6	100.8	81.6
10月	91.8	91.8	81.5	90.7	85.1	129.1	106.3	67.0	98.6	89.9
11月	93.4	93.4	79.8	97.8	92.6	132.3	115.9	62.4	119.0	85.7
12月	89.5	89.5	76.5	93.9	90.2	126.8	115.7	64.0	115.1	82.7
令和4(2022)年1月	94.5	94.5	90.1	99.1	90.1	139.3	98.2	76.8	113.5	93.5
2月	90.6	90.5	84.9	91.1	95.4	142.5	91.5	64.3	124.7	83.3
3月	90.6	90.6	79.7	101.3	83.9	131.0	111.2	62.8	109.0	82.7
4月	90.2	90.2	88.2	97.1	97.8	137.9	97.2	54.4	116.0	84.6
前月比(%)	▲ 0.4	▲ 0.4	10.7	▲ 4.1	16.6	5.3	▲ 12.6	▲ 13.4	6.4	2.3

業種分類別生産指数

平成27(2015)年=100

									業種分類
情報通信 機械工業	輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	
167.6	1447.2	255.9	745.5	625.8	315.4	1889.2	641.4	18.5	ウエイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
77.2	95.8	99.4	105.0	97.9	102.6	101.0	103.3	96.5	28(2016)年
92.0	88.5	104.3	114.6	100.2	100.6	98.4	105.5	98.7	29(2017)年
72.0	70.9	111.5	108.1	100.3	104.9	95.8	106.5	101.7	30(2018)年
84.2	64.8	103.7	155.4	96.8	105.9	94.3	108.5	96.6	令和元(2019)年
120.6	47.3	99.8	152.3	91.8	105.0	86.8	96.4	96.7	2(2020)年
159.3	47.5	104.5	145.7	94.4	100.0	87.3	104.2	92.8	3(2021)年
									原 指 数
159.8	56.4	108.0	145.7	94.2	107.9	95.1	108.3	102.0	令和3(2021)年4月
138.7	35.0	92.6	120.1	92.6	91.4	76.6	93.1	91.7	5月
156.2	49.6	105.2	182.2	99.4	100.8	94.9	108.3	87.7	6月
184.4	47.2	105.7	129.9	98.7	88.5	97.6	109.1	92.7	7月
123.3	34.4	92.1	131.2	86.2	99.1	80.8	92.7	82.2	8月
186.3	38.5	101.6	155.8	98.0	102.9	90.7	106.0	92.2	9月
116.1	38.0	107.7	190.1	95.8	98.4	91.9	108.8	96.9	10月
197.9	56.7	110.2	137.3	96.2	108.9	94.9	110.2	99.1	11月
194.4	50.9	111.9	145.1	93.6	95.0	77.3	106.5	92.9	12月
171.4	43.5	99.4	153.2	91.7	99.9	70.9	94.8	84.1	令和4(2022)年1月
178.1	50.6	104.5	134.0	91.6	105.9	82.4	102.9	82.8	2月
196.1	57.9	111.7	160.4	99.6	111.4	88.7	114.3	95.4	3月
170.1	46.4	102.8	138.0	97.5	94.9	80.9	110.3	92.4	4月
6.4 ▲	17.7 ▲	4.8 ▲	5.3 ▲	3.5	12.0 ▲	14.9 ▲	1.8	9.4 ▲	前年同月比(%)
									季節調整済指数
158.6	67.0	110.0	133.0	92.9	101.6	90.2	105.1	97.6	令和3(2021)年4月
166.8	44.7	101.2	133.7	95.3	90.0	82.4	103.9	95.3	5月
171.5	50.8	104.7	181.8	96.2	99.9	92.9	108.7	88.5	6月
214.4	47.2	103.5	128.9	97.2	92.5	88.2	108.9	92.2	7月
156.5	38.7	105.2	137.8	91.7	112.1	86.1	103.1	90.2	8月
176.8	32.5	97.3	157.4	96.2	94.5	86.9	103.0	90.9	9月
121.8	33.3	100.0	178.5	91.6	93.6	90.6	105.1	92.9	10月
194.8	52.2	104.3	129.0	94.9	103.9	93.4	104.1	97.8	11月
187.4	50.2	107.2	166.1	93.8	92.4	73.9	102.7	94.7	12月
174.2	45.3	105.3	155.2	96.5	113.4	91.6	105.5	89.8	令和4(2022)年1月
148.3	49.0	109.1	129.4	94.8	114.5	85.5	100.8	87.5	2月
144.3	53.1	105.3	152.5	96.9	107.1	80.4	103.5	85.2	3月
175.1	56.6	105.6	128.6	97.6	89.3	78.4	108.2	89.1	4月
21.3	6.6	0.3 ▲	15.7 ▲	0.7	16.6 ▲	2.5 ▲	4.5	4.6	前月比(%)

業種分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業	製造工業								
		鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	
ウェイト	10000.0	9988.2	263.3	433.8	513.0	308.9	514.2	374.1	304.2	899.6
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	99.2	99.2	94.5	105.4	98.3	98.0	107.7	92.9	102.1	100.1
29(2017)年	100.6	100.6	94.8	112.3	108.8	118.8	127.1	89.2	106.4	100.0
30(2018)年	95.9	95.9	100.5	109.3	109.0	128.7	118.0	88.8	106.1	108.9
令和元(2019)年	93.5	93.5	92.6	102.8	103.2	104.5	94.4	63.0	94.5	105.7
2(2020)年	87.9	87.9	82.9	97.5	92.3	100.5	99.8	97.0	94.3	107.1
3(2021)年	92.1	92.1	85.3	107.8	97.2	124.1	117.9	111.6	106.9	108.3
原指数										
令和3(2021)年4月	96.0	96.0	87.2	116.4	104.5	124.3	114.3	126.5	102.7	97.9
5月	83.4	83.4	73.8	104.5	88.5	110.0	106.9	107.9	107.6	123.3
6月	103.8	103.9	89.7	117.9	109.4	124.0	135.1	112.3	110.7	178.6
7月	98.3	98.3	84.5	116.1	101.3	131.8	145.3	96.2	106.9	143.9
8月	85.4	85.4	78.4	100.7	90.6	101.8	129.5	93.1	105.0	95.5
9月	94.7	94.7	85.5	106.0	93.6	125.2	150.1	110.1	104.0	97.8
10月	87.3	87.3	89.4	105.4	91.7	135.0	120.7	96.0	93.8	68.4
11月	93.6	93.6	93.4	111.4	100.7	131.7	105.1	130.1	124.9	77.9
12月	93.3	93.3	89.1	100.8	93.0	138.3	122.8	123.8	119.6	92.5
令和4(2022)年1月	81.3	81.3	85.8	97.9	78.4	125.9	79.0	100.3	106.7	76.8
2月	85.3	85.3	88.1	99.8	85.0	146.0	94.7	112.4	104.8	91.9
3月	101.4	101.4	103.9	109.2	98.2	147.7	117.0	122.7	111.7	135.3
4月	89.6	89.6	93.9	108.8	93.5	133.0	101.4	123.1	107.9	87.3
前年同月比(%)	▲ 6.7	▲ 6.7	7.7	▲ 6.5	▲ 10.5	7.0	▲ 11.3	▲ 2.7	5.1	▲ 10.8
季節調整済指数										
令和3(2021)年4月	99.0	99.0	88.7	111.2	104.7	123.9	130.4	122.7	103.8	131.8
5月	93.8	93.8	78.1	107.6	97.4	120.1	114.0	116.5	118.3	120.0
6月	98.5	98.6	85.8	114.2	104.9	121.3	119.5	112.6	112.5	117.1
7月	93.5	93.5	82.9	112.9	95.9	134.0	123.0	102.1	108.8	102.5
8月	87.9	87.9	91.6	113.6	94.0	118.8	111.9	103.6	103.3	92.1
9月	88.9	88.9	83.8	104.9	93.9	121.1	142.7	96.5	94.9	93.2
10月	85.9	85.9	86.0	99.4	89.2	127.0	111.0	96.5	94.9	105.1
11月	93.2	93.2	87.2	106.7	94.2	133.3	121.2	113.3	119.1	104.0
12月	90.3	90.3	86.3	101.2	87.9	126.0	130.3	121.5	110.1	93.5
令和4(2022)年1月	91.3	91.4	93.4	107.7	92.6	134.8	96.2	131.2	109.7	108.6
2月	89.2	89.2	92.1	103.8	91.7	154.3	105.4	110.5	117.6	106.9
3月	92.1	92.1	93.2	103.4	89.2	129.7	117.1	108.4	105.6	108.1
4月	93.6	93.6	98.0	106.2	95.5	136.3	111.4	122.7	111.1	117.1
前月比(%)	1.6	1.6	5.2	2.7	7.1	5.1	▲ 4.9	13.2	5.2	8.3

業種分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

									業種分類
情報通信 機械工業	輸送機械 工業	窯業・ 土石製品 工業	化学工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・ 紙加工品 工業	食料品・ たばこ 工業	その他工業	鉱業	
214.0	1854.5	186.6	743.1	599.9	268.3	1946.2	564.5	11.8	ウエイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
75.6	98.8	88.7	103.6	99.7	104.4	97.5	102.7	94.3	28(2016)年
87.3	88.2	91.3	112.1	103.6	107.1	94.8	106.0	95.8	29(2017)年
69.7	64.9	75.5	104.9	104.2	112.8	94.7	106.7	96.7	30(2018)年
83.4	55.6	89.5	158.5	101.5	114.3	90.6	107.1	93.3	令和元(2019)年
118.0	37.8	64.3	156.4	95.7	115.0	80.8	96.1	93.2	2(2020)年
155.2	37.0	65.2	148.8	96.4	109.0	82.4	102.5	89.0	3(2021)年
									原 指 数
154.9	45.3	70.8	147.7	99.4	118.7	91.5	102.9	94.6	令和3(2021)年4月
135.8	24.2	56.2	123.2	94.1	97.7	72.8	87.5	82.4	5月
151.2	34.3	63.6	186.7	100.8	108.7	86.5	102.3	90.2	6月
176.6	35.2	64.0	132.0	105.7	94.8	93.9	105.1	83.6	7月
118.3	28.5	56.8	134.4	90.7	109.0	86.5	90.3	77.1	8月
188.3	30.2	65.1	160.2	93.3	114.7	91.8	105.4	86.2	9月
113.9	28.3	69.2	196.4	96.5	106.5	72.8	110.3	94.8	10月
194.3	47.1	67.7	138.1	93.9	120.0	84.2	110.7	96.1	11月
187.6	38.9	67.5	147.7	95.7	101.8	86.1	104.3	94.8	12月
167.3	33.2	64.2	157.5	90.6	110.8	64.5	92.4	79.1	令和4(2022)年1月
172.9	37.0	66.7	136.3	91.6	116.5	65.2	104.3	77.9	2月
191.4	44.9	73.0	166.8	102.5	121.6	81.2	117.0	92.4	3月
165.5	38.7	67.0	141.1	100.0	101.4	78.7	105.8	89.4	4月
6.8 ▲	14.6 ▲	5.4 ▲	4.5 ▲	0.6	14.6 ▲	14.0 ▲	2.8	5.5 ▲	前年同月比(%)
									季節調整済指数
154.9	57.3	76.4	131.1	96.8	112.1	83.9	102.0	92.0	令和3(2021)年4月
164.4	33.7	64.1	135.7	97.6	95.0	84.0	101.6	87.6	5月
167.1	36.9	65.9	186.9	96.6	105.6	87.0	107.6	88.5	6月
203.5	34.7	67.1	135.2	101.2	97.2	87.0	106.8	86.0	7月
149.0	31.2	62.5	141.5	92.8	121.0	85.9	98.5	87.1	8月
177.6	24.8	73.5	161.7	92.2	107.0	82.2	100.8	86.0	9月
119.8	23.5	60.4	185.9	95.9	105.7	79.1	104.5	88.5	10月
193.9	42.2	64.5	129.7	93.1	109.9	82.9	102.3	93.0	11月
180.6	38.0	68.6	169.6	95.9	98.7	74.5	99.6	91.3	12月
168.3	35.9	57.1	159.0	98.0	136.2	79.4	103.8	86.6	令和4(2022)年1月
143.1	34.8	75.9	129.8	97.2	125.4	72.8	105.3	81.1	2月
142.0	40.8	61.7	160.1	97.9	113.2	76.2	100.8	82.9	3月
171.7	50.1	70.5	128.3	98.8	95.2	73.9	106.2	88.1	4月
20.9	22.8	14.3 ▲	19.9 ▲	0.9	15.9 ▲	3.0 ▲	5.4	6.3	前月比(%)

業種分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

業種分類	鉱工業	製造工業								
		鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	
ウェイト	10000.0	9774.6	595.4	813.6	479.7	260.7	806.7	333.3	206.7	1266.2
平成27(2015)年	91.2	90.9	94.2	107.9	87.8	73.8	110.4	101.4	65.2	82.3
28(2016)年	92.1	91.4	94.2	98.7	90.0	78.0	38.4	98.1	34.8	98.5
29(2017)年	95.1	94.5	107.9	96.4	81.8	116.3	46.9	115.0	36.0	98.6
30(2018)年	94.7	94.1	105.7	104.8	100.0	119.5	24.6	135.3	59.4	97.5
令和元(2019)年	95.3	95.1	94.4	104.4	93.4	143.6	23.8	95.0	104.4	88.9
2(2020)年	100.4	100.2	87.5	97.4	76.6	103.1	30.0	270.3	58.7	91.2
3(2021)年	119.7	120.2	98.4	100.0	87.4	145.3	43.1	285.7	59.4	111.9
原指数										
令和3(2021)年4月	111.4	111.5	99.2	93.7	89.8	143.5	43.1	231.8	58.6	144.2
5月	113.3	113.3	107.4	95.0	94.0	142.3	44.6	213.1	51.9	161.0
6月	117.6	117.8	101.8	95.5	91.2	151.4	46.9	222.6	50.6	148.8
7月	116.8	116.8	106.3	94.0	91.4	111.6	53.0	248.6	63.4	141.8
8月	113.3	113.4	103.7	79.8	89.7	132.5	48.3	241.9	55.7	133.9
9月	111.5	111.5	94.6	85.2	93.5	154.5	40.7	243.3	58.8	111.0
10月	117.0	117.3	100.4	89.4	93.1	137.1	41.4	280.6	79.3	116.3
11月	118.0	118.3	102.7	92.4	91.1	155.3	46.2	264.7	65.5	121.4
12月	119.7	120.2	98.4	100.0	87.4	145.3	43.1	285.7	59.4	111.9
令和4(2022)年1月	128.9	129.6	106.7	92.0	93.5	179.1	49.8	301.2	78.9	114.8
2月	135.9	136.7	110.9	91.4	99.3	160.7	50.8	296.6	69.5	119.7
3月	133.0	133.8	96.8	101.0	98.6	140.2	58.2	299.6	64.0	103.5
4月	129.6	130.3	97.1	100.6	97.5	156.7	56.1	225.5	73.5	132.6
前年同月比(%)	16.3	16.9	▲ 2.1	7.4	8.6	9.2	30.2	▲ 2.7	25.4	▲ 8.0
季節調整済指数										
令和3(2021)年4月	112.2	112.3	100.7	93.8	87.1	151.1	41.6	230.4	56.2	130.0
5月	104.3	104.0	104.3	95.5	90.2	140.7	40.0	212.1	56.1	103.3
6月	106.2	106.1	98.8	92.2	89.0	143.6	39.1	217.3	60.2	112.7
7月	105.3	105.1	106.9	90.0	90.7	106.1	41.1	218.8	67.8	121.0
8月	112.7	112.8	103.2	82.2	94.5	131.4	45.4	236.2	50.9	124.3
9月	117.7	118.1	96.6	85.0	93.5	155.9	41.6	256.0	63.8	149.6
10月	121.4	121.9	100.1	90.8	91.7	139.4	44.7	297.7	77.4	137.8
11月	120.0	120.4	101.8	91.1	90.5	140.2	54.2	285.5	54.7	135.6
12月	129.9	130.6	94.8	95.3	95.5	153.3	60.5	286.9	59.1	137.6
令和4(2022)年1月	133.1	133.8	108.5	95.3	95.6	185.1	57.9	295.1	69.2	142.2
2月	139.6	140.3	111.9	95.6	98.8	148.6	53.2	303.6	67.4	140.3
3月	141.6	142.6	101.2	102.8	96.1	164.9	57.7	303.2	74.2	128.7
4月	130.5	131.2	98.6	100.7	94.6	164.9	54.2	224.1	70.5	119.6
前月比(%)	▲ 7.8	▲ 8.0	▲ 2.6	▲ 2.0	▲ 1.6	0.0	▲ 6.1	▲ 26.1	▲ 5.0	▲ 7.1

業種分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

								業種分類
輸送機械工業	窯業・土石製品工業	化学工業	プラスチック製品工業	パルプ・紙・紙加工品工業	食料品・たばこ工業	その他工業	鉱業	
1106.7	319.5	805.2	906.8	334.8	804.9	734.4	225.4	ウエイト
51.0	104.0	105.1	100.7	91.1	98.1	92.2	105.7	平成27(2015)年
66.3	96.3	100.8	98.8	115.2	134.2	104.3	123.0	28(2016)年
53.4	98.8	119.0	96.3	124.0	149.0	93.0	118.9	29(2017)年
32.3	104.7	130.2	98.2	127.1	138.9	101.5	121.1	30(2018)年
33.3	98.0	110.5	101.1	97.5	198.2	109.4	104.5	令和元(2019)年
34.7	93.0	112.2	93.0	95.9	242.0	98.9	109.8	2(2020)年
74.8	103.4	116.9	111.5	94.1	308.9	109.5	95.6	3(2021)年
								原指数
34.9	93.2	109.4	108.2	93.0	266.9	90.5	108.3	令和3(2021)年4月
28.8	95.5	104.3	107.9	94.9	267.4	97.4	113.2	5月
59.3	97.2	108.1	109.5	95.1	283.7	103.8	107.5	6月
51.3	97.6	104.5	104.7	95.1	288.1	109.1	113.9	7月
51.2	97.6	102.3	102.6	96.4	279.3	112.8	111.5	8月
55.7	98.2	103.0	109.2	94.4	278.8	111.1	110.0	9月
61.7	99.7	109.9	107.5	94.4	306.3	107.0	107.1	10月
69.6	100.2	110.8	111.6	94.0	292.7	104.4	105.2	11月
74.8	103.4	116.9	111.5	94.1	308.9	109.5	95.6	12月
127.5	100.9	115.2	117.0	93.5	313.7	107.1	99.7	令和4(2022)年1月
169.2	100.3	120.6	116.4	94.7	339.7	99.5	100.2	2月
170.7	100.1	108.1	119.0	95.5	344.8	92.4	99.6	3月
121.3	100.4	114.9	117.8	93.3	336.2	102.5	97.9	4月
247.6	7.7	5.0	8.9	0.3	26.0	13.3	▲ 9.6	前年同月比(%)
								季節調整済指数
49.2	93.8	112.4	106.7	94.4	265.4	97.5	108.4	令和3(2021)年4月
27.7	95.3	111.4	105.2	93.5	264.6	97.9	113.7	5月
46.4	97.2	110.7	108.9	95.0	270.8	98.5	106.9	6月
26.9	97.9	103.4	105.6	95.4	264.7	101.3	111.0	7月
65.7	98.4	100.3	107.6	96.5	270.4	104.8	108.6	8月
56.0	99.8	104.4	112.6	95.6	291.7	106.4	106.1	9月
71.5	99.0	112.2	108.3	91.6	289.3	105.5	104.7	10月
65.4	99.1	112.0	112.2	92.8	289.1	112.8	105.3	11月
111.7	102.8	115.0	113.9	93.2	337.2	114.7	99.8	12月
114.9	101.5	107.7	113.9	93.8	349.2	105.4	102.1	令和4(2022)年1月
191.7	100.1	117.5	113.7	92.7	351.1	99.8	102.5	2月
248.7	99.0	106.3	116.5	100.0	344.7	100.8	101.9	3月
170.9	101.0	118.1	116.1	94.7	334.3	110.4	98.0	4月
▲ 31.3	2.0	11.1	▲ 0.3	▲ 5.3	▲ 3.0	9.5	▲ 3.8	前月比(%)

業種分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

業種分類	業種分類別在庫率指数									
	鉱工業	製造工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業
ウエイト	10000.0	9774.6	595.4	813.6	479.7	260.7	806.7	333.3	206.7	1266.2
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	104.2	103.8	92.9	95.9	94.2	91.8	90.0	124.3	55.6	112.8
29(2017)年	97.5	96.7	94.5	83.6	86.0	99.6	67.3	104.9	33.4	110.7
30(2018)年	114.8	114.5	84.4	90.6	90.4	111.7	53.5	126.3	42.1	96.5
令和元(2019)年	120.5	120.7	88.6	96.7	94.6	168.0	43.8	150.2	63.2	120.2
2(2020)年	133.7	134.0	91.0	91.4	101.1	132.9	58.6	277.0	50.1	104.9
3(2021)年	138.7	139.1	101.5	82.3	90.3	154.4	47.1	212.5	55.2	124.9
原指数										
令和3(2021)年4月	116.7	116.8	101.4	77.1	78.9	180.7	55.2	183.5	53.8	133.7
5月	148.2	148.5	123.4	85.8	95.8	196.1	44.6	185.6	42.0	107.0
6月	160.5	161.5	98.5	77.8	74.5	173.4	23.2	179.3	42.7	64.6
7月	125.5	125.3	111.8	77.6	80.7	104.8	38.2	219.5	56.6	75.5
8月	134.6	134.4	108.2	73.4	89.0	163.5	61.3	237.7	44.5	124.1
9月	131.1	131.2	91.6	74.8	101.0	191.4	32.7	198.1	50.0	127.4
10月	175.1	176.6	94.5	81.5	97.5	130.7	49.4	257.5	96.3	248.5
11月	140.8	141.5	91.0	79.8	83.9	152.1	68.0	188.0	51.1	186.4
12月	158.2	159.5	88.9	95.6	90.7	172.1	51.6	227.4	50.6	135.3
令和4(2022)年1月	222.8	225.0	100.1	89.4	114.6	172.8	80.0	278.0	68.4	152.2
2月	280.7	284.3	102.5	86.3	113.8	147.6	39.6	253.5	59.1	131.5
3月	202.6	204.8	74.7	90.1	95.3	137.2	51.9	215.0	51.5	84.9
4月	190.2	192.1	86.0	87.4	98.8	148.3	86.7	143.3	65.9	139.1
前年同月比(%)	63.0	64.5 ▲	15.2	13.4	25.2 ▲	17.9	57.1	▲ 21.9	22.5	4.0
季節調整済指数										
令和3(2021)年4月	118.4	118.5	100.6	79.7	83.8	191.1	49.1	173.4	54.2	99.3
5月	126.2	125.9	126.0	88.0	98.2	189.4	40.4	175.3	45.1	79.2
6月	155.0	155.7	97.4	75.1	81.2	152.2	54.1	174.7	52.0	94.1
7月	113.2	112.9	115.2	77.5	88.7	94.4	54.4	174.4	60.7	105.0
8月	130.9	131.2	93.3	69.2	98.9	141.6	54.8	217.3	39.9	129.4
9月	153.6	154.6	89.3	76.5	96.6	191.3	67.4	248.3	57.2	177.1
10月	170.7	171.9	100.2	87.8	97.0	149.4	66.4	305.9	79.5	174.8
11月	138.5	138.9	96.8	80.0	80.4	147.3	45.4	217.6	41.9	152.9
12月	184.2	186.0	84.9	87.3	102.3	223.1	70.4	226.0	53.3	160.4
令和4(2022)年1月	200.9	202.8	97.2	86.8	92.2	154.8	38.6	236.4	61.0	134.2
2月	288.1	291.6	98.5	87.6	102.0	140.8	34.2	275.7	53.7	140.4
3月	246.1	249.4	88.3	94.9	94.1	178.2	62.8	241.3	68.7	127.7
4月	192.9	194.8	85.3	90.3	105.0	156.8	77.1	135.4	66.4	103.4
前月比(%)	▲ 21.6	▲ 21.9	▲ 3.4	▲ 4.8	11.6 ▲	▲ 12.0	22.8	▲ 43.9	▲ 3.3	▲ 19.0

業種分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

								業種分類
輸送機械工業	窯業・土石製品工業	化学工業	プラスチック製品工業	パルプ・紙・紙加工品工業	食料品・たばこ工業	その他工業	鉱業	
1106.7	319.5	805.2	906.8	334.8	804.9	734.4	225.4	ウエイト
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	平成27(2015)年
114.1	111.8	97.9	97.9	115.2	122.2	105.7	121.5	28(2016)年
75.2	95.0	101.1	91.8	126.2	156.9	96.5	129.5	29(2017)年
216.4	102.6	102.9	91.3	122.8	186.9	105.6	126.0	30(2018)年
183.4	115.8	103.7	99.9	97.9	226.3	107.9	114.8	令和元(2019)年
174.0	108.0	113.0	100.6	84.1	355.5	125.5	118.7	2(2020)年
207.8	100.7	106.1	106.8	86.9	399.2	103.3	120.2	3(2021)年
								原指数
84.1	91.3	96.9	104.4	77.6	329.8	83.4	112.6	令和3(2021)年4月
232.7	112.2	106.4	109.4	96.3	455.6	125.7	135.0	5月
540.1	98.0	97.3	104.5	86.9	369.6	105.8	117.9	6月
215.7	98.6	93.5	95.9	101.7	337.1	109.3	132.9	7月
165.7	109.5	106.7	108.4	88.9	347.7	131.9	142.2	8月
215.2	99.4	94.2	112.7	82.4	311.7	106.3	126.2	9月
280.4	97.0	107.0	107.6	88.5	534.5	105.3	112.7	10月
160.8	100.4	104.1	114.7	78.1	397.7	104.1	108.1	11月
328.2	101.5	123.4	112.1	92.4	419.8	103.0	100.4	12月
682.5	92.5	131.2	123.3	82.3	613.7	107.9	124.9	令和4(2022)年1月
1219.5	99.8	136.1	122.3	80.6	699.1	91.9	127.5	2月
785.2	94.3	93.1	110.5	78.1	519.3	72.0	106.8	3月
539.4	97.8	112.4	112.0	91.9	545.9	96.9	110.5	4月
541.4	7.1	16.0	7.3	18.4	65.5	16.2	▲ 1.9	前年同月比(%)
								季節調整済指数
131.0	93.8	101.4	105.6	87.0	350.3	94.8	116.0	令和3(2021)年4月
130.5	99.4	107.1	107.9	87.9	407.3	104.2	133.2	5月
417.6	96.9	100.3	107.5	86.5	345.7	94.6	116.2	6月
97.5	94.9	100.0	102.2	90.8	336.0	97.1	128.4	7月
241.8	102.6	100.1	112.8	82.8	344.0	118.5	124.5	8月
264.6	104.1	105.5	114.4	90.0	371.2	106.0	121.1	9月
363.2	107.7	121.3	110.0	91.1	469.9	108.0	117.7	10月
173.8	103.2	108.2	116.2	85.7	383.0	112.0	114.9	11月
612.9	100.5	115.0	112.9	95.6	534.2	117.2	107.8	12月
667.5	90.5	106.9	112.0	73.1	586.5	100.9	115.4	令和4(2022)年1月
1702.7	100.0	120.3	113.2	74.4	674.5	95.5	132.4	2月
1387.8	102.5	101.9	110.9	90.7	537.2	97.9	117.9	3月
839.9	100.5	117.6	113.3	103.0	579.9	110.2	113.9	4月
▲ 39.5	▲ 2.0	15.4	2.2	13.6	7.9	12.6	▲ 3.4	前月比(%)

特殊分類別生産指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終 需要財	投資財			消費財	耐久 消費財	非耐久 消費財	生産財	鉱工業用 生産財	その他用 生産財
			投資財	資本財	建設財						
ウェイト	10000.0	6648.9	2064.1	1340.0	724.1	4584.8	1849.9	2734.9	3351.1	2995.2	355.9
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	98.8	99.0	93.9	91.7	98.0	101.3	99.1	102.7	98.5	98.3	100.1
29(2017)年	100.8	98.9	103.7	101.5	107.9	96.8	87.1	103.3	104.6	104.7	103.4
30(2018)年	97.9	93.8	99.7	96.0	106.6	91.2	78.7	99.6	106.0	105.6	108.7
令和元(2019)年	95.4	92.4	91.5	86.7	100.4	92.7	64.1	112.2	101.5	100.5	109.3
2(2020)年	88.7	86.8	90.8	88.8	94.6	85.0	53.0	106.6	92.5	91.9	97.4
3(2021)年	92.4	87.8	98.4	100.1	95.2	83.1	51.0	104.8	101.4	101.2	102.6
原 指 数											
令和3(2021)年4月	97.7	92.6	93.3	93.4	93.2	92.3	65.4	110.6	107.7	107.4	110.7
5月	84.5	80.2	88.7	91.6	83.2	76.4	56.4	89.9	93.0	93.2	91.7
6月	104.8	102.8	106.5	112.7	94.9	101.1	74.0	119.5	108.8	109.0	107.4
7月	97.6	92.5	101.5	107.3	90.8	88.5	62.0	106.4	107.8	107.7	108.0
8月	82.4	80.0	94.1	98.3	86.5	73.6	40.3	96.1	87.2	86.5	92.5
9月	93.0	90.8	115.2	124.2	98.7	79.9	35.3	110.0	97.2	96.2	105.8
10月	92.8	90.8	99.6	100.4	98.2	86.9	38.4	119.7	96.8	95.2	110.0
11月	95.1	88.2	98.4	98.1	98.9	83.6	46.8	108.4	108.8	109.0	107.7
12月	91.0	83.1	101.0	103.2	97.0	75.1	42.4	97.2	106.7	107.0	104.7
令和4(2022)年1月	83.2	76.9	83.8	82.8	85.7	73.8	39.7	96.8	95.6	96.4	89.3
2月	87.5	81.2	90.5	90.4	90.7	77.0	41.3	101.1	100.0	100.4	96.4
3月	100.5	95.0	112.1	118.7	100.0	87.3	51.4	111.5	111.5	111.9	107.7
4月	89.2	82.1	88.0	83.7	95.9	79.4	50.5	99.0	103.4	102.7	109.7
前年同月比(%)	▲ 8.7	▲ 11.3	▲ 5.7	▲ 10.4	2.9	▲ 14.0	▲ 22.8	▲ 10.5	▲ 4.0	▲ 4.4	▲ 0.9
季節調整済指数											
令和3(2021)年4月	97.2	92.7	101.9	104.2	98.3	88.8	66.7	103.2	106.2	106.6	104.5
5月	91.1	85.5	97.2	98.7	93.3	80.4	54.6	98.7	101.0	101.4	100.6
6月	98.6	94.8	99.9	101.5	95.9	92.5	56.7	118.2	104.2	104.1	105.7
7月	91.7	84.7	96.1	98.0	90.9	79.2	50.4	99.4	106.7	106.6	106.3
8月	89.3	86.2	96.6	97.8	93.7	81.5	48.3	102.5	97.7	96.8	104.6
9月	91.1	90.2	109.5	115.7	97.4	80.6	38.5	107.3	92.6	91.2	104.3
10月	91.8	90.8	98.1	102.6	92.2	85.9	39.9	116.8	92.7	91.5	101.1
11月	93.4	88.2	103.6	109.6	92.5	81.6	47.6	104.1	103.6	103.7	101.9
12月	89.5	81.9	98.2	102.3	90.4	75.9	44.3	98.0	106.1	106.5	101.6
令和4(2022)年1月	94.5	89.6	96.6	100.9	92.3	88.1	50.7	114.3	103.9	104.3	99.6
2月	90.6	83.7	94.0	93.6	94.8	79.0	43.4	101.6	103.9	104.5	98.9
3月	90.6	85.1	94.8	97.9	88.4	80.5	47.6	102.2	102.7	103.1	102.4
4月	90.2	83.4	96.5	93.3	102.5	77.8	52.7	94.2	103.9	104.1	103.5
前月比(%)	▲ 0.4	▲ 2.0	1.8	▲ 4.7	16.0	▲ 3.4	10.7	▲ 7.8	1.2	1.0	1.1

特殊分類別出荷指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終需要財							生産財	鉱工業用生産財	その他用生産財
		投資財	資本財	建設財	消費財	耐久消費財	非耐久消費財				
ウェイト	10000.0	6709.7	1772.0	1178.5	593.5	4937.7	2143.8	2793.9	3290.3	3046.9	243.4
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	99.2	99.9	97.0	95.7	99.6	100.9	102.2	99.9	97.8	97.4	103.4
29(2017)年	100.6	98.5	104.2	102.7	107.2	96.4	90.8	100.7	105.0	104.5	110.5
30(2018)年	95.9	91.6	100.5	97.6	106.2	88.4	74.7	99.0	104.7	103.8	116.8
令和元(2019)年	93.5	89.9	91.2	86.6	100.4	89.5	61.2	111.2	100.7	99.4	117.0
2(2020)年	87.9	85.3	91.2	90.7	92.2	83.2	56.2	103.9	93.3	92.3	105.8
3(2021)年	92.1	87.2	101.1	104.7	93.9	82.3	55.7	102.6	101.9	101.3	110.5
原指数											
令和3(2021)年4月	96.0	90.1	97.2	98.6	94.5	87.5	59.6	108.9	108.0	107.5	114.8
5月	83.4	78.3	93.0	98.1	83.0	73.0	53.8	87.8	93.7	93.4	97.7
6月	103.8	101.1	107.5	115.0	92.6	98.9	78.2	114.7	109.3	109.0	113.4
7月	98.3	92.2	103.3	110.1	89.8	88.3	67.3	104.3	110.6	110.3	115.0
8月	85.4	82.8	94.7	99.5	85.4	78.5	49.5	100.7	90.7	90.0	99.7
9月	94.7	94.0	121.4	133.9	96.6	84.2	46.4	113.2	96.0	95.1	106.8
10月	87.3	82.4	100.6	102.0	97.8	75.8	33.8	108.1	97.4	95.2	125.1
11月	93.6	86.1	101.4	102.6	99.1	80.5	52.6	102.0	109.1	108.1	121.8
12月	93.3	87.1	105.1	109.9	95.5	80.7	49.6	104.5	106.0	105.5	113.4
令和4(2022)年1月	81.3	74.6	82.7	81.4	85.3	71.7	43.5	93.3	95.0	95.1	93.5
2月	85.3	77.4	92.0	93.0	90.1	72.1	48.8	90.0	101.4	101.0	106.1
3月	101.4	95.4	112.7	119.6	99.1	89.2	64.9	107.9	113.4	112.6	123.9
4月	89.6	82.0	92.5	91.0	95.4	78.2	52.6	97.9	105.2	104.3	116.6
前年同月比(%)	▲ 6.7	▲ 9.0	▲ 4.8	▲ 7.7	1.0	▲ 10.6	▲ 11.7	▲ 10.1	▲ 2.6	▲ 3.0	1.6
季節調整済指数											
令和3(2021)年4月	99.0	95.6	108.3	113.9	98.9	91.2	77.1	102.4	106.1	106.1	107.6
5月	93.8	88.7	102.9	107.2	93.4	83.6	64.1	98.5	101.1	100.1	111.4
6月	98.5	94.0	103.2	107.3	94.2	90.5	59.9	116.0	105.1	104.5	115.2
7月	93.5	85.8	101.9	107.2	89.9	78.7	55.0	101.4	109.6	109.2	114.8
8月	87.9	83.2	95.6	97.4	91.8	79.0	48.9	103.0	99.8	98.9	114.2
9月	88.9	86.6	114.2	123.1	96.1	76.1	42.6	105.6	92.4	91.6	102.0
10月	85.9	82.2	96.1	99.3	91.8	77.4	35.1	111.0	93.7	92.2	109.7
11月	93.2	87.1	105.5	112.6	91.9	80.2	55.8	97.6	105.4	105.4	107.9
12月	90.3	84.4	99.7	104.9	89.2	79.0	51.9	97.2	102.3	101.9	109.7
令和4(2022)年1月	91.3	85.8	96.3	98.9	92.8	83.1	50.5	104.4	103.7	102.4	115.6
2月	89.2	80.3	96.3	99.1	91.6	74.5	48.4	94.7	108.3	108.1	111.4
3月	92.1	87.0	95.0	97.8	88.8	85.8	62.1	101.6	104.1	103.4	114.2
4月	93.6	87.8	102.9	103.9	101.3	82.6	68.6	93.9	105.5	105.2	110.0
前月比(%)	1.6	0.9	8.3	6.2	14.1	▲ 3.7	10.5	▲ 7.6	1.3	1.7	▲ 3.7

特殊分類別在庫指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終需要財							生産財	鉱工業用生産財	その他用生産財
		投資財	資本財	建設財	消費財	耐久消費財	非耐久消費財				
ウェイト	10000.0	5342.2	2052.0	1656.0	396.0	3290.2	1915.0	1375.2	4657.8	4418.9	238.9
平成27(2015)年	91.2	85.7	86.9	83.0	103.2	85.0	78.4	94.0	97.6	98.7	76.6
28(2016)年	92.1	89.5	62.2	54.0	96.1	106.6	94.1	123.9	95.1	95.4	89.6
29(2017)年	95.1	94.1	62.4	53.7	98.9	113.9	92.5	143.7	96.2	97.3	75.7
30(2018)年	94.7	89.2	56.2	43.2	110.8	109.8	83.4	146.6	101.1	101.4	94.5
令和元(2019)年	95.3	89.7	57.1	46.8	100.2	110.1	70.3	165.5	101.8	101.5	106.3
2(2020)年	100.4	106.2	62.3	55.6	90.1	133.6	93.2	189.9	93.8	94.3	83.1
3(2021)年	119.7	134.4	85.7	83.7	94.2	164.8	116.0	232.8	102.8	103.4	90.9
原指数											
令和3(2021)年4月	111.4	121.4	66.3	62.6	81.5	155.7	120.3	205.1	100.0	100.7	86.0
5月	113.3	123.4	67.9	64.1	83.6	158.0	125.0	204.1	101.7	102.5	87.8
6月	117.6	131.2	71.5	68.5	84.1	168.4	133.8	216.5	102.0	102.5	94.0
7月	116.8	131.6	77.6	75.4	87.0	165.3	126.3	219.6	99.7	99.7	99.4
8月	113.3	128.4	79.3	77.2	88.1	159.0	118.0	216.2	96.0	95.8	100.4
9月	111.5	122.3	80.9	78.2	92.1	148.1	103.1	210.7	99.1	98.1	118.5
10月	117.0	131.9	87.8	86.8	92.3	159.4	108.5	230.3	100.0	99.8	102.6
11月	118.0	132.6	88.3	87.9	90.0	160.3	115.1	223.2	101.2	101.8	90.6
12月	119.7	134.4	85.7	83.7	94.2	164.8	116.0	232.8	102.8	103.4	90.9
令和4(2022)年1月	128.9	148.8	90.1	89.1	94.4	185.4	150.3	234.3	106.1	106.6	97.1
2月	135.9	161.9	87.2	86.4	90.7	208.4	179.8	248.3	106.0	106.8	90.2
3月	133.0	159.5	91.0	90.8	92.0	202.1	169.7	247.4	102.7	104.4	71.5
4月	129.6	151.9	85.6	83.9	92.6	193.2	155.2	246.2	104.0	104.9	86.6
前年同月比(%)	16.3	25.1	29.1	34.0	13.6	24.1	29.0	20.0	4.0	4.2	0.7
季節調整済指数											
令和3(2021)年4月	112.2	122.1	65.8	61.5	82.5	155.9	119.6	203.3	100.1	100.4	90.1
5月	104.3	106.5	64.8	59.5	85.4	132.6	90.4	202.6	101.6	102.3	91.3
6月	106.2	111.9	68.2	63.4	86.4	138.3	100.2	209.2	100.3	101.1	88.0
7月	105.3	111.3	72.3	68.0	86.8	143.4	99.8	204.4	97.8	98.6	86.7
8月	112.7	126.5	78.1	75.5	88.5	156.4	115.8	211.4	96.3	96.6	83.0
9月	117.7	134.3	83.4	82.4	93.0	165.5	123.0	220.5	100.0	99.9	103.5
10月	121.4	139.1	89.0	89.9	88.5	169.5	129.7	221.5	100.9	100.7	106.4
11月	120.0	138.3	91.4	94.7	86.5	166.2	123.8	223.7	100.5	100.1	115.7
12月	129.9	155.2	95.9	97.2	95.1	190.1	150.3	243.0	103.8	103.5	111.9
令和4(2022)年1月	133.1	157.5	88.9	87.6	92.6	198.9	160.9	247.0	106.2	106.5	99.4
2月	139.6	171.6	84.4	83.1	89.6	225.5	205.1	256.7	104.9	105.9	87.6
3月	141.6	176.8	96.4	97.4	95.4	225.1	214.4	250.2	105.0	106.6	75.7
4月	130.5	152.8	85.0	82.4	93.7	193.4	154.3	244.0	104.1	104.6	90.7
前月比(%)	▲ 7.8	▲ 13.6	▲ 11.8	▲ 15.4	▲ 1.8	▲ 14.1	▲ 28.0	▲ 2.5	▲ 0.9	▲ 1.9	19.8

特殊分類別在庫率指数

平成27(2015)年=100

特殊分類	鉱工業	最終 需要財	投資財			消費財	耐久 消費財	非耐久 消費財	生産財	鉱工業用 生産財	その他用 生産財
			投資財	資本財	建設財						
ウェイト	10000.0	5342.2	2052.0	1656.0	396.0	3290.2	1915.0	1375.2	4657.8	4418.9	238.9
平成27(2015)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28(2016)年	104.2	109.8	89.2	87.8	95.1	122.6	127.0	116.5	97.9	97.1	112.4
29(2017)年	97.5	103.1	77.3	73.5	93.7	119.1	103.7	140.5	91.1	91.9	76.4
30(2018)年	114.8	133.1	71.0	65.1	95.3	171.9	181.2	158.9	93.8	93.5	99.1
令和元(2019)年	120.5	136.7	77.5	70.8	105.6	173.6	173.7	173.5	102.0	102.2	98.9
2(2020)年	133.7	160.3	85.1	79.3	109.4	207.2	176.3	250.1	103.2	102.6	114.3
3(2021)年	138.7	171.7	85.1	83.3	92.8	225.7	189.4	276.4	100.9	101.6	86.2
原指数											
令和3(2021)年4月	116.7	134.0	75.7	73.3	85.7	170.4	127.1	230.7	96.9	98.0	75.0
5月	148.2	181.4	78.8	74.8	95.8	245.3	196.6	313.2	110.2	111.2	91.0
6月	160.5	215.8	67.6	62.0	90.9	308.2	343.7	258.7	97.1	98.0	80.7
7月	125.5	152.5	79.2	76.0	92.3	198.3	167.1	241.8	94.5	94.9	87.8
8月	134.6	164.4	101.0	101.4	99.3	204.0	162.8	261.3	100.4	100.2	103.6
9月	131.1	156.9	81.0	77.3	96.3	204.3	194.0	218.6	101.4	100.9	110.8
10月	175.1	239.8	107.1	111.2	90.0	322.6	297.3	357.8	100.9	102.0	80.4
11月	140.8	178.0	100.4	103.1	89.0	226.4	192.4	273.8	98.1	99.4	74.4
12月	158.2	204.3	96.9	97.2	95.8	271.2	257.7	290.0	105.3	106.5	84.7
令和4(2022)年1月	222.8	320.7	119.8	123.5	104.5	445.9	477.0	402.7	110.4	111.0	100.2
2月	280.7	429.4	88.9	86.1	100.4	641.8	782.1	446.6	110.2	111.7	82.7
3月	202.6	298.6	88.6	87.6	92.6	429.5	496.8	335.8	92.6	94.6	55.7
4月	190.2	269.0	96.2	97.3	91.6	376.8	388.3	360.8	99.8	101.1	76.8
前年同月比(%)	63.0	100.7	27.1	32.7	6.9	121.1	205.5	56.4	3.0	3.2	2.4
季節調整済指数											
令和3(2021)年4月	118.4	134.6	72.4	68.7	86.6	172.7	119.7	247.8	100.9	101.6	84.7
5月	126.2	132.5	70.3	64.5	93.0	161.0	116.9	279.5	107.3	108.6	86.3
6月	155.0	206.4	85.7	86.0	91.4	273.5	287.3	245.6	96.2	97.9	71.1
7月	113.2	127.7	89.2	88.8	93.9	161.6	113.5	226.8	96.3	97.7	77.2
8月	130.9	170.7	88.9	87.0	94.3	228.6	208.1	252.8	93.6	95.1	70.3
9月	153.6	202.7	95.8	98.5	95.2	271.9	262.7	255.4	105.2	105.3	109.4
10月	170.7	225.1	122.7	130.1	92.2	294.9	289.0	333.7	107.4	107.7	103.7
11月	138.5	174.3	91.3	90.0	93.2	223.1	190.1	272.0	99.4	99.1	105.3
12月	184.2	266.9	109.3	112.2	99.4	371.5	389.5	344.0	105.0	104.4	104.0
令和4(2022)年1月	200.9	289.1	85.2	83.5	98.5	438.7	482.1	389.2	100.3	101.1	85.6
2月	288.1	463.1	81.6	76.6	97.1	731.1	1057.3	422.4	106.1	107.4	80.1
3月	246.1	392.3	109.0	113.5	97.9	573.5	812.4	363.0	101.2	103.0	69.6
4月	192.9	270.2	92.0	91.2	92.6	381.9	365.8	387.5	103.9	104.8	86.8
前月比(%)	▲ 21.6	▲ 31.1	▲ 15.6	▲ 19.6	▲ 5.4	▲ 33.4	▲ 55.0	6.7	2.7	1.7	24.7

問い合わせ先

栃木県県民生活部統計課産業統計担当

電話 028(623)2250(直通)

E-mail tokeika@pref.tochigi.lg.jp

◆◇「とちぎの統計情報」(栃木県ホームページ内)◇◆

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c04/pref/toukei/toukei/top.html>

(株)あしぎん総合研究所
あしぎん経済概況 2022年7月号

■総括判断

栃木県の基調判断		前月の基調判断との比較
横ばい圏の動き		変更なし
<p>県内経済は、各需要項目とも力強さを欠いている。雇用情勢は単月では指標の悪化がみられるものの、回復基調にある。総体で、県内経済は「横ばい圏の動き」となっている。先行きは、原材料価格の上昇やサプライチェーンの停滞が企業業績に影響を及ぼすことが懸念される。また、食品をはじめとする生活必需品やガソリンなどのエネルギー価格の高騰が、消費者の節約志向を高め、個人消費を下押しするリスクもある。</p>		
主要項目		前月の基調判断との比較
生産活動	横ばい圏の動き	変更なし
	生産指数は、ほぼ横ばいで推移し、前年水準を回復するには至っていない。供給制約の長期化等により、回復には時間を要する可能性がある。	
個人消費	横ばい圏の動き	変更なし
	小売業販売額は、2カ月ぶりに前年を下回り、モノ消費は力強さを欠いている。	
住宅投資	横ばい圏の動き	変更なし
	「分譲」の寄与度が大きく、底堅さが見られる。	
設備投資	横ばい圏の動き	変更なし
	原材料価格の高騰による企業収益の悪化や中国のロックダウンによるサプライチェーンの停滞が投資意欲に影響を与えている。	
公共投資	横ばい圏の動き	1段階下げ
	公共工事請負金額は、令和元年台風19号による災害復旧工事が一巡しつつあることから、前年を下回って推移している。	
雇用情勢	持ち直しの動き	変更なし
	当月の有効求人倍率、新規求人数は、ともに低下・減少したものの、水準は前年を上回っており、回復基調が続いている。	

※1 2022年7月上旬に入手可能なデータを基に作成(5月データ基準)。

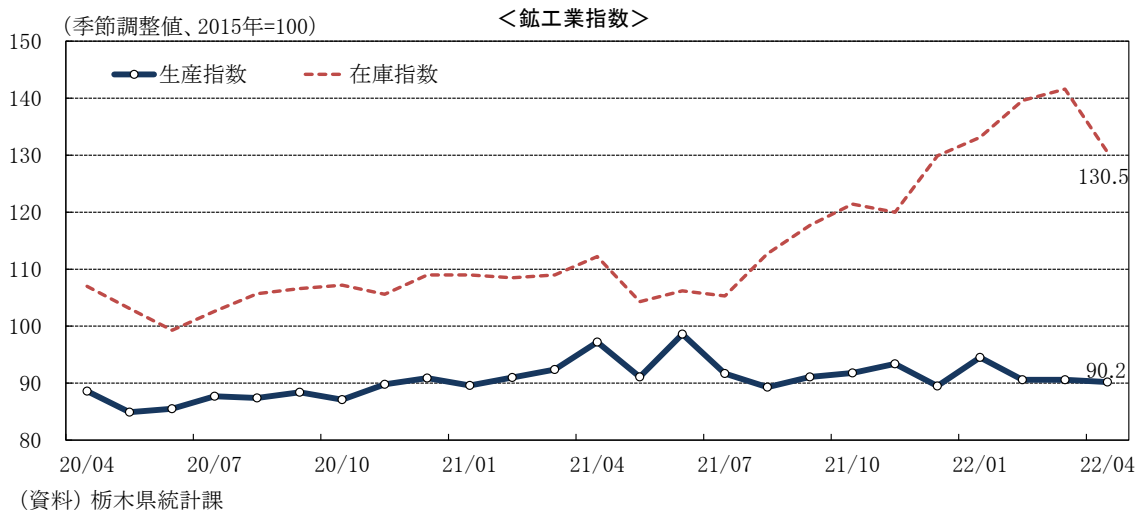
※2 景気の基調判断は以下の7段階で評価している。

極めて弱い	弱い動き	弱含みの動き	横ばい圏の動き	持ち直しの動き	緩やかな回復	力強い回復
← 景気が悪い						景気が良い →

■栃木県の生産活動—横ばい圏の動き

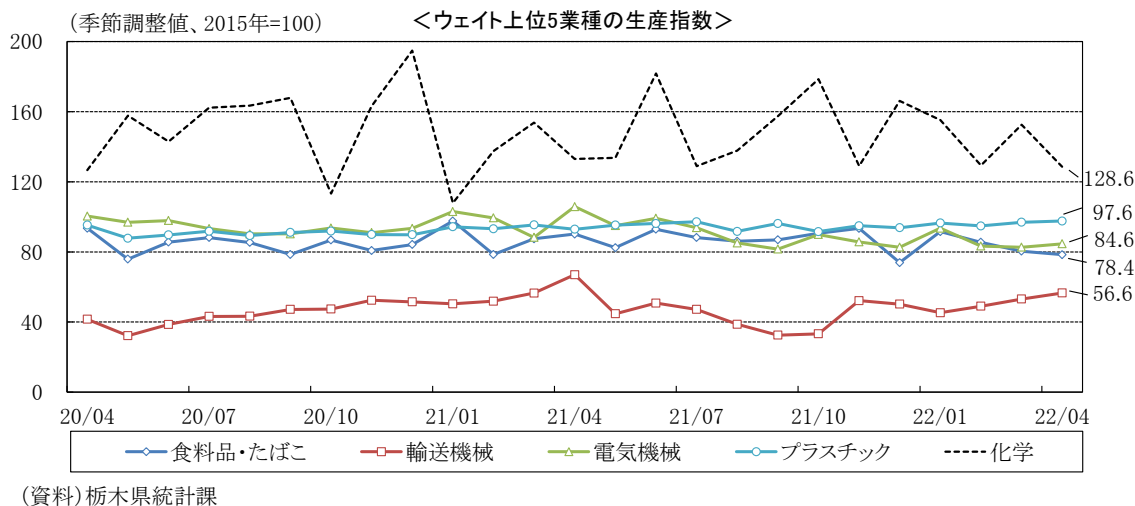
- ✓ 4月の鉱工業指数(季節調整値)をみると、半導体不足の長期化や中国のロックダウン(3/28-5/31)に伴うサプライチェーン停滞の影響により、生産指数は前月比▲0.4ptの90.2と2カ月ぶりに低下した。
- ✓ また、21年7月以降上昇が続いていた在庫指数は、前月比▲11.1ptの130.5と5カ月ぶりに低下した。

【図表1】



- ✓ ウェイト上位5業種の生産指数のうち、「化学」は、医薬品や塗料等の生産が減少したことで前月比▲23.9ptの128.6と2カ月ぶりに低下した。

【図表2】

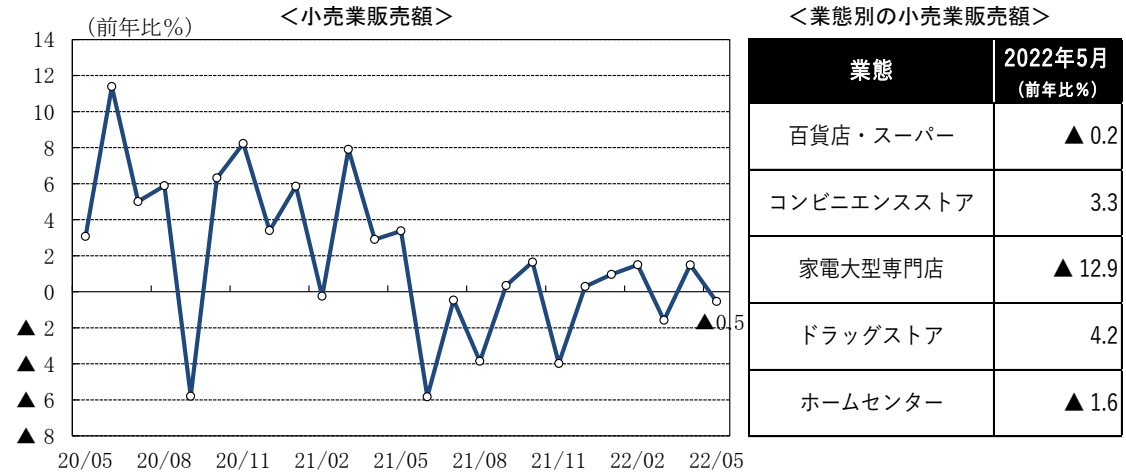


■ 栃木県の個人消費—横ばい圏の動き

- ✓ 5月の小売業販売額^{※1}は、前年比▲0.5%と2カ月ぶりに前年を下回った。
- ✓ 業態別にみると、巣ごもり需要及びテレワーク関連商材が一巡した「家電大型専門店」が前年比▲12.9%と販売額(売上高)を大幅に減少させた。

※1：小売業販売額は、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの売上合計から作成。

【図表3】

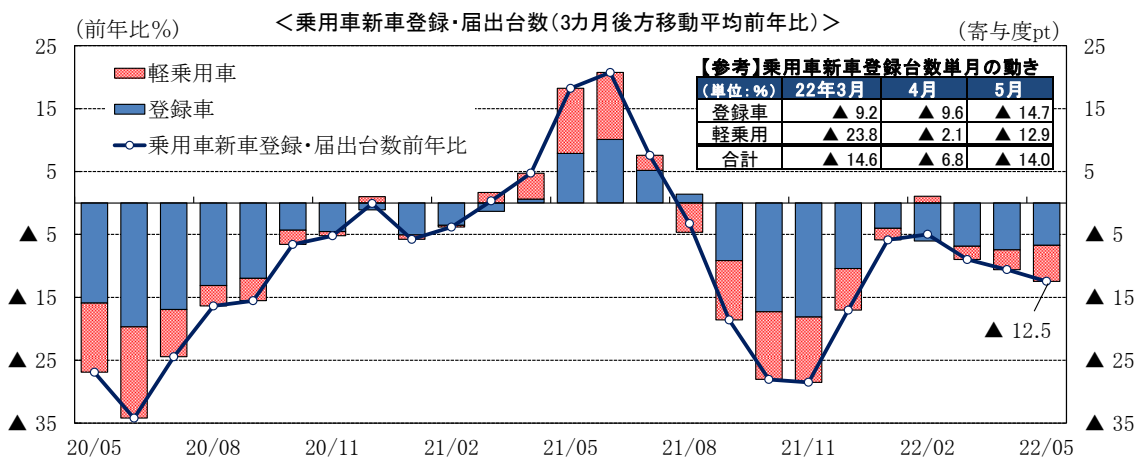


(資料)経済産業省「商業動態統計調査」より当社作成

- ✓ 乗用車の新車登録の動向をみると、3カ月後方移動平均値^{※2}(22年3~5月の平均)が、前年比▲12.5%と10カ月連続で前年を下回った。
- ✓ 新車購入需要は強いものの、半導体不足等の影響により各メーカーの納車が遅延している。供給制約により、新車登録台数は低調な推移となっている。

※2：3カ月後方移動平均値は、当月値を含む過去3か月分の平均値である。乗用車新車登録・届出台数は単月の変化が大きいことから、基調の変化を把握しにくい。そのため、3カ月後方移動平均値により月々の動きをならすことにより、基調の変化が読み取りやすくなる。

【図表4】



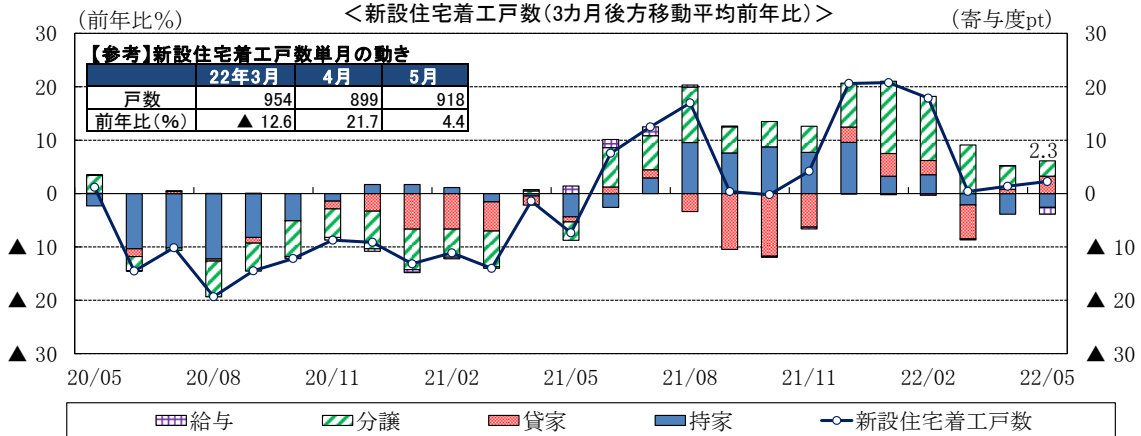
(注)3カ月後方移動平均の前年比・寄与度

(資料)自販連栃木県支部、栃木県軽自動車協会データより当社作成

■ 栃木県の住宅投資—横ばい圏の動き

- ✓ 新設住宅着工戸数の動向をみると、3カ月後方移動平均値(22年3~5月の平均)は、「分譲」が増加していることで前年比+2.3%と7カ月連続で前年を上回った(図表5)。

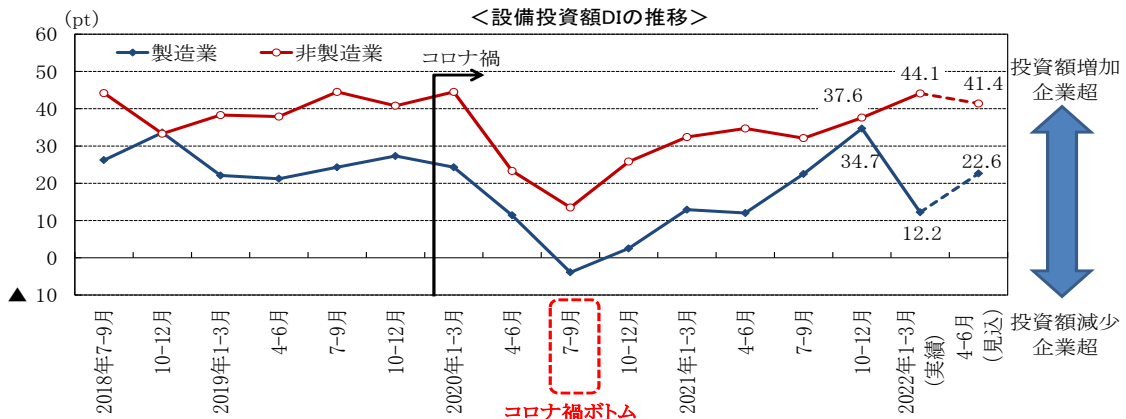
【図表5】



■ 栃木県の設備投資—横ばい圏の動き

- ✓ 「第196回あしぎん景況調査(調査時期:22年4月)」では、県内企業の22年1-3月期の設備投資額DIは、製造業が前期比▲22.5ptの12.2pt、非製造業が同+6.5ptの44.1ptとなった。
- ✓ 製造業では、原材料をはじめとする調達コストの上昇を受けて、企業業績が不透明な中、設備投資を控える動きが強まった。
- ✓ 調査時点で、製造業は、先行き改善を見込んでいる。ただし、原材料価格の高騰が続いていることと、調査時点以降に発生した中国のロックダウン(3/28-5/31)に起因するサプライチェーンの停滞により、企業業績は調査時点からさらに悪化している可能性がある。

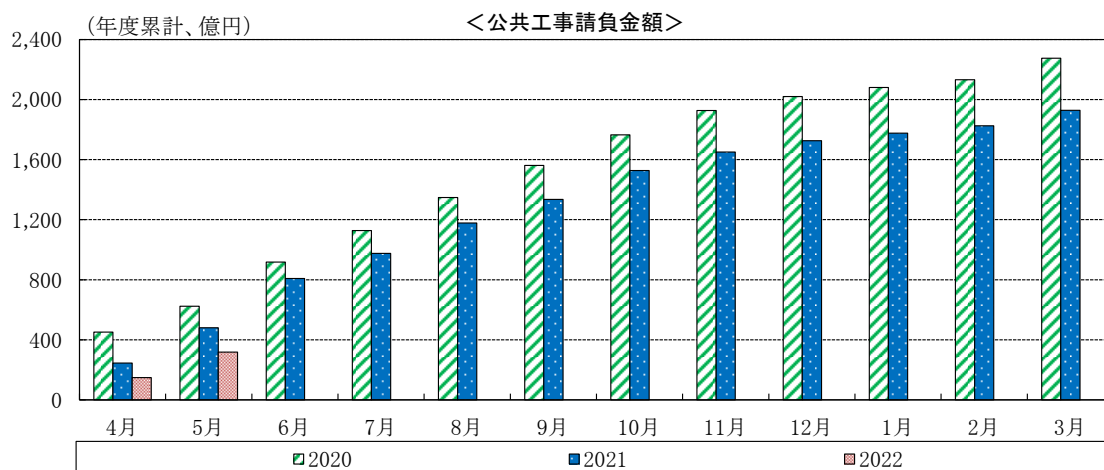
【図表6】



■栃木県の公共投資—横ばい圏の動き

- ✓ 5月の公共工事請負金額は、前年比▲27.5%と減少した。
- ✓ 発注者別に見ると、令和元年台風19号による災害復旧工事が一巡したことで、都道府県(同▲7.6%)と市区町村(同▲42.6%)で前年を下回る推移が続いている(図表7)。

【図表7】

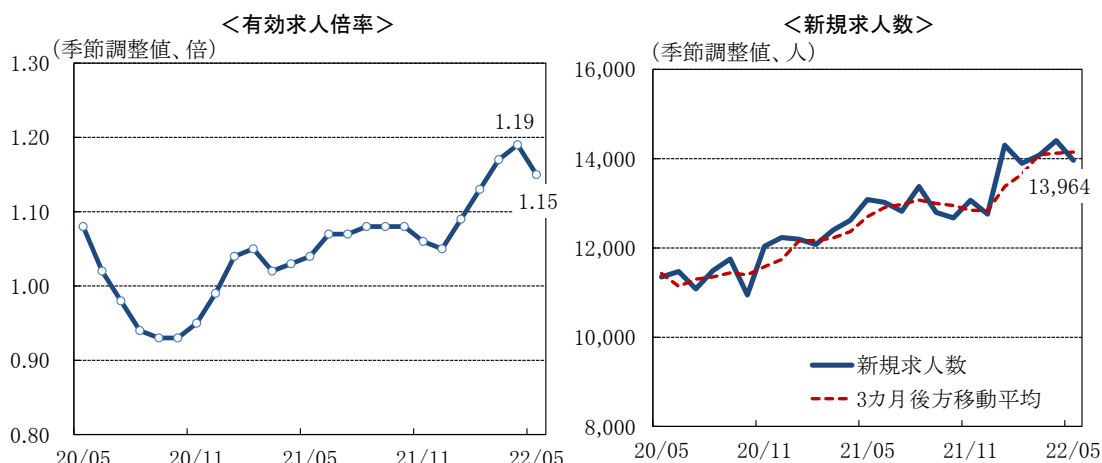


(資料) 東日本建設業保証「公共工事前払保証統計」より当社作成

■栃木県の雇用情勢—持ち直しの動き

- ✓ 5月の有効求人倍率(季節調整値)は前月に比べて▲0.04ptの1.15倍と5カ月ぶりに低下した(図表8左)。
- ✓ 新規求人数(季節調整値)は前月比▲3.1%の13,964人と3カ月ぶりに減少した(図表8右)。
- ✓ 有効求人倍率、新規求人数は、回復基調にあるものの、両指標とも5月の値は低下・減少した。企業業績の不透明感が強まる中、雇用情勢には注視が必要である。

【図表8】

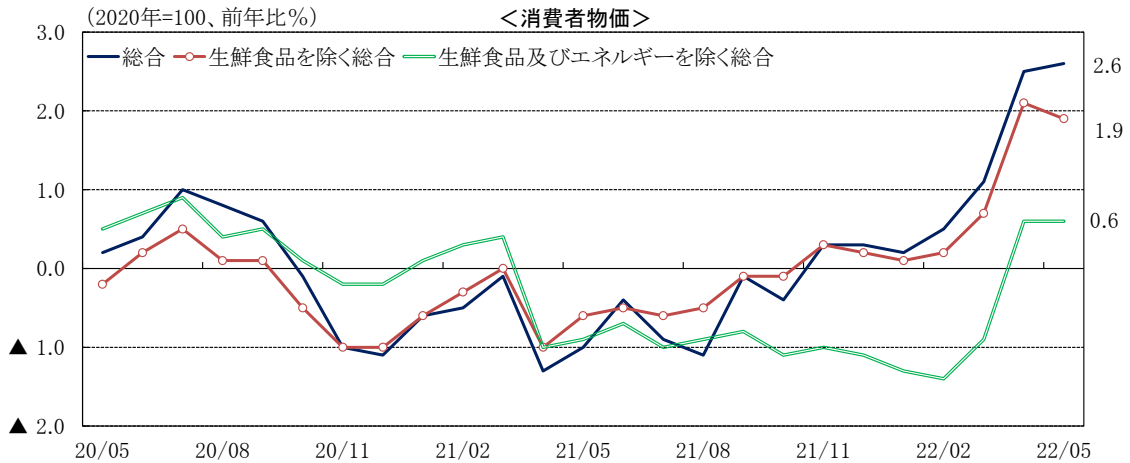


(資料) 厚生労働省「一般職業紹介状況」より当社作成

■栃木県の物価(宇都宮市)

- ✓ 5月の消費者物価指数(CPI)の「総合」は、主に“電気代”、“野菜・海藻”、“自動車等関係費”などが上昇したことにより、前年比+2.6%と7カ月連続で上昇した。ただし、CPIの増勢には減速感がみられる。
- ✓ なお、生鮮食品を除く総合(コア CPI)は前年比+1.9%と伸びが鈍化、生鮮食品及びエネルギーを除く総合(コアコア CPI)が同+0.6%と横ばいとなった。

【図表9】



(資料)総務省「消費者物価指数」

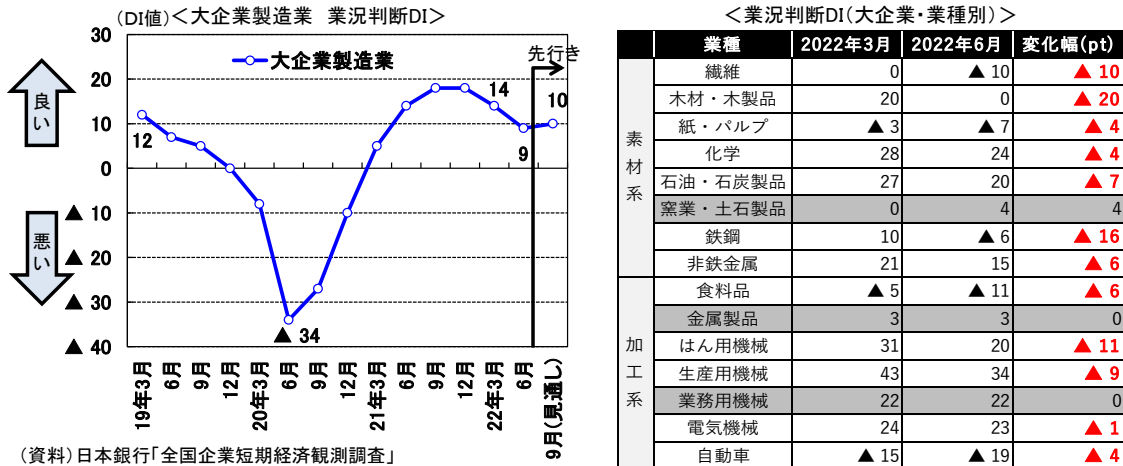
【トピックス】

～日銀短観、大企業製造業の景況感 2期連続で悪化～

6月の全国企業短期経済観測調査(日銀短観)は、代表的な指標である大企業・製造業の業況判断DIが前回調査比▲5ptの9と2期連続の悪化となった。資源・エネルギー価格の高騰や円安による輸入物価の上昇が企業の調達コストの増加につながっている上、中国におけるロックダウンがサプライチェーンの混乱を招いており、素材系・加工系業種を問わず幅広い業種で景況感が悪化した。

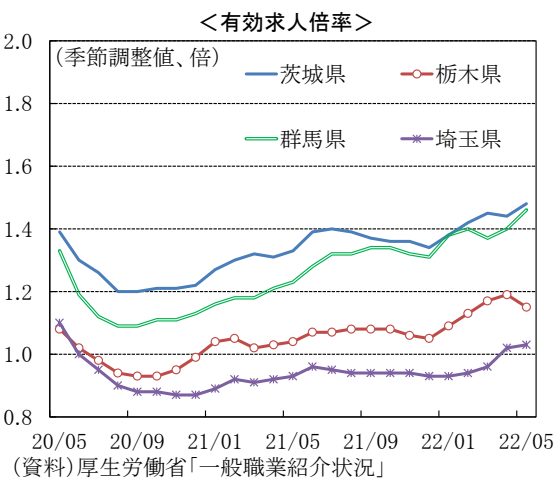
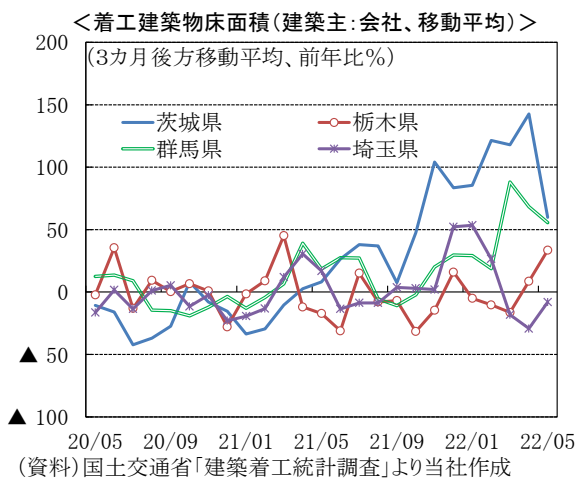
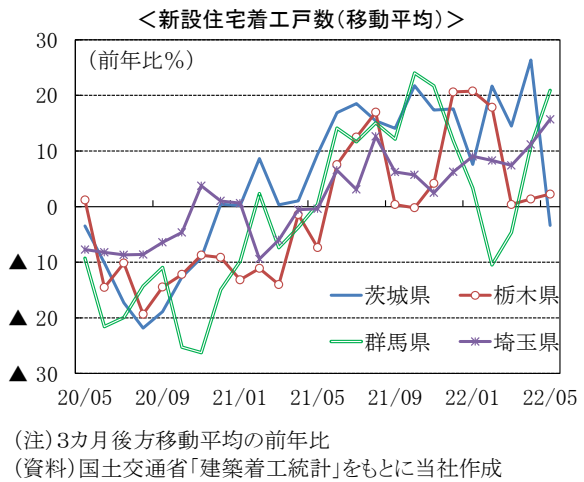
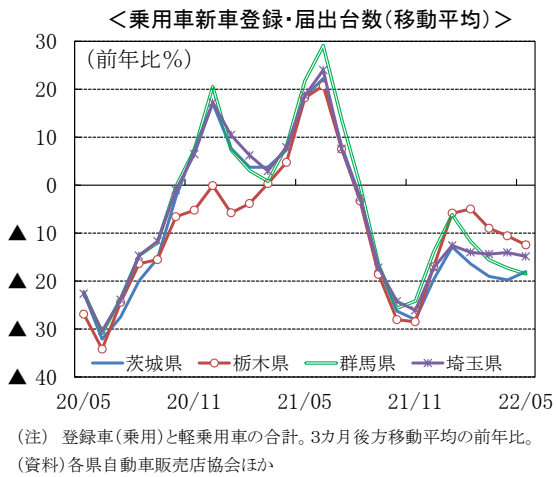
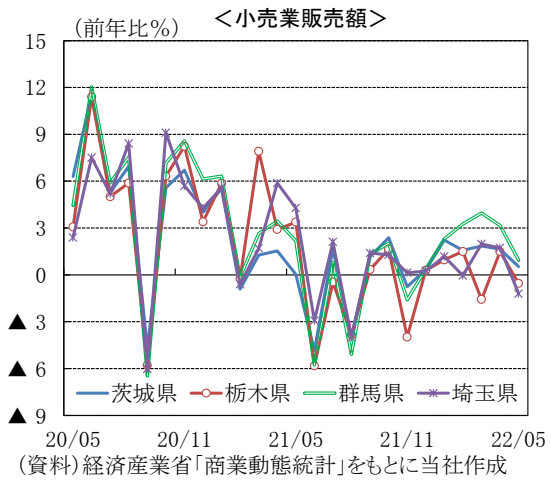
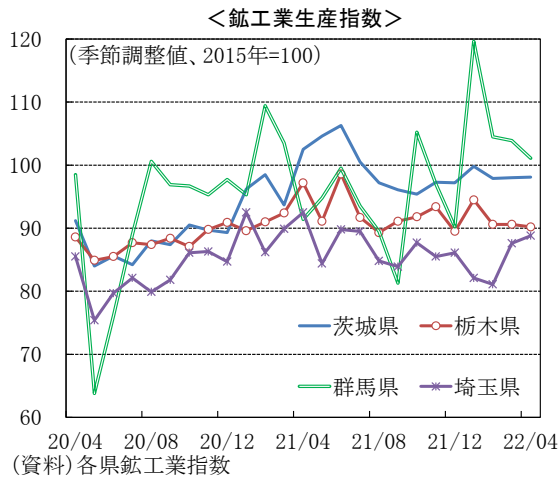
先行きは、DI値の改善が見込まれている。ただし、原材料をはじめとする調達コスト高は長期化する可能性があり、更なる景況感の悪化も懸念される。

【図表10】



(資料)日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

■主な指標の近隣他県との比較(群馬県、茨城県、埼玉県)



■栃木県の主要経済指標

	鉱工業指数(季調値、2015=100)			主要業種別生産指数				
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比	在庫指数	食料品・ たばこ	輸送機械	電気機械	化学	プラスチック
2019年	95.4	▲ 2.5	95.3	94.3	64.8	96.1	155.4	96.8
2020年	88.7	▲ 6.7	100.4	86.8	47.3	93.9	152.3	91.8
2021年	92.4	3.7	119.7	87.3	47.5	92.9	145.7	94.4
2021年6月	98.6	7.5	106.2	92.9	50.8	99.2	181.8	96.2
7月	91.7	▲ 6.9	105.3	88.2	47.2	93.8	128.9	97.2
8月	89.3	▲ 2.4	112.7	86.1	38.7	85.1	137.8	91.7
9月	91.1	1.8	117.7	86.9	32.5	81.6	157.4	96.2
10月	91.8	0.7	121.4	90.6	33.3	89.9	178.5	91.6
11月	93.4	1.6	120.0	93.4	52.2	85.7	129.0	94.9
12月	89.5	▲ 3.9	129.9	73.9	50.2	82.7	166.1	93.8
2022年1月	94.5	5.0	133.1	91.6	45.3	93.5	155.2	96.5
2月	90.6	▲ 3.9	139.6	85.5	49.0	83.3	129.4	94.8
3月	90.6	0.0	141.6	80.4	53.1	82.7	152.5	96.9
4月	90.2	▲ 0.4	130.5	78.4	56.6	84.6	128.6	97.6
5月	-	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	栃木県							

	小売業販売額(前年比)						乗用車新車登録・届出台数	
	小売業 販売額	百貨店・ スーパー(全店)	コンビニ エンスストア	家電大型 専門店	ドラッグストア	ホーム センター	台数(台)	前年比
2019年	2.6	▲ 0.8	0.6	15.0	6.4	0.3	84,566	▲ 2.0
2020年	8.9	0.1	▲ 3.4	20.2	11.1	7.3	72,077	▲ 14.8
2021年	1.3	0.3	0.3	2.1	1.4	▲ 3.0	68,139	▲ 5.5
2021年6月	▲ 5.8	▲ 2.6	▲ 0.9	▲ 21.5	▲ 0.4	▲ 13.3	5,292	0.2
7月	▲ 0.5	0.6	4.4	▲ 10.2	0.8	▲ 4.0	5,885	▲ 6.1
8月	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 2.5	▲ 10.8	2.5	▲ 12.3	4,697	▲ 3.4
9月	0.3	0.0	0.3	▲ 3.2	4.4	▲ 1.4	4,431	▲ 39.4
10月	1.6	0.0	0.3	2.3	6.6	1.0	4,356	▲ 33.6
11月	▲ 4.0	▲ 4.4	▲ 0.6	▲ 16.4	4.4	▲ 5.5	5,667	▲ 10.6
12月	0.3	▲ 1.2	1.5	2.3	3.2	▲ 4.1	5,368	▲ 5.0
2022年1月	1.0	0.9	2.5	▲ 2.1	3.1	▲ 1.1	6,282	▲ 2.0
2月	1.5	▲ 1.9	0.6	8.6	6.7	▲ 3.4	6,350	▲ 7.8
3月	▲ 1.6	0.1	2.7	▲ 14.6	4.4	▲ 2.5	8,054	▲ 14.6
4月	1.5	▲ 0.2	3.1	▲ 1.6	7.3	▲ 2.8	4,594	▲ 6.8
5月	▲ 0.5	▲ 0.2	3.3	▲ 12.9	4.2	▲ 1.6	4,115	▲ 14.0
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	当社算出	経済産業省					自販連栃木県支部他	

	新設住宅着工戸数		着工建築物(建築主:会社)		公共工事請負金額		有効求人 倍率(季調値) 倍	消費者物価 指数(コア) 前年比
	戸数	前年比	床面積(㎡)	前年比	請負金額 (年度、百万円)	前年比		
	2019年	11,988	▲ 10.2	925,666	▲ 18.6	197,343	19.3	1.40
2020年	11,072	▲ 7.6	923,255	▲ 0.3	227,544	15.3	1.06	▲ 0.1
2021年	11,423	3.2	828,003	▲ 10.3	192,915	▲ 15.2	1.06	0.3
2021年6月	1,204	30.6	96,878	105.5	32,883	11.8	1.07	▲ 0.5
7月	1,042	23.2	59,581	▲ 37.9	16,718	▲ 20.3	1.07	▲ 0.6
8月	877	▲ 2.8	62,057	▲ 32.3	20,139	▲ 8.8	1.08	▲ 0.5
9月	798	▲ 16.8	48,671	▲ 20.9	15,742	▲ 26.2	1.08	▲ 0.1
10月	1,115	19.3	73,171	17.7	19,292	▲ 5.1	1.08	▲ 0.1
11月	950	11.2	81,483	57.9	12,247	▲ 24.5	1.06	0.3
12月	1,235	30.4	73,171	▲ 42.0	7,596	▲ 18.2	1.05	0.2
2022年1月	826	19.4	93,100	▲ 5.3	5,043	▲ 17.3	1.09	0.1
2月	814	1.8	63,117	26.6	4,920	▲ 5.0	1.13	0.2
3月	954	▲ 12.6	69,054	30.4	10,307	▲ 27.8	1.17	0.7
4月	899	21.7	98,109	54.7	14,810	▲ 39.5	1.19	2.1
5月	918	4.4	80,518	17.5	17,051	▲ 27.5	1.15	1.9
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	国土交通省		東日本建設業保証		厚生労働省		総務省	

(注) ※3 一部の係数は速報値を用いているため、確報の段階で修正されることがある。
 ※4 実額の前月比・前年比の単位は%。指数の前月比、前年比の単位はpt。
 ※5 年別は原数値・原指数による合計、年平均。

■群馬県・茨城県・埼玉県の主要経済指標

群馬県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額	乗用車新車登録・届出台数	新設住宅着工戸数	着工建築物床面積	公共工事請負金額	有効求人倍率(季調値)
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
			前年比	前年比	前年比	会社、前年比	年度、前年比	倍
2019年	100.0	▲ 4.6	2.0	▲ 4.6	▲ 7.2	5.6	14.6	1.70
2020年	92.9	▲ 7.1	11.9	▲ 8.1	▲ 14.7	▲ 12.5	▲ 13.5	1.26
2021年	96.2	3.3	1.8	▲ 2.6	7.6	26.3	▲ 16.2	1.27
2021年6月	99.5	4.7	▲ 5.8	6.9	32.2	32.6	42.4	1.28
7月	93.5	▲ 6.0	0.8	▲ 3.5	▲ 10.9	▲ 45.8	▲ 6.6	1.32
8月	89.5	▲ 4.0	▲ 5.1	▲ 3.0	33.5	▲ 4.8	▲ 4.2	1.32
9月	81.3	▲ 8.2	1.3	▲ 36.0	22.2	91.3	▲ 32.9	1.34
10月	105.2	23.9	2.0	▲ 31.4	16.6	▲ 5.3	▲ 24.8	1.34
11月	97.0	▲ 8.2	▲ 1.6	▲ 2.8	25.9	28.3	▲ 59.1	1.32
12月	90.2	▲ 6.8	0.4	▲ 6.7	▲ 4.2	105.1	▲ 36.0	1.31
2022年1月	119.6	29.4	2.3	▲ 9.0	▲ 12.2	▲ 29.6	▲ 46.2	1.38
2月	104.5	▲ 15.1	3.3	▲ 18.2	▲ 16.6	337.7	0.9	1.40
3月	103.9	▲ 0.6	4.0	▲ 17.8	14.0	46.1	▲ 37.7	1.37
4月	101.1	▲ 2.8	3.2	▲ 15.2	33.3	▲ 14.9	6.3	1.40
5月	-	-	0.9	▲ 23.3	14.6	23.4	53.5	1.46
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	群馬県		当社算出	自販連群馬県支部	国土交通省		東日本建設業保証	厚生労働省

茨城県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額	乗用車新車登録・届出台数	新設住宅着工戸数	着工建築物床面積	公共工事請負金額	有効求人倍率(季調値)
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
			前年比	前年比	前年比	会社、前年比	年度、前年比	倍
2019年	99.8	▲ 0.1	1.9	▲ 1.4	▲ 10.7	14.2	9.2	1.62
2020年	90.1	▲ 9.7	11.4	▲ 11.0	▲ 9.1	▲ 21.1	10.0	1.33
2021年	98.6	8.5	1.3	▲ 4.4	12.2	55.4	▲ 6.7	1.35
2021年6月	106.3	1.7	▲ 4.8	4.5	5.7	▲ 15.3	9.7	1.39
7月	100.5	▲ 5.8	1.7	▲ 9.3	22.9	▲ 4.4	4.9	1.40
8月	97.2	▲ 3.3	▲ 3.9	▲ 1.2	15.4	52.4	▲ 24.0	1.39
9月	96.1	▲ 1.1	1.2	▲ 33.9	26.6	99.4	▲ 7.5	1.37
10月	95.4	▲ 0.7	2.4	▲ 36.4	10.0	184.4	▲ 22.3	1.36
11月	97.3	1.9	▲ 0.8	▲ 12.8	16.3	22.4	10.5	1.36
12月	97.2	▲ 0.1	0.3	▲ 8.6	▲ 5.4	111.6	▲ 10.3	1.34
2022年1月	99.8	2.6	2.2	▲ 16.8	56.6	258.1	▲ 14.8	1.38
2月	97.9	▲ 1.9	1.6	▲ 22.6	▲ 6.9	29.4	▲ 17.5	1.42
3月	98.0	0.1	1.8	▲ 17.9	28.9	198.6	36.2	1.45
4月	98.1	0.1	1.6	▲ 19.4	▲ 26.6	▲ 6.9	48.1	1.44
5月	-	-	0.5	▲ 16.8	▲ 2.5	▲ 4.7	▲ 13.9	1.48
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	茨城県		当社算出	自販連茨城県支部	国土交通省		東日本建設業保証	厚生労働省

埼玉県	鉱工業指数(季調値、2015=100)		小売業販売額	乗用車新車登録・届出台数	新設住宅着工戸数	着工建築物床面積	公共工事請負金額	有効求人倍率(季調値)
	生産指数	暦年:前年比 月次:前月比						
			前年比	前年比	前年比	会社、前年比	年度、前年比	倍
2019年	96.4	▲ 4.9	0.4	▲ 1.9	▲ 13.4	▲ 7.5	5.9	1.31
2020年	84.3	▲ 12.1	13.5	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 12.7	4.2	1.00
2021年	87.8	3.5	2.7	▲ 3.8	4.4	15.6	3.0	0.93
2021年6月	88.5	3.7	▲ 2.9	3.9	▲ 0.5	26.8	27.8	0.96
7月	88.3	▲ 0.2	2.1	▲ 8.8	20.4	13.1	0.2	0.95
8月	86.3	▲ 2.0	▲ 4.0	▲ 2.2	0.4	▲ 18.2	▲ 4.1	0.94
9月	85.3	▲ 1.0	1.4	▲ 34.9	▲ 1.8	30.2	▲ 3.0	0.94
10月	86.9	1.6	1.3	▲ 29.5	8.4	9.1	▲ 8.0	0.94
11月	85.8	▲ 1.1	0.1	▲ 12.5	13.0	135.7	1.7	0.94
12月	86.9	1.1	0.3	▲ 9.1	5.9	38.9	19.6	0.93
2022年1月	79.9	▲ 7.0	1.2	▲ 16.0	5.8	▲ 45.4	▲ 31.3	0.93
2月	83.1	3.2	▲ 0.0	▲ 16.5	10.4	▲ 29.5	▲ 49.4	0.94
3月	87.3	4.2	2.0	▲ 11.6	16.5	▲ 12.7	9.3	0.96
4月	88.8	1.5	1.7	▲ 14.9	20.3	19.7	20.3	1.02
5月	-	-	▲ 1.2	▲ 20.7	▲ 1.5	37.4	▲ 12.6	1.03
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	埼玉県		当社算出	自販連埼玉県支部	国土交通省		東日本建設業保証	厚生労働省

(注)※6 消費者物価指数は生鮮食品を除く総合。
 ※7 外国為替相場(ドル・円)・日経平均株価の年別値は、12月の値。
 ※8 有効求人倍率は含むパート。
 ※9 実質貸金指数は調査産業計の、きまって支給する給与の値。

■全国の主要経済指標

	鉱工業指数(季調値、2015=100)		総消費 動向指数 実質、2020=100	小売業販売額 前年比	乗用車新車登録・届出台数		新設住宅着工戸数	
	生産指数	暦年：前年比 月次：前月比			台数	前年比	戸数	前年比
2019年	101.3	▲ 2.9	106.4	0.1	4,301,091	▲ 2.1	905,123	▲ 4.0
2020年	90.6	▲ 10.7	100.0	▲ 3.2	3,809,981	▲ 11.4	815,340	▲ 9.9
2021年	95.6	5.0	101.0	1.9	3,675,699	▲ 3.5	856,484	5.0
2021年6月	98.9	6.6	101.3	0.1	296,623	4.5	76,312	7.3
7月	98.1	▲ 0.8	101.1	2.4	309,463	▲ 6.4	77,182	9.9
8月	96.2	▲ 1.9	98.4	▲ 3.2	263,602	▲ 2.5	74,303	7.5
9月	89.9	▲ 6.3	100.5	▲ 0.5	256,963	▲ 34.3	73,178	4.3
10月	91.8	1.9	102.1	0.9	230,499	▲ 32.2	78,004	10.4
11月	96.4	4.6	103.7	1.9	291,665	▲ 13.4	73,414	3.7
12月	96.6	0.2	103.6	1.2	280,141	▲ 11.1	68,393	4.2
2022年1月	94.3	▲ 2.3	102.1	1.1	272,445	▲ 16.1	59,690	2.1
2月	96.2	1.9	101.4	▲ 0.9	289,848	▲ 19.9	64,614	6.3
3月	96.5	0.3	102.1	0.7	426,393	▲ 16.5	76,120	6.0
4月	95.1	▲ 1.4	103.3	3.1	244,292	▲ 15.3	76,294	2.4
5月	88.3	▲ 6.8	103.1	3.6	211,856	▲ 19.0	67,193	▲ 4.3
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	経済産業省		総務省	経済産業省	日本自動車工業会		国土交通省	

	機械受注		公共工事請負金額		輸出 前年比	輸入 前年比	国内企業 物価指数 前年比(総平均)	消費者物価 指数(コア) 前年比
	船舶・電力を除く 民需(億円)	暦年：前年比 月次：前月比	金額(億円)	前年比				
2019年	104,323	▲ 0.7	150,255	6.8	▲ 5.6	▲ 5.0	0.2	0.6
2020年	95,842	▲ 8.1	153,658	2.3	▲ 11.1	▲ 13.5	▲ 1.2	▲ 0.2
2021年	101,719	6.1	142,867	▲ 7.0	21.5	24.6	4.8	▲ 0.2
2021年6月	8,521	▲ 0.7	16,508	0.7	48.6	32.7	4.9	▲ 0.5
7月	8,550	0.3	13,898	▲ 9.9	37.0	28.1	5.6	▲ 0.2
8月	8,432	▲ 1.4	11,575	▲ 11.0	26.2	44.7	5.6	0.0
9月	8,478	0.5	12,682	▲ 15.1	13.0	38.4	6.2	0.1
10月	8,688	2.5	10,767	▲ 19.8	9.4	26.8	8.0	0.1
11月	8,899	2.4	7,534	▲ 14.5	20.5	43.8	8.9	0.5
12月	9,178	3.1	6,859	▲ 6.6	17.5	41.2	8.6	0.5
2022年1月	8,996	▲ 2.0	5,209	▲ 17.7	9.6	38.8	9.0	0.2
2月	8,114	▲ 9.8	5,897	▲ 9.1	19.1	34.2	9.4	0.6
3月	8,695	7.1	14,499	▲ 4.3	14.7	31.4	9.3	0.8
4月	9,630	10.8	20,105	▲ 4.0	12.5	28.4	9.9	2.1
5月	-	-	12,672	▲ 10.3	15.8	48.9	9.3	2.1
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
データ出典	内閣府		東日本建設業保証		財務省		日本銀行	総務省

	有効求人倍率 (季調値)	完全失業率 (季調値)	総雇用者所得 (実質)	実質賃金指数 (5人以上)	景気動向指数		ドル・円	日経平均 株価
	倍	%	前年比	前年比	先行指数	一致指数	円	円
2019年	1.60	2.4	0.8	▲ 0.8	-	-	109.18	23,660.38
2020年	1.19	2.8	▲ 1.8	▲ 0.7	-	-	103.82	26,772.95
2021年	1.13	2.8	1.2	0.8	-	-	113.87	28,514.23
2021年6月	1.13	2.9	1.9	1.7	103.5	95.2	110.11	28,943.23
7月	1.14	2.8	2.5	1.3	103.5	94.7	110.29	28,118.76
8月	1.15	2.8	2.3	0.9	101.6	92.7	109.84	27,692.73
9月	1.15	2.8	1.1	0.1	100.0	90.9	110.17	29,893.57
10月	1.16	2.7	0.9	▲ 0.1	100.7	92.8	113.10	28,586.20
11月	1.17	2.8	0.4	▲ 0.3	102.0	96.3	114.13	29,370.61
12月	1.17	2.7	▲ 0.4	▲ 0.5	102.9	96.8	113.87	28,514.23
2022年1月	1.20	2.8	▲ 0.4	0.5	101.3	96.1	114.83	27,903.99
2月	1.21	2.7	▲ 0.5	▲ 0.1	100.3	96.3	115.20	27,066.53
3月	1.22	2.6	0.8	▲ 0.2	100.8	96.8	118.51	26,584.08
4月	1.23	2.5	▲ 1.0	▲ 1.6	102.9	96.8	126.04	27,043.33
5月	1.24	2.6	▲ 1.7	▲ 1.4	101.4	95.5	128.78	26,653.77
6月	-	-	-	-	-	-	133.86	26,958.39
データ出典	厚生労働省	総務省	内閣府	厚生労働省	内閣府		日本銀行	日本経済新聞社